

第339回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
2月21日	火	本会議	開会 会期の決定（25日間） 議案の上程63件（予算38、条例20、その他5） 提出者の説明 尾崎知事 議案の上程（議発第1号） 提出者の説明 浜田(英)議員
22日	水	休 会	議案精査
23日	木	休 会	議案精査
24日	金	休 会	議案精査
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	議案精査
28日	火	本会議	質疑並びに一般質問 桑名議員 中内議員 米田議員
3月1日	水	本会議	質疑並びに一般質問 池脇議員 野町議員 金岡議員
2日	木	本会議	質疑並びに一般質問 田中議員 大野議員 明神議員
3日	金	本会議	質疑並びに一般質問 浜田(豪)議員 加藤議員
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 上田(貢)議員 坂本(茂)議員 中根議員 黒岩議員 下村議員 土居議員 上田(周)議員
7日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 塚地議員 久保議員 橋本議員 横山議員 前田議員 弘田議員 依光議員 委員会付託
8日	水	休 会	委員会審査
9日	木	休 会	委員会審査

10日	金	休 会	委員会審査
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	休 会	委員会審査
14日	火	休 会	
15日	水	休 会	委員会審査
16日	木	休 会	
17日	金	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程（第64号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議案の上程（議発第2号） 採決 議案の上程（議発第3号—議発第6号） 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 吉良議員 採決 議案の上程（議発第8号） 討論 中根議員 採決 常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 議席の一部変更 閉会

第339回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	7
議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）	26
浜田(英)議員	26

第2日（2月28日）

出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
事務局職員出席者	30
議事日程	30
諸般の報告	32
質疑並びに一般質問	
桑名議員	32
1 政治姿勢（高知龍馬マラソン2017、平成29年度政府予算案への本県提言の反映、地方創生関連財源の活用、アメリカとの2国間貿易交渉、日欧EPA、文部科学省の再就職あっせん問題、退職管理）について	32
2 輸出振興の本格化（上海事務所の経験を生かした台湾の活動拠点設置、台湾との貿易、シンガポール事務所との連携）について	35

3	広域食肉センターの存廃（他県で屠畜した場合の影響、新食肉センター整備検討会の審議の状況）について……………	35
4	国際バカロレア教育（目指す人間像と教育内容、教員の確保と養成、生徒・教師の負担増）について……………	36
5	運動部活動のあり方（活動実態、休養日の必要性、スポーツ強化校での選手育成）について……………	37
6	専門学校の特設職大学化（所見、職業実践専門課程認定校への支援、農業大学の移行）について……………	38
7	慰霊碑（所見、維持管理状況、道徳教育との関連）について……………	39
8	汚水処理施設の整備と管理運営（新たな生活排水処理構想の策定、浄化槽台帳の整備による情報共有ネットワークの構築、法定検査の受検率向上）について……………	39
9	外国人の不法残留（外国客船訪日における実態と対応策、県の対応）について……………	41
10	カツオと宝石サンゴ（高知カツオ県民会議、宝石サンゴの状況と業界への支援）について……………	41
	尾崎知事……………	42
	梶総務部長……………	49
	味元農業振興部長……………	50
	田村教育長……………	51
	岡崎文化生活部長……………	55
	門田地域福祉部長……………	55
	福田土木部長……………	56
	上野警察本部長……………	57
	中澤商工労働部長……………	58
	桑名議員……………	58
	中内議員……………	59
1	政治姿勢（県勢浮揚に向けた決意、国の経済活性化、社会保障制度と税制の見直し、政府予算案の評価、国の少子化対策と県の取り組み状況、まち・ひと・しごと創生総合戦略）について……………	59
2	当初予算案（予算編成の基本姿勢、財政収支の見通しと一般財源総額の確保、扶助費・経常的経費と地方財政に対する所見及び債務負担行為）について……………	62
3	南海トラフ地震対策（津波からの確実な避難、避難所の確保と支援物資の搬送）について……………	63
4	日本一の健康長寿県づくり（在宅医療推進のための支援体制、県立病院での地域包括ケアシステムの構築、新専門医制度、医師の養成）について……………	63
5	産業振興（官民協働）について……………	64

6	紙産業の振興（飛躍的な成長に向けた取り組み、伝統的工芸品の後継者育成事業、市町村や業界団体との連携）について……………	65
7	ルネサス社への対応について……………	66
8	県域J Aの統合について……………	66
9	6次産業化（直販所の活性化）について……………	67
10	県1漁協（合併に向けた取り組みの強化、荷さばき施設の整備）について……………	67
11	クロマグロの養殖振興（人口種苗生産の事業化）について……………	68
	尾崎知事……………	69
	梶総務部長……………	75
	酒井危機管理部長……………	76
	山本健康政策部長……………	77
	井奥公営企業局長……………	78
	中澤商工労働部長……………	79
	味元農業振興部長……………	81
	谷脇水産振興部長……………	82
	中内議員……………	83
	尾崎知事……………	84
	梶総務部長……………	85
	酒井危機管理部長……………	85
	中澤商工労働部長……………	86
	米田議員……………	86
1	政治姿勢（原発への見解、モラルハザード、政府・財界の路線の破綻、米軍機墜落事故原因の説明、飛行訓練再開の事態の把握、訓練再開を許さない決意、核兵器の廃絶）について……………	86
2	経済対策（日米の2国間交渉、日欧E P A交渉、県域J A、農協改革に関する意見の実行、中山間地域等直接支払制度）について……………	89
3	南海トラフ地震対策・災害対策（住宅耐震改修、目標達成による経済効果、新基準の住宅耐震改修への支援、災害救助法の改正・充実、三重防護、高知港の水門設置、河川堤防の耐震補強、関係自治体間の協議と減災対策及び情報提供、土砂災害の防止）について……………	91
4	通信制高校への託児室設置（子育てしながらの学びの実態、太平洋学園高等学校への支援、県立高校での学びの保障）について……………	93
5	警察職員の懲戒処分の公表（公表に対する受けとめと公安委員会の役割）について……………	94
	尾崎知事……………	95
	味元農業振興部長……………	98
	福田土木部長……………	99

門田地域福祉部長	102
田村教育長	103
岡崎文化生活部長	103
島田公安委員長	104
米田議員	104
田村教育長	105
岡崎文化生活部長	105
福田土木部長	105
米田議員	105

第3日（3月1日）

出席議員	107
欠席議員	107
説明のため出席した者	107
事務局職員出席者	108
議事日程	108
質疑並びに一般質問	
池脇議員	110
1 政治姿勢（積極型予算の経済への効果、教育大綱改訂の理由と人材確保と郡部校のD3対策、学習指導要領改訂への指摘、がん患者の就労支援、ドクターヘリ）について	110
2 教育行政（学習指導要領の改訂、教育の意義の捉え直しの変化、教員のサポート体制とスキルアップ、カリキュラムマネジメントの実現・学校への影響、通級指導、ビブリオバトル、地域未来塾）について	112
3 農業大学校（経営感覚を持った人材の育成）について	115
4 牧野植物園の整備計画（前園長の研究成果の出版、組織体制と業務の実情、体制の見直しと人材確保計画、現状の事業運営と改善対応）について	116
5 人事異動に伴う業務の引き継ぎ（現状、事業の継続性の担保、外部との関係）について	118
6 健康サポート薬局について	118
7 高齢ドライバーの増加に対する取り組みについて	119
尾崎知事	119
田村教育長	125
味元農業振興部長	129
田所林業振興・環境部長	130

梶総務部長	131
山本健康政策部長	132
上野警察本部長	132
池協議員	133
田村教育長	133
野町議員	133
1 日本一の健康長寿県づくり（東部地域への看護学校設置、郡部における在宅医療、助産師の育成、ICTの活用、あき総合病院、院内保育所、地域包括ケアシステムの構築、安芸福祉保健所管内での連携、介護職員の環境改善、あったかふれあいセンターの機能強化）について	133
2 農業振興（JA合併による指導体制の充実、平成37年度目標値の達成、ハウスの導入コストの低減策、県単独事業と国庫補助事業のスムーズな事業執行、労働力の確保と集出荷施設の再配置、外国人技能実習制度、園芸団地、農業技術センター、他分野の研究機関などとの連携、機能強化、土佐あかうし・土佐ジロー・土佐はちきん地鶏の増産対策、口蹄疫や鳥インフルエンザへの対策）について	137
3 商店街の活性化策（郡部の中心商店街、チャレンジショップ事業、安芸本町商店街）について	142
尾崎知事	143
山本健康政策部長	145
井奥公営企業局長	146
門田地域福祉部長	147
味元農業振興部長	149
中澤商工労働部長	154
野町議員	155
金岡議員	156
1 経済状況（本県の状況、将来像）について	156
2 林業政策（林業学校、新規林業就労者、個人林業家の支援、こうちの木に住まいづくり助成事業）について	157
3 農業政策（中山間地域の事情に柔軟に対応できる農地整備、個人農家の支援、給付金等収入のなくなったときの就農の形）について	158
4 中山間地域での就労のあり方について	159
5 檜山トンネル（完成までのスケジュール）について	159
6 早明浦ダム再編事業（早期事業化）について	159
7 市町村の保育料軽減策への支援について	160
8 観光政策（「志国高知 幕末維新博」の会場がない市町村での取り組み、クルーズ客船観光客の郡部への誘致、アウトドア観光）について	161

9 中山間地域の学校（施設や教育体制の充実、魅力の向上）について……………	161
10 図書館（中山間地域住民へのサービス、設置されていない町村での読書環境 の改善）について……………	162
尾崎知事……………	163
田所林業振興・環境部長……………	165
味元農業振興部長……………	167
福田土木部長……………	169
田村教育長……………	169
伊藤観光振興部長……………	172
金岡議員……………	173
田村教育長……………	174
味元農業振興部長……………	174
金岡議員……………	174
田村教育長……………	174

第4日（3月2日）

出席議員……………	177
欠席議員……………	177
説明のため出席した者……………	177
事務局職員出席者……………	178
議事日程……………	178
質疑並びに一般質問	
田中議員……………	180
1 移住促進（移住者数1,000組達成への決意）について……………	180
2 農業政策（労働力確保の仕組みづくり、国家戦略特区を活用した外国人の就 労、グローバルGAPの認証取得、県立農業高校への支援、県立農業大学校 での取り組み、流通量の少ない農産物の生産状況及び中規模・小規模流通の 強化、野菜苗の品質確保）について……………	181
3 観光振興（外国人旅行者の動向、教育旅行誘致のための支援、体験型プログ ラムを活用した国際観光）について……………	182
4 危機管理（高知空港の早期復旧、救急安心センター事業の導入、県内消防本 部の意見）について……………	184
5 保育・教育（主体的・対話的で深い学びによる授業改善、小学校における新 たな英語教育への準備、教科の縦持ち、県版学力調査の結果を受けた今後の 取り組み、実施時期の改善、優秀な教員の確保、高知大学との連携、待機児	

童の解消) について	185
尾崎知事	187
味元農業振興部長	188
田村教育長	190
伊藤観光振興部長	195
酒井危機管理部長	196
田中議員	197
尾崎知事	197
田中議員	198
大野議員	198
1 平成29年度当初予算（国の予算案における地方財政と要望活動）について	199
2 中山間対策（課題認識と中山間振興・交通部の重点施策、生涯学習・社会教育の活用）について	199
3 スポーツ行政（文化生活スポーツ部の目指す姿と果たす役割、指導体制や財政面による競技環境の向上）について	201
4 仁淀川の清流保全対策（条例の制定、観光振興、エコサイクルセンターでの発煙事象、管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想案）について	201
5 林業振興（森林の境界と所有者の明確化及び集約化、地籍調査、海外の木材流通）について	203
6 介護従事者の処遇改善（独自の取り組み）について	204
7 W i - F i の整備（公共施設などにおける状況と今後の取り組み）について	204
8 観光振興（奥四万十博の実績、地域観光連携の効果と今後の支援、本県の人気キャラクターや著名人による高知家プロモーション、「志国高知 幕末維新博」とその先への意気込み）について	205
尾崎知事	207
田村教育長	210
伊藤観光振興部長	211
田所林業振興・環境部長	212
福田土木部長	214
門田地域福祉部長	215
岡崎文化生活部長	215
松尾産業振興推進部長	216
大野議員	216
尾崎知事	217
明神議員	218
1 集落活動センターの課題解決（ふるさと納税制度の活用）について	218

2	人工魚礁設置に向けた要望（国の基本的調査）について……………	220
3	認知症対策（認知症初期集中支援チーム、行方不明者への対応）について……………	221
4	農業での労働力不足への対応（労働力の確保と省力化の推進）について……………	223
5	再造林の確実な実施（市町村森林整備計画、市町村への補助金上乘せの協力要請）について……………	223
6	森林認証（国の基本的方針への対応、県産認証材の供給体制の実現）について……………	225
	尾崎知事……………	225
	門田地域福祉部長……………	227
	味元農業振興部長……………	228
	田所林業振興・環境部長……………	228
	明神議員……………	230

第5日（3月3日）

	出席議員……………	231
	欠席議員……………	231
	説明のため出席した者……………	231
	事務局職員出席者……………	232
	議事日程……………	232
	質疑並びに一般質問	
	浜田(豪)議員……………	234
1	教育政策（インクルーシブ教育システムの構築、現状と課題、幼稚園教育要領などの改訂案）について……………	234
2	農業政策（担い手確保、新規就農者及び市町村の取り組みへの支援、稲作の作業受託、東京農業大学との連携）について……………	235
3	子育て支援政策（ファミリー・サポート・センターの普及）について……………	238
4	災害対策（津波浸水予測における過去の文献の活用）について……………	238
5	日本一の健康長寿県づくり（糖尿病性腎症の重症化予防、特別養護老人ホームの人工透析患者の受け入れ）について……………	239
6	動物愛護センター（設置についての所見、小動物管理センターにおける収容動物の適正管理と削減）について……………	240
7	ルネサス高知工場の撤退について……………	241
	尾崎知事……………	241
	田村教育長……………	244
	味元農業振興部長……………	245

岡崎文化生活部長	246
酒井危機管理部長	246
山本健康政策部長	247
門田地域福祉部長	247
中澤商工労働部長	248
浜田(豪)議員	248
尾崎知事	249
浜田(豪)議員	249
加藤議員	249
1 政治姿勢（国の地方創生への評価と今後の政策提言、県庁の組織再編）について	250
2 経済の活性化（雇用の質、高速道路整備の見通し、社会資本の整備）について	251
3 農林水産業の振興（新規就農者の確保・育成、全国農業担い手サミット、中山間地域の農業、CLTの活用、水産加工施設を中心とした養殖業振興、輸出に向けた戦略と目標設定）について	251
4 南海トラフ地震対策（住宅の耐震化、火災の被害防止、受援計画の策定）について	253
5 日本一の健康長寿県構想（健康寿命の延伸、歯と口の健康、高知家健康パスポート事業での位置づけ、少子化対策、子供の医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置の廃止）について	254
6 教育（チーム学校の評価と課題、高校生の進学希望の実現）について	256
尾崎知事	257
松尾産業振興推進部長	261
味元農業振興部長	262
谷脇水産振興部長	264
福田土木部長	264
酒井危機管理部長	265
山本健康政策部長	266
田村教育長	267
加藤議員	269

第6日（3月6日）

出席議員	271
欠席議員	271

説明のため出席した者	271
事務局職員出席者	272
議事日程	272
質疑並びに一般質問（一問一答）	
上田(貢)議員一（尾崎知事、岩城副知事、伊藤観光振興部長、中澤商工労働部長、門田地域福祉部長、梶総務部長）	274
1 映画などを生かした観光振興（「志国高知 幕末維新博」への意気込み、観光資源としての「サムライせんせい」、映画化への協力、映画の活用、サポート組織への支援、AR技術の活用、機内安全ビデオの活用、幕末を題材とした映画祭の開催）について	274
2 動画を活用した観光プロモーション（日本人観光客向けサイト及びVISIT KOCHI JAPANの評価、インターネットの活用）について	279
3 テレワーク（在宅勤務型導入の課題、利用できる障害者、障害者への就労支援、県庁への導入）について	281
坂本(茂)議員一（田村教育長、尾崎知事、酒井危機管理部長、伊藤観光振興部長、門田地域福祉部長）	284
1 南海トラフ地震対策（小中学校と地域が連携した訓練のシステム化、県立高校への防災関連科の創設、津波避難対策等加速化臨時交付金の継続、広域避難の検討の加速化、地域間交流への支援）について	284
2 バリアフリーツーリズム（バリアフリーツアーセンターの開設、バリアフリーモニター会議の機能的再開、宿泊施設等のバリアフリー化の拡充）について	290
3 自民党改憲案の緊急事態条項について	293
4 動物愛護教室（知事の見学）について	294
中根議員一（田村教育長、尾崎知事）	294
1 いじめ問題（南国市中学生自殺事案の認識時期と対応、作成されていない調査専門委員会の議事録、議事録作成義務の規定、文書管理のあり方、調査専門委員会の独立性、学校での連携のあり方、いじめ防止基本方針への遺族への丁寧な対応の明記）について	294
黒岩議員一（梶総務部長、福田土木部長、酒井危機管理部長、尾崎知事、門田地域福祉部長、中澤商工労働部長、山本健康政策部長）	301
1 南海トラフ地震対策（被災地への派遣職員、経験やノウハウの活用、住宅耐震診断の支援制度、段階的耐震改修の支援制度の導入、避難所の確保と取り組み状況、避難所運営マニュアル作成の課題、指定外避難所の被災者支援、Wi-Fi環境の整備、道路啓開に関する勉強会や情報伝達訓練、路面下の空洞調査、知事の決意）について	301
2 地震火災対策（空き家対策、消防団員の確保、津波浸水予測区域の消防署、防火水槽の耐震化、消防団応援の店）について	306

3	介護の充実と人材確保（高齢者の自立支援と重度化防止、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行、介護福祉士受験資格の改正、介護福祉士養成科の訓練生確保、介護職員の処遇改善、中高年の就労、仕事と介護を両立する職場づくり、研修時の代替職員確保、研修に参加できない事業所への対応、訪問看護サービスの人材確保、訪問看護ステーションのサテライト設置） について……………	307
	下村議員一（谷脇水産振興部長）……………	312
1	漁業振興（就業者数の推移、年齢構成等の見通し、新規就業者の就業実態、生産量の推移と見通し、資格試験の実施、長期返済の融資制度、活餌供給事業の成果、蓄養技術の確立と活餌運搬船の研究、有望種苗の魚種、アマダイ種苗の研究、漁場の環境保全、地域に合った漁業研修、ブイへの情報発信設備の整備やソフト改良、定置網への潮流計設置、老朽化施設の撤去）について……………	312
	土居議員一（尾崎知事、松尾産業振興推進部長、中澤商工労働部長、味元農業振興部長、上野警察本部長）……………	321
1	第3期産業振興計画の推進（食品産業の1,000億円化と拡大再生産に向けた思い、開発から商品化までの支援、産学官による食のプラットホームの組織と運営、科学技術イノベーションの取り組み、地域科学技術指標2016の結果、技術的イノベーションを生み出す人材育成、工業技術センターの組織体制強化）について……………	321
2	地下水位制御システムの導入について……………	327
3	農政新時代に必要な人材力（はちきん農業大学の講座内容の充実、農福連携の促進策）について……………	328
4	第4次産業革命と産業振興（農家のIoTやICTの実装、IoT技術の迅速な実装）について……………	330
5	南海トラフ地震を見据えた交番の施設整備について……………	331
	上田(周)議員一（尾崎知事、田村教育長、伊藤観光振興部長、福田土木部長、上野警察本部長）……………	332
1	スポーツ行政（知事の高知龍馬マラソンへのランナーとしての参加、経済効果推計額の発表、前日のイベント、東京オリンピックに向けた選手強化、スポーツツーリズムの推進）について……………	333
2	環境行政（浄化槽設置整備事業費補助金、過去3年間の単独処理浄化槽の廃止数、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、クリーン浄化槽推進事業の効果、農業集落排水事業の加入率アップへの取り組み、リバーボランティアとして活動している団体の数）について……………	336
3	高知警察署新庁舎の建築（プロジェクトへの認識、積算過程における建築課との協議、他の事例との比較検討、工事の見直しの内容、内部チェック体制	

の強化) について	338
-----------	-----

第7日(3月7日)

出席議員	343
欠席議員	343
説明のため出席した者	343
事務局職員出席者	344
議事日程	344
諸般の報告	346
質疑並びに一般質問(一問一答)	
塚地議員一(田村教育長)	346
1 教員採用制度(平成29年度高知県立高等学校教員採用候補者特別選考審査の実施目的、周知期間、周知方法、採用された高校教員の身分及び勤務形態、選考方法、面接員、教職員定数での位置づけ、特別免許状が与えられる基準及び方法、特別免許状の教員の教科及び人数、知事部局での採用の検討、大学推薦制度の導入、一般審査との違い、大学への情報提供、問題点の検討、臨時教員の正式採用、制度変更にあたっての今後の対応)	346
久保議員一(梶総務部長、田村教育長、尾崎知事、門田地域福祉部長、岩城副知事、山本健康政策部長)	354
1 スポーツ行政の一元化(研究の中で見えてきた課題、先行県における効果、学校の運動活動と選手強化との連携、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの選手育成スケジュール、トップ選手の受け入れ体制、指導者の育成、体育協会の組織強化、民間企業との協働体制、障害者のためのスポーツ協会、障害者スポーツへの対応、観光コンベンション協会の組織強化、スポーツ振興を目指す条例制定)	354
2 民泊問題(住宅宿泊事業法案)	363
3 障害者の歯科診療(経緯、地域の医院と歯科保健センターの役割分担、専門医・高次医療機関・一般診療所の連携)	364
橋本議員一(谷脇水産振興部長、尾崎知事、伊藤観光振興部長)	366
1 宝石サンゴ漁の将来展望(第17回ワシントン条約締約国会議で決定された資源や取引の状況に関する調査の影響、附属書掲載の提案の展望、掲載された場合の影響、協議の場づくりの必要性、守るための考え、水産業全体とかかわる難題に立ち向かう決意)	366
2 沿岸域におけるサメ対策(被害状況、駆除の効果、報償金制度の導入、サメ漁業の展開や加工などによる商品化、観光振興上の問題、知事の姿勢)	

いて	369
横山議員—（尾崎知事、福田土木部長、樋口中山間対策・運輸担当理事、田所林業振興・環境部長）	373
1 全国防災事業（河川や海岸のハード整備の総括、終了後の対応と今後の見通し）について	373
2 土砂災害対策（山間部の対策費の推移、少人数集落のハード対策の現状認識）について	374
3 中山間対策（中山間振興・交通部設置の狙い、推進体制に関する所見、新たな部としての意気込み）について	375
4 林業施策（仁淀川町における施策、林道整備に関する知事の所見、課題克服のための技術的な取り組み、市町村へのサポート体制、高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案の評価、条例制定後の啓発、山元の現状、原木増産に対するインセンティブ、補助金の拡充、森林整備加速化・林業再生基金終了による影響、具体的な対応、国税としての森林環境税、地域温暖化対策税の森林吸収源対策への税源移譲、国税の森林環境税が導入された場合の効果）について	377
5 土木行政（インフラ整備によるストック効果、定量的にはかれない効果の評価、建設業協会との意見交換会を踏まえた改善点や配慮すべき点、国道33号の現状認識）について	384
前田議員—（福田土木部長、梶総務部長、尾崎知事、山本健康政策部長）	386
1 南海トラフ地震対策（耐震改修の目標に向けた対応、共同住宅への補助制度の課題及び高知市への対応、小規模な橋の落橋の危険性、県庁への避難経路を示す案内板の設置）について	386
2 広報（さんSUN高知の配布手数料の単価設定、今後のあり方）について	390
3 国民健康保険（今回の改革によるメリット・デメリット、ジェネリック医薬品の使用による国保財政への貢献）について	392
4 よさこい世界大会の実現について	393
弘田議員—（尾崎知事、田村教育長、伊藤観光振興部長、福田土木部長、樋口中山間対策・運輸担当理事）	394
1 組織改正を通じた競技力の向上や地域の振興について	394
2 教員の勤務状況（現状、長時間勤務の解消に向けた意識改革）について	395
3 総合学科（これまでの取り組みの評価、これからの学校経営、特色を出すための配慮）について	396
4 高校生の若い感性を活用した観光PRについて	399
5 四国8の字ネットワーク（阿南安芸自動車道の奈半利—安芸間の現状、今後の展開、野根—安倉間の現状、事業化に向けた展開）について	399
6 DMVの導入（地域の活性化、自治体の負担軽減対策、奈半利—甲浦間への	

導入に向けたハードル、運行計画) について……………	401
7 室戸広域公園屋内運動場 (工法の活用、室戸マリン球場へのプロ野球キャンプ誘致) について……………	403
8 野中兼山の逸話 (知事の所見、道徳教育の教材への取り上げ) について……………	404
依光議員— (梶総務部長、福田土木部長、田村教育長) ……………	406
1 市町村財政とハード整備 (県の公共施設等総合管理計画策定の進捗状況、市町村の計画策定状況、市町村の計画及び個別施設計画の公表、類似施設の坪単価及びメンテナンス費用の公表、建築発注業務における市町村支援、公共インフラのメンテナンスへの支援、指定管理者を募集する際の事業提案の受け入れ、余裕教室の民間利用、総合型地域スポーツクラブを通じた地域活性化、公立学校の廃校の活用状況と方法、使用目的を失った公共施設の有効活用) について……………	406
議案の付託……………	418

第8日 (3月17日)

出席議員……………	421
欠席議員……………	421
説明のため出席した者……………	421
事務局職員出席者……………	422
議事日程……………	422
諸般の報告……………	424
委員長報告	
加藤危機管理文化厚生委員長……………	424
明神商工農林水産委員長……………	428
西内産業振興土木委員長……………	431
桑名総務委員長……………	435
採決……………	439
議案の追加上程、提出者の説明、採決 (第64号) ……………	439
尾崎知事……………	440
議案の上程、採決 (議発第2号 条例議案) ……………	440
議案の上程、採決 (議発第3号—議発第6号 意見書議案) ……………	441
議案の上程、討論、採決 (議発第7号 意見書議案) ……………	441
吉良議員……………	442
議案の上程、討論、採決 (議発第8号 意見書議案) ……………	444
中根議員……………	444

常任委員の選任	446
議会運営委員の選任	446
継続審査の件	447
議長辞職の件	447
武石議員	447
議長の選挙	449
浜田(英)議員	450
副議長辞職の件	450
梶原議員	451
副議長の選挙	451
明神議員	452
前正副議長に対する謝辞	452
中内議員	452
議席の一部変更	453
閉会の挨拶	
浜田(英)議長	453
尾崎知事	454

巻末掲載文書

委員会報告書	457
意見書に関する結果について	460
議案の提出について	463
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案	465
人事委員会回答書	472
教育委員会回答書	473
議案付託表	474
議案の追加提出について	478
条例議案の提出について	
議発第2号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員 の報酬の特例に関する条例議案	479
意見書議案の提出について	
議発第3号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書議案	481
議発第4号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書議案	483
議発第5号 ニホンウナギ資源の適切な管理と持続的な利用に関する意見書議案	485

議発第6号	カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書議案	487
議発第7号	共謀罪の創設に反対する意見書議案	490
議発第8号	南スーダンPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書議案	493
常任委員指名案		495
議会運営委員指名案		496
継続審査調査の申出書		497
議席の一部変更(案)		499
委員会審査結果一覧表		500
議決一覧表		503

招 集 告 示

高知県告示第83号

高知県議会定例会を、平成29年2月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成29年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	上 田 貢太郎 君	2番	今 城 誠 司 君
3番	久 保 博 道 君	4番	田 中 徹 君
5番	土 居 央 君	6番	浜 田 豪 太 君
7番	横 山 文 人 君	8番	加 藤 漠 君
9番	欠 番	10番	坂 本 孝 幸 君
11番	西 内 健 君	12番	弘 田 兼 一 君
13番	明 神 健 夫 君	14番	依 光 晃一郎 君
15番	梶 原 大 介 君	16番	桑 名 龍 吾 君
17番	武 石 利 彦 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	浜 田 英 宏 君	20番	土 森 正 典 君
21番	西 森 雅 和 君	22番	黒 岩 正 好 君
23番	池 脇 純 一 君	24番	石 井 孝 君
25番	大 野 辰 哉 君	26番	橋 本 敏 男 君
27番	前 田 強 君	28番	高 橋 徹 君
29番	上 田 周 五 君	30番	坂 本 茂 雄 君
31番	中 内 桂 郎 君	32番	下 村 勝 幸 君
33番	野 町 雅 樹 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君	38番	金 岡 佳 時 君

第339回高知県議会定例会会議録

平成29年2月21日（火曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君

35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君
 38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君

代表監査委員 坂田和子君
 職務代理者
 監査委員 吉村和久君
 事務局 長

事務局職員出席者

事務局 長 中島喜久夫君
 事務局 次長 弘田均君
 議事課 長 横田聡君
 政策調査課長 西森達也君
 議事課長補佐 宮本正彦君
 主 事 溝渕夕騎君



議事日程(第1号)

平成29年 2月21日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成29年度高知県一般会計予算
 - 第2号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第3号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第4号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第5号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第6号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第7号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第8号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第9号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算

- 第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第12号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第22号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第23号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第24号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第25号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第26号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第27号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第28号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第29号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 30 号	平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算		
第 31 号	平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算		
第 32 号	平成28年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等		

第 63 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 4

議発第 1 号 高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案



午前10時開会 開議

○議長（武石利彦君） ただいまから平成29年2月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

代表監査委員職務代理者監査委員坂田和子さんから、代表監査委員田中克典君が病気のため本日の会議を欠席することとし、代理出席したい旨の届け出がありました。

次に、危機管理文化厚生委員長、商工農林水産委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末457、460ページに掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

8番 加 藤 漢 君
21番 西 森 雅 和 君
33番 野 町 雅 樹 君



会 期 の 決 定

○議長（武石利彦君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月17日までの25日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月17日までの25日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末463ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成29年度高知県一般会計予算」から第63号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上63件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出

者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成29年2月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

来る平成29年度においては、県勢浮揚を目指した第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みも2年目となり、同計画などにおいて新たに挑戦を始めた取り組みもいよいよ本格的な実行段階へと入ってまいります。

これまでの取り組みを通じて、例えば経済分野においては、地産外商が大きく進み、生産年齢人口が減少する中であっても各産業分野の産出額等が上昇傾向に転じるとともに、昨年は統計史上初めて年間を通して有効求人倍率が1倍を超えるなど、手応えをより力強く感じられるものも出てまいりました。

しかしながら、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県の実現に向けては、まだ道半ばであります。来年度はそれぞれの計画などで掲げた目標の達成の成否に大きくかかわってくる重要な年となりますことから、真に県勢浮揚をなし遂げていくために、それぞれの施策について、成果に徹底的にこだわって、さらなる進化を図ってまいりたいと考えております。

明るい兆しも徐々に広がりを持つようになってはいますが、他方で、これらが今後真の県勢浮揚につながっていくのか、それとも一時的なものにとどまってしまうのか、いまだに予断を

許さない状況であります。来年度も、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、さらなる飛躍に向けて全力を挙げて挑戦を続けてまいります。

我が国の経済は、個人消費の回復に鈍さが見られるものの、昨年12月の全国の有効求人倍率が1.43倍と25年ぶりの高水準となるとともに、実質賃金が5年ぶりにプラスとなるなど、緩やかな回復基調にあります。こうした中、政府においては、経済の好循環をさらに前に進めていくため、平成29年度予算をデフレからの脱却に向けた最大の経済対策と位置づけ、早期の成立に向けて最優先で取り組む意向を示しております。県としても早期の成立を望むものでありますし、こうした国の動きを追い風に、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みをさらに加速してまいりたいと考えております。

一方、世界において我が国を取り巻く環境は、トランプ氏のアメリカ大統領就任やイギリスのEUからの離脱、さらにはEUとの日欧経済連携協定、いわゆるEPA交渉などによって大きく変わろうとしています。政府には、世界経済の発展に向け、引き続きリーダーシップを発揮していただくことを期待しておりますし、その際には、中山間地域の農業など守るべきものは守るという視点も引き続き大切にさせていただきたいと考えております。本県といたしましても、国の動向を注視し、今後とも時期を捉えて必要な政策提言を行ってまいります。

次に、本県の来年度の当初予算案及び2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たりましては、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりを初めとする5つの基本政策と、中山間対策の充実強化など5つの基本政策に横断的にかかわる2つの政策のバージョンアップを図るとともに、文化芸術とスポーツの振興を横断的な政策として新たに位置づけ、その取り組みを強化することとしま

した。さらに、本年度、国の経済対策に呼応して大型の補正予算を編成したことを考慮しつつ、限られた財源で最大限の事業を実施できるよう知恵を絞り工夫を徹底いたしました。

その結果、来年度の一般会計当初予算案は、国において昨年度までで廃止された全国防災事業相当の事業費の皆減などにより、当初予算ベースでは微減となりましたが、国の経済対策に呼応した前年度の補正予算も含んだいわゆる15カ月予算ベースでは、本年度を約96億円上回る4,793億円余りとなっており、さらなる県勢浮揚を図るための9年連続の積極型の予算案となっております。

他方、このように県勢浮揚に向けた取り組みをさらに加速しながらも、引き続き安定的な財政運営を行うことができるよう努めたところがあります。

具体的には、歳入面では、景気回復に伴う県税収入の増が見込まれる一方、地方交付税等の減により一般財源総額が約40億円減となる見込みであることも踏まえ、地方創生推進交付金など国の有利な財源を積極的に活用いたしました。

また、歳出面では、職員構成の若返りなどによる人件費の削減や、予算編成過程における積極的な事務事業の見直しにより、一般財源の必要額を32億円余り圧縮することができました。

この結果、財源不足額を本年度より7億円余り増となる約146億円に抑えたところであります。この財源不足額につきましては、本県の県債残高が全国でも低水準にあるとともに、財政運営の弾力性を確保する必要性があることも踏まえ、来年度当初予算及び本年度2月補正予算において退職手当債の発行をそれぞれ20億円増額する一方で、来年度当初予算における財政調整的な基金の取り崩しを約95億円、本年度比約13億円減とすることにより、対応したところであります。

これらを通じ、来年度末の臨時財政対策債を除く県債残高の見込みは4,858億円と本年度末から微増となるものの引き続き低水準を維持しており、一方で来年度末の財政調整的な基金の残高については、昨年9月時点での推計を56億円上回る200億円程度を確保できる見通しとなり、当面の財政運営に必要な財政基盤を確保できたものと考えております。

しかしながら、本県の財政運営は国の歳入・歳出改革の動きに左右されやすく、特に当面、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを図るという国の方針に伴い、本県を初めとする財政力の弱い団体の一般財源が影響を受けるおそれがあります。このため、地方交付税の安定的確保などについて国にさらに政策提言を行うとともに、県としても歳入歳出両面にわたり全般的な見直しを引き続き行ってまいります。

次に、来年度の組織改正について御説明申し上げます。

現在の県庁の組織は、平成21年度に産業振興推進部を新設するなど部局の体制を大幅に見直して以降、おおむねその枠組みを維持してきたところです。

来年度は、バージョンアップした一連の施策群をより効果的に推進していくために、8年ぶりに部設置条例の改正案を提出しております。

まず、経済の活性化に関しては、産学官民連携や起業支援等の一体的推進、輸出振興の全庁調整強化、IoT活用とコンテンツ産業育成などの一元化、国際観光対応の強化など、第3期産業振興計画における新たな挑戦を効果的、効率的に実行していくために必要な体制強化を図ります。また、スポーツに関しては、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興などの関係施策を総合的かつ一体的に進めていくため、文化生活部の名称を文化生活

スポーツ部に変更するとともに、同部において学校体育以外のスポーツ全般を一元的に所管いたします。このほか、本県の重要政策である中山間対策及び交通運輸政策に取り組む体制を明確にするため、担当理事職を廃止し、中山間振興・交通部を設置するなどの組織改正を行ってまいりたいと考えております。

次に、5つの基本政策に係る平成29年度の取り組みに関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

第3期産業振興計画では、第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を地域地域に数多く生み出し、自律的な拡大再生産の好循環を創出していくことを目指して、スピード感を持って取り組みを進めております。来年度は、第3期計画をバージョン2へと改定し、これまでの取り組みの土台の上に立って地産、外商、拡大再生産の取り組みをもう一段パワーアップさせ、取り組みをさらに加速してまいりたいと考えております。

まず、外商の強化について御説明申し上げます。

国内における外商については、この間、地産外商公社の活動範囲を関東から関西、中部、中国、四国、九州にまで広げ、全国規模で県内事業者の皆様の営業活動を支援しております。その結果、昨年度の公社の活動を契機とした成約件数は前年度の約1.5倍となる6,555件、同じく成約金額は約1.3倍となる20億7,900万円と大きく伸びてきたところであり、本年度はさらにそれを上回る成約が見込まれております。来年度は、引き続き全国で外商活動を展開するとともに、外食チェーンなど業務筋への外商機会を拡大し、さらなる成果を目指してまいります。

また、将来のさらなる外商拡大を見据え、国外への外商、すなわち輸出に挑戦していくことが第3期計画における大きな課題であると考え

ております。輸出振興に向けたこれまでの取り組みにより、平成27年の食料品の輸出額は約4億4,000万円となり、第1期産業振興計画をスタートさせた平成21年の約8.6倍に達するなど、飛躍的に伸びてまいりました。また、品目についてもユズや土佐酒に加え、水産物や木材、防災関連製品などに拡大しているところです。来年度は、これまでに培ったノウハウを生かして、取り組みをさらに本格化させていきたいと考えております。このため、庁内において輸出を総括する職を置くとともに、国外での販路開拓をサポートする貿易推進統括アドバイザーを委嘱するほか、防災関連製品や食品、観光の分野で成果が出てきている台湾地域において商談などの経済活動の拠点となるオフィスを設置するなど、新たな取り組みを進めてまいります。

あわせて、輸出品目ごとに、その特性に応じた戦略を立てて販路の拡大に取り組みます。

具体的には、まずユズについては、ヨーロッパなどでKOCHI YUZUの商標権を生かした外商活動を展開するとともに、国際的に評価の高い海外のシェフと連携し、アジアでのプロモーションも強化いたします。また、他の農産物についても、ユズの輸出を通じて築いたネットワークを生かして、ユズに続く品目の掘り起こしを行ってまいります。昨年、ロンドンで開催された展示商談会などで高い評価を得た土佐酒については、引き続き評価の定着を図るとともに、日本酒の人気の高いアジアにおいて試飲会などを開催いたします。木材については、引き続き韓国や台湾など木材需要の拡大が期待される地域における販路開拓に取り組むとともに、CLTの輸出にも挑戦することとしており、また水産物についても、海外の高知家の魚応援の店や商社などとのネットワークを生かした輸出の取り組みを本格化させます。

このほか、防災関連製品等については、4月

に台北市で開催される防災関連の国際見本市に本県のブースを出展するなど、台湾や東南アジアでの外商を本格化させてまいります。さらに、政府開発援助、いわゆるODAを活用した輸出の促進に向け、昨年12月に国際協力機構や日本貿易振興機構などと立ち上げたサポートチームによる企業支援を一層進めてまいります。

次に、地産の強化にかかわる3つの取り組みについて御説明申し上げます。

1つ目は、各産業分野における生産性や付加価値の向上と事業戦略の策定を支援する取り組みであります。

人口減少下において、本県の地産をさらに強化するに当たっては、各産業分野において、新技術の導入や新たな人材の育成・確保などに取り組み、生産性や付加価値の向上を図ることによって販路を拡大していくことが必要不可欠であります。そして、これらを効果的に実現するためのベースとなる事業戦略の策定を各分野で徹底してサポートしていくことが極めて重要だと考えております。このため、ものづくりの分野では、ものづくり地産地消・外商センターを中心に、県内事業者の事業戦略の策定から実行までを一貫して支援しているところであり、この取り組みをさらに広げてまいります。また、商店街などの地域の事業者について、商工会議所や商工会と連携し、経営計画の策定を支援する仕組みを整えますほか、第1次産業の分野につきましても、中山間農業複合経営拠点や集落営農の事業計画づくり、森林組合における生産工程の見直し、製材事業体の事業戦略の策定などをしっかりとサポートしてまいります。

あわせて、土佐まるごとビジネスアカデミーにおいて経営戦略コースを充実させるなど、事業戦略に関する知識の習得を学びの面からもサポートしてまいります。また、生産性や付加価値の向上を目指した取り組みとして、昨年来、

いわゆるI o Tの推進にも取り組んでおります。現在、昨年7月に立ち上げた高知県I o T推進ラボ研究会のメンバーが中心となって第1次産業の現場を訪問し、I o T技術が解決策となり得る課題の抽出を行っており、今後課題解決のニーズを持つ生産現場と解決策を提案できる県内I T事業者等とのマッチングを図ってまいりたいと考えております。

さらに、来年度は、土佐まるごとビジネスアカデミーに新たな講座を開設し、I o T技術の活用を通じて課題解決策につなげられる人材の育成に着手するとともに、県内中小企業のI o Tを活用した新たなサービスやシステムの試作開発を支援してまいります。

2つ目は、第1次産業における事業戦略を基礎とした生産拡大の取り組みであります。

まず、農業分野では、環境制御技術を取り入れた次世代型こうち新施設園芸システムの普及や中山間地域における複合経営拠点の整備などに引き続き力を入れて取り組んでまいります。

環境制御技術の導入については、ナスやピーマンなどの主要野菜に加えてブルースターやトルコギキョウなどの花卉類、ミカンを初めとする果実類など23品目に実績が広がり、県全体の導入面積はこの1年間で95ヘクタールから167ヘクタールにまで拡大いたしました。中には、導入前より34%もの増収効果が出た農家の方もおられるなど、ほとんどの事例で収量の増加や品質の向上といった効果が確認されております。このように、多くの成功事例が身近にあらわれてきたことから、農家の皆様の関心が高まっており、この機を逃すことなく、さらに普及を加速させてまいりたいと考えております。

また、次世代型ハウスの整備については、昨年度完成した四万十町の次世代施設園芸団地や安芸市のハウスなどで順調に栽培が行われておりますほか、本年度は比較的小さい規模のもの

も含めると、合わせて7.9ヘクタールが新たに整備されております。来年度は、さらに各地で13ヘクタールの整備が計画されており、県内の次世代型ハウスは累計で33.4ヘクタールに至る見込みであります。

農業を地域全体で支える中山間農業複合経営拠点については、本年度はセミナーの開催などを通じて地域主体の構想づくりを支援してまいりました。その結果、これまでの4地区に加え、新たに11地区において整備に向けた取り組みが進められております。来年度は、これらの15地区についてサポートを続けるとともに、新たな実施地区の掘り起こしにも取り組んでまいります。

林業分野では、大型製材工場を初めとする加工体制の強化や木質バイオマス発電施設の整備など、本県の豊富な森林資源を余すことなく活用する仕組みの構築に取り組んできた結果、かつて年間40万立方メートル程度にまで落ち込んでいた原木生産量は、約60万立方メートルにまでふえてきました。しかしながら、ここ数年は横ばいとなっており、伸び悩みの状況も見られております。

このため、県内6つの森林組合において、伐採から搬出に至る作業工程を細かく調査分析し、生産性向上のためのボトルネックの洗い出しを行ってきたところです。来年度は、こうした取り組みをさらに別の6組合で新たに開始することとしております。また、効率的な作業システムの構築に不可欠な林道などの路網整備のあり方についても検討を進めたいと考えており、来年度は県の各林業事務所に協議会を新たに設置し、関係する市町村や林業事業体と協議を開始することといたします。あわせて、生産性向上のために必要な林業機械の導入を進めるとともに、県内企業と共同で本県の地形に合った林業機械の開発にも取り組んでまいります。

木材需要の拡大に向けては、店舗や事務所などの非住宅建築物における木材の利用を促進するため、本県で開発した新しい建材を利用したモデル施設の整備を支援し、その認知度の向上を図ってまいります。さらに、CLTについては、首長連合などと連携し、公共施設等での率先利用を初めとしたコスト低減に向けた取り組みを進め、民間需要の拡大につなげてまいりたいと考えております。

水産業分野では、まずクロマグロの人工種苗生産について、本年度は、稚魚1万7,000尾を沖出しするとともに、うち3,000尾を養殖業者への出荷に適した30センチの大きさにまで育成することに成功するなど基礎技術を確立することができたものと考えております。

今後、技術開発から事業化へと展開していくためには、人工種苗の品質の安定と採算性の確保が不可欠でありますことから、引き続き安価な餌の開発や、民間事業者と連携した種苗の増産に取り組んでまいります。また、本県は全国有数の養殖県であるものの、産地加工体制が脆弱であり、養殖生産量の多くが国内向けに鮮魚のまま出荷されています。しかし、特に主要魚種のブリやマダイは、国内の鮮魚市場が飽和状態に近く、他県との産地間競争において厳しい状況が続いております。このため輸出を視野に入れた養殖魚加工の取り組みを進めていく必要があると考えており、今後、高度な衛生管理基準を満たす水産加工施設の整備を促進してまいります。

加えて、こうした施設を核として生産から加工、流通、販売、飲食や小売に至る水産業クラスターの形成に取り組み、地域の雇用の場を拡大していきたいと考えております。さらには、釣りいかだを初めとする遊漁や体験漁業など漁村におけるサービス産業の振興にも本格的に取り組み、地域地域により多様な仕事を生み出し

ていくよう努めてまいります。

3つ目は、食品加工のレベルアップに向けた取り組みであります。

第3期計画の目標に掲げております食料品製造業出荷額等1,000億円の達成とさらなる飛躍を目指して、来年度は、製造から販売に至る食品加工事業者のさまざまな課題の解決に向けた支援策を一層強化してまいります。具体的には、各事業者の課題に応じて県や外部の専門家などで構成するサポートチームを編成し、新商品の開発や改良に向けたプランの策定と実行を引き続き支援することに加え、生産管理の高度化に向けて新たに専門コーディネーターを派遣するなど、HACCP手法の定着に向けた支援を強化することとしております。

あわせて、産学官の食品関係者が継続的に交流し学び合うプラットフォームづくりを進めるとともに、食品加工の高度化を支援する拠点となるよう工業技術センターにおいて新たな機器を導入し、その機能を強化します。

次に、拡大再生産の好循環を実現するための3つの取り組みについて御説明申し上げます。

まず1つ目は、担い手の育成と確保に向けた取り組みであります。

本県においては、人口ピラミッドの構成に従って生産年齢人口が継続的に減少していることに加えて、雇用情勢の改善により失業率が低下したことから、各産業分野の担い手不足が大きな課題となっております。人口減少下において経済を縮ませることなく、持続的に拡大させていくためには、担い手不足という困難な課題を克服していくことが極めて重要であります。

このため、担い手不足への対応策として、多様な仕事の創出や効果的な紹介などによって若者の県外流出に歯どめをかけるとともに、移住やU・Iターンといった形で本県産業に必要な人材を呼び込むための取り組みを強化してまい

ります。さらに、担い手不足の影響を和らげるため、新技術の導入やIoT技術の活用などによって労働生産性を高めるとともに、新規高卒者の早期離職防止や従業員の定着対策などにも重点的に取り組むこととしております。

これらのうち、移住施策と連携した各分野の担い手確保の取り組みについては、農業分野における産地提案型の人材確保、水産業分野における漁業研修、事業承継・人材確保センターによる中核人材のマッチングなどの取り組みをさらに強化してまいります。また、林業分野では、平成30年度から林業学校に専攻課程が加わり、本格開校いたします。これにあわせて校名を林業大学校に改めるとともに、来年度は校舎等の施設整備やカリキュラム策定などの準備を進めてまいります。あわせて、U・Iターン希望者や県内の新卒予定者を対象に、高知の林業について詳しく知ることができるフォレストスクールを開催いたします。さらに、コンテンツ産業については、土佐まるごとビジネスアカデミーにおいて、コンテンツ企業の即戦力となる人材を育成するための講座を拡充するとともに、首都圏の人材や企業とのネットワークを構築し、本県へのU・Iターン、県内企業との事業連携、新たな企業立地などにつなげてまいります。

移住促進については、さまざまな施策を強化して取り組んできた結果、先月末までの移住実績は前年同期より3割以上多い543組となるなど順調に成果を挙げてきております。しかしながら、目標に掲げた移住者数1,000組の達成とその定常化を見据えますと、各産業分野の人材ニーズと都市部人材をマッチングしていくための仕組みをもう一段強化していく必要があるものと考えております。

このため、子育て世代やアウトドアに関心のある層などに対する広報機会を充実させるなど、新規の相談者の増加に向けた取り組みを強化す

るほか、相談者の関心事に対応した体験ツアーを実施するなど、相談や体験の機会をふやしてまいります。また、各分野の人材ニーズをタイムリーに集約し、移住希望者とのマッチングを速やかに進めていくために、さまざまな人材ニーズを集約したデータベースを整備した上で、都市部の人材に向けて一元的に情報発信していく仕組みを構築してまいります。さらに、こうした取り組みの効果を最大限に発揮していくため、人材ニーズの集約、都市部への情報発信、移住相談やU・Iターン就職相談、中核人材の確保などを一体的に行う組織の設立に向けて、関係機関との協議を進めてまいります。

2つ目の地域産業クラスターの形成については、本年度はまず16のプロジェクトを立ち上げ、生産基盤の強化を核とした取り組みを進めてまいりました。

例えば、日高村のトマトプロジェクトでは、オムライス街道を初めとする観光振興の取り組みなどとともにトマトを核とした村づくりが進められている中、先月新たな県外企業の進出が決定し、今後JA出資型法人によるものと合わせて2ヘクタールを超える次世代型ハウスの整備が本格化します。また、南国市の還元野菜プロジェクトでは、今月先駆的な環境制御技術を備えた次世代型ハウスが完成し電解水素水を活用した野菜の生産が開始されるとともに、直販所等における還元野菜の販売や、レストランとタイアップしたメニューの検討などが進められています。さらに、いの町のショウガ、四万十町のクリを核とする2つの案件が先月から新たなプロジェクトとして加わり、生産加工施設の整備や販売拡大に向けた取り組みがスタートしたところです。

来年度は、これら18のクラスタープロジェクトが本格的な実行段階に入っております。関係部局間で情報を共有し、核となる第1次産業

の生産拡大を図るとともに、加工や販売、観光といった第2次、第3次産業の集積を推し進めてまいります。加えて、クラスターの効果がより大きなものとなるよう、遊漁や体験漁業の振興、地域の伝統文化や1次産品などを生かした商店街の活性化など産業集積の幅を広げる取り組みも強化してまいります。

3つ目の起業や新事業展開の促進については、昨年9月からスタートした起業サロンや、土佐まるごとビジネスアカデミーにおける起業家養成講座、ビジネスプランコンテストの開催などを通じて、アイデアの磨き上げや事業化に向けたサポートを行ってまいりました。この結果、起業サロンの会員数は現在150人を超えるとともに、昨年12月末までの9カ月間で、その他の施策も含めた県の一連のサポートによる起業や第二創業の件数は23件、新商品開発や改良の件数も47件となるなど、少しずつ成果があらわれ始めております。

来年度は、産学官民連携センターにおいて起業サロンを常設化するとともに新たに起業コンシェルジュを配置して、起業や新事業展開に取り組もうとされる方々を、学びの段階からアイデアづくり、計画策定、実践段階まで切れ目なく後押ししてまいりたいと考えております。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

昨年の県外観光客入り込み数は過去2番目の約424万人となり、平成25年以降4年連続で400万人を超えました。かつて300万人台前半にとどまっていたときよりも約3割増しの水準が定着し、本県の観光は新たなステージに入ってきたと感じております。

第3期産業振興計画では、過去最高の435万人観光の定常化を目標に掲げており、これを実現するため、「志国高知 幕末維新博」が開催される本年及び来年の2年間においては、435万人を上

回る入り込み客数を実現させていきたいと考えております。このため、歴史資源を中心とした持続的な観光基盤づくりはもとより、新たな観光拠点の整備や国際観光の振興にも一層取り組んでまいります。

先月13日、東京で幕末維新博の事前記者発表会を開催し、坂本龍馬が死の直前まで新しい国づくりに専心していたことがわかる書簡が発見されたことを公表したところ、新聞やテレビ、インターネットで大きく取り上げていただき、大政奉還150周年にちなんで開催する幕末維新博を対外的に強力にPRすることができました。来月4日の開幕当日も、著名人をお招きして大々的にオープニングセレモニーを開催し、維新博の開催を全国に広くアピールいたします。

開幕を間近に控え、各会場の受入準備も最終段階に入ってまいりました。開幕日にオープンするメイン会場の高知城歴史博物館では、山内家ゆかりの貴重な資料や美術品とともに新発見の坂本龍馬の書簡を初めて一般公開するなど、幕末期をテーマとした特別企画を催すこととしており、現在その準備の総仕上げを行っております。また、サブ会場のこうち旅広場では、観光情報発信館とさてらすと観光イベント館を一体的にリニューアルし、地域への周遊を促す高知県観光のエントランスとなるよう準備を進めているところです。

県内20の地域会場においても、青山文庫や中岡慎太郎館などで展示環境の整備や施設改修が実施されたほか、各会場で幕末をテーマとした企画展の準備が進むなど受け入れ体制が整ってきております。さらに、各会場の周辺でも、食や自然、体験を組み合わせた周遊コースの設定や特典つき乗車券の造成、タクシープランの新設など二次交通の整備が行われ、訪れた観光客の皆様楽しんでいただけるよう準備が進んでおります。

幕末維新博の開催を通じて、地域地域で国際的な視点も取り入れた観光資源のさらなる磨き上げが観光客の皆様のニーズを踏まえて着実に行われていくよう、PDCAサイクルをしっかりと回しながら市町村や事業者の皆様とともに取り組んでまいります。

こうした幕末維新博の取り組みに加えて、本県の豊かな自然などを生かした戦略的な観光拠点整備にも取り組んでまいります。具体的には、嶺北地域の山岳観光などの拠点となるアウトドアの里づくり、仁淀川流域のキャンプ場や土佐清水市での海のキャンプ場の整備、足摺海洋館のリニューアルなどに取り組めますほか、龍河洞や四国カルストなどの魅力をさらに高める取り組みを検討してまいります。また、スポーツツーリズムを推進するため、春野総合運動公園や土佐西南大規模公園での施設整備とキャンプ誘致に取り組むほか、須崎市浦ノ内湾におけるオープンウォータースイミングを中心とした新たな海洋スポーツ拠点の整備にも取り組んでいるところです。

このように、国内のみならず、国外からの誘客にもつながる観光拠点づくりを県内各地で進めてまいります。

国際観光につきましては、平成27年の外国人観光客の延べ宿泊者数が約6万6,000人泊と、本格的な取り組みを開始する前の平成25年に比して約2.7倍になるなど、確実に成果があらわれてまいりました。また、外国クルーズ客船の高知新港への寄港も昨年度の3隻から大幅に増加し、本年度は世界有数の豪華客船クイーン・エリザベス号を含む24隻、さらに来年度は仮予約を含めて48隻の寄港が予定されております。

こうした勢いをさらに加速させ、外国人観光客の飛躍的な増加を実現するため、客船ターミナル施設の新設など必要な施設整備に取り組むとともに、来年度から新たに国際観光を所管す

る課を設置し、取り組みを全般的に強化することとしております。具体的には、台湾、香港、シンガポール、タイの4地域を重点市場とし、それぞれの地域で最も効果的な情報発信媒体を活用して継続的なプロモーションを展開するほか首都圏に拠点を持つ海外マスメディアと定期的な情報交換を行うなど、情報発信を強化します。あわせて、東京都や香川県など国際線直行便がある自治体と連携し旅行商品の造成や合同商談会の開催に取り組み、本県の知名度向上と誘客促進につなげてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指して、第3期日本一の健康長寿県構想においては5つの柱を掲げ、より重点的かつ骨太な対策を進めているところであります。今般、これまでの成果と課題を検証した上で施策をさらに充実させ、同構想をバージョン2へと改訂いたしました。

1つ目の柱であります壮年期の死亡率の改善については、本県における死亡原因の第1位であるがんへの対策として、検診対象者への個別通知や未受診者への再勧奨、市町村検診のセット化など、受診率向上のためのさまざまな施策に取り組んできたところです。この結果、40歳代、50歳代の肺がん検診の受診率は目標の50%を達成しており、肺がん以外の検診も全て40%台まで上昇してきております。

来年度は、受診率のさらなる向上を図るため、個別通知の対象年齢を拡大してがん検診の周知を行うとともに、市町村におけるセット検診日をふやすなど、利便性の一層の向上に取り組んでまいります。さらに、昨年9月からスタートした高知家健康パスポート事業については、来年度から新たにパスポートⅡを開始し、ⅠからⅡへのランクアップに当たっては、健康診断等

の受診を必須とするとともに、週1回の運動を半年間続けることに相当するポイントを集めていただくことを要件といたしました。これによりまして、県民の皆様の健康意識のさらなる醸成と健康的な取り組みの一層の定着につなげていきたいと考えております。

2つ目の柱であります地域地域で安心して住み続けられる県づくりについては、療養が必要となっても住みなれた地域で生活を続けたいという県民の皆様のニーズに応えるため、中山間地域において在宅医療を選択できる環境の整備を引き続き促進するとともに、円滑な在宅生活への移行に向けて医療と介護の連携を強化してまいります。具体的には、より多くの地域に看護師が訪問できるよう、訪問看護ステーションのサテライトの設置を支援するとともに、引き続き県立大学における訪問看護師の育成などに取り組んでまいります。あわせて、高齢者の方が退院後円滑に在宅生活に移行し必要な介護サービスを受けられるよう、病院の職員を対象とした人材育成に取り組むとともに、在宅での療養上の留意点など病院からケアマネジャーに引き継ぐべき情報を定めた退院調整ルールを策定いたします。

あったかふれあいセンターについては、県内44カ所、サテライトも含めると250カ所に広がり、地域福祉活動の拠点として定着しております。

来年度からは、リハビリテーション専門職に加え、栄養士や歯科衛生士をセンターに派遣するなど、地域における介護予防サービスのさらなる充実を図ってまいります。あわせて、センターにおいて子供や障害者を支援する取り組みを推進するなど、地域のニーズに対応した多様なサービス提供体制を整備してまいります。また、地域の医療提供体制の核となる医師の確保については、県内の医療機関で勤務する意思のある医学部生への奨学金の貸与などに取り組ん

できた結果、この春に医学部を卒業し、県内の医療機関で初期臨床研修を予定している医師の数が64人と昨年に引き続き過去最多となるなど、一定の成果が見え始めています。

しかしながら、医師不足が顕著な中山間地域まで波及するには、まだ一定の時間を要するため、若手医師が安定的に継続して県内に残ることとなるよう、医師養成奨学貸付金条例を10年間延長したいと考えております。さらに、県外からの医師の招聘や、医師不足に悩む地域の医療機関への公的病院からの医師派遣などの取り組みを引き続き進めていくことにより、地域の医療提供体制の確保に努めてまいります。

3つ目の柱であります厳しい環境にある子供たちへの支援については、妊婦健診や乳幼児健診などを通じて把握した支援等が必要な家庭の情報を児童福祉部門につなぐ仕組みが整ってまいりました。

今後は、こうした母子保健と児童福祉の連携を土台として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援が地域地域において展開されるよう努めてまいります。このため、こうした支援の場を包括して高知版ネウボラと位置づけ、その取り組みを県内各地に展開していくための一連の施策を講じてまいります。具体的には、母子保健部門において、子育て世代包括支援センターの設置をさらに進めるとともに、全ての妊婦の方や親子に地域の子育てサービスを紹介し利用を促すなど、その取り組みを強化します。あわせて、主にゼロ歳から2歳の子供のいる子育て家庭を対象とした見守り活動を充実させていくため、地域の親子が集う地域子育て支援センターの拡充や保育所などにおける保護者への支援の強化、あったかふれあいセンターの機能の充実などに取り組んでまいります。

子供たちに無償または低額で食事を提供するこども食堂の取り組みが、近年全国各地で広が

りを見せつつあり、県内でも主に民間の方々の自発的な取り組みによって20カ所程度において運営されています。これらの先行事例では、食事の提供を通じて子供の新たな居場所がつけられているだけでなく、保護者の孤立感や負担感の軽減にもつながっています。また、地域の大人たちが協働で子供たちを見守り、成長を支えていこうとする取り組みも行われており、住民同士のつながりを強める上でも大きな効果があらわれているところです。

県としても、来年度から、市町村や社会福祉協議会などとも連携して、このこども食堂を県内全域に広めるための取り組みを開始したいと考えております。このため、県に新たな基金を設置し、県費を投入して積み立てを行うとともに、こども食堂の趣旨に賛同いただける皆様からの御寄附も受け入れ、これらを財源として、こども食堂の新設や日々の活動への助成を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、こうした高知版ネウボラやこども食堂の取り組みなどを通じて、地域における子供の見守り体制をさらに強化し、児童虐待の防止にもつなげてまいります。

4つ目の柱であります少子化対策の抜本強化については、官民協働で取り組みを進めるため昨年3月に高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、先月末時点で225の企業や団体の皆様に御登録いただいております。引き続き、応援団同士の横のつながりを強めていただくための交流会を開催するなど、県民運動としての取り組みを強化してまいります。また、こうち出会いサポートセンターのマッチングシステムにつきましても、先月末までに138組の交際が成立し、うち4組が結婚されるなど、具体的な成果が上がってきております。来年度からは、これまでに引き合わせが成立した実績などをシステム上で分析し、その結果を活用してマッピン

グを行うなど、実績の拡大に向けて取り組みの充実を図ってまいります。

5つ目の柱であります医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化については、福祉人材センターの機能を強化するなどの取り組みを行ってきた結果、本年度は先月末までに3年前の同時期と比較して3倍超となる280の方が福祉人材センターを通じて就職されるなど、着実に成果があらわれてきております。来年度からは、介護職員の処遇改善を促進し、より働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、介護職員を対象とした相談窓口を新たに設置し、働く上での悩みなどを解消するための取り組みを強化してまいります。また、業務の切り出しなどにより柔軟な働き方を可能とする職場づくりを進め、これまで介護現場で働くことが難しかった中高年の方などの就労を促進してまいります。あわせて、より安定的に介護人材を確保していくため、介護の仕事の魅力向上と利用者の生活の質、いわゆるQOL向上の好循環を実現するための新たな仕組みについても検討を進めてまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

本年度は、教育等の振興に関する施策の大綱の実行元年であり、確実に成果をもたらすよう総合教育会議などにおいてPDCAサイクルによる進捗管理を徹底しております。来年度に向けては、本年度の実行過程で明らかとなった成果や課題などを踏まえ、教育大綱を10項目にわたり改訂したいと考えております。

まず、チーム学校の構築に向けては、教員同士が学び合う仕組みの強化、若年教員の資質・指導力の向上、教員の多忙化解消による子供に向き合う時間の確保、高等学校における多様な生徒の社会的自立支援の4項目を改訂のポイントとしております。

本年度から、教科の縦持ちの実践研究を行っている中学校において教員同士が授業方法などについて学び合う教科会が活性化するとともに、日常的に先輩教員が若手教員に指導や助言を行う場面が見られるようになりました。来年度は、研究校を9校から19校に拡充するとともに、学び合いの質を高めるため、教科会などにおいて中心的な役割を果たす主幹教諭や教科主任などを育成する取り組みを強化いたします。また、同一教科の教員が1人しかおらず、縦持ちの実践が困難な小規模な中学校における教員同士の学び合いを活性化するため、県内5つの地域で近隣校の教員が連携して定期的に授業内容や方法を研究する取り組みを推進するとともに、新たに指定する10校程度の学校において、異なる教科を担当する教員同士が日常的に授業について協議し合う仕組みの構築を進めてまいります。

こうしたさまざまな取り組みを強化していく上では、教員の多忙化を解消することも必要となります。このため、教員と事務職員の業務分担の見直しを進めるほか、特に教員の負担につながっているとの指摘がある部活動について、適切な練習時間の設定や外部指導者の配置を拡充するなどの取り組みを進めてまいります。

このほか、高等学校においては、生徒の学力や進路希望の多様性を踏まえつつ将来社会で必要とされる学力や社会性を生徒に身につけさせることができるよう、教育プログラムを強化してまいります。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援については、就学前から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない施策をさらに推進していくため、チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応、放課後等における学習支援の強化、保護者に対する支援の充実の3項目を改訂のポイントとしております。

まず、生徒指導上の諸問題に関しては、高校

の中途退学率や不登校生徒数が減少するなど一定の改善が見られるものの、小中学校における暴力行為の発生件数や不登校児童生徒数は依然として高どまりするなど厳しい状況が続いています。

このため、学校がチームとして組織的にこのような状況に対応する仕組みをさらに整えていく必要があると考えております。具体的には、各学校において校長のリーダーシップのもと、校内支援会を定期的で開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門人材の助言を取り入れながら、児童生徒の状況に応じて具体的な手だてを講じることを徹底します。その上で、学年単位での日々の生徒の状況把握や情報共有、学級単位での見守りや支援を相互の連携のもとで行い、さらにはこのような一連の取り組みの過程を検証するといった組織的な対策を徹底してまいります。また、心の教育センターにおいては、各学校の取り組みをサポートするため、困難な課題を抱える学校や緊急事案に対してスクールカウンセラーなどが直接訪問して助言を行うとともに、日ごろから教職員の対応力向上に資する研修を行うなど、相談支援体制の一層の強化を図ってまいります。

次に、放課後等における学習支援については、小中学校への学習支援員の配置を本年度の161校から212校に拡充するとともに、各校の取り組みに対し指導主事が助言を行うなど学習支援内容の充実に取り組んでいきます。

さらに、保護者に対する支援については、先ほど申し上げた高知版ネウボラの一つとして、県内各地に設置されている認定こども園や保育所などを子育て世帯と地域の方々が集い支え合う場にしていきたいと考えております。具体的には、地域の保護者の皆様が保育士や子育て経験者と交流し助言などを得られる場となるよ

う、保育所などに園児以外の親子も日常的に集うことを可能とするなどといった取り組みを進めます。また、園の行事に民生委員・児童委員や地域の方々にも加わっていただき、顔見知りを広げることによって、家に閉じこもりがちな子育て世帯に対して声をかけ合うといった日常的、継続的な支援につなげていきたいと考えております。

次に、学校と地域との一層の連携・協働に向けて、その取り組みをさらに強化してまいります。

現在、公立小中学校の約4割に当たる126校において学校支援地域本部が設置され、学習支援や環境整備などの活動が学校と地域との連携のもとで行われています。来年度は、同本部の設置校を171校に拡大するとともに、その活動内容を深化させていきたいと考えております。具体的には、地域の皆様と学校とが、学校の現状や子供たちの置かれている状況についての情報を共有し、学力面や生徒指導上の諸問題、部活動の状況などを定期的に話し合う場を設けるとともに、民生委員・児童委員の方々にもその場に参画していただき、学校と連携して地域で子供たちを見守る体制を構築してまいります。

この仕組みによって、現在の学校支援地域本部の活動を学校と地域とがパートナーとなって協働で子供たちを支える地域学校協働本部の活動へと発展させ、地域の皆様による学習支援、部活動における指導、子供たちの見守りや防災活動など、さまざまな取り組みの充実につなげていきたいと考えております。来年度は、まず県内7校程度のモデル校において経営計画に同本部の取り組みを位置づけ、その活動を開始いたします。その上で、PDCAサイクルによって取り組み状況を検証し、蓄積されたノウハウを県内全域に広げていきたいと考えております。

今後とも、教育大綱について不断の見直しを

行い、具体的な成果につながるよう全力で取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、これまで命を守る対策に最優先で取り組んできた結果、津波避難タワーの整備や県有大規模建築物の耐震化といったハード対策は一定進捗いたしました。また、助かった命をつなぐ応急期の対策についても、総合防災拠点の整備や市町村単位での応急期機能配置計画、道路啓開計画などの策定が完了し、今後はこうした計画の実効性を高めるためのソフト対策を一層充実させる必要があると考えております。

来年度当初予算における南海トラフ地震対策関連の予算額は、ハード対策の進捗に伴い本年度と比較して77億円の減となりますが、ソフト対策の充実などにより、取り組み数は本年度の244から256へと増加します。今後、住宅の耐震化や非構造部材の脱落対策、浦戸湾の三重防護などの残されたハード対策を着実に進めるとともに、きめ細かなソフト対策をさらに充実させ、引き続き南海トラフ地震対策に全力で取り組んでまいります。

特に、第3期南海トラフ地震対策行動計画に位置づけた8つの重点課題については、同計画を改訂して以下のように対策を強化してまいります。

まず1つ目は、発災直後の命を守る対策として最優先で取り組んでいる住宅の耐震化であります。市町村における戸別訪問の効果や熊本地震の影響などから、住宅の耐震診断に対する助成制度の申請件数は先月末までに前年同期の約2.1倍となる3,472件と大幅に増加しております。こうした申請件数の急増に伴い、耐震診断を初め住宅の耐震化を実施する事業者の不足などが課題となっておりますことから、来年度は、技

術者を育成するための講習会を拡充するとともに、耐震改修の必要性が明らかな場合には耐震診断を省略して設計を行う仕組みを導入するなどの対応を図ることとしております。

2つ目は、地域における津波避難対策の実効性を確保する取り組みであります。住民一人一人が確実に避難場所まで避難できるよう、地域津波避難計画における避難経路の現地点検を進めており、393計画のうち約270計画の点検が本年度末までに完了する見込みとなっております。点検の結果、老朽住宅やブロック塀が倒壊し、避難経路を塞ぐおそれがある箇所については、住宅などの所有者に既存制度を活用した耐震化や除却を行っていただくよう働きかけてまいります。しかしながら、住宅が密集し、狭隘な路地が多いなど、通常の対策では対応が困難な地域がありますことから、そのような地域の実情に応じた対策の深掘りについて検討してまいります。

3つ目は、避難所の確保と運営体制の充実についてであります。発災から1週間後において想定される避難者約25万人に対し、現在約21万人分の避難所を確保できておりますが、いまだに約4万人分が不足する見込みであります。このため引き続き市町村と連携しながらその確保に努めるとともに、市町村を越えた広域避難体制の検討を進めてまいります。また、避難所の運営体制につきましては、発災後に住民の皆様が主体となって速やかに避難所を開設し、円滑に運営していただくためのマニュアルの作成を進めており、本年度末までに約190カ所で完成する見込みとなっております。今後は、マニュアル作成の取り組みを引き続き推進するとともに、運営訓練を通じてより実効性のあるマニュアルへと見直す取り組みを進めてまいります。

他方、熊本地震では、避難所となっている学校の体育館の天井材が落下するなどの被害が見

られました。このため県立学校の体育館において対策を進めるとともに、小中学校の体育館についても、市町村に対して施工方法等の情報提供を行うなど、必要な対策が講じられるよう働きかけてまいります。

4つ目は、地域に支援物資を届けるためのルート確保であります。昨年度、最大規模のL2クラスの地震と津波を想定して道路啓開計画を策定したところであり、本年度はこの計画をもとに、発生頻度の高いL1クラスの地震や津波を想定した啓開日数の算定作業を進めております。また、本年度は、建設業協会や市町村の皆様にご参加いただき、図上訓練を実施したところです。来年度はさらに、被災想定現場から状況報告を行う実動訓練の実施を予定しており、こうした訓練などを通じて計画の実効性を高めてまいります。

あわせて、物資配送計画について、昨年12月に国や民間事業者なども参加する協議会を立ち上げ、現在県と市町村、民間事業者との役割分担や物資拠点の運営に必要な人員配置などの検討を行っており、来月には基本方針を取りまとめることとしております。さらに、来年度は、県内7カ所の総合防災拠点ごとに、運営体制や施設内のレイアウト、市町村の物資拠点までの経路などを定めた運営マニュアルを作成いたします。

5つ目は、前方展開型の医療救護体制の確立についてであります。日ごろ救急医療に携わっていない医療従事者を対象とした災害医療に関する研修を本年度から開始し、これまでに延べ290人を超える医師の皆様にご受講いただいたところです。受講された方からは研修の継続を望む声を多くいただいております。来年度も引き続き研修を実施してまいります。また、地域の被害想定などを踏まえた医療救護の行動計画については、安芸市など10市町村9地域で計画が策定さ

れる見通しとなっております。来年度も新たな地域で計画策定が進むよう、医師会や市町村などと連携して検討を行うとともに、既に策定を終えている地域では訓練などを通じて計画を検証しながら、より実効性のある計画となるよう取り組んでまいります。

さらに、こうした地域の医療救護活動をバックアップする体制として、県内の医師や県外から参集したDMATなどの医療支援チームを速やかに地域へ搬送する仕組みを構築するため、本年度は、医療従事者搬送計画策定の手順や医療が不足する地域に人材を送るために必要な状況の把握方法などの課題を整理したところであり、来年度は、これらに基づき、安芸、高幡の2つの地域をモデルとして具体的な搬送計画を策定してまいります。

6つ目は、応急期の対応を円滑なものとするため、救助機関の活動拠点や支援物資の集積場所などをあらかじめ想定しておく応急期機能配置計画の策定についてであります。本年度末までに、全ての市町村で応急期機能配置計画の策定が完了する予定ですが、甚大な浸水被害が想定される市町村や活用可能な施設や用地が限られている市町村では、単独で確保することが困難な機能もあることが見込まれております。このためこれらの機能について、市町村域を越えて広域で確保できるよう調整を行うこととし、まずは来年度、高幡地域をモデル地域として取り組み、そこで得られたノウハウなどを生かして、平成30年度以降他の地域においても調整を進めてまいります。

7つ目は、高知市における長期浸水対策であります。現在、高知市と連携し、住民の避難行動のシミュレーションを行い、避難場所まで確実に逃げるができるかどうか、津波避難ビルの収容能力は十分かなどの検証を行っているところです。来年度は、シミュレーション結果

に基づき、高知市や応急救助機関とともに昼間と夜間それぞれにおける救助活動などについて検討を進めてまいります。

8つ目は、震災に強い人づくりであります。県民の皆様には地震や津波に関する正しい知識を身につけていただけるよう、さまざまなメディアなどを活用した啓発活動を行っております。現在、発災から避難所生活に至るまでの一連の流れを具体的にイメージできる映像を作成しているところであり、今後地域の学習会などで活用していただくこととしております。

昨年9月、大規模地震対策特別措置法に基づく地域指定のあり方や、南海トラフ沿いの地震観測結果に基づく地震防災対応のあり方などについて議論するためのワーキンググループが中央防災会議のもとに設置されました。私も委員として参加させていただいており、この中で、東海地震が単独で発生した場合に、南海地震などへの連動が懸念される本県のような自治体などのような警戒態勢をとるべきかについて法律に明確に位置づけるべきであること、地震や津波の観測網の空白地域を早期に解消するべきであることなどの意見を述べさせていただいております。今後、こうした議論を深めていく中で、南海トラフ地震により大きな被害を受けることが想定される地域の実情が法の見直しの内容にしっかりと反映されるよう取り組んでまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

道路や港湾などのインフラは、県民生活の安全・安心や産業振興の基盤として社会や経済全般にかかわることから、その整備については、多角的な視点から事業効果を検討し、戦略的に進めていく必要があると考えております。このため庁内において産業、医療、福祉などを所管する部局も含めた関係部局で構成する社会資本

整備推進本部会議を設置することといたしました。今後、この会議においてインフラの整備計画などに関する情報を全庁的に共有し、部局横断的に検討を行うとともに、しっかりと進捗管理を行うことにより効率的、効果的なインフラ整備を図ってまいります。

四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震対策を進める上での命の道であり、また地域の経済活動を支える重要な社会基盤であることから、これまでも、ミッシングリンクを抱える他県の知事と連携するとともに、全国高速道路建設協議会の会長として、災害に強い高速道路ネットワークの整備が着実に推進されるよう国などに訴えてまいりました。その結果、四国横断自動車道の宿毛―内海間と阿南安芸自動車道の奈半利―安芸間で事業化に向けた最初のステップとなる計画段階評価がスタートするとともに、先月27日には、黒潮町佐賀と四万十市の区間について新規事業化の必要条件となる都市計画決定を行うなど、ミッシングリンク解消に向け着実に前進しているところであります。しかしながら、本県の高速道路の整備率は、四国の平均と比べてもまだ立ちおけている状況でありますことから、引き続き国に対して整備効果や必要性を強く訴え、さらなる整備の促進に取り組んでまいります。

南海トラフ地震発生時において、人口が集中し社会基盤が集積している県中央部の被害を最小化するためには、浦戸湾の地震津波対策が急務であります。

これまで国への政策提言を重ねてまいりました高知港海岸の国直轄海岸整備事業、いわゆる三重防護事業につきましては、本年度国の新規事業として採択され、浦戸湾への津波の侵入を低減させる第2ラインとなります種崎地区で本格的な海岸堤防の耐震工事がスタートすることとなりました。県事業につきましても、第3ラ

インとなります新田町地区で新たに工事に着手するとともに、引き続き若松町地区で工事を進める予定としております。

今後も、これまで以上に国、県、市の連携を密にしつつ、地元の皆様へのきめ細かな説明を行いながらスピード感をもって取り組んでまいります。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

中山間対策の柱として推進しております集落活動センターにつきましては、間もなく県内25市町村38カ所、来年度当初には40カ所程度となる見込みであり、それぞれの地域で住民の皆様が主体となった取り組みが進むなど着実に広がりを見せております。地域の特産物を生かしたレストランの運営や杉苗の栽培など産業振興計画と連動した経済活動に取り組む事例や、住民同士の支え合いの仕組みづくりが充実した事例など地域の特性を生かした取り組みが多数見られるところであり、中には地域の人口の増加につながった事例も出てきております。今後は、こうした集落活動センターの取り組みを県内各地へさらに広げていくため、センター設置後の活動の継続、拡充と経済活動の自立化に向けた支援を強化するとともに、新たなセンターの掘り起こしにも取り組んでまいります。

まず、センター設置後の活動の継続、拡充と経済活動の自立化に向けては、昨年6月に設立された高知県集落活動センター連絡協議会と連携して事業計画の磨き上げを支援するとともに、センターの活動に経営の視点を生かすための人材育成を実施してまいります。あわせて、産業振興計画の成長戦略や地域アクションプランといったより大きな経済活動と個々の集落の活動とを結びつけていくことを意識して取り組みを進めることにより、中山間地域の持続的な成長へとつなげてまいります。

また、新たなセンターの掘り起こしについては、集落活動センターの機能や効果などを幅広く周知するとともに、関心を持たれた地域の活動に対する支援を強化することにより、センターの立ち上げに向けた検討内容の具体化を後押ししてまいります。集落活動センターの取り組みは中山間対策の基幹となるものであり、今後とも、将来的に県内130カ所程度のセンターが開設できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、少子化対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、引き続きライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、官民が協働して取り組みを進めることにより、県民運動として展開されていくよう努めてまいります。このため本年度も、高知県少子化対策推進県民会議の4つの部会において、来年度に予定している事業などを含め官民協働による効果的な少子化対策の進め方について御議論をいただいているところです。

ここでの御意見なども踏まえて、民間企業や地域社会などとの連携をより一層深め、施策の実効性を高めていきたいと考えております。

女性の活躍の場の拡大については、引き続き、結婚や出産、育児などさまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう、社会全体で支援する仕組みづくりを強力に進めてまいります。

地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターにつきましては、本年度から国の基準を満たさない小規模のものを高知版のセンターとして独自に支援する取り組みを開始し、昨年11月にその第1号が香南市で開設されたところです。来年度は、県内全域へ高知版のセンターを普及させるため、各市町村がセンターを運営するために必要な職員を確保できるよう支援策を拡充するなど、取り組みを強化いたします。

また、高知家の女性しごと応援室による女性の就労支援につきましては、開設から2年半で約1,000人の方から相談をお受けし、これまでに300人を超える方が就職されるなどの成果があらわれております。他方、相談者の増加に伴い、なかなか就職に結びつかない困難なケースや中長期的な支援が必要な方などもふえてきていることから、来年度は、よりきめ細かな対応ができるよう相談ブースを増設するなど、体制をさらに充実させてまいります。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

本県では、平成18年に芸術文化振興ビジョンを策定し、芸術祭の開催や県立文化施設における事業の充実などを通じて、県民の皆様の文化芸術活動をサポートしてまいりました。この間、過疎化や少子高齢化によって文化芸術面でも担い手不足が進む一方、来月には高知城歴史博物館がオープンするなど、本県の文化芸術を取り巻く環境は変化してきております。また、全国的にも2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて文化プログラムが始まろうとしており、本県においても取り組みを強化する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本県固有の文化のさらなる振興を図るため、新たに高知県文化芸術振興ビジョンを策定することとし、県民の皆様や有識者の方々の御意見をお聞きして、このほど最終案を取りまとめました。このビジョンでは、基本目標である文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県の実現に向けて、今後10年間に県が取り組む基本方針や施策の方向性を定めております。具体的には、観光イベントや文化施設における発表機会の創出など文化芸術活動への支援、地域固有の文化財や伝統芸能の保存と活用、地域で活動を牽引する人材の育成、よさこいや漫画など特色ある文化資源の磨き上げや魅

力の発信などに取り組むこととしております。これらの施策の実施に当たっては、県文化財団の体制を強化し、文化芸術振興組織、いわゆるアーツカウンシルとしての機能を拡充するとともに、外部有識者による評価委員会で進捗管理を行うなど、PDCAサイクルをしっかりと回しながら取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興に関しては、これまで教育委員会を中心にスポーツ推進計画などに基づく取り組みを行ってきた結果、小中学生の体力や運動能力はおおむね全国平均に到達するとともに、一部の競技では世界大会で活躍するジュニア選手が生まれるなどの成果があらわれてきたところであります。しかしながら、県全体としては国民体育大会の総合成績が3年連続して全国最下位になるなど競技力の面で大きな課題がありますし、東京オリンピック・パラリンピックに向けても県関係選手の競技レベルをさらに引き上げていく必要があります。また、県民意識調査によると、週1回以上スポーツを実施する成人の割合は約4割にとどまっており、県民全体に運動習慣が十分に根づいている状況にはありません。さらに、スポーツが持つ力を産業、とりわけ観光振興につなげていくことも重要な課題だと考えております。

こうした課題を踏まえて、来年度からは文化生活スポーツ部に学校体育以外のスポーツの所管を一元化し、庁内外の関係機関とも連携して、競技力の向上や生涯スポーツ振興などの施策を総合的、一体的に展開してまいります。

まず、競技力の向上については、選手の育成が組織的かつ継続的に質高く行われていくことが重要であります。このため各競技団体においてジュニアからの系統立てた指導が可能となるよう、各団体のプログラムづくりを支援してまいります。また、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、優秀な指導者を配置するな

どして重点的に選手の育成強化を行ってまいります。さらに、県内において優秀な指導者やトップレベルの選手を確保するための鍵となる企業や大学におけるスポーツ振興の取り組みについても、関係者と協議を行い、そのさらなる活発化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

生涯スポーツの推進は、日本一の健康長寿県を目指していく上でも非常に重要でありますことから、より多くの県民の皆様が日常習慣として運動を行う環境づくりに向けて、健康政策としてのスポーツ振興の取り組みをさらに強化してまいります。具体的には、高知龍馬マラソンに代表されるスポーツイベントの開催や、高知家健康パスポートと連動した取り組みの拡充に加え、これまで運動習慣のなかった方がスポーツを行うきっかけとなるような新たな取り組みについても検討していきたいと考えております。

あわせて、身近にスポーツができる施設や指導者が少ない中山間地域において、複数の市町村が地域の枠を超えて連携し、スポーツに関する課題を解決しようとする取り組みへの支援を行ってまいります。さらに、障害者スポーツの推進について、優秀な選手や指導者の発掘、育成といった競技力の向上に取り組むほか、スポーツ団体や福祉関係者、学校などと連携し、学校を拠点としたスポーツ活動や新たなスポーツ大会の開催を支援するなど、誰もがスポーツに親しめる地域づくりを進めてまいります。

スポーツツーリズムの推進は、交流人口の拡大に向けて極めて有効であり、さまざまな施策を積極的に進めてまいります。具体的には、東京オリンピック・パラリンピックなどの事前合宿の誘致に向けた活動を強化するとともに、プロ・アマチュアのスポーツチームのキャンプや大会の誘致の取り組みを強化いたします。また、高知龍馬マラソンを初め、サイクリングやマリ

ンスポーツに代表される本県の豊かな自然を生かしたスポーツイベントや全国規模の大会を開催することによって、さらなる観光振興にもつなげてまいります。

さらに、スポーツ振興策を推進していく上での共通基盤となる施設についても、計画的に整備を進めていきたいと考えております。具体的には、青少年センターにおいて陸上、サッカー、ラグビーなどの拠点となる競技場の整備に着手するほか、スポーツ医科学面からの質の高いサポートを展開するための拠点施設の整備についても検討してまいります。

こうしたスポーツ振興の取り組みを実効あるものとしていくためには、県を挙げて官民協働でPDCAサイクルを回していくことが重要であります。このためスポーツ関係者のみならず、産業、福祉、教育などの多分野にわたる関係者による協議の場を早期に立ち上げ、PDCAサイクルを確実に回す体制を構築してまいります。

次に、産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備について御説明申し上げます。

現在のエコサイクルセンターは、近い将来埋め立ての終了が見込まれますことから、今後の産業廃棄物の最終処分のあり方などについて有識者などによる委員会で検討を重ね、このほど新たな管理型最終処分場の整備に向けた基本構想案を取りまとめました。この構想案では、新たな処分場の埋立期間を20年間とすること、施設の構造は現行と同じく屋根つきの被覆型とし、処理水を放流しないものとするなどの方をお示ししております。今後、さらに県議会での御議論をいただき、本年度内に基本構想の策定を終えたいと考えております。

次に、県立牧野植物園については、平成30年に開園60周年を迎えることを見据え、国内外からより多くの方が訪れる一層魅力にあふれた植物園とするための整備構想を検討してまいりま

した。

来年度からは、まず植物に囲まれて自由に過ごすことができ、海に至る美しい眺望なども見渡せる憩いの広場や、植物と触れ合い、学習の場としても活用できる広場の整備に着手いたします。これにより、植物に関心のある層だけでなく、児童生徒や若者、家族連れなど幅広い層の来園につなげたいと考えております。今後はさらに、牧野博士の貴重なコレクションの公開の機会をふやしていくとともに、牧野植物園の強みである研究機能の強化についても検討を深め、世界に誇れる植物園となるよう磨き上げに取り組んでまいります。

一昨日、高知龍馬マラソン2017が開催され、全国各地から1万140人のランナーの皆様にご参加をいただきました。

第1回大会の3,500人規模からスタートし、5回目となる今大会において目標としておりました1万人の参加を実現することができ、大変うれしく思っております。大会規模の拡大に伴い、県内のランナーのみならず、全国各地から、また海外からも着実に参加者がふえ、本県における生涯スポーツとスポーツツーリズムの振興に大いに寄与するイベントに育ってきたと考えております。大会の開催に当たり、当日のみならず事前の準備から御協力いただきましたスタッフやボランティアの方々、沿道での声援や長時間の交通規制に御理解、御協力を賜りました多くの県民の皆様にご心より感謝申し上げます。本大会が、さらに全国から注目され、親しまれるマラソン大会となるよう、魅力ある大会づくりに向けて今後とも関係団体とともに取り組んでまいります。

次に、公文書館の整備について御説明申し上げます。

新たな高知県公文書館を、現在の県立図書館が移転した後の施設を活用して、平成32年度の

開館を目指して整備したいと考えております。この公文書館においては、県行政の歴史的な公文書を体系的に保存するとともに、戦前の資料を国の機関などから収集し、県民の皆様にごらんいただけるようにしたいと考えているところです。あわせて、同施設には公文書館以外の機能も併設したいと考えており、まんが甲子園の作品の常設展示を行うなど、その有効活用に努めてまいります。

次に、債権管理条例の制定について御説明申し上げます。

税外未収金などの債権管理につきましては、これまでも県議会や監査委員から厳しい御指摘をいただいております。また昨年度の包括外部監査においては、債権管理を徹底し回収を強化した上で、それでもなお回収困難な私債権などの債権放棄を認める条例を制定するよう提言をいただきました。これを受けまして、先行県における取り組みや弁護士の意見も参考に検討を重ね、今議会に条例議案を提出させていただいております。今後、適正な努力を尽くしても徴収が見込まれない債権について整理をする一方、徴収の可能性のある債権については回収の取り組みを一層強化したいと考えており、こうした取り組みを通じて効率的かつ公平な債権管理に努めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成29年度高知県一般会計予算など38件です。このうち一般会計予算は、先ほど申し上げました5つの基本政策を推進するための経費などを中心に、4,591億円余りの歳入歳出予算などを計上しております。

条例議案は、高知県債権管理条例議案など20件であります。

その他の議案は、県有財産の処分に関する議案など5件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末465ページに掲載〕

日程第4、議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

19番浜田英宏君。

（19番浜田英宏君登壇）

○19番（浜田英宏君） 皆さんおはようございます。自民党の浜田英宏でございます。

それでは、議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」につきまして、提案者を代表いたしまして、提案理由の説明を行いたいと存じます。

本県は、森林面積が県土の約84%を占めるとともに温暖多雨な気候といった自然環境を生かし積極的に杉やヒノキの造林に取り組んでまいりましたことから、全国有数の森林県となっております。これまでも、私たちはこの豊かな森林から県土の保全や水源の涵養など多くの恩恵を受けてまいりました。また、森林から産出される木材を用いた建築物や工芸品には時を経るごとに美しさを増すという文化的な価値があり、

それらに囲まれ生活することにより、心温かな県民性が育まれてまいりました。さらに、近年におきましては、森林には地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が、また木質バイオマスには再生可能なクリーンエネルギーとしての役割が期待をされております。私たちは、こうした役割が十分に発揮される環境を整備し、循環型社会の形成を目指していかなくてはなりません。

しかしながら、県内の森林の多くは資源としての成熟度を増し経済的な価値の発揮が期待される時期に来ておりますものの、長引く木材価格の低迷は林業生産活動の停滞を招き、そのため中山間地域から林業労働者が減少し過疎化や高齢化を招くなど林業を取り巻く状況は厳しさを増しており、間伐を初めとする適正な手入れや皆伐後の造林など森林管理は停滞し、森林の有する多面的機能の低下や災害の発生が懸念をされる状況となっております。

そのため、本県では、森林の保全と中山間地域の活性化等を図るため、全国に先駆けた森林環境税の創設や環境先進企業との協働の森づくり事業などさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、さらに本県の豊富な森林資源を良質材から低質材まで余すことなく活用することにより、県産木材の経済的価値を高めることが求められております。こうした取り組みを通じて再造林など森林管理の促進と県産木材の生産・加工・流通及び需要の拡大とによる経済活動の発展を実現し、ひいては森林の長期のサイクルに合わせた持続可能な好循環の流れを実現していかなくてはなりません。

このような状況を踏まえ、豊かな自然に囲まれた県土を保全し、森林がもたらす多くの自然的・経済的恩恵を後世に継承していくとともに、林業関係者や行政はもとより県民が一体となって本県の豊富な森林資源である県産木材の供給

及び利用を促進するために、この条例議案を提案することといたしました。

ここで、条例の主な内容につきまして何点か御説明をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、第1条には、この条例が県産木材の供給及び利用を促進するための基本理念や関係者の役割、施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することによって県内の林業及び木材産業の持続的な発展と森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的としていることを規定いたしております。

第3条では、条例の目的達成に当たり留意すべき重要な柱として3つの基本理念を規定いたしております。第1の理念といたしましては、県産木材の供給及び利用の促進により県産木材の経済的価値の向上が図られなければならないこと。次に、第2の理念としては、県産木材の供給及び利用の促進により森林の次世代への継承及び循環型社会の形成が図られなければならないこと。最後に、第3の理念として、林業及び木材産業その他関係産業の効果的な連携の推進により関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みが構築され、ひいては県産木材の好循環の促進が図られなければならないことといたしております。

ところで、ただいま述べました3つの理念は密接に関連をしております。この条例に規定をされているさまざまな施策を実施することによって県産木材の経済的価値の向上が図られ、林業及び木材産業の持続的な発展を実現し、本県経済の活性化に寄与することになりますが、このことは同時に森林の次世代への継承を実現し、循環型社会の形成に寄与することにもなります。さらに、本条例では、林業の分野においては経済と環境が相互に支え合う関係にあることに着

目し、そのことを基本理念において具現化しました。すなわち、林業及び木材産業その他関係産業の効果的な連携の推進により、関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みが構築をされ、経済と環境の両面にわたって県産木材の好循環の促進を目指すというものであり、このことはこの条例全体を貫く精神でもあります。

以上、述べました基本理念を柱として、関係者の役割を明らかにするとともに、施策を展開することといたしております。

施策に関しましては、初めに県産木材の供給の促進のための施策について規定をさせていただきました。

先ほど県産木材の好循環の促進がこの条例の理念の一つと申し上げましたが、現在、国産材の利用は、自給率が33.3%まで改善されたとはいえ、十分には進んでおりません。その理由の一つとして、山元、すなわち森林所有者が現在の木材価格では伐採・搬出コストを回収することができないため、質、量ともに安定的で均一な木材供給ができず、ロットのそろう外材にシフトしていることが挙げられます。

したがって、県産木材の好循環を実現するためには、供給面の施策が必要不可欠でありますことから、本条例では、木材の生産コストの圧縮や生産性向上のための基盤の整備や高性能林業機械の導入や森林施業の集約化など、生産の拡大のための施策について規定をいたしました。あわせて、加工・流通体制の整備についても規定をいたしました。

次に、県産木材の利用の促進のための施策について規定をいたしました。県産木材の好循環を創出するためには、県産木材の需要を拡大することが必要であります。そのためには利用の促進を図ることが不可欠であります。そこで、建築物やCLT、木質バイオマス発電などへの利用、国内外への販路の拡大、さらには県産木

材利用推進月間や表彰制度などの取り組みについても規定をさせていただきました。また、県産木材の好循環を創出し県産木材にかかわる方々の持続可能な事業経営を図るように努めるものとするとともに、流通等の情報の提供や木育の推進、産業間の連携体制の整備などについて規定をいたしました。

なお、これまで申しあげましたさまざまな施策の実施のもととなる基本計画や施策の実施状況の公表についても規定を設けました。

最後になりますが、県産木材の供給及び利用促進の理念とその実現に向けた施策を条例上の施策として初めて規定をしたこの条例の制定が契機となりまして、全ての関係者の理解と連携のもと、県産木材の経済的価値の向上が図られ、林業、木材産業の持続的な発展と森林の次世代への継承が実現し、本県経済の活性化や循環型社会の形成に寄与することを願っております。

以上をもちまして、本議案に関します私の提案理由の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、同僚議員各位の適切な議決を賜りますようによろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)



○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から27日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、2月28日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

2月28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、

本日はこれにて散会いたします。

午前11時35分散会

平成29年 2月28日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員
 職務代理者 坂田 和子 君
 監査委員
 局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次長 弘 田 均 君
議事課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成29年 2月28日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成29年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成28年度高知県県営林事業特別会

	計補正予算		等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業		

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

代表監査委員田中克典君におかれましては、2月25日に御逝去されました。突然の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえません。代表監査委員として県行政に多大な御貢献をいただきました御功績をたたえ、ここに謹んで御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

御起立を願います。

(全員起立)

○議長（武石利彦君） 黙禱。

(全員黙禱)

○議長（武石利彦君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

代表監査委員職務代理者監査委員坂田和子さんから、代表監査委員田中克典君の御逝去に伴い、本日から閉会日までの会議に代理出席したい旨の届け出がありました。

次に、第45号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、同委員会の報告の趣旨に沿ったものであり適当であると判断する旨の回答書が提出され、また第44号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、教育委員会に意見を求めてありましたところ、適当なものと

判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書、教育委員会回答書〕
〔それぞれ巻末472、473ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計予算」から第63号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第1号「高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」、以上64件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

16番桑名龍吾君。

(16番桑名龍吾君登壇)

○16番（桑名龍吾君） 自由民主党の桑名龍吾でございます。武石議長のお許しをいただきまして、自由民主党を代表し、質問をさせていただきます。

2月19日快晴のもと、1万140人が参加した高知龍馬マラソン2017が開催されました。私も、上田周五議員、浜田豪太議員とともに参加をいたしました。私は、4回目の出場ですが、これまでの経験を踏まえた大会運営は過去最高のものと感じながら走ったところでございます。今回、新たな取り組みとして県警によるランニングポリス、バイシクルポリスの配置、また医師、看護師、理学療法士のスタッフ増員など万全の救護体制がとられておりました。こうした配慮は、ランナーにとっても安心感を与えるもので大変評価されるものと考えております。そして

何より、ボランティアの皆さんには感謝の言葉しかありません。全てのランナーに成りかわり御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、5回の開催を重ね、今回は初の1万人規模の大会となりましたが、大会を終えての所感と今後の龍馬マラソンの目指すものは何か、知事にお聞きをいたします。

さて、現在国会では平成29年度予算案が審議をされております。政府提出の国の平成29年度当初予算は、前年度当初予算より7,500億円多い97兆4,500億円となり、5年連続で前年度の予算規模を上回る過去最大の予算編成となっております。一方、新規国債発行額は、平成28年度当初予算より抑え、国債依存度は小幅ながら改善をしております。政府は、平成29年度予算について、経済・財政再生計画2年目の予算として経済再生と財政健全化の両立を図ったものと説明をしております。

まず、この平成29年度政府予算案の中に本県がこれまで行ってきた国に対する提言や提案はどのように反映されているか、知事にお聞きをいたします。

地方創生関連予算では、地方創生推進交付金を昨年と同額の1,000億円計上しております。この交付金は、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みを支援するために交付されるもので、観光振興やまちづくりに関する協議会の運営や人材育成といったソフト事業などが対象となります。事業費の2分の1を交付金で賄い、残りを地方交付税などで措置する仕組みです。

平成29年度は1事業当たりの交付上限額を都道府県は2億円から3億円に、市町村は1億円から2億円に引き上げ、地域に大きな経済波及効果が見込める場合にはさらに上乘せができ、より弾力的な運用ができるようになっておりま

す。また、引き続き地方公共団体が自主的、主体的に地方創生に取り組むことができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費が地方財政計画に1兆円計上されました。

これらの財源を本県の地方創生の推進に向け、今後どのように生かしていくのか、市町村と連携した活用も含めて知事にお聞きをいたします。

アメリカではトランプ大統領が就任をし、公約どおりTPP協定からの離脱を宣言いたしました。アメリカ抜きでのTPP協定は発効できない仕組みになっており、協定は事実上無効となりました。農林水産業が基幹産業である本県においては、市場開放による影響が予測できないTPP協定が無効になることは、ある意味で安堵した部分もあります。

しかし一方で、アメリカは、今後日本との2国間での経済貿易協定、いわゆる日米FTAの締結を求めてくる公算が高まっております。安倍首相も2国間の日米FTAについて否定をしておりません。ただ、日米FTA交渉では、TPP協定で合意した水準以上の市場開放が求められるのは必至であり、日本の国益がしっかり守られるのか、予断を許することができない状況でございます。

そこで、このアメリカとの2国間貿易交渉についてどのように考えるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

さて、TPP交渉のときほど国民的な議論にはなっておきませんが、現在欧州連合EUとの経済連携協定、いわゆる日欧EPAの交渉が続けられております。EUは、この交渉の中で林業や農業などの分野でTPPを上回る市場開放を日本に求めており、このため目標としていた昨年内の合意は不調に終わっております。この日欧EPAでは、林業分野では製材、集成材が、農業分野では豚肉が市場開放されることによる本県への影響が懸念をされております。

我が国は、既に丸太や一部の製材品、木製家具などは関税を撤廃しております。TPPでは、これに加えて構造用集成材の関税3.9%についても即時撤廃といたしました。TPPにおける構造用集成材の関税撤廃はTPP参加国からの輸入がないことから大きな影響はないと考えられますが、EUから製材品や集成材を大量に輸入している状況でTPPと同様の対応をしたら大きな打撃を受けることが懸念をされます。

これらの品目の関税は数%と小さく、影響は限定的とも言われておりますが、集成材の関税撤廃は本県が推進をしているCLTとも競合し、また製材品について全面的に関税を撤廃すれば国内の製材品も価格を下げざるを得ない状況となります。

木材の自給率については平成14年に19%まで落ち込みました。その後の国、地方を通じた自給率向上への取り組みもあって、平成27年には33%まで回復をしている中で、今回の交渉次第では木材自給率が再び減少することも懸念されます。

また、豚肉については、EU諸国から輸入する量はアメリカやカナダを上回り、最大のシェアを占めております。現在の豚肉の輸入は冷凍肉の割合が高く、主としてハム、ソーセージの原料として使われてきましたが、今後、品質面においても脅威となるとの指摘もあります。オランダなどは日本の消費者の嗜好に合った生肉の生産・販売を強化しています。

政府は、EPA交渉においても、TPPと同水準までの自由化を容認する方向で交渉を進めているとの報道もありますが、EUにはTPP参加国以上の競争力を持った国も多く、慎重に対応していかなければ国益を損ねることにもなります。

TPP交渉を進める中では、全国知事会が農林水産分野における重要品目の関税維持につい

て国に要請をいたしました。日欧EPAの交渉においても、地方の声を国に届けていかなければならないと考えます。

EU側は、オランダ、フランス、ドイツなどで選挙が相次ぐため、早期の交渉妥結を目指しておりますが、この日欧EPAが本県に与える影響をどう捉えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、公務員の再就職について質問いたします。文部科学省の組織ぐるみによる職員の再就職あっせんが発覚し、国会で議論がされております。県職員の再就職について、県民に同様の疑念を持たれるようなことがあってはならないという観点からお聞きをいたします。この事案は、文部科学省が組織的に元高等教育局長の早稲田大学教授への再就職をあっせんしたとして国家公務員法違反の疑いが持たれている問題です。国家公務員法第106条は、官民癒着を防ぐため民間企業や団体への再就職に関する規定やもとの職場に対する働きかけを禁止する規定を定めております。

国家公務員は、在職中、職員の再就職をあっせんする行為や利害関係にある企業等への求職活動は禁止をされております。また、再就職したOBが、離職後2年間はもとの職場に対し契約を要請したり入札情報などを教えるよう依頼することなど、もとの職場へ働きかける行為も禁止をしております。

地方公務員法においても、地方公共団体は国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨を勘案して、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるとされており、地方公務員に対しても再就職のあっせんや現職職員の求職活動などについて一定の規制が課せられていると考えます。

まず、今回の文部科学省の再就職のあっせん問題について知事の御所見をお伺いいたします。

また、本県では職員の再就職のあっせんや求職活動などの退職管理やもとの職場への働きかけの防止などについて、現在どのような対応をしているのか、そして今回の文部科学省の問題を受けて、今後どのような考えで対応していくのか、あわせて総務部長にお聞きをいたします。

来年度の産業振興計画の大きな取り組みは、地産外商の強化であります。そのため、県は輸出振興を本格化させる体制を組み、これに必要な予算を計上しております。組織の面では、副部長級の輸出振興監を新たに配置し、台湾を中心に輸出戦略を統括する貿易推進統括アドバイザーを委嘱するとしています。また、現地に活動拠点を設置する予定です。

台湾は親日的で台湾向けの貿易は大変期待ができますが、これまでの本県の海外事務所では上海事務所を閉鎖した経緯があります。このときの経験をどのように総括して今回の活動拠点設置に生かしていくのか、知事に御所見をお聞きいたします。

次に、台湾との貿易はどれくらいの規模を想定しているのか、具体的な貿易戦略も含め知事にお聞きをいたします。

そして、台湾の活動拠点を使って台湾のみならず東南アジアでの事業展開を図る県内企業を支援することとしていますが、東南アジアを活動エリアとするシンガポール事務所とどのような形で連携をしていくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、高知県広域食肉センターの存廃について質問をいたします。

食肉センターは、28市町村で構成する広域食肉センター事務組合が設置した施設で、昭和55年に整備されました。施設の運営はJA全農こうちや中央食肉事業協同組合などが設置した高知県中央食肉公社が行い、牛や豚の屠畜や解体をしております。しかし、ここ10年ほどは赤字

が続き、赤字の累積額は2億3,800万円となり、現在赤字の大半は事務組合の構成員である市町村が補填をしております。また、これまでの施設の維持・補修費も2億円を超えております。赤字を補填してきた市町村からは、このまま赤字補填を続け、今の枠組みの中で事業を存続していくことは困難であるとの声も聞こえてきております。こうした声を受け、事務組合では、昨年2月食肉センターのあり方を考える検討会を発足させて議論を進め、昨年11月には検討会から現行の運営体制による屠畜事業を廃止する答申が提出されました。

一方で、県の産業振興計画では、県内畜産業の強化に向けて取り組んでおり、ブランド牛である土佐あかうしの生産拡大を進め、あわせて豚肉の安定供給と養豚経営の安定的発展を図ろうとしております。また、昨年10月の県議会における土居議員の食肉センターに関する質問に対し、知事は、食肉センターは本県畜産振興に必要な不可欠な施設である、県内に存続させることが必要であり、屠畜機能はもとより加工・流通・販売まで一貫して効率的に行うことができる運営体制を構築していくと答えられました。こうした動きもあって、昨年11月には、これまでオブザーバーの立場であった県が主体となって高知県新食肉センター整備検討会を設立し、新たな枠組みでの運営体制の構築や老朽化した施設の建てかえなどについて検討していくこととなりました。

食肉センターの廃止は、本県畜産産業を衰退させるものであり、また生産者のみならず消費者への影響も大きいと考えます。県外で屠畜することになれば、輸送コストが上がり、肉の市場価格が上昇することも想定されます。事務組合を構成する市町村の中には、管内には畜産農家がないのに財政負担が大きいと廃止を求める声もありますが、食肉センターがあつてからこ

そ、屠畜から加工まで一貫した食肉処理ができ、また流通の拠点として食肉が安定的に供給されていることを忘れてはならないと考えます。

そこで、食肉センターが廃止され他県で屠畜した場合の本県畜産業の生産・加工や畜産品の流通、消費などに与える影響をどう考えているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、2月23日、第3回目の新食肉センター整備検討会が行われましたが、各委員からの意見なども含め、これまでの検討会の審議の状況について農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、国際バカロレア教育について質問をいたします。

国際バカロレア教育を導入しようとしている新中高一貫教育校、高知国際中・高等学校が、中学校は平成30年、高等学校は平成33年の開校に向け本格的な準備に入りました。本校の設立に向けて、高知南中・高等学校、高知西高等学校の関係者の皆さんにはそれぞれの思いもあろうとは存じます。皆様方のその思いをしっかりと抱いて、つくってよかったと評価される学校となるよう覚悟を持って取り組みを進めていかなければなりません。

さて、国際バカロレアとは、昭和43年に設立されたジュネーブにある国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムです。この教育プログラムは、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして世界の複雑さを理解して対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身につけさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格を与えることを目的に設置されました。

国内の公立校の中で国際バカロレア認定校は現在2校であり、高知国際中・高等学校が認定されれば公立校では中四国以西で初の認定校となります。世界に通用する人材を本県から輩出できる可能性が大きく膨らんでまいりました。

先日、本県出身でインドのマヒンドラカレッジで国際バカロレア教育を学んでいる佐野さんのお話をお聞きしました。彼女は明るく聡明な19歳のお嬢さんです。佐野さんのお話によりますと、授業の特徴は、単に知識の蓄積ではなく、過去を振り返る力を育成することに力点が置かれているそうです。1日を振り返り、1週間を振り返り、また1年を振り返りながらレポートを書いていきます。自分がどの程度目標に到達できたのかどうかを理解し、次に進むべき方向を確認していきます。その中で、自分の成長を確かめ、みずからを高めていきます。そして、そうした振り返りを行う習慣が生涯学び続ける能力を養っていきます。これが国際バカロレア教育の特徴です。

そして、もう一つの特徴がグローバルな人材を育成することです。ここで言うグローバルとは単に語学ができ外国人とコミュニケーションができるということだけではなく、他国の文化を理解し尊重することで平和でよりよい世界を築いていくということです。佐野さんも、他国の人々と議論する中で大切なことは、意見が違ったとき、なぜお互いの考えが違うのか、その背景を知ることが第一であると言っておりました。

このような勉強を積み重ね、最終的にはディプロマプログラムの修了資格を取得していきます。しかし、この資格を取得するためには、全世界の国際バカロレアで学んでいる高いレベルの生徒と一緒に受験をしなければなりません。その合格率も約80%と簡単ではありません。佐野さんも懸命に努力して見事合格を果たしました。また、その試験の成績次第で、この後受験できる大学も決まってくるので、気を緩めることのない2年間だったと振り返っておりました。

また、国際バカロレア認定校も、実績が出なければ認定の取り消しもあるとのこと。学ぶ側も教える側も相当の覚悟を持って挑まなけ

ればなりません。

さて、高知国際中・高等学校は、設立に向け準備を進めていますが、まずどのような人材を育てようとしているのか、またその教育内容について教育長にお聞きをいたします。

国際バカロレア教育は、これまでの知識や技能の習得だけではなく、生徒の感性や徳性などの向上に向けた指導も必要であり、指導に当たる者の高い能力も必要となります。その確保と養成、また外国人教師の確保も必要と考えますが、具体的にどのように進めていくのか、教育長にお聞きをいたします。

世界の国際バカロレア認定校は、機構が定めたカリキュラムに応じた教育がなされますが、日本では我が国の学習指導要領に基づいた教育とバカロレア教育との双方を学ぶこととなります。生徒にとっても教師にとっても、他国の学校よりも負担が増すと考えられますが、どのように対応していくのか、教育長にお聞きをいたします。

1月27日、うれしい便りが届きました。春の選抜高校野球大会で、高知県から明德義塾高校、21世紀枠で中村高校が選ばれました。両校とも頂点を目指して頑張っていたきたいものでございます。

さて、中村高校野球部の活動は、校内グラウンド全面での練習は週3日しか使用できません。また、部員も16名で紅白戦もできない環境です。そういった中で、県予選では強豪校を破り優勝を果たしました。さらに、部員たちは地域への感謝の思いを込め、週1回学校周辺の清掃活動を行っております。まさに部活動のあるべき姿と言えるでしょう。

さて、県内中学校・高校の運動部活動のあり方についてお聞きをいたします。

ことし1月、文部科学省及びスポーツ庁より、「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調

査の結果の取扱い及び活用について」の通知がありました。この中で、運動部活動は、生徒にとってスポーツに親しむとともに学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義は高いものである、一方で適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒、教員ともにさまざまな無理や弊害を生むという指摘もあり、適切な練習時間や休養日を設定して運営を図ることを求めています。休養日の設定例としては、中学校は週2日以上、高校では週1日以上休養日を設定、練習時間は平日は2時間から3時間以内、休業土曜日や日曜日は3時間から4時間以内で練習を終えることをめどとしております。しかし、現場では、保護者の期待や監督顧問の部活動への思い入れが強いため、休養日の設定などには反発もあろうかと思えます。

確かに、運動部活動については勝利を目指し日々努力する習慣を身につけることや競い合うことによる精神的な鍛錬など教育的な要素はたくさんあります。一方、行き過ぎた活動は生徒のスポーツ障害や燃え尽き症候群を生むおそれもあります。また、学校は本来教科の勉強をする場であり、課外活動が学園生活の中心となることはある意味本末転倒であると考えます。将来、プロの選手やその道の専門家となる者は一握りであり、たとえ願いがかなってプロになっても、その後の長い人生を歩んでいくためには、中学校、高校では基礎的な教養を身につけさせ、部活動のみに偏らない学園生活を送らせることが必要ではないでしょうか。

私ごとで恐縮でございますが、私の母校東京の國學院大學久我山高等学校は、運動部活動は強化クラブでも週6日で18時半には完全下校です。朝練及び昼練は禁止と定められております。正味1時間半から2時間の練習時間です。そうした環境のもとでも、ラグビー部は全国大会に

40回出場し優勝5回、サッカー部はインターハイに8回出場し準優勝1回、選手権大会には7回出場し準優勝1回、バスケットボール部はインターハイに21回出場、全国選抜大会には13回出場し準優勝1回、陸上部は高校駅伝に20回出場、野球部は甲子園に春夏5回の出場をなし遂げております。強化クラブ以外でも剣道部がインターハイ2回出場、ソフトテニス部、卓球部も全国大会に出場しております。

昨年、自民党県議有志で部活動のあり方を学ぶために母校に研修に行っておりまいました。今井学校長のお話では、練習時間や施設の面に制約があるという厳しい環境の中で、どうやって勉強と運動部活動を両立させ結果を出していくのか、ここに教育がある、決して特別扱いはしない、また朝練は人間の生理学上授業中に眠気を起こすのでさせてはいないということでした。

勉強と部活動を両立させるためには、すぐれた指導者の養成も必要となります。ただ単に鍛え抜く考えから脱却をし、いかに合理的、効率的な指導を行うのか、指導者も研さんをしていかなければなりません。

競技力の向上に向けて、今やスポーツ医科学を取り入れた時代になりつつあります。今回の文部科学省の運動部活動のあり方を見直す通知を運動部の指導に当たる者の指導力の向上を図る契機としていく必要があると考えますが、まず県内中学校・高校の運動部の活動実態について教育長にお聞きをいたします。

また、運動部の休養日の必要性については、平成9年に文部科学省の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」により提言をされていますが、その後20年にわたって改善がされておられません。県として、今回の通知をどのように捉え対応していくのか、教育長にお聞きをいたします。

来年度から、スポーツ強化校を指定し重点的な選手育成を図るとしてはありますが、どのような方針で、またどういった選手を育てていくのか、教育長に御所見をお聞きいたします。

次に、専門学校の専門職大学化について質問をいたします。

昨年5月、中央教育審議会は、職業教育に特化した新しい種類の大学、いわゆる専門職大学をつくるよう、文部科学大臣に答申をいたしました。これを受けて文部科学省は、今国会で必要な法改正を行い、平成31年春に新たな大学を開設することを目指しております。大学制度に新たな教育機関が加わるのは、昭和39年の短期大学の創設以来55年ぶりとなります。

大学の修業年限は短大相当の2・3年制及び大学相当の4年制とし、その教育内容は企業との連携を重視して卒業単位の3から4割以上を実習や演習の科目とし、学生は企業内実習を2年間で300時間以上、4年間で600時間以上行うとしております。また、専任の実務家教員をおおむね4割以上配置し、学位は大学や短期大学と同様、学士、短期大学士が与えられます。

さて、本県の専門学校卒業生の平成27年度の地元定着率は78%、870名であり、県内大学生の35%、637名、県出身県外大学生の14%、275名に比べ高い定着率であります。また、高校新卒者だけではなく、社会人学生や学び直しの学生なども多く受け入れており、人口減少の歯どめとしての大きな役割を果たしております。これらの専門学校の大学化により、さらに高度な知識や技能を持った若者が地元に残り活躍することで、本県県勢の浮揚が図られ、地方創生につながっていくことが期待されます。

そこでまず、専門学校の専門職大学について知事の御所見をお聞きいたします。

また、専門学校の中で、より高度な専門教育を行うため、職業実践専門課程の認定を受けて

いる学校も多くなっております。職業実践専門課程で学ぶことにより、地元に残る若者の職業能力のレベルアップが期待でき、実践的かつ専門的な能力を備えた職業人の養成につながるものと考えます。

職業実践専門課程認定校の運営に対する助成を始めている県もありますが、本県はこれに支援していく考えはないか、文化生活部長にお聞きをいたします。

他の県では、県立農業大学校の専門職大学化への移行を検討しているところがあるとも聞いております。本県にも農業大学校が設置されていますが、専門職大学へ移行する考えはあるのか、また移行するとしたら専門職大学でどのような農業人を育成していくのか、その方針について農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、慰霊碑の維持管理について質問をいたします。

日清戦争から太平洋戦争までに3万6,074人の高知県人のとうとい命が失われました。これらの戦没者を追悼するために、遺族会の調べでは県内に160カ所の慰霊碑が現存しております。忠霊塔などの慰霊碑は、戦前戦中においては国威発揚や戦意高揚の一手段として利用されたものもありますが、多くは戦後になって遺族会や戦友会が中心となって建立をしております。

また、慰霊碑やその敷地の所有者は多くが自治体であり、維持管理は各地の遺族会や自治会が行っているのが現状です。しかし、最近では、市町村からの維持管理についての財政的な支援をいただきありがたいが、維持管理する遺族の高齢化で慰霊碑の維持が困難または限界であるとの声を多くの遺族から聞くようになりました。

戦後72年の今、戦争遺児の最年少は72歳であります。遺族会会員の平均年齢も76歳。遺児はふえることはないで、平均年齢は上がる一方です。5年先、10年先には、誰が中心になって

慰霊碑を管理していくのか、真剣に考えなければならないときが来ております。

さて、現代における慰霊碑は戦没者を慰霊顕彰し平和への思いのシンボルであるとともに、地域が戦争とどう向き合ってきたのかという歴史を示す非常に貴重な文化遺産であると考えます。これらを後世に受け継いでいくことが、戦没者のとうとい犠牲のもと平和に暮らしている我々の義務であり責任であろうと思います。

知事は、県内に現存する忠霊塔などの慰霊碑をどのように捉えているのか、御所見をお聞きいたします。

また、慰霊碑の現在の維持管理状況について地域福祉部長にお聞きをいたします。

さて今後、慰霊碑をどのような形で維持管理をしていくのか、具体的な対策を考えていかなければなりません。また、このような慰霊碑については、教育的価値もあるものと考えます。現在、多くの小中学生が平和に関する学習として広島や長崎を訪れていますが、その前に身近にある慰霊碑等を題材にして、地域における過去の戦争を知り学ぶことが必要ではないかと考えます。二度と戦争という過ちを繰り返してはならないことを慰霊碑が児童生徒たちに語ってくれるものと信じております。

沖縄にある高知県の慰霊碑土佐の塔は、地元の八重瀬町の具志頭小学校、新城小学校、具志頭中学校の児童生徒の奉仕によりその清掃活動が行われ、平和に関する学習にも生かされていると聞いております。

そこで、私は一つの考えとして、本県においても児童生徒が地域の慰霊碑の清掃や地域の歴史学習を行い、それを道徳教育における伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を育てる授業と関連させることができないかと考えますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、汚水処理施設の整備と管理運営につい

て質問をいたします。

一般的に、汚水処理施設の整備や運営管理に当たっては、これまで自治体と利用者がともに応分の負担をしながら行ってきましたが、人口の減少が予想を上回るスピードで進んでいることから、施設の整備に伴う利用者負担の増額や下水道料金の値上げなど利用者の負担を今以上に増加させなければ、施設の新たな整備や運営管理が困難となる状況となっております。しかし、利用者の負担をこれ以上増加することは容易ではなく、汚水処理施設の新設や管理運営が自治体の財政を圧迫していることも懸念をされております。また、老朽化した施設の改修には多額の経費がかかることから、大きな課題となっております。

汚水処理施設をめぐるこうした状況を背景に、平成26年1月、国土交通省、環境省、農林水産省が共同で「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定しました。このマニュアルは、より効率的な汚水処理施設の整備や運営管理を適切な役割分担のもと計画的に実施していくために、これまでの都道府県構想の一層の見直しを図る必要があることから、汚水処理に関係する3省が連携して取りまとめたものです。

こうした国の動きもあり、本県もこのマニュアルに沿って現在の生活排水処理構想の見直しに着手し、平成30年春には新たな構想が策定される見通しです。しかし、本県ではいまだに18万人余りの人々がくみ取りトイレや単独浄化槽を使用しており、台所、風呂、洗濯などの生活排水は未処理のまま河川や水路に流されております。こうした状況は早急に改善をしていかなければなりません。

本年度から新構想の策定に向けての検討が始まりましたが、県はこれまでの構想に基づく取り組みをどう総括し、今後どのような視点で県

下の生活排水処理構想を策定していくのか、土木部長に御所見をお聞きいたします。

また、平成26年に環境省は、個々に管理されている浄化槽の設置、保守点検、清掃、法定検査の実施状況を一元的に管理できるよう「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成し、このシステムの自治体への導入を促すための事業を予算化しました。

浄化槽台帳を整備し一元管理することで、施工から保守点検、清掃、法定検査が適切に行われているか把握できるほか、災害時の早期復旧や空き家情報の把握などへの活用も可能となります。特に、東日本大震災では、宮城県は浄化槽の設置状況を電子地図で管理していたので被害状況を迅速に把握することができ、早期の復旧につながりました。南海トラフ地震では、下水道施設の復旧には長期間を要することが想定される中で、浄化槽の早期復旧が図れる体制を整備しておくことが必要と考えます。

今後、県として浄化槽台帳の整備による情報共有ネットワークの構築に向けてどのような取り組みを行っていくのか、土木部長にお聞きをいたします。

また、高知県が全国に誇れる水環境を保全するためには、浄化槽が正常に機能しているかなど法定検査の受検率を高めていかなければなりません。浄化槽法では、第7条で使用開始後3カ月から8カ月までの間に水質に関する検査と、第11条ではその後の毎年の水質に関する検査が義務づけられております。しかし、平成27年度の第7条検査の受検率は82.5%、第11条検査の受検率は54.2%となっており、既設の浄化槽が適正に機能しているのか気にかかるところです。

現在、浄化槽を維持管理するためには、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関でそれぞれ契約を結ばなければならず、手続が煩雑となっているため水質に関する検査の受検率も低迷し

ております。これらの解消に向けて、現在浄化槽に係る業界では、保守点検、清掃、法定検査の一括契約ができるようにするための研究がなされております。

こうした中で県として、今後水質に関する検査の受検率を向上させるためどのような取り組みを行うのか、土木部長にお聞きをいたします。

「高知新港で大型船から外国人客の失踪相次ぐ」との記事が高知新聞に掲載されました。記事の中では、昨年11月とことしの1月に高知新港に寄港した大型クルーズ船から外国人客4名が失踪したと報道されております。失踪者の国籍や年齢は明らかになっておりませんが、いずれも中国を出港し高知新港が最初の寄港地であり、いまだに行方はわかっていないようでございます。この記事を見たとき、外国人の不法残留がついに高知にも来てしまったのかという気持ちになりました。こうした事件は、現在全国的に発生しており、外国客船の誘致を進める各県でも大きな問題として捉えております。

本県では、高知新港に四国で唯一13万トン以上の船が接岸できる岸壁が整備され、大型客船の寄港が急増しております。平成28年度に県内に寄港した客船の外国人乗客者数は、この1月時点で5万4,000人に上り、来年度はさらにふえる見込みです。訪日外国人の誘客は県経済にとっても大きなインパクトがあり、積極的に誘客のための戦略を進めていかなければなりません。県としても、外国客船の乗客の利便性を高めるため、高知新港に客船ターミナルを新設し受け入れ体制の充実を図っていくこととしています。

しかし一方では、外国人乗客の失踪や不法残留が続発をしております。この背景には、訪日外国人の誘客政策を後押しするために国が外国客船の入国手続を簡素化したことが挙げられます。これまでは外国客船が来日する際、外国人乗客は現地の日本大使館で事前にビザを取得す

る必要がありました。しかし、数千人が一度に上陸する外国客船は入国審査に時間がかかっていたことから、ビザによる入国審査にかえて客船の運航会社が本人確認を行った上で一括して船舶観光上陸許可申請ができるようになりました。さらに、港で行っていた顔写真の撮影も省略されました。不法残留は、このようにビザの取得がなくなり入国が簡単にできることを悪用したものであり、今後も続くものと考えられます。

日本は外国客船の入国審査が甘いといった情報がSNSやインターネットで世界中に知れ渡ると、不法残留を狙って外国客船を利用する者もふえてくるでしょう。また、日本国内での不法残留の手引きをする者もあらわれてまいります。不法残留は就労目的だけではなく、テロや凶悪犯罪につながるおそれも高く、その対応を考えていかなければなりません。

まず、外国客船訪日に当たっての不法残留の実態と対応策を県警本部長にお聞きいたします。

入国管理局は、入国審査に当たって写真撮影の省略は不法残留者を出さない船に許可を出していると考えていますが、本人確認などは外国客船の運航会社の信義に委ねざるを得ないのが実態ではないでしょうか。

そこで、不法残留の防止は入国管理局の所管だと考えますが、県として対応できることは何か、土木部長にお聞きをいたします。

高知県を代表する貴重な資源であるカツオと宝石サンゴについて質問をいたします。

本年4月に、高知が一丸となってカツオを守ろうというスローガンのもと、高知カツオ県民会議が本格的に発足いたします。県民会議は、カツオ文化を発信して国際的な資源管理につなげるため、県民運動による多様な取り組みを目指しております。カツオは高知県の県魚であり、漁業資源のみならず、観光資源としても重要な

役割を果たしております。

そのカツオの水揚げが、近年減少しており、このままではカツオが食べられなくなるおそれがあると言われ出してきました。その原因は、熱帯海域などでのまき網漁による乱獲にあると指摘する声もあります。現在、カツオの資源管理については国際会議で取り上げられていますが、資源減少の原因が科学的な根拠で実証されていないのが現状です。熱帯海域での漁獲に占める割合は日本は1割程度で、大半はアメリカ、韓国、台湾、インドネシア、その他の島嶼国が捕獲し、多くの国はカツオは乱獲状態ではないと主張をしております。

この認識を変えるため水産庁では、今後独自の資源調査に乗り出す方針です。昨年の12月議会において、土森議員のカツオの資源管理に関する質問に対し、知事は、県民の力強い活動を追い風に適正な資源管理措置が講じられるよう強い決意を持って取り組んでいきたいと答弁をされました。

高知カツオ県民会議の会長として、県民会議でどのような議論や活動を期待しているのか、知事に御所見をお聞きいたします。

そして、最後に宝石サンゴについてお聞きをいたします。宝石サンゴも本県の伝統的な特産品であり貴重な資源です。高知新聞の題字の背景には、宝石サンゴが描かれています。既に明治43年には宝石サンゴが背景に描かれたことが確認をされております。宝石サンゴは古くから本県の特産品であったことを象徴しております。しかし、この宝石サンゴも資源減少が懸念をされております。絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制するワシントン条約での締約国会議では、宝石サンゴ資源や取引の状況を調査する決定が採択されました。また、アメリカなどは資源が減少していると主張し続けております。

日本の宝石サンゴ漁は東京や長崎など6都県で許可されておりますが、良質な宝石サンゴの原木がとれる本県では明治時代から本格的な漁が始まり、現在本県の漁獲がその9割を占め、原木の入札も本県で行われております。特に、アカサンゴと呼ばれ人気の高い宝石サンゴなどサンゴ製品は、台湾や香港に輸出され、ジェトロの調査によりますと、平成27年の宝石サンゴ製品の輸出額は26億6,800万円となっております。また、昨年から宝石サンゴによる伝統工芸のアピールや観光振興を図るため、業界と県が連携をして結婚35年目を迎える夫婦を祝うサンゴ婚式が開催されております。こうした状況を踏まえ、宝石サンゴ業界では平成27年に資源の増殖実験を柏島沖で始め、ことしの夏にはこれを土佐清水沖まで拡大する予定です。

そこで、本県の貴重な資源である宝石サンゴをどのように捉えているのか、知事にお聞きをいたします。

また、宝石サンゴ製品の輸出や加工技術の伝承などについて、今後宝石サンゴ業界をどのように支援していくのか、商工労働部長にお聞きをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 桑名議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知龍馬マラソン2017を終えての所感と今後の龍馬マラソンが目指すものは何かとのお尋ねがございました。

高知龍馬マラソン2017は、海外も含め全都道府県から1万1,586人のエントリーがあり、大会当日は過去最多となる1万140人が土佐路を駆け抜けました。スタッフやボランティアの方々を初め多くの県民の皆様方の御協力や、制限時間を1時間緩和し7時間に設定したことにより、目標としてきた1万人のレースが実現しました

し、前回大会を大幅に上回る高い完走率も記録することができました。

大会当日は天候にも恵まれ、沿道からの途切れることのない温かい声援はことしも健在で、全国屈指と言われるほどまでパワーアップをしており、ランナーの皆さんには龍馬マラソンを大いに満喫していただけたと思っております。また、昨年心肺停止など10件の救急搬送者が出た救護の問題についても、当日4件の救急搬送があったもののスムーズな対応で大事には至りませんでした。天候に恵まれたこともありますが、今回医療救護体制についてゼロから見直し、各関係機関の献身的な御協力を得ながら準備をしてきたことにより、しっかりと対応することができたのではないかと考えております。

改めまして、当日のみならず事前の準備から御協力いただきましたスタッフやボランティアの方々、沿道での声援や長時間の交通規制に御理解、御協力を賜りました県民の皆様から心から御礼を申し上げます。

第1回大会の3,500人規模からスタートし、5回目となる今大会において1万人規模の大会が実現でき、本大会は本県における生涯スポーツとスポーツツーリズムの振興に大いに寄与する早春のイベントとして定着することができたものと考えております。この5年間に賜った多くの皆様方からの御協力にも改めて心から感謝申し上げます。

今後も、県民による熱いおもてなしなどの本大会の魅力にさらに磨きをかけ、地方のマラソン大会として存在感のある大会となるよう関係団体の皆様と協力しながら、引き続き大会運営の見直しや充実した医療救護体制づくりに努めてまいりますとともに、その魅力を国内外に発信していきたいと考えています。あわせて今大会は、高知家健康パスポートと提携した大会として開催しており、そのような施策とも連携を

図りながら高知県民の皆様のさらなる健康づくりや生涯スポーツの推進につながるよう取り組んでまいります。

来年度からは、スポーツ行政の知事部局への一元化を図りたいと考えており、龍馬マラソンも新しい体制にて取り組むこととなります。競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの推進というスポーツ振興に係る3つの目的を踏まえつつ、本大会が1万人規模の大会として内外に定着し、継続して発展していくこととなるよう、新しい体制のもとでしっかりと取り組んでまいりたいと考えるものであります。

次に、平成29年度政府予算案への本県の行った政策提言の反映状況についてお尋ねがございました。

本年度も、本県のような地方の実情を国の施策に反映させるべく、活発に政策提言活動を展開したところです。その中で、産業振興関連では、地方創生は息の長い取り組みが必要であり、交付金などの対応を拡充すべきこと、また全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとしては、少子化対策、子供の貧困対策の抜本強化について提言を行いました。さらに、南海トラフ地震対策については、特に貴重な財源である緊急防災・減災事業債が平成28年度で終了予定となっておりましたことから、その継続、拡充について関係する他県を巻き込み、全国知事会としての連携を形づくりながら強力で訴えてまいりました。

こうした結果、例えば地方創生の推進の点では、地方の実情に応じた取り組みを支援する地方創生推進交付金1,000億円が平成28年度に引き続き計上されたところです。

また、少子化対策、子供の貧困対策の抜本強化の点では、地域少子化対策重点推進交付金が本年度を上回る規模で計上されましたほか、給付型奨学金制度が創設され、平成29年度から先

行実施されることとなりました。さらに、特に懸念しておりました緊急防災・減災事業債の存続については、平成32年度まで継続とされ、対象事業も拡充されることとなりました。

このように多くの点で、平成29年度政府予算案に本県の行った政策提言を反映していただき、大変感謝しているところであります。

国におきましては、今後公共事業等の具体的な箇所づけ作業に入ってまいりますことから、引き続き本県での事業の必要性などを訴えてまいります。また、こうした国の予算を追い風として、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などをさらに進めてまいります。

本県は、人口減少、高齢化が他県よりも先行しており、日本全体が今後直面するであろう課題に真正面から立ち向かっている県であります。本県のさまざまな提言が今後の日本全体にとっても有益なものとなるように、そしてそれゆえにこそ国としてもこの提言を採択しやすくなり、結果として本県にとっても追い風となる施策が多数実現することとなるよう、こうした流れをつくり出していけるよう引き続き心がけながら、今後とも積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、地方創生関連の財源を本県の地方創生の推進に向け、今後どのように生かしていくのか、市町村と連携した活用も含めお尋ねがございました。

本県では、平成27年度に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、以降順次改定を行いながら、国の財源も大いに活用し、地方創生の取り組みを進めているところです。

平成29年度当初予算では、あったかふれあいセンターや集落活動センターなど小さな拠点の推進、外商活動や観光振興などの経済の活性化、さらには各種の移住施策などの事業に地方創生推進交付金を16億円程度充当することとしています。

また、平成28年度2月補正予算では、国の経済対策で措置された地方創生拠点整備交付金を活用し、林業学校の大型実習棟整備などに4億円程度を充当することとしております。

また、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費については、本県への地方交付税の算定上59億円程度見込んでおり、これは一般財源として本県の地方創生関連の事業に幅広く活用することとしております。

さらに、交付金の活用に係る市町村との連携については、従前より地域アクションプランなどに関して市町村政との連携・協調のもと取り組みを進めているところです。例えば、須崎市が地方創生拠点整備交付金を活用して実施する海洋スポーツパーク整備事業について、県も関連の予算を補正で計上するなど連携して取り組みを進めているほか、地方創生推進交付金の充当事業でも、地産外商関連事業を四万十市、宿毛市との連携事業として実施することとしております。

引き続き、こうした国の財源を有効活用しながら、市町村政との連携・協調のもと、地方創生の推進に取り組んでまいります。さらに、地方創生を実現するためには、長期にわたる息の長い取り組みが必要であることから、これらの交付金の取り組みを一過性のものとせず、将来にわたって安定的な財源が確保されるよう、国に対して引き続き積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、アメリカとの2国間貿易交渉についてお尋ねがございました。

保護主義による地域間の対立が2度の世界大戦を招いた歴史的経緯に鑑みれば、私は2国間よりは多国間、さらには世界的な貿易ルールの確立を図っていくことが望ましいものと考えております。

お尋ねのありましたアメリカとの2国間貿易

交渉が進んだ場合、これまで世界各国が進めてきた世界的な貿易ルールの確立への流れが滞ることや、TPPで合意された自動車関税の廃止などのプラス面の縮小と農林水産物市場のさらなる開放などマイナス面の拡大といった日本にとってより厳しい条件を求められることを懸念しております。政府においては、今後副大統領と副総理兼財務相との間で行われる経済対話にアメリカとの自由貿易協定も視野に入れつつも、まずはTPPなど多国間協定の意義を粘り強く説明されていく方針であると報道されているところです。

政府には、アメリカ内でのさまざまな議論も踏まえながら、我が国のみならず世界各国にとっても必要な世界的多国間での自由貿易体制の確立に向けて、引き続きリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。他方、その際には従前から申し上げてきましたように、中山間地域の農業など守るべきものは守るという姿勢も堅持して臨んでいただきたいと考えるものであります。

次に、日欧EPAが本県に与える影響についてお尋ねがございました。

日欧EPAについては、現時点で交渉の正確な内容は不明であります。畜産分野においてTPPの合意水準以上の要求がされていると報道されるなどしており、本県としてはこの畜産分野や、さらには林業分野への影響を懸念しているところです。仮に、TPPと同様の合意水準であったとしても、まず畜産分野では、EUからは豚肉の輸入が多いことから、安価な豚肉の県内への流入が増頭意欲を減退させ結果として生産量の低下といったことにつながることを懸念いたしております。

次に、林業分野では、TPPの合意水準と同様に関税が撤廃されることになれば、EUからの輸入の多い構造用集成材やこれから利用拡大

を図るCLTについてさらなる競合が生じ、国産材の需要を圧迫することが懸念されます。

先ほども申し上げましたが、多国間での貿易協定は世界経済の活性化にとって非常に重要であります。しかしながら、自由貿易の伸展に伴う負の側面への対応、この点についてもこれまでも申し上げてまいりましたように、大変重要であると考えております。政府においては、TPP交渉の際に申し上げてきたと同様、守るべきものは守るといった視点で交渉に臨んでいただき、その上で新たな負の側面が出てきた場合には丁寧な説明と影響の把握、適切かつ強力な対策の実施をお願いしたいと考えております。

本県としても、産業振興計画を推進することを通じて、農林水産業のさらなる振興に向けて取り組んでまいりますとともに、全国知事会などとも連携し、この日欧EPAに関しても地方の声を国に届けるべく努力してまいります。

次に、文部科学省の再就職あっせん問題についてお尋ねがございました。

このたびの文部科学省の事案では、OBを介した職員の再就職活動の違法性が明らかになりますとともに、文部科学省による事実の隠蔽工作もあったとされています。こういった事件は公務員に対する国民の皆様の信頼を大きく失わせるものであり、まことに残念なことであります。

国家公務員は、採用から退職に至るまでおおむね同一の省庁で特定の分野の業務に従事することや、全国規模で広範囲に影響を及ぼす強大な権限を有していることから、職員の再就職について、権限を背景とした特定の業種、業界へのあっせんが行われるおそれが比較的高いと考えられます。さらに、中央省庁では定年前に早期退職に至る慣行があり、職員の再就職の必要性から地位の押しつけなどが行われるおそれもまた高いと考えられます。このため再就職につ

いては、こうした特性に起因する疑義を生じさせないよう、国家公務員法により企業等への職員に関する情報提供や現職中の求職活動を規制するなど厳しい規定を設定しているものと考えております。

今回の事案は、再就職に関連づけて、本来公平・公正であるべき行政がゆがめられてしまうのではないかという疑念を払拭するために定められたこれらのルールの一部が、文部科学省において守られていなかったものであり、残念であると言わざるを得ません。

他方、地方公務員の再就職に関しては、企業等への就職に関する情報提供などについて国家公務員とはその環境が異なることから、地方公務員法では国家公務員に関する規定の趣旨も踏まえながら、地域の人材ニーズ等の実情を勘案し、適正な退職管理のための措置を講ずることとされており、国とは異なる取り扱いが認められております。しかし、退職後2年間におけるOBによる働きかけの禁止や再就職した際の届け出や公表による透明性の確保については、地方公務員法において国家公務員と同様の取り扱いが規定されております。

県では、平成17年度に退職予定者についての情報提供の手の透明性の確保を目的に、人材バンクを設置するとともに、地方公務員法による義務づけ前から退職職員の再就職先の届け出、公表といった透明性を高める取り組みや再就職後2年間の県への働きかけの規制など、県民からの信頼を確保する取り組みを進めてきたところです。

しかし、文部科学省のこのたびの事案も踏まえますと、公務員の再就職に関する透明性の確保については不断の改善が求められると考えられるところであります。このため、改めて人材バンクを含む退職する職員の情報提供のあり方などについて改善すべきところがないか、しっ

かりと確認してまいりたいと考えております。

次に、輸出振興の本格化について、まず上海事務所の経験をどのように総括して台湾の活動拠点設置に生かしていくのかとのお尋ねがありました。

平成15年9月に設置した上海事務所につきましては、県内製造業が中国で部品を加工する、あるいは現地に進出するといった対中投資の拡大を主たる目的として、延べ400社余りの県内企業を支援し、十数社が中国に進出するなど一定の成果を上げてまいりました。その後、中国の急速な経済成長に伴う人件費の高騰などにより対中投資の案件が減少してきたことから、食料品を中心とした輸出促進にも力を入れて取り組んでまいりましたが、関税率が高く輸出品目が限定されていることなどから、県内企業の輸出への関心の大きな高まりには至りませんでした。こうした状況の変化を見きわめ、平成25年度末で上海事務所を廃止し、現地法人に委託する形で県内企業のニーズに応じた個別支援を行うとともに、現地の量販店や商社と良好な関係を築いております台湾や香港への輸出の拡大とこれらをゲートウエーとした中国本土への輸出に向けて取り組んできたところであります。

こうした中で、台湾につきましては、インバウンドの最優先市場としてセールス活動を展開するとともに、台湾の大手企業が加盟する経済団体との交流や現地企業を招いての商談会などの開催を進めてまいりました。さらに、平成27年度からは現地のビジネスコンサルタントへの委託という形で県や県内企業の活動をサポートする体制を構築し、取り組みを強化したところであります。

こうした取り組みを通じて、食料品の輸出額は平成25年の749万円から平成27年には2,352万円と約3.1倍に伸び、また工業製品については現地での防災セミナーを契機に大型の成約事例が

生まれておりますし、台湾からの観光客も平成25年の5,940人泊から平成27年には1万6,100人泊と約2.7倍に伸びてまいりました。

このような着実な成果と手応えを踏まえつつ、さらにこれまでの海外での経験も生かし、今後の経済状況の変化に柔軟な対応ができるよう、かつ限られた予算で最大の効果が上げられるよう、まずは専任の職員を配置するのではなく、現地のビジネスコンサルタントとの連携を強化することとするとともに、商談などの経済活動の拠点となるオフィスを設置することといたしました。さらに、台湾や東南アジアに人脈を有し、輸出に関する知見を持つ専門家を貿易推進統括アドバイザーとして委嘱し、食料品、工業製品の各分野における戦略の磨き上げや国際観光を含む各事業への助言や指導をいただきながら、取り組みを一層強化していきたいと考えております。また、庁内には輸出を統括する副部長級の輸出振興監を新たに配置し、全庁に広がってまいりました輸出振興の取り組みに横串を刺し、より効果的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。

このように、今回の活動拠点の設置については、統括アドバイザーなどの活用と全庁での輸出振興体制の構築という2つのソフト施策と一体となって取り組むものであります。上海事務所設置時の経験も踏まえたこの三位一体の取り組みにより、台湾への輸出拡大という具体的な成果につなげてまいります。

次に、台湾との貿易の規模や具体的な貿易戦略、さらにシンガポール事務所との連携についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

台湾における貿易戦略につきましては、まず食料品では、これまで定期的で開催してきた高知県フェアを通じて、日本酒や水産加工品などのニーズが高いことがわかってまいりました。

このため、こうした商品を中心に良好な関係を築いている現地の量販店や商社への日常的な売り込みを強化するとともに、県内企業との協働により新たな商品の発掘や販路拡大に取り組んでまいります。また、工業製品につきましては、台湾は本県と同じく台風や地震等の自然災害が多いことから、引き続き防災関連製品を中心とした商談会の開催や見本市への出展を行うとともに、貿易推進統括アドバイザーの人脈などを通じて、関連企業はもとより経済団体や行政機関へのアプローチを強化してまいりたいと考えております。さらに来年度からは、新たにCLTを含めた木材の輸出に向けた取り組みも始めることとしております。

こうしたそれぞれの分野における戦略について統括アドバイザーのアドバイスもいただきながら、さらに磨き上げ展開してまいりますとともに、庁内に配置する輸出振興監のもと、全庁の輸出案件を共有し、観光はもとよりさまざまな品目を組み合わせて売り込むといった戦略も構築しつつ、輸出拡大につなげてまいります。

第3期産業振興計画では、食料品の輸出額は平成27年の約4億4,000万円から平成31年には9億円に、また産業振興センターの外商支援による工業製品等の輸出額は平成27年度の約2億6,000万円から平成31年度には10億円にするという目標を掲げております。そのうち台湾につきましては、食料品は平成27年の4倍となる1億円、工業製品等は全体の5割となる5億円程度を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

また、シンガポール事務所との連携につきましては、日常的に台湾とシンガポールの情報共有を行うことはもとより、統括アドバイザーにはアジア全体の輸出戦略や成約に向けた取り組みについて幅広くアドバイスをいただくこととしており、シンガポール事務所の戦略づくりに

参画いただくとともに、必要に応じて現地でも活動していただくことによって東南アジアでの効果的な事業展開につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、専門学校の特設大学化についてのお尋ねがございました。

特設大学の制度化につきましては、委員として参画しております教育再生実行会議におきまして、私もこれまで大きく2つのことについて意見を申し上げてまいりました。

1つ目は、高等教育においては大学は18歳で入学するものという従来の日本型モデルから脱却し、社会人の学び直し機能を強化していくことが重要であるということ。2つ目は、大学体系がアカデミックな方向を重視している現状において、プロフェッショナルな知識や技術の習得を求める若者の思いに応えていく必要もあるということでございます。特設大学の創設により、こうした課題の解決につながるだけでなく、学びの場のバリエーションが充実することも歓迎すべきことと考えております。

議員のお話にもありましたように、今後専門学校が特設大学に移行することで人材の県内定着や本県経済の活性化にもつながっていくことが考えられますことから、専門学校からの移行についても期待をしておりますし、また国の制度設計についても引き続き注視をし、必要に応じて政策提言も行ってまいりたいと考えております。

県内に現存する忠霊塔などの慰霊碑をどのように捉えているのかのお尋ねがございました。

終戦から72年目を迎え、戦後に生まれた世代が大半を占め、ややもすれば戦没者の方々への思いや戦争の悲惨さ、平和のとうとさというものの意識が薄れかねない中、戦争の教訓を風化させることなく、平和のとうとさ、平和を愛する心を次の世代に伝えていくことは我々に課さ

れた使命であると考えております。このため県といたしましても、毎年11月1日に開催しております県戦没者追悼式におきましては、平成25年からは県内の中学生による平和の作文朗読や平成27年からは戦没者のひ孫世代の方に献花もしていただくなど、戦没者を追悼し平和を祈念する思いが若い世代にも受け継がれていくよう取り組んでいるところであります。

こうした中で、県内各地の慰霊碑につきましては、お話にもありましたように建立時等のさまざまな経緯はありますものの、現在においては戦没者の方々に思いをはせ、平和への決意を強くするための象徴としての意義があるものと思っております。戦没者を追悼し、平和を祈念する思いを次の世代に受け継いでいくためにも、地域に今後も慰霊碑があり続けることが重要であると考えております。今後、管理される方の高齢化が進む中、慰霊碑を戦没者を追悼し平和を祈念するためのものとしてどのように地域で保存し顕彰していくかについて検討していく必要があるものと考えているところでございます。

次に、高知カツオ県民会議の会長としてどのような活動や議論を期待するのかのお尋ねがありました。

カツオは本県にとって漁業においても観光面でも、また食文化の面でも最も重要な資源の一つであり、近年の漁獲量の減少が本県に与える影響ははかり知れません。県では、太平洋の熱帯域での大量漁獲がその原因であると捉えており、早くから国に対して国際的な資源管理の強化を提言し続けてまいりました。これを受け、国も国際的な協議の場で努力いただいておりますが、関係国の利害対立や科学的根拠の不足などから大きな前進は見られていません。加えて、この3年間の県内水揚げは過去最低の水準であり、危機感は一層強まっております。

このような中、カツオを愛する幅広い県民の

皆様により、高知に、そして日本にカツオを取り戻すことを目的に高知カツオ県民会議が設立されましたことは大変心強い思いであります。その目的は広く県民の利益につながる公益性の高いものであり、一刻も早く成果につなげたいとの思いから会長を引き受けさせていただきました。

現在、4月の本格的な活動スタートに向けて準備が進められており、具体的には県民、国民の皆様にかつオ資源の現状を広くお知らせしていく情報発信、資源に優しい一本釣りの漁法に対する消費者の理解の醸成、資源の評価に必要な調査研究へのIoT技術の活用、タタキやかつおぶしなどの食文化における重要性の発信など、4つの分野の活動を進めていく予定だとお聞きしています。

今後は、高知カツオ県民会議の活動を通じ、カツオ資源の現状に対する危機感やその重要性を多くの県民の皆様へ改めて共有いただくとともに、世論として広く国民の皆様へ浸透させていくことを目指してまいります。さらには、こうした取り組みを通じて国際的な協議の場での国の交渉を後押しし、資源管理の強化と資源の回復が実現しますことを強く期待していますし、県もその決意を持ってともに進んでまいりたいと考えております。

最後に、本県の貴重な資源である宝石サンゴをどのように捉えているのかとのお尋ねがありました。

宝石サンゴは、多くの漁業者とサンゴ加工業者に古くから広く恵みを与えてきた本県が誇るべき資源であります。また、近年は中国の好景気を背景に価格が高騰し、平成28年の県内のサンゴ漁業の水揚げ額は40億円を超え、沿岸漁業の重要な位置を占めております。

しかしながら、国際取引が宝石サンゴ資源に影響を与えているおそれがあるとして、ワシ

ントン条約締約国会議におきまして過去2度にわたり国際取引の規制に関する提案がなされました。この提案はいずれも否決されましたが、資源の状況について国際的な関心が高まっており、昨年9月に行われた第17回締約国会議におきましては、各国の宝石サンゴの資源状況や管理措置などの情報を収集し調査を行うことが決定されるなど、予断を許さない状況となっております。このような国際的な動向の中、本県では、国や漁業者と協議を重ねて漁業許可の見直しを行ってきており、禁漁期間の延長や操業隻数の制限などの規制を強化することで宝石サンゴを持続的に利用していく姿勢を明確にまいりました。

一方、県内では、宝石サンゴ漁業者や加工・流通業者の皆様が宝石サンゴの移植試験を行うなど自主的に保護育成に取り組まれており、これらは本県の資源管理の姿勢を国際的にアピールしていくためにも大変重要な取り組みであると認識しております。

このように、漁業者、加工・流通業者と行政がそれぞれの取り組みを通じて連携し、引き続き適切な管理を進めるとともに、国との情報共有により国際的な動向も注視し、ワシントン条約に係る対応も進めていながら、宝石サンゴ資源を将来にわたって持続的に利用していけるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 県の退職管理の現状とこのたびの文部科学省の事案を受けての今後の対応についてお尋ねがございました。

現在の県の退職管理につきましては、団体や企業からの要請に基づき、外郭団体等に対する職員情報の提供及び紹介や、県が設置をしております人材バンクを通じた職員情報の提供を行っております。その際、県として団体や企業

に対し公権力の行使や利益供与を背景として県職員の再就職を押しついたりすることがないことは言うまでもありません。

また、退職職員による現職職員への働きかけについては、地方公務員法による規制の前である平成14年度から退職後2年間における働きかけの規制に取り組んできたところであります。さらに、再就職についての透明性を確保するための再就職の届け出や公表につきましても、地方公務員法による規制の前である平成19年12月から取り組んできているところであります。

そのような中ではありますが、このたびの文部科学省の事案を踏まえますと、県の退職管理につきましては、今後も行政での経験や知見を有する県退職職員への人材ニーズへの対応と県民の行政に対する信頼確保のバランスをとる観点から、その透明性を一層高めていくことが求められているものと考えております。このため、平成17年度から取り組みを開始した退職予定者人材バンクを含め外郭団体等に対する県職員情報の提供及び紹介に係る手続について点検を行ってまいりたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、高知県広域食肉センターが廃止され他県で屠畜をした場合の影響についてのお尋ねがございました。

高知市にある食肉センターが廃止され県外で屠畜を行うことになると、まず生産者である畜産農家にとっては、屠畜場までの輸送コストや輸送時間が増加し負担がふえることとなります。また、仮に県外で競りを行うことになれば、特に土佐あかうしは競り値が低下するおそれがあり、結果として生産者の収入の減少につながることを懸念されます。さらに、年間130頭程度受け入れております馬の屠畜ができなくなります。

また、加工・流通の面からは、県外で競りを

行うことになれば県内の食肉事業者が競りに参加しづらくなり、県外産に取ってかわられることで県内産の肉の流通量が減少することも考えられます。一方、枝肉を持ち帰って県内で競りを行うことも可能ですが、枝肉の状態です長時間輸送すると輸送に伴い鮮度が劣化し、価格が低下することが考えられます。

今後、道路網の整備や鮮度保持技術の進展によりこれらの懸念が一定改善されることは想定されるとしても、コストの増加や品質の低下などにより小規模な農家の多い土佐あかうしなどの生産農家や地産外商、地産地消を担っていただいている加工・流通事業者の皆様にとっても影響が懸念されるところでございます。

食肉センターは、畜産業のいわゆる川上、川中、川下を循環させるために必要不可欠な施設だと考えております。このため新たな食肉センターの整備については、単に食肉センターの経営の視点だけではなく、畜産物の生産から消費者への安心・安全な食肉の提供に至るまでを含めた県全体の畜産振興につながるよう、生産者、加工・流通事業者、消費者のトータルの視点を持って取り組んでいきたいと考えております。

次に、高知県新食肉センター整備検討会での審議の状況についてのお尋ねがございました。

お話のありました検討会は、高知市にある食肉センターの機能を県内に存続させることを目的として、生産団体や食肉事業者、消費者など、川上、川中、川下の代表者のほか、市町村、学識経験者などの参加を得て昨年11月に発足いたしました。11月と12月に開催した2回の検討会では、産業振興計画に基づく増頭対策など本県の畜産業を取り巻く状況や検討すべき項目、スケジュールの確認、さらには新食肉センター整備の基本的な考え方などについて御議論をいただきました。

3回目となる2月23日の検討会では、新施設

の整備の前提となる土佐あかうしや黒牛、豚などの今後の生産頭数と屠畜頭数の見込み、また必要な施設規模と建設コスト、そして新施設に求められる機能などの概略をお示しし、意見交換を行いました。委員から、消費者の立場からするとどこで屠畜されているのか気になる、新施設は消費者が安心して肉を購入できるよう衛生的で安全な処理のできる施設にすることが必要という御意見や、HACCPなどのソフト分野は食肉センターのブランド化につながるのではないかという御意見がありました。また、他の委員からは、現在地での建てかえや経営収支の試算に加え、四万十市と統合した場合のコストを出してほしいという御意見が出されました一方、別の委員からは、この検討会は高知市にある食肉センターを何とか存続できないかということで立ち上げたものであり、まずは高知市での存続の可能性を議論すべきといった趣旨の御意見もありました。

また、私のほうからは、先ほども申し上げましたが食肉センターは畜産業に係る川上、川中、川下をうまく循環させるための施設だと考えており、食肉センターの経営の視点だけではなく生産者の視点も含めた畜産振興の視点、またそれぞれの関係者が納得できるベストの選択ができるような議論をしてほしいと申し上げたところでございます。

次回以降の検討会では、想定される幾つかのパターンに沿って専門家の調査も行い、施設の規模と整備コスト、経営収支などをお示しし、議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、農業大学の専門職大学への移行についてのお尋ねがございました。

県立農業大学校は、実践的な農業技術や経営の基礎を習得し幅広い視野を持って社会の変化に対応できる担い手の育成を目的に設立され、農業後継者の育成・確保に大きな役割を果たし

てまいりました。

本県の農業の情勢を見ますと、環境制御技術の普及や農業クラスターの形成など、より先進的で高度な技術の習得や多角的な経営感覚を持った担い手の育成が求められており、農業大学校もその一翼を担う必要があります。そうした中、お話にありました専門職大学に移行することは学生のキャリアアップや創造力を身につけた人材の育成につながることから、時宜にかなった取り組みではないかと考えております。

専門職大学につきましては、まだ国の設置基準が定められていないことなどから、現在制度の情報収集に努めているところでございます。これまでの情報によりますと、一定時間以上の企業内実習や最先端の技術や知識を持つ専任の実務家教員の確保などの要件が求められるものと思われまます。また、入学希望者のニーズにマッチしているのか、地元の大学との役割分担や農業系高校との連携などといった課題も想定をされます。

中央教育審議会の答申を受け、現在国では円滑な移行を促進するためのスキームを検討しているとお聞きをいたしております。県としましては、引き続き情報収集に努めるとともに、行政と民間の委員で構成する開かれた農大づくり推進委員会などの御意見もお聞きしながら、検討を重ねてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、国際バカロレア教育の目指す人材像と教育内容についてお尋ねがございました。

高知国際中学校・高等学校では、議員のお話にありましたディプロマプログラムで学ぶIBコースの生徒を初めとして、多様な文化的、歴史的な背景を持つ外国の人々とも密接にコミュニケーションを図りながら、高い志を持って主体的、協働的に課題解決を図るとともに、新し

い価値を創造していく姿勢や能力を持った人材、国際的な視野を持ちかつ国際共通語である英語を駆使して地域や国際社会の発展に貢献できる人材の育成を目指したいと考えております。

I Bコースで学ぶディプロマプログラムの教育内容としましては、国際バカロレアの基本となる国語、社会、数学、理科、英語、芸術の6教科と国際バカロレアの特徴的な科目であります論理的な思考方法や論文の書き方などを学習するT O K、セオリー・オブ・ナレッジで、それから課題論文を作成するE E、エクステンデッド・エッセー、そして放課後や休日を活用して行う創作活動、スポーツ、ボランティア活動などのC A Sがあります。

基本となる6教科では、探求的な学習方法を多く取り入れて大学1年生で学ぶレベルまでの内容も学習するとともに、英語以外のどれか1教科についても英語による授業を行います。また、英語で行う授業は英語を母国語とする教員が担当し、より実践的な英語運用能力を育成してまいります。C A Sのボランティア活動などに取り組むことを通じて、国際バカロレアの学習者像である心を開く人や思いやりのある人、バランスのとれた人などにも合致する全人教育を目指すこととしております。

なお、今月26日に高知国際中学校・高等学校の学校説明会を開催いたしましたところ、定員500名の募集に対して1,000名を超える申し込みがあり、急遽第2回目の説明会を開催することにいたしました。このような県民の皆様の大きい御期待に応えることができるよう、開校に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

次に、国際バカロレア教育に必要な外国人教師も含めた教員の確保と養成についてのお尋ねがございました。

国際バカロレアの教育を実践していくためには、3つの要件を満たす教員がそれぞれ必要と

なります。第1の要件といたしましては、国際バカロレアの示す教育理念に基づいた綿密な教育計画を作成するとともに、それに基づく生徒の深い学びにつながるような探求的な授業展開が実践できること。第2の要件としては、会議においても外国人と英語で自由に討論できるような、より実践的な英語教育を行うことができること。第3の要件としては、英語以外の教科を英語によって指導ができることとございます。

第1の要件を満たす教員については、まず国際バカロレアの教育プログラムの授業計画作成を総括的に指導できる管理職として、昨年7月に国際バカロレア機構から推薦していただいた方を特任の教頭として採用しております。また、実際に授業を担当する教員としましては、県内の教員を国際バカロレア認定校での研修によって養成することを主体に考えております。そのため、認定校である東京学芸大学附属国際中等教育学校に原則2年間派遣することとし、これまでに5名の教員を派遣しております。高知国際高等学校が開校する平成33年度までに、全ての教科に対応できるよう必要となる教員を養成してまいります。

第2の要件を満たす教員としては、英語を母国語とする教員を順次採用していくことを考えており、まずは県内に勤務をしている外国語指導助手や講師の中から本年度内に2名を採用する予定とございます。第3の要件を満たす教員といたしましては、高校においてディプロマプログラムが開始される平成33年度までに国際バカロレアの授業経験のある外国人教員を採用できるよう、情報収集を行っているところでございます。今後も、これらの人材の養成や確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、学習指導要領に基づく教育と国際バカロレア教育を双方学ぶことの生徒と教員の負担増にどのように対応していくのかのお尋ねが

ございました。

これまで、日本の高等学校が国際バカロレアのプログラムを実施する際には、卒業するまでに高校の卒業資格と国際バカロレアの卒業資格を両方得るために、我が国の学習指導要領と国際バカロレア教育の双方を学習しなければならず、生徒と教員には一定の負担がかかっておりました。そのため、文部科学省においては昨年度教育課程の特例措置を設け、高校の卒業単位として国際バカロレアの教科を単位認定できるなどの制度改正を行っております。そのことを受けまして、IBコースのカリキュラムはほかの県立高校と同じ授業時間の中でディプロマプログラムも行うことができるものとなっておりますので、負担は軽減をされております。

その一方で、ディプロマプログラムにおいては、放課後や家庭における自学自習で相当な学習量をこなしていくことが前提となっていることや、英語ともう一教科において英語のみでの授業についていけるだけの高い英語運用能力が必要となることから、生徒には一定の頑張りが必要とされます。このため、まず放課後や家庭における自学自習に関しては、生徒が主体的に学ぶ姿勢の涵養を基本としながら、効果的な自学自習の方法についても指導を行ってまいります。また、高度な英語運用能力の育成に関しては、中学校段階から英語を母国語とする教員による指導を行うとともに、夏休みなどの長期休業期間に集中的に外国からの留学生と英語による交流の場を持つことなどの取り組みによって、より実践的な英語運用能力を身につけることができるよう取り組んでまいります。

ディプロマプログラムで学ぶ生徒には、ほかのコースや学校で学ぶ生徒と比べ一定の負担がかかることとなりますが、高い志を持って頑張っていたいただきたいと思います。

次に、県内中学校・高校の運動部の活動実態

についてお尋ねがございました。

平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果において、本県の公立中学校では1週間における運動部活動の時間が、男子は全国平均952.3分に対して県平均は1,036.8分、女子は全国平均967分に対して県平均1,043.7分であり、全国平均を男子は84.5分、女子は76.7分上回っております。また、学校の決まりとしての休養日の設定では、週に1日以上休養日を行っている公立中学校が全国平均71.6%に対して県平均66.2%で全国平均を5.4%下回っております。

県立高等学校では、全国と比較するデータはございませんが、今月実施した県の調査によりますと、1週間の運動部活動の総運動時間が男子が975分、女子が906分であり、学校の決まりとしての休養日の設定については休養日を行っていない学校が66.7%となっております。

このように、本県の運動部に所属する生徒の多くが日常的に部活動の時間が長くなっており、多くの学校で休養日の設定が運動部任せになっているなど、学校組織として運動部活動の運営のあり方について見直す必要があるものと考えております。

次に、文部科学省及びスポーツ庁の「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取扱い及び活用について」の通知への対応についてお尋ねがございました。

お話にもありましたように、この通知では、本年度の全国調査による運動部活動の実態を踏まえまして、運動部活動の教育的意義は高いものの行き過ぎた活動は教員、生徒ともにさまざまな無理や弊害を生むため、運動部活動の適切な運営を図ることなどが必要とされております。

本県におきましては、学校の決まりとして休養日を設定していない中学校は先ほど申しましたように約3分の1、高等学校は約3分の2を

超えている実態がある中で、教員の勤務負担の軽減、生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも休養日の設定の徹底を初め部活動の見直しを行い適正化を推進していく必要があるものと考えております。

県といたしましては、これまで教育大綱などに見直しの中で運動部活動見直しについて検討してきたところであり、こうした通知も踏まえ、競技力の向上とともに適切な運動時間や休養日の設定、スポーツ医科学の観点を考慮した指導のあり方、運動部活動支援員の活用など、望ましい運動部活動を推進するための県の方向性を近日中に示したいと考えております。

国では、来年度、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの策定を予定しており、今後このガイドラインを参考にするとともに中学校体育連盟、高等学校体育連盟などと協議しながら、運動部活動のあり方をより具体的に示した運動部活動に関するパンフレットを作成したいと考えております。その上で、市町村教育委員会や校長会を初めとする各関係機関とも連携を図りながら、本県としての望ましい運動部活動が全ての学校で実践されるよう取り組んでまいります。

次に、来年度からスポーツ強化校を指定し重点的な選手育成を図るとしているが、どのような方針でこういった選手を育てていくのかについてお尋ねがございました。

本県の競技力は、企業スポーツを初めとする成人のスポーツ競技力が脆弱な中であって、高校生の活躍に大きく依存しております。こうしたことから、高等学校における運動部活動の充実は非常に重要ですが、一部の学校、競技を除いて低迷している状況がございます。

運動部活動が低迷している原因といたしましては、1つは生徒数の減少に伴い部員数も少なくなるとともに多くの学校では運動部の数その

ものも減っている中で切磋琢磨する環境が薄れてきていることや、高いレベルでの指導ができる指導者が一部に限られていることなどが考えられます。そうしたことから、県立高等学校の中から強化校を選び重点的に運動部活動の活性化に向けて環境整備をしていくことで、高いレベルでの競技力を目指す生徒のニーズに応えるとともに、本県の運動部活動の牽引役となってもらうことを考えております。

強化校については、3つの形態を考えておりましたが、その1つ目としては、運動部活動数や部員数が多く選手同士、運動部活動同士が切磋琢磨できるような条件の整った学校を指定し、部活動全体を底上げすることによって高いレベルで競い合う環境の中から全国に通用するような選手やチームの育成に取り組んでいくものと考えております。2つ目といたしましては、特定の運動部活動について、これまでのすぐれた実績にさらに磨きをかけることで早い段階から全国のトップレベルや世界にも挑戦できるような選手やチームの育成に取り組むもの。また、3つ目といたしましては、生徒数が限られた郡部校において、地域の特色を生かし地域の応援をいただきながら頑張ろうとしている特定の運動部活動について、計画的に強化を図ることにより将来的に全国的な活躍ができるような選手やチームを育てるものと考えております。

強化校には高いレベルの指導ができる指導者を配置するとともに、競技用具や遠征などに要する経費の重点的な支援、さらにはスポーツ医科学によるサポートなどを行い、選手やチームがその可能性を最大限に発揮できるよう支援をしております。こうしたことにより、本県の県立高等学校運動部活動の活性化を図り、県全体の競技力向上につながるよう努めてまいります。

最後に、児童生徒が地域の慰霊碑の清掃や地

域の歴史学習を行い、それを道徳教育における伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を育てる授業と関連させることができないかとのお尋ねがございました。

戦没者に哀悼の意を表し再び戦争の惨禍を繰り返さないという決意が込められた慰霊碑は、平和を希求する心を育てたり、また地域の歴史を学ぶという点において、その教育的価値は大きいものがあると考えます。

現在、小中学校においては、地域の歴史や文化を学ぶ学習について、社会科や総合的な学習において自分たちの住んでいる地域の歴史を調べたり地域の伝統や文化を受け継いできた人々の生き方に実際に触れたりすることを行っており、さらに中学校では特別活動の中で地域の清掃活動や地域の奉仕的行事を行っております。そのような中において、地域の戦没者慰霊祭等に生徒会として参加し、地域の歴史や平和について学習している学校もあるところですが、慰霊碑にかかわる学習やボランティア活動としての清掃を実施する学校については現在のところ承知をしておりません。

ただ、さきに述べましたように、慰霊碑には教育的価値もあり、また平成30年度から実施される特別の教科道徳においてはさまざまな体験活動を道徳の学習と関連させることの効果や重要性も述べられているところがございます、こういったことから、今後慰霊碑を生かした教育活動について市町村教育委員会とも話をしたいと思っております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 職業実践専門課程を認定されている専門学校に対して支援していく考えはないかとのお尋ねがございました。

専門学校の職業実践専門課程とは、企業等との密接な連携のもと、より実践的な職業教育に組織的に取り組む課程を文部科学省が認定する

ものがございます。平成28年度までの認定学科の状況は、全国の専門学校で39.5%、本県では全国平均を上回る42.9%、24学科が認定を受けております。

これまで本県では、専門学校に対し、認定の有無にかかわらず教員の研修費並びに授業料の減免をした場合の学校負担額及び本人負担額への補助を行っているところです。

一方、議員お話しのとおり、職業実践専門課程の認定を受けた専門学校に対する支援を実施している県もございます。そのため、既に支援を実施されている県から現状をお聞きするとともに、国や他の都道府県の動向を注視してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 慰霊碑の現在の維持管理状況についてお尋ねがございました。

県内にある慰霊碑の管理状況につきましては、平成26年3月に国からの依頼により、民間で建立した戦没者慰霊碑の状況を調査したところでございますが、今回改めて民間建立だけでなく公共団体が建立したものも含めまして市町村を通じて確認いたしましたところ、県内で242基が存在し、その主な管理者といたしましては111基が県の遺族会やその支部、46基が市町村、地元の自治会と神社がそれぞれ18基を管理しており、そのほとんどは良好な管理状況でございました。また、慰霊碑の清掃につきましても、全体の9割を超える225基につきまして遺族会支部や自治会の皆様などにより年1回以上の清掃が行われている状況でございます。

知事からもお答えいたしましたように、慰霊碑は平和への思いを次の世代に受け継いでいくために重要なものがございますので、実際に管理をされている方の状況などをより詳細に把握してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長（福田敬大君） まず、汚水処理施設の整備と管理運営について、これまでの生活排水処理構想に基づく取り組みをどのように総括し、今後どのような視点で県内の生活排水処理構想を策定していくのかとお尋ねがございました。

生活排水処理構想は平成9年に策定し、現在の構想は人口減少や高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、平成23年に見直しを行ったものです。この構想では、汚水処理人口普及率の目標を20年後の平成42年時点で92.7%と設定しており、平成27年度末の目標73%に対し実績は74.8%となっております。しかしながら、下水道などの集合処理については財政上の理由により取り組みがおくれ、計画どおり進まず見直しが必要な区域もございます。

また、新たに国から示されました構想策定マニュアルでは、時間軸の観点を盛り込み、汚水処理施設を10年程度で概成するよう早期整備を促す内容となっております。そのため今年度、構想の見直しに着手をしたところでございます。今回の見直しでは、持続的に管理が可能な区域を集合処理区域と設定し、それ以外の区域については個別処理といたします。この結果、市町村が整備する下水道等の集合処理区域が縮小し、個別処理である合併処理浄化槽の整備区域が広がることが想定されます。このため新たな構想の実現に向けては、これまで以上に合併処理浄化槽の普及を推進することが重要になると考えております。

今後は、市町村と連携し移住促進対策に向けた空き家の改修や、南海トラフ地震対策としての住宅の耐震化の際に合併処理浄化槽に転換してもらうなど、さまざまな機会を活用して普及に努めてまいります。

次に、浄化槽台帳の整備による情報共有ネットワークの構築に向けてどのような取り組みを

行っていくのかとお尋ねがございました。

県の浄化槽台帳システムは平成18年度に構築し、浄化槽設置届、保守点検業者、清掃業者、法定検査等の情報を県内部で活用できる内部システムとなっております。高知市や県から権限移譲を受けている市町では独自に台帳を整備しております。一方で、それ以外の市町村には設置届等の情報はございますが、その多くでデータベース化されていないと聞いております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、仙台市では市が管理する浄化槽が多く、東日本大震災のときに電子地図の浄化槽台帳システムを導入していたことにより被害状況の速やかな把握や早期復旧につながったとも聞いております。

このため、浄化槽台帳の整備による情報共有については個人管理の浄化槽が多い高知県において、災害時の対応や通常の保守点検、指導にどのようなメリットがあるのか検証し、あわせて市町村などの意見も伺いながら検討したいと考えております。まずは、浄化槽の情報がデータベース化されていない市町村については県から浄化槽の管理データの提供を行い、県と市町村の情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、水質に関する検査の受検率を向上させるため、どのような取り組みを行うのかとお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、浄化槽設置後に行う検査と毎年1回の受検が義務づけられている定期検査の受検率は低く、浄化槽を適正に維持管理するために法定検査の受検率の向上は大きな課題と考えております。検査を受けない理由について、県の指定検査機関が未受検者を対象に行ったアンケートによりますと、保守点検を行っていれば検査の必要がない、ほかの人も受検していない、受検料が高いといった回答が多く、検査の必要性が十分に理解されていないことが

その原因と考えられます。

このため、高知市や浄化槽法に関する事務を権限移譲している市町を除く28市町村の未受検者に対して、指定検査機関と連携し、平成27年度より順次個別に指導文書による啓発に取り組んでいるところです。今後、権限移譲している市町に対しましても、こうした県の取り組みを紹介するなど県全体の法定検査の受検率向上に向け働きかけてまいります。

また、保守点検、清掃、法定検査の一括契約につきましても、受検率向上のための有効な手段になり得ると考えられますので、関係団体等から成る協議会に引き続き参加し議論をしてまいりますと考えております。

最後に、外国客船の寄港に伴う不法残留の防止に対して県として対応できることはないのかとのお尋ねがございました。

外国客船の高知新港への寄港については、昨年度の3回から今年度24回と大幅に増加し、さらに来年度も仮予約を含め48回の寄港が予定されております。こうした外国客船の寄港は、乗客等の消費による経済効果だけでなく、商店街等におけるインバウンド受け入れ体制の強化にもつながるものです。

議員からお話のございました船舶観光上陸許可は、乗客の本人確認などを要件として国が指定する船舶に対し簡易な手続で上陸を認める制度です。これにより審査時間が短縮され、寄港地での滞在時間が確保されることから、乗客、受け入れ側双方にとって意義のある制度だと考えます。

一方で、高知新港で4人の外国人乗客が失踪したことについては、県民の皆様が外国人観光客の方々をお迎える歓迎ムードに水を差しかねないものであり、大変残念なことであると考えております。今後も外国客船の寄港の増加が見込まれることから、引き続き円滑かつ適切な

出入国管理が実施されるよう県としても協力してまいりたいと考えております。

このため、今回予算計上しております客船ターミナルの新設により入国審査等の手続を円滑に行うことができる環境を整えるとともに、出入国管理や税関、検疫などに関係する機関が参加する高知港外国客船受入協議会において、外国客船の寄港予定等の情報共有を図るなど、引き続き関係機関と連携・協力してまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) 外国客船訪日に当たっての不法残留の実態と対応策についてのお尋ねがありました。

まず、我が国における不法残留者数の実態ですが、平成5年の29万8,000人余りをピークに年々減少を続け、平成26年には約5万9,000人になりましたが、その後は増加に転じ、平成28年1月1日現在で前年に比べ4.7%増の6万2,818人となっています。

一方、高知新港への外国客船の寄港は本年度大幅に増加し、その外国人乗客数は約5万4,000人と承知しています。このうち何人の外国人が上陸したかは警察では把握していませんが、平成28年11月に1人、平成29年1月に3人の合計4人が出港時間になっても船に戻らず失踪したと承知しています。

このような失踪事案が発生した際には、県警察としては失踪者が事件、事故に巻き込まれた可能性も念頭に置き、パトロールや事件、事故の取り扱い、交番での警戒活動等を通じて該当者の発見に努めるよう指示しています。また、上陸許可期間の経過後は、不法残留の容疑事案として所要の捜査をいたしますが、失踪者の目的が就労である場合は、上陸後すぐに県外を目指して移動している可能性が高く発見は必ずしも容易でないのが実情です。

(商工労働部長中澤一真君登壇)

○商工労働部長（中澤一真君） 宝石サンゴ業界への支援についてお尋ねがありました。

宝石サンゴについては、これまでも県あるいは産業振興センターの経営革新支援事業やイベントの開催、海外展開、展示会等への出展など、さまざまな支援メニューを活用していただくことで事業者ごとに販路拡大等の支援を行ってまいりました。本年度は東京オリンピック・パラリンピックで東京を訪れる外国人観光客に伝統的なたくみの技を紹介することを目指した取り組みである、ものづくり・匠の技の祭典2016への出展にも支援を行い、国内外から約3万6,000人が来場したこのイベントで高知の宝石サンゴを御紹介することができました。

また、加工職人の後継者育成の面では、平成26年度から伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金を創設しまして、後継者育成を支援する体制を整備しているところでございます。

宝石サンゴ産業は本県の地域資源を生かした重要な伝統産業ですので、今後とも産業振興センターやジェトロ高知など関係機関の施策も活用しながら、製品の輸出や後継者育成などの事業者の取り組みを支援してまいります。一方で、サンゴ業界の今後の展開について関係業界の方々にもお話をお聞きした上で、サンゴ産業の維持・発展を図っていくための方策を協議する場を設けることなども検討していきたいと考えております。

○16番（桑名龍吾君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

きょうは龍馬マラソンから始まり国家予算、そしてまた最後はカツオ、宝石サンゴの問題まで多岐にわたる質問をさせていただいたところでございます。

その中で、外国人の不法残留を取り上げさせていただきましたが、誤解のないように、私は決してトランプ大統領のように入国拒否を推進

するものではなくて、外国人の誘客、これはもう大いに進めていかなければなりませんし、この質問が水を差すようなものになってはいけないというふうに思っています。ただ、物事というものは全て日の当たる部分もあれば日の当たらない部分もある、正の部分もあれば負の部分もあろうかと思えます。今、県が進めている事業というものは当然これは日の当たる部分であって、大いに推進をして民間と一緒に盛り上がっていかなくちゃいけない。ただ、先ほどあったこの不法残留の対応とか、そういった部分というのは行政でしか対応ができないわけであって、ここの部分もしっかり見ていかなければ県民に安心感というものを与えられないんじゃないかなと、そういった思いで取り上げたところでございます。

これから産業振興計画、日本一の健康長寿県構想にしてもしかり、教育問題も大いに成果が上がっておりますけれども、そういった成果の上がない部分とか行政でしかできない部分というものをまたしっかりと見詰めながら前に進んでいっていただきたいなというふうに思っております。

今年度は、先ほど言いました各主要政策の2期目から3期目に上がったホップの段階であったと思います。来年度からはステップ、ジャンプという状態に入ってくると思いますが、しっかりと足元を踏み締めてすばらしい成果が出るよう、我々議会もしっかり努めてまいりたいと思いますので、これからもよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の全ての質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩



午後1時10分再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番中内桂郎君。

（31番中内桂郎君登壇）

○31番（中内桂郎君） 副議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、今後の県政運営にも大きく影響いたします重要な政策課題に関する知事の政治姿勢について、何点かお尋ねいたしたいと思っております。

政権への復帰から5年目に入った安倍首相のもと、内閣は高い支持率を維持しておりますものの、政権が掲げた日本経済の再生と財政の健全化、成長と分配の好循環の実現といった重要な政策課題については一部で明るい兆しが見え始めたとはいえ、総じて国民がその恩恵を実感するには至っておらず、地に足のついた政策を着実に実行していく必要があるものと考えます。一方で世界に目を転じますと、ことしは米国におけるトランプ大統領の就任に始まり、英国のEUからの離脱交渉の開始なども予定されており、今ほどグローバル化が進んだ世界の中では、もはや自国の理論だけでもって成長を追い求めていくということは不可能であり、こうした事態が我が国の社会経済に及ぼす影響などについても慎重に見きわめていく必要があります。

こうした中、安倍首相は年頭所感で未来への責任について触れておられましたが、今の政治が困難な課題に真正面から向き合い、その解決策について誠意を持って提示していると果たして言えるのか。私は、目先のことに振り回されることなく我が国の将来をしっかりと見据え、

熟慮した上で決断し、将来の道筋を切り開いていくといった気概、言いかえれば政権の未来への責任の本気度が今ほど問われている時期はないものと考えます。

知事は、幹部職員らを前にした仕事始め式において、難しい課題に取り組まなければ県勢の浮揚はなし得ず、職員の一人一人が先例にとられることなく創造性を大いに発揮してもらいたいと訓示され、県勢浮揚に向けた具体的な成果にこだわる1年にしたいとの抱負も述べられておりました。

そこで、知事就任から10年目に入り節目ともなります平成29年度を迎えるに当たりまして、引き続き県勢浮揚に向けた飛躍への挑戦を続けるという知事の並々ならぬ決意について、改めてお伺いしたいと思います。

次に、デフレからの脱却に向け正念場を迎えております日本経済再生の問題です。2012年12月に誕生した第2次安倍内閣は、異次元の金融緩和、機動的な財政政策、そして成長戦略という3本の矢から成る経済政策、いわゆるアベノミクスを標榜し、内外の注目を集める中でスタートいたしました。しかしながら、大規模な金融緩和政策に財政出動を組み合わせ、円安・株高で時間を稼ぐ間に成長戦略に基づく構造改革を進め、デフレからの早期脱却を図るといった当初に描いていた経済再生のシナリオは、個人消費が力強さを欠く中では企業も国内向けの設備投資に及び腰にならざるを得ず、いまだ実現に至ってはおりません。

現在の状況を見てみますと、日銀の大規模な金融緩和政策は、物価上昇率2%の政策目標の達成時期をたびたび延期するなどその限界を見せておりますし、このところに来て税収の伸びも陰りが見え始め、これ以上の大規模な財政出動がとりづらいつつといった状況にもあります。こうしたことから、雇用や医療・介護などといっ

た幅広い分野での規制緩和策を中心とした成長戦略に基づく構造改革の必要が、その重要性を一段と増してきているものと考えられます。

また、国民の多くは、自身の医療や介護などに必要となる将来の費用負担の見通しを立てがたい中、老後にもらう年金額にも安心できないといった先々への不安を拭い去れない状況のもとにあり、このことが結果として国民に極力消費を手控えさせ、貯蓄に回すといった行動をとらせているのではないかと思います。

このため、国民の生活や将来への不安を取り除き、暮らしの安全・安心につながる施策への思い切った重点化や規制緩和策などを通じて経済の活性化へとつなげていくといった視点が、今後の日本経済再生に向けての重要なポイントになるものではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、我が国が直面している喫緊の課題である人口の減少と高齢化の問題です。国立社会保障・人口問題研究所の出生、死亡が中位の推計によると、我が国の総人口は現在の約1億2,619万人が2110年には4,286万人となり、今後の約100年間で3分の1程度にまで急減するという推計結果になっています。また同時に、この間には世界中のどこの国でも経験したことのないようなスピードで高齢化が進むことも予想されています。

こうした人口動態の構造変化は、我が国の社会経済システムのさまざまな分野において既に深刻な影響をもたらしており、その1つに、増大する社会保障給付費とそれに起因する財政赤字の問題があります。もう一つには、地方消滅にもつながりかねない地域社会に与える影響という大きな問題があります。いずれの問題にいたしましても、いまだかつてなかったほどインパクトを我が国の社会経済に与えており、今のうちに未来志向の発想に立った大胆な政策を打

ち込んでいく必要があります。

それではまず、増大する社会保障給付費の問題です。2014年度の我が国の社会保障給付費の総額は約112兆円となっていますが、そのうちの約9割を占めている100兆円が年金、医療、介護であり、残りが子ども・子育て支援や生活保護費などになっています。社会保障給付費のうち年金、介護については高齢者が主に受給するものですし、医療の分野でも後期高齢者1人当たりの医療費は現役世代の約5倍以上とも言われ高齢者への給付が多くなっており、高齢化により高齢者がふえれば社会保障給付費が膨らむのは当たり前と言えれば当たり前のことでもあります。

こうした中、2015年の国勢調査では高齢化率が過去最高の26.7%となり、我が国は今や総人口の4人に1人以上が高齢者という超高齢社会を迎えております。少子高齢化は今後も当分の間進展することが見込まれており、15歳から64歳までの現役世代と高齢者の比率は現在の約2.5対1が2030年には1.8対1となり、そして高齢化率がピークを迎えると見られる2060年には1.3対1にまでなるものと予想されています。このことはとりもなおさず、現在の社会保障制度の枠組みのもとでは現役世代2.5人で支えている1人の高齢者を、将来的には約半分の1.3人で支えなければならないということを意味しております。

政府の来年度の一般会計当初予算案では、社会保障のうち医療や介護の分野において高齢者の負担増に踏み込み、70歳以上の方の外来医療費の上限額を引き上げたり介護サービスに係る一部の利用者の自己負担を3割に引き上げたりすることなどにより、高齢化に伴う社会保障費の伸びを抑制いたしました。こうした目先の帳尻合わせに終始する見直しでは、先ほども申し上げましたように、今後の少子高齢化の動向

からいたしますといずれ限界が来ることは明らかです。

このため、中長期的な視点に立ち社会保障制度の効率化を図る中で、真に支援を必要としている困窮者や子ども・子育て向けの支援策を強化するなど、財源確保の問題を含めた社会保障制度と税制のあり方をいま一度改めて見直す抜本改革に着手するのが政府・与党の責務だと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、増大する社会保障給付費に起因する財政赤字の問題です。少子高齢化の進展により現役世代が減り高齢者がふえていけば、社会保障給付費が膨らむ一方で、それを支えるための財源が先細りにならざるを得ないのは自明の理ですが、このことが結果として財政赤字というもう一つの大きな難題を生み出してまいりました。具体的には、来年度の国の一般会計当初予算案を見てみますと、歳出総額から国債費と地方交付税交付金を除いた政策経費となる58.3兆円のうち半分以上を占める32.5兆円が社会保障費となっており、歳出全体では今や3分の1を占めるまでに膨らんでいます。このため、その財源を確保するための台所事情が苦しくなり、そのギャップを埋めるための赤字国債の発行が年々増大し、結果として少子高齢化が恒常的に財政赤字を増大させるという悪循環を生み出してきたと言えます。

ところで、我が国の財政赤字が急拡大を見せ始めたのは1990年代初頭のバブル崩壊以降のことですが、それまでは景気がよくなれば財政赤字は縮小し、逆に不況のときには膨らむという浮き沈みの繰り返しでした。しかしながら、バブル崩壊以降の財政赤字の動向や今後も少子高齢化の下で毎年大きく膨らんでいく社会保障費のことなどを考えますと、我が国の財政状況はまさに構造的と呼ぶべき長期的かつ深刻な問題を抱えていると言わざるを得ません。

こうした中で、政府は、歳出総額が97兆4,547億円と過去最高を更新した2017年度の一般会計当初予算案を、経済再生と財政健全化の両立を象徴する予算として公表いたしました。確かに新規国債の発行額は、税収の見込みや国債の利払い費のやりくりなどを行い前年度並みに抑えられてはおりますが、中長期的に社会保障費の膨張を抑える手だては手つかずのままです。

円安や超低金利といった追い風に頼った予算編成にも見てとれますが、財政赤字の問題を含めた来年度の政府予算案への評価について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少と高齢化の問題が地域社会に与える影響を踏まえた今後の対応のあり方の問題です。人口を維持していくためには出生率が2.07以上は必要になりますが、この20年間で1.5を上回ったことすらない中で、今後現役世代の女性が減ってまいりますと人口の減少に歯どめがかからなくなり、地域によっては自治体の機能すら維持できなくなるといった事態も想定されるどころです。このため政府においては、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するとの政策目標を掲げ、ニッポン一億総活躍プランを策定し、希望出生率1.8の実現に向けた少子化対策に取り組んでいるところです。しかしながら、我が国では1990年代のエンゼルプランの策定以降少子化対策に積極的に取り組んでまいりましたが、その成果という点では実効が上がっていないと言わざるを得ません。

こうした中、政府においては一億総活躍社会の実現に向け、個人の価値観や生き方などにもかかわる働き方改革を最大のチャレンジと位置づけ、その実行計画を今年度中に取りまとめる予定とお聞きしております。

少子化対策についても、国民全体で人口減少問題の深刻さについての認識を共有した上で、個人のライフスタイルの変革にまで及ぶような

大胆な政策をとらない限りその実効が上がらないのではないかと考えますが、知事の御所見を本県の取り組み状況とあわせてお伺いをいたします。

このように、人口の減少と高齢化の問題に出生率の動向が大きく影響しているのはもちろんのことですが、もう一つの大きな要因として地方から都会への人口移動の問題があります。この点につきましては、民間の日本創成会議から発表されましたストップ少子化・地方元気戦略において、人口減少の問題に歯どめをかけ地方を活性化させるための総合戦略の必要性についての提言もなされたところです。

こうした中、政府では、東京一極集中の是正に向け、地方への新しい人の流れをつくるという基本目標を掲げたまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、目標達成に向けた取り組みを進めておりますが、東京圏への転入超過は昨年で21年連続となり、5年ぶりに超過数の減少とはなりませんでしたもの決して歯どめがかかったとは言えない状況です。このため、国において総合戦略に位置づけられた施策に基づき、地方の後押しをしっかりと行う必要があるのはもちろんのことですが、一方で地方の側にも、より多くの若者の地域への定着と移住を促すため、みずから汗をかくとともに知恵出しを行うといった主体的な取り組みの継続が何よりも求められているものと考えます。

そこで、知事に、本県におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みの進捗状況並びに数値目標の早期達成に向けた今後の取り組みの重点課題などについてお伺いをいたします。

続きまして、国の経済対策による公共事業の大幅確保などを踏まえ、15カ月ベースでの予算編成となりました来年度の当初予算案についてお伺いをいたします。

来年度の県予算は、県勢の浮揚に向けた経済

の活性化を初めとする5つの基本政策を柱に据え、文化芸術とスポーツの振興を新たに加えた基本政策に横断的にかかわる政策などに重点配分を行った積極型の編成となっています。困難な課題に真正面から向き合い、県勢浮揚を加速化させるという知事の決意と勢いがうかがわれ、大いに期待をいたすところです。知事は予算発表の記者会見において、いずれの政策も新たなチャレンジが本格的な実行段階に入ってきており、県勢浮揚を目指した過去最大級の積極型予算であり、編成するには各種の施策を総点検の上、スクラップ・アンド・ビルドを通じて実効性の高い施策に重点化を図るといった中身の精査を徹底したと述べられております。

そこで、まず事務事業の見直しを含めた来年度の当初予算編成における基本姿勢について知事にお伺いをいたします。

県勢の浮揚を図るためには、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などに関連する主要な政策課題への積極的な予算対応が必要になるのはもちろんですが、その一方では知事が日ごろから言われておりますように、健全な財政運営を維持するといった視点を常に念頭に置いた上での慎重な判断ということも求められてまいります。

こうした中、政府が決定した2017年度の地方財政計画において、前年度を上回る地方交付税等の一般財源総額が何とか確保されることになりましたが、2018年度も同水準の一般財源総額を確保するためには、今回にも増して大変厳しい財政状況のもとでの地方財政対策になることが予想されております。また、1,950億円と、対前年度2,500億円の減額となりました、リーマンショック後の経済危機に対応するための歳出特別枠については、枠の存廃自体をめぐって本格的な議論になると言われております。

今後、国の財政事情と絡んで厳しさを増すと

思われる本県の中長期的な財政収支の見通しについて、来年度当初予算における一般財源総額の確保とあわせ知事の御所見をお伺いいたします。

一方、扶助費の財源内訳は2.7%あるが、社会保障制度の一環としての扶助費の国庫支出金と県費の割合はどうなっているのか、経常的経費の内訳はどうなっているのか、また全国的な経常的経費の構成比率はどうなっているのか。これらは地方財政を変貌させる課題だと思うが、これからの地方財政の運営と新しい政策を提言する総務部長の所見をお伺いします。また、債務負担行為が大変多いように思いますが、その背景は何か。今後の見通しを心配していますが、総務部長にお伺いいたします。

続きまして、南海トラフ地震対策でございます。

現在、県の南海トラフ地震対策については、本年度から新たにスタートした第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策の取り組みが進められています。この第3期行動計画では、これまでの取り組みにより見えてきた、住宅の耐震化や津波避難対策の実効性確保、避難所の確保と運営体制の充実、支援物資を届けるためのルート確保など8つの課題を重点項目として位置づけ、取り組むこととされております。さらに、昨年4月に震度7の地震が2度発生した熊本地震の教訓なども踏まえ、計画の見直しが行われ、取り組みをより一層強化していると思われるところです。

これまで、津波から命を守る対策として避難場所・避難路などの整備に最優先に取り組んだ結果、津波避難空間の整備はおおむね完了したとのことですが、一方で揺れから命を守る対策である住宅の耐震化や家具の固定など命を守る対策においても、まだまだ取り組まなければな

らないことが残されています。また、命をつなぐ対策については、想定される避難者に対し確保できている避難所の収容人数は約4万人不足しているということです。県下で約900カ所ある避難所の運営を地域の方々に担っていただくための避難所運営マニュアルの作成も、今年度末で190カ所程度の完成と聞いております。ほかにも支援物資を確実に避難所に届けるための取り組みなど、まだまだやるべきことはたくさんあります。

そこでお伺いしますが、これまで津波から命を守る対策に最優先で取り組んできているが、地域住民が津波から確実に避難できるためにどういった課題が残っているのか、それについてどのように取り組んでいくのか。

また、命をつなぐ対策について、不足する避難所の確保や避難者に支援物資を確実に届けるための対策をどのように進めていくのか、危機管理部長にお伺いいたします。

続きまして、日本一の健康長寿県づくりについてでございます。

超高齢社会を迎えた日本の医療政策は、急性期の疾病治療を中心とした病院医療から、回復期のリハビリ医療や在宅医療などをメインとする方向へと大きくかじが切られております。現在、各都道府県において策定され、またその作業が進められております地域医療構想については、これまでの病院完結型の医療から地域全体で支える地域完結型の医療を目指した内容となっており、こうした流れを受けたものと考えられます。このため今後の医療政策を進めていく上においては、地域医療構想の策定に伴い必要が生じる在宅医療や介護サービスなどの総合的な確保に向けた地域包括ケアシステムの構築がその大きな鍵を握っているとも言えます。

地域包括ケアシステムは、おおむね中学校単位の地域において高齢者の在宅医療や介護・福

社などのサービスを包括的に提供する地域完結型のシステムのことをいいますが、その内容は訪問診療、訪問看護、居宅介護サービス、生活支援など大変多岐にわたっております。医療の面でその重要な役割を担うことになるのは地域の診療所の医者などのかかりつけ医ですが、その果たす役割は疾患の初期治療やプライマリケアなどを通じた入院の必要性の判断や病院との連携・調整にとどまらず、みとりや緩和ケアなどを行う役割も担うこととなります。他方で、地域包括ケアシステムは、自宅や施設におられる高齢者の方の容体が急変した際に迅速な対応が可能となる救急医療体制が整備をされていなければ成り立ちませんので、最近では地域包括ケアシステムの概念、範囲が拡大し、病院医療を含むようになってきております。

そこで、在宅医療を推進するため県が来年度から取り組むという入院からの転院、退院、在宅生活への円滑な移行に向けた、切れ目のない支援体制を構築する取り組みについて健康政策部長にお伺いいたします。

また、自治体病院においても地域の医療機関として積極的な役割を担うことが求められるものと考えますが、県立病院における地域包括ケアシステムの構築の推進に向けた取り組みについて公営企業局長にお伺いいたします。

他方で、地域で安心して住み続けられる医療提供体制を構築するためには、各医療機関の役割の明確化に向けた医療機能の充実強化といったことが求められますが、その際には医師の確保、偏在対策が何よりも重要になってまいります。こうした中、医療の質の向上と医師の新たなキャリア形成を目指した新専門医制度については、地方の医師不足や偏在の問題などが加速し地域医療に大きな影響を与えるおそれがあるものとして、制度の見直しや延期を求める声が関係団体などから上がり、制度の開始が1年延

期されております。

医師の確保や偏在の是正対策は、安定した地域医療を確保していく上で欠かせないものであり、今後ともその動向には十分留意していく必要があるものと考えますが、本県における新専門医制度への対応状況について健康政策部長にお聞きします。

あわせて、県立病院における初期臨床研修医や専門研修医の受け入れなど、本県の医師確保にもつながる医師の養成に向けた具体的な取り組みの状況について公営企業局長にお伺いいたします。

続きまして、産業振興についてであります。

この1月に日本銀行高知支店が公表した本県の金融経済概況では、高知県の景気は緩やかに回復していると判断されています。この景気判断の表現は独特の微妙な差があるようでして、前回までの景気判断の表現は、緩やかに回復しつつある、またそれ以前は持ち直しているといった表現でしたが、3年半ほど前に県の景気は下げどまっていると表現されて以来、緩やかながらも上向き状態が継続してきているという判断が示されてきました。

政府の積極的な経済政策による景気の下支えが県内経済に対する直接、間接の効果をもたらしていることに加え、本県の現在の景気の状態に関しては県内の企業、中小事業者、また商工団体などの皆さんの頑張りや、尾崎知事を先頭に県内各地域で官民を挙げて取り組まれてきた産業振興計画の複合的で切れ目のない政策も大きく寄与していると思いますし、多くの経営者、関係者の皆さんも認めているところです。

私が改めて申すまでもありませんが、各種の地産外商を大きくサポートする取り組みもあり、県外との商取引は大幅にふえておりますし、県外観光客入り込み数の安定した推移は、観光振興の政策が切れ目なく進められていることも大

きな要素になっています。農林水といった1次産業分野の産出額も増加傾向にあり、県内人口が減少を続ける中、また高齢化がさらに進むといった厳しい環境の中にもかかわらず、県を中心に高知県の産業界全体が前を向いて頑張っていると多くの県民が感じているのではないのでしょうか。議会冒頭の提案説明でも、知事から第3期産業振興計画による施策がさらに強化されていく説明がありました。県民の期待もさらに膨らんでいるものと思います。

一方、これから産業振興計画の成果を今後一層上げていくには、知事もよく言われるように、民と官が連携する必要があります。もう少し細かく表現すれば、県内の産官学金労言がさらに一丸となって産業振興を考え行動することが重要になってきます。これからは民の立場の人々が活動の中心、主体になっていくことが大切で、民間の関係者がもう一段産業振興計画に関する具体の行動のギアを上げていくことが産業振興計画のより多くの果実を生み出すことにつながっていくことと思います。県庁のトップである知事は、庁内各部局に対しては業務命令、予算措置等十分なリーダーシップがとれると思いますが、庁外の団体、事業者、個人に対してはお願いはできても指示することはかなわないと思います。

いろいろな団体との個別の場で産業振興への協力や連携について、お願いされていると思いますが、この場で、これらの産業振興計画のさらなる進展、そして県勢発展のための民の皆さんへの思い、希望、例えばこう動くべきだ、こうすべきだ、こう考えるべきだといった心中をぜひお話ししていただけないかと思うわけですが、知事の御所見をお願いします。また、県内市町村に対しても同様の考えがあれば、あわせてお伺いします。

続きまして、紙産業の振興についてでござい

ます。

本県の紙産業は土佐和紙の生産に端を発した長い伝統のある重要な産業であります。土佐市を初め、いの町や日高村などの仁淀川流域に紙関連企業が集積し、地域の雇用や産業振興にも大いに貢献しております。地元の私たちもその発展を願い、これまで議会でもその振興について取り上げてきたところであります。

平成27年3月に、県や製紙工業会、県内外の有職者による紙産業の在り方検討会において、今後の紙産業の振興に向けて、平成31年度までを期間として5つの基本方針が取りまとめられております。それにあわせて県においては、紙産業技術センターに技術開発力の向上を図るため機械設備を導入するなどの大規模な設備投資を行い、今年度からの第3期産業振興計画の柱に紙産業の飛躍的な成長の促進を掲げて取り組みを進めております。この位置づけについては、地元としても大変うれしく、また心強く受けとめております。

そこで、商工労働部長にお聞きします。まず、県として飛躍的成長に向け、今年度の取り組みについてお話しした基本方針や産業振興計画で予定されていた内容と比べどう進んでいるのか、また来年度はそれを踏まえてどういうことに力を注いでいこうと考えているのか、お願いします。

次に、関連して手すき和紙の振興についてお聞きします。地域の伝統産業、伝統文化は、皆がその存続、継承を願っているわけですが、過疎化、高齢化も進む中、なかなか今はそれが難しくなっております。手すき和紙は国の伝統的工芸品の指定も受けておりますが、やはりそれを取り巻く環境も厳しく、後継者を含め人材の育成・確保が難しくなっている現状であります。

製作されている方が少ない上に、去年は、手すき和紙の一つで県の無形文化財としても指定

されています土佐典具帖紙の職人で、人間国宝であった浜田幸雄さんがお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈りするわけですが、手すき和紙の職人として大きな存在、また大きな目標であっただけに大変残念なことだと思います。

伝統産業の後継者の育成については、県も補助制度を創設して支援に取り組んでいることは承知していますが、まずその補助事業の活用状況と成果について商工労働部長にお伺いします。

特に、私は、長年培われてきた手すき和紙の技術の継承も含め、その将来の存続も大変危惧しております。その中で将来にわたって手すき和紙の振興を図るには、県、市町村、業界団体がともに連携し、取り組みを強化する必要があると思いますが、県としてどう取り組むのか、商工労働部長の御所見をお願いいたします。

次に、ルネサス社への対応についてでございます。

ルネサス高知工場については、平成27年12月に、二、三年後をめどに閉鎖するとの発表があり、その発表を受け、従業員の雇用の維持・継続に向け、同じ月の12月議会において和解議案を議決いたしました。また、その議決の際には議会から、和解の確認事項が確実に実現されるよう、県はルネサス社と地元香南市や各支援機関とも連携し、承継先の確保と無償譲渡を受けた川谷刈谷工場用地への企業立地に全力で取り組むこと等の意見もいたしたところであります。以来1年が経過し、ルネサス高知工場の親会社であるルネサスエレクトロニクス株式会社については、昨年は社長の交代や、また国際競争力を強化するためにアメリカの半導体企業を3,200億円で買収するといったことなどが新聞等で報道されておりました。

会社としては体制や経営環境も随分変わっているのではないかと思います、県が設置した

対策本部とルネサス社が立ち上げたプロジェクトチームとの、高知工場の承継先を確保するための協議はどういう状況になっているのか、また関連します川谷刈谷工場用地の公募の現状について商工労働部長にお伺いいたします。

続きまして、JAグループ高知が進めておられます県域JAの取り組みについてお聞きします。

JAグループ高知は、平成27年11月に開催しました高知県JA大会において、県内15のJAや連合会組織を統合する県域1JA構想の実現を目指して取り組む方針を決定し、これまで具体的な協議を進めてきました。そして、本年1月18日に県内12のJAが総会や総代会を開催して、12JAの合併と、統合後3カ年の経営計画書の承認を行っております。このことによりまして、県内の中央会や園芸連などの連合会組織を含め、県全域をエリアとした県域JAが平成31年1月に発足することが事実上決定しました。

今回の県域JAの発足に関し、JAグループ高知は、高齢化や人口減少が進み農家組合員が減少していること、また農協法の改正やTPPへの参加表明の動きなど、本県の農業やJAを取り巻く環境が厳しい状況にあり、こうした環境変化に対応するため将来的な視点に立って本県JAの将来像の検討を進め、今日に至ったと説明しております。

県域JAの実現によって、県内のJAが連合会組織も含めた県域全体で人材、資金、施設などの経営資源を結集し、経営基盤を安定させることで、将来にわたって農業の振興、農家組合員の所得の向上、地域の発展に貢献していくことを目指していこうというものであります。また、スケールメリットを生かし、営農指導体制の充実や販売力の強化などさまざまな取り組みが期待されるところであります。しかし、農家組合員の間には、統合はやむを得ないとしつ

つも県域JAの実現により地域の課題や農業経営が改善されるのかと不安を感じられている方もおられると思います。また、今回3つのJAが県域JAに参加せず、当面独自に改革を進めていくことを選択しました。このことを心配する声も聞かれます。県域JAはこうした農家組合員の思いを受けとめ、農業所得の向上、本県農業の振興の実現を目指してしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

県にとりましても本県農業の振興は急務であり、今回の県域JAの発足によりまして産業振興計画による取り組みが効果的に進み、新たな事業展開や農業振興の取り組み強化につながるのではないかと期待されるところであります。

今回の県域JAの統合を県としてどのように受けとめているか、知事の御所見をお伺いします。

次に、6次産業化についてでございます。

6次産業化は、農業者が農産物の生産だけにとどまらず、地域資源を活用してみずからが加工や流通・販売に取り組むことで付加価値を高め、農業所得を向上させる大変有効な取り組みであります。

国が6次産業化を積極的に推進しており、平成23年には6次産業化と地産地消の施策を総合的に推進する六次産業化・地産地消法が施行をされ、全国的に取り組みが拡大しております。農林水産省が毎年公表している6次産業化総合調査によれば、平成26年度の全国の販売総額は約1兆8,700億円と年々増加傾向にあり、調査開始の平成22年度に比べ13%増加しており、6次産業化という言葉も広く認識されるようになってきているのではないかと思います。

一方、本県で6次産業化といえば全国的にも有名な馬路村農協のユズ加工の取り組みが代表事例であると考えられますように、6次産業化イコール農産物加工というイメージがあるもの

と思いますが6次産業化には多様な取り組みがあり、農産物の加工以外にも農産物直販所や農家レストランなどがあります。

そこで、6次産業化の一つでもある直販所に目を向けますと、本県では古くから良心市や日曜市などの市の文化が根づいており、そこから発展してきた直販所は地元客が中心の地元密着型の販売所となっており、県民の食生活を支えています。また、生産者みずからが価格を決めて販売できる場であり、消費者が新鮮で安全・安心な農産物を購入できる場でもあります。現在、県内各地で140カ所を超える直販所があり、最近では土佐市の南風、須崎市のとさっ子広場、四万十市のよって西土佐、四万十町のみどり市など、既存店のリニューアルがなされ、売り上げも増加傾向にあるものとお聞きしております。

この県内各地にある直販所をさらに魅力あるものに磨き上げれば、地産地消の強化につながるのはもちろんのこと、高齢者や女性の活躍できる場にもなりますし、日曜市のように県外観光客を呼び込み外貨を稼げる本県の強みになり得るものと思っております。

そこで、本県の直販所を魅力あるものにしていくためには、従来の農産物販売の場としての機能充実に加え、直販所を地域活性化の拠点としてさらなる発展を図る必要があると考えますが、直販所の活性化に向けて今後どのような支援を考えているのか、農業振興部長にお伺いたします。

次に、県1漁協についてでございます。

昨年12月、高知県漁協と上ノ加江漁協が臨時総会を開催し、本年4月に両漁協が合併することを議決いたしました。平成20年4月に高知県漁協が発足して以来、初めての漁協合併が実現する運びになったわけです。上ノ加江漁協は、平成20年の高知県漁協発足時には合併に参加されなかったわけですが、高齢化による組合員の

減少が進み、将来の漁協の存続に危機感を持たれた組合長さんが合併に向けて積極的に取り組み、今回の合併に至ったとお聞きしています。

組合員の高齢化は上ノ加江漁協だけにとどまらず、県内の全ての漁協、漁村で進行しています。漁協は、漁業者の生産活動だけにとどまらず、漁村の日常生活を支える上でも極めて重要な役割を担っています。上ノ加江漁協は、合併に参加することで地域に漁協の機能を存続させる道を選ばれたわけですが、今後もこうした選択をされる、選択せざるを得ない漁協が出てくるのではないかと思います。

県1漁協構想を推進する上で重要な鍵を握るのが高知県漁協の経営改善計画です。昨年2月議会でその進捗状況についてお聞きしたところ、計画どおり平成30年度末までには繰越欠損金を解消できる見込みであるとの心強い回答をいただきました。

合併の足かせとなっていた高知県漁協の財務基盤の改善にも一定のめどが立ってきた中、上ノ加江漁協の合併を契機に県1漁協構想に向けた取り組みを強化する必要があると思いますが、水産振興部長にお伺いします。

次に、高知県漁協の荷さばき施設についてお聞きします。合併以降高知県漁協が新たに整備した荷さばき施設は、平成25年に供用開始した土佐清水市の清水市場だけです。清水市場では、市場の天井や階段のコンクリートが剝離し、市場関係者がけがをしかねないような危険な状態にあり、また大きな地震が来れば倒壊するおそれがあったとお聞きしております。高知県漁協は、先ほど申しましたとおり経営改善計画の達成に向けた経営の合理化に邁進しているということですが、経費の節減や魚価の向上が期待できる市場統合を推進しつつ荷さばき施設を更新し、円滑な漁業生産活動を支え、市場関係者の安心・安全を確保することも必要ではないでしょ

うか。

経費の削減などによる効率的な漁協経営と組合員の円滑な漁業活動のサポートとを両立させた計画的な荷さばき施設の整備も必要だと考えますが、水産振興部長にお伺いいたします。

続きまして、クロマグロの養殖振興についてでございます。

本県のマグロ養殖生産量は平成27年には1,517トンで全国第3位となり、宿毛湾におけます新たな地場産業として今後の成長がますます期待できるところです。

さて、県民の会では、昨年12月に大月町でマグロ養殖を行っている企業を訪問し、マグロ養殖の現状や課題などについてお話をお伺いしました。宿毛湾は冬場の水温が高く、また淡水の流入が少ないなど、マグロ養殖を営むには非常に恵まれた漁場環境であることに加えて、生産量が多い鹿児島や長崎と比べても餌の調達や出荷などのコスト面で優位であるが、一方種苗の確保に苦労しているとのことでした。本県のクロマグロ養殖は、これまで天然種苗に大きく依存してまいりましたが、太平洋におけるマグロ資源の悪化に伴い、平成23年から国が天然のクロマグロ幼魚の採捕を制限するなど、天然種苗を安定的に確保することが困難なことから、生産量の増大を図るためには人工種苗への移行が喫緊の課題となっております。

このため、県は平成26年度から民間企業と共同で大量生産技術の開発に取り組んできた結果、3年目となる本年度は1万7,000尾を沖出しし、そのうち3,000尾を出荷サイズである30センチまで育成することができ、クロマグロ人工種苗の生産技術がほぼ確立したとお聞きしておるところです。

県はこの結果を受け、当初の計画を1年前倒しし、来年度からクロマグロ人工種苗生産の事業化を支援するとのことですが、今後人工種苗

の生産を安定した事業として構築していくためにはどのような課題があるのか、またその課題の解決にどのように取り組んでいくのか、水産振興部長の御所見をお伺いします。

以上、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平成29年度を迎えるに当たっての決意についてお尋ねがございました。

私は知事就任以来、本県の抱える根本的な課題に真正面から向き合い、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりを初めとする5つの基本政策と中山間対策の充実強化や少子化対策の抜本的強化と女性の活躍の場の拡大といった横断的な政策を全力で進めてまいりました。こうした取り組みを通じて、例えば経済分野においては、地産外商が大きく進み生産年齢人口が減少する中であっても、各産業分野の産出額等が上昇傾向に転じるとともに、昨年は統計史上初めて年間を通して有効求人倍率が1倍を超えるなど、手応えをより強く感じられるものも出てまいりました。

しかしながら、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県の実現に向けては、まだ道半ばの状況であると考えております。

平成29年度は第3期の産業振興計画などの取り組みが2年目に入り、新たに挑戦を始めた取り組みもいよいよ本格的に実行段階へと入る年であり、来年度の取り組み結果がそれぞれの掲げた目標の達成の成否に大きくかかわってくる重要な年であると認識しております。このため、それぞれの施策について成果に徹底的にこだわって、さらなる進化を図ってまいりたいと考えております。

提案説明において申し上げましたとおり、明るい兆しも徐々に広がりを持つようになってはいますが、他方でこれまでの成果が真の県勢浮揚につながっていくのか、それとも一時的なものにとどまってしまうのか、いまだに予断を許さない状況にあると考えております。このため引き続き官民協働、市町村政との連携のもと県勢浮揚を確実なものとするため、さらなる飛躍に向けて全力を挙げて挑戦を続けていかなければならない、まさにそういう決意であります。

次に、施策の思い切った重点化や規制緩和策などを通じ経済の活性化へとつなげていくことが日本経済再生のポイントとなると考えるかどうかのお尋ねがございました。

我が国経済は、昨年12月の全国の有効求人倍率が1.43倍と25年ぶりの高水準となるなど、穏やかな回復基調が続いています。しかし、こうした中であっても先週23日に公表された月例経済報告にもありますように、個人消費に力強さが欠けることが課題となっております。

こうした状況に鑑みれば、経済の回復基調を全国に確実に浸透させていくためには、個人消費に力強さを持たせるよう、暮らしの安全・安心につながる施策への思い切った重点化が必要ですし、さらにはこの消費拡大の背景を形づくっていくためにも、より働きやすい環境をつくるための税制改革や新たな成長産業を創出するための規制改革が必要であると考えています。

政府においては、平成29年度予算を最大の経済対策と位置づけ、これらの諸施策を力強く展開していこうとしているものと考えており、例えば保育士や介護人材の処遇改善の強化や給付型奨学金の創設に取り組まれておりますし、また税制改正では配偶者控除の見直しなどを行うこととされております。さらに、規制改革においては来年度末までの2年間で国家戦略特区により、いわゆる岩盤規制の改革を進めていくこ

ととされております。

こうした取り組みを一体的に進めることで、ぜひ経済の好循環を全国の隅々にまで行き渡らせ、日本経済の再生を果たしていただきたいと考えているところでございます。

次に、社会保障と税制のあり方についてお尋ねがございました。

我が国は、高齢化に伴い増大していく社会保障関係費を少子化に伴い減少していく現役世代によって支えなければならないという時代を、これから本格的に迎えることとなります。こうした時代においては、いかにして社会保障関係費の財源をあまねく広く負担していただくか、また真に必要としておられる方々に支援を重点化するなど、いかにしてメリ張りをつけた対応をしていくか、この2つの課題への対応が極めて重要であると考えております。

そのうち税負担につきましては、あまねく広く御負担をいただく消費税を財源として、社会保障の充実、安定化を図るという国の社会保障と税の一体改革につきまして、しっかりと財源に裏打ちされた持続可能な社会保障制度を確立するために必要な改革であると私としてもこれまで評価をしてまいりました。また、メリ張りをつけた対応との点については、一昨年に閣議決定されました経済・財政再生計画において、社会保障関係費の毎年度の実質的な増加を高齢化による伸びに相当する範囲内とするという方針が示されたところであり、現在、政府においてメリ張りをきかせるという観点からさまざまな改革が検討、実施されているものと考えております。

来年度の政府の当初予算案におきましても、社会保障と税の一体改革の一環として本年度に引き続き消費税の増収分を活用して、子ども・子育て支援施策の充実や国民健康保険への財政支援の拡充などが行われることとなっております。

す。また、一億総活躍社会の実現に向け、保育士、介護人材の処遇改善、保育の受け皿拡大などの施策を実施するほか、社会保障関係費の抑制に向け高額療養費の見直しなどにより負担能力に応じた公平な負担と給付の適正化を進めることとされているところでございます。

このように、政府においては、社会保障と税の一体改革を進めつつ、メリ張りをより重視した対応がされているものと評価しております。少子化に伴う人口構成の変化は今後も確実に続いていくことが見込まれますことから、引き続き現在の方向性にのっとり各般の改革をしっかりと講じていくことが重要だと考えております。

次に、来年度の政府予算案への評価についてお尋ねがございました。

政府の来年度一般会計予算案では、歳出の規模は過去最大の97兆4,500億円余りとなる一方で、社会保障関係費の伸びを経済・財政再生計画で定めた方針どおりに抑制するとともに、赤字国債の発行を本年度から約1,100億円減額することができており、財政再建に向けた方針に沿った予算案となっているものと考えております。また、同計画においては、2020年度にプライマリーバランス黒字化を実現するという財政健全化目標が堅持されており、先月の衆議院本会議においても安倍総理から、経済再生を図りながら2020年度におけるプライマリーバランスの黒字化を実現していくとの答弁があったところであります。政府においては、この経済・財政再生計画に従って社会保障、社会資本整備、地方行財政ほか広範にわたる分野の改革を行うこととしており、こうした方向性のもと中長期的な財政赤字への対応として、プライマリーバランス黒字化という目標に向けた取り組みが進められているものと認識しております。

この目標を達成するには、今後とも歳入歳出

改革などによる財政健全化の取り組みに加え、税収増などをもたらす経済の活性化が不可欠と考えられます。その際には、経済の活性化という観点からも少子高齢化への対応という観点からも、本県のような地方への配慮が大変重要となってまいります。

来年度の政府予算案には地方創生、少子化関連など、この方向に沿った施策が盛り込まれておりますけれども、これが今後とも息長く継続されていくことが大切であります。このため本県としましては、引き続き国に対し政策提言などを通じて地域の実情をしっかりと訴えてまいりたいと、そのように考えております。

次に、少子化対策についての所見と本県の取り組み状況についてお尋ねがございました。

少子化の問題は生産年齢人口の減少に伴う経済の縮小に加えまして、高齢者の急増とも相まって現役世代の社会保障負担の著しい増大をもたらしますなど、我が国にとってまさに国家的な危機をも招きかねない待ったなしの課題であると認識しております。その意味では、議員のお話にもありましたように、少子化に対する危機感やその対策の必要性を社会全体で共有した上で、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援策の拡充に加えて、いわゆる働き方改革を通じてそれぞれの個人が望むライフスタイルの実現にもつながる施策を推進することは、少子化対策を進める上で重要な視点だと考えております。

そのため、これまでも私自身全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、平成26年7月の全国知事会議では、国と地方が総力を挙げて今こそ思い切った政策を展開する必要があることを表明した少子化非常事態宣言の取りまとめに微力を尽くしました。また、その後も少子化対策の抜本強化に向けた一連の提言を取りまとめ、国などに対して積極

的に要請活動を行ってまいりましたし、本年度も社会全体で結婚から子育てまでを応援する機運の醸成、また仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに向けた取り組みの強化などを国などに訴えてきたところです。

そうした中、国におきましては、子育て支援の充実というこれまでの流れの施策にとどまらず、結婚支援や機運醸成に向けた地方独自の取り組みを後押しする交付金を創設するとともに、さらには長時間労働の是正や仕事と子育ての両立など働き方改革の実現に向けた議論を精力的に行っており、少子化対策を積極的に進めようとしております。

本県におきましては、こうした国の動きにも呼応し、少子化対策を県政の重要課題として位置づけ、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフステージに応じた支援策を抜本強化するとともに、少子化対策が県民運動として展開されていくよう一連の施策を進めてまいりました。その中では、結婚支援については、結婚への支援を希望する皆様を対象にしたマッチングシステムの登録者数が先月末時点で750人、交際成立数が138組となるなど徐々に成果があらわれてきております。また、県民運動の展開に向けた取り組みでは、現在高知家の出会い・結婚・子育て応援団に233の企業や団体に御登録いただくなど裾野が広がりつつあると考えております。さらには、働き方改革に密接に関連するワーク・ライフ・バランスの推進につきましても、セミナーの開催など啓発事業に取り組むとともに、県独自の次世代育成支援認証企業の拡大に向けて企業訪問等を行ってきた結果、現在171社が認証されています。

先ほども申し上げましたように、少子化対策は待ったなしの課題でございますので、今後ともライフステージに応じた支援策の抜本強化、官民協働による施策の推進など一連の施策を

しっかりとPDCAサイクルを回しながら実効性あるものとなるように取り組んでまいります。その際には、国の働き方改革の議論もしっかりと注視してその関連諸施策も積極的に取り入れてまいりたいと考えているところであります。

次に、本県の総合戦略における取り組みの進捗状況と数値目標の早期達成に向けた重点課題などについてお尋ねがありました。

本県の総合戦略では、地産外商により安定した雇用を創出し、それをベースに若者の定着や移住促進によって新しい人の流れをつくるとともに、特に出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加につなげることで、将来的な人口の若返りと人口増への転換を目指すこととしております。

これまでの取り組みを通じまして、経済分野においては地産外商が大きく進み、長年にわたって減少傾向であった各分野の産出額等が上昇傾向に転じるとともに、地域アクションプランや企業立地等の取り組みを通じ、多くの雇用も生まれてきているところであります。この結果、去年は統計史上初めて年間を通じて有効求人倍率が1倍を超えて推移しており、また移住者についても先月末までの実績は前年同期より3割以上多い543組となっております。さらに、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けましては、その対策の柱であります集落活動センターが来年度当初には40カ所程度となる見込みであり、県内各地に着実な広がりを見せているところであります。

こうした力強い手応えを感じられる成果が出る一方で、本県の人口は昨年1年間に2,265人の社会減となるなど、総合戦略に掲げる平成31年に人口の社会増減をゼロにするという数値目標の達成に向けまして、さらなる取り組みの強化が必要となっております。

このため、ver. 2へと改定する第3期産業振

興計画では、地産、外商、拡大再生産の取り組みをもう一段パワーアップしてまいりたいと考えております。

例えば、新技術の導入や高知版IoTなどの推進による生産性、付加価値の向上と、各産業分野の事業者の事業戦略の策定を支援することで地産を強化するとともに、海外に向けた輸出や国際観光の取り組みを本格化することで外商を強化してまいりますし、18の地域産業クラスタープロジェクトの具体化や起業、新事業展開に向けた支援を一層充実するなど、拡大再生産策を強化してまいります。こうした取り組みによって持続的な拡大再生産の好循環を創出し、地域に若者が定着できるよう、地域地域に第1次産業から第3次産業まで多様な仕事を数多く創出するよう努めてまいりたいと考えているところであります。

また、移住促進に関しましては、目標に掲げた移住者数1,000組の達成とその定常化に向けて、各産業分野のさまざまな人材ニーズを具体化、顕在化するとともに、こうしたニーズを都市部の人材に対して一元的に発信する機能を強化してまいります。あわせて、相談対応からマッチングまで一連の流れを効率的かつ効果的に行うため、移住相談やU・Iターン就職相談、中核人材の確保などを一体的に行う組織の設立に向けて関係機関との協議を進めてまいります。

また、本県の暮らしを支える中山間地域に多くの若者が定着するためには、経済基盤の確立が重要であります。そのため産業振興計画の成長戦略の取り組みや地域アクションプランの取り組みを進めるとともに、集落活動センターの設置数のさらなる拡大とこのような取り組みとの経済活動上のリンクを図るべく、その自立化に向けた支援などを行ってまいります。

こうした本県の取り組みを、国の施策も追い風とし、さらに力強く進めてまいりますことで、

本県の総合戦略に掲げる数値目標の早期の達成を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、事務事業の見直しを含めた来年度の当初予算編成における基本姿勢についてお尋ねがございました。

来年度の当初予算につきましては、より成果を出すことにこだわって県勢浮揚に向けた取り組みの一層の強化を図ることとともに、将来にわたる安定的な財政運営を両立させることの2点をより強く意識して編成作業を行ったところでございます。

県勢浮揚に向けた取り組みの強化といたしましては、予算総額の規模及びその内容に意を用いました。予算総額については、大型の補正予算を編成したことに加えて、当初予算ベースでも本年度からは微減となるものの私の就任以降2番目に大きな額を確保することとし、結果として15カ月予算ベースでは本年度から大幅に増額となっております。また、その内容についても成果にこだわって5つの基本政策と2つの横断的な政策をそれぞれバージョンアップするとともに、文化芸術とスポーツの振興を新たな横断的な政策として位置づけ、それぞれの関連事業を予算へ盛り込んだところであり、全体として9年連続の積極型予算となっております。

他方、安定的な財政運営に向けては、歳入面において一般財源総額が本年度から減少するという見込みなども踏まえ、地方創生推進交付金など国の有利な財源の活用や、政策提言の効果もあり制度の期限が延長された緊急防災・減災事業債など有利な地方債の活用などを行いました。さらには、歳出面において補助対象の見直しなど、より政策誘導効果の高い事業への重点化や終期の設定など後年度負担を踏まえた仕組みの導入などの工夫を行うとともに、限られた財源の中で最大限の効果を生むため、輸出振興

などのより困難な分野に軸足を移すという考え方のもと、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底いたしました。その結果、見直した事業の件数、事業費はともに本年度を上回ることであり、そこで捻出した財源も活用しながらさまざまな事業のバージョンアップを行ったところ です。

以上のように、来年度の当初予算につきましては、積極型でありながらもさまざまな工夫を凝らしてメリ張りをきかせ、財政の健全化にも寄与するように編成を行ったところであります。

次に、本県の中長期的な財政収支の見通しと来年度の当初予算における一般財源総額の確保の見通しについてお尋ねがございました。

来年度当初予算における歳入一般財源の総額は3,082億円であり、本年度比で約40億円の減少見込みとなったところであります。これは、県税及び地方譲与税について法人二税の増などにより約10億円の増と見込む一方で、地方消費税清算金が全国払込額の減少などにより約10億円の減、地方交付税及び臨時財政対策債がリーマンショック後に地方財政計画に計上された歳出特別枠の縮小などにより、約32億円の減の見込みとなったことなどによるものであります。これに対し、歳出の見直しを通じて財源不足額を微増に抑えるとともに、その財源不足額につきまして地方債の増額発行により対応するとともに、財政調整的な基金の取り崩しを最小限に抑えたところです。

この結果、来年度末の県債残高見込みは本年度末から53億円増の4,858億円となりますが、この水準はバブル崩壊後の経済対策が本格化する平成7年の水準5,206億円を下回っているとともに、県債残高の水準を指標化した将来負担比率の直近の数値は全国でも低水準にあります。また、財政調整的な基金につきましても来年度末の残高見込みは200億円を確保できているところ

です。

今後の見通しにつきましては、昨年9月に公表いたしました中期的な財政収支の推計との比較で見ますと、まず来年度末の県債残高は20億円の増加となっておりますが、同推計において県債残高は平成31年度をピークとして逡減していく見込みとなっていることも踏まえれば、財政運営上問題はないものと考えております。

加えて、財政調整的な基金につきましても、来年度末の残高見込みは昨年9月の推計から56億円の増加となる200億円を確保できており、当面の弾力的な財政運営の基盤を確保できたところであります。しかしながら、経済・財政再生計画において地方交付税について、危機対応モードから平時モードへの切りかえを政府は進めていくこととされており、本県を初めとする財政力の弱い団体の一般財源が影響を受けるおそれがあります。

このため、地方交付税の安定的確保などについて国にさらに政策提言を行うとともに、県としても、歳入歳出両面にわたり全般的な見直しを引き続き行うことにより、安定的な財政運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、産業振興計画のさらなる進展、県勢発展のための民間の皆様や市町村への思い、希望についてお尋ねがございました。

これまでの産業振興計画の取り組みを通じて各分野の産出額等は上昇傾向に転じるなど、本県経済は人口減少下にあっても縮むことなく、むしろ拡大する方向に構造が転換しつつあると感じており、こうした成果は何よりも多くの方々に産業振興の取り組みに御参画を賜り、御指導いただき、官民協働、市町村政との連携・協調により取り組みを進めてきたからこそなし得たものであると考えております。しかしながら、本県経済を持続的に拡大させ、真の県勢浮揚に

つなげていくためには、民間の皆様の主体的な活動をさらに活発化させていくとともに、市町村政との連携・協調による取り組みを深めていかなければならないと考えております。

そのため、第3期計画では、第1に、民間の皆様の自律的な発展を促す施策に力を入れるとともに、第2に、一定軌道に乗ってきた取り組みについて官主導型から民主体の官民協働へと移行し、その分、県としてはより困難なフロントに、より一層力を注いでまいりたいと考えているところであります。

一例を挙げさせていただきますと、前者については、事業者の皆様がみずからの強み弱みを分析し、どういう戦略で将来を切り開いていくのかといった事業戦略づくりを強力にサポートしており、来年度はさらに各産業分野にまでこれを広げていくこととしております。また、後者については、地域の商社的機能を果たす事業者の皆様へ地産外商公社が培ってきた外商のノウハウや外商先とのパイプを引き継ぎ、その役割を一部担っていただく一方で、県としては海外への輸出をさらに本格化してまいりたいと考えております。

市町村については、その積極的かつ主体的な取り組みが増加してきているとの実感は私としても持っており、県としまして、こうした市町村主導の取り組みをバックアップさせていただくとともに、県からもさまざまな提案もさせていただき、相互に主体的な連携・協力関係をさらに築いていければと思っております。

産業振興計画に目指す将来像として掲げております地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現に向け、今後に対話と実行行脚や各団体との意見交換などさまざまな場を通じて私の思いを直接お伝えし、またいただいたお知恵を政策に生かしていくことにより、さらなる官民協働、市町村政との連

携・協調による取り組みを着実に進めてまいります。

最後に、県域JAの統合をどのように受けとめているのかとのお尋ねがございました。

本県の農業は、農業者の高齢化と後継者の不足、農産物価格の伸び悩みなど大変厳しい状況にあります。そうした中、本県のJAグループでは、経営基盤を安定させ将来にわたって農業の振興や組合員所得の向上などに取り組むため、県域JAを平成31年1月に発足させることを決定されました。

県域JAの発足により、組合員の皆様は、営農指導体制の充実や販売力の強化など統合のメリットを生かしたさまざまな取り組みが進み、これまで以上に組合員サービスの充実、ひいては農業所得の向上につながるものと期待しています。今回の県域JAの発足に御尽力された関係者の皆様の長年にわたる御努力に敬意を表したいと思います。

その一方で、組合員の声が届きにくくなるのではないかと、施設の統廃合がさらに進むのではないかとといった不安の声や、担い手不足や生産資材の高騰を何とかしてほしいなどの声もあるとお聞きしています。今後2年間かけて、組織や運営のルールづくりを初め、営農、販売などの事業を進める上での具体的な方策を検討していくとお聞きしています。こうした検討の中で、組合員の皆様の期待や不満にもしっかりと応えていただき、組合員総意のもとに新しい県域JAをつくり上げていただくことを期待しています。

JAグループ高知の皆様は、産業振興計画の取り組みを進めていく上で県と連携して取り組んでいただく重要なパートナーであります。県としても、このたびの県域JAの発足を契機として、これまで以上に連携を強め、本県の農業のさらなる発展に向け、営農指導の強化、担い

手の確保・育成、大型直販所の整備などの課題を共有し、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 当初予算案に関し、扶助費の財源内訳、経常的経費の内訳、地方財政に対する所見、債務負担行為の背景と見通しについてお尋ねがございました。

まず、扶助費の財源内訳は、予算額124億円のうち国庫支出金が61%で77億円、その他の特定財源が1%で1億円、一般財源が38%で46億円となっております。

次に、経常的経費につきましては、予算額全体から投資的経費を除いたものでありまして、来年度当初予算では3,610億円余りを計上しております。主な内訳は、人件費が予算全体の25%で1,168億円、補助費等が24%で1,096億円、公債費が16%で735億円、物件費が5%で233億円などとなっております。また、経常的経費が予算額全体に占める割合は、全都道府県の当初予算では69%から95%である中、本県は78.6%で低いほうから数えて7番目となっております。相対的に経常的経費の割合が低くなっております。

次に、債務負担行為については、平成29年度当初予算案で大規模建築事業費についての債務負担など98件、約297億円の設定をさせていただいております。この債務負担行為を含む将来負担すべき実質的な負債が財政規模に占める割合を示す将来負担比率は、平成27年度決算では全都道府県平均の175.6%に対し本県は154.9%であり、全国で11番目に低い数値となっております。平成29年度当初予算後においても、引き続き低水準を継続していると考えております。

以上述べましたとおり、本県の財政構造は経常的な経費の割合や将来負担の水準のいずれも

全国平均から見て良好な状態ではないかと考えておりますが、本県の財政運営は地方税財政に対する国の動向に大きく左右されるところであり、引き続き財政の健全性に留意をしながら安定的な財政運営を行ってまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず津波から確実に避難できるためにどのような課題が残っているのか、それについてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

津波からの避難路・避難場所や避難タワーといった津波避難空間はこれまでの取り組みによりおおむね完成したため、現在それぞれの地域で避難経路の安全性を地域本部が市町村と連携し地域住民の皆様と一緒に現地で点検を実施し、確実に避難できるのかということを確認しているところです。この点検により、避難経路沿いの老朽住宅やブロック塀が地震の揺れにより倒壊し避難経路を塞ぐおそれのある箇所が数多くあるといったハード面での課題が見えてきています。

現在、こうした住宅やブロック塀の持ち主に対して、既存の制度を活用した住宅の耐震化やブロック塀の撤去などをみずから行っていただくよう働きかけていますが、対策をしなければならぬ箇所数が非常に多いことや持ち主が遠方に住まわれていること、そもそもブロック塀がさまざまな理由で撤去できないなど、取り組みには相当の時間がかかる状況にあります。

一方、命を守るために、住宅やブロック塀が倒壊すると迂回路もなく逃げられない危険性が特に高くなる地域においても、住民の方々が確実に避難できるよう早期に対応する必要があると考えております。このためまずは、避難をする上で特に危険性の高くなる地域が県内の沿岸地域にどれくらいあるのかを整理し、次にそれ

ぞれの地域地域の特性に応じた特別な対策を検討することとしています。

また、津波から早期に避難していただく啓発活動をこれまでテレビやラジオを使って継続して行ってきましたが、早期に避難する意識率が74%と伸び悩んでいるといったソフト面での課題もございます。そのため特に今年度は、全戸配布する防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」を改訂することとしており、その中で津波からの早期避難意識を高めていただくための工夫をしています。さらに、地震が発生し、津波が来襲、避難をするといった発災後の一連の状況をイメージしていただくDVDも作成することとしており、この中でも東日本大震災での実際の津波の映像も使いながら、揺れがおさまったらすぐに避難する意識を高めていただく内容を盛り込んでいます。

今後も引き続き、こうしたハードやソフト対策を着実に進めるとともに、津波から避難することの大前提となる住宅の耐震化については、その加速化を図ることにより住民の皆様一人一人が確実に避難できる対策に市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、避難所の確保対策と避難者に支援物資を確実に届けるための対策をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

まず、避難所の確保につきましては、発災1週間後において県全体で想定される避難者数約25万人に対し、平成27年度の時点で避難所として利用が可能な施設を調査した結果、約21万人分の避難所しか確保できず、約4万人分が不足する状況となっています。この不足の解消に向けて、現在各市町村において旅館、ホテルといった民間施設の活用や学校の教室利用、集会所の耐震化など、さらなる避難所の確保対策を進めていただいているところです。一方、本年度末までに全市町村において、避難所や物資拠点な

ど応急期に必要な機能の配置計画の作成が完了する予定ですので、その中で現時点で確保できる避難所の収容人数が改めて整理できるものと考えております。

しかしながら、発生する避難者全てをそれぞれの市町村内で収容することが困難なことも想定されますので、県内を安芸、中央、高幡、幡多の4つの圏域に分け、市町村域を越えた広域避難の検討も進めています。現在、安芸、高幡、幡多の3圏域で相互に協力することの基本合意が得られており、残る中央圏域につきましても本年度中の合意に向けて協議を進めているところです。来年度は、高幡圏域をモデルとして避難所が不足する市町村を圏域内で相互に応援する調整を行うこととしており、そこで得られたノウハウを順次他の圏域に展開していきたいと考えております。

次に、支援物資につきましては、過去の大規模災害を踏まえ、本年度県の物資拠点から市町村の物資拠点まで確実に配送するための計画を策定することとしていました。そうした中、昨年4月に熊本地震が発生し、特に物資配送に関しては市町村のマッパワーやノウハウの不足が改めて課題として浮き彫りになりました。県ではこうした教訓も踏まえ、昨年12月に学識経験者や国、市町村、民間事業者に参加いただき、検討会を立ち上げ、県と市町村の拠点の役割分担、民間事業者と行政の役割分担、配送手段の確保などの検討を進めており、今年度中に物資配送に関する基本方針として取りまとめることとしています。

来年度は、この基本方針に基づき、県の7つの総合防災拠点ごとに地域本部が中心となって管内の市町村や民間事業者と連携して、県から市町村の拠点までのルートを選定、物資の受け入れ・仕分け・保管の方法や人員体制、拠点ごとに必要となる資機材の確保などを定めた運営

マニュアルを策定することとしております。

さらに、平成30年度以降、県の取り組みも参考にいただき、各市町村において市町村の物資拠点から避難所まで物資を届けるための市町村版の物資の配送計画を策定していただきたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 日本一の健康長寿県づくりについての質問にお答えします。

最初に、入院からの転院、退院、在宅生活への円滑な移行に向けた切れ目のない支援体制を構築する取り組みについてお尋ねがありました。

病気やけがで入院しても、必要なリハビリテーションを受け、在宅での生活に戻ることが大切です。

まず、転院については、これまで各病院が個別に電話等で受け入れ可能な病院を探すしかありませんでした。そこで、患者さんの希望も考慮した上で、病状に適した治療やリハビリテーションが受けられる病院を探しやすくすることでスムーズに転院できるよう、県下の病院の空き病床の状況等をネット上で検索できる、転院調整のための医療機関検索システムの構築に取り組めます。

次に、退院に当たっては、退院後に必要となる医療及び介護サービスを患者さんが適切に受けられるための準備を事前にしっかりと行えるよう、入院時及び退院までの間における患者さんの情報を病院とケアマネジャーが共有するための退院調整ルールづくりに取り組めます。また、患者さんに退院後に受けることのできるサービスやみずからできる日常動作など、退院後の療養生活についてしっかりと説明できるよう病院職員への研修を行い、病院の退院支援体制の強化を図っていきます。

そして、在宅で療養する方が安心して生活を送れるよう、療養者の情報を医療・介護関係者

がタブレット端末を使って共有できる医療・介護情報連携システムの普及に努めるとともに、在宅療養を支援するかかりつけ医や訪問看護師、ケアマネジャーなど多職種が協働していくための研修を実施していくことにしています。

次に、本県における新専門医制度への対応状況についてお尋ねがありました。

日本専門医機構は、地域医療に困難を来さないとの配慮から、昨年8月に新専門医制度の開始時期を当初より1年延期し平成30年4月とするとともに、昨年12月には専門医制度に関する新しい整備指針を決定しました。この指針では、内科学会などの各学会が学術的観点から責任を持って養成プログラムを構築し、機構がその検証や調整を図ることや常勤の指導医がいない施設でも条件つきで研修施設となり得ることなど、医師の地域偏在を助長しないよう配慮されています。また、機構がプログラムを承認する際には、行政、医師会、大学、病院団体から成る都道府県協議会での事前協議を求めており、地域医療を確保する立場にある都道府県の一定の関与が位置づけられています。

日本専門医機構から、他の領域に先行して平成29年度から研修を予定している小児科や整形外科など6つの領域の県内プログラムについて、地域医療に混乱を来すことがないか確認を求められたことから、県では本年2月に協議の場を設け検討を行い、プログラムが現在の地域医療の状況に配慮したものとなっていることを確認しました。あわせて、現場の医師がスムーズに資格更新ができる仕組みとすることやプログラムの運用に当たり基幹施設から連携施設に医師がきちんと回るよう指導を徹底することなど、新制度への懸念や地域医療への一層の配慮を求める意見を日本専門医機構に対して表明したところです。

6領域以外の内科、外科その他の12の基本領

域については、29年度は従前の研修が実施されますが、今後日本専門医機構が示すスケジュールにのっとり新整備指針を踏まえた研修へと移行すると思われます。県では、先行する6領域と同様に、関係者の意見を踏まえ、地域医療の確保の観点から確認していきます。

また、日本専門医機構が直接制度設計を行っている総合診療専門医については、県としても医師確保が厳しい地域の医療の担い手として期待しており、必要に応じて全国衛生部長会などを通じて機構に要望を行うなど、地域医療への十分な配慮のもと実施されるよう検討状況を注視していきます。

(公営企業局長井奥和男君登壇)

○公営企業局長(井奥和男君) まず初めに、県立病院における地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについてのお尋ねがありました。

地域包括ケアシステムが地域住民のQOLの向上につながり、住みなれた地域地域で安心して住み続けられるシステムとなるためには、日常生活圏内にある急性期、回復期、慢性期の病院や介護施設、さらには医療・介護・福祉といった分野での多様な在宅サービスなどの一体的な利用が可能となる必要があります。

このため、県立病院といたしましても、入院された患者さんの退院後における地域生活や療養面をしっかりとサポートのできる体制づくりに向け、地域のサービス提供事業者や市町村などとの連携を強化いたしますとともに、容体の急変時などに備えるための救急医療体制の整備や病床機能の充実強化などに取り組んでいます。具体的には、両県立病院におきまして退院後における円滑な地域生活を支えるための在宅サービスの確保などに関しまして、地域の介護支援専門員などとも連携し、患者さんやその御家族への必要な情報提供を入院中から行う取り組みなどを進めております。

また、安全・安心な療養生活の実現に向けましては、市町村や訪問看護事業者などとの定期的な意見交換を行う場を設けるなど、関係者間での連携体制の構築に向け取り組みを強化しているところです。中でもあき総合病院では、地域包括ケア病棟において、在宅生活への復帰を支援するためのリハビリ医療の提供や容体が悪化した際における緊急の入院先としての役割を担うなど、病床機能の充実強化なども図ってまいりました。

今後とも、地域の中核病院として県民の皆様が地域で安心して住み続けられる医療提供体制の整備に向け、両県立病院の医療機能のさらなる充実強化を図ることなどにより、地域包括ケアシステムの構築の推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、県立病院の医師養成に向けた取り組みについてのお尋ねがありました。

医師の養成につきましては、県立病院といたしましても、医学生の実習や患者さんから信頼される医師になるための研修の場として医学生や研修医などを積極的に受け入れ、本県の将来の医師確保にもつながりますよう取り組みを進めているところです。まず、医師免許の取得後に幅広い診療能力を習得するための初期臨床研修につきましては、平成28年度から、それまでの幡多けんみん病院に加えあき総合病院も基幹型臨床研修病院としての指定を受けるなど、これまでに24名の研修医を受け入れ、その養成に取り組んでまいりました。

次に、専門医の養成といった面では、県立病院群による総合医・家庭医養成後期研修プログラムの認定を取得の上、平成27年度から研修医の受け入れを始めまして、現在4名の専門医の養成に向け、あき総合、幡多けんみんの両県立病院が一体となった取り組みを進めています。こうした中、平成30年度からは、議員のお話にも

もありました新専門医制度の実施が予定をされておりますので、高知大学医学部附属病院などによる新制度に基づく研修プログラムの連携施設として専攻医の受け入れなどに伴い必要となります環境整備を進めるなど、新たな専門医の養成に向けましても積極的に取り組むことといたしております。

今後、地域枠で入学し免許を取得の上、一定期間県内で働くことになる医師が大幅にふえることが見込まれる中、県立病院といたしましても、こうした取り組みなどを通じまして、病院内の医師確保にとどまらず県内における医師の不足と偏在の解消につながりますよう、公的医療機関としての役割をしっかりと果たしていく必要があるものと考えております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 紙産業の振興について、まず飛躍的な成長に向けた本年度の取り組み状況とそれを踏まえた来年度の取り組みについてお尋ねがありました。

紙産業の振興については、紙産業の在り方検討会の取りまとめに基づき、次の5つを基本方針として取り組みを進めております。

まず、1点目の高付加価値製品の開発と加工技術の確立、それと2点目の新技術の企業への普及につきましては、昨年度導入いたしました機械設備を企業の皆様に十分活用していただくための仕組みとして、導入機器のデモ運転や技術情報の収集などによって製品開発プランを検討するための分科会や具体的に製品開発を推進するための研究会を立ち上げ、1月末現在で分科会には県内企業37社、研究会は同じく24社の参加を得て活動をしております。こうした活動の結果、新製品の開発や新たな設備投資を行う企業があらわれるなど、着実に成果につながりつつあります。また、次世代の新素材として高機能で環境に優しく幅広い分野での利用が期待

されるセルロースナノファイバーについても、企業とともにさまざまな原料での試作を行い、製造条件などの研究を進めているところです。

3点目の外商支援の徹底では、企業ごとの専任担当が一貫したサポートを行い、展示会や商談会への出展を支援しています。4点目の人材の確保や育成では、インターンシップの受け入れや少人数制の連続講座により企業の中核人材の育成に努めております。また、5点目の土佐和紙等のブランド化においては、高知家プロモーションと連動した情報発信などに取り組んでまいりました。

このように、今年度は当初の計画に基づいて官民が一体となった取り組みを進め、具体的な成果もあらわれてきておりますので、新たな機械設備導入後のスタートとしてはおおむね順調であると考えております。

来年度は、企業の製品開発や設備投資の動きをさらに拡大するため、研究会活動を通じて活発化をしています製品開発を重点的に支援するとともに、国の事業を活用し京都大学などと連携することでセルロースナノファイバーの研究開発も加速をしてまいります。また、企業の人材確保も重要な課題となっていますことから、インターンシップの拡大に向けて企業と大学のマッチングを促進する取り組みなども強化していきたいと考えております。

次に、伝統的工芸品の後継者育成事業の活用状況と成果についてお尋ねがありました。

土佐和紙を初めとする伝統的工芸品は、歴史や風土の中で培われ、日常生活に豊かさや潤いを与えてくれるもので、後世に受け継いでいくべき本県の大事な財産だと考えています。このため平成26年度から、後継者育成のための補助制度を創設し、伝統的工芸品等の製造に従事することを検討している方を対象とする短期体験研修や本格的な技術の習得を狙いとする長期研

修への助成などを市町村とともに行っております。

後継者の育成を目的とする長期研修においては、現在、土佐和紙の2名、土佐打ち刃物2名、土佐すずり1名の計5名の方が研修中でございます。土佐和紙の研修生2名につきましては、研修プログラムに沿って順調に研修を行っており、来年度中には2年間の研修を修了する予定になっています。

県としましては、研修修了後も日ごろの仕事や生活について研修修了生同士が自由に意見交換できる交流会を開催するなどのフォローを行いながら、後継者として地域への定着につながりますよう市町村や関係団体の皆様とともに支援をしてまいります。また、後継者育成事業を活用する新たな人材につきましても、移住促進の取り組みとも連携して、引き続きその確保に努めてまいります。

次に、手すき和紙に係る市町村や団体との連携を図るための取り組みについてお尋ねがありました。

手すき和紙につきましては、昭和51年に国の伝統的工芸品に指定されて以降、高知県手すき和紙協同組合が主体となり後継者育成事業や販路開拓を図る振興計画を策定し、その計画に基づいて県も市町村と連携しながら組合の取り組みを支援しております。平成26年からの5カ年計画で策定した第6次振興計画では、手すき職人の高齢化や和紙業界の低迷などの課題に対して、後継者の確保・育成のための研修事業や新たな商品の開発による販路開拓に取り組むこととなっております。

県としましては、この振興計画に基づいて実施される取り組みを支援するため、さきに御説明をいたしました後継者育成対策の補助制度を創設したところです。さらに、土佐和紙の新たな市場を開拓するため、図書の修復需要に向け

た新商品の試作や図書館関係者が多く来場する図書館総合展への出展、中四国地域の図書館職員を対象にした研修会での図書修復ワークショップの実施などにより、土佐和紙の販路拡大を支援しているところでございます。

このような取り組みを行ってきておりますが、議員のお話にもありましたとおり、職人の高齢化や後継者不足、需要の減少など、まだまだ多くの課題があると感じております。一方で、この町では土佐和紙後継者育成研修施設を含めた中心市街地のまちづくりが検討されているとお聞きしておりますし、修復用の手すき和紙に対して関係機関からの期待も寄せられております。

こうした最近の動きも踏まえながら、手すき和紙を含めた伝統産業全般についてこれからの展望を協議する場を設けるなど、関係市町村や団体の皆様と議論を重ねて、伝統的工芸品産業等を後世につなげていけるよう取り組んでまいります。

次に、ルネサス高知工場の承継先確保の協議の状況と川谷刈谷工業用地の公募の現状についてお尋ねがございました。

まず、ルネサス高知工場の承継先の確保につきましては、ルネサス社のプロジェクトチームと県との定期的な協議の場を設け、その中で双方の取り組みについて逐次確認を行いながら進めております。この協議を通して、ルネサス社においては、銀行や証券会社等のさまざまなルートを通じたアプローチ先の掘り起こしや現地での視察の受け入れなど、和解契約に定めていまずとおり、承継先の確保に精力的に取り組んでいることを確認しています。

県におきましては、昨年9月に知事と香南市長がルネサス社の社長と面談し、和解契約の合意に基づき、従業員の雇用の維持・継続に向けて承継先の確保にしっかりと取り組むよう改めて強く要請を行うとともに、ルネサス社の同意

のもとで県として独自に承継先となり得る企業に対してルネサス高知工場の活用を打診する文書の送付や企業訪問などを継続的に行っているところでございます。承継先の見通しにつきましては、企業活動にかかわることでもありますので申し上げることはできませんが、県議会からいただいております御意見のとおり、和解契約の確認事項が確実に実現されるよう引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、川谷刈谷工場用地の分譲に関しましては、当該用地が利便性の高い工場用地でありますことから、これまで複数の企業から問い合わせをいただいております。一方で、この用地の分譲に関しましてはルネサス高知工場の従業員の雇用の維持・継続も視野に入れて活用することが和解契約にも明記されておりますので、今後承継先の確保とそれに伴う従業員の雇用確保の動向も見きわめながら、分譲先の確保や選定を慎重に進めていく必要があると考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 直販所の活性化に向けた支援策についてのお尋ねがございました。

本県の特徴である良心市や街路市から発展してきた直販所は、現在県内各地に142の店舗が展開されており、県の調査によります販売額は平成18年の70億円から平成27年には95億円と年々増加しております。また、別のデータにはなりますが、国の6次産業化総合調査によれば、直販所に加え量販店の直売コーナーや農家の庭先での直接販売を含めた平成26年度の販売額は207億円となっており、県民1人当たりに対する販売額を試算いたしますと年間およそ3万円です。全国1位となっております。

このように、県民にとりまして地元の新鮮で安全・安心な農産物を購入できる場として定着しております直販所をさらに魅力のあるものに

してまいりますためには、集荷体制の強化による品ぞろえの充実、農産物のスイーツなどへの活用による付加価値の向上、さらには収穫祭や食べ方教室などによる地域外の人々との交流の拡大、この3つの取り組みを充実強化することによりまして、単に農産物を販売するだけでなく、人々が集う地域の活性化拠点へと発展させていくことが必要と考えております。

このため、県では、来年度10カ所程度の直販所を対象にワークショップ形式の直販所活性化セミナーを開催いたします。このセミナーでは、活性化に必要な取り組みを直販所のスタッフや生産者、県の関係機関に加え、消費者の方にもともに考えていただき、専門家のアドバイスも受けながら、実効性のある活性化プランを策定していきます。

直販所が地域の活性化拠点として発展することは、生産者の所得の向上はもとより高齢者や女性の活躍の場にもなります。さらには、県外客も呼び込むことで観光や地産外商といった相乗効果にもつながりますことから、活性化プランの策定とその実現に向けてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、高知県漁協と上ノ加江漁港との合併を契機に、県1漁協構想に向けた取り組みを強化する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

平成20年4月に25の漁協が合併して高知県漁協が発足しましたが、それ以来9年ぶりに漁協合併が実現する運びとなりました。今回の合併は、高知県漁協が平成30年度末までに欠損金を解消するという経営改善計画に取り組んだ結果、昨年度末には合併当初に5億3,000万円あった欠損金を8,000万円余りにまで圧縮したことも合意に至った要因の一つだと考えております。また、本年度につきましても黒字決算が見込まれてお

りまして、これまで合併の阻害要因となっておりました繰越欠損金の解消に一定のめどが立つところまで財務状況が改善できました。

県1漁協合併に参加していない漁協の中にも合併の必要性を認めている漁協は多数ありますことから、引き続き高知県漁協の経営状況や合併によるスケールメリットなどを説明し、合併協議の場づくりに努めてまいりますとともに、高知県漁協の財務体質の強化をより確実なものとするための支援を継続してまいります。

あわせて、高齢化に伴う組合員のさらなる減少が見込まれる中で、5年後、10年後を見据えた漁協の組織や事業のあり方、人材の育成などについて幅広い観点から議論することが重要だと考えております。そのため、漁協関係者に加え学識経験者などで構成する新たな合併を推進する組織を立ち上げ、組合員への質の高いサービスの提供、産地市場の集約、漁村での漁協の果たすべき役割などについて協議検討を行うことで漁協の将来像を明らかにし、県1漁協構想の早期実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、効率的な漁協経営と組合員の漁業活動のサポートを両立させた計画的な荷さばき施設の整備が必要ではとのお尋ねがございました。

高知県漁協が開設しています産地市場の施設はその多くが昭和40年から50年代に整備されたもので、老朽化も進んでおり、安全面からも早期に整備する必要があるとございます。また、総じて小規模な市場が多く、水揚げも減少していることから、買い受け人も少なく、競争原理が十分に働かず価格形成力の脆弱さが課題となっております。

高知県漁協では、現在経営改善に向けた取り組みが進んでおり、御指摘のありましたとおり、今後は市場関係者の安心・安全を確保するためにも計画的な荷さばき施設の整備が必要となり

ますが、健全な財務状況を維持し価格形成力を強化していくためには、産地市場の統合を前提に整備を進めることが重要だと考えております。産地市場の統合は、利便性や魚価の向上といったメリットもありますが、一方で水揚げ地の変更などによるデメリットもございますので、統合を進める際には、十分な意見交換の機会を設けるなど組合員の理解を得ることが必要となります。

県としましては、施設整備に対する熟度が高い佐賀地区や老朽化が著しい室戸地区など各ブロックで計画的に産地市場の統合整備が進むよう、高知県漁協に対して整備計画の策定とその円滑な実施を市町村と連携して支援してまいります。

最後に、クロマグロ養殖の振興につきまして、人工種苗生産の事業化に向けた課題と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

クロマグロの人工種苗生産技術の開発につきましては、課題でありました量産化に不可欠な餌となるマダイなどの子魚を必要なときに安定して生産できる技術や、海上での大規模生けすによる中間育成の技術が確立したことから、来年度からはこれまでの技術開発から民間企業が行います事業化への支援に移行してまいります。事業化に向けましては、受精卵を安定的に確保し餌となる子魚を効率的に生産し、品質の高い人工種苗を安定的に供給できる体制を確立するとともに、県内の養殖事業者へ人工種苗を普及していくことでできるだけ早期に事業の採算性を確保することが課題であると考えております。

このため、引き続き県内の養殖事業者へ4歳から6歳の成熟したマグロの飼育を委託しまして、得られた受精卵を県内の種苗生産企業に安価で供給するとともに、昨年10月に開設しました水産試験場の古満目分場において、餌として有用な魚種の効率的な生産技術の開発にもあわ

せて取り組んでまいります。また、県内の民間企業に委託し県内で生産された人工種苗を出荷サイズまで育成して、得られた種苗を県内の養殖事業者へ一定の数量安価に供給することで、人工種苗の品質の評価をいただくこととなっております。

こうした取り組みを通じて、人工種苗のコストダウンと品質の向上を図り、県内の養殖事業者への人工種苗の普及を促進することで、本県のクロマグロ養殖業の拡大再生産につなげてまいります。

○31番（中内桂郎君） それぞれの御答弁、ありがとうございました。

これから質問するのは余り多くありませんけれども、小さいことをあえてちょっとお聞きをしてみたいと思います。

一番先に知事に問いたいけれど、これはちっさいことでもないと思います。やはり大きな目で見てもらいたいというふうに思うわけですが、就任10年の知事みずからの今後の体制の話です。よく友達と話をしますと、知事はもうやめるかよという声が大変多くあります。いやいややめやせんと、ほいたらやるかよと、こう言いますけれども、いやその辺はわからんと、こう私はやりとりをやっておるんです。

過去にも2回ほどこういう話をお聞きしたことがあると思いますけれども、何点をつけられていますか。今自分に与えられた職責を一生懸命やっているということは大変よくわかりますし、私もそれなりの評価はいたしておるわけですが、ずばり何点ぐらいと知事は評価されておるかということ、まず最初に聞きたいと思っております。

それから総務部長、債務負担行為ですけど、上層部は一定の考えを持ってこれをつけておると思いますけれど、職員は皆これを理解しちゅうろうかね。僕は余りしてないと思います。た

だ予算編成のときに負担行為があるからよろしく頼むというようなことで、これも財源がつかないけれども後につくということがあります。

これは本当の大きな意味合いをもってこの債務負担行為というものを考えてもらわんと、僕は大変なことになりゃあせんろうかというように思いますが、その辺の考え方をどうしておるかということをお伺いしたい。

それから南海トラフ地震です。支援物資を確実に届けたいのに届かないというのが実情かもわかりませんが、このことは熊本県へ私たちが行ったときにもやはりこれと同じような答弁をいただきました。やはり邪魔をする人がおると、こう言う。邪魔する人とはどういうことですかと問いますと、新聞社だとか、それから国の出先が伺いを立てに来る、それが次々に注文をつけた、こうしてくれとかああしてくれだとかというようなことで大変迷惑をこうむると、こう言うておりました。

高知県にはまだそういう経験がないからよくわからないと思いますけれども、この辺をしっかり守っていただきたいと思いますが、危機管理部長のお話をお聞きしたいと思います。

それと紙産業ですが、これは私の大きな望みかもわかりませんが、お茶がいつか県議会でも話題になりまして、県庁では全部高知県産のお茶を飲ませたらどうならというようなこともありましたし、私も今でもそういうように思っておるところでございます。この紙も、一つ入札があってどうこうしゅうかもわかりませんが、高知県内で一生懸命これをつくっておる方がおるわけでございます。

紙産業についても、私はやはり高知県庁職員は高知県の紙を使っていたきたいという願いがありますが、改めて商工労働部長にお聞きをしたいと思います。

それから、これは望みかもわかりませんが

ど、知事は先ほど一生懸命農協と取り組んでいかなければならないということをおっしゃいました。

いろいろ文句もあろうと思いますけれども、ざっくばらんに言いますと、団体が栄えて農家の組合員は損をするという考え方がいまだにあると思います。このことについて知事はどう判断をしておるかということをお聞きしたいと思います。

これで私の質問は終わりますけれども、この3月に定年退職されます方は大変御苦労でございました。また、この経験を生かして今後県勢浮揚に向けた対応をしていただければ大変うれしく思いますので、今後ともよろしくお願いたしまして、私の全ての質問を終わります。

○知事（尾崎正直君） 何点かという御質問でありますけれども、一言で言いますと、これは目標の設定をどう考えるかいかんによるということなんだろうと思います。

この目標の設定をどうするかということについて、これはあるところで目標をぼんと固定しておいて、それに対する達成度を問うという言い方であれば多分高い点がとれるんだろうと思います。でも、本当の意味で県勢浮揚に向けて、もっと言いますと県民一人一人の暮らしの向上、福祉の向上ということを考えていったとき、やるべきゴールというのは、これでよしというゴールは多分ないだろうと思うんですね。

ですから、私は取り組みを進めるにつれて、常にゴールを先に先にみずから伸ばしていったつもりでございます。例えば今、第1期産業振興計画当時の達成目標という観点から今の県庁の産業振興計画としての到達度を判定すれば、それは相当高い点数になるだろうと、そのように思います。でも、それで満足してはいけませんので、第2期産業振興計画ではその目標をさらに何十歩も何百歩も前に設定をした。さらに、その到達度が大分近づいてきたということを見

きわめた上で、今度第3期の産業振興計画ではさらに目標を先にごと伸ばしたと、そういうつもりであります。

そういうことでありますから、第1期、第2期の産業振興計画に照らしていけば、私どもとしての到達度の点数というのは相当高いのではないかと思います、しかしながら県勢浮揚を目指してさらに新たに設定した、さらに先に伸ばした第3期の産業振興計画の目標という観点からはまだまだこれからという、そういう状況なのだろうと、そのように思っています。

常に目標を先に伸ばして行って、満足することなくその目標に向けて全速力で走り続けているというのが今の私の姿だと思いますし、今後もしもそのようにしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

そして最後に、JAの統合で、団体が栄えて組合員が損をするということであっては確かにいけないということなのだろうと、そのように思います。

ただ、本当に今回の統合をしっかりしていくことによって財源基盤をしっかりと確保する、その結果としてJAとしてはいわばコストが一方的にかかる一方だが、その組合員のためになる活動、例えば営農指導とかこういうものを充実強化できるということになるんだろうと思います。ですから、JAとして組合員のためになるような活動をしっかり進めていくためのコストを賄えるような財源をしっかりと確保すべく、JA統合した。そういう理解ではないのかなと私は思っています。

ある意味、JAが栄えて、それがゆえに結果として組合員が栄えるようになると、そういうことを目指されたものだろうと、そのように考えているところであります、本当に大変大きなお取り組みであられたと思います。私どもも県としてこの産業振興計画を進めていく上で本

当にパートナーでありますので、JAとともにしっかり取り組みを進めさせていただければなと、そのように思っているところでございます。

○総務部長（梶元伸君） 債務負担行為につきましてお尋ねをいただきました。

債務負担行為も歳入歳出予算とあわせて、あくまで予算の一部でございますので、予算編成過程におきましては歳入予算あるいは歳出予算と同じような議論をして予算をつくらせていただいております。債務負担行為ですから何か手を抜いているということはございませんので、したがって私としては職員が債務負担行為のことをよくわかっていないということは必ずしもないのではないかとこのように考えているところであります。

ただ昔は、債務負担行為は実質的には借金と同じなんですけれども、借金と同じであると余り意識がされてなかったという嫌いがございました。少し昔の話になりますが、地方公共団体の財政健全化法というものが平成19年にできまして、債務負担行為も借金と同じようにカウントして将来負担比率として把握できるようにしようと、そのことによって隠れ借金というようなことにならないようにしようということで見える化したわけでありまして。

先ほど答弁しましたように、将来負担比率は本県は比較的低水準でありますけれども、いずれにしても債務負担行為が将来の県民の皆様の負債の一部なんだということが見える化した形で今は財政指標をつくることになっておりますし、これからは後年度負担の一部をなすんだという重たい意識を持ちながら予算編成作業に当たらせていただきたいと思います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 支援物資の検討会には国も入っていただいておりますし、マスコミにもフルオープンで公開しておりますので、よもやそういった方々が邪魔になるとは思っ

おりませんが、お話にありましたようなことにつきましてはマニュアルづくりのときに頭の片隅に入れておきたいと思っております。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話は紙の地産地消をもっと進めよという御趣旨ではないかというふうに思います。

地産地消といったときに、高知県で生産されております紙というのはかなり多種多様なものがございます。電子部品に使われるものであるとか不織布であるとか、そして和紙といったようなものがありますけれども、特に土佐和紙に関してはやはり地元の特色ある、伝統があるというものでございます。これまでも、いの町の紙のこいのぼりのイベントであるとか、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、土佐和紙を主体にした地域づくりをしていこうじゃないか、地域振興につなげていこうじゃないか、そういった動きが紙産地中心で起こり始めておりますので、そういった動きをこれから県として一生懸命支援をしていきたいというのが1つでございます。

そしてまた、私どもいわゆる県で使う紙という意味では、これまでもお越しいただく海外からのお客様であるとか、私どもが海外に貿易の関係で出かけるときに、高知県の和紙ですということでお土産に使わせていただくとか、そういった形では利用に努めているつもりですが、こういった範囲をもっと広げることができないか、検討してみたいと思います。

○副議長（梶原大介君） 暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩



午後3時30分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は日本共産党を代表して、以下質問を行います。

知事の政治姿勢について、まず原発についてお伺いをいたします。

福島原発事故から6年がたとうとしています。いまだに溶け落ちた核燃料の状態もわからず、巨額の費用をかけた凍土壁も十分役割を果たせず汚染水はふえ続けており、事故は継続しています。廃炉の行方も全くめどが立っていません。東電は2021年に取り出しを始め、40年かけて廃炉を行う方針を打ち出していますが、現場は極めて高い放射線で人が近づくこともできず、現状はまだ廃炉の道への入り口にも達していません。

そうしたもとの、事故を起こした東電の責任を曖昧にし、国民負担をなし崩しで拡大することが進められています。福島原発の事故対策の費用は事故直後は賠償5兆円、廃炉1兆円の6兆円の見積もりでしたが、2013年12月に賠償・除染9兆円、廃炉や汚染水対策に2兆円など、計11兆円と見直され、それが今回の見直しでは賠償7.9兆円、除染4兆円、汚染物質などの中間貯蔵施設1.6兆円、廃炉費用8兆円、合計21.5兆円にも上り、当初の3.5倍にもなっています。しかも、これでとどまる保障は一つもありません。

原発は高リスク、高コストで人間社会と相入れない未完の危険な技術であることが改めて明らかになったのではないかと思います。知事の見解をお伺いします。

事故対策費用については、これまで賠償分は東電など電力会社が負担、除染分は東電株の売却益で対応する、廃炉費用は東電が負担すると

いう枠組みでしたが、今回事故対策費用が21.5兆円と大きく膨らむ中でその原則がゆがめられています。

第1は、賠償分の一部を送電網の使用料、託送料に上乗せし電気料金に転嫁することです。原発によらない新電力にも原発コストを負担させるもので、政府は本来用意しておくべき賠償のための費用をこれまで電気代に含めていなかったもので、原発による電力を消費した過去分として回収するというとんでもない理屈です。第2に、東電の廃炉費用負担のために、託送料を受け取る送配電事業などで利益を上げても積み立てに回すことが認められ、料金を値下げしなくてもよいと特例措置がとられたことです。第3に、帰還困難区域に整備する復興拠点の除染費用を東電に請求せず、税金を投入することです。新年度予算分では300億円が予算計上されています。

安全神話を振りまき必要な対策をとらなかった東電の責任だけでなく、利益を共有してきた金融機関、株主、原発メーカーなど原発利益共同体の責任を曖昧にし、再稼働に反対する国民に負担を強いることは到底許されるものではありません。究極のモラルハザードだと思いますが、知事の御見解をお聞きします。

こうした事故処理の枠組みは、原発が市場のルールでは存在し得ないことの証左でもあります。福島原発事故を契機にし、安全対策が強調され、膨大な費用のかかる原発は国際的に見て完全に斜陽ビジネスとなっています。フランスのアレバも事実上の経営破綻を起こしています。また、日本のトップメーカーである東芝が、アメリカでの原発事業に絡んで2年連続の巨額損失を出し経営破綻に直面をしています。東芝は危機回避のために医療機器、半導体など優良部門を切り売りし、不良債権の原発部門を抱え込むというさらなる泥沼に進もうとしています。

これは東芝だけでなく原発再稼働、原発輸出に固執する政府、財界の路線の破綻を示すものと思いますが、知事の御見解をお聞きします。

次に、米軍機の墜落事故と低空飛行訓練について知事にお聞きします。相次ぐ米軍機の墜落事故が県民、国民に不安と恐怖を与えています。昨年12月7日に高知県沖にF A18が墜落、13日には沖縄県名護市沿岸にオスプレイが墜落、大破しました。事故を受け、県は直ちに防衛省に、事故原因の究明や再発防止策が講じられるまでオレンジルート上の低空飛行訓練の中止をアメリカ側に申し入れるよう要請をしました。

私どもも、昨年12月26日外務省、防衛省に事故原因の究明と訓練中止を求めて省庁交渉を行いました。その席でも政府側は調査中を繰り返すだけで原因究明の共同調査さえ求めておらず、どんな訓練をしていたかもつかんでいない実態が明らかになりました。

まず、要請後に政府より事故原因の説明などがあつたのか、お伺いをいたします。

そうした中、訓練が再開されているのではないかと危惧する事態が起こっています。2月11日、香美市や大川村の上空を米軍機と見られる航空機が飛行していたことが報道をされています。今回の飛行では、物部では爆音が測定されましたが機体は見えなかった、本山では爆音が確認されなかったなど、これまでと飛行コースが変わっているのではないのかとの指摘もあります。事態をどう把握されているのか、お伺いをします。

オスプレイについてはこれまで構造上の欠陥があることが指摘されてきましたが、墜落したF A18も極めて危険な状態にあります。2月7日の米下院軍事委員会でモーラン副作戦部長、海軍大將は、F A18について保有する機体の62%が修理のおくれや部品の調達待ちで飛行できない状態であり、稼働させることができる機体が

少なくなっていることから使用回数は限度まで来ていると報告しています。機体寿命として想定した約6,000飛行時間に対し、現在は8,000から9,000時間まで延びているというのです。つまり危険な訓練を使用期限を超えた老朽化した機体で繰り返ししていたこととなります。事故原因は機体の老朽化にあったのではないかと、再発防止というなら、住宅や工場のある地域での訓練中止とともに、老朽化したF A18の訓練は中止すべきではないかと考えるのは県民の当然の思いではないでしょうか。

しかし、政府は本気で再発防止に取り組んでいるとは思えない態度をとっています。オスプレイについて、事故の全貌が明らかにされていないにもかかわらず、事故のわずか6日後に飛行再開を認めています。

低空飛行訓練やF A18の訓練の再開を許さない、そのための決意と取り組みをお聞きします。

次に、核兵器廃絶について知事に見解をお伺いします。核兵器のない世界の実現という人類にとって死活的な緊急課題をめぐり、画期的な動きが起こっています。昨年12月23日、国連総会は、核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を賛成113カ国という圧倒的多数で採択しました。これによって、核兵器全面廃絶につながるような法的拘束力のある文書、核兵器禁止条約の交渉が市民社会の参加も得てことし3月と6月から7月に国連で開催されることになりました。

核兵器禁止条約に仮に最初は核保有国が拒否したとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて違法化されることとなります。日本共産党は、核兵器のない世界への扉を開くこの画期的な動きを心から歓迎するものであります。

この前向きの変化をつくり出してきたのは、世界中の平和を願う諸国民の運動です。圧倒的

多数の途上国、先進国の一部を含めた諸政府が共同し、この20年、国連総会で核兵器禁止条約を求める決議が提出され、毎年圧倒的多数の賛成で採択されてきました。そして、核兵器の非人道性を迫る国際会議が開催され、2015年の国連総会で初めて核兵器の人道的結末についての決議が加盟国の75%の賛成で採択されました。

その背景として、被爆者を先頭に日本の平和運動は当初から一貫して広島、長崎の実相を訴え、核兵器の非人道性、残虐性を告発してきました。そして、核兵器の全面禁止、廃絶を求める国際署名に、この10年余りで世界で延べ5,000万人以上が賛同を寄せてきました。これらの草の根からの取り組みが国際政治を動かす大きな力となりました。

一方、核兵器禁止が現実の日程に上ったことに危機感を深めた核保有大国は、妨害者としての姿をあらわにしています。米、英、仏、ロ、中の核保有5大国は、昨年9月国連総会を前にワシントンで会合を開き、段階的アプローチが核軍縮に向けて前進する唯一の選択肢と主張し、核兵器禁止条約に背を向ける態度を表明しました。しかし、核軍縮の部分的措置を幾ら積み重ねても核兵器のない世界に到達し得ないことは、戦後70年余の核兵器をめぐる全ての外交交渉が証明をしています。段階的アプローチ論は核兵器廃絶を永久に先送りする最悪の核兵器固執論にほかなりません。

日本政府は、これまで核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会の決議には棄権を続けてきましたが、今回の歴史的決議に際してはアメリカに追随し反対の態度をとりました。唯一の戦争被爆国の政府にあるまじき、日本国民の意思を踏みにじる態度として厳しく批判されなければなりません。

高知県では、核兵器の廃絶を強く訴え全面撤

廃を推進するため、県議会において1984年に非核平和高知県宣言が決議されています。また、県内の34自治体全てが平和首長会議に参加をしています。平和首長会議は、1982年に開催された第2回国連軍縮特別総会で荒木武広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開くことを提唱したことを契機に、賛同する都市、自治体で構成された機構です。

あらゆる兵器の中で最も残虐なこの兵器に悪の烙印を押すことになれば、核保有国は法的拘束は受けなくても政治的・道義的拘束を受け、核兵器廃絶に向けて世界は新しい段階に入ることになることは間違いありません。

核兵器が違法化される意義をどう評価されるのか、知事の見解をお聞きいたします。

次に、経済対策について、農林業問題、EPA交渉、農協改革などについて知事にお伺いをいたします。

2月10日の日米首脳会談は、トランプ政権がTPPからの離脱を決定するも、日米間の2国間の枠組みに関して議論を行うことも含めて、日米の貿易と投資の深化を図るための最善の方法を探求することを誓約しました。TPP交渉で日本が譲歩した内容を前提にして、日米の2国間交渉によってあらゆる分野でさらなる譲歩に進む危険があります。そもそもTPPは多国籍企業の利益追求の障害となる環境や安全、食料自給など各国国民が築いてきたルールを取っ払い、貧困と格差をますます拡大させることにその本質があります。

我が党は、こうした方向に断固反対するものですが、日米の2国間交渉についての見解を伺います。

TPPの陰に隠れていますが、日欧EPA交渉が重大な局面にあります。外務省のホームページでも、可能な限りの早期の大筋合意を目指し

て議論が続いていることが報告をされています。日欧EPAはTPP同様、物品関税、非関税措置、政府調達、サービス、投資、地理的表示を含む知的財産など極めて広範囲な協定であり、日本の経済と社会へ極めて大きな影響を与えることが懸念をされています。

EU側は、競争力のある乳製品や豚肉等を初めTPP以上の条件での合意を目指していると報道をされています。また、林業への影響も深刻です。EUは製材、集成材の先進地で、日本の主要輸入先となっています。EUから日本が輸入する農林水産物の中で輸入額2位を占めています。

TPPでは構造用集成材の関税3.9%を即時撤廃することとなっています。これは、TPP参加国の中に集成材を主力としている国が存在しなかったからだと言われています。既に丸太など関税ゼロになっており、これが山を荒廃させる大きな原因ともなってきました。さまざまな努力により2割以下に落ち込んだ自給率がようやく3割台に回復してきたところです。高知県では、山を丸ごと活用する策としてCLTを今後の林業振興の柱の一つにしています。もし、EUを相手にTPP並みの関税即時撤廃が導入されると、高知県の林業振興への影響は避けられません。また、EUが競争力を持つ乳製品、豚肉分野への影響も懸念をされています。

高知県への林業や酪農、養豚への影響をどう認識されているのか、御所見をお伺いします。あわせて、日欧EPA、特に1次産品の関税撤廃、引き下げに反対すべきと思いますが、知事の見解をお聞きいたします。

次に、農協改革についてお伺いします。政府・与党の農協解体の集中攻撃が強まる中、全国のJAグループが取り組んでいる自主的改革の一環として、この1月県内の12のJAが合併を決定し、県域JAとして2019年1月1日に発足す

ることとなりました。

J A高知市、J A馬路村、J A土佐くろしおの3農協は参加を見送りましたが、合併の理由は人口減や組合員の高齢化が急速に進んでいること、農業所得が低迷し担い手不足や耕作放棄地が増加していること、TPPへの参加表明など国際競争がますます激化し、県内農業を取り巻く環境が厳しくなっていることに対応し、県内のJ Aグループが持つ人材、資金、施設などの経営資源を統合することで業務効率化と経営基盤を強化し、営農指導の維持・強化、担い手育成、販売部門の強化による外商の推進を目的にしたものと説明がされています。

今回の県域J A発足に当たっては、これまでの農協統合で指摘された地域とのつながりの弱体化と農協離れの増加などの問題点を克服し、本来の自立・自主・自律、組合員が主人公という協同組合のあり方に沿い、社会的・公共的機能を持つ組織として集落、住民、自治体と連携・連帯し、消費者に安全な食料を提供するとともに、地域を守り活性化するかなめとなることを期待するものです。

知事も、県の産業振興計画にとってJ Aグループは最大のパートナーと述べていますが、改めて今回の県域J Aの意義と課題について知事にお聞きいたします。

農協の経営基盤は農業生産額と農家所得の減少により大変厳しい状況に置かれていますが、これは農産物の輸入自由化の推進や貧弱な価格保障制度など歴代自民党農政が引き起こしたものであることは厳しく指摘しておきたいと思えます。また、安倍政権は世界で一番企業が活動しやすい国づくりを掲げ、その障害となる規制を岩盤規制と決めつけ、みずからドリルになると宣言し、その攻撃の矛先を農協に向けています。

規制改革推進会議農業ワーキンググループは、

11月11日に農協改革に関する意見を答申し、政府は農業競争力強化プログラムの中に全農改革を中心とした農協改革を一層促進する方針を閣議決定しました。その中身は、統合農協を否定し、J Aグループの持つ金融資産を内外の多国籍企業の利益のために差し出し、農業と農村を崩壊させていく極めて危険な内容が含まれています。

この間、政府は、中央会の社団法人化、公認会計士監査の受け入れか準組合員利用規制かの二者択一を農協に迫り、準組規制を5年間先延ばすことと引きかえに、中央会の社団法人化、公認会計士監査を受け入れさせてきました。

今回の意見では、資材高と価格暴騰の責任を農協、特に全農に押しつけ、共同購入を資材メーカー側に立って手数料を得る仕組みと決めつけ、窓口に徹する組織に変わるべきとしています。共同販売も、委託販売を廃止し全量買い取り販売に転換すべきと要求しています。そして、見直しを1年以内に実施し着実な進展が見られない場合は、国は第2全農の設立を推進するとおどしをかけています。しかし今日、農業者、国民の世論、批判がこうした攻撃に一定の歯どめをかけています。

仮に、今回の意見が実行されれば、共同事業による価格交渉力を喪失するとともに、共同販売を支えていた資材の購買事業からの手数料収入を喪失し販売事業も不可能とし、全農事業は崩壊することになります。農業振興部長の認識をお聞きいたします。

今回、信用事業の譲渡や組合員勘定制度の廃止は見送りとなりました。しかし、在日米国商工会議所が毎年意見書で、J Aグループも他の金融機関と同じ規制のもとに置くことや準組合員制度の見直しなどを主張、要請しています。規制改革推進会議の提言と一体であります。信用と共済の140兆円の農協マネー奪取のための農

協改革、協同組合の原則を踏みにじることは許されません。日米財界、政府一体となった政策の転換こそ必要であることを強調するものであります。

最後に、中山間地域の農業を守る重要な施策の一つに中山間地域等直接支払制度がありますが、協定を結んだ面積が減少してきています。高齢化もあると思いますが、高齢等で5年間の協定期間のうちに営農ができなくなった場合でも支払われたお金の返還が免除されるなど、改善も進んでいますが、地域からは5年の期間が長過ぎるとの声も聞こえてきます。制度の期間短縮など一層の充実が必要と思いますが、農業振興部長の見解をお聞きします。

次に、南海トラフ地震対策、災害対策についてお伺いします。

まず、住宅耐震化について土木部長にお伺いをします。住宅耐震化の推進は県民の命を守るために不可欠の事業であり、また住宅被害を抑制し被災後の生活再建のための事前復興として意義あるもので、県としても支援制度を充実させてきました。あわせて、経済対策としても大きな効果を持つことは言うまでもありません。しかし、住宅の耐震化率は県も認めているように大きくは改善せず77%にとどまっており、耐震化を進めるために低コスト工法の普及は極めて重要になっています。

阪神・淡路大震災でレスキューとして活躍した経験を持つ県中小建築業協会会長の立道和男さんは、既存の天井や床を壊さずに補助金具などポイントを絞って施工する低コスト工法であれば、県耐震補助金の範囲内で住み続けたまま2週間で完了することができる、それにもかかわらず改修が進まない理由として工務店の営業力があると指摘をしています。そして、協会として低コスト工法の普及など勉強会、講習会に取り組んできています。

県は、今後3年間で4,500棟の耐震改修を目標にしていますが、その達成の決め手は、担い手となる事業者の確保とスキルアップにより、多くの場合補助制度を使えば自己負担なしで耐震改修ができる環境を整備し、またそのことを周知させることだと思いますが、県の課題意識と取り組みについてお聞きをいたします。

また、目標達成による経済効果についてもお聞きいたします。

熊本県地震で大きな被害を受けた益城町の家屋の状況を日本建築学会が調査しています。旧耐震基準の家屋は94.8%で被害が発生していますが、新耐震基準でも79.6%が同様の被害を受けています。一方、2000年の最新基準の家屋の被害は38.6%で、しかも被害は軽微であったことが報告をされています。また、最新基準の住宅でも1階と2階の壁、柱の連結率、直下率が低い家は倒壊しやすいことが明らかになってきています。

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合が2006年から2013年まで耐震診断を行った全国1万8,870戸について診断結果を分析した結果、1981年6月の新耐震基準から2000年6月の最新基準の間に建てられた木造住宅の約8割が震度6強で倒壊する可能性があるとしています。新耐震基準の住宅への耐震診断と耐震改修の必要性を示したものとと言えます。

国の社会資本整備総合交付金の提案事業、地域住宅計画事業は地域経済の活性化、住環境の向上を目的に省エネ、防災、防犯などリフォーム助成が可能な制度です。当然、地域の仕事づくりにも結びつきます。

こうした社会資本整備総合交付金といった国の交付金制度の活用も含め、2000年の最新基準以前の最新基準の住宅耐震改修への支援策も検討すべきではないかと思いますが、土木部長の御所見をお聞きします。

昨年12月議会では、我が党の吉良議員が災害救助法の抜本改正などを提案しましたが、関連して伺います。同法は1947年、昭和22年に現憲法の人権思想に基づいて制定されたのですが、当時の災害や生活条件を前提にしたものです。避難所や応急仮設住宅のレベルなどは現在の居住水準からいえばかなり低いものとなっており、さまざまなトラブルが起きています。結局、危険な自宅に戻ったり車中泊避難により震災関連死がふえることとなります。

2016年に中越地震を経験した医学研究者が中心となり、避難所・避難生活学会ができています。一旦できた血栓はずっとその人の血管の中にあり、いつそれが発症するかわからないため常に注意が必要、また段ボールを床から少し高いところまで重ね、その上に布団を敷くだけでそこで寝る人が雑菌を吸引するのを防ぐことができ、呼吸器疾患を予防できるという知見も生まれています。避難所においていち早くこうした知見や簡易ベッドを普及していく必要がありますが、熊本地震ではそれができなかった避難所もあったとのこと。こういうことを含めて、災害への対応に被災者の命と人権優先を考えた被災者中心の原則を確立する必要があると考えるものです。

また、現行災害救助法の実施責任は都道府県が負っていて、基礎自治体の市町村は受託する形です。これでは、介護や障害者サポートつきの仮設住宅をつくりたいとか特殊な仕様の木造の仮設住宅にしたいと市町村が考えても通らず、県が画一的なプレハブで統一するとなると、地域と被災者の実情に合ったものになっていなくなりそうです。

災害対策基本法は実施責任が基礎自治体、市町村となっています。災害救助法もここに一本化する、整合性を持たせてそれぞれが役割発揮と連携を強化していくべきではないでしょうか。

災害救助法の改正、充実を国に提案していくべきと思いますが、地域福祉部長の見解をお伺いします。

次に、三重防護、高知港の地震・津波防護対策について土木部長に伺います。一定の防災・減災効果が期待されるようですが、総事業費600億円以上、完成目標は14年後の2031年という長期の大事業であります。一大国家事業であります。その効果を発揮するために最大限早期の完成が求められます。また、三重の重層的な防護対策ですが、その一つ一つが独立した防災・減災効果を有していると思います。

その効果が発揮できるようそれぞれ集中した工程が必要と思いますが、今後の事業の促進について土木部長に伺います。

また、2016年6月、高知港における地震・津波防護対策の最終取りまとめでは、広域にわたり護岸等の改良を行うより、効率的、効果的な整備が有効と考えられる箇所については水門の設置も検討を行うとのことでしたが、検討結果、計画と実施方針について土木部長にお聞きをします。

また、三重防護と一体である河川堤防の耐震補強も計画的、早急な対応、促進が求められています。いわゆる98豪雨を体験した住民、国分川や舟入川、下田川等の流域の方々はより切実に水害のない、災害のないまちを切望しています。

三重防護の成果、効果を高知市全域に及ぼすためにも、河川堤防の耐震補強を同時進行で取り組むよう国へ提言し、財源保障も求めるべきだと考えますが、御所見を伺います。

同時に、何よりも三重の防護に惑わされることなく、強い揺れがあれば避難をするという意識、姿勢をみんなで協力して醸成していく防災文化を根づかせる協働の取り組みがあわせて求められることを強く指摘しておきたいと思いま

す。

次に、その他の災害対策について伺います。昨年12月、国土交通省が過去最大の降雨実績をもとにした想定最大規模降雨で物部川が氾濫した場合、高知市、南国市、香南市、香美市で約3,500ヘクタールが浸水し、うち約800ヘクタールで家屋倒壊のおそれがあるとする新たな被害想定を公表しました。次は鏡川の作成作業に入るとのことです。

この間の仁淀川、四万十川の被害想定エリアに続くものですが、関係自治体間での協議と減災対策の現況についてお聞きするとともに、被災住民への丁寧な情報提供と早急な減災対策の推進を求めるものですが、土木部長の見解を伺います。

次に、土砂災害の防止についてであります。土砂災害防止法に基づいて都道府県が基礎調査を行い、警戒区域と特別警戒区域を指定することとなっています。住民に被害が及ぶおそれがある場所、警戒区域内で建物が壊れて住民に著しい危害が及ぶおそれがある場所を県が指定し、市町村は住民の避難計画やハザードマップの作成が求められています。ほかに不動産取引の際の明示義務や特別警戒区域での宅地開発の規制などが必要です。先日、私の住む地域で区域指定のための住民説明会が行われていますが、既に何カ所もの津波避難路の整備がなされています。指定ができればこうした事態が発生したり、住民に土砂災害の危険が伝わらない、また宅地造成が危険な地域で行われるおそれもあります。

県も取り組みを強化されていますが、基礎調査の現状と調査及び区域指定のめど、住民の理解と情報提供、避難計画作成と訓練など、体制も含めてどう促進していくのか、土木部長にお伺いをします。

次に、通信制高校への託児室設置への支援に

ついて伺います。

先日、日本共産党県議団は、太平洋学園高等学校を訪問し学校長から先進的な教育活動の取り組みと県行政などへの要望をお聞きしました。1日三、四時間の授業を受けるなどの総合学科昼間定時制、毎週1回昼間とか夜間などに三、四時間のスクーリング、面接授業、定められた回数レポート提出、定期試験受験などの総合学科通信制の教育課程があり、一人一人に合ったコースを選び、それぞれのライフスタイルに合わせた学校生活を過ごしています。

10年前は生徒数130人余でしたが、今3倍近い365人が学んでいます。その約7割が小学校、中学校のときに不登校を体験した子供たち、そしてADHD、LDなど発達障害を持つ子供たちだといいます。経済的に大変な家庭が多く、前の高校でお金がかかり行き直す余裕はないと子供がみずからのアルバイトで入学金をためてきた子もいます。こうした困難を抱えながら学び直しに踏み出す子供たち、私たちが受け入れたこれらの子供たちを丁寧に卒業させたいと学校長は熱く語っていました。

そのために、一人一人の子供の支援会、いわゆる個々の症例検討会を月に1回開き、みんなで検討していること、担任にこだわることなく生徒みずからが相談しやすい先生を選ぶスクールアドバイザー制度を確立していること、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの計画的な手厚い配置を行うなど、教職員が一体となって子供たちに向き合い、教育を受ける権利の保障に確信と情熱を持って取り組む姿勢が印象的でした。

そしてその一環として、今取り組み始めたのが通信制課程への託児室設置、保育所機能の発揮であります。高校で学ぶ生徒の中で、未成年あるいは20代で妊娠、出産するケースが生まれています。そして、その生徒たちは再び学校に

戻りたい、復学したいなどの希望を強めています。しかし、週数時間のスクーリング、面接授業のときに赤ちゃんを見てもらう人がいない、預けるお金もないという極めて深刻な状況です。今、太平洋学園にも9人の赤ちゃん、就学前の子供を生徒たちがそれぞれ育てています。また、学校と先生たちは、生まれた赤ちゃんの健康と生育を願うとともに生徒の学び直しを応援しようと交代で赤ちゃんの世話をするなど、献身的にボランティア的に取り組まれています。しかし、いつまでも学校の善意、ボランティアに頼れないことは言うまでもありません。

全国的に公立の通信制高校二十数校が託児室を設置、運営しているとのことですが、何よりも生徒たちの学習権、教育を受ける権利を保障するための教育環境整備であり、また保育を通じての子育てや地域社会の学びの場となるとともに、貧困の連鎖を教育の力で断ち切る貴重なツールの一つになると考えます。

高知県内で妊娠、出産して余儀なく高校を退学している現状について、また県立学校での託児室設置への要望と対応の状況について教育長に伺います。あわせて、子育てしながらの学び直しあるいは新たに高校進学を希望するなどの実態、ニーズについて把握されているのか、お聞きをいたします。

今、太平洋学園が具体的に託児室を設置し、生徒たちの学び直しを支援しようとしており、県の支援を強く願うところですが、文化生活部長の決意と見解をお伺いします。

この際、あわせて伺います。県立高校で在学が妊娠した場合、どういう対応をされているのか。本人、保護者等と十分な話をし、退学を余儀なくされるということではなく、学びを保障することを真剣に追求すべきと思いますが、教育長の見解をお伺いします。

最後に、県警察職員の懲戒処分の公表につい

て伺います。

昨年12月8日付で飲酒運転で懲戒免職処分とした巡査長の氏名や所属を非公表とした問題は、県議会と県民に大きな反響を呼び、また疑念、不信の声を強めています。

1月28日付高知新聞によると、県の島田京子公安委員長がこの問題について、27日県下の署長会議でこういう公表のあり方でいいのかと県警の対応に疑義を呈した、県警の匿名発表に県議会や報道機関から身内に甘いなどと批判が出たことに触れ、批判を真摯に受けとめ県民の目に見える形で成果を上げ、信頼を回復していくしかないことを胸に刻んでほしいと訴えたと報道をしています。また、同社の取材に対して、島田公安委員長が、今後は事案の重大性などを考慮しながら、公表内容を個別に検討してほしいとの考えを示したとも伝えてあります。この姿勢、見解は公安委員長のみならず県公安委員会全体の総意であり、極めて重い見識、説示であると受けとめるものであります。

去年12月県議会直後、12月21日に開かれた県公安委員会の開催状況がホームページに掲載されています。当日、委員長は欠席されているようですが、議事の概要、委員説示は次のように述べています。「非違事案の公表について、公安委員会として申し上げておきたい。今回の非違事案は、飲酒による自損事故であり、警察庁の方針どおり氏名等公表しないという報告は受けたが、公安委員会としては十分には納得はしていないという立場である。知事部局等は公表している中で、警察は公表をしなかった。警察庁の方針に沿った対応が一定必要であるとの考えが、一方にはあることも承知している。しかし、マスコミ報道、県議会等においても、公表しないことに対する批判の声が上がっていることも事実であり、県民感情にも配慮した考えを持つべきである。難しい問題であるが、県民の

立場に立つ公安委員会として、知事部局等の対応に沿う姿勢も持っていただきたい。」と記しています。

そして、ことし1月11日開催の定例公安委員会でも、委員長説示のところで、「懲戒処分における公表の在り方については、十分には納得していない」「身内に甘いという批判等を持たれることは非常に残念なこと」「こうした県民の批判を受けることによって、今後の現場での職務遂行に支障が出ないように対応をお願いしたい。警察が全国的に統一した基準の下で職務執行することにより、良好な治安水準を維持していることも事実であると思うが、全ての事案に対して、同じ基準を適用すべきなのか、検討していく必要があると考える。」と述べています。

また、「公安委員会は、警察行政に県民の方々の意思を反映させながら、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するために設置されており、警察を管理するという役割を持っています。」と高知県公安委員会ホームページで述べています。

改めて、今回の公表に対する受けとめと県公安委員会の役割をさらに発揮され、警察の管理、警察職員の懲戒処分公表のあり方を改善するよう強く求めるものですが、公安委員長の見解をお聞きして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、原発は未完の危険な技術であることが改めて明らかになったのではないかと、また東芝が経営破綻に直面していることは東芝だけでなく政府、財界の路線の破綻を示すものではないかとのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

原子力発電所の安全性については、国の原子力規制委員会において、福島第一原子力発電所の事故を教訓として安全対策が強化された新規

制基準に基づき、厳正な審査が行われています。この審査において、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所については最新の知見に基づく安全対策が行われているものと認識しております。また、県としても勉強会を通じてその安全性を繰り返し確認しているところであります。

他方、新規制基準に基づく安全対策の強化や万が一の重大事故が生じた場合の事故対策などにより、今後原子力発電所に係るコストが上昇する可能性は否定できません。報道によりますと、東芝の米国における損失についても、買収した米国の原子力発電所関連会社において、福島第一原子力発電所の事故を受けた規制強化により建設中の原子力発電所の設備費用や現場の人件費のコストが想定よりも増大したためとされています。

私としては、万が一の重大事故が生じた場合の被害の甚大さはもちろんのこと、今後原子力発電所に係るコストの上昇なども考えられるからこそ、従来から申し上げてまいりましたとおり原発への依存度を徐々に減らしていくことが必要だと考えています。

今回の東芝の経営問題をもって政府、財界の路線が破綻したとまで言い切ることはできないと思いますが、いずれにしても政府には、時々の需要に応じた電力の安定供給体制の構築を図りつつも、原発のリスクやコストを総合的に勘案した上で原発への依存度を低減していくことを求めたいと考えています。

次に、再稼働に反対する国民に負担を強いることは到底許されるものではなく、究極のモラルハザードではないかとのお尋ねがありました。

福島第一原発の事故費用の負担については、賠償や廃炉、除染に係る費用などが上振れしてきたことにより、その負担のあり方について国が設置した委員会などで検討されてきました。

第1の賠償費用の負担のあり方については、本来であれば原子力事業者が万一の備えとして過去の電気料金の中に含めて確保しておくべきであった賠償費用の備えの不足分について、新たに託送料金に算入することにより新電力に移行した方にも負担を求めるものです。このことについては、国民全体で福島を支えるとともに電気料金の公平性を確保する観点から一定やむを得ないものと考えます。

第2の廃炉費用の負担のあり方については、東京電力が送配電事業などの合理化によって生み出される利益を廃炉費用に充てることができるようにするものであります。このことについては、国や国民の負担を増加させるものではなく、従前どおり東京電力が責任を持って対処することから妥当なものと言えるのではないかと考えます。

第3の復興拠点の除染費用の負担のあり方については、東京電力が長期にわたって居住ができなくなることを前提としていた帰還困難区域の住民に対して既に賠償を実施していることを踏まえ、国が当該区域に帰還を希望される住民の強い要望を受け新たに国の負担で行うものであることから、復興の加速化のためには必要なことではないかと考えます。

こうしたことから、議員御指摘の究極のモラルハザードではないかとの指摘には当たらないものと考えていますが、しかしながらそもそも賠償費用や廃炉費用にかくのごとく巨額な資金が必要となること自体が大きな問題であり、事故を起こした東京電力には改めて猛省を求めるとともに、二度とこのような重大事故を絶対起こしてはならないという強い決意を持って、国、東京電力において今後しっかりと対応を行ってほしいと考えているところであります。

次に、米軍機墜落事故と低空飛行訓練について、要請後に政府から事故原因の説明などがあつ

たのか、お尋ねがありました。

12月7日の墜落事故の翌日に、外務大臣及び防衛大臣に対し、速やかな情報提供、事故原因の究明、再発防止策の徹底、あわせて事故原因の究明や再発防止策が講じられるまでの間、住家もあるオレンジルートでの低空飛行訓練の中止について米国に申し入れていただくよう書面で要請するとともに、さらにその翌日には私自身が両省に出向き、稲田防衛大臣らと直接お会いして書面の趣旨をお伝えしたところであります。

その後、12月20日に中国四国防衛局の職員が来庁し、本県からの要請後直ちに在日米軍副司令官へ本県の要請内容を申し入れたこと、副司令官からは、事故原因の究明とともに低空飛行訓練に関する日米合同委員会での合意の遵守、墜落した同型機の安全性の確認、パイロットへの安全教育を徹底する旨の説明があったことについて報告がございました。

県からは、米軍から事故原因等の情報が入り次第速やかに連絡をいただきたい旨お願いいたしました。防衛省においては、機会あるごとに米軍に確認しているとのことですが、現時点では回答を得られていないと聞いております。また、引き続き情報収集に努めるとともに、米軍から情報が得られた場合には速やかに本県に情報提供を行うなど適切に対応していただけると伺っております。

次に、訓練が再開されているのではないかと危惧する事態となっているが、事態をどう把握しているのかのお尋ねがありました。

今月11日にオレンジルート上で米軍の訓練が行われたのではないかと、13日にマスコミから問い合わせを受け、県では直ちに香美市及び嶺北4町村に情報の有無を問い合わせました。その結果、香美市物部庁舎の騒音測定器では11日の12時11分に74.8デシベルが記録されておしま

したものの、いずれの市町村においても機種や飛行ルート、飛行高度など低空飛行訓練と認める具体的な目撃情報はありませんでした。このため、米軍機の飛行訓練が行われたかどうかは判断できない状況でございました。

他方で、県としては、中国四国防衛局に対して新聞記事や騒音測定値の情報を提供した上で米軍機か否かについて確認を求めているところですが、今回の情報内容では、墜落事故と同型機による低空飛行訓練が再開したと判断するのは難しいのではないかと予想されるところであります。

次に、低空飛行訓練や訓練の再開を許さないための決意と取り組みについてお尋ねがありました。

私は、これまでも申し上げてまいりましたように、近年の北朝鮮による核・ミサイル開発の進展など、国際的な安全保障環境が厳しさを増していることやその中での日米安全保障体制の重要性に鑑みれば、一定の訓練は容認せざるを得ないと考えております。

ただ、今回の事故原因がまだ究明されていない、機体に欠陥があるかもしれないという状況で、墜落事故を起こしたF A 18と同型機が住家もあるオレンジルートでの低空飛行訓練を行うことは速やかに中止してもらいたい旨、外務省と防衛省に要請をいたしました。その考え、姿勢に変わりはありません。

次に、核兵器廃絶についてお尋ねがありました。

核兵器の廃絶は国家間で取り組むべき重要な課題であり、世界人類共通の願いであると考えております。昨年12月の国連総会において、核兵器禁止条約の制定に向けて本年3月から具体的な協議を始めるとの決議が採択されましたが、米、英、仏、中、ロの5つの核兵器保有国は、この決議に全て賛成しませんでしたし、今後の

議論にも参加しないと報じられております。核兵器を廃絶するためには、核兵器保有国の同意が必要不可欠であることは言うまでもありません。

我が国が国連総会で決議案の採択に反対の立場をとったのは、一つには、仮に核兵器保有国が不在のまま条約が制定されても、条約に同意し核兵器を違法と捉える国々と核兵器保有国との亀裂を一層深め、核兵器の削減などの実効性が望めない結果となること、また核兵器の非人道性と厳しい安全保障環境との認識の間で核兵器保有国と非保有国との協力のもと、現実的、実践的な取り組みを進めていくことこそが核兵器のない世界を実現するために有効な取り組みであることとの考えから、政府として交渉を進めていく上において一つの戦略的な判断をとられたものと理解しております。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の核軍縮、不拡散の取り組みを主導する必要があると考えております。今後、国連において核兵器禁止条約の協議が開始されますが、我が国はこの議論にしっかりと参加し、引き続き核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担っていただきたいと思いますし、核兵器のない世界の実現に向けて実効性のある取り組みが積み重なるよう期待したいと考えているところでございます。

次に、日米の2国間交渉についてお尋ねがございました。

これまでもお話ししてまいりましたように、世界経済の活性化のためには、最終的には国際協調による世界的な自由貿易体制の確立が必要であり、そのためには、まずは2国間よりT P Pのような多国間での貿易ルールの確立を図ることが必要であると考えております。

仮に、アメリカとの2国間交渉が進んだ場合、T P Pで合意された以上の厳しい条件を求めら

れるといったことが懸念されます。日米両国は4月から、マクロ経済対策、インフラ投資などの経済協力、2国間貿易の枠組みの3分野について交渉を開始し、その中で日本政府はTPPなど多国間協定の意義を説明していく方針であるとの報道もされているところです。

日米の2国間交渉が今後の世界経済の発展に寄与していくよう政府には粘り強く交渉に臨んでいただきたいと考えておりますし、またその際には、従前から申し上げてきましたように、中山間地域の農業など守るべきものは守るという姿勢を堅持して臨んでいただきたいと考えております。

次に、日欧EPAの本県への影響、1次産品の関税撤廃、引き下げについてお尋ねがありました。

日欧EPAについては現時点で交渉の正確な内容は不明ですが、仮にTPPの合意水準以上であるとすれば、林業分野ではEUから大量に輸入されている製材、集成材が国産材の需要をさらに圧迫するようになるのではないかと懸念しているところです。また、畜産分野では、乳製品については県内における乳製品向けの生乳生産はほとんどないことから影響は少ないと考えられるものの、豚肉についてはEUからの輸入が多いことから、安価な豚肉の県内への流入が増頭意欲の減退による生産量の低下といったことにつながるのではないかと懸念しています。

世界的な自由貿易体制の確立は、我が国と世界経済の活性化にとって非常に重要であります。他方で、自由貿易の進展に応じて生じる負の側面への対応についても、これまで申し上げてまいりましたように大変重要であると考えております。政府においては、TPPの交渉と同様に守るべきは守るといった視点で交渉に臨んでいただき、影響を把握した上でデメリットについて検証し、必要な対策を講じていただきたいと

考えております。本県としても、全国知事会などとも連携し、引き続き地方の声を国に届けてまいります。

最後に、県域JAの意義と課題についてお尋ねがございました。

平成31年1月に発足します県域JAは、個々のJAの枠組みを超え、連合会も含めた県域全体で人材、資金、施設などの経営資源を結集し、JAの運営や事業の高度化などを図ることにより将来にわたって農業の発展に貢献し、豊かで暮らしやすい地域社会をつくっていくことを目的としています。

県域JAの発足により経営基盤が安定し、営農指導体制の充実や販売力の強化など統合のメリットを生かしたさまざまな取り組みが進み、組合員サービスの向上などにつながるものと考えています。また、JAグループ高知の皆様は、産業振興計画の取り組みを進めていく上での重要なパートナーです。県域JAの発足を契機としてこれまで以上に連携が強まり、計画の目標達成に向けた取り組みが効果的に進められるものと考えております。

その一方で、統合によって組合員の声が届きにくくなるのではないかとといった不安の声や担い手不足や生産資材の高騰を何とかしてほしいなどの声もあるとお聞きしております。こうした組合員の皆様の声にもしっかりと応えていただき、組合員総意のもとに新しい県域JAをつくり上げていただくことを期待しています。

県としても、JAグループ高知の皆様と課題を共有し、本県の農業のさらなる発展に向け、ともに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(農業振興部長 味元毅君 登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、規制改革推進会議農業ワーキンググループが平成28年11月

11日に答申した農協改革に関する意見が実行された場合、全農事業が崩壊するのではないかとのお尋ねがございました。

お話にありました農協改革に関する意見につきましては、JAグループや与党との協議などを経て改革の具体的な期限や数値目標が見送られるなど、JAグループの自己改革を促す方向に修正され、最終的に政府の農林水産業・地域の活力創造プランの改訂版として取りまとめられました。

その関連法案が、現在開会中の通常国会に提出されています。法案の内容は、全農による自己改革を前提として生産資材価格の引き下げや農産物の有利販売によって生産者の所得の向上を図り、農業の競争力を高めていこうとするものでございます。これを受けて全農におきましては、ことし1月に自己改革推進本部を新たに設置し、取り組みの強化に向けた具体策の検討を進めているものと承知をしております。

一方、本県のJAグループでは、園芸連や全農高知県本部などの連合会組織を含めた県域JAを平成31年1月に発足することを決定しています。JAグループ高知では、県域JAの発足をにらんで組合員から要望の多い生産資材価格の引き下げや農産物の有利販売について、今回の農林水産業・地域の活力創造プランの趣旨を先取りする形で取り組むこととしています。

いずれにしましても、昨年11月28日に取りまとめられた規制改革推進会議の最終の農協改革に関する意見では、地域農協に対しての規制項目は全て削除されており、県域JAに移行する本県においては当面影響することはないと考えていますが、引き続き国の農業改革の動向を注視してまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度の期間短縮などについてお尋ねがございました。

本県では、第4期対策初年度の平成27年度は

前年度より交付面積が1,160ヘクタール減少いたしました。こうした状況に対処するため、昨年2月から7月にかけて継続を断念した集落などを対象に実態調査を実施しましたところ、減少の主な理由として高齢化により耕作を5年間継続できない、また取りまとめのリーダーがないといった実態が明らかとなりました。

このため、県では、市町村とも連携し集落への働きかけを行い、集落営農組織等によるサポート体制づくりやリーダーのいる集落とない集落とが連携する集落の広域化の推進に取り組んでまいりました。その結果、本年度には交付面積が前年度より224ヘクタール増加し、来年度はさらに600ヘクタールの拡大が見込まれております。

一方、国においては、5年間農地を保全管理できなかった場合の交付金の返還について、家族の高齢化や介護による場合も返還を求めないとされるなど、参加しやすい制度に改善されております。また、第4期対策で創設された本県にとって有効な超急傾斜農地への加算措置では、担い手への集積や加工・販売などに取り組むといったハードルの高い要件となっておりましたが、本県からの政策提言も受けて来年度からはそうした要件が緩和されております。

今後も、機会あるごとに国に対し本県の厳しい実態をしっかりと伝え、高齢の農業者も安心して制度に参加できるよう制度の充実を提言してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、住宅耐震化に係る目標達成の決め手は、担い手となる事業者の確保とスキルアップにより、補助制度を使えば自己負担なしで耐震改修ができる環境を整備し、そのことを周知させることだと思いが県の課題意識と取り組みについて、また目標達成による経済効果についてお尋ねがございました。

関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

平成28年度からの3年間で耐震改修4,500棟の目標を達成するためには、住宅所有者の費用負担を軽減することが重要であり、議員のお話のとおり耐震改修を低コストで行うことができる事業者を育成し、その供給能力を高めることも非常に効果的であると認識をしております。

耐震改修に携わる技術者を確保するため、建築士を対象とした耐震診断士養成講習会や耐震改修事業に携わる事業者の登録促進を目的とした説明会などを開催しております。また、事業者の技術力を向上させるため、低コスト工法を活用した模擬設計を行う実践的な講習会も開催しております。

これらの取り組みの結果、昨年度の実績では平均工事費が188万円から167万円と20万円以上も安くなっており、補助金を活用することで10万円程度の自己負担でおさまる安価な耐震改修工事も大幅に増加しております。この事実を、市町村の行う戸別訪問の機会などを活用し住宅所有者に対して引き続き周知してまいります。

住宅の耐震改修の目的は地震から県民の命を守ることですが、耐震改修の工事を地元の事業者が受注することで結果として地元経済の活性化などの副次的な効果もあると考えております。例えば、設計費まで含め木造住宅1棟当たりの耐震改修に平均200万円ほどかかることから、4,500棟の耐震改修に係る直接的な投資額は約90億円となり、このうちの約54億円が主に地元の中小の事業者を支払われると考えられます。

引き続き、目標達成に向けて住宅の耐震化に全力で取り組んでまいります。

次に、2000年の耐震基準以前の耐震基準の住宅耐震改修への支援策を検討すべきではないかとお尋ねがございました。

現在、本県における住宅の耐震化に係る支援

は耐震基準が大幅に強化された1981年5月以前に着工されたいわゆる旧耐震基準によって建築された住宅を対象としております。

昨年4月に発生した熊本地震の被害状況について、国が熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会を設置し、昨年9月に報告書が取りまとめられました。これによりますと、旧耐震基準の木造建築物の倒壊率は新耐震基準によるものと比較して顕著に高かったとされております。この報告を受け、国は旧耐震基準の木造建築物の耐震化を一層促進させることが必要との方針を示しております。本県では、旧耐震基準で建築されたもので耐震化が必要な住宅が約7万戸あると推計されており、まずはこれらの耐震化を優先的に進めていく必要があると考えております。

一方で、2000年以前の住宅については、先ほどの委員会報告を受け、リフォーム等の機会を捉えて接合部等の状況を確認することを国が推奨しており、その効果的な確認方法について取りまとめると聞いております。また、建築年にかかわらず、耐震性や省エネ性といった住宅の質を向上させるリフォーム工事に対して国が直接補助する制度もございます。

県といたしましては、こうした既存の支援制度の周知に努めるとともに、国の動向を注視し対応を検討してまいります。

次に、三重防護の今後の事業の促進についてお尋ねがございました。

三重防護は、県人口が集中し社会基盤が集積している県中央部における津波浸水被害を最小化するため、浦戸湾の地震・津波対策として3つのラインで防護をするものでございます。この3つのラインのうち津波のエネルギーを減衰させる第1ラインは、高知新港沖の防波堤の延伸と粘り強い構造への改良を国の港湾整備事業で進めております。浦戸湾内への津波の浸入を

低減させる第2ラインは、湾口部の津波防波堤の整備と外海に面した海岸堤防の耐震化及びかさ上げを国の海岸整備事業で進めております。浦戸湾から市街地への浸水を防ぐ第3ラインは、湾内の海岸堤防の耐震化及びかさ上げを国と県がそれぞれ役割を分担して整備を進めております。これらの3つのラインを並行してそれぞれの重要度に応じた優先順位をつけて整備することで、より早期に効果が発揮できるものと考えております。

一方で、三重防護の整備を着実に進めていくためには、予算の確保が最重要課題であるため、これからも引き続き予算の重点配分や全国防災事業にかわる新たな財政支援制度の創設について政策提言を行ってまいります。

今後も、国、県、市の連携をより密にし、地元の皆様にも事業内容についてしっかりと説明を行いスピード感を持って進めてまいります。

次に、高知港における水門の設置に関する検討結果、計画と実施方針についてお尋ねがございました。

浦戸湾の地震・津波対策は、学識経験者や行政関係者で構成する、高知港における地震・津波防護の対策検討会議において平成25年から検討を行ってまいりました。その検討の結果、長浜地区の新川川に1カ所、仁井田地区に2カ所の合計3カ所に水門を設置することが有効であると報告がなされており、国が整備する計画となっております。

実施に当たっては、詳細な現地調査を行い、設置位置や構造形式などについて検討していくと聞いており、県としても円滑に事業が進むように連携をしております。

次に、三重防護の成果、効果を高知市全域に及ぼすためにも、河川堤防の耐震補強を同時進行で取り組むよう国へ提言し財源保障も求めるべきではないかとお尋ねがございました。

浦戸湾に流入する河川の堤防の地震・津波対策につきましては、平成23年の東日本大震災以降、全国防災事業の制度を活用し対策の加速化を図ってまいりました。このことにより、対策の必要な河川堤防延長39キロメートルのうち14キロメートルにおいて対策を完了することができました。

しかしながら、浦戸湾に流入する河川の堤防には未対策区間が残っており、今後も三重防護事業と連携し効果的、効率的な整備を行ってまいります。なお、これらの整備を着実に進めていくためには、予算の確保が最重要課題であるため、これからも引き続き予算の重点配分や全国防災事業にかわる新たな財政支援制度の創設について政策提言を行ってまいります。

次に、物部川の想定最大規模降雨による浸水想定区域に関し、関係自治体間での協議と減災対策の現況、地域住民への丁寧な情報提供と早急な減災対策の推進についてお尋ねがございました。

物部川流域では、この浸水想定区域の公表に先立って昨年6月2日に国、県、関係市で大規模氾濫に関する減災対策協議会を設置しております。この協議会は、想定最大規模の降雨によって大規模な氾濫が発生した場合にも水害からの逃げおくれゼロを目指し、社会全体でどのように備えていくかについて、ソフト・ハード両面から検討をするものでございます。そのうちソフト対策として、関係機関が連携し、浸水ハザードマップの見直しを行うなど洪水の危険性を周知するとともに、防災学習会や防災訓練を実施し、防災意識の向上を図っていくこととしております。

平成27年の茨城県の鬼怒川の災害では、多数の逃げおくれが発生いたしましたが、その要因の一つとして住民の防災意識の低下が指摘されており、高知県でも教訓とする必要がございます。

す。

議員から御指摘のございました洪水の危険性について、地域住民への丁寧な情報提供を行うことは大変重要なことですので、防災情報に関する住民の意識調査を実施し、効果的な情報提供の方法について検討してまいります。

最後に、土砂災害防止法に基づく基礎調査の現状と調査及び区域指定のめど、住民の理解と情報提供、避難計画作成と訓練など体制も含めてどう促進していくのかのお尋ねがございました。

県では、土砂災害の危険性がある箇所を明らかにし、市町村が警戒避難体制を整えることで県民の生命を守ることが最優先と考え、警戒区域の調査を第一に取り組んでまいりました。これにより、警戒区域の調査については、平成29年度内に完了のめどがついたところです。調査結果に基づいて、市町村が避難場所、避難経路に関する事項などを地域防災計画に定めて、避難体制の充実強化を図ることにより、県民の皆様が的確な避難行動をとるための仕組みづくりが進むこととなります。

今後は、建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為の制限や建築物の構造を規制すべき特別警戒区域の調査を加速化し、平成31年度末までにおおむねの調査を完了させることを目標に、平成29年度予算案に必要な額を計上させていただいております。

指定については、一定の義務と制限がかかることから、関係市町村の長にも意見を聞いた上で指定することとなります。

住民の方への基礎調査結果の情報提供については、説明会とあわせて県のホームページでの公開や各戸へのお知らせチラシの配布などにより周知を図っております。また、自主防災組織や自治会を対象とした防災学習会を開催するな

ど、さまざまな機会を捉えて防災意識を高める取り組みも継続しております。

避難計画については、各市町村が作成するものですが、県としては基礎調査の結果を速やかに市町村に提供し計画の策定や見直しに活用いただくとともに、警戒区域内にある避難場所の土砂災害に対する危険度を評価するためのマニュアルを作成するなど、市町村への技術的な支援に取り組んでいきます。

訓練につきましては、市町村とともに大規模土砂災害を想定した対応訓練や住民の方々にも参加していただく避難訓練を年4回程度開催しており、この取り組みを継続してまいります。このような取り組みを通じて、市町村とも連携し、土砂災害による犠牲者ゼロを目指してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 救助の実施責任者を市町村に一本化することなどの災害救助法の改正、充実を国に提案していくことへの見解についてお尋ねがございました。

災害救助法が適用となるような大規模な災害が発生した場合には、救助資源の適正な配分などにおきまして市町村の区域を越えた広域的な調整などが必要となりますので、応急期の救助活動につきましては災害対策基本法の特別法として災害救助法において救助の実施責任は一元的に都道府県が負うものとされているところですし、またそうした対応が望ましいものと考えております。

その中で、実務上は救助事務を市町村に委任して行うことも可能とされており、実際、災害発生時には多くの救助事務について市町村に委任することを想定しておりますので、現行の制度のままでも市町村が主体性を発揮して地域の実情に合った救助事務を行っていくことは可能であると考えております。

県としましては、地域の実情に合った災害救助事務が確実に行われるよう毎年市町村の担当職員を対象とした研修会を開催し、救助事務の積極的かつ柔軟な実施を要請するなど、その対応力の向上に努めているところでございます。

なお、国に対しましては、全国知事会を通じまして、災害救助法に関し国庫負担率のさらなる引き上げなど制度の充実を提言しているところでございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、本県で妊娠、出産して余儀なく高校を退学している現状、託児室設置への要望と対応の状況について、また子育てをしながらの学び直しや新たな高校進学希望の実態、ニーズについてお尋ねがございました。

妊娠、出産による高校生の退学等の状況につきましては、少ないながらも在学中に妊娠する高校生がおり、その結果退学に至るケースのほか、定時制や通信制に転学するケースもあるものと認識をしております。また、県立高校で託児室を設置しているところはございませんし、そのことについての要望については今のところお聞きをしておりません。

子育てをしながらの学び直しの希望等につきましては、高校の定時制や通信制課程には幼児を育てながら通っている生徒も一定数いることから、妊娠、出産で一時学校教育から離れた方の中には、出産を終えてから改めて高校での学び直しを希望する方もおられるものと考えております。

次に、県立高校で在学生在が妊娠した場合、どういった対応をしているのか、また学びを保障することを真剣に追求すべきだと思いがどうかとのお尋ねがございました。

高等学校の女子生徒が妊娠した際の対応については、昨年の国会においても議論されており、

それを受け文部科学省からは、学業の継続を望む場合には希望を尊重し可能な配慮を行うこととの方向性などの周知依頼がございましたので、先日県立学校に通知を行っております。

県立高校で生徒の妊娠を把握した場合には、これまでも関係者で母体の保護を最優先しながら十分な話し合いを行うこととしております。その際には、生徒の希望を聞きながら対応し、学び続けることを希望する場合にはできるだけ意向を尊重して配慮すべき事項の確認や支援体制を整えております。また、一旦は休学や退学を希望する場合には、出産後に学びを続けるための方策について教示するなど、生徒の将来についての助言なども行っております。

例えば、高等学校においては、単位取得のために一定の時間数の履修が必要なことから、その点で柔軟な対応ができる定時制や通信制の課程で学べるよう支援をしたり、出産、育児に伴い卒業が延期された場合も授業料相当分を負担する高等学校等就学支援金を県独自の予算で支給することで経済的な支援も行っております。

今後も、こうした取り組みを進めることで生徒の学びの機会を保障してまいります。なお、託児室の設置につきましては、まずはお話にございました太平洋学園や県外の公立高校の事例も勉強させていただきたいと思っております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 太平洋学園高等学校が託児室を設置しようとする事への支援についてお尋ねがございました。

太平洋学園高等学校は、県内唯一の定時制、通信制の課程を持つ私立学校であり、さまざまな環境にある転入生や編入生を積極的に受け入れ、学び直しの機会を広く提供しております。

私立学校は、それぞれが建学の精神に基づき、多様で特色ある教育を展開しております。県としても、こうした取り組みを支援するため、県

単独事業として私立学校の学力や教育環境の向上を目的とした補助金の制度を設けております。

託児のための取り組みは生徒が安心して教育を受けられる環境の整備に向けた学習支援のためのものと考えられますので、この制度を御活用いただくことも可能であると考えております。

(公安委員長島田京子君登壇)

○公安委員長(島田京子君) 県警察が飲酒運転で懲戒処分とした警察官の氏名等の公表に対する受けとめと警察の管理、警察職員の懲戒処分公表のあり方の改善について強く求めるとの御質問がありましたので、お答えいたします。

今回の県警察職員の懲戒処分の公表につきましては、県警察におきまして警察庁の指針を参考とし行われたものであります。そうした県警察の判断につきましては、警察業務において全国警察が一体となることで良好な治安維持がなされているという事実もあるということをお踏まえ、その重要性は理解しつつも、県の公表のあり方との違いなど、県民の納得が得られるものなのかとの懸念もございました。

また、県警察におきましては、平素から職員の非違事案防止には厳しく取り組んでおり、個別の非違事案に対しましても私行上のものを含め厳しい処分を行っているところから、今回の事案をめぐり県民の皆様にも身内に甘いという印象を与えたのではないかと、残念に思うものであります。

公安委員会による警察の管理は、警察の大綱方針を定め、これに基づく事前事後の監督を行うものであって、特定の懲戒処分における氏名の公表という個別具体の事案については、その判断は警察本部長の権限に属するものとなっております。その上でなお、県民の視点を警察行政に反映させる役割を担う公安委員会として、今回の事案に対する県民の声やマスコミ報道、県議会等の御指摘などを総合的に考えましたと

き、県警察としても県民に対する説明責任を果たし、警察行政の透明性を高めるためにも、今後の公表のあり方については検討する必要があるのではないかと指摘を行ったものであります。

県警察では、こうした公安委員会の指摘を踏まえた上で、今後の対応に当たっては事案ごとに検討し適切な判断を行うとの考えを定例公安委員会の場で示しており、この点で公安委員会の意見は一定生かされたものと考えております。

今後とも、公安委員会として求められる役割と責任を果たすため努力してまいりたいと考えております。

○36番(米田稔君) それぞれ丁寧な御答弁いただきましてありがとうございます。

第2問を行いたいと思います。

最初に今、島田公安委員長が答弁されましたが、本当に県民の思いが反映されていると私は思いますので、ぜひ警察本部に当たってはこの説示、この答弁をしっかりと胸に受けとめて今後対応をしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

質問に入りますが、通信制高校への託児室設置についてですが、10年ほど前に大学の先生が全国の通信の研究会の調査をされまして、65ぐらいの公立高校の中で63で子供を抱えながら通学しているというアンケート結果が出ているんですね。私は質問するに当たって、ひょっとしたら調査をされたかと思いますが、県の公立学校でそういう実態がどうなっているのかということをお率直に言って把握すべきだし、そういうニーズがあるのではないかなということをお思いますので、その点どうされるのかということをお聞いておきたいと思います。

それで、例えば長野の西高等学校通信制課程なんですけれど、平成29年度でも、ちゃんと、いつでも学びたいときに、どこでも学びたいと

ところで、誰でも学びたい人がという学校案内で、幼児、1歳以上就学年齢程度までがいる人のために託児室がありますと、こういうお知らせをしているわけですね。やっぱりニーズもあるし、実態そういうことがあって、逆にこのことが多くの皆さんに気軽に学び直しができるという保障をしているというように思いますので、全国状況を見られると言いましたけれど、急いで検討もされて、結論を出して、そういう実態に答えるようにしていただきたいと思います。

東京のある高校は、学校案内に託児室の写真まで載せて本校通信制には託児室がありますと、満1歳から6歳のお子さんを預けることができます、保険加入費用年額600円程度以外はお金がかかりません、毎年10名前後の申し込みがありますと。ベテランの保育士さんが複数で面倒を見てくれるので安心してスクーリングに出席することができます、昼食は保育室でお子さんと一緒にとっていただけますと、こういう丁寧な学び直しの保障をしている公立学校が現にあるわけですね。

私は、こういう実態に答えるようにぜひ調査もし、急いでやっぱり対応していただきたいと思うんですが、これは教育長に再度お聞きしたいと思います。

そして、文化生活部長が県単で対応できるのではないかとおっしゃいましたが、今、太平洋学園、当該高校は、スペースをどう確保するか、スタッフの確保とか、やっぱり具体的に話を検討されているわけですね、御苦労されているわけです。そういうことに県の単独事業が適用できるのかということをお聞きしたいと思います。

それと2点目に、住宅の耐震化で、耐震化の目標を日本再生戦略は2020年度までには95%にしていますが、県としてどういう目標を持って対応していくのかということをお聞きして、第2問といたします。

○教育長（田村壮児君） これまで県立学校の妊娠、出産した生徒への対応ということにつきましては、どちらかという生徒のプライバシーに配慮して個別のケースについて丁寧に対応していくというような方向でやってきたと思っております。

そういうこともあって、網羅的にそういった状況を把握するというはやってこなかったということだとは思っておりますけれども、お話にありましたように、太平洋学園の状況ですとか県外の高校の実態もお伺いいたしましたので、まずはそういった先進事例のことについて調査、勉強もさせていただきたいと。それから、考えていきたいというふうに思っております。

○文化生活部長（岡崎順子君） 県単補助金につきましては、これを利用していただける可能性があるとは思いますが、なお学校のほうからも少しお話を伺いして丁寧に対応していきたいと考えております。

○土木部長（福田敬大君） 今、南海トラフ地震対策の行動計画第3期で4,500棟の耐震改修を進めるという、これは高知県のような規模の県ではかなり野心的な目標だというふうに考えております。

さらに今、熊本県の地震の影響もあり、県民の皆様の関心が非常に高くなっている中で、我々としてはこの動きを、このやり方をもっと加速していくべく検討してまいりたいと考えております。

○36番（米田稔君） ぜひよろしくお願ひいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

平成29年 2 月28日

午後 5 時 6 分散会

平成29年3月1日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

38番 金岡佳時君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 福田道則君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 坂田和子君
 職務代理者 吉村和久君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
 事務局 次 長 弘 田 均 君
 議 事 課 長 横 田 聡 君
 政策調査課長 西 森 達 也 君
 議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
 主 幹 浜 田 百賀里 君
 主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成29年 3月 1日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12号 平成29年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第 21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第 23号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 24号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 31号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32号 平成28年度高知県県営林事業特別会

	計補正予算		等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業		

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計予算」から第63号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」、以上64件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

23番池脇純一君。

(23番池脇純一君登壇)

○23番（池脇純一君） 私は公明党を代表いたしまして、県政の重要課題についてお尋ねいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

まず、平成29年度県予算案についてお聞きいたします。今回の予算案の特徴は、平成28年度の国の経済対策に呼応して公共事業を大幅に確保したことを踏まえ、15カ月ベースでの積極型予算として編成をしたことであり、経済の活性化と日本一の健康長寿県づくりを初めとする5つの基本政策と、中山間対策の充実強化などの5つの基本政策に横断的にかかわる2つの政策のバージョンアップを図るとともに、文化芸術

とスポーツの振興を横断的な政策として新たに位置づけ、それらの取り組みを強化するため、本年度を約96億円上回る4,793億円余りとなっています。

さらなる県勢浮揚を図るための9年連続の積極型予算案が、今後の県経済にどのように好循環の効果を与えると考えているのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、教育大綱についてお聞きいたします。知事は、本年度は教育大綱の実行元年であり、確実に成果をもたらすよう、来年度に向けて本年度の成果や課題を踏まえて10項目について改訂したい旨を表明されました。

改訂のポイント案によれば、5つの取り組みの方向性における取り組み内容の成果と課題を精査し、それぞれの課題解決のために改訂される事項が明確に示されています。改訂のポイントに挙げられた具体的な項目は、1、教員同士が学び合う仕組みの強化、2、若年教員の資質・指導力の向上、3、教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保、4、高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援、5、放課後等における学習支援の強化、6、チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応、7、保護者に対する支援の充実、8、地域との連携・協働の深化、9、幼児教育の充実の加速化、10、スポーツ競技力の向上であります。

特に、1、教員同士が学び合う仕組みの強化から、4、高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援までの4項目は、教員の若年化と教員の指導力の格差等が原因で発生する課題に対応する内容のものが多く含まれております。そして、1から10の課題解決へのキーワードは、人材不足の解消と言えるのではないかと思います。求める人材の確保ができれば、かなりの部分、課題は解決されるのではないかと考えます。

もう一点、解決すべき問題として、進学拠点

校以外の郡部校におけるD3の解消があります。これらの学校ではC・Dレベルが過半を占め、その中でD3は平均で3割、この状態から進学率の向上を図ることは非常に困難をきわめる作業となりますが、山田高校は見事にそれに応えてくれました。学力面は学び直し学習の徹底、学校支援地域本部の活用で地域支援コーディネーターを招聘し、商品開発やコマーシャル作成などの学習経験を積み生徒の自尊意識の高揚を図り、自己の進路に対する自覚を覚醒させ、進学意識の向上に結びつけました。こうして3年間にわたる計画的指導の成果を出しました。

この事例は今後の郡部校への光となり、D3対策は3年計画で個別対応策の総合的・有機的活用で成果を上げることができるといえるモデル事例となります。その意味で、今回の10項目の改訂は、個々の捉えるだけでなく、学校現場では有機的かつ総合的側面を意識し活用する視点で、カリキュラムマネジメントに励むことが重要と考えます。知事により、こうして課題解決へ向け、大綱の改訂に迅速に対応されることは、高知県の教育にとりまして大変心強いことでもあります。

そこで、今回迅速な改訂を実行された理由について、またキーワードとなる人材確保に向けた対策について、またあわせて今後の進学拠点校以外の郡部校のD3対策のあり方について知事の御所見をお聞きいたします。

次に、次期学習指導要領についてですが、中教審のまとめも従来の2倍以上の分厚いものであり、次期学習指導要領案も現行の指導要領の約1.5倍もの分量となっています。なぜそうなったのか。今回の改訂の狙いや特徴がそこに示されています。それは、教育課程編成の方針や各教科等の目標、内容に加えて、今回は教育方法や評価のあり方までがきめ細かく書かれています。そのことが分量をふやしている原因

となっています。

従来はここまで規定する傾向は見えませんでした。今回このように方法や評価について具体的に表記されていると、学校現場での教員の動きがそれに拘束され、これまで学校現場の裁量とされていた教育方法や評価の多くが法的拘束力の枠組みの中に位置づけられようとしていると指摘する識者もいます。こうした指摘について知事の見解をお聞きいたします。

次に、がん患者の就労支援についてお聞きいたします。この質問は黒岩正好議員が昨年9月議会で現状と課題についてお聞きしていますが、その関連でお聞きするものです。

2月17日の予算委員会で安倍総理は、この夏に策定される第3期がん対策推進基本計画について、これまでの施策に加え、がん患者の就労支援やがん教育などを推進する方策を盛り込み、計画の進捗管理を徹底するため、取り組みごとの評価指標や数値目標を設定したロードマップを作成、公表したいと公明党の伊佐議員に応じました。総理ががん患者の就労支援を明言されたことは、がんの治療と仕事の両立をしたいという患者にとっては朗報であり、そのための環境整備が急がれるところであります。

内閣府は、全国の男女3,000人を対象にがん対策に関する世論調査を実施し、がん患者の治療や検査のために通院しながら働き続けられる環境だと思いかと聞いています。それに対し、そう思わないの64.5%は、そう思うの27.9%を大きく上回っていました。実際、がん患者の3割以上が依願退職または解雇されています。しかし、医療の進歩により、がんは不治の病から長くつき合える病へと変化してきていることを考えれば、仕事を続けられる環境さえ整えば、退職を余儀なくされるケースを減らすことが可能となります。昨年、成立した改正がん対策基本法では、がんになっても働き続けられるよう配

慮することを企業に要請しています。

そこで、がん患者の就労支援の動向をどのように受けとめているか、また病院側との相談体制や政府のガイドラインの普及など、県としてどのような対応が考えられるか、あわせて知事の御所見をお聞きいたします。

次に、ドクターヘリについてお聞きいたします。ドクターヘリの全国配備を目指すドクターヘリ特別措置法が2007年6月に成立をして、こととして10年になります。ドクターヘリは、医師や看護師が同乗し患者を治療しながら医療機関に搬送する空飛ぶ救命室と呼ばれ、全国各地で活躍しています。認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワークによれば、ドクターヘリにより治療を迅速に開始することで救命率は3割以上向上し、社会復帰できた人も1.5倍に上がっているとのこと。本県は2011年に導入し、この3月で7年目に入ります。本県のドクターヘリの初仕事は、東日本大震災の被災地である岩手県への派遣出動でありました。2015年度の出動件数は748件で、導入年次の375件の約2倍の出動件数になっています。一方、消防防災ヘリの2015年の出動件数は238件、合わせますと986件の出動件数となっております。出動件数は年々増加し、県内における救命率も上がっております。

そこで、ドクターヘリの活躍をどのように受けとめられているのか、また今後の支援と課題について、あわせて知事の御所見をお聞きいたします。

次に、教育行政に関してお聞きいたします。

まず、新学習指導要領についてであります。この3月に次期学習指導要領の告示がなされます。その議論の経緯や改訂内容等についてお聞きします。今回の改訂に当たっては、2015年の論点整理に沿う形で議論され、次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめが取りまとめられ、パブリックコメントを経て答申がな

され、この3月に告示される運びになっているところでは。

改訂の論議では、2030年の社会を想定し、その時代に生きるために求められる資質、能力を3つの柱でくくり、その能力を育むための教育課程改善の方向性が示されています。3つの柱は、知識・技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力・人間性などに整理され、これらを育むため教育課程の改善において社会に開かれた教育課程の実現とカリキュラムマネジメントの確立という方向性が明示されています。また、学習過程の改善については、アクティブラーニングの視点の導入は、答申では主体的・対話的で深い学びとの表現になっていますが、大きな特徴と言えます。さらに、小学校では英語の教科化やプログラミング教育の必修化などが盛り込まれています。

告示後は、2017年に周知徹底が、2018年度から移行措置期間となり、小学校は2020年度から、中学校は2021年度から全面实施となります。これまで学習指導要領は大体10年ごとに改訂されてきています。現行の学習指導要領は2011年から年次進行中で、順次本格的実施に入っており、まだ中間的段階であります。そうした状況下で、次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめが取りまとめられたのです。

まず、こうした改訂までの背景と議論の経緯についてどのように受けとめているか、教育長の見解をお聞きいたします。

2030年の日本は少子高齢化がさらに進行し、高齢者が人口の30%に、生産年齢人口は2割減の80%になると予測されています。高知県の人口は約61万6,000人と予測されていますので、現在71万9,000人ですから、今より約10万3,000人の減少が見込まれます。また、社会はI o TやA Iの進化で労働の自動化が進み、子供たちの65%が現在は存在していない職業につくことに

なるとの予測もあります。経済や文化のグローバル化は今後も加速し続けると考えられます。今回の改訂は、その2030年ごろの社会を見据え、さらにその先に豊かな社会を築くために、教育が果たすべき役割とは何かという視点から論議が進められています。

そこで、今回の改訂では特に生きる力や知・徳・体の意義を捉え直ししっかり発揮できるようにすることの重要性が指摘されているように、流動する社会の文脈の中で、学校教育の意義の捉え直しが求められています。このような意義の捉え直しの変化についてどのように受けとめているのか、教育長の見解をお聞きいたします。

次期学習指導要領は、小学校が2020年度、中学校は2021年度から実施されますが、それまでの準備期間は非常に重要な期間となります。その間に教員の負担への目配りを忘れてはなりません。教員は授業だけでなく、生活指導や部活動、その他事務的業務など多くの仕事を兼ねて多忙であります。

次期学習指導要領では、実際のカリキュラム構成や授業時間が今以上に窮屈になることが予想されます。次期学習指導要領に基づく教育が成果を上げる上で、その中核を担う教員のサポート体制をどうするか、重要な課題と考えますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

あわせて、教員のスキルアップも欠かすことができません。次期学習指導要領を踏まえた研修の充実や具体的な実践例の共有などを通して教員の創意工夫を促し、深い学びを生み出す授業の実現を後押しすべきと考えますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

今回の答申では、カリキュラムマネジメントの考え方が非常に重要であると考えます。そこで、カリキュラムマネジメントの考え方についてお聞きいたします。答申では、従来のカリキュラムマネジメントの考え方だけでなく、社会に

開かれた教育課程の理念を踏まえて3つの側面から捉え直すことが示されています。2の教育内容の質の向上に向けて教育課程を編成し、一連のPDCAサイクルを確立することは従来どおりですが、今回1の各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学習教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列することと、3の教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが従来の考え方の脇を固めるように追加されています。

それは、社会の進歩や国際化の一層の進行の中で学校教育は何をしていくかを考える必要があることを意味し、そのためにカリキュラムマネジメントを行い、社会に一步踏み出すことが求められています。そうしたカリキュラムマネジメントの実現に向けてなすべきこととして、答申では「学校の組織や経営の見直しを図る必要がある。そのためには、管理職のみならず全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。」と記述しています。

このようにカリキュラムマネジメントは、教職員全員が参加し、学校の特色をつくり上げる営みであることがわかります。しかし、こうしたカリキュラムマネジメントの実現を現場任せにすべきではありません。

チーム学校の体制は学校現場でもなじんできていると思いますが、そこでこの新しい課題に対し県教委はどのようなサポート対策を検討されるのか、またカリキュラムマネジメントについての捉え方と現場での実施のあり方及び徹底について教育長の御所見をお聞きいたします。

学校には、業務概要や学校案内等の書類やパンフレットの中で、各校の教育目標や教育課程

などが紹介されています。県下の高校では、教育目標はほとんど同じような項目が載せられており、しかも何年間も同じ教育目標が記されています。

社会に開かれた教育課程を理念として、カリキュラムマネジメントの実現ができれば、各校それぞれの教育目標が作成されることとなります。そこに特色ある学校が見えてくることとなるでしょうから、学校評価もわかりやすくなることが期待されます。地域や時代の要請で学校の教育目標がより現実性を持ったものに変化することは、カリキュラムマネジメントが健全に機能していると評価できるのではないかと考えます。

そこで、カリキュラムマネジメントの実現による、学校における業務概要や学校案内等の学校提出書類への影響はどうか、メリット・デメリットについて教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、通級指導の教員拡大についてお聞きいたします。発達障害のある子供たちに適切な教育を行うための通級指導を担う教職員数は、毎年の予算編成のたびに決まる加配定数の一部でありましたが、平成29年度以降は対象の児童生徒などに応じて自動的に決まる基礎定数の中に位置づけられることになりました。具体的には、従来の加配定数枠約6万4,000人のうち3割を今後10年間で基礎定数の中に組み込む計画が進む予定です。このように複数年にわたる計画的な教員定数の改善は実に16年ぶりのことです。この通常国会で法改正が行われます。

この見直しにより、通級指導は教員1人が受け持つ児童生徒数が16人から13人へと手厚くなります。このことにより教員の増員や配置を安定的に確保する道が開けます。学校現場ではよりきめ細かな指導も可能となります。さらに、学校現場全体の改善にもよい影響を与えること

ができます。

そこで、本県の通級指導の実態と改善後の状態、そして今後の対策について、また通級指導が受けられない待機児童がいるのであればその実態と改善策について、あわせて2018年から高校にも通級指導が導入されることになっていきますが、現状と今後の対応について教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、ビブリオバトルの普及についてお聞きします。文化庁の2013年度の世論調査を見ると、1カ月に一冊も本を読まない人は48%も存在します。デジタル機器の影響とか理由はあるでしょうが、この事実は深刻に受けとめなければなりません。そこで大切なことは、本の魅力を知ってもらう活動を広げることです。それは次世代の思考力や想像力の低下を防ぐためでもあり、また本との出会い方が多様化してきている今日、いかに自分にとってよい本と多く出会えるかという新たな課題も生まれています。

そこで、ビブリオバトルであります。ビブリオバトルは、自分のお気に入りの本を書評という形で相手に紹介する、コミュニケーションを用いたゲームであります。ルールは、1、発表参加者が読んでおもしろいと思った本を持って集まる、2、順番に1人5分で本を紹介する、3、それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを二、三分行う、4、全ての発表が終了した後にどの本が一番読みたくなったかを基準とした投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものをチャンプ本とする、これだけあります。この、ルールにのっとり人が集まって互いにお薦めの本を書評し合い、聞き手の興味を引く度合いを競い合うビブリオバトルが、今全国の教育現場でも注目されているのであります。

実際、小・中・高等学校の現場では、教員同士による研修会を通じて実践例の展開が多くな

され、総合学習や国語教育で、また図書委員会の課外活動などでビブリオバトルが取り入れられ始めています。

ビブリオバトルは、教育の基礎である読み、書き、話すという能力を児童生徒たちが取り組みやすいゲーム形式で向上させる機能を持っています。教育現場での導入は発展途上ではありますが、先生方も趣旨を理解しながら円滑な運用に向けアレンジを進めている段階であります。文科省の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の中で、ビブリオバトルが、読むことにとどまらず、言葉の力や表現力を競う新しい取り組みとして紹介されています。そこで、本県における取り組み状況と今後の対応について教育長の御所見をお聞きします。

次に、地域未来塾の振興についてお聞きいたします。これは2015年度から始まった国の地域未来塾事業であります。2017年度予算案に、全国に約2,600ある未来塾を約3,700カ所までふやすことが盛り込まれました。この事業は子どもの貧困対策推進法を受けたもので、対象は中学・高校生です。大学生や元教員やNPO団体などが学校の空き教室などを活用して放課後に勉強を教えます。狙いは子供たちに学習習慣を身につけさせることで、高校、大学への進学率の向上や高校中退の防止なども期待できます。普及には課題もありますが、勉強するのが楽しくなり念願の進学もかなった、そうした喜びの声を広げていくため、地域での学習支援の場を整備していくことは教育上の重要な課題であると思います。

なぜなら、経済的な理由による教育格差は、次世代に貧困を引き継ぐ大きな要因の一つであるからです。現実には生活保護世帯の高校進学率は一般世帯より低く、こうした貧困の連鎖をどう断ち切るか、本県にとっても重要な教育課題であります。その課題解決に未来塾の果たす役

割は大きいと言えます。私は昨年もこの事業の推進を問わせていただきました。

奨学金の拡充などとあわせて、子供の未来が生まれ育った環境に左右されることのない社会をつくるためにも、この事業の推進を図っていただきたいと思いますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、農業大学校についてお聞きします。

農林水産省では、大規模農業の担い手である農業法人を経営できる人材の育成に乗り出しました。そのため、農業大学校を新しい高等教育機関に衣がえすることや、経営ノウハウを教える農業塾も開くことが検討されています。現実に農業法人はふえていますが、経営感覚を持った人材が少ない状況であります。そこで、すぐれた人材を育てて規模拡大を後押しするということでもあります。農水省と文科省は農業大学校に対し、2019年度にも制度化される専門職業大学への衣がえを求めています。

大学の新しい類型である専門職業大学は、特定の分野で高い教育水準を必要とし、修了者には一般の大学と同様の資格が与えられます。衣がえをする農業大学校では、実業界で経験を積んだ教員が財務や労務管理を教えることになるようです。本県では大規模農業の農業法人数が多数あるわけではないので、ニーズに合うかどうか課題はありますが、今後次世代型ハウス経営の農業法人化がふえていくことは予想されます。また法人でなくても、これからの農業経営者には企業的経営の知識を持つことが求められます。農業の経営形態が企業へと変化している傾向を考えれば、これまで栽培や経営の基礎的な技術の習得を中心に進めてきましたが、農業法人などのニーズに対応できる農業大学校へ衣がえの時期に来ていると思います。

そこで、こういった状況を踏まえ、農業大学校で経営感覚を持った人材の育成を図るべきと

考えますが、農業振興部長の御所見をお聞きいたします。

次に、牧野植物園の整備についてお聞きいたします。

基本構想の素案に牧野植物園の磨き上げの内容も示されて第1期構想案も出てまいりましたので、あわせてお聞きしたいと思います。

まず、現体制の状況を確認しておきたいと思います。組織体制は、園長、副園長各1名、総務課3名、会計課7名、企画広報課3名、栽培技術課13名、植物研究課11名、教育普及課6名の陣容になっています。

今日の牧野植物園が国内外で知名度を持つようになったのは、小山鐵夫前園長初め園職員一丸となって努力されたたまものであることは間違いありません。その御奮闘に心から敬意を表したいと思います。また、20万入園者を達成できたのは、栽培技術課と教育普及課の努力なくしてはできなかつたと思います。そして、国内外の植物園や植物学関連の専門家より研究型植物園としての一定の評価を得ることができたのは、植物研究課の研さんによる研究実績の積み上げの評価であろうと思います。

こうした努力の積み上げによって、牧野植物園は研究型植物園を基本として展示型、いわゆる花園型植物園の要素をバランスよく兼ね備え、しかも産業資源植物の応用研究も行う総合型植物園の形態を確立いたしました。その不断の努力と効果的な広報活動により、小さいけれどバランスのとれた優良植物園として評価をいただき、知名度を上げてきたものと理解しています。その意味で、企画広報課の働きなくしては牧野植物園の知名度をこれほどまでに上げることはできなかつたと、その能力を高く評価したいと思います。

そこで、前園長の小山先生が展示型植物園の展示研究成果の集大成として展示典範の出版を

願っておりましたが、牧野植物園では出版しないとお話のようで非常に残念であります。国際的に評価されている小山先生の研究成果の出版は、牧野にとり大きな研究財産になるものと考え、そのことがまた牧野植物園の評価を高めることに貢献するものと思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、研究型の特徴は言うまでもなく、研究実績の質・量で評価をされます。世界的に評価されている植物園はすぐれた研究成果を公表しており、その出版もなされ、知名度を上げています。ゆえに優秀な研究員を確保し、高い研究成果を出し続けることと研究出版物のレベルがその植物園の知名度と評価を上げることにつながると思います。

現在、博士号を持つ研究員は4名、修士号1名の計5名が研究課の研究員としてつかれています。牧野植物園は研究型として海外からの評価も緒についたばかりで、現在の評価を定着、向上させるには今後も高い研究成果を発表し続けることが求められます。高い研究実績を出し続けるには、それだけの研究人員を必要といたします。牧野植物園を世界に誇れる植物園に磨き上げるには、処遇面も含め研究体制を国際レベルにふさわしい形態に構築することが重要であると考えます。海外からも牧野植物園で研究をしたいと要望があるレベルになれば、共同研究も質の高い研究ができることになると思います。その意味で研究型植物園のコアの磨き上げが何よりも優先されるべき課題だと認識するものです。

そこで、現在の牧野植物園の栽培技術体制、植物研究体制、教育普及体制の実態及び業務の実情について知事の御所見をお聞きいたします。

今回、牧野植物園を世界に誇れる総合植物園とすべく、磨き上げ整備をするとの構想が出されました。第1期構想で3つの拠点を示され、

それぞれ市民の誇りの拠点、知の拠点、宝の人材を育成する拠点との3本柱の方向性が示されています。これは牧野植物園の今後のあるべき姿の3本の骨格をあらわしたもので、今後の牧野植物園の運営上の重要な理念になると思います。

今後、この構想の実現を図りながら、牧野植物園を世界に誇れる総合植物園に磨き上げていけるわけですが、一気にそうしたレベルに達することは現実的ではありませんから、段階的に構築されて達成するものと考えます。そこでは当然、園の組織体制の見直しも、園の拡張や事業の拡大に沿って図っていかねばなりません。

この構想案は、磨き上げの内容は、議論が尽くされ充実したものに仕上がっていますが、それを支え発展させていく組織体制については、十分な検討がされているように感じられません。植物園は公園や遊園地ではありませんから、運営スタッフは高い専門性が求められます。特に植物分類関係の専門家は少なく、優秀な人材の確保は難しい状況と聞きます。フラワー園の展示や植物栽培及び育種の専門家等も優秀な人材確保は同じく簡単にはいかないと思います。そうしたことを考慮すれば、計画的に人材確保の対策を持っていなければ目指す総合植物園は遠のいていきます。

そこで、構想に沿った運営組織体制の見直しと人材確保計画について知事の御所見をお聞きいたします。

続いて、牧野植物園の磨き上げの基本構想素案に関してお聞きします。素案の中では、今回の磨き上げの取り組みの背景を、入園者数が平成20年の20万人をピークに減少傾向にある点と、牧野植物園のコレクションや地形のポテンシャルが生かし切れていない点を取り上げ、これらのポテンシャルを最大に引き出し、世界に誇れ

る総合植物園となるよう磨き上げるとしていません。それは入園者の減少問題、牧野のポテンシャルが生かされていない問題、そして世界レベルの植物園に仕上げる問題という3つの問題を検討課題とし、その課題解決を図る協議をするという意味にもとることができます。これらの3つの問題をどのように磨けば回答を導き出せるか。磨き上げ検討委員会が3回にわたり協議を重ねられたところであります。

14人の委員の方が、世界に誇れる総合植物園をどのようにイメージし、協議されたのか、園のあるべき姿について、例えばニューヨーク植物園やイギリスの王立キュー植物園などを想定されているのか、いずれにしろ牧野植物園の将来のあるべき姿について真剣に議論されておられることに感謝と敬意を表したいと思います。

さて、そこでお聞きいたしますが、私は磨き上げの手法や項目が整理され、その方向性が示され、施設面のハード整備がなされ、ソフト事業の項目も充実させたとしても、そこに命を吹き込むのは、運営主体の職員の働きいかによると信じます。その意味で、まず現体制の人員数で組織としての機能性が十分に発揮されているかどうかを検証すべきと思います。現実に入園者数の減少、研究論文数の減少による外部評価の低下、薬草栽培における技術開発のおくれ等々、問題は何年にもわたり表面化しています。ゆえに、まずその内的原因を冷静に探求する必要があると思います。例えば、入園者数の減少はイベント数の減少と関連はないのか、なぜイベント回数を減らしたのか、事業をふやし過ぎて手が回らないのか、マンネリ化でアイデアの枯渇によるのか、士気や意欲の低下か、事業展開の組織マネジメント問題か等々であります。

そこで、現状の事業運営における展示事業、研究及び栽培技術成果等の評価と課題について、入園者減少との因果関係の分析と検証を、

さらにその結果に対する改善対応について林業振興・環境部長の御所見をお聞きいたします。

次に、人事異動に伴う業務の引き継ぎについてお聞きいたします。

本県では、県勢浮揚を目指した第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みが、平成29年度から本格的な実行段階へと入っていくこととなり、これらのバージョンアップされた一連の施策群を、より効果的に推進するために必要となる組織改正を行うこととし、それに伴う部設置条例の改正案が本議会に提出されております。

これらにあわせて職員の人事異動が行われることと思いますが、県勢浮揚に向けた一連の施策群の継続性の確保のためにも、後任者にしっかりと業務の引き継ぎを行うことが必要であり、またそのことは大変重要であると思います。県では、情報の公表及び提供の推進に関する指針に基づいて、課長以上の職員については引き継ぎ書を公開することとなっていますが、担当している業務の引き継ぎの方法などについては、その内容や情報量も職員によってさまざまになっていると聞いています。

現在、知事部局の職員の業務の引き継ぎはどのような形で行っているのでしょうか、総務部長にお聞きいたします。

また、事業を担当する職員が人事異動になれば、後任の職員は業務内容の把握や関係者への挨拶回りなどといったことにより、必然的に一定の期間を要することが心配されます。県の業務が途切れなく遂行され、県勢浮揚に向けた取り組みが進められていくためには、人事異動に伴って事業が一時的にでも停滞することがあってはなりません。

県勢浮揚に向け、スピードを緩めることなく着実に事業を進めていけるよう、特に事業の継続性を確実に担保することが必要であると考え

ますが、異動する職員が後任者にどのように業務の引き継ぎを行うべきか、総務部長の御所見をお伺いいたします。

加えて、官民協働、市町村との連携・協調のもと、さらなる飛躍に向けた取り組みを進めていくためには、事業者や関係機関のほか、広く県民とも連携・協力しながら事業を進めていく必要があります。そのためにも、前任の職員がこれまで築き上げてきた対外的な人脈や人間関係が職員の人事異動によって途切れ、結果として県政運営が一時的であっても停滞することがないようにすることが求められると言えます。

このため、職員がこれまでに築き上げてきた外部の関係者などとの関係を、異動に伴ってどのように後任へ引き継ぎを行うことが必要だと考えるか、総務部長の御所見をお聞きいたします。

次に、健康サポート薬局についてお聞きします。

健康サポート薬局は、2016年4月から、患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取り組みを積極的に支援する薬局と定義され、法令上位置づけられている薬局です。厚労省は2015年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化を示した、患者のための薬局ビジョンを策定し、2016年10月から健康サポート薬局の認定を始めました。昨年までに全国で113カ所が設置、開設しています。同省は2025年までに全国1万カ所以上の設置を目標に認定を進めています。健康サポート薬局は24時間対応など、従来のかかりつけ薬局の基本的機能に加え、住民の健康管理や促進を積極的に支援する薬局であります。その目的は地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献することです。そして、安心して立ち寄ることができる身近な存在として、地域ケアシステムの中で多職種と連携して、地域住民

の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められています。

現在、門前薬局が乱立し、患者は受診した医療機関ごとの門前薬局で調剤を受けることが多くなっています。調剤に偏重した薬局が多くなり、住民が気楽に医薬品の選択や健康相談のために立ち寄るような存在になっていません。医薬分業の効果も実感できない状況であります。本県のように高齢化の先進県では、健康サポート薬局の機能を持つ薬局が地域で身近に存在することが長寿県構想の実現への力強いサポートになると思います。

そこで、健康サポート薬局についての認識と対応について健康政策部長の御所見をお聞きします。

高齢ドライバーの増加に対する取り組みについて県警本部長にお聞きいたします。

我が国の交通事故死者数は年々減少し、2016年には4,000人を切りました。これは画期的なことで、これまで交通安全にかかわってこられた県警本部や関係の方々の御努力に敬意を表したいと思います。

一方、交通事故死者数に占める65歳以上の割合は年々上昇し、2010年に50%を超え、2016年も54%となっています。そして、高齢者が加害者になるケースも年々増加している状況であります。そのため、現行の高齢者講習の中で実施されている75歳以上のドライバーに対する認知機能検査を強化する道交法の改正が2015年6月に行われ、本年3月12日から施行されます。

現行法では、検査結果で認知症のおそれありとする第1分類とみなされ、なおかつ過去1年以内に信号無視などの交通違反があった人のみ専門医診断が義務づけられていました。改正法では第1分類とされた全員に対し、専門医診断が義務づけられます。そして、専門医診断で認知症と診断されると免許は停止または取り消し

になります。また、第2分類の認知機能低下のおそれありや第3分類の認知機能低下のおそれなしであっても、認知症が疑われる交通違反を起こせば臨時認知機能検査が義務づけられ、そこで第1分類に入れば専門医診断を経て免許停止及び取り消しとなる場合もあります。

3月以降は第1分類に入れば全て専門医診断を受けなければなりませんから、初年度は6万人以上が受診対象になるだろうと見られています。よって、これから免許更新が認められない多くの高齢ドライバーが出るが見込まれ、その意味で2017年は高齢ドライバーにとって試験の年となりそうです。

そこで、8年後の2025年には団塊世代が全て75歳以上になります。統計的にこの時点で75歳以上の人口は約2,600万人に達します。この世代の免許保有率は男性90%、女性75%であれば1,700万人以上の高齢ドライバーが出現することになります。

まさに高齢ドライバー激増時代の到来と言っても過言ではありません。それはわずか8年後に訪れます。そのときに想定される課題として、認知症専門医の不足問題、高齢者講習現場の確保問題などが挙げられます。これは高齢ドライバー対策の2025年問題と言えます。問題認識とその対策について県警本部長の御所見をお聞きいたしまして、第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 池脇議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の予算案が県経済にどのように好循環の効果を与えているのかお尋ねがございました。

本県の経済は、かつてのような人口減少に伴って縮む経済から、これまでの取り組みを通じ、地産外需が大きく進み、人口減少下においてもむしろ拡大する経済へと転じつつあると感じて

おります。このように明るい兆しも見えてつありますが、こうした成果が真の県勢浮揚につながっていくのか、それとも一時的なものにとどまってしまうのか、いまだに予断を許さないところだと考えております。

このため、来年度当初予算においては、経済効果を十分にもたらすようしっかりとその総額を確保するとともに、その内容についても成果にこだわって、地産、外商、拡大再生産の取り組みをもう一段強化したところであります。これにより、本県経済を自律的な経済の好循環へと乗せる動きをより力強いものとしていきたいと考えております。具体的には、まず予算の規模につきましても、当初予算ベースでは本年度から微減となるものの、大型の補正予算を編成したこともあり、15カ月予算ベースでは本年度から大幅に増額となっております。

予算の内容につきましても、例えば地産の強化では、各産業分野における事業戦略づくりを徹底してサポートし、これを基礎として次世代型ハウスやI o Tなどの新技術の導入やH A C C P取得といった生産管理の高度化策などにより、生産性と付加価値の向上を促してまいります。また、外商の強化では、引き続き国内の外商を推進することはもとより、今後大きく伸びる余地のある国外の市場への外商、すなわち輸出の振興や国際観光の推進を図ってまいります。さらには、こうした地産外商の取り組みを拡大再生産の好循環のパスへと乗せていくため、移住施策の推進などにより各分野での担い手を確保するとともに、地域地域に多様な仕事を生み出すことを目指して地域産業クラスターの形成を進めるほか、本県経済に常に新たな活力がもたらされるよう、起業や新事業展開を力強く後押ししてまいります。

加えて、経済の活性化以外の分野においても、例えば十分な規模を確保したインフラ整備や、

健康長寿県構想を通じた保健・医療・福祉サービスの充実、少子化対策、女性の活躍の場の拡大なども本県経済に好影響を与えることができるものと考えております。

以上のように、来年度当初予算は本県経済を自律的な好循環のパスへ乗せ、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県の実現を目指すため成果にこだわった予算として編成したところであります。

次に、教育大綱の迅速な改訂を実行しようとしている理由、また人材確保に向けた対策について、さらに今後の進学拠点校以外の郡部校のD3対策のあり方についてお尋ねがありました。

教育大綱は、本県の教育課題の解決に向けて根本的な対策を打ち出すことを目指し、本県では昨年3月に初めて策定したものであります。初めて策定したものであればこそ、大綱に定められた施策が確実に成果へとつながっているか、大綱に不足している施策はないか、期待された成果につながっていない施策はないか、または追加的な施策を講じることによってさらなる効果が期待できるものはないかなどということについて注意深くチェックをし、必要な対策を早期に講じる必要があるとの認識のもと、本年度総合教育会議においてしっかりとP D C Aサイクルを回し、10の項目を中心とする大綱の改訂案を取りまとめているところです。

教育の成否は人にかかっており、その意味では議員御指摘のとおり、大綱の改訂案においてもいかに人材を確保するかということが鍵になっているものと考えます。この点をさらに分解すれば、教員の数を確保すること、今いる教員の力を生かすこと、教員以外で子供たちの教育に御協力いただける方々を確保することといった要素に分けられるものと考えております。

まず、教員の数の確保については、教員の大量退職に伴い多くの教員を新たに採用する必要

がありますが、これについては、教育委員会において来年度の試験日を全国でも一番早いと思われる時期に設定するなどの対策を講じているところです。その上で、大綱の改訂案においては、そのように採用する教員に対して、新たに採用前の研修を行うことや、配置校におけるOJTを強化することなどを盛り込んでいます。

また、今いる教員の力を生かすことについては、教科の縦持ちを中心とした教員同士の学び合いの取り組みをさらに強化し、教員の指導力の向上を図るとともに、部活動に関する業務負担の軽減を中心として教員の多忙化解消を図り、子供に向き合う時間を確保することとしています。

そして、教員以外で子供たちの教育に御協力いただける方々を確保することについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材を生かす取り組みを拡充するとともに、地域人材を登録、マッチングする仕組みを活用することなどにより、放課後学習支援員を確保し、また定期的に地域の方々と学校とが話し合う場を設けることを進めるなどして、学校と地域との連携・協働関係をさらに深め、より多くの地域の方々に学校にかかわっていただくことを目指すこととしております。

また、御質問にありました郡部校におけるD3対策、すなわち基礎学力の保障対策につきましては、郡部校においては特に入学してくる生徒の学力や進路希望などが多様となっておりますため、それらの生徒全員の進路希望をいかに実現していくかが大きな課題となっております。

今回の大綱の改訂案においては、多様な生徒の社会的自立の支援という項目を立て、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、多様な生徒の基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる教育プログラムを各学校において実践することを盛り込んでおり、このこと

は多様な生徒が在籍する郡部校において特に効果があるものと考えております。議員のお話にありました山田高等学校においては、ICTを活用した学び直しや地域課題解決学習の実施などにより、生徒の基礎学力の定着や社会性の育成に意欲的に取り組んでおり、他校が今回の改訂案で掲げた取り組みを行う上でも参考になるものと考えております。

以上のように、本年度の成果と課題を踏まえて大綱の取り組みをさらに充実強化することとしており、次年度においても本県教育の確実な浮揚を図るため、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、次期学習指導要領について、学校現場の裁量とされていた教育方法や評価の多くが法的拘束力の枠組みの中に位置づけられようとしているという指摘への見解についてお尋ねがございました。

今回改訂されようとしている学習指導要領においては、近年の情報化やグローバル化といった社会的変化が加速度を増し、ますます複雑で予測困難なものとなっていることに鑑み、そのような時代を生き抜く子供たちにあっては、第1に、主体的に学びに向かい、みずから人生を切り開いていくことができること、第2に、対話や議論を通じて多様な人々と協働していくことができること、第3に、試行錯誤しながら問題を発見、解決し、新たな価値を創造していくことができることといった資質、能力が特に求められるようになってくるという認識のもと、そのような資質、能力を育むためには、何を学ぶかにとどまらず、どのように学ぶかという学びの過程の質を高めていくことが重要になりますことから、主体的・対話的で深い学びの実現という授業改善の指針を示すとともに、そのような指導方法の改善と一貫したものとなるよう、学習評価の改善も図ることとしているものと認

識をしております。

本県の子供たちの学力の現状としては、思考力、判断力、表現力に課題があることがわかっており、まさに次の学習指導要領において定めようとしている質の高い学びのあり方を実践し、改善を図っていかなければならないものと考えております。

御質問にありました、教育方法や学習評価が法的拘束力のある学習指導要領に位置づけられるという指摘につきましては、今回の学習指導要領の改訂の趣旨が特定の指導方法押しつけるものではなく、むしろ主体的・対話的で深い学びの実現に向けて教員が不断に授業の工夫、改善を図っていくことを促す趣旨であることに鑑みれば、学習指導要領において指導方法や学習評価に関する一定の配慮事項を示すことも適切であると考えております。

今回行おうとしている教育大綱の改訂につきましても、学習指導要領の改訂の動向を踏まえながら検討を進めてきたところであり、教員同士が学び合うチーム学校の取り組みを核として、次の学習指導要領が求める質の高い学びが学校現場において実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、がん患者の就労支援の動向、県としての対応についてのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、がんは診断技術や治療技術の進歩により、不治の病から長くつき合う病気、さらに完治する方もおられる病気に変化しており、仕事をしながら通院することが可能なケースがふえてきています。最新の統計によりますと、全国では1年間におよそ86万人が新たにがんと診断されており、そのうち約3割が就労世代となっています。しかし、治療継続のために離職するなど、がんの治療と就労の両立が課題となる場合もあります。

このような中、昨年がん対策基本法が改正さ

れ、事業主の責務として、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるという条文が入ったことは大変意義深いことと考えています。県としても、がん患者さんが治療と就労を両立できるよう支援していくことが大変重要であると考えており、このためがん患者さんに対する啓発とともに、企業向けの啓発を進めてまいります。

まず、がん患者さんのための相談体制としましては、現在県内5カ所のがん診療連携拠点病院等に相談窓口が設置されているところです。そのうち、平成28年6月から高知大学医学部附属病院の相談窓口で月2回、同年10月から高知医療センターの相談窓口で月1回、ハローワークの就労支援ナビゲーターによる出張相談が開始され、治療中から就労に関する相談に対応できる体制が整いつつあります。県といたしましては、がん診療を実施している病院等に要請して、当該出張相談をがん患者さんに周知していくよう取り組んでまいります。

次に、企業向けの啓発も重要だと考えております。議員からお話のありました事業場における治療と職業生活の両立のためのガイドラインでは、がん患者さんが治療しながら働き続けられるようにするために、企業が取り組むべき環境整備として、従業員に対する研修等による意識啓発、相談窓口の明確化、時間単位の有給休暇や短時間勤務制度の導入などが提示されております。

また、働き方改革実現会議においてもテーマの一つに、病気の治療、子育て、介護と仕事の両立を掲げ、検討が進められているところです。県におきましても、高知労働局と連携して企業向けセミナーの実施などを通じて、ガイドラインの内容等の企業への周知を図ることで、患者さんが働き続けられる環境整備にも取り組んで

まいりたいと考えております。

次に、ドクターヘリの活躍や今後の課題等についてお尋ねがありました。

本県は東西に長く山間部を多く抱え、道路事情に恵まれていないことや、郡部における医師不足、高知市への救急医療機関の集中といったことから、救急医療について困難な事情を抱えた地域であります。こうした中、平成19年に議員から御指摘、御提案をいただいて以来検討を重ね、平成23年にドクターヘリの導入に至ったものであります。現在、救急現場に医師を派遣して迅速に治療を開始するドクターヘリは、本県にとって救急医療や僻地医療、ひいては住みなれた地域で安心して暮らし続けるために必要不可欠なものであると考えています。

これまで県では、ドクターヘリの基地である高知医療センターにおける地上ヘリポートの整備や地域地域の離着陸場を整備するなど、ドクターヘリの有効活用に向けて取り組んでまいりました。山岳での救急患者のつり上げなど、ドクターヘリでの対応が困難な事案や、ドクターヘリが既に出動している場合の消防防災ヘリの出動もふえており、消防防災ヘリとドクターヘリの3機が連携して全国トップクラスの救急医療活動を担っております。お話にありましたように、ドクターヘリはこの6年間で出動件数が2倍以上に増加しており、今後も安定的な運航を継続していくためには、フライトドクター等の人員確保が課題となります。

このため、平成27年度から高知赤十字病院と近森病院からフライトドクターをそれぞれ週1回のペースで高知医療センターに派遣していただくなど、運航に必要な人員体制の強化を図っており、引き続き医療スタッフの確保に努めてまいります。また、平成26年6月に徳島県ドクターヘリとの相互応援協定を締結し、両県の隣接地域での救急事案に対して相互に出動するな

ど連携を図っているところですが、つい最近、本年2月に愛媛県でもドクターヘリの運航が開始されましたことから、同様に相互の応援ができますよう必要な協議を行ってまいります。さらには、南海トラフ地震への対応も想定し、中四国各県や関西広域連合との連携について、来年度から関係府県との検討協議に着手し、平時有事を問わずドクターヘリの効率的な運航ができる体制を整えてまいります。

本県のドクターヘリはこれまで無事故で安全運航できており、これは運航に携わっている高知医療センターや運航会社の皆様方の御尽力と県民の皆様の御理解、御協力によるものであると感謝しております。今後とも、ドクターヘリの安全運航に努め、県民の安心・安全を確保してまいります。

次に、牧野植物園の整備計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、牧野植物園の前園長である小山先生の研究成果の出版についてのお尋ねがありました。

来年、開園60周年を迎えます県立牧野植物園の前園長である小山先生は、平成11年のリニューアルオープンから15年の長きにわたり、牧野植物園を日本を代表する総合植物園として発展させることに尽力されました。多大な御功績を残されたことに対しまして、私も心より敬意を表するところであります。

お話のごございました展示典範を牧野植物園が出版することについては、牧野植物園の判断によらざるを得ないと考えております。牧野植物園の意向は、小山先生御自身が収集された世界各国の植物園の展示に係る数千枚に及ぶスライドを整理し、植物展示の規範になるものとして出版されようとしているものであり、小山先生の御業績として、御自身の書籍として出版されるのがふさわしいものではないかというものであると伺っております。

今後、そのような植物展示の規範となる書物が小山先生の手によって出版されますことは、県としても大変喜ばしいことですし、今後の植物園展示の参考にもさせていただきたいと思えます。現在進めております牧野植物園の磨き上げ整備につきましても、小山先生が残されたこれまでの御功績をしっかりと受け継ぎ、牧野植物園のポテンシャルを最大限に生かし、世界に誇れる総合植物園となるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、現在の牧野植物園の運営組織体制の実態及び業務の実情と、磨き上げ整備基本構想に沿った運営組織体制の見直しや人材確保計画についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

牧野植物園は、植物に関する研究や教育普及、憩いの場の3つの機能を兼ね備えた総合植物園として全国的に高い評価を得ています。

議員からお尋ねのありました栽培技術、植物研究、教育普及の各業務体制の実態等につきましては、まず栽培技術課では、五台山の地形を生かした魅力ある園地づくりやフラワーイベントの開催、貴重な植物の系統保存等を行うとともに、四季折々の植物園の魅力を多くの来園者を楽しんでいただける園地づくりに取り組んでいるところです。また、植物研究課では、牧野博士が基礎を築いた植物分類学の研究を基本に、さまざまな分野で利用できる有用植物の分析などの応用研究を実施しており、現在大学や製薬企業との共同研究も積極的に進めております。教育普及課では、牧野博士を顕彰するための企画展示や植物に関する各種教室の開催、植物図や蔵書などの貴重な資料の管理を行いながら、職員が丸となって学習内容の充実に取り組んでいるところです。

これらの部門では、職員のモチベーションも徐々に上がってきておりますが、有期の契約職

員がそれぞれ半数以上を占めており、業務の継続性や人材の育成に課題があると考えています。特に植物研究の部門では、研究員の定着を図っていく必要があります、これらのためにも県として、研究員の処遇の改善や人材の育成に向けた体制の整備を図っていく必要があると考えています。

現在進めている磨き上げ整備の基本構想では、まずは開園60周年を迎える来年の秋ごろを目標に、子供から大人までが植物に囲まれて自由に過ごすことができる憩いの広場や、植物を手にとって触れ合い、学習の場としても活用できる園地の整備を進めることとしております。また、牧野博士の貴重なコレクションの公開の機会の拡充や、植物園が保有する貴重な植物資源の分析を加速するためのオープンラボトリー化などを進めていきたいと考えているところです。

今後、こうした磨き上げ整備を実現していくためには、植物の栽培管理や展示、研究に関する高度な専門知識とノウハウを有する人材を計画的に育成・確保していく必要があります。そのためには、正規の職員をふやし、職員がやりがいを持って継続して研究ができる環境を整えるとともに、給与水準等の処遇面の改善を図っていく必要があると考えています。あわせて、大学や企業等との連携も強化しながら研究の質を向上させていくことも重要です。また、牧野博士が残された貴重な植物標本や植物画等も含め、牧野植物園の魅力や価値を来園者にわかりやすく伝えるための園内ガイドの養成や、体験学習活動を支えるボランティアの養成等にも取り組んでいく必要があると考えております。

こうしたことを踏まえ、県としましては、現在進めている磨き上げ整備の基本構想の検討の中で、人材確保を含めた組織・人員体制の整備計画を策定したいと考えています。引き続き、高知県牧野記念財団に対して必要な支援を行い、磨き上げ整備によって目指す世界に誇れる

植物園にふさわしい組織・人員体制を計画的に整えてまいります。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 教育行政に関する御質問のうち、まず学習指導要領改訂までの背景と議論の経緯についてどのように受けとめているかのお尋ねがございました。

情報化やグローバル化など社会変化が人間の予測を超えて加速度的になされるようになってきております。とりわけ第4次産業革命とも言われる、進化した人工知能がさまざまな判断を行ったり身近なものの働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活、労働を大きく変えていくとの予測がなされております。こうしたことを背景として、次代を担う子供たちは、我が国の伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値の創造に挑み、よりよい社会や人生をつくっていかねばなりません。

このためには、子供たちにどのような知識を伝達し、また資質、能力を育んでいくべきか、さらにそのための学校教育のあり方はどのようなべきかをその根本のところから考える必要があります、今回の学習指導要領改訂についても、この本質のところから議論がなされたものと理解しております。具体的には、平成26年11月に文部科学大臣からの諮問を受け各学校段階等や教科別等に設置をされました専門部会において、何を学ぶかという知識の質や量の改善はもちろんのこと、どのように学ぶかという観点、あるいはどのような資質、能力を育むかという視点を重視して議論がなされております。その中から、みずから課題を発見し、主体的に、また協働的に事象を探求し、みずからの考えを深め、表現していく主体的・対話的で深い学びの

必要性が述べられてきております。

こうしたたび重なる議論を経て改訂される新しい学習指導要領の案は、新しい時代にふさわしい学校教育のあり方を方向づけたものであり、大変意欲的な内容になっているのではないかと受けとめております。高知県としても、この方向性に沿ってしっかりと対応していかなければならないと考えております。

次に、学校教育の意義の捉え直しの変化についてどのように受けとめているのかのお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたように、変化の激しい予測困難なこれからの社会を生きるためには、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、みずからの知識を深めて個性や能力を伸ばし、多様な人々と協働して人生を切り開いていく、そのような力が必要となってまいります。

このためには、議員も述べられているように、これまでの重要な学力観でもあった生きる力の内容を改めて捉え直すことが必要です。それは知識や技能の習得に加え、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力の育成、さらには主体的に学習に向かう態度によって構成される学力や資質、能力と考えられます。そして、当然のこととして、このような新しい時代に必要となる資質、能力を育成する観点から、何を学ぶかという教科、科目が見直され、またどのように学ぶかという学習方法の工夫改善がなされなければなりません。加えて、この新しい学習指導要領が目指す理念を、学校や教育関係者のみならず、保護者や地域社会の人々が広く共有し、学校と社会が連携・協働しながら子供たちの成長にかかわり、未来のつくり手となるために必要な資質、能力を育むことが必要になってくるものと考えます。

このように社会が大きく変化していくことに伴い、学校の役割はさらに大きく、またその教

育活動の充実と進化が求められており、県教育委員会においては、各学校の教育活動を第一義に担う教員の資質・指導力の向上や学校の組織力の向上に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、次期学習指導要領に基づく教育が成果を上げる上で、その中核を担う教員のサポート体制をどうするのかとのお尋ねがございました。学校現場における多忙化が指摘される中、次期学習指導要領で求められるこれからの時代に対応できる資質、能力を子供たちに確実に身につけさせていくためには、教員に授業研究や子供と向き合うための時間を確保することが必要となってまいります。

今年度からスタートした教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画において、チーム学校の構築の取り組みの中で進めてきた外部人材の活用や学校地域支援本部との連携については、スクールカウンセラーがかかわった相談案件の多くが改善につながったり学校支援ボランティアの仕組みが強化をされるなど、教育面での効果が上がっているものの、一つの狙いとしている教員の負担軽減については教員から実感を伴うような改善があったとの反響を得られるまでには至ってはおりません。

こうした状況を踏まえまして、次年度に向けた教育大綱等の見直しに当たっては、これまでの取り組みをさらに充実していくとともに、教員にとって負担感が大きいと言われる運動部活動の指導や学校徴収金などの事務の負担軽減にも取り組んでいくこととしております。運動部活動につきましても、適切な練習時間や休養日の設定などに係る教育委員会としての方向性を示すとともに、外部指導者のリスト化とマッチングにより運動部活動支援員の配置を拡充してまいります。あわせて、教員の付き添いが必須であった運動部活動の指導や引率について、外

部指導者が単独でも行うことが可能となるよう条件整備を行ってまいります。また、事務の軽減については、学校徴収金や外部との調整に関する業務など、モデル校を指定した上で教員と事務職員の効果的な役割分担のあり方について研究を行い、その成果を他の学校にも普及していきたいと考えております。

これらの取り組みにより教員の負担軽減を図るとともに、教員が授業研究や子供に向き合うことのできる時間の確保につなげてまいります。

次に、次期学習指導要領を踏まえた研修の充実などについてお尋ねがありました。

学校現場において主体的・対話的で深い学びを実現するためには、教員が学習指導要領の改訂で掲げられる理念を正確に理解するとともに、それを具体的な授業の場面で実践することができる力を養う研修の充実が不可欠と認識をしております。

このため、教育センターにおいては、初任者研修の中で授業づくりの基礎・基本として主体的、協働的に学び合う授業づくりについての講義や演習、研究協議を重点的に行うこととするなど、それぞれの教職経験に応じた研修の中で主体的・対話的で深い学びに関する内容を充実するとともに、主体的、協働的な学びに関してモデルとなる授業をインターネットを通じて配信などの取り組みも行ってまいります。

また、小中学校については、探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業において、ICTや学校図書館を活用して児童生徒が主体的、協働的に学ぶ探究的な授業づくりに関する実践研究を指定校において行い、その成果を普及していくこととしております。

また、高等学校においては、教師力アップ事業において、主体的・対話的で深い学びに関する校内研修を充実するとともに、グローバル教育推進事業において、高知南中学校・高等学校

及び高知西高等学校を推進校として問題解決能力や思考力などを育む教育プログラムを開発、実践しその成果を普及していくこととしております。

以上のような取り組みを通じまして、各学校現場において主体的・対話的で深い学びが実現されるための教員の資質・指導力の向上に努めてまいります。

次に、次期学習指導要領のカリキュラムマネジメントの捉え方と学校への周知徹底方法及び実施に向けてのサポートについてお尋ねがございました。

これからの社会を主体的に生きる子供たちに必要な資質や能力を育むために、学校は教育課程全体を各学年のつながりという縦の視点や各教科間の関連という横の視点で見直し、教育内容や方法を組み立てていくことが必要です。さらに、子供たちの学びをより主体的で深いものとするためには、世の中と結びついた授業を展開していくことが重要となり、地域の人的・物的資源を有効に活用させていただくことも考えなければなりません。このように、教育課程を縦、横、そして地域社会と結ぶためにもカリキュラムマネジメントを実現することが求められます。

このようなマネジメントを確立するためには、議員からお話のあったように、学校の教育目標達成に向け、校長のリーダーシップのもと、全職員がベクトルを合わせ、組織的に取り組んでいく体制をつくることや、全ての教職員がカリキュラムマネジメントの意義や必要性、また理論を十分に理解することが必要となってまいります。

本県におきましては、平成26年度から学校経営計画や授業改善プランの取り組みなどを進めてきており、目標達成に向け教職員がチームとして取り組む体制は徐々に整ってきております。

一方、カリキュラムマネジメントの意義や具体的な方法については、まだ十分には理解されている状況にないことから、今後新学習指導要領の周知を図る会などにおいて、この意義や方法についての研修を実施するとともに、教育課程研究の指定校にもカリキュラムマネジメントの視点を組み入れ、その成果を広げていきたいと考えております。加えまして、学校現場でのカリキュラムマネジメントの実現に向け、教職員の多忙化解消の取り組みや地域との連携・強化を図ってまいります。

次に、カリキュラムマネジメントの実現による、学校における業務概要や学校案内などの学校提出書類への影響のメリット・デメリットに関するお尋ねがございました。

各県立学校は、学校の教育方針に示す大きな理念のもと、生徒に身につけさせたい力を教育目標に掲げ、全教員の共通認識のもと、チーム学校として組織的に学校経営を行っております。生徒に身につけさせたい力は、学力向上や社会性の育成にかかわることを中心に、各校それぞれの特色を取り入れたものとなっております。

議員御指摘のとおり、次期学習指導要領改訂に向け、学校経営に新しくカリキュラムマネジメントの視点を加えることによりまして、各校は生徒の実態や地域の実情をこれまで以上に踏まえながら、学校内外の教育資源を効果的に活用して、各校が目指す生徒の資質、能力を育成していかなければなりません。つまり、教育目標とそれを実現する教育内容とがより有機的に関連するよう示すことが必要となります。

それらの特色ある教育目標や教育内容を学校案内等で明確に示すことで、カリキュラムマネジメントに求められている社会に開かれた教育課程の実施というメリットにもつながるものと考えます。デメリットではありませんが、各県立学校でいかに実効性あるものにするかが課題

となりますので、県教育委員会といたしましては、各学校の学校経営計画がカリキュラムマネジメントの視点を生かしP D C Aサイクルを確立することで、より実効性のあるものになるよう取り組んでまいります。

次に、本県の小中学校における通級指導の現状と今後予定されている義務標準法の改正に伴う教員定数確保の見通しと通級指導の充実に向けた対策について、またあわせて高等学校への通級指導の導入についてお尋ねがございました。

まず、本県の小中学校の通級指導の現状でございますが、今年度は7市町の11の小中学校に言語障害と発達障害を対象とした16教室が設置をされており、5月1日現在で指導を受けている児童生徒は153名でございます。また、担当教員は国の加配措置により16名が配置をされています。通級指導を担当する教員1人当たりの児童生徒数は10名足らずとなっており、全国平均の16名と比較しましても、手厚い配置を行っているところでございます。

議員からお話のありました本国会で改正が予定されている義務標準法では、通級指導に関しては、対象児童生徒13名に対して1名の教員を基礎定数とし、10年間をかけて段階的に措置されることとなっております。この基準の変更に より、当面、来年度は本県に基礎定数として3名が措置される見込みですが、県の総数として現状より後退することがないように加配定数について国に対して要望しているところでございます。

次に、通級指導が受けられない待機児童の現状と改善策についてでございますが、本県は小規模校が多いことなどにより、対象と考えられる児童生徒が在籍をしていますが、学校ごとに通級指導教室を設置することは難しく、設置を希望する市町村に設置できていないケースもござ

います。そのため県教育委員会では、通常の学級を担当する教員の発達障害等の児童生徒に対する指導力の向上に関する支援や学校の実態に応じて児童生徒支援加配等の教員を配置するなどの支援の充実に努めているところでございます。

今後、新たな通級指導教室の設置については、在籍校で通級指導を受ける自校通級に加えまして、近隣の学校の通級指導教室で指導を受ける他校通級、あるいは担当教員が複数の学校を訪問し指導を行う巡回による指導など、地域の実情に応じた通級指導のあり方を県と市町村で協議するなど、効果的な支援体制を検討していく必要があると考えております。あわせて、通級指導には専門性のある教員の配置が不可欠であることから、担当教員の研修の充実にも努めてまいります。

また、高等学校への通級指導の導入につきましては、高等学校において発達障害などで支援を必要とする生徒の割合は、今年度県が実施した調査によりまして2.7%程度在籍していることが明らかとなっております。こうした生徒の自立と社会参加を確実に保障するために、高等学校においても、障害に応じた特別な指導を行うことができる場として通級指導が導入されることは大変有効な支援策と考えております。本県におきましても、平成29年度には国の事業を活用しまして設置準備のための実践研究を行い、制度がスタートする平成30年度には通級指導教室を設置することができるよう取り組みを進めてまいります。

次に、本県におけるビブリオバトルの取り組み状況と今後の対応についてお尋ねがございました。

ビブリオバトルは、児童生徒が幅広い分野のさまざまな本と出会える機会づくりとなりますとともに、楽しみながら豊かな表現力を育むこ

とにもつながる大変先駆的な取り組みと承知をしております。

この取り組みの普及を図るため、平成26年度に開催した子ども読書活動推進ネットワークフォーラムでは、参加者全員がビブリオバトルを体験する機会を設け、260名余りの読書関係者に書評合戦の楽しさを経験していただきました。また、昨年度約170名の教育関係者に参加いただいた、ことばの力育成プロジェクト推進フォーラムでは、小中学校の児童生徒がビブリオバトルによる学習発表を行うなど、学校への周知、啓発に向けた取り組みも進んでおります。あわせまして、学校現場における実践では、5校程度の高等学校が図書委員等を中心に学校図書館活動の中でビブリオバトルを企画しており、こうした取り組みは生徒の読書率の向上や本好きな生徒の増加にもつながっております。

さらに、今後に向けましては、先般策定をいたしました第3次高知県子ども読書活動推進計画において、平成30年夏ごろに開館予定のオーテピア高知図書館による読書環境の充実強化策として、10代の子供たちに読書の楽しさを知ってもらい取り組みにビブリオバトルを位置づけており、オーテピア高知図書館では開館初年度からの実施に向け準備を進めているところでございます。このため身近な地域の図書館においても取り組みが広がるよう、本年度は県内3カ所で54名の図書館関係者に対しビブリオバトルについての研修も行ってまいります。

今後もさまざまな機会や場面を捉えてビブリオバトルの啓発を行い、その活動が広がっていきますよう取り組みを進めてまいります。

最後に、地域未来塾の今後の取り組みについてお尋ねがございました。

地域未来塾は、学校・家庭及び地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子供たちを育む体制づくりを目的に、学習

がおくれがちな中学生、高校生などを対象とした学習支援など、地域の実情に応じた取り組みを行うこととして、平成27年度から国が実施しているものでございます。こうした学習支援の取り組みは経済的な理由による教育格差を是正するための取り組みとしても、その意義は非常に大きいものでございます。

本県におきましても、厳しい環境にある子供たちに学力を保障するため、本年度から15市町38校の中学校で、この地域未来塾の事業を実施しております。加えまして、補習などのための指導員等派遣事業など国のさまざまな事業を活用して、計29の市町村学校組合、89校の小学校、72校の中学校で放課後などの補充学習を実施しているところでございます。実施校におきましては、事業成果がさまざまな形であらわれてきており、例えば基礎学力の定着や宿題の提出率の上昇、不登校の生徒の出席がふえるといった成果が報告をされております。

このようなことから、今後も事業実施主体である市町村の教育委員会や学校と連携を密にしながら、この地域未来塾を含め、放課後などの補充学習のための事業を積極的に活用し、子供たちを育み、学力を高める取り組みを推進してまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 農業大学校での経営感覚を持った人材育成についてのお尋ねがございました。

県立農業大学校は、幅広い視野を持ち、社会変化に対応できる能力を備えた担い手を育てることを目的に設立され、これまで農業の基礎的な技術や知識の習得を進めてまいりました。

お話のありましたように、近年は次世代型ハウスで企業的な経営を始める法人が増加しており、そうした法人などからは経営の一翼を担う人材の育成が求められているところでござい

す。そのため農業大学校におきましても、企業的な経営管理能力を持った人材育成の取り組みの強化が必要だと考えております。

そこで、本年度は県内の農業法人での長期研修を充実強化するとともに、新たに法人の経営者を講師とした労務管理や販売方法など、経営の高度化に対する学習機会も提供しているところでございます。また、園芸先進国オランダの先進的な園芸農業を学び、企業的な農業経営を肌で感じていただく絶好の機会であるオランダ・レンティス校への派遣研修の機会もふやしているところでございます。さらに、来年度には総合環境制御装置を備えた次世代型ハウスの建設を予定しており、高度な栽培管理能力の向上にも努めてまいります。

こうした取り組みによりまして、企業的な経営感覚と高度な経営管理能力をあわせ持った人材の育成強化を一層進めてまいりますとともに、農業大学校の専門職大学化につきましても、開かれた農大づくり推進委員会などの御意見をお聞きしながら、検討を重ねてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） 牧野植物園の展示事業、研究及び栽培技術成果などの評価と課題、それらと入園者の減少との因果関係の分析と検証、そしてその結果に対する改善対応についてお尋ねがありました。

展示事業では、開園50周年に当たる平成20年から始めた花絵巻などのフラワーイベントのほか、季節の植物の企画展示など、さまざまな取り組みを行い、企画の種類も年々ふやしてきており、ショクダイオオコンニャクのように大きな話題となったものもございました。研究部門では、海外産生薬のエキスのライブラリー化を加速することにより、大学や製薬企業などとの共同研究が行われるようになっていきます。栽培技術分野では、多数の植物育成や増殖技術の蓄

積により海外産植物の開花も可能となり、展示事業と連携した取り組みが行われています。

課題といたしましては、展示事業では話題性を高め、多くの方々に広報する手段やリピーターの拡大、牧野博士の植物図などの公開の機会の拡充といったこと、研究分野では植物分類学と薬学とのさらなる連携や研究成果の公開、産業振興への貢献といったこと、栽培技術分野では、長江圃場で栽培している希少植物の公開や薬用植物の栽培技術の確立といったことがございます。また、各分野に共通することでございますが、有期の契約職員がそれぞれ半数以上を占めており、業務の継続性や人材の育成も課題であると考えています。

植物園の入園者数は、開園50周年の記念庭園が整備された平成20年度と、温室がリニューアルされた平成22年度の約20万人をピークに、年々減少を続けておりますが、平成26年度に13万人台となった後は、14万人台へと回復基調となっております。入園者の減少の理由としましては、花絵巻など同じイベントの繰り返しでは目新しさがなくなり、リピーターも減少したのではないかと考えられること、企画展の種類をふやしてきていますが、戦略的な広報まではできていなかったことなどが挙げられると考えています。

こうした状況を踏まえ、このたびの磨き上げ整備構想においては、植物に関心のある方々だけでなく、県内外の子供や家族連れの多くの皆様が集い、植物と触れ合い、そして体験学習ができる新たな園地の整備を行うこととしてまいります。また、牧野博士が収集した貴重な植物標本や芸術性にもすぐれた植物画などの見せ方を工夫したり、園内ガイドの配置等に取り組むとともに、県外観光客の誘致に向けたプロモーション活動の強化も図っていきたくと考えています。さらに、国内外の植物に関する研究者が集い、あわせてそうした研究の場を一般の来園者の

方々にも見ていただけるような工夫もしていきたいと考えています。

こうした取り組みとともに、これらを実現するための組織・人員体制の整備を計画的に進めていくことを通じて、牧野植物園を世界に誇れる植物園として磨き上げていきたいと考えています。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、職員の業務の引き継ぎの状況についてお尋ねがございました。

職員の業務の引き継ぎにつきましては、県行政の継続を確保するためにも重要でありますことから、高知県処務規程の服務心得として、職員が転任等となった場合には、速やかに後任者へ事務の引き継ぎをするよう定めているところでございます。

引き継ぐ内容につきましては、職員の職務や業務内容により異なりますことから、引き継ぐ方法や様式などは定めておりませんが、職員間の引き継ぎの多くは文書で行われているものと認識をしております。

また、各部局においては、年度の当初に部局内での勉強会等で重要施策のこれまでの経緯や課題、今後の取り組み等について意識合わせを行っております。

次に、職員の業務のよりよい引き継ぎのあり方についてお尋ねがございました。

業務の引き継ぎに当たりましては、職員間だけでなく、組織として引き継ぐことが重要であります。部局単位や課の単位はもとより、チームが統括するチーム単位におきましても、担当者間だけでなく、チームなどの上司も引き継ぎに同席することによりまして、引き継ぐ内容をできるだけ多くの職員が共有するなどの工夫を行う必要があると考えております。また、引き継ぎを文書で行うことによりまして、後任者の事務遂行のための貴重な資料になるだけでは

なく、その上司にとりましても業務の面などで大きなメリットがありますことから、職員に業務の経緯や目的などを引き継ぎ書にしっかりと残すことを意識づけることが重要であり、県政運営指針においてもその旨を盛り込んでおります。

来年度は、一連の施策群をより効果的に推進していくために、大幅な組織改正が行われる予定でありますことから、庁議などの場におきまして、組織として引き継ぎが確実に行われるよう周知するとともに、引き継ぎ書のうち、所属内で共有すべき情報につきましては、必ずチーム以上で共有するよう改めて各所属に通知をしたいと考えております。

最後に、職員がこれまでに築き上げてきた外部との関係をどのように後任に引き継ぐことが必要と考えるかお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、人事異動によりまして、これまでの対外的なつながりが停滞することは避ける必要がございます。このため、職員の人事異動におきましては、所属はもとより、チーム単位においても業務の継続性が確保され、業務の引き継ぎが円滑に行われるよう職員の配置を心がけているところであります。とりわけ対外的なつながりが重要となる業務に携わる職員につきましては、業務の進捗状況に応じて継続して関係する部署に配置するなど、業務の継続性に重きを置いた職員の配置にも意を用いているところでございます。

また、担当する職員が異動した場合においても、これまでに築き上げてきた人脈や人間関係が途切れることのないよう、関係する方々に早目に連絡をとり、上司や前任者とともに挨拶に伺い、自己紹介をするとともに、意思疎通を図るなどといった対応を行う必要があると考えております。

いずれにしましても、県政運営に関係してい

ただいている皆様との関係を、個人としてではなく、組織として円滑にかつしっかりと継続できるように取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 健康サポート薬局についての認識と対応についてお尋ねがありました。

健康サポート薬局には、地域住民の健康の意識を高め、健康管理を積極的に支援するという健康サポート機能と、かかりつけ薬局が持つべき3つの要件である患者の服薬情報の一元的、継続的な把握とそれに基づく適切な指導、24時間対応と在宅対応、医療機関などとの連携体制の構築が求められており、この健康サポート薬局が県下に広がっていくことは、住みなれた地域で安心して暮らし続けていくために有用なものとして認識しています。

本県では、薬局の健康サポート機能については、国に先駆けて平成26年度から高知県薬剤師会と連携し、地域に密着し高血圧対策や禁煙支援などの健康づくりに関する支援、相談を受けることができる高知家健康づくり支援薬局の取り組みを開始しており、現在県内薬局の4割に当たる163薬局に支援薬局として活動いただいております。このように健康サポート機能を持った薬局はふえてきていますが、一方でかかりつけ薬局の機能を満たし、健康サポート薬局になるためには、24時間対応と在宅対応が高いハードルとなっています。

そのため、まず24時間対応については、薬剤師の数が少なく、1つの薬局で対応が困難な場合は、患者からの相談や調剤に近隣の複数の薬局が共同して24時間対応できる体制づくりを、高知県薬剤師会と一緒に進めていきたいと考えています。また、在宅対応については、地域のかかりつけ医や訪問看護師などが訪問した際、在宅患者に飲み残し薬があった場合に、調剤し

た薬局の薬剤師が訪問して、服薬指導などを行うお薬プロジェクトをモデル事業として実施しており、この取り組みを県内に拡充していくことで、在宅対応を行う薬局をふやしていきます。

県としては、高知家健康づくり支援薬局ができるだけ多く健康サポート薬局へ移行できるよう、高知県薬剤師会を初め関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) これからの高齢ドライバーの増加に対する取り組みについてのお尋ねがありました。

まず、本県の現状ですが、平成28年末現在の75歳以上の運転免許人口は約4万4,000人で、免許保有者の約9%を占めております。また、認知機能検査は昨年未までに累計で約9万3,000人に対して実施し、このうち一定の交通違反を行った方221人に対して臨時適性検査を実施いたしました。

本年3月に施行される改正道路交通法では、免許更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあるとされた方に、医師の診断書の提出が義務づけられます。県警察では、これまでも認知症専門医等との研修会を開催するなど一定の協力体制をとってきましたが、改正法施行後は、対象者の大幅な増加が見込まれることから、この協力体制をさらに強化するとともに、認知症診断に御協力いただける医師のリストを検査対象者にお示しするなどして、円滑な受診がなされるよう努めてまいります。また、改正法施行後の認知機能検査や高齢者講習の運用については、県下の指定自動車教習所に業務委託し、県下全域をカバーした体制をとることとしております。

今後の課題としては、議員御指摘のとおり2025年には、本県の75歳以上の運転免許人口は、約6万4,000人と昨年に比べ約2万人増加することが予想されます。これに伴い認知症のおそれあ

りと判断される方も相当数増加し、認知症診断に協力いただく医師の確保、高齢者講習の実施体制が問題になるものと見込まれます。その対策として、県警察では改正法施行後の運用状況をも見きわめつつ、引き続き認知症の診断に協力していただける医師との研修の場を数多く設ける、指定自動車教習所における講習者の受け入れ体制の強化を働きかけるなどして、より円滑な検査や講習等が行われる体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○23番（池脇純一君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

教育長、ビブリオバトルの状況について、学校現場のほうではまだ普及しているようには御答弁がなかったんですが、図書関係においてはかなりやられておるといことです。まだ歴史が浅いですから、それもそうだろうと思うんですけども、これはやっぱり特に義務教育の教育現場でもっと広がるのが大事じゃないかなと思いますので、その点について再答弁をいただければと思います。

それから、健康政策部長、本県の場合は支援薬局がしっかりあるわけですけども、サポート薬局への進み方……

○議長（武石利彦君） 池脇議員に申し上げます。議会運営委員会の申し合わせの時間が参りました。

○23番（池脇純一君） 以上で質問を終わります。

○教育長（田村壮児君） ビブリオバトルを授業で活用することですが、基本的に授業内容をどうしていくかというのは学校の判断ということになりますけれども、ただ探究的な学習を進める中で、このビブリオバトルというのは大変有効な手段だと思っております。そういうことで、このことについての周知、啓発的なことを学校現場のほうにしていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番野町雅樹君。

（33番野町雅樹君登壇）

○33番（野町雅樹君） 皆さんこんにちは。新風・くろしおの会の野町雅樹でございます。副議長のお許しをいただきましたので、会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。自身2回目の総括質問であります。知事を初め執行部の皆さん、よろしく願いをいたします。

それでは、早速質問に入ります。

まず、日本一の健康長寿県づくりについて伺いをします。

昨年12月に高知県地域医療構想が策定をされ、先月には第3期日本一の健康長寿県構想バージョン2が取りまとめをされました。少子高齢化が全国より15年先行しているというふうに言われます本県において、地域医療・介護の充実、また両部門の連携は大変重要な取り組みであると同時に喫緊の課題でもあります。地域医療構想では、将来の各地域地域での医療・介護のニーズに応じた医療資源の効率的な配置と医療と介護の連携を通じた、より効率的な医療提供体制を構築することが策定の趣旨として示されており、このことから早急な地域包括ケアシステムの構築が求められるところであります。

しかしながら、特に郡部において医療従事者の不足や高齢化、さらには地域包括ケアシステ

ム構築の中心的な担い手である市町村もそれぞれ御努力をいただいておりますけれども、ふえ続けるニーズや業務対応に追われ、マンパワー不足は否めず、まだまだ十分なシステムになっているとは言えない現状にあるのではないかというふうに思います。

まず、医療部門においては、例えば安芸地域医療圏における訪問看護のニーズ調査の結果から、訪問看護への潜在ニーズは要支援・要介護者の11.5%と、現在のサービス提供量の7.3倍となっており、サービス不足が明らかな状況であります。また、現在県内には訪問看護ステーションが59カ所ありますけれども、そのうち約6割に当たる36カ所が高知市、南国市に集中しております。20市町村では未設置で、安芸地区には4カ所とやはり郡部には少ない状況にあります。さらに言えば、県内の訪問看護師数は211名で、看護師全体の1.5%と少なく、また特に郡部では小規模事業所が多いため、24時間対応が困難な状況にもあります。さらに、24時間体制で在宅医療に対応できる医師も不足をしております。熱意のあるわずかな医師に多大な負担がかかっているともお聞きをしております。

この人材確保の課題につきましては、一昨年12月議会でも質問をさせていただき、健康政策部長から、東部を初め郡部での医師・看護師不足、また中央地域に集中する地域偏在が課題であるが、医師については奨学金制度やキャリア形成支援などにより若手医師が増加傾向に転じていること、また看護師につきましても、奨学金制度の償還免除の指定医療機関について対象地域の見直しを図るなど改善策を講じているという御回答がありました。さらに、在宅医療の充実という視点では、訪問看護ステーション連絡協議会による訪問看護師の派遣を調整する体制の整備、また高知県立大学看護学部における寄附講座による訪問看護師の養成を行ってい

るとの御回答もいただいたところであります。

私も、その後多くの医療機関、関係団体の皆さんにお会いし、御意見、御要望をお伺いする機会がありました。その中で、御回答いただきましたように、あき総合病院などにも若い臨床研修医の先生方もおいでいただいておりますし、東部地区の訪問看護ステーションにおいても、高知県立大学における訪問看護スタートアップ研修の第1期生が実際の医療現場ではつらつと実習に取り組む様子などもお聞きをいたしておりまして、その取り組みの成果の一端を実感したところであります。

また、高知県看護協会において、潜在看護職員等復職支援研修にも長らく取り組んでおり、現在一定数の受講生があり、その7割が何らかの形で復職をしているとお話もお聞きしているところであります。しかしながら、お話を伺った関係者の皆さん方が異口同音におっしゃっていることは、今現在も、また今後とも看護師の不足感は拭えないということでありました。さらに言えば、先日配布をされましたさんSUN高知3月号にも、看護職員の就職説明会の開催に関する記事が掲載をされておりました。やはり県内の看護師不足は特に郡部では危機的な状況にあるということがよくわかります。

こうした中、東部地域への看護学校の設置について、安芸郡医師会での設立に向けた取り組みを継承する形で、現在安芸市が中心となり高知市の学校法人の協力も得て、東部地域9市町村、関係する医療機関、商工会議所などが一丸となって、平成31年4月の開校を目途に一般社団法人の設立に向けた準備を進めているところであります。このことにつきましても、一昨年12月の私の一般質問に対して、健康政策部長からは、今後改めて関係者で看護学校の設置に向けた検討がなされることとなれば、県としては、東部地域への看護師の確保は重要な課題で

あると認識をしているので、学生の確保、資金面での見直しなどについて再度お話をお伺いしながら助言や情報提供などを行い、要件が整えば施設や設備の整備、また設置後の運営費への補助など必要な支援をしっかりと行ってきたいとの力強い御回答をいただいたところであります。

そこでまず、東部地域への看護学校の設置について県による格段の御支援をお願いしたいというふうに考えますが、知事の御所見をお伺いします。

また、医師、看護師の人材確保に対するこれまでの取り組みの成果とそれらを踏まえて、在宅医療を支える医師、看護師といった医療従事者の確保、また資質の向上、さらには訪問看護サービスの充実について、特に安芸地域医療圏など郡部における県の取り組みの現状と今後の対応策について、改めて健康政策部長にお伺いをいたします。

あわせて、少子化対策の一翼を担う助産師の育成の現状と大学との連携などを含めました支援策について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、在宅医療・介護におけるICTの活用についても、仕事を効率化し、その精度の向上に役立つものというふうに考えますが、現状の取り組みと成果、今後の県内への普及に対する支援について健康政策部長にお伺いをいたします。

私の地元であります安芸地域医療圏では、65歳以上の高齢化率が40.4%と極めて高く、また人口減少率も県内で最も高くなっており、このことから医療・介護へのニーズが大変高い地域であるということがわかります。しかしながら、医療機関、病床数、また医師、薬剤師、看護師、助産師などの医療従事者数は県平均を下回っており、特に民間病院の医療従事者の不足、

高齢化などが深刻で、急性期医療の維持が困難な状況になっております。

そのため、急性期医療を地域内で完結するためには、あき総合病院の役割が大変重要になってまいります。平成24年に県立あき総合病院として組織再編されて以降、平成26年には心臓・脳血管カテーテル治療に必要な血管撮影装置などの最新医療装備を備えた近代的な建物に一新をされ、救急患者の受け入れ数や手術件数、またこれらを支える医師、看護師を初めとした医療従事者数もV字回復をし、地域住民に信頼される地域の総合病院、そしてさらに災害拠点病院として生まれ変わっております。私も安芸市の住民として地元の皆さんからの御意見も含め、このことを日々実感しておるところでございます。

そこで、安芸地域医療圏におけるあき総合病院の役割と今後のさらなる機能強化について公営企業局長にお伺いをします。

次に、医師や特に看護師、助産師などの確保に当たって、子育て支援も含め、夜勤などの変則的な勤務体制にしっかりと対応できるような環境整備が求められます。私も看護師の妻とともに2人の娘を育てましたが、それぞれの病院において院内保育所などが充実しており、大変助かりました。現場の若い看護師さんなどからも、そうした御要望をよくお聞きします。

あき総合病院における保育所の現状と今後の対応につきまして公営企業局長にお伺いをいたします。

それでは次に、地域包括ケアシステム全般のことについてお伺いをいたします。県では、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県づくりを実現するために、高知型福祉を提唱し、先月これまでの成果と課題を検証して、その施策をさらに充実させ

た第3期日本一の健康長寿県構想バージョン2を取りまとめました。こうした県の積極的な取り組み、また本県の厳しい現状を踏まえ、国が提唱しております地域包括ケアシステムにつきましても、あったかふれあいセンターなどを生かして、全国に先駆けた高知家方式とも言うべき独自のシステムの早急な構築と県内への普及が求められるところでもあります。

安芸福祉保健所管内では、その危機的な背景も踏まえて、医療・福祉の連携が積極的に進められております。安芸市においても在宅医療・介護連携推進事業などを活用したモデル的な取り組みが行われ、注目が集まっております。

先日、2月11日に安芸市で開催をされました看取りフォーラムでは、あき総合病院や民間病院の医師、看護師、福祉施設の介護士や安芸市の地域包括ケアセンターの職員さんらによる大変わかりやすい寸劇やパネルディスカッションなどが披露されまして、みとりという大変重いテーマでありながら、参加者の心にすっと落ちる大変すばらしい内容になっておりました。また、当日は安芸市内外から数百人の参加者があり、地域での福祉事業、また在宅医療・介護、自然なみとりなどへの関心の高さにも改めて驚かされた次第であります。

また、あき総合病院を核として地域の医療や福祉にかかわる関係者の皆さんが一堂に会して、地域での課題や取り組みについてフランクに意見交換できる場として、地域連携懇談会、通称ちれんこんと言うそうですけれども、こうした組織も設立をされており、大変盛り上がっているというふうにお聞きをしております。

このような取り組みによりまして、医療と福祉といった部門間、また地域や組織間の情報共有が進み、ヒューマンコミュニケーションが進むことで、最も重要な人と人との壁が取り払われ、真の地域包括ケアシステムが構築されてい

くものと期待をしているところであります。

しかしながら、管内の病院や福祉施設では現在介護人材の不足が深刻化をし、一部の施設では入所希望者の受け入れができない状況もあるというふうにもお聞きをしております、こうした厳しい現実が突きつけられていることもまた事実であります。介護人材の確保は看護師以上に厳しいものと認識をしております、各事業所において賃金を含む働きやすい環境の整備が求められるところでもあります。さらに、地域包括ケアシステム構築の中心的な担い手である市町村もマンパワーが不足をしております。こうした厳しい現状に対応する形で、国や県においてもさまざまな施策を打ち出しており、平成29年度予算にも幾つかの取り組みが計上されているところであります。

そこでまず、地域包括ケアシステム構築に向けた県内での取り組みの現状と課題、また今後の県の支援策について地域福祉部長にお伺いをいたします。

また、安芸福祉保健所管内での医療・介護の連携の取り組みの評価と今後の支援策について地域福祉部長にお伺いをいたします。

あわせて、介護職員の離職の要因と賃金アップも含めた職場の環境改善への支援策についてお伺いをいたします。

次に、この項目の最後に、知事にお伺いをいたします。高知家方式の地域福祉の拠点として、県が先頭に立って設置を進めておりますあったかふれあいセンターにつきましては、知事の提案説明にもありましており、県内に44カ所、サテライトも含めると250カ所が整備されて、定着をしてくれているというふうにお聞きをしておりますが、市町村による取り組みの温度差なども見受けられる中、優良事例を含めました具体的な成果などを情報共有する仕組みが必要ではないかというふうにご考えられます。

また、今後はさまざまな問題を抱える子供や障害者に対する支援の拡充も求められるのではないかというふうに思います。さらに、地域包括ケアシステムの確立を目指す上では、医療などとの連携による機能の充実が必要ではないかというふうに考えますが、あったかふれあいセンターにおいて訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅サービスを受けることは、現行の医療・介護保険制度では認められていないといったこともお聞きをしております。

あったかふれあいセンターの整備、訪問看護サービスの充実など、県が率先して処方箋を示している手法、これも高知家方式とも言えるものと評価をしておりますけれども、こうした高知家方式の政策展開による地域包括ケアシステムの構築に向け、鍵を握る取り組みの一つであるあったかふれあいセンターの機能強化に向けた知事の御所見をお伺いします。

それでは、次の質問項目に移ります。農業振興についてお伺いをします。

昨日の中内議員、米田議員の質問にもありましたとおり、県内のJAグループは、農家の所得増大、地域活性化を柱とする自己改革を進めるための手段として、平成31年1月を目途に大型合併を計画しております。私も県職員として28年間農業分野で仕事をさせていただき、JAグループの皆さん方には大変お世話になり、各産地における産地振興のかなめとして、また最大のパートナーとしてともに汗をかき、農家のために頑張ってきたというふうに自負をしております。しかしながら、農家の高齢化や組合員の減少が続き、農産物や生産資材の流通、また金融・保険事業などの国際化が大きく進む中、組織の経営基盤を強化し、営農指導などの農家サービスを充実するためにこの合併が進められているものというふうに認識をしております。

お聞きをしますと、現在県内で12JAの総代

会において合併の合意が決議をされ、統合経営計画などが順次取りまとめられているということでもあります。一部拝見をしますと、農地の流動化、ハウス整備などについては、JA出資型法人の設立、相談に対応できる人材の配置、販売部門では、県外事務所への人員拡充、加工品の開発、業務用野菜等への対応強化、さらに出荷、生産資材コストの低減については、共同利用施設の効率的な再配置、仕入れの一元化や物流の合理化によるコスト低減などの方向性が掲げられ、これまで以上に本県農業振興の最大のパートナーとして機能の充実が期待される内容となっております。

その中で、営農指導部門においては、現在県内に163人配置をされている営農指導員の増員、体制の充実などが掲げられておりますけれども、現実的にはこれまでのJAの統廃合の中でも見られましたように、活動範囲がより広域化することも考えられます。その際、県の農業改良普及指導員との役割分担や連携のあり方も変わってくるのではないかというふうに考えます。

そこで、JA合併によって両組織の指導体制がより充実をして相乗効果をもたらし、農家所得の向上、産地の振興に寄与できることを期待しておりますけれども、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、本県農業の最大の柱である施設園芸の振興についてお伺いをいたします。施設園芸は、本県の地の利と農家の高い生産技術、また農家を含む多くの関係者の高い志と先進的な取り組みによって発展をし、特に近年は天敵等を活用したIPM技術の開発と県内への普及、さらには現在推進をしております環境制御技術の導入も知事の提案説明にもありましたように、主要野菜のナス、ピーマンに加えて、花卉類、果樹類など23品目、167ヘクタールにまで拡大をし、次世代型ハウスの導入も33.4ヘクタールにまで

達するというふうに見込まれているとのことであります。

平成29年度の予算におきましても、県単独事業である環境制御技術普及促進事業1億7,000万円に加えて、国庫補助事業である産地パワーアップ事業2億5,000万円、合計4億円などが予算化をされておまして、その本気度を感じておりますし、こうした取り組みは本県の園芸史に残る歴史的な取り組みであり、その推進のエンジンである尾崎知事、農業振興部を初め執行部の皆さんの御努力に敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思います。

一方、地元の農家や農業法人、またさまざまな関係団体からお聞きをするお話の中には、ハウス整備にかかる費用が高過ぎる、後継者がおらんかったらもうよう建てかえんなどの悲痛な声も聞こえるのが現実であります。近年、一般ハウスの整備費でも10アール当たり900万円以上、高軒高、高強度ハウスになると1,400万円、あるいは2,000万円以上の場合もあるなど、やはり農家の皆さんが補助事業なしでは新設や建てかえは厳しいと考えるのが普通かというふうに思います。当然、そのために国庫補助事業、また県単独事業など手厚い補助制度があり、農業者も含めて大変ありがたく思っておるわけですが、今後更新時期を迎える園芸用ハウスや、高速道路などのインフラ整備に伴い移設を余儀なくされるケースもふえてくるのが想定をされます。

そこで、これまでに補助事業を活用して整備された園芸用ハウスがどの程度あるのか、また産業振興計画の産業成長戦略における農業分野の平成37年度目標値である農業産出額等1,150億円を達成するためには、施設園芸の振興がかなめであり、ハウス整備や環境制御技術の普及が重要なポイントになるというふうにも考えますが、今後どのように対応されるのかに

ついて農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

なお、私が県職員時代に現場におりましたころから感じていたことですが、こうした補助事業、特に新たな国庫補助事業などは、その事業要件などが明確になる時期が遅く、募集期間が短期間であるということが多いことから、現場サイドではJA、市町村などの足並みがそろわず農家への周知がおくれるなど、せっかくの機会を逃すケースもあるように感じております。今後とも、それぞれの事業概要などの情報はできるだけ早く産地側に提供いただき、農業振興センターを含めました県の出先機関や市町村、JAなどが一体となって農家などに情報提供をいただく体制整備もこれまで以上に必要かというふうに考えます。さらに言うと、1年から2年前には農家などのニーズを的確に取りまとめ、産地としての具体的な整備計画のストックがあるということが理想であり、このあたりの御指導もまたよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、JAグループの合併に関する統合経営計画の中にも、合併の最大のメリットでもある生産資材コストの低減が掲げられております。レンタルハウス整備事業などの最大の受け皿であるJAグループが、その合併によるスケールメリットを生かし、さらなるコスト低減や地域間での格差の是正に取り組むことを期待するところであります。

一方で、補助事業者である県としても、関係者への指導も含め、整備にあわせたコスト低減策を検討する時期ではないかというふうに考えますが、農業振興部長の御所見をあわせてお伺いいたします。

次に、平成29年度予算において計上されている環境制御技術普及促進事業についてお伺いをします。この事業につきましては、平成26年度

補正予算から始まり、実質3年目となりますけれども、平成29年度は県単独事業である環境制御技術普及促進事業に加えて、国庫補助事業である産地パワーアップ事業も活用するというふうにお聞きをしております。

そこで、事業実施主体となる市町村やJAなどにおいては、事務手続上の煩雑さも含め、大変混乱しているというふうにお聞きもしております。事業の受け手となる皆さんへの十分な説明や理解を得ることでスムーズな事業執行ができるというふうに考えますが、県単独事業と国庫補助事業との事業対象範囲などの主なさび分けとスムーズな事業執行への対応について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、施設園芸の経営規模拡大への対応についてお伺いします。県内における次世代型ハウスの整備は33.4ヘクタールまで拡大をする見込みであり、企業参入や農業生産法人化への動きも見られ、県内のハウス経営面積1ヘクタール以上の販売農家数が2015年には55戸、販売金額3,000万円以上のある程度大きな農家数が238戸となっており、それぞれ10年前よりもプラス20戸、プラス56戸と増加をしております。そうした農家の皆さん方のお話をお伺いしていると、規模拡大へのボトルネックの一つに労働力の確保が挙げられます。また、高知県の行ったアンケート調査結果でも、農家の約4割、あるいはほとんどの品目で経営上の課題として労働力不足が挙げられ、特に規模拡大志向農家では、約7割が問題であるというふうにお聞きをしております。

一方で、県内でも、統計史上初めて年間を通じて有効求人倍率が1倍を超えるなど労働市場にも変化が見られており、他業種との競合によって収穫作業など季節的な労働力を求める傾向が強い農業を含む1次産業における労働力確保がより厳しくなっているというふうにも考えられ

ます。農家人口が減少する中で、産業振興計画の目標値を実現し、本県農業の活性化を図っていくためには、農業経営の規模拡大、特に施設園芸農家の規模拡大は大変重要なポイントであり、その労働力確保はこれまで以上に重要になるというふうに考えます。さらに、JA集出荷場などでも労働力が不足をしており、JAではこの合併を機に、こうした共同利用施設の効率的な再配置、また地域間での労働力補完による周年雇用体制の確立など、労働環境の改善にも取り組んでいただけるものと期待をしておるところであります。

そこで、施設園芸農家などの規模拡大のボトルネックとなる労働力確保、また産地の出荷、販売に多大な影響を与えるJAなどの集出荷施設の再配置をどのように支援していくのかについて農業振興部長にお伺いをします。

次に、外国人技能実習制度についてお伺いをします。昨年11月28日に新しい技能実習法が公布をされ、本年から施行に向けた準備が進められております。このことに伴い、新たな外国人の技能実習制度がスタートするというふうにお聞きをしております。この制度は、言うまでもなく、開発途上地域等に農業を初めとする技能などを移転し、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度であります。

県内にも既に11の監理団体があり、農業を初め水産業、建設業、縫製業などの業種で約650人の実習生の受け入れをしておりまして、送り出し国もベトナム、中国、フィリピン、ミャンマーなどと多く、こうした国々の皆さんが本県などで技術実習に取り組んでおられるということをお聞きをしております。なお、このうち県内での農業実習生は約380人ということであり、須崎市、南国市、香美市、香南市、芸西村などにおいて、ミョウガ、ニラ、ナス、花卉類など施設園芸農家を主体に、その高い農業技術や経営のノウハウ

ウなどについて学んでいるというふうにお聞きをしております。しかしながら、全国的にはこうした制度を悪用して単なる低賃金の労働力として扱うなどの事例もあり、悪質な場合はマスコミでも報道されるなど、制度のほころびも見えているところであります。

そこで、今回の法改正に伴う制度上の改善点と県内における当実習制度の運用の現状と課題、特に農業分野における技術移転という視点で、研修後の研修生の動向も踏まえた成果について農業振興部長にお伺いをいたします。

本県が農業技術交流をしているフィリピンのベンゲット州からの研修生に農業技術センターなどでお会いし、その向学心や真面目さにも敬服をしたところであります。こうした実習制度がそれぞれの国や地域での産業振興に役立つことはもちろん、人的な交流が深まることで、さらにウイン・ウインの関係に発展していくことを期待しております。一方で、昨年末政府は国家戦略特別区域諮問会議において、この制度とは別枠で、特区を活用した外国人労働者の受け入れを決定しました。農業分野で労働力不足が問題になる、こういうことの視点に立てば、こうした取り組みについて今後本県でも検討していくべきではないかというふうに考えます。

次に、園芸団地の整備についてお伺いをします。このことにつきましては、一昨年の12月議会の一般質問において、大規模な次世代型ハウスの整備や農業クラスターを展開するに当たって活用できる園芸団地の整備対策についてお伺いをしたところですが、その後次世代型ハウスも順次整備をされております。農業振興部長から、市町村や関係団体と連携をし、一定のまとまりのある園芸団地をつくり出す仕組みについての御答弁もいただきました。

また、今後平成37年までに次世代型ハウスを201ヘクタールにまで拡大するという高い目標を

立てられておりますけれども、農地中間管理事業を活用した農地の貸付実績については、2年間の借り入れが587ヘクタール、貸し付けが167ヘクタール、そのうち施設園芸用地への貸付実績が16件、3ヘクタールとお聞きをしております。当然、当事業を活用しなくとも農地流動化は可能であり、それぞれ御努力いただいていることは承知しておりますけれども、今後の高い目標に向けた施設園芸振興策の中に、こうした事業もしっかりと位置づけていただき、有効に活用いただくことを期待しているところであります。

そこで、今後特に施設園芸の規模拡大、園芸団地の整備に当たって優良農地を確保し、園芸団地を生み出すためのさらなる取り組みについて農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、農業振興における試験研究機関の役割と今後のあり方についてお伺いをします。本県の産業振興における公設研究機関の果たす役割は大変重要であることは言うまでもありません。

農業分野においては、農業技術センターの果たす役割は大きく、近年では先進的なIPM技術として土着天敵の活用による害虫防除体系の確立やナスの土佐鷹、慎太郎、ピーマンのトサミドリ、また先日の地方新聞にも掲載をされましたとげなしユズなどのオリジナル品種の育成。また、何といたしまして、現在取り組みを進めております次世代型こうち新施設園芸システムの技術開発などに大きく貢献をいただいております。言いかえれば、農業技術センターが目指す技術革新やイノベーションが本県の農業振興の道しるべとも言えるのではないかというふうに考えます。

当然、大変地道な基礎研究や国からのさまざまな委託研究などがありますが、その研究課題の多くは、県内の農家や関係団体、企業、消費者、また県の農業改良普及指導員などの要望の

中から厳正に審査をされ選定をされておりますので、農家や消費者ニーズの視点に立った地域密着型の実用的な技術開発が主体になっていることは言うまでもありません。農業技術センターでは、平成23年度に試験研究中期研究目標を取りまとめられ、平成28年度には一部を改定し、32年度までの将来ビジョンとして行動計画が示されております。

そこで、産業成長戦略における農業分野が目指す平成37年度の農業産出額等1,150億円を達成し、さらにその先の本県農業の姿を展望するためには、農業技術センターにおいても将来を見据えたさらなる長期ビジョン、目指すべきイノベーションへの戦略が必要ではないかというふうに考えます。農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

また、他分野の研究機関、大学、民間企業などとの連携がますます必要であるというふうに考えますけれども、現状と今後の取り組みについて、あわせてお伺いをいたします。

次に、農業技術センターは、現在南国市にある農業技術センター、高知市朝倉の果樹試験場、仁淀川町にある茶業試験場で構成され、昨年度山間試験室廃止などの小さな組織再編がありつつも現体制になってから25年が経過をいたしました。経営方針の中では、重点化を図る3分野として、次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進、環境保全型農業の推進、独自品種の育成と地域特産品目の高品質化技術の開発を掲げ、農家の所得向上に結びつく、出口の見える研究開発を進め、普及組織と連携をして研究成果の早期移転に努めるとしております。

将来にわたって、地域密着型の研究を進め、イノベーションを推進していくためには、さらなる機能強化が必要ではないかというふうに考えます。経営方針の中にも示されておりますように、近年農業技術センターでは、生産現場で

の研修会に積極的に参加することや、大学などからのインターンシップ、海外研修生を受け入れるなど、農業現場などとの連携を強化し、開かれた研究機関とのイメージも定着しつつあります。

なお、農家や県民の皆さんからは、より産地との連携を深め、より県民に開かれた研究機関であってほしいとの御意見もお伺いをするところであります。例えば、果樹試験場では、進入路が住宅地で大型バスなどが入れないことや、現在耐震工事中ですけれども、建物も大変古く狭いこともあり、大がかりな大会やイベントなどの開催は難しく、県内外からの視察者の受け入れにも窮しており、開かれた試験場とは言いがたい現状にあります。そのため、以前から果樹農家などからも移転や建てかえを望む声が多く上げられております。一方、愛媛県や宮崎県などの果樹試験場においては、県民に広く試験場を開放する参観デーを開催したり、ハイキングコースやトロピカルフルーツドームなどを有し観光スポットになっている事例もあります。

そこで、例えば本県の果樹農業の85%を占めるユズやブタン、温州ミカンなどのかんきつ類の主産地に移転をすることで、研究機能の向上はもちろん、研究成果の積極的な公開、産地と連携をした果物の需要拡大のPRや観光イベントなどを含めた県民参観デーを開催するなど、より県民に開かれた地域の果樹産業クラスターの中核施設として機能強化を図るといった夢も広がります。

さらに言えば、現在の果樹試験場は8.4ヘクタールの敷地面積を有しておりますが、高知市朝倉の高台に位置しており、高知市との調整は必要ですけれども、南海トラフ地震による津波対策でも安全な住宅地や企業団地としての活用も考えられるのではないかというふうに思います。少し考えが飛躍をし過ぎているのかもしれ

ませんけれども、本県農業の道しるべとなる農業技術センターの長期ビジョンを作成するに当たり、研究目標だけでなく、組織再編や統合、移転などを含めた機能強化にも視点を置いていただきたいというふうに思います。

そこで、開かれた研究機関という視点を踏まえ農業技術センターの機能強化について農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、畜産振興についてお伺いをいたします。本県の畜産業の農業産出額は約85億円で、全体の8%程度と、他県に比べて決して大規模な産業ではありませんけれども、土佐あかうし、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏など、きらっと光る独自の取り組みがなされ、産業振興計画での販路開拓などもあり、全国の多くの消費者から熱い支持を受けております。また、その中で、土佐あかうし、土佐ジローなどの増産については、県の畜産試験場の果たす役割が大変大きいというふうにお聞きをしております。

そこで、土佐あかうし、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏の生産・販売の現状と平成29年度予算にも計上されております増産対策について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、現在韓国においては口蹄疫と鳥インフルエンザが、また日本各地でも鳥インフルエンザが発生をし問題になっておりますけれども、本県における対策の現状について、あわせてお伺いをいたします。

この項目最後になりますけれども、味元部長におかれましては3年間の部長職をお務めいただき、この間次世代型ハウスの導入や環境制御技術の飛躍的な普及など、本県の園芸史に残る歴史的な取り組みのリーダーとして、また私にとりましては県職員時代の最後の上司であり、その高い先見性とリーダーシップには大変敬服をいたしております。本年3月には御勇退をされるとお聞きをしておりますけれども、今後と

も本県農業の振興を含めまして御尽力をいただき、私ども後進にも御指導いただきますようお願いいたしまして、この項目の質問を終わりたいと思います。

最後の質問項目に移ります。商店街の活性化策についてお伺いをいたします。

県内各地の商店街では、地域の人口減少、少子高齢化の進行、またネット販売や大型量販店の進出などによりまして、衰退の一途をたどっておるわけでありまして、特に郡部においてはモータリゼーションの進展による高知市などへの顧客の流出などによって、商業集積としての機能低下にも拍車がかかっております。こうした現状を踏まえて、県では産業成長戦略の商工業分野において、拡大再生産による雇用の拡大と地域のにぎわいによる活気ある商工業を目指し、絶え間ないものづくりへの挑戦などの支援策を展開していただいております。

知事の提案説明にもありましたように、土佐まるごとビジネスアカデミーなどを受講し、意欲的に新商品の開発や新たなビジネス展開に生き生きと取り組んでおられる方々、また農産物や日本酒の輸出事業に参画をし、やりがいを持って世界中を飛び回っておられる農家や酒造会社の社長などにお会いをし、お話を伺う機会が多いわけですが、県の積極的なバックアップに対する高い評価をよくお聞きいたします。また、東京のアンテナショップにもよく立ち寄りますけれども、取扱商品数はオープン当初の約1,400点から今では最大2,700点程度まで飛躍的に伸びていることや、そのバラエティーとクオリティーが格段に向上していることから、県内でのものづくりが大きく前に進んでいることがうかがえます。

また、地域や商店街の活性化については、山間部であっても大変にぎわいを見せる道の駅な

どを中心に、次々と新たな商品を開発し、積極的な外商の展開、またふるさと納税を活用して地域経済を活性化、さらに県内外からの移住者が従業員としてその一翼を担うといった四万十町での優良事例などがあります。

また、県外においては、先日2月4日に岡山県高梁市にオープンをしました、これまでで最もコンパクトなTUTAYA図書館は、人口3万人の小さな町の駅舎を複合施設として新設し、シャッター通りとなった中心市街地に活気と笑顔を取り戻しております。この事例では、オープン1週間で以前の市民図書館の年間入館者数2万5,000人を突破し、年間40万人の入館者を目指すとのことでありました。現地を調査して最も印象に残ったのは、駅ビルで出会った女子高生たちが満面の笑みで、私たちの町にもスターバックスとTUTAYAがあるのはうれしいと元気に答えてくれたことでありました。

こうした思い切った地域や商店街の活性化の事例がある一方で、多くの自治体では厳しい現状から抜け出せずにいるというのが実情かと考えます。私の地元である安芸市の中心商店街においても、目を移しますと御多分に漏れず厳しい状況が続いております。安芸市においても、阪神タイガースなどのスポーツキャンプや今回の東部地域への看護学校の誘致、またじゃこサミットや商い甲子園などのさまざまな観光イベント、さらにちりめんじゃこやナス、ユズなどの地元特産品を使った商品開発にも力を入れております。

商品開発では、昨年の商い甲子園で安芸桜ヶ丘高校のビジネスコースの皆さんが、地元の皆さんと一緒に開発をした黄金スープの土佐ジローラーメンが、昨年広島県で開催をされました「ご当地！絶品うまいもん甲子園」において、中国四国エリア代表となりました。また現在、大手コンビニとコラボいたしまして、地

域限定の商品として中四国900店舗で販売されるといううれしいニュースもお聞きをいたしております。

安芸本町商店街では、平成27年度から県の補助事業を活用してチャレンジショップもオープンし、現在3店舗目のチャレンジとなっております。さらに、平成28年度からは中山間地域の買い物弱者等へのサービスといたしまして、新たに移動販売事業にも取り組むなど、積極的な活性化策が展開をされております。先日2月15日に開催をされました安芸地域アクションプランフォローアップ会議において、こうした取り組みが評価をされ、安芸本町商店街を中心とする地域の活性化というテーマで、新たに地域アクションプランとして位置づけられたところであります。

そこでまず、県内に、特に郡部の中心商店街の現状と活性化策について商工労働部長にお伺いをいたします。

また、チャレンジショップ事業のこれまでの取り組みと成果、そして今後の展開について商工労働部長にお伺いをいたします。

最後に、今回新たに安芸地域アクションプランに位置づけられました、安芸本町商店街を中心とする地域の活性化に対する県の支援策について商工労働部長にお伺いをし、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 野町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、東部地域の看護学校誘致に県としてどのように支援していくのかのお尋ねがありました。

本県の人口10万人当たりの看護職員数は全国1位と多いものの、約8割が高知市及び南国市などの中央地域に集中する地域偏在が認められ、東部を初めとする郡部における看護師の不足は

重要な課題であると認識しています。

このような中、現在安芸圏域の市町村及び医療機関、高知市内の学校法人、地域団体等が連携して県東部への看護師養成所の設置に向けた活動をされていることは承知しており、中心的に取り組んでいる安芸市からは御相談もいただいております。その際には、看護師養成所の設置に当たっては、まずは法令に定める人員、施設整備、実習施設などの指定基準を満たすとともに、設立後の安定した運営に向けて、当面の収支計画やその裏づけとなる学生の確保の見通しが特に重要であること、また今回の計画は関係者が多いことから、将来のリスクを含めた共通認識のもと十分に協議し、責任体制を明確にすることなど、設置の認可を行う県としての助言もさせていただいているところであります。

看護学校の設置は、東部地域の看護師確保のみならず、若者の進学先を確保し、地元に着着させる面からも大変有意義であると考えています。今後、検討を重ねられ、認可に必要な要件が整えば、施設・設備整備や設置後の運営費への補助など、地域に根差した良質な看護師養成所が設置、運営されるよう、県としてしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、高知家方式の政策展開による地域包括ケアシステムの構築に向けた、あったかふれあいセンターの機能強化についてお尋ねがございました。

あったかふれあいセンターについては、人口減少と高齢化の進行に伴い弱まってきていた地域の支え合いの力を意図的、政策的に再構築するため、小規模でも多機能な福祉サービスを提供する高知型福祉の拠点として、市町村との連携・協調のもとに設置を進めてまいりました。現在、29の市町村で拠点とサテライトを合わせて250カ所で実施をされ、それぞれのセンターにおいて、福祉の制度のはざまのニーズや課題を

拾い上げ、地域地域の実情に応じた形で取り組んでいただいております。

そうした中で、例えば利用者である高齢者がセンターの集いの運営に主体的にかかわり、支えられる側から支える側に回ることで生きがいを持ち、結果的に介護予防につながるといった先駆的な取り組みも行われています。こうした優良事例につきましては、県が主催しております会議の場などにおいて情報共有をし、他のセンターへの横展開を図ってきたところです。

また、議員のお話にもありましたように、地域包括ケアシステムの確立を目指す上では、あったかふれあいセンターの基盤を生かしていくことも重要な視点だと考えております。このため、介護予防サービスの提供の充実に向けて、センターに派遣する専門職の職種を拡充することで、これまでの運動機能の維持・向上に加え、口腔ケアや高齢者の低栄養といった課題にも対応してまいります。あわせて、認知症の方とその家族や地域住民などが集い語らう場となる認知症カフェの設置につきましても、さらなる拡大を推進することとしています。

御指摘のありました医療関係の取り組みとしましても、訪問看護師や薬剤師を派遣することで、センター利用者のニーズの高い健康相談を実施しているところです。さらに、地域の多様化する福祉ニーズに対応するため、厳しい環境にある子供たちやその保護者への支援、障害のある方の在宅生活の充実などに向けても、集いの場を活用した、子育て中の親子の集いや子ども食堂などの取り組み、あるいは障害のある方の地域生活支援やショートステイサービスなど、提供機能の充実に取り組むこととしております。

今後におきましても、あったかふれあいセンターのさらなる機能強化を推進し、日本一の健康長寿県構想の目指す、県民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高

知県の実現に向け、市町村と連携・協調を図りながら取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長（山本治君） 日本一の健康長寿県づくりについての質問にお答えします。

まず、在宅医療を支える医師、看護師等の確保と資質の向上、訪問看護体制等の充実についての県の取り組みと今後の対応策についてお尋ねがありました。

在宅医療を充実していくには、在宅医療を支える訪問看護サービスの確保が重要になることから、これまであったかふれあいセンターなどでの訪問看護師による健康相談を通じた訪問看護サービスの周知や不採算となる中山間地域などへの遠距離訪問に対する助成などを行ってきました。その結果、助成対象となる遠距離の訪問件数は、平成25年度の約4,000件から今年度は約9,000件に増加する見込みであるとともに、平成25年度には38カ所だったステーション数も、今年度には59カ所までふえてきました。今後は、中山間地域での訪問看護サービスがさらに行き渡るよう、訪問看護ステーションのサテライトの設置についても市町村と協力して支援していきます。

在宅医療を担う人材育成としては、平成27年度に高知県立大学に設置した寄附講座で、新人及び新任の訪問看護師の育成に取り組んでおり、これまで21名が研修を修了して、既に中山間地域などで活躍をしていますし、今年度中にはさらに15名が修了する予定です。

一方、医師の確保については、この4月に県内の医療機関で初期臨床研修を予定している医師の数が64名と昨年に引き続き過去最多となるなど、一定の成果が見え始めています。地域の人々の健康問題に幅広く対応できる総合医を育成する研修プログラムを両県立病院等において

推進するとともに、医学生の地域医療への志向を醸成するため、高知大学医学部に設置している寄附講座を平成29年度からさらに5年間延長するなど、在宅医療を含めた地域医療を担う若手医師を育成していきます。

こうした取り組みを通じて、地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅医療の充実を図っていきたいと考えています。

次に、助産師の育成等についてお尋ねがありました。

助産師の育成・確保については、平成20年度より助産師緊急確保対策奨学金制度により、助産師の育成と資格を取得する学生が確実に県内に定着するよう取り組んできました。これまで奨学金の貸与を受けた53名全員が県内の分娩取扱施設に就業されており、総数としては県全体でおおむね充足の方向にあります。

しかしながら、看護師などと同様にその就業場所は県中央部の医療機関に集中しており、地域間での偏在が以前からの課題となっています。このため、助産師緊急確保対策奨学金の条例期限を今年度から3年間延長するとともに、郡部の医療機関での就業の動機づけとなるよう、奨学金の償還免除の条件である指定医療機関での就業期間を、奨学金を借りた期間の4倍から中央医療圏以外については3倍に短くするといった見直しを行ったところです。

また、助産師の育成に当たっては、1人が10例の分娩を経験することが必要で、実習施設となる病院の確保が不可欠であるため、高知大学と高知県立大学が実習先を確実に確保できるよう、県と大学と病院で実習生の受け入れについて調整を行い、実習施設及び受け入れ人数の拡大を図ってきました。

そして、新人の助産師が現場で実践できるよう、助産師として必要な知識や技術を着実に習得するための研修会を平成25年度から実施し、

就職後の育成支援にも取り組んでいます。

県として、これからも県内各地域で妊婦の方々が安全で安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、助産師の継続的な育成・確保に取り組んでいきます。

最後に、在宅医療・介護におけるICTの活用の現状と成果、今後の普及支援についてお尋ねがありました。

在宅医療を推進するに当たり、ICTの活用は医療・介護関係者の円滑な連携に資するツールになるものと考えます。そのため県では、平成26年度から医療・介護の関係者がタブレット端末を用いて在宅患者の情報をリアルタイムに共有できるよう、高知大学と連携の上、医療介護情報連携システムの開発を進め、本年度は無償でその試験運用が開始されています。

この試験運用については、医療機関、訪問看護ステーション、介護系事業所など計48事業所が参加しており、今後新たに54事業所の参加が現時点で見込まれています。このうち東部地域では、安芸市において既に15事業所が参加しており、今後も20事業所の参加が新たに見込まれるなど、積極的な取り組みがなされています。

本システムの普及については、高知大学と県が協働し、これまでに計26回の説明会を各地区で実施してきたところですが、このうち2月に実施した中芸地域を対象とする説明会には、室戸市や東洋町も含め50名を超える関係者の参加があり、ICTの活用に対して高い関心があることがうかがえました。

本システムへの正式な加入に当たっては、毎月の利用料や事業所によっては端末の導入経費といった一定の負担は生じますが、試験運用に参加している事業所からは、患者の状態を写真や動画によって速やかに共有することで、適切な対応につなげることができたとの御意見もいただいていますので、今後も引き続き関係機関

への説明を継続し、県内全域での普及を促進していきたいと考えています。

(公営企業局長井奥和男君登壇)

○公営企業局長(井奥和男君) まず初めに、県立あき総合病院の安芸保健医療圏における役割と今後のさらなる機能強化についてのお尋ねがありました。

あき総合病院は、平成24年の県立安芸病院と芸陽病院との統合以来、平成26年4月からの新病院での診療開始を経たこれまでの間、安芸保健医療圏における中核病院として、救急医療を初めとする急性期医療への対応や、地域医療を支えるべき地医療拠点病院としての役割の発揮などに向け、医療機能の充実強化を図ってまいりました。

この間、急性期医療への対応といった面では、安芸、中芸、室戸の3消防署管内であき総合病院が受け入れた救急搬送件数の割合が、統合時の約3分の1程度から昨年度は50%を超えるまでになりましたし、手術件数のほうも、536件から823件へと大幅な伸びを見せるなど、統合時からの目指してきた役割と機能を一定果たしてきたものと考えています。

こうした中、現在策定中の平成29年度から32年度までの第6期経営健全化計画におきましては、本県の地域医療構想を踏まえた急性期病院としての医療機能のさらなる充実強化に向け、救急医療体制の整備はもちろんのこと、がん診療拠点病院と連携した緩和ケアなどの基本的ながん診療を提供する地域がん診療病院の指定などにも取り組むことといたしております。あわせて、その際には退院された患者さんが住みなれた地域で安心して住み続けられますよう、地域包括ケア病棟などを活用し、在宅医療などと連携した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどの強化も図ってまいります。

また、地域医療を支えていくための取り組み

といたしまして、医師不足に悩む地域の医療機関に、診療を応援する医師を派遣する際の手当てを創設した上で、健康政策部とも連携した医師の派遣、応援に向けた取り組みなども推進してまいります。今後とも、こうした取り組みなどを通じまして、地域医療構想を踏まえた県東部地域の中核病院として、安全・安心で質の高い医療の提供に向け、その役割と機能をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

次に、あき総合病院における保育所の現状と今後の対応についてのお尋ねがありました。

あき総合病院では、新病院の開院当初から職員を対象といたしました保育施設を設置し、平日の午前8時から午後5時45分までを対象時間とした保育サービスの提供を行っており、利用する際には、一月単位での継続的な利用はもちろんのこと、1日単位での緊急的な利用も可能とするなど、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を図っているところです。なお、今年度は保育サービスを常時利用される方が1日当たりの平均で約4名にとどまっていることもあり、現在のところ休日、夜間における保育や病児保育などについては実施をいたしてはおりません。

しかしながら、年度当初の両県立病院において、再任用職員を除いた看護師、助産師に係る女性職員のうち、40歳以下の職員が約3分の2近くを占めておりますし、他方で女性医師の比率のほうは約17%にとどまっておりますが、医学部在籍者に占める女性の割合が高まってきており、将来的には医師全体の約3割から4割を女性医師が占めることになるとも言われております。こうしたことなどもあり、今後医療現場において就業者を安定的に確保していくためには、子育て支援などを中心とした女性が働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みが欠かせないものと認識をいたしております。

このため、県立病院といたしましても、院内

保育所の利用者の意向やニーズなどを踏まえた保育時間の延長や病児保育などについての検討はもちろんのこと、女性が働きやすく、また安心して職場への復帰ができる職場環境の改善につながる取り組みなど、積極的に推進してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、地域包括ケアシステムにつきまして、その構築に向けた県内での取り組みの現状と課題、また今後の県の支援策についてお尋ねがございました。

県内の市町村においては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築のため、介護予防の強化や配食、見守りなどの生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携、認知症の人への支援の仕組みづくり、さらには介護施設などの介護サービスの計画的な整備などに一体的に取り組んでいるところでございます。しかしながら、医療・介護資源の状況やマンパワーの確保の面などにおいて地域ごとに違いがある中で、全ての市町村が一律に事業に取り組んでいくことが困難な状況もございます。

このため、県では、各市町村の取り組みの状況などを把握した上で、介護予防の強化に向けた先駆的な取り組みへの助成や、生活支援サービスの充実に向けたアドバイザーによる相談会の開催、認知症を早期に発見する認知症初期集中支援チームを設置するための支援などを各市町村に行ってきています。また、圏域ごとの広域的な支援といたしましては、中央西福祉保健所管内における生活支援サービスの先進事例を学ぶ研修会の開催、安芸福祉保健所管内で取り組んでおります退院調整ルール策定、幡多福祉保健所管内での認知症対応力向上のためのかかりつけ医師への研修会の開催などを行ってきております。

来年度におきましても、これまでの取り組みを踏まえ、生活支援体制の整備をさらに進めるため、市町村に対しましてサービスの開発などにアドバイスをいただく地域づくりの専門家を派遣いたしますとともに、退院調整ルールの策定を安芸以外の福祉保健所管内に広めるよう取り組むなど、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後とも各市町村を積極的に支援してまいります。

次に、安芸福祉保健所管内での医療と介護の連携の取り組みの評価と今後の支援策についてお尋ねがございました。

安芸福祉保健所管内では、看護職が職場を超えて事例検討を行う連携事業や、県の補助金を活用いたしました有志による多職種ネットワーク構築のための合同勉強会などの取り組みが行われています。こうした取り組みを通じまして、管内の市町村の職員からは、圏域に医療機関や介護事業所が少ないなど課題はあるものの、関係者と力を合わせることで少しずつ取り組みが進んでいるとの声もお伺いしており、地域の医療や介護の関係者の連携の意識が高まってきているものと考えています。

こうした状況のもとで、さらに今年度は市町村、医療機関、介護関係者と県が協働して、高齢者の方が退院後、円滑に在宅生活に移行し必要なサービスを受けられるよう、在宅での療養上の留意点など病院からケアマネジャーに引き継ぐべき情報を定めた退院調整ルールの策定に取り組んでいるところです。

この退院調整ルール策定後の運用に当たりましても、県としてケアマネジャーと病院間の引き継ぎの状況などを把握しながら、改善点を協議いたしますメンテナンス会議を開催することとしており、市町村、医療・介護の関係者とともに、PDCAサイクルを回しながら、このルールが地域にしっかり定着できるよう継続的に取

り組みを進めてまいります。

また、システムの構築の中心となります地域包括支援センターへの支援といたしまして、多職種で個別の事例の支援について検討いたします地域ケア会議を開催する際に、運動、口腔、栄養などに関しまして専門的なアドバイスが得られますよう、これまでのリハビリテーション専門職の派遣に加えまして栄養士や歯科衛生士を派遣する体制づくりなどに取り組んでいきます。こうした支援を通じまして、安芸福祉保健所管内におきまして、市町村とともに医療と介護の連携体制を一層強化してまいりたいと考えております。

次に、介護職員の離職の要因と職場の環境改善への支援策についてお尋ねがございました。

介護職員の離職の要因としましては、平成27年に公益財団法人介護労働安定センターが行った介護労働実態調査によりますと、職場の人間関係や法人の理念・運営への不満、収入が少ないこと、将来の見込みが立たないこと、結婚・出産・妊娠・育児のためなどが上位に挙げられております。こうした離職理由に対しまして、これまでも管理者向けの離職防止対策セミナーの開催や処遇改善につながるキャリアアップ支援に取り組んできたところでございますが、介護人材の確保が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、さらなる充実を図ってまいります。

具体的には、職場の人間関係や法人への不満、将来への不安といった問題に対しましては、現在介護現場で働いている職員を対象といたしました相談窓口を新たに設置することで、職員の働く上での悩みを少しでも解消してまいりたいと考えております。また、介護職員の賃金アップに関しましては、平成29年度の介護報酬改定において新たに設けられる月額平均1万円相当の処遇改善加算を多くの事業者が取得できるよう支援してまいります。

さらに、育児などの問題に対しましては、職員からのニーズがある事業所内保育所の設置について、来年度具体的に設置に向けて動き出す事業所がございますので、事業者の皆様方とともに今年度行ってきました課題整理をもとにサポートを行ってまいります。また、この事業所をモデルとした勉強会を開催することなどによりまして、事業所内保育所を設置する事業所の拡大を図ってまいります。あわせて、今年度から創設をいたしました育児短時間勤務制度等の利用促進を図るための代替職員の派遣事業のさらなる活用を行いまして、課題の解消を図ってまいります。

こうした取り組みなどを通じまして、介護職場からの離職の防止と職場への定着を促すとともに、介護の仕事の魅力向上を図り、介護人材の安定確保につなげてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、県とJAの指導体制の充実についてお尋ねがございました。

県域JAの協議を進めていく中で、多くの組合員の皆様から営農指導の充実に対する御意見をいただいたとお聞きしております。これを受けて、一昨年から県とJAグループとでワーキンググループを設け、限られた人員体制の中での効率的かつ効果的な営農指導体制のあり方について協議をしてまいりました。JAからは、経験の浅い営農指導員の技術力の向上が課題であること、一方県からは産業振興計画を効果的に推進する上でも、JA指導員の協力が不可欠であることなどを提起し、お互いが連携を強めることで、それぞれの課題の解決に取り組んでいくことを確認したところでございます。

そこで、本年度からまずは県、JA双方の職員の技術力の向上と情報の共有を図るため、県職員を対象に実施しています研修にJAの指導員が参加するなど、職員相互の資質の向上と連

帯感の醸成につなげていく取り組みを始めております。さらに、現在環境制御技術などのより高度な技術の習得に向けて、農業技術センターや農業担い手育成センターでのJA職員を対象とした実践的な研修も検討しているところでございます。

一方、生産現場で効果的な指導を行うためには、適切な役割分担による指導活動の強化も必要でございます。例えば、県は試験研究機関で開発された技術の現地実証や県内外の先進的な情報の迅速な提供を、またJAは現地検討会の開催やきめ細やかな巡回指導をとった役割分担のもとに効果的な指導体制をとっている地域もございます。

こうした取り組みも参考にしながら、お話にありました農家とのつながりが薄れてしまうといった農家の皆様の御心配を払拭できるよう、より効率的かつ効果的な指導体制の構築に向け検討を進めてまいります。なお、既に環境制御技術の普及につきましては、8つのJAに専門担当を配置していただき、県の職員との協働により現地での実証や検討会を行いますことで成果につながっているところでございます。

次に、補助事業を活用して整備された園芸用ハウスの面積と平成37年度に農業産出額等1,150億円を達成するための対応策についてお尋ねがございました。

いわゆるレンタルハウス事業ができた平成2年からこれまでに、国及び県の補助事業を活用して約340ヘクタールの園芸用ハウスが整備され、本県の農業産出額の約8割を占める野菜、花卉などの園芸振興に大いに貢献しているものと考えております。しかしながら、平成7年のピーク時には約2,000ヘクタールあった園芸用ハウスは、この20年間で約3割減少し、現在は1,400ヘクタールほどとなっております。

そこで、第3期産業振興計画では、より生産

性の高い次世代型ハウスの整備などにより、ハウス面積の減少に歯どめをかけ増加に転じるとともに、環境制御技術を既存のハウスの9割にまで普及させ、その生産性を20%から30%高めていくことで目標の1,150億円の達成を目指しているところでございます。環境制御技術の導入や次世代型ハウスの整備につきましては、学び教えあう場などによりまして、その効果を実感していただくことで、新たに組み組んでみたいという方がふえるなど、機運の高まりを感じているところでございます。

この機を逃すことなく、これらの取り組みを一気に普及させるため、来年度は環境制御技術の導入につきましては今年度の当初予算の4倍となる約4億円、ハウス整備につきましては1.6倍となる約14億円の予算を確保し、支援してまいりたいと考えております。

次に、ハウスの導入コストの低減策についてお尋ねがございました。

ハウスは園芸作物の栽培期間に合わせて整備されることから、施工時期が夏に集中し、作業員が不足しやすく、さらに施工に係る労務単価も上昇していることから、さまざまな資材の高騰とあわせて整備コストは徐々に上昇しております。整備コストの上昇は生産者の皆様の負担増につながることから、県といたしましても、入札時期を前倒しすることにより工期に余裕を持たすことや、複数のハウスの一括入札を推進し、コストの抑制に努めてまいりました。

今後は、JAグループの統合によるスケールメリットを生かした発注方法や、ハウスの基本仕様の統一によるコストの低減がなされるよう指導してまいります。

また、県単独事業の高強度ハウスは耐風速毎秒35メートル以上という基準で整備をいたしておりますが、国庫補助事業によるハウス整備につきましては50メートル以上といった基準があ

り、整備コストが高くなる傾向にあります。これまでに県単独事業で整備した高強度ハウスにつきましては、台風による被害がほとんどないことから、国に対しましてこの耐風速に係る要件の緩和などを提言してまいります。さらに、行政年度と施設園芸作物の栽培年度が異なることから、施工期間が制限されるといったこともございますので、作物に応じて施工期間に余裕を持った発注ができる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、県単独事業と国庫補助事業の事業対象範囲などのさび分けとスムーズな事業執行についてお尋ねがございました。

農家の所得増に直結する環境制御技術につきましては、来年度主要7品目の50%、335ヘクタールの普及を目標に、さらに加速化して取り組んでいくこととしております。これまで以上に予算が必要となりますことから、県単独事業に加えて、国の産地パワーアップ事業を活用することとしたため、来年度の予算では機器の整備をこれまでの買い取り方式からリース方式に変更するなど、制度の見直しを行ったところでございます。

そのため、関係機関や生産者の皆様には、国の事業に必要な産地の計画をどうするのか、また県と国の事業のさび分けはどうなるのかといった事業の手續に関して大変御心配をおかけいたしましたことについて、おわびを申し上げます。事業のさび分けにつきましては、まず国庫補助事業では本体価格50万円以上というのが要件となっておりますことから、50万円以上の機器の導入につきましては国の事業を、50万円未満のものについては県の事業を活用していただくということになります。また、産地計画の策定などにつきましては、生産者の皆様の負担がふえないよう国と協議し、できるだけ簡素化することを進めております。

現在、これらの事業内容につきまして、J Aや市町村への事業説明に加え、県内20カ所で延べ約500戸の生産者の皆様に御参加をいただき説明会を開催するなど、事業の周知に努めているところでございます。今後は、リース会社や機器メーカーの御協力もいただきながら、よりスムーズに一人でも多くの生産者の皆様に環境制御機器の導入支援ができますよう全力で取り組んでまいります。

次に、労働力の確保とJ A合併による集出荷施設の再配置への支援についてお尋ねがございました。

お話のありましたとおり、本県の施設園芸の生産現場では労働力の不足が大きな課題となっておりますことから、第3期産業振興計画の強化のポイントに、労働力の確保と省力化の推進の2つの視点を掲げ、取り組みを進めているところでございます。

労働力の確保につきましては、労働力が不足する時期や期間、作業の内容が地域により異なりますため、県内11の地域でJ A等と連携し、それぞれの地域の実態に応じた取り組みを進めているところでございます。例えば、四万十町ではJ Aの出荷場と種苗会社やトマトの生産法人との間で労働力を相互補完する取り組み、嶺北地域ではユズの収穫作業をNPO法人に委託する取り組み、また春野地域ではキュウリの収穫作業を建設業者に委託する取り組みなどが進められております。また、J A高知市では、無料職業紹介所のマッチング機能の強化に取り組んでおります。今後、これら各地域での取り組みに加えて、例えば都市部での労働力の掘り起こしや農繁期の異なる平たん地域と中山間地域など、産地間での労働力の相互補完にも取り組んでまいります。

あわせて、農作業の省力化のための農業機械の開発に向けた検討や栽培方法の簡素化に

も取り組んでおります。こうした取り組みによりまして、労働力の確保を進め農家の規模拡大を支援してまいります。

また、集出荷施設の再配置につきましては、平成31年1月に発足する県域J Aの基本方針において効率的な再配置を計画的に進めるとされておりますが、具体的な計画は今後高知県J A設立委員会の作業部会で議論されるものと承知しております。県としましては、作業部会による検討段階から情報を共有し、計画的な集出荷施設の再配置と高度化が図られますよう支援してまいります。

次に、外国人技能実習制度の改善点、県内における運用の現状と成果についてお尋ねがございました。

外国人技能実習制度につきましては、県外で賃金未払いなどの法令違反が発生するなど国内外から批判が出ています一方、実習生の受け入れ側からは制度拡充に関する要望が寄せられていたところでございます。これらを踏まえ、昨年11月に法律が改正され、管理監督体制の強化を前提とした上で、技能実習の最長期間が現行の3年から5年へと延長されました。また、技能実習生の人数枠につきましても現行の2倍程度まで増加を認めるということになっております。これにより、今後県内の技能実習生の受け入れをふやすことが可能になりますが、まだ改正法の内容が明らかになっておりませんことから、今後の国の動向を注視してまいります。

また、高知県中小企業団体連合会からは、県内では適正に制度が運用されており、不正事案は近年ほとんど発生していないというふうにお聞きをいたしております。県内で毎年実習生を受け入れている優良な監理団体や受け入れ農家が制度改正後も実習生の受け入れを円滑に継続できますよう、情報収集を引き続き行い、関係者と情報共有を図ってまいります。

なお、本県で技能実習を受けられた実習生のうち、例えばフィリピンのベンゲット州から来られた方は、その多くが母国で農業に従事されており、農産物の産地化に成功し農業大臣から表彰を受けられた方もおられるなど、制度の趣旨に基づいた成果も上がっているというふうにお聞きをいたしております。

次に、大規模なハウス整備や農業クラスターの展開に必要な園芸団地を生み出すための取り組みについてお尋ねがございました。

大規模なハウスの整備やそれらを核とした農業クラスターを展開していくためには、ヘクタール規模のまとまった優良農地を確保し、園芸団地を整備していくことが必要となります。そこで、今年度からは1ヘクタール以上のまとまった園芸団地を整備する場合、市町村等が策定する土地の整備計画をもとに、地権者の方が農地中間管理機構に土地をお預けいただければ、地権者の負担なしで園芸団地を整備できるという制度を設けております。現在、日高村におきまして、この制度を活用しトマト産地を拡大していくため、約3ヘクタールの農地の整備を進めているところでございます。

そうした中、南国市や土佐市から、一定の広がりを持った成形の農地を確保していくためには、ハウスや作業小屋の移設や撤去の費用がネックとなっているという御指摘をいただいております。来年度からはそれらの費用につきましても地権者に負担を求めない仕組みを設けたいと考えております。

地域地域に農業クラスターを展開していくために、来年度県内3カ所で開催を予定しておりますワークショップ方式のクラスター育成セミナーなどを通じ、こうした仕組みについても詳しく御説明をし地域の実情に応じてうまく活用していただくことで、優良農地の掘り起こしにつなげ園芸団地を生み出してまいります。

次に、試験研究機関の長期ビジョンとイノベーション戦略、大学、民間企業との連携、農業技術センターの機能強化についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

農業技術センターは、本県の進める農業政策を生産技術開発の面で支え、本県の農業振興と農家所得の向上を目的として設置しています。これまでミョウガの周年栽培技術やナスの土佐鷹などの品種の育成、ニラのパーシャルシール包装の開発、さらにはオランダの環境制御技術の本県に適合させる取り組みなど、本県農業の強みを伸ばす生産技術の開発や新品種の育成などに取り組んでまいりました。

しかし、産地間競争が厳しくなる中で、より高いレベルの品種の育成や、より生産性を高める技術開発など、産地の生き残りをかけた研究開発が求められてきていると考えております。これに対応するためには、これまで積み重ねてきた研究の成果、また現在進めている研究課題への取り組みをさらにバージョンアップし加速化することに加え、20年後、30年後を見据えた、お話にありましたように戦略的な視点を持った取り組みが必要だと考えております。

そこで、農業技術センターが現在の体制で25年を経過する平成29年度を一つの節目の時期と捉え、いま一度これまでの取り組みを総括しつつ、本県の農業の方向性を見据えた試験研究機関のあり方を検討したいと考えております。現在、農業技術センターにおいて、超省力化栽培技術や環境制御を自動化する技術の開発、また機能性などの新たな消費者ニーズに対応した独自品種の育成などについて、目標時期、開発水準も含めて取りまとめを行っております。その上で、来年度には生産者の代表や農業団体、大学、有識者などで組織する検討会を立ち上げ、これまでの研究成果や取り組みに対する評価も

いただいた上で、長期ビジョンとしてお示しをしたいと考えております。

なお、この検討を進めていく中で、AI・IoT技術など急速に技術革新が進行している分野につきましては、お話にありました大学や民間企業、国の研究機関などとのこれまで以上の連携の強化が不可欠だと考えております。これまでも大学院への派遣などの人的交流などを行っておりますが、今後どのような形で連携を進めるのか、またあわせて開かれた研究機関への取り組み、施設の設備や強化のあり方などについても検討してまいります。

次に、土佐あかうし、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏の生産、販売の現状と増産対策についてのお尋ねがございました。

まず、土佐あかうしの出荷頭数は平成27年度で367頭となっており、市場の評価も高く、需要も高いことから、平成36年度の出荷頭数788頭を目指し、増産対策に取り組んでおります。具体的には、まず子牛をふやすため、乳牛への受精卵移植により子牛を生産する取り組みを進めており、来年度は移植用の乳牛を県が購入し酪農家に貸し付ける対策、これをさらに強化することといたしております。また、移植に必要な受精卵を畜産試験場で増産するとともに、高度な技術を持った機関の協力を得て、移植技術者の養成を行っていくこととしております。加えて、母牛をふやすため繁殖農家が雌の子牛を導入する、あるいはみずからの農場で生まれた子牛を母牛として育てる自家保留への支援を拡充することとしております。

次に、土佐ジローの飼養羽数は平成27年度で約2万3,000羽となっておりますが、加工分野での卵や精肉としての需要が高いことから、増産が求められております。このため、産業振興計画の目標である平成31年度の飼養羽数4万羽の達成に向けて、農家からの要望が強い比較的簡

易な鶏舎の整備の支援などに取り組んでおります。増産に当たっては、ひなの供給体制の強化が必要であることから、来年度はひな用の卵を供給する畜産試験場の生産体制を強化してまいります。

土佐はちきん地鶏の出荷羽数は平成27年度で約7万羽となっており、産業振興計画の目標である平成30年度の出荷羽数約15万羽の達成に向け、大川村を中心に室戸市や土佐清水市において増産に向けた施設整備を進めております。このうち大川村では、生産から食鳥処理、販売までを村内で一貫して行う体制の構築を目指して、現在食鳥処理施設の整備を進めるとともに、首都圏を中心に販路拡大の取り組みを強化しているところでございます。来年度は、引き続き農家の施設整備を支援するとともに、畜産試験場において親鶏となるクキンシャモの増産を行ってまいります。

最後に、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザへの対応についてのお尋ねがございました。

口蹄疫は、平成22年以降国内での発生はありませんが、韓国ではことし2月以降9件の発生が確認をされています。一方、鳥インフルエンザは、昨年11月以降7道県10戸の農場で発生が確認され、また野鳥からも200件以上でウイルスが確認されています。

口蹄疫や鳥インフルエンザにつきましては、農場にウイルスを侵入させないことが重要であることから、畜産農家に対しまして、家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準に基づいて、農場の入り口での消毒や農場周辺への消石灰の散布について指導を徹底しております。さらに、家禽の飼養農家に対しましては、野鳥の侵入を防ぐ防鳥ネットの設置などの指導を実施しているところです。

これらの伝染病の発生リスクは、依然高いと思われることから、引き続き緊張感を持って発

生予防対策に取り組んでまいります。また、万一発生した場合におきましては、迅速に殺処分や埋却処分を進め、早期にウイルスを封じ込めていくことといたしております。

それから最後に、先ほどは身に余るお言葉をいただきました。残された期間わずかとなりましたが、精いっぱい頑張っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 商店街の活性化策について、まず県内、特に郡部の中心商店街の現状と活性化策についてお尋ねがありました。

お話にありましたように、人口減少や郊外型の大型店舗の出店、消費者の購買行動の多様化など、商店街を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。高知市以外の中山間地域の中心商店街においては、平成19年から平成26年の間に商店街の事業所数が40.2%減少するなど、地域住民の方々の生活を支える機能が低下をしております。

こうした現状を克服する手だてを探るため、今年度は県内各地の商店街にお伺いをさせていただき、抱えている課題や悩み、取り組み状況についてお聞きするとともに、今後の商店街活性化に向けた戦略などについて協議を行ってまいりました。その結果、中山間地域の中心商店街の中には、担い手となる人材の不足など多くの課題があるものの、若者が結集して町全体の活性化に向けた取り組みを進めているといったよい事例があることも確認ができたところです。また、官民一体となった商店街活性化計画を策定するなど、地域アクションプランにつながる取り組みや地域産業クラスター、観光クラスターと連動した活動も生まれてきております。

来年度はこうした商店街活性化の取り組みを県内全域に展開するため、新たな補助制度や専門家の派遣などの支援メニューを設けまして、

商店街活性化の担い手となる有志の掘り起こしやグループの形成、活性化計画の策定といった地域の取り組みの段階に合わせた支援を行ってまいります。さらに、市町村や商工会などとの連携を一層深めることで、こうした取り組みを地域商業全体の活性化につなげていくように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、チャレンジショップ事業のこれまでの取り組みの成果と今後の展開についてお尋ねがありました。

この事業は、商店街の目指す姿に合ったチャレンジャーを募り、チャレンジショップで一定期間の経験を積んだ上で、商店街での本格的な開業につなげようとするものでございます。商店街が一体となってこの事業に取り組むことで、空き店舗に次々と新たな担い手が参入し、商店街全体の活性化につなげていただくことを狙いとしております。

現在、チャレンジショップは、安芸市を初め香美市、高知市、土佐市、四万十市の県内5カ所で開設をされています。平成23年の事業開始以来45組の方がチャレンジをされ、このうち24組の方が商店街やその周辺で開業されております。また、UターンやIターンの方のチャレンジも14組あり、新たな担い手の確保にもつながる取り組みとなっております。

このように、チャレンジショップ事業は商店街の活性化や移住促進など幅広い効果が見込めますことから、今後とも商店街振興組合などの実施主体や市町村に対しまして、これまでの成果などについて丁寧の説明をし御理解をいただきながら、さらに広範に事業を進めていくよう努めてまいります。

最後に、今回新たに安芸地域アクションプランに位置づけられました、安芸本町商店街を中心とする地域の活性化に対する県の支援策についてお尋ねがありました。

県におきましては、これまで全国商い甲子園の開催や空き店舗への出店、チャレンジショップの開設など、商店街の皆様による活性化への取り組みを支援してまいりました。

今回、こうした商店街の取り組みを核として地域アクションプランに位置づけがされたので、県としましては、イベントの拡充やチャレンジショップ、観光資源を活用した誘客などのアクションプランの取り組みが着実に実施されるようチャレンジショップなどの商店街支援に加えまして、産業振興計画の諸施策も十分に活用し、安芸市と一緒にその取り組みを支援してまいります。

また、現在商工会議所が行っております地域の事業者の経営計画の策定やその展開を支援する活動を、来年度からは県としてもバックアップする体制を整えることとしておりますので、個々の事業者の活動とアクションプランの取り組みの両面から支援を行うことで、地域全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○33番（野町雅樹君） それぞれ大変丁寧な、また前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。2問目は特にございませんけれども、お礼と少し御要請をさせていただきたいというふうに思います。

まず、本年3月で御退職をされます県幹部の皆様には、長らく県勢浮揚に向けましたそれぞれのお立場での御尽力に大変感謝を申し上げますというふうに思います。本当に御苦労さまでした。また、ありがとうございました。

次に、東部看護学校の誘致についてでありますけれども、地元では先ほど申しましたように、安芸市を中心といたしまして、東部における看護師の育成、あるいは地域内での定着ということに対して、一丸となった取り組みを進めておるところであります。県内の看護学校は現在14校ありますけれども、西部に2校、その他は高

知市など中央地域にございます。東部には一校もございません。看護師などの地域偏在の要因がそういうことにあるというふうには申しませんけれども、やはり不均衡な状況にあると認識をしております。その取り組みは、すぐれた看護師を養成するという意味合いだけでなく、東部地域への企業誘致、また地域のにぎわいといった観点からも重要な取り組みであるというふうに考えております。先ほど、知事からそういったお話もございましたとおりであります。県議会といたしましても、浜田英宏議員、そして弘田兼一議員も含めました東部の3県議もしっかりと応援をしていこうという覚悟でおります。今後、県執行部の皆さんによります格段の御支援をお願いしたいというふうに思います。

そしてまた、農業分野に関しましては、最後の議会で味元部長には大変たくさんの質問をすることになりまして、大変申しわけないな、御苦労おかけしたなというふうに思っておりますけれども、私もそういう分野で仕事をしてきたこともありますので、大変思いがあったということで御容赦をいただきたいというふうに思います。先ほど、味元部長からもお答えをいただきましたとおりで、環境制御技術の導入を含めまして——私も安芸地域で仕事をしておりましたけれども、そのときはまだ火はついていなかったというふうに思うんですけれども、本当に今、県の皆様方の御誘導も含めて産地には火がついております。やっぱり今、飛躍的な普及の段階だというふうに思っておりますので、ぜひその点も含めまして今後ともよろしく御支援をお願いしたいと思います。

最後に、鳥インフルエンザです。大変心配な状況になっております。四国地区だけが発生をしていないという状況が、日本地図を見てもよくわかったということでもあります。シーズンは

5月までであるというふうに聞いておりますので、その点ぜひ農家への御指導も含めまして十分な対応をよろしく願いいたしまして、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(梶原大介君) 暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩



午後3時再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

38番金岡佳時君。

(38番金岡佳時君登壇)

○38番(金岡佳時君) 土佐・長岡郡選挙区選出の金岡佳時です。議長の許可をいただきましたので、ただいまより通告に従いまして質問をいたします。

現在の日本の経済情勢を見ますと、アベノミクスの効果により景気は緩やかに持ち直しております。生産では、2016年夏以降の自動車国内販売の回復を受けて自動車生産が持ち直すとともに、電子部品や半導体装置などの生産も持ち直し、12月の鉱工業生産指数は2カ月連続で上昇しています。外需については、インバウンド需要が頭打ちであります。アジア向け電子部品、デバイス等を中心に輸出がやや持ち直しています。企業収益も輸出の持ち直しや人件費の伸び抑制、原材料価格の下落を受けた変動費の抑制等により高水準を維持しております。雇用についても、人手不足感が強まる中、2016年12月時点で有効求人倍率は1.43倍まで上昇し完全失業率も3.1%に低下するなど、1990年代以来の水準まで回復しています。

しかしながら、民間給与実態統計調査によれば、平成27年の給与所得者年間平均給与は420万円で、男性が521万円、女性が276万円、正規が485万円、非正規が171万円でありました。平成19年の年間平均給与が437万円でありましたので、まだまだリーマンショック以前の状況には戻っていないというのが実態であります。

雇用の改善は続いているものの、可処分所得が伸び悩み、個人消費が低迷をしています。企業には人件費の増加に慎重な姿勢が見られ、さらに社会保険料の増加も可処分所得の下押しに作用しています。2016年のエンゲル係数は25.8%と4年連続で上昇し1987年以来29年ぶりの高水準となっています。将来的な負担増に対する生活防衛意識の高まりや驚くほどの勢いで積み上がっていく国の債務残高、2001年にはGDP比144.4%であったものが、2016年にはGDP比232.4%となっています。そういった不安が消費に向かわせないことにつながっているものと思われま。

高知県を見ても、日銀高知支店の概況によれば、個人消費は基調としては底がたく推移し、観光も堅調に推移していると報告されています。住宅投資は増加しています。設備投資は高目の水準で推移、公共投資は増加しています。また、製造業の生産は緩やかに持ち直しているとあり、労働需給は着実な改善を続けており、雇用者所得は緩やかな増加基調にあるとしています。以上のことなどから、日銀高知支店は1月に景気判断を引き上げ、緩やかに回復しているとしています。

2016年に高知税関支署を通過した物品の輸出入総額は前年比6.6%の減、563億2,600万円ですが、輸出額は3.7%増の328億6,100万円となっています。一方で、現金給与総額指数がマイナス基調にあることが懸念をされることと、トランプ大統領の政策や発言によって大きく影

響するのではないかという先行きの不透明感があります。

このような状況の中で、知事は高知県の経済状況をどのように判断しているのか、お伺いをいたします。

さらに、2月9日の高知県金融経済懇談会の中で中曾宏日銀副総裁が、高知は人口減少と高齢化が先駆けて進み将来の日本の姿を映す鏡と考える、日本の進むべき道を示すモデルケースとしてさまざまな取り組みに注目していると語ったという報道がありましたが、知事はどのような高知県の将来像を思い描き、その実現に向けてどのような思いで取り組まれるのか、御所見をお伺いいたします。

中山間地域の再生なくしては県勢の浮揚はなし得ない、知事のいつも言われている言葉であります。主要産業である農林業の活性化なくして中山間地域の再生はありません。

林業については、県のいろいろな施策によって何とかつないでいるといった状況であります。一生懸命やっていることは理解できますが、なかなか個人の現場まで浸透していないと思われまます。その最も大きな問題が、労働力不足と高齢化であります。平成26年度の林業就業者を見てみますと、全体では1,602人で平成22年度より43人、2.6%減少しています。年齢別では、60歳以上が611人、38.1%となっており、平成26年度の新規就業者数は125人です。数字が示しますように、今若い林業労働者が求められていると同時に、技術、技能の継承が求められています。

そうした中、林業学校の設置は極めて有効な施策と評価するものであります。平成30年には専攻課程を加え、本格開校を予定していると聞きますが、これまでの林業学校の成果と今後の取り組みについて林業振興・環境部長にお伺いいたします。

高知県の場合、森林の絶対量が極めて大きく、山の手入れが遅々として進んでおりません。現在の事業所の労働力を充足するだけでなく、自伐林家の育成や新たな起業など就労の形を広げていく必要があるのではないのでしょうか。

県単で行われている緊急間伐総合支援事業や林業機械のレンタル制度を活用し、自伐林家の育成や起業につなげていく必要があると思いますが、想定される新規林業就労者の就労の形、そしてライフスタイルについて林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

今、それぞれの地域の林業は、森林組合などの事業所を除けば、名前が挙げられるほど少ない個人の林業家が支えている状況になっています。その林業家の方々が仕事をやめれば、その地域の林業は極めて大きな打撃を受けることとなります。その個人の林業家を支援し、省力化、機械化を図り、後継者を育てていってもらわなければなりません。

どのように個人の林業家を支援していくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

林業の根本的な活性化策は、高知県産材の需要の拡大にほかなりません。建築用材として国内外を問わず販売していくことだと思います。その一つの方法がCLTであります。これも積極的に需要を拡大していかなければなりません。従来のもので軸組工法を初めとした木造住宅用材としての需要の拡大を怠ってはなりません。

昨年10月の議会でも質問させていただきましたが、こうちの木の家づくり助成事業費補助金という、直接県産材の需要拡大に貢献している、県民にも非常に評判のよい制度がありますが、平成25年度以降、木造戸建て戸数は横ばいであるにもかかわらず、この補助金の利用戸数は減ってきています。その原因をどう捉えているのか、10月の議会で答弁のあった書類の簡素化などについてどのようにやっているのか、

またどのようにやっていくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

農業も、中山間地域にとって申すまでもなく重要な産業であります。中山間地の農業における問題も、林業と同じく労働力不足と高齢化であります。中山間地域等直接支払制度や集落営農など多くの施策によって何とかつないでいるというのが現状であります。米作一つとりましても、米1俵が毎年変動はありますが、平成28年産米は平成29年1月の相対取引価格の全銘柄平均価格で1万4,366円でありました。反収が7俵といたしますと、10万562円で、1ヘクタールつくって約100万円であります。いかに安いかわかりいただけだと思います。

中山間地農業への補助金は、国土保全や水源涵養、さらに自然保護、景観の保護などのために必要であると言われておりますが、私は安心・安全な食料を安く消費者に提供するために使われていると言っても過言ではないと思っております。

多くの制度は面積のみを基準としてつくられております。中山間地域の農業は平場の農業と同じように面積だけで判断できるものではありません。1枚の田で1ヘクタールという田はありません。10枚、20枚というのが普通であります。大型機械の導入はできないことは言うまでもなく、農機具の搬入搬出や作物の集積、田畑の手入れ、水路の維持管理や畦畔の草刈りなど、平場では考えられないほどの労力を伴います。

大型機械を導入し省力化を図るためには、少なくとも機械が入るだけの道が必要でありますし、機械を回すことのできる面積が必要となります。打開策のないまま現在に至っており、現状で棚田全体を維持していくのは極めて困難な状況となっております。棚田など急傾斜地の集約整備には多額の資金がかかり、個人の力ではどうすることもできません。

一方、補助金を利用するためには組織化が求められ、事業主体が市町村やJAなどの組織や中間管理機構が扱う案件でなければ利用できません。集落営農や多面的機能支払交付金制度などは承知をしておりますが、組織化は手続の煩わしさや事務負担ができないなどの理由により、なかなか進んでおりません。それぞれの制度を活用しやすいように、要件の緩和や手続の簡素化などが求められておりますが、それも国の制度であり簡単には変えられないと思われまます。美しい棚田を維持していくためには、その地域の棚田や畑を、将来予測をされる労力で耕作できるように集約整備する必要があります。そうすることによって省力化を図り維持していくことが、U・Iターンで中山間地域へ来られて就農する者の定着にもつながるものと考えます。それぞれの地域により事情は異なり、耕作の形態は違います。

現在、耕作を維持している方々や地域の事情に柔軟に対応できる事業が必要だと考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

また、林業と同じく地域の農業を支えているのも、それぞれの地域で名前を挙げられるほどの少ない個人農家の皆さんが支えております。その地域の農業も、その方たちがやめれば壊滅的な打撃を受けます。これらの個人農家を支援し、省力化、機械化を図り、後継者を育てていってもらわなければなりません。

どのようにして個人農家を支援していくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

平成27年度の県勢の主要指標の農業産出額を見ますと、1農家当たり本山町が152万8,000円、大豊町が44万7,000円、土佐町が163万7,000円、大川村が90万9,000円となっております。

新規就農者に対する青年就農給付金の給付期間の終了や、地域おこし協力隊の皆さんの任期終了により、給付金等の収入がなくなったとき、

どのような就農の形を考えているのか、それほどのくらいの年収となり、どのような生活を想定しているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

かつての中山間地域での農林業は、土木建設業の会社へ勤めることと兼業で行われておりました。土木建設業が農林業を支えていたと言っても過言ではありません。農林業には土木建設業の技術が生かせるところが多くあります。バックホーなどは、林業では作業道の整備に必要でありますし、農業においては田畑やあぜ、さらには水路の補修などに必要であります。また、建設機械の操作は、農業機械、林業機械の操作と相通ずるところがたくさんあります。特に農業においては、農繁期である年度初めには、公共土木事業が少なく、農閑期である年度末には公共土木事業が多いという、絶妙の補完関係で農林業、そして中山間地域の生活を支えてきたのであります。

小泉改革以来、中山間地域の公共土木事業は激減し、中山間地域の土木建設業者は廃業を余儀なくされて現在に至っております。しかしながら、土木工事の必要性がなくなったわけではありません。急峻な地形の中山間地域は至るところが地すべり地帯で、狭く曲がりくねった道路が当たり前といった状況であります。不十分な道路インフラが移住をちゅうちょさせるといったこともあります。中山間地域の農林業を専業で経営することは一般的には困難であると思えます。

私は今日でも、中山間地域においては農林業と土木建設業の組み合わせが最もよい兼業の組み合わせの一つだと考えておりますが、知事は中山間地域での就労のあり方についてどのように考えておられるのか、御所見をお伺いいたします。また兼業とするならば、どのような仕事の組み合わせを考えておられるのか、あわせて

お伺いをいたします。

昨年、30年にわたり要望を続けてまいりました檜山トンネルについて、平成30年からトンネル工区の工事に着手するとお聞きをいたしました。嶺北地域から高知市への最短の道路でありながら、狭隘な上、大きなカーブの連続する道路で、冬場は赤良木トンネル付近で積雪があり、非常に使いにくい道路でありました。それでも、高知市から嶺北地域へ、嶺北地域から高知市へ通っている方々が数多く利用しています。

さらに、この道は南海トラフ地震が起きたとき、高知市から嶺北地域への避難道路として、さらに復旧・復興時の物資の補給道路として、いわゆるくしの歯作戦のかなめとなる道路であります。また、嶺北地域への移住者にとっても、高速道路を使うことなく高知市へ通勤が可能となりますので、農林業だけでなく職業の幅が大きく広がり、移住がしやすくなるのではという期待が持てます。

このように嶺北地域にとって夢が大きく広がるトンネルであります。早期の完成が望まれるわけではありますが、今後の完成までのスケジュールを土木部長にお伺いいたします。

南海トラフ地震の心配がされているところではありますが、これは沿岸部だけの問題ではありません。また、地震だけでなく、近年頻発している、かつて経験したことのないような豪雨による洪水、崖崩れや山腹崩壊など中山間地域も心配されることがたくさんあります。

先日、アメリカのオロビルダム決壊のおそれ、18万人超に避難命令という報道がなされました。幸いにも、緊急排水路からの放出などにより決壊は回避されたようですが、ダムは決壊することはないと信じられていただけに、非常に衝撃を受け、ニュースを見ながら嶺北地域にある早明浦ダムの安全性を心配したところでもあります。

嶺北地域では、早明浦ダムが完成してから台風や集中豪雨で毎年のように濁水の問題が発生しています。また、計画流入量を超える洪水が4回発生し、ダム下流では浸水被害が発生しました。これに加えて、昨年11月16日には、発電所の放水管工事のため、ダム下部にある利水管からの放水が行われたことで、ダム湖の底部にたまって腐敗したようなにおいのある水が放流され、ダム直下の地域全体が異臭に包まれました。そのにおいは1週間余り続き、頭痛や吐き気、御飯が食べられない、夜眠ることができないなどと訴える住民もおりました。地域の犠牲によりダムができていることを忘れてはなりません。

2009年に国土交通省から新吉野川プロジェクトが提示をされました。これは利水、治水、環境について吉野川流域全体を整備していく計画ですが、その中に早明浦ダム再編事業があります。

この事業は、ダムの容量を再編することにより洪水調節容量を増強する、予備放流方式を導入して洪水期の洪水調節容量を増強する、容量再編により不足する初期放流能力確保のためトンネル洪水吐きを新設する。これらを実施することで得られる事業効果は、戦後最大放流規模の洪水を安全に流下させるとともに早明浦ダムの洪水調節能力を向上させること、あわせて放流施設の改築による濁水の早期放流により濁水の長期化を抑制することなどがあります。

さらに、ダムの改築に加えて、ダム下流の河川改修を行うことで、流域ではより大きな治水効果を期待できます。また、これらの河川事業とともに、治山・砂防・森林整備事業を進めることから、早明浦ダムの再編は嶺北地域住民の安全・安心の確保のためにどうしても必要な事業と考えており、早期に事業化することを待ち望

んでおります。

このことから、今後の国による早期の事業化に向け、県としてどのような取り組みを行っていくのか、土木部長の所見をお伺いいたします。

中山間地域で生活していくためには、生活費が都市部よりかからないとはいえ、当たり前費用はかかります。しかしながら、全国の給与所得者並みに収入を得ることは至難のわざであります。その中山間地域で生活をするためには、生活費をできるだけ切り詰めていかなければなりません。必然的に夫婦共働きでなければなりません。少子高齢化が大きな問題となっておりますが、特に子供の人口が減少することが一番の問題であります。嶺北地域の全人口は、12月1日現在の推計で総人口1万1,574人であり、そのうち15歳未満人口が899人であります。割合にすると、長岡郡で6.6%、土佐郡で9.7%であります。今や少子化対策は待ったなしの状況となっております。あらゆる策を講じて、子供をふやすことが求められております。

土佐町の保育料基準額の階層を調べてみますと、約半数が国の基準で第3階層以下でありました。子育て世代に保育料負担が重くのしかかっていることがうかがわれます。子育ての経済的負担をできるだけ軽減することが必要ではないでしょうか。

昨年10月の議会で前田議員より保育料の無料化についての質問があり、大変大きな財源が必要なので国に要請していく旨の知事の答弁がありました。厳しい財政の中で、知事が懸命に努力をしているのは重々承知をしておりますが、数字でおわかりいただけますように、もう時間がございません。そうした危機感を持つ市町村では、独自に保育料の軽減策を行っております。温度差はありますが、手厚く支援をされている市町村ほど子供がふえている傾向にあるように思われます。

各市町村がとる保育料軽減策に応じて、その何割かを助成するなど支援をする必要があると思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

毎年人口が減っていく中山間地域において、農林業や製造業の生産量をふやしていくことは、極めて困難な問題となっています。そうした中、期待のできるのが観光であります。いよいよ3月4日から「志国高知 幕末維新博」が始まります。平成21年までは300万人台で推移をしていた県外観光客入り込み数が、「土佐・龍馬であい博」を開催した平成22年に過去最高となる435万人を記録しています。その後、平成25年以降はイベント効果もあり400万人以上の入り込み客を達成しており、関係者各位の努力に敬意を表するところであります。

今回の「志国高知 幕末維新博」も時宜を得た大変よい企画であり、大いに期待をしているところであります。特に歴史資源と地域の食や自然を一体的に周遊できるコース、観光クラスターをつくり上げ、多くの誘客を図るとともに持続的な観光につなげていくとあります。まさに高知県観光の目指すところであろうと思います。各地域会場などへの人的支援や所管する市町村への企画展やイベントなどに要する経費への支援なども行われるとお聞きをしています。

ほかにもマスメディアを活用した広報や企業などとのタイアップ、旅行会社へのセールスとやる気が伝わってくるような内容であります。しかしながら、会場はメイン会場が2施設、サブ会場が1施設、地域会場が20施設で、各会場の構成市町村は県下34市町村ある中で、15市町村となっています。その構成市町村は、市が8市、町村が7町村となっています。残り19市町村は手を挙げられる施設や材料がなかったためか、手を挙げていないと思われます。

「志国高知 幕末維新博」の実施計画書には、

歴史資源と地域の食や自然などを一体的に周遊できるコースをつくり上げますとありますが、この19市町村はこれに含まれるのでしょうか。含まれるとするならば、どのようなコースを考えておられるのか、含まれないとするならば、この維新博に連動して、あるいは単独でどのような観光客誘致を考えているのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

近年、大型クルーズ客船が数多く高知新港に寄港するようになりました。3月19日にはクイーン・エリザベスが寄港されるようでありまして、平成29年度、宿毛港を入れますと26隻の寄港が確定しているようでございます。それに伴い外国人観光客も大挙して高知を訪れるようになっております。今のところ、寄港時間が限られておりますので、高知市周辺での観光にとどまっているようでありますけれども、バスの移動時間が片道1時間程度の範囲でありましたら観光も十分可能であると思います。

郡部へのクルーズ客船の観光客誘致をどのようにやっていくのか、観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

また、平成29年度から本山町にアウトドアの里の整備がされます。このアウトドアの里を中心にどのようにアウトドア観光を進めていくのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

中山間地域で生活をするために、どうしても必要なのが学校であります。そして、地域の存続に最も必要なことは、しっかりとした教育であります。移住者の方も、しっかりとした教育ができるかどうか、その地域へ移住するかどうかを決める大きな要因となっております。中山間地域の生活の中で最も重くのしかかるのが教育費であります。

嶺北地域では、ことしも中学卒業生の半数以上の子供たちが高知市などの高等学校を目指しています。もちろん、中学校でやっていた部活

動を続けたい者や実業学校を目指している子供もおりますが、大半は大学進学を見据えた進路選択であろうと思われます。高知市の学校へ通いますと、通学費で毎月数万円の負担をしなければなりませんし、部活をやることは不可能になります。アパートを借りますと、その費用に食事代やその他の生活費がかかってまいります。いずれにしても家計に重くのしかかってくることに違いがございません。教育の力で貧困の連鎖をなくす以前の問題であります。まずは、教育の地域間格差をなくすことが必要ではないでしょうか。

高知南高校と高知西高校の統合により設立され、2021年の開校が決まった高知国際高校も国際バカロレア機構が実施する教育プログラムの導入により、確実に教育環境がよくなり、高知県全体の学力レベルを上げることにつながると思います。

2018年に開校する高知国際中学校の通学区域を高知県全域とすることが決まりました。高知県全域の小学生に門戸を開くことになり、一定程度優秀な子供たちが集まる可能性があります。郡部からの進学では中高ともにそれ相当の負担がかかります。負担のできない家庭では断念せざるを得なくなります。また、子供たちにとって選択肢がふえることは悪いことではありませんが、教育施設も整備をされ、国際バカロレア機構の教育プログラムが導入されるなど充実した教育体制の学校と、そこまで整備をされていない中山間地域の学校との比較選択になります。経済的に問題がなければ施設、教育体制ともに充実した学校を選ぶのではないのでしょうか。中学校にしても同様で、中学校で高知市内の学校へ行きますと、親も高知市内へ引っ越しをしていくことになります。

高知市内の学校を充実させることに反対をするわけではありませんが、高知市内の学校を充

実させると同時に、通学距離が非常に遠いなどのハンディのある中山間地域の中学校、高校も同様に施設や教育体制を充実させる必要があるのではないのでしょうか、教育長の御所見をお伺いいたします。

それぞれの町村では、このままでは子供たちや親の要望に応えることができないということで、さまざまな独自の取り組みを始めております。例えば土佐町では、地域おこし協力隊として地域の教育の活性化に向けて活動していただける方を募集し、その募集に応じてこられた方は、現在嶺北高校の教育の充実に貢献しようと努力をしていただいております。また、本山町と土佐町でカヌーの国際的な指導者を招聘し、オリンピック選手を育てようといった構想も持ち上がっております。

そのような町村の取り組みをどのように生かし、地域の高校の魅力向上につなげていくのか、教育長にお伺いをいたします。

中山間地域で生活する上でもう一つ大切なことは、知の環境であります。読書環境や情報環境が不十分であれば、その地域で暮らしていくことをためらうことになります。今、オーテピア高知図書館が平成30年夏ごろの開館を目指し建設が進められています。そして、先ごろオーテピア高知図書館サービス計画も策定をされました。

この計画では、これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館を基本理念にされ、情報提供機関として地域を支える図書館等5つを基本方針とし、15の具体的サービス、取り組みが掲げられております。それぞれ県市合築による図書館らしく利用しやすい環境に配慮されており、幅広い資料の収集、保管、提供など充実した内容となっています。特にビジネス・農業・産業支援サービスと健康・安心・防災情報サービスはレファレンスカウンターの設置も

あって多くの人の力になるのではと期待をされており、児童サービスやティーンズサービスも、市民、県民が今求めているサービスであります。多くの県民、市民が完成を待ちわびていることだと思います。そして私も完成を心待ちにしている一人であります。残念ながら私の住んでいるところからすると、いかにも遠いわけでありませう。

サービス計画の冊子の中に、図書館学の父と言われるランガナタン博士の図書館学の5法則が書かれております。1、本は利用するためのものである、2、本は全ての人のためにある、または全ての人に本が提供されなくてはならない、3、全ての本をその読者に、4、読者の時間を節約せよ、5、書館は成長する有機体であるとあります。そして、県立図書館では、市町村立図書館などを通じた全ての県民の読書環境の改善という理念に反映されているとあります。

全ての人に本が提供されなくてはならない、読者の時間を節約せよという言葉を踏まえて、県立図書館として市町村立図書館などでは解決が難しいレファレンスの支援のほかにもどのようにして中山間地域住民へのサービスを行うのか、教育長にお尋ねをいたします。

また、図書館が設置をされていない町村が11町村あると思いますが、図書館が設置をされていない町村ではどのように読書環境を改善していくのか、教育長にお尋ねをいたします。

以上で、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県の経済状況についてお尋ねがございました。

議員御指摘と同様に、本県の経済を各種の経済指標から具体的に見てまいりたいと思いますが、まず個人消費につきましては、大型小売店

販売額が前年比横ばい圏内の動きとなっているものの、コンビニエンスストアやドラッグストアなどの販売額はプラス基調で推移しています。また、新車の乗用車販売台数は、軽自動車で弱目の動きが続いておりますものの、普通車は昨年11月からことし1月まで前年同月比20%を超える大きな伸びを示しており、全体的には回復傾向にあります。

住宅投資については、低金利を背景にした貸し家着工が全体の伸びを牽引し、平成28年の新設住宅着工戸数は前年比13.3%の増加となっております。また、公共投資も1月までの累計で前年度を大幅に上回って推移しています。

生産については、鉱工業生産統計の四半期別総合指数の推移を見ますと、食料品工業の堅調な伸びもあり3期連続で上昇しており、特に昨年10月から12月までの第4・四半期は前期から約5%上昇という状況であります。

雇用については、平成28年の有効求人倍率が年間を通じて1倍を超え、12月には過去最高に並ぶ1.16倍となるなど引き続き高水準を維持しています。また、本県の現金給与総額は平成26年以降、国とは異なりリーマンショック以前の平成20年を上回る水準で推移していますし、常用雇用者に現金給与総額を掛け合わせた雇用者所得の総額は昨年7月以降、前年同月比プラスとなり、直近の12月では2.2%の増加となっております。

さらに、観光では、平成28年の県外観光客入り込み数が4年連続で400万人を超え、過去2番目の約424万人となった上で、外国クルーズ客船の高知新港への寄港が前年度の3隻から今年度は24隻となる予定であり、外国人観光客も着実に増加をしているところです。

このように、本県においては政府の経済対策による全国的な景気の回復に加え、産業振興計画などの取り組みもあり、好調を維持している

雇用情勢を初め、各種の経済指標で改善傾向が見られており、こうしたことから日銀高知支店の判断が示されたものと認識をしているところです。さらにもう少し長いスパンで見れば、本県経済は平成12年から21年ごろまで生産年齢人口の減少に連動する形で各分野の産出額等も減少する縮む経済でありましたが、平成22年ごろから生産年齢人口が減少する中であっても、産出額等が上昇に転じており、人口減少にもかかわらず拡大する経済に転換しつつあるものと考えています。

ただし、こうした経済指標での明るい兆しが今後真の県勢浮揚につながっていくのか、それとも一時的なものにとどまってしまうのか、予断を許さない状況であります。また、御指摘のように、中山間の暮らしには依然厳しいものがあります。このため成果に徹底的にこだわりながら、産業振興計画や中山間対策を強力に押し進めてまいりたいと、そのように考えるところであります。

次に、どのような高知県の将来像を思い描き、その実現に向けどのような思いで取り組むのかとのお尋ねがございました。

私の思い描く高知県の将来像は、産業振興計画の目標としても掲げました、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県であります。より具体的に言えば、地域地域において数多くの若者が大都市圏や世界を相手に地産外商に挑戦し、そうした若者たちの力がエンジンとなって、人口減少下においても中山間地域を含む本県の経済が拡大し続けていくという姿であります。また、こうした挑戦に魅力を感じて県外から移住される方がふえ、そうした方々の力が加わることにより地産外商の射程が一層伸び、地域がさらに活性化するという好循環を生み出すことを目指していきたいと考えているものであります。

これまでの産業振興計画の取り組みを通じて、地産外商に挑戦する事業者がふえ、また移住者が地域で活躍する事例も数多く見られるようになってまいりました。その結果、先ほども申し上げましたように、人口減少下にあっても本県経済は縮むことなく、むしろ拡大する方向に転じつつあると感じており、これらの結果、有効求人倍率の改善などにもつながっているものと考えております。しかしながら、まだまだ道半ばでありますし、さらには取り組みが進んだがゆえの新たな課題も生じております。こうした課題を乗り越え、真の県勢浮揚につなげていくためには、第3期の産業振興計画のテーマであります、持続的な拡大再生産の好循環を実現できるか否か、こちらにかかっているものと考えています。

このため、第3期計画から新たなステージとなる地産、外商、拡大再生産の取り組みをもう一段パワーアップしてまいりたいと考えております。特に各産業分野における民間の皆様の自律的な発展を促す施策に注力したいと考えており、そのために例えば事業戦略づくりなどの取り組みを進めていきますとともに、人手不足ということも勘案していきながら、生産性、付加価値の向上に伴うさまざまな新たな挑戦を応援してまいりたいと、そのように考えているところです。そうした中、県として財源、また職員の数ともに一定限界があることも踏まえまして、一定軌道に乗ってきた取り組みについては、官主導型から民主体の官民協働へと移行し、その分、県としては、より困難なフロントに、より一層力を注いでいく、そういうめり張りつけをさせていただきたいと、そのように考えております。

先ほど申し上げました将来像を実現するためのハードルは高く、困難な道のりではありますが、このような取り組みを進めることで、真の県勢

浮揚をなし遂げ、さらには本県が課題解決先進県として全国に処方箋を示していくことができるよう、成果に徹底的にこだわって、さらなる官民協働、市町村政との連携・協調のもと、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中山間地域での就労のあり方や仕事の組み合わせについてどのように考えているのかとのお尋ねがありました。

中山間地域の就労の場につきましては、まずは中山間地域の強みである農業や林業といった第1次産業を中心とした地産の取り組みをしっかりと進め、そして人口が減り続けている厳しい中山間地域だからこそ、外に打って出て外貨を稼ぐ外商の取り組みを徹底することで、基幹産業としての確立を図り、さらにはそうした産業を核として、第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を地域地域に数多く生み出していくことで、若者が数多く残ることのできる地域をつくっていく、そういう考え方をとってまいりたいと考えているところです。

例えば、農業を基幹産業に据える場合で申し上げますと、中山間地域の農業を地域全体で支え、競争力を高めるために県内各地に広げようとしております中山間農業複合経営拠点、こちらを中心に中山間地域の特性を生かし、かつ単価の比較的高い作物を生み出す農業、例えばユズなどの農作物の生産や収益性の高い次世代施設園芸に取り組むとともに、外貨を稼ぐ外商の取り組みとして外部への農産物の販路開拓に取り組むとともに、若者や女性の方が活躍できる場にもなります、農産物の加工や直販所、農家レストランなどの6次産業化にもつなげるという展開を図ってまいりたいと考えております。さらには、これら複合経営拠点を核としたクラスターとして、食品製造や流通といったさらなる関連産業を生み出すといった形で就労の場の充実、拡大を図っていくということが考えられ

るものと考えております。御指摘のように副業、もしくは私どもの言葉で言えば複合ということが一つのキーワードなんだと、そのように考える次第であります。

こうした第1次産業を核とした地産外商、拡大再生産の流れに加え、さらに言えば、御指摘のように多様なバリエーションを確保していくことが大事だと考えておまして、農業と建設業はもとより、農業と公共サービス、さらに言えば農業と医療・福祉、また農業と自伐型林業、さらに言えばアウトドア拠点の整備など豊かな自然を生かした観光産業の振興などとの組み合わせ、こうしたことも有効であろうかと、そのように考えております。そして、できるものならば、起業や新事業展開を移住の取り組みと組み合わせさせて促していくことでもって新たなチャレンジが中山間地域に起こってくることをぜひ目指してまいりたいと、そのように考えているところです。

県としましては、こうした方向と姿を目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 林業政策についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの林業学校の成果と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

林業学校につきましては、即戦力となる人材を養成する基礎課程に加え、既に林業を実践している方々のスキルアップや資格取得を支援する短期課程を平成27年度に開講いたしました。

基礎課程の第1期生は、14名全員が県内の森林組合や林業事業体に就職し、その就職先からは基礎的な技術や知識、資格を習得しているのが即戦力となっているといった高い評価をいただいているところでございます。第2期生19名

につきましては、現在就職に向けての最終段階に入っており、来年度の入校生につきましても20名の定員を確保できる見込みでございます。

さらに平成30年4月には、森林管理、林業技術、木造設計の3つのコースから成る専攻課程を開設し、各分野におけるトップクラスの講師を招聘して、専門的かつ高度な知識、技術を有する人材を育成することとしています。特に木造設計コースでは、本県が先頭に立って進めておりますCLTなど新たな建築部材を初めとする木材製品を活用した建築物を施主に提案できる設計者を養成し、木材の需要拡大につなげていきたいと考えています。

あわせて、現在準備を進めております新校舎等の施設整備も完了し、体制が全て整いますことから、校名を林業大学校に改めますとともに、充実したカリキュラムや本県の林業の魅力などを県内外に広くPRし、優秀な人材を確保してまいります。

こうした林業学校の充実強化によって、本県の林業、木材産業を牽引する中核となる人材を確実に育成、輩出していくことにより、林業を活性化し、中山間地域の再生につなげていきたいと考えています。

次に、緊急間伐総合支援事業や林業機械のレンタル制度を活用した自伐林業家の育成や起業における就労の形、ライフスタイルについて、また個人の林業家への支援についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

県では、これまで国の緑の雇用制度を活用したOJT研修や平成27年度からの林業学校の開校などにより、林業就業者の確保に努めるとともに、担い手の裾野を広げるため、自伐林業や副業型林業に取り組む小規模林業も推進しているところでございます。小規模林業については、平成27年1月に小規模林業推進協議会を組織

し、会員を対象にした政策パッケージによる支援策を実施しており、議員のお話にもありました緊急間伐総合支援事業による搬出間伐、作業道開設への支援や林業機械のレンタル経費への助成により、自伐林家の育成を図っておるところでございます。また、小規模林業に新たに参入される方々が持続的な林業活動を行うために課題となっております施業地の確保や林業技術の習得などについて、今年度から市町村と連携した支援事業をスタートさせたところでございます。

今後さらに小規模林業の取り組みを広げていくため、移住促進も視野に入れて取り組みを進めており、県内の小規模林業の取り組み事例を盛り込んだ広報誌を作成し、小規模林業に関心を持つ方々へ積極的にPRすることにより、林業への参入を促進することとしております。この広報誌におきまして、農業やアメゴの養殖など複合経営を实践され、山村地域を支えている自伐林家の方を初め、林業と観光による副業型林業を实践している方や、Uターンして林業で起業した方など、林業を基本に中山間地域で定住していくためのさまざまな就労の形やライフスタイルを紹介しているところでございます。

小規模林業の推進に向けまして、今後とも協議会会員の要望もお聞きしながら政策パッケージによる支援策を充実させるとともに、協議会にまだ加入されていない個人の林業家の方々に対して積極的に加入を促進し、さまざまな形で小規模林業に取り組む方々が技術力の向上と安定的な収入の確保により中山間地域で定住できますよう、市町村とも連携しながらしっかりと支援していきたいと考えております。

最後に、こうちの木に住まいづくり助成事業の利用戸数の減少と書類の簡素化についてお尋ねがありました。

まず、助成事業の利用件数が平成25年度から

減少傾向にある原因としましては、一つには国の住宅助成制度である木材利用ポイント事業の影響があると考えております。

木材利用ポイント事業では、平成25年4月から平成26年9月までに工事に着手した木造住宅等を対象に、1件当たり約30万円相当のポイントが付与されておりました。この事業は、県の助成事業と併用することができませんので、施主の一部の方が木材利用ポイント事業の活用を選択したものと考えられます。また、木材利用ポイント事業が終了した平成27年度においては、消費税増税に伴う駆け込み需要からの反動による減少が影響しているものと考えております。なお、本年度の申込件数につきましては、説明会の開催やテレビ番組等を活用した広報活動により、助成事業の周知に努めてきたこともあり、前年度の実績から2割以上の増加となる見込みでございます。

次に、助成事業の申請書類の簡素化につきましては、来年度に向けた事業の見直しの中で、住宅に使用された木材の合法性を確認するための書類を大幅に簡素化するとともに、工事写真の添付枚数も縮減する方向で検討しております。また、現在でも現地確認を行うことにより、書類の一部を省略できるようにしておりますが、申請書類の確認事務の一部を建築確認等を行う検査機関に委託する方法によって、現地確認の機会をふやし、申請者の一層の負担の軽減を図りたいと考えております。

こうした申請書類の簡素化などによりまして、より利用しやすい制度にするとともに、県産材の利用拡大につなげていきたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、中山間地域の実情に柔軟に対応できる農地整備についてのお尋ねがございました。

中山間地域における農地整備は、農業の生産性の向上や担い手への農地集積の促進はもとより、耕作放棄地の発生を防ぎ美しい棚田を維持していく上でも欠くことのできない対策の一つでございます。

しかし、中山間地域はまとまった農地が少なく、国庫補助事業などの有利な事業の導入が困難であったことや、1戸当たりの経営規模が小さいことから、事業の面積要件を満たすためにはどうしても関係者が多くなり、同意調整が思うように進まなかったことなどが推進上の課題でございました。

こうした中、平成27年度に国の事業で、面積要件がなく小規模であっても関係者が2名以上であれば実施できる農地耕作条件改善事業が創設され、平成29年度当初予算案では前年度の約2倍となる235億円余りが計上されております。また、国において土地改良制度の見直しにあわせて、農地中間管理機構が借り入れた農地の整備を、関係者の費用負担や同意を求めず実施できる新たな事業も検討されており、農地整備を推進する環境が整ってまいりました。

加えて、県の事業でも、認定農業者であれば関係者が1名でも実施することが可能な事業もありますし、大豊町や四万十町など幾つかの市町村では、小規模な農地整備に対する独自の支援事業を用意しているところもあります。

県としましては、今後も中山間農業の維持・発展を図るため、こうした事業を地域の実情に沿ってうまく適用させていくとともに、市町村と連携を図りながら整備を推進してまいります。また、現在国が検討している事業が中山間地域を多く抱える本県の実情に沿った制度となるよう、政策提言にも積極的に取り組んでまいります。

次に、中山間地域における個人農家の支援についてのお尋ねがございました。

中山間地域の農業は、本県の農業産出額の約8割を占め、米を初め地域の特性を生かした野菜などの園芸品目が生産されており、多くの個人農家がそれを担っております。一方、担い手の減少や高齢化が進行し、大変厳しい状況にある中であっても、後継者を確保しつつ中山間地域の農業を維持していくためには、個人農家への支援を強化することが重要だと考えております。

このため、県では、農家の所得向上を目指して、栽培技術の指導や有望品目の導入、経営指導などの支援をJAと連携しながら行っております。あわせて、集落営農など集落全体で支え合う仕組みづくりを推進しております。具体的には、夏場の冷涼な気候を生かした米ナスや3色ピーマン、甘トウといった収益性の高い品目の導入を推進しております。また、学び教えあう場を活用した栽培技術の指導を行うとともに、天敵の利用や省力化技術の導入など、個人農家のニーズを把握しながら、きめ細やかな指導を行っております。生産面積の多い米におきましては、全国で2度目の日本一に輝いた土佐天空の郷など、ブランド米の品質向上に向けた栽培管理の指導に加えて、集落営農を推進することで農業機械の共同利用によるコストの削減や省力化を支援しております。

さらに、生産条件の不利な農地での生産活動に対しましては、中山間地域等直接支払制度の交付金によりまして直接個人農家を支援しております。

こうしたきめ細やかな支援を一体的に行いますことで、将来に希望を持った後継者が育ち、中山間地域の農業を支えている個人農家の方々が引き続き地域で暮らし農業を継続できるよう、しっかりと支援してまいります。

最後に、新規就農者に対する給付金などの収入がなくなった後の就農の形や収入などについて

てお尋ねがございました。

まず、青年就農給付金を活用して既に就農している方につきましては、県や市町村、JAなどの支援のもと、営農開始後5年間は年間250万円程度の所得を目指し、その後は中山間地域の農業の中核を担う人材として年間350万円以上の所得確保を目指していただいているところでございます。しかしながら、嶺北地域では給付金を活用して就農している方の所得は残念ながらまだまだ十分な水準に達していないことから、さらなる所得向上に向けた取り組みが必要だと考えております。

そのため、栽培技術の向上のため、作物の生育状況に応じた適正な肥料管理などの指導を行いますとともに、補助事業の活用による規模の拡大、例えば夏秋のトマトと冬場の野菜の組み合わせなどの、より収益性を上げるための品目導入といった個々の就農者の状況に応じたきめ細やかな指導や提案を行っているところでございます。また、地域おこし協力隊の退任後に農業を始められるなど、新たに就農を目指す方につきましては、まずは給付金を活用しながら地域農業の中核を担う人材として、先ほど申しました年間350万円以上の所得が確保できるよう、しっかりと支援してまいります。

一方で、新たに農業を始められる方の中には、農業と他産業を組み合わせ、地域で生活したいという方もおられますことから、兼業を目指すタイプの産地提案型の担い手確保対策の取り組みも進めているところでございます。例えば本山町では、米ナスの栽培による100万円の農業の所得と地域で就労可能な医療事務や保育士、看護師などでの所得を組み合わせ生活できる兼業のモデルをお示しした上で、人材の募集活動を行っているところでございます。

このように地域の実情に合わせた多様な就業形態を支援する取り組みを強化しまして、農業

を核として地域地域で生活できる所得の確保を図ってまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、檜山トンネルの今後の完成までのスケジュールについてお尋ねがございました。

檜山トンネルは、県道高知本山線の高知市と土佐町との境に計画しております、延長が3キロメートルを超える長大トンネルです。このトンネルは、嶺北地域の町村や高知市などで構成する檜山隧道早期建設促進期成同盟会から、長年にわたり強い要望をいただいております、完成すれば嶺北地域の皆様の利便性の向上や産業振興を下支えする重要な社会基盤になると認識をしております。

今年度は、トンネルを含めた工区全体のルートを年度内に確定させるよう、測量設計や地質調査を行っております。このルートが確定いたしましたら、トンネルの詳細設計やトンネル抗口へのアクセスルート上の橋梁等の詳細設計を行いながら、用地交渉に着手することとしております。用地取得が順調に進めば、平成30年度には檜山トンネルを含む工区の工事に着手できると考えております。

お話にありました完成までのスケジュールにつきましては、現時点ではトンネルや橋梁等の詳細な設計ができていないことや、まだ用地買収に着手していない段階であることから、具体的な工程をお示しすることは難しい状況です。詳細な設計が完了し、用地取得のめどが立ちましたら、予算の状況を踏まえて整備スケジュールを詰めてまいりたいと考えております。

次に、早明浦ダム再編事業について、今後の国による早期の事業化に向け、県としてどのような取り組みを行っていくのかのお尋ねがございました。

早明浦ダムの再編事業については、国管理区

間の吉野川水系河川整備計画において、低い水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、洪水調節容量を増大させることでダムの治水機能の強化を図ることなどが目的となっております。

施設を改築することにより、嶺北地域の重要な課題であるダム下流部の浸水被害の軽減や濁水の長期化を抑制する効果が期待でき、現在国が中心となって関係機関と調整を進めております。県といたしましては、早期事業化に向けて関係する町村の皆様と一体となって、引き続き国に政策提言を行ってまいりたいと考えております。また、早明浦ダムの再編事業に加えて、吉野川支川地蔵寺川の改修を行うことで、ダム直下流におきまして、より大きな治水効果が期待できることから、県では引き続き地蔵寺川の整備を進めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、各市町村が実施している保育料軽減策に対して助成する等の支援が必要ではないかとお尋ねがございました。

地域の子育て世代の定住対策を進め、出生率を高める上で保育料の無料化を含む子育て支援の充実を図ることは効果があるものと思います。

このため、県においては、少子化対策の一環として子育てに係る保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的に、平成21年度から18歳未満の子供が3人以上の場合、同時入所のいかににかかわらず、第3子以降3歳未満児の保育料を無料としている市町村に対し、県としての補助を実施しております。

こうした中、県内の市町村においても、保育所等の全ての在園児の保育料を無料化している5町村を初め、第2子や第3子以降の保育料を無料とするなどの独自の負担軽減策を講じている自治体がふえてまいりました。一方、県全体で第1子からの保育料の無償化ということにな

りますと、極めて大きな財源が必要となりますことから、国の制度として措置すべきものと考えておきまして、子育て世帯の経済的負担の軽減について、全国知事会などを通じて提言活動を行ってまいりました。こうした取り組みの効果もあり、国の来年度予算においては、保育料について非課税世帯の第2子の無償化や、第1子についても年収360万円未満のひとり親世帯の負担軽減の拡充など、所得の低い世帯から負担軽減措置の拡充が図られております。引き続き対象児童の拡大、所得制限の緩和などさらなる拡充を国に対して積極的に働きかけてまいります。

また、子育て世帯への支援としては、保育料などの経済的な負担軽減のほか、ニーズの多い病児保育や延長保育、さらには保護者からの相談に対応する取り組みや子育て中の親同士の交流の場づくりなどの保育サービスを充実していくことも重要な取り組みと考えております。今後ともこうした総合的な視点を持って、各地域のニーズや実情に応じた子育て世帯の支援の充実に取り組んでまいります。

次に、高知市内の学校と同様に、中山間地域の学校も施設や教育体制を充実させる必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

中山間地域においては、生徒数の減少に伴い学校も小規模になり、集団での活動や部活動の維持が困難になったり、特に高等学校においては幅広い選択科目の設定が難しくなったりするなど、良好な教育環境の面でさまざまな課題を抱えております。しかし、そういった中でも、それぞれの生徒が住む場所にかかわらず希望する進路をしっかりと実現できるようにすることは、公立高校としての使命だと思っております。

このため、中山間地域の高等学校においては、習熟度別授業などにより基礎学力を高めるとともに、大学進学を希望する生徒には進学学力の

向上のためのきめ細やかな支援を行っております。新しい取り組みとしては、小規模校における教育環境の質の維持・向上を目指した遠隔教育の実践やインターネットツールを活用して個々の生徒の幅広い学力状況や進路希望に応じた自主学習を支援する取り組みなども進めているところでございます。

また、中山間地域の高校では、地域の課題解決をテーマとした探求的な学習や地域での就労体験やボランティア活動などにも積極的に取り組んでおり、こうしたことを通じて思考力、判断力、表現力や社会的・職業的自立に必要な力を育成しております。こうした各校の特色ある取り組みに対しましては、県教育委員会としましても、校長裁量予算等での支援を行っているところでございます。

中学校におきましては、生徒や教員の相互の交流を促進するなど高等学校との連携を図ることで、中学校、高等学校一体でのきめ細かい学習支援・指導を行うとともに、そのことにより、多くの中学生に地元高校への進学を希望してもらえるよう努めているところでございます。

こうしたことを通じまして、中山間地域の学校においても、将来の目標に向かって挑戦できる機会が全ての生徒に保障されるよう一層努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊として地域の教育の活性化に向けて活動していただける方などの取り組みをどのように生かし、地域の高校の魅力化につなげていくのかとお尋ねがございました。

地域おこし協力隊を初めとして、御自身のキャリアや特技などを生かして地域の活性化に活躍される方に学校教育にかかわっていただけることは、学校にとっても大変大きな力になると考えております。

お話のありました嶺北高等学校では、本年度

より地域おこし協力隊の方に、生徒の学習支援やカヌーの指導者の誘致など、部活動の活性化などの面で御協力をいただいております。また、山田高等学校では、学校と地域・家庭が連携して教育支援を行う学校支援地域本部事業のコーディネーターが地元企業と学校をつなぐことで、生徒による地元企業のCM制作や地元自治体への政策提言など、地域の方々と高校生の協働による活動が活発に行われております。さらに、これらの取り組みを情報発信することによって、各高等学校は地域の学校としての存在意義を高めております。

今後とも、各校において学校と地域をつなぐ人材に積極的にかかわっていただき、地域や高等学校の魅力化につながる取り組みが一層推進されるよう、教育委員会も各自治体と連携・協力して支援してまいります。

次に、県立図書館として市町村立図書館などでは解決が難しいレファレンスの支援のほかに実施する中山間地域住民へのサービスについてのお尋ねがございました。

県民が住む場所にかかわらず、ひとしく必要な図書館サービスが受けられるよう、県内の読書環境を充実させることは大変重要なことだと考えております。

まず、お話のありました市町村立図書館等では解決が難しいレファレンスの支援につきましては、オーテピア高知図書館の豊富な資料や情報をもとに、専門の司書が必要とする資料を提供するなど、調べ物へのサポートを行っていきたいと考えております。

現在、県立図書館では、中山間地域など来館が難しい方へのサービスとして、休館日を除き毎日図書館の資料を配送する物流サービスを行っており、利用者は市町村立図書館等を通じてリクエストした本を受け取ることができます。また、移動図書館の運行により、市町村立図書

館以外にも県内の公民館等を定期的に巡回することで、広く県民の方が県立図書館の本を利用できるように取り組んでおります。

さらに、平成30年夏ごろのオーテピア高知図書館の開館に向け、県立図書館では新たな取り組みとして、来年度からテーマに応じた資料のまとめ貸しなどによる市町村立図書館等での企画展示の実施などの支援を前倒しして行うこととしております。また、電子書籍サービスも行うことで、遠方にお住まいの方など来館が困難な方が、自宅などにおいて資料などを一定期間閲覧できるよう環境を整えていきたいと考えております。

あわせて、現在県下3ブロックの担当職員を配置し、市町村立図書館等に対して、巡回訪問による助言などきめ細かい支援を行うほか、市町村立図書館職員の能力やスキルの向上のため、習熟度や個別テーマに応じた研修なども実施し、身近な地域の図書館においてよりよいサービスが受けられるよう取り組んでいるところでございます。

オーテピア高知図書館の開館後において、資料などの充実による利用者の利便性の向上が、高知市周辺部のみにとどまるのではなく県内各地に広く行き渡るよう、そうした視点を持って引き続き取り組んでまいります。

最後に、図書館が設置されていない町村での読書環境の改善についてお尋ねがございました。

公立図書館は、お話にもありましたように、現在11町村で設置をされておらず、本県の市町村立図書館設置率は67.6%と全国平均の75.5%を下回り、特に中山間地域において設置が進んでいない状況がございました。公立図書館のない町村では、公民館などに併設した図書室がその機能を補っているものの、職員の配置や蔵書量などの面では十分な読書環境とは言えない状況もございます。

今後、1町が新たな図書館の設置を進めておりますが、その他の町村においては、読書の重要性や読書環境の充実の必要性は理解をしているものの、人口規模や財政事情などから、取り組みを進めづらい面があるとお聞きをしております。

図書館の設置など読書環境の改善に関しては、まずはそれぞれの町村において地域のニーズや意見などを踏まえて検討がなされ、住む場所にかかわらず住民にひとしく必要な読書環境が確保されるよう、それぞれの市町村のあるべき姿について議論を深めていただきたいと考えており、先日も担当課長などが各教育長を個別に訪問し、読書環境の現状に対する考えをお聞きするとともに、今後の対応について要請をさせていただいたところでございます。

その上で、図書館が未設置の町村に対しては、先ほどお答えしましたとおり、県立図書館が各町村の読書環境の現状に応じて、図書室への物流サービスによる協力貸し出しや移動図書館の運行などを行っておりますが、新たに電子書籍サービスなどにも取り組み、読書環境の改善を支援してまいります。

さらに、平成29年度中に策定する図書館振興計画の議論の中で、県内全域の読書環境の改善に向けた方策について、多角的な見地から御意見をいただきながら、より効果的な支援のあり方について検討を深めてまいりたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、「志国高知幕末維新博」において、地域会場のない市町村は周遊コースに含まれているのか、またどのような観光客誘致を考えているのかについてお尋ねがありました。

博覧会を訪れた観光客の皆様は県内各地域を周遊していただくためには、地域会場が設置さ

れている市町村はもとより、地域会場が設置されていない市町村においても観光資源の磨き上げなどの取り組みを継続して行っていただくことに加え、メイン会場や総合観光案内の機能を持つこうち旅広場から地域会場や各市町村へ誘導することが大変重要であると考えております。

そのため、メイン会場から地域会場が設置されていない市町村の観光資源も含めた広域の周遊コースを複数設定し、昨年9月から旅行会社へのセールスプロモーションを展開しています。また、こうち旅広場や博覧会の公式ガイドブックでは、こうした広域の周遊コースの紹介に加えて、県内全ての市町村の観光情報を7つの広域エリアごとに紹介し、旅めぐりをサポートするなど、観光客の皆様は県内全域を周遊していただけるよう情報発信の取り組みを強化することとしております。さらに、地域会場と地域会場が設置されていない市町村をつなぐ、バスや鉄道を活用した特別切符の造成やタクシーによる周遊プランの拡充などを交通関係事業者の皆様と連携して整備し、観光客の皆様は県内全域を周遊しやすくなるよう二次交通の充実も図っております。

このように、全国からおいでいただいた観光客の皆様をメイン会場やサブ会場から各地域会場だけでなく、周辺の市町村へもしっかり誘導することで、県内全域に博覧会の効果が浸透するよう取り組んでまいります。

次に、大型クルーズ船の寄港に伴い、県内各地域への観光客誘致をどのように行っていくのかのお尋ねがありました。

高知新港には、今年度これまでに外国クルーズ客船が20回寄港しており、合計で約6万2,000人の乗船客が本県を訪れています。このうち約4万2,000人がバスを利用したオプションツアーに参加しておりますが、その大部分の約4万人は高知市のみを周遊するコースへの参加と

なっております。オプションツアーは、旅行会社等が本県での滞在時間や乗船客のニーズに応じて企画していますことから、県や高知県観光コンベンション協会では、広く県内の地域を周遊するさまざまなコースの提案を行うとともに、船会社や旅行会社、周遊の手配を行うランドオペレーターを招聘して、地域への周遊を促すモニターツアーも実施してきたところです。

こうした取り組みによりまして、いの町、南国市、香美市や室戸市など高知市以外の地域を周遊するオプションツアーも企画、再考されてはいますが、まだまだ十分な状況ではありません。このため、先月21日に新たな取り組みといたしまして、県内の観光施設や旅館、ホテルなどの19の事業者が参加し、船会社や旅行会社など8社を高知に招いて、参加事業者の施設にツアーを呼び込むための商談会を開催いたしました。

その結果、施設によっては一度に多くの観光客を受け入れられない規模であったり、外国語の対応が十分でないなどの指摘もあった一方で、旅行会社なども新しい周遊先を求めており、ツアーに組み込むことができる観光資源の情報を直接事業者から提供することができました。参加した県内事業者の評判もよく、地域への周遊促進に向けて一定の手応えがありましたので、今後も継続して開催し、県内各地への周遊につなげていきたいと考えております。

加えて、幕末維新博の開催に合わせて、Wi-Fi環境や多言語対応など、地域会場やその周辺における外国人観光客の受け入れ体制の整備も進めてまいりましたので、今後は幕末維新博のPRも強力に実施するなど、官民で連携して地域へより一層誘客できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、アウトドアの里を中心にどのようにアウトドア観光を進めていくのかということにつ

いてお尋ねがありました。

本山町におけるアウトドアの里拠点整備事業につきましては、現在全国ブランドを有するアウトドア用品の製造企業の監修により、施設整備に向けた取り組みが進められているところです。この事業は、団体用の宿泊研修施設や温浴施設、レストラン、物販施設とあわせて高級感あるコテージなども一体的に整備する計画とされております。また、吉野川でのカヌーやラフティング体験などの提供や嶺北地域の広域観光情報の発信を行うことも計画されており、嶺北地域におけるアウトドアの観光拠点として平成30年度の完成を目指しております。

こうしたアウトドアの里拠点整備事業も含め、嶺北地域の4町村が連携して行っている山岳観光のルートづくりやサイクリングのコースづくり、さめうら湖を活用した体験観光といった取り組みは、それぞれが産業振興計画の地域アクションプランに位置づけられており、県としましても、こうした取り組みに、観光振興部や産業振興推進部など関係部が連携して人的、財政的な支援を行っているところです。

嶺北地域は、山や川の豊かな自然に恵まれており、この地域でのアウトドア観光の推進は地域の強みが十分に生かされる取り組みでありますことから、アウトドアの里を中心として山岳観光やサイクリング観光を初め、歴史資源や土佐あかうしの食など、さまざまな地域の資源を組み合わせた地域観光クラスターの形成や情報発信、旅行商品の造成などについて外国人観光客の誘致も視野に入れて、嶺北4町村や関係事業者としっかり連携して強力に取り組んでまいりたいと考えております。

○38番（金岡佳時君） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。もう少し突っ込んだ話が聞けるかなと思ったんですけども、若干消化不良というようなところがあります。

1つは、教育についてでございますが、もういわゆる国際的な指導者を招聘するところまで来ておりますので具体的なお話がいただけるのかなと思っただけですけれども、総論的な話でありました。具体的にお話をいただけるのであれば答えていただきたいと思っております。

それからもう一点、農業振興部長にもお尋ねをいたしておきたいと思っております。いろいろな施策があるのは私、承知をしております。しかしながら、なかなかそれが周知ができていないというのが実態でございます。その周知をどのように今後していくのか、お尋ねをしておきたいと思っております。その2点をお尋ねいたします。

○**教育長（田村壮児君）** 御質問がありましたのは、今嶺北のほうで計画されております韓国の代表チームの監督をされたカヌーの指導者のことであるかと思っております。そのことについては、学校のほうでも、ぜひ一緒になって取り組みをしたいというような意向を伺っておりますし、その際に学校におけるカヌーに関する施設整備、こういったことであるとか、あるいはカヌー一部に生徒を集めるといった取り組みですとか、そういうようなことについては、嶺北高校においても一緒になって取り組んで運用させていただきたいというふうに考えております。

○**農業振興部長（味元毅君）** 周知の御指摘をいただきました。私どもはさまざまな事業を進めていく中で、やはりいかに事業を知っていただくかと、そしてそれを活用していただくということが課題であります。さまざまな形で実はいろんな説明会をやったり勉強会をやったりということはしておりますけれども、出席をしていただく方がそういう思いを持って御参加をしていただければ、御説明することを非常に現実的に受けとめていただけるんですけれども、なかなかやはり説明する側と参加される側とがうまくマッチしていないというような実態がある

ように承知をしております。

そういうことで、いろいろ説明会のやり方というものは当然また考えてまいりたいというふうに思いますが、もしもいろいろなことをやってみようというのを思っておられる方がいらっしゃったら、それぞれ普及所とか振興センターがございますので、まずはそこに御相談をさせていただく。そうすれば、例えばこういうやり方がある、ああいうやり方があるということと一緒に考えることができるというふうに思います。まずは、普及所、あるいは振興センターの門をたたいていただくというふうなことを進めていただければ、いい形に進んでいくんじゃないかというふうなことを思っております。説明会の仕方などはずっと私ども御指摘いただいておりますので、なお勉強させていただきたいと思っておりますが、そういうことをお願いできればと思っております。

○**38番（金岡佳時君）** 私の再質問の仕方が悪かったように思います。教育長、済みません、もう一回お願いします。

要するに、そのカヌーと同時に地域おこし協力隊の皆さん、かなりそれぞれ特殊な能力といえますか、持った人が来ております。それについてどのように活用されているのか、具体的な考えがございましたら、あわせてお願いいたします。

○**教育長（田村壮児君）** これまでも学校側と地域支援の方、いろいろとお話もさせていただき、いろんな御協力もいただいていると思っております。なお、協議に基づいて、その持つておられる力をできるだけ学校としても生かす方向で話をさせていただいて、それについての取り組みの方向性について県の教育委員会として支援できることがあれば、そこは精いっぱい協力もさせていただきたいと、そういうふうに考えています。

○**議長（武石利彦君）** 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時29分散会

平成29年3月2日（木曜日） 開議第4日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

38番 金岡佳時君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 松尾晋次君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・
 環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 福田道則君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員
 職務代理者 坂田和子君
 監査委員
 局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
 事務局 次 長 弘 田 均 君
 議 事 課 長 横 田 聡 君
 政策調査課長 西 森 達 也 君
 議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
 主 幹 浜 田 百賀里 君
 主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成29年3月2日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成29年度高知県流通団地及び工業

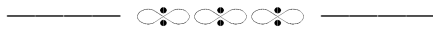
団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成28年度高知県県営林事業特別会

	計補正予算		等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業		

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計予算」から第63号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」、以上64件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

4番田中徹君。

(4番田中徹君登壇)

○4番（田中徹君） おはようございます。早速ですが、順次質問に入らせていただきます。

まず最初に、人口減少や担い手の不足が生じている本県にとって重要な取り組みである移住促進について伺います。

本県の移住促進の取り組みは、平成25年度に施策の抜本強化が図られ、その後も毎年継続的なPDCAサイクルによりバージョンアップが図られてまいりました。その結果、本県への移住者は、平成24年度は121組225人でしたが、平成27年度にはその4倍以上の518組864人になるなど、非常に大きな成果を上げてきているのではないかと思います。また、県の相談窓口を通じた移住者のデータを見てみますと、20代から

40代が約8割を占めており、移住後の仕事の状況としては企業への就職はもちろん1次産業の担い手や地域おこし協力隊なども多く、移住者がさまざまな分野で活躍していただいている状況もうかがえます。

そうした中、県が平成27年に策定した高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、平成31年度に人口の社会増減をゼロにするという目標を掲げ、その目標達成を図るため、移住促進において平成31年度の移住者数を平成27年度の約2倍となる年間1,000組にするという目標が設定されました。人口減少や担い手不足が深刻化している本県にとっては、産業振興を中心とした転出防止策に加え、県外から即戦力となる人材を呼び込むためにも移住促進の取り組みは重要であり、今後も引き続き積極的に進める必要があると考えます。

年間移住者数1,000組という目標達成は非常にハードルが高いものではありませんが、総務省が都市部で暮らす方々を対象に行ったインターネット調査によると、農山村への移住に関して30.6%の方が関心を持っているという結果が出ています。こうした調査結果から見れば、都市部にはまだまだ潜在的な移住関心層が存在すると感じますし、そうした方々にぜひ本県としても積極的にアプローチをしていくことで、より一層の移住者増につながる可能性があると思います。

一方で、近年国の地方創生の取り組みに呼応して、大都市圏近郊の自治体でも移住促進の取り組みが開始されるなど、都市部からの移住促進については全国的な競争が激しくなっているともお聞きしています。こうした状況を踏まえますと、今後さらなる移住者の増加を図るためにはそうした全国競争にも打ち勝っていかなければなりませんし、競争に打ち勝つためには移住促進の施策についてもさらなる創意工夫

が求められます。

そこで、他県との競争の中で、来年度以降いかに本県に移住者を呼び込み、平成31年度の目標である移住者数1,000組の達成を図っていくのか、知事の決意をお伺いします。

次に、農業政策についてお伺いします。

環境制御技術を用いた次世代型こうち新施設園芸システムは、本県の施設園芸農業に大きな変革をもたらすとともに、生産者に希望を与えています。次世代型ハウスは、四万十町の次世代施設園芸団地を皮切りに、現在では4地区で8つの施設が完成し、整備面積は来年度末には33.4ヘクタールに広がる予定となっております。また、環境制御装置の導入面積は167ヘクタールまで拡大し、収量の増加や品質の向上に大きく寄与しています。

他方、施設園芸を初めとする農家では、人手不足が深刻な課題となっております。昨年度、県が実施した調査によりますと、37%の農家で労働力不足が発生し、規模拡大の意向がある農家では67%が労働力に不安を抱えているとのことでした。経済が回復基調にある現在では、ますます人手不足は深刻となっており、早期の労働力確保の仕組みづくりが求められています。私も農家の方とお話をさせていただきますと、多くの方が人手不足のことを話題にされます。

このような状況から、地域内でのマッチングのみならず、地域と地域を結ぶ県域での仕組みづくりが必要と考えますが、労働力確保のためにどのような仕組みを構築されるのか、また県はどのようにかわっていかれるのか、農業振興部長にお伺いします。

また、政府においては、昨年12月の国家戦略特区諮問会議において、特区を活用して農業分野での外国人労働者を受け入れることを決定しています。今国会に提出予定の国家戦略特区法改正案に、必要な規定を盛り込むため、制度設

計の検討が行われています。

まだ、詳細な制度が決まっていない段階ではありますが、労働力確保の観点から、これまでの取り組みと並行して国家戦略特区制度を活用すべきではないかと考えます。この外国人の農業就労についての御所見を知事にお伺いします。

次に、農業生産工程管理、GAPについてお伺いします。昨年9月議会の質問でも触れましたが、近年、欧米を初めとする農産物の輸出相手国の需要者からは、取引要件として国際水準の認証取得を求められることが多く、さらには国内の需要者や消費者からも食の安全や環境保全への関心の高まりから、国際水準を満たす農産物への期待が高まっています。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会においても、先進国にふさわしい高い水準の調達基準が求められていることから、農林水産省では国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業を創設し、認証審査やICT技術導入、残留農薬等の分析など認証取得に係る費用を助成する事業を行っています。

平成28年度事業は2月17日に募集が締め切られましたが、県内の農業者や団体の応募状況について農業振興部長にお伺いします。また、次回公募に向けての周知や啓発を行うなど、認証取得に向けた取り組みが必要と考えますが、県として今後どのように支援されていかれるのか、あわせてお伺いします。

また、GAPへの脚光が集まっていることや輸出拡大に対応できる後継者を育成するために、農林水産省と文部科学省は、全国の農業高校を対象に本年4月より教員向けの研修や専門家派遣などを始め、認証取得に必要な実践的な教育を後押しし、全国全ての農業高校で国際水準GAPの取得を目指すことが表明されています。

この方針を受け、県内2校の県立農業高校での認証取得に向けた取り組みについて、県とし

て今後どのように支援されていかれるのか、これまでの取り組み状況も踏まえ、教育長にお伺いします。

また、県立農業大学校においてもGAP認証取得に向けた取り組みが必要と考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いします。

次に、中規模・小規模流通の強化についてお伺いします。近年、特に個人消費者は健康志向の高まりやインターネット通販を通じた高度な配送サービスの充実により、安心・安全へのこだわりから、そういったものを野菜や果実に求める傾向が強まっていると感じます。昨年12月に開催された第1回高知オーガニックフェスタには約800名が参加されたとお聞きしており、ここでも関心の高まりがうかがえることですが、他方、有機農業の現状は販路開拓や輸送コストの負担が課題となり、県内の農業者数は微増にとどまっています。有機農業の振興のためには、生産技術の向上や生産量の拡大を図るとともに、販路を開拓することや輸送コストの軽減を図ることなど、流通・販売の強化が必要と考えます。

そこで、有機などの流通量が少ない農産物の生産状況をどう捉えられておられるのか、また流通量が少ない農産物を含め、中規模・小規模流通のさらなる強化が必要と考えますが、今後の支援について農業振興部長にお伺いします。

この項目の最後に、野菜苗の品質確保についてお伺いします。昨年2月、四万十町の次世代施設園芸団地の隣接地に新たな育苗業者による種苗供給施設が完成し、野菜苗の生産供給を開始しました。これにより次世代施設園芸団地のトマト苗が安定的に供給できますとともに、県内各産地への野菜苗の供給ができ、苗の県内自給率が向上するとお聞きしております。今後のさらなる生産拡大、販路拡大に大きな期待を寄せているところです。

さて、昨年度は夏の高温と9月の曇雨天によっ

て、いずれの育苗業者の野菜苗ともに全体的に品質がよくなかったとお聞きしております。特にキュウリは、徒長や生育差にむらが見られ個体間のばらつきが多く、軟弱徒長ぎみになっている圃場では花飛びも見受けられたということです。

苗の生育は天候に左右されやすく、苗の品質管理には高度な技術を要すると思いますが、今後県として野菜苗の品質確保に向けてどのようにかかわっていかれるのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。

知事の提案説明でもありましたように、昨年の県外観光客入り込み数は約424万人となり、4年連続で400万人を超えました。本年は「志国高知 幕末維新博」の開催やクルーズ船の寄港などを通じ、435万人観光が実現されますよう大いに期待をしております。また、435万人観光の実現、定常化に向けては、本県の魅力である自然や食、歴史を生かした戦略的な観光地づくりとともに、国際観光の新たな取り組みが重要であると考えます。

日本政府観光局、JNTOが公表した資料によれば、昨年の訪日外客数は前年比21.8%増の2,403万9,000人となり、前年より伸び率は減少したものの、堅調に増加しています。また、中国からの訪日旅行者数は前年比27.6%増の637万3,000人となり、韓国、台湾、香港を加えた東アジア4市場は1,700万人を超え、全体の72.7%を占める結果となっています。主な増加要因として、クルーズ船寄港数の増加や航空路線の拡充、継続的なプロモーション活動に加え、ビザの緩和や消費税免税制度の拡充等が挙げられています。

そうした中で、訪日旅行者の消費動向には変化が見られています。国土交通省観光庁が本年1月17日に公表した訪日外国人消費動向調査の

速報によれば、昨年の訪日外国人旅行消費額は前年比7.8%増の3兆7,476億円で過去最高となるも、1人当たりの旅行支出は15万5,896円と前年比11.5%減少しています。費目別に旅行消費額を見ると、買い物代が前年に比べ減少した一方、宿泊料金や飲食費、交通費、娯楽サービス費は増加しています。このことは、中国の携行品輸入関税の引き上げや越境電子商取引の増加などにより、高級ブランドや家電などを大量購入する、いわゆる爆買いが落ちついたことが一因とされますが、消費目的の多様化により、「モノ消費」から体験等の「コト消費」へとシフトされていることがわかります。

また、この動向調査では、次回日本を訪れたときにしたいことの問いに、「日本食を食べること」や「自然・景勝地観光」のほかにも、「日本の歴史・伝統文化体験」や「日本の日常生活体験」、「自然体験ツアー・農漁村体験」などが多く回答されています。この結果から、まさに観光の目的が買い物や見るだけの観光から体験型にシフトする傾向が読み取れます。この「コト消費」への移行は、自然や食、歴史が魅力である本県にとって追い風となり、今後の戦略的な観光地づくりにも大いに生かせると思います。

そこで、このような外国人旅行者の動向を本県としてどのように捉えられておられるのか、また今後の国際観光の取り組みにどのように生かそうとされておられるのか、観光振興部長にお伺いします。

また現在、県内各地域において広域観光の取り組みが展開されています。「楽しまんと！はた博」や「高知家・まるごと東部博」、また奥四万十博などの地域博覧会の開催などを通じて、複数の市町村にまたがる広域観光の仕組みが構築され、幡多広域観光協議会や高知県東部観光協議会では、地域博覧会終了後もさまざまな観光プログラムが生まれ、旅行商品が開発されてい

ます。その1つに、体験型の教育旅行があります。近年、東京や大阪などの中学校や高校では、日ごろ経験することの少ない田舎暮らし体験や農林漁業体験を通じて学ぶ体験型の教育旅行への注目が高まっています。昨年5月には、大阪府松原市の中学3年生約170人が県東部地域へ、また大阪市の中学3年生約250人が幡多地域を訪れるなど、県内でも広がりを見せています。また大豊町では、関西などの中学生のみならず、台湾の高校生の修学旅行も誘致しています。

そこで、このような国内外からの教育旅行の誘致に向けた地域での取り組みについて、県として今後どのように支援していかれるのか、観光振興部長にお伺いします。

また、体験型の教育旅行のプログラムは、さきに述べました訪日外国人旅行者の観光の目的と共通するところが多く、受け入れ体制やプログラムの構築は今後の国際観光の取り組みにも大いに生かせると思います。また、今まさに国においては、仮称住宅宿泊事業法案、いわゆる民泊新法が今通常国会に提出される予定となっており、外国人旅行者の宿泊に関する議論も行われているところでもあります。また、来年度から4年間の次期観光立国推進基本計画の素案では、年間訪日客4,000万人目標達成に向け、大都市だけでなく地方での受け入れ拡大を重点課題とすることや、地方の民家での生活や農作業などを体験してもらいリピーターをふやし、農家などの所得向上につなげることなどが示されたとの報道もあります。

東京や大阪などの都市部とは状況は異なりますが、本県を含む地方では民泊を活用した外国人旅行者の誘致も戦略の一つとして考えなければならないのではないのでしょうか。

そこで、県内の各地域で取り組む体験型の教育旅行の受け入れ体制やプログラムの構築を今後の国際観光の取り組みに生かすことや、農山

漁村での体験民泊を活用した外国人旅行者の誘致についての御所見を観光振興部長にお伺いします。

次に、南海トラフ地震発災後の高知空港の早期復旧についてお伺いします。東日本大震災では、高知空港と同じように海岸近くにある仙台空港は、旅客ターミナルを含め空港全体が浸水したことにより、民間航空機の運用は約1カ月間できなかったものの、発災4日後には救急・救命活動のヘリコプターの離着陸が開始され、発災5日後には滑走路の1,500メートル運用が開始され、緊急物資輸送の拠点としての役割を果たしました。また、緊急輸送のかなめとなる道路網については各地で寸断されましたが、道路啓開、いわゆるくしの歯作戦により、1週間後には救命・救援ルート命の道がおおむね確保されました。

南海トラフ地震発災時には、本県では道路啓開に長時間を要する地域が想定されることから、空路の確保は大変重要な課題だと考えます。東日本大震災での仙台空港のように、南海トラフ地震発災直後の救助・救命活動はもとより、その後の復旧・復興活動において高知空港は重要な役割を担うものと考えますが、県が公表した最大クラスの津波による浸水予測において、滑走路の一部を残し大部分が浸水することが想定されています。

そこで、高知空港の所管は国土交通省ではありますが、南海トラフ地震発災後の応急救助活動を円滑に実施するためにも、高知空港の早期復旧へ向けた取り組みに県としても積極的に関わっていくべきだと考えますが、御所見を危機管理部長にお伺いします。

次に、救急安心センター事業についてお伺いします。総務省消防庁が公表している平成28年版救急・救助の現況によれば、全国の平成27年中の救急自動車による救急出動件数は605万

4,815件、搬送人員数は547万8,370人で、救急出動件数、搬送人員数ともに過去最多となっています。一方、本県の状況は救急出動件数が対前年比2.9%増の3万9,535件、搬送人員数が対前年比3.6%増の3万6,699人となっています。また、県内15のうち11の消防本部で救急出動件数が増加しています。

このように救急搬送件数は高齢化の進展等により増加傾向にあり、真に必要な傷病者への対応がおくれ、救命率に影響が出かねない状況となっています。限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。本県においても救急車の適正利用に向けて、消防庁が取り組みを推進する救急安心センター事業を導入すべきと考えます。

この救急安心センター事業は、共通の短縮ダイヤルを使用し医師や看護師、相談員等が、すぐに救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診すべきか、また受診可能な医療機関の案内等、判断に悩む住民からの相談に助言を行うものであり、東京都や大阪府、福岡県、奈良県など7自治体が導入しています。また、平成29年度以降の事業開始に向けて、宮城県や神戸市、広島市が現在検討を行っており、導入自治体では救急搬送に占める軽症者割合の低減、また住民の高い満足度や継続的な利用意向など、導入効果が明らかになりつつあります。

そこで、本県においても救急安心センター事業を導入すべきと考えますが、この事業に対する御所見を危機管理部長にお伺いします。

また、救急業務のあり方に関する検討会の資料によれば、相談事業を実施していない消防本部のうち約7割で事業の必要性を感じ、そのうち約7割が都道府県単位での実施を望んでいるという調査結果が示されていますが、県内の消防本部の意見や意向をどのように捉えられてお

られるのか、危機管理部長にお伺いします。

最後の項目、保育、教育についてお伺いします。

平成28年12月21日、中央教育審議会は、学習指導要領等の改善及び必要な方策等についての答申を提出しています。その中においては、情報化やグローバル化といった社会変化が人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきており、さらに第4次産業革命とも言われる進化した人工知能の出現は、社会や生活を大きく変えていこうと、これからの社会を予測しています。

実際、この10年の間に私たちが持つ携帯電話はスマートフォンへと移り変わり、自動運転を行う自動車はもう実現段階にあります。また、子供のころに夢見たロボットの時代は、もう目の前にあります。このAIやロボットの発達は、まさに幕末の「黒船出現」、明治の「鉄道走る」以上の社会変化であり、人間の働き方や生き方に大きく影響するものと思います。

そして、この中央教育審議会の答申を受け、文部科学省もついさきの2月14日、小中学校の次期学習指導要領の改訂案を公表しております。今回の改訂案では、将来の予測が困難な社会の中で必要な資質、能力を育むための学びの質の改革への強い意欲がうかがえます。その最も大きな柱としてあるのが、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の取り組みであります。子供たちが主体的に学びに向かう、そして友人や他者と話し合いながら新しい知見を獲得し、また物事の本質に迫る、そのような学びを創造していくことが求められるのです。

県教育委員会は、この次期学習指導要領案において求められる主体的・対話的で深い学びによる授業改善をどのように進めていくのか、教育長にお伺いします。

また、この改訂案では、グローバル化への対

応を充実させるため、小学校中学年から外国語活動を行い、高学年においては現行の外国語活動を教科とすることとなっております。

県教育委員会は、小学校5、6年生での英語の教科化など新たな英語教育への準備をどのように進めているのか、教育長にお伺いします。

また、本県においては、昨年3月に教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画を策定し、教育課題の解決を図り、本県の子供たちに学ぶ意欲や確かな学力を育むとともに、豊かな心や高い志を培うことに取り組んでおられます。そして、この取り組みの方向性の第1に、チーム学校の構築を掲げられておられます。本県の学校においてはこれまで、学級王国などの言葉があるように、一人一人の先生の力量に負うことが多く、このことは学校組織が一丸となって、うちの学校の子供みんなを指導・支援するという体制にはなり得ておらず、それが本県の学校組織や教育文化の課題でもありました。この最大の課題に正面から立ち向かおうとする知事及び教育長に改めて敬意を表するものです。

そして、特に私に関心を持つこととして、中学校の教科の縦持ちがあります。中学校においても、これまで1年団、2年団といった学年会という横の組織はありました。そこに教科会という仕組みを持ってきて、組織を横と縦の両方向から紡ぐことにより、組織員のきずながさらに強くなるものと思います。また、組織内で切磋琢磨するようになり、教員の教科指導力の向上にもつながるものと考えます。

そこで、本年1年、教科の縦持ちを研究してこられて成果と課題をどのように捉えられておられるのか、また本県の多数を占める小規模中学校への対応も含めた今後の取り組みについて教育長にお伺いします。

このチーム学校、教科の縦持ちについては、

今後ともぜひ推進していただくことを願っております。

そしてまた、県教育委員会では、このほかにも教員の授業改善を進め、子供たちがしっかりとした学力を育むために県版学力調査を実施しておられ、平成28年度の調査結果が先月23日に公表されています。その調査結果を見ますと、子供たちの学力実態として、基礎的・基本的な知識や技能の獲得の面では改善がなされているが、獲得した知識や技能を日常生活の場面に当てはめて課題の解決方法を考えることや、知識や技能を活用して問題を解決する力、また国語や数学において根拠を明確にして自分の考えを書くという点では、依然として課題が残ることでした。しかし、この根拠を明らかにして自分の考えを論理的に表現することこそ、これからの社会において求められる力であり、平成19年から述べられている課題であると思います。

本年度の県版学力調査結果を受け、県教育委員会として今後どのような取り組みにつなげていこうと考えておられるのか、教育長にお伺いします。

また、このような学力調査については、せめて12月に実施することにより結果の分析や検証を早く行い、改善策の実施につなげることがより効果的であると考えますが、実施時期の改善についてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いします。

次に、教員の人材確保についてお伺いします。文部科学省が公表している公立学校教員採用選考試験の実施状況によれば、全国の受審者の総数は、平成24年度の18万902人をピークに減り始め、平成27年度では17万455人となり、倍率は5.8倍から5.2倍となっています。今年度の実施状況は今後の公表を待つこととなりますが、受審者の総数は17万人を下回り、倍率も5倍を切るのではないかと予測されています。一方、高知県

の教員採用審査における平成24年度の倍率は8倍でしたが、昨年度は3.8倍まで下がっており、特に小学校においては4.9倍から2倍となっています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では教員の人材確保に向けた取り組みとして、本年度実施の採用審査において、これまで40歳未満とされていた年齢制限を50歳未満に緩和するとともに、小学校教諭等を対象とする大阪会場での採用審査の実施、さらにはU・Iターンを見据えた教職経験者を対象とした特別選考の実施など、受審者の増加に向けた対策をとられてきました。その結果、今年度の受審者の総数及び倍率についても一定の改善が見られたところです。しかしながら、今後数年間は退職者数が増加する中であって、未来の高知県を担う児童生徒のため、いかに人材を確保していくのが課題であると考えます。

優秀な教員の確保に向けて、さらなる取り組みの強化が必要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

また、教員採用試験の受審者が減少している一因は、大学生の就職状況の好転だと考えられます。この就職状況に伴い、最近の学生は、労働時間が長く仕事が厳しい教員を敬遠し、他の職業を選択する傾向があるともお聞きしています。しかしながら、教育学部から小学校教員を目指す受審者の減少幅は大きくないようです。近年の教育学部の改組等により教育学部全体の定員が減少しているため、平成28年度入試の教育学部の志願者は減少したものの、教員養成系の学科に限れば志願者はむしろ微増となっています。また、全国的に見れば就職状況が好転しているとはいえ、大企業が少ない本県を含めた地方においては、教員は大学生の重要な就職先になっていると考えられます。

先日、文部科学省から公表された資料によれ

ば、平成28年3月に教員養成課程を修了した大学別就職状況における高知大学の教員就職率は69.3%となっており、全国の国立大学の中で第6位となっています。また、前年度は73.5%で第2位となっています。

そこで、優秀な教員の確保のためには高知大学との連携を図ることも必要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

最後に、保育所等における待機児童対策についてお伺いします。昨年11月、私に突然の電話がありました。その電話の内容は、家庭の事情で急遽自分の生まれ育ったふるさとに帰ってきたが、ゼロ歳児の子供を預けられる保育所等がないので、預けることのできる施設を探してもらいたいというものでした。早速、当該自治体の担当者に相談すると、子供さんがゼロ歳児ということと年度途中であることから、既に待機児童が存在し、当該自治体の施設では今すぐに受け入れることは難しいということでした。

本県では、年度当初から高知市において待機児童が存在し、年度途中には待機児童数が増加するとともに、高知市以外の市町においても存在しています。また、低年齢児ほど待機児童数が多いとお聞きしています。若い世代の移住を促進する観点からも、待機児童の解消や子育て環境の整備は重大なテーマであると考えます。

そこで、本県の待機児童の現状をどのように捉えられているのか、また今後の待機児童解消に向けた取り組みについて教育長に御所見をお伺いし、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平成31年度の移住者数1,000組の達成に向けた決意についてお尋ねがありました。

移住者数1,000組という目標は、平成31年度に達成することにとどまらず、それ以降も毎年1,000

組を維持していくことを目指すものであり、非常に高いハードルではありますが、新しい人の流れをつくり人口の社会増減の均衡を目指す上で、何としてでも達成しなければならない目標であると考えております。

平成25年度に抜本強化した移住促進の取り組みについては、第3期産業振興計画において、情報の届く範囲、すなわちリーチを広げる、都市部人材に対してアクティブに働きかける、移住の間口や受け皿となるゲートウェイを広げるという3つの視点により、さらに強力に展開をしているところであります。

その結果、移住者数は、抜本強化する以前の平成24年度の121組から、昨年度は518組と4倍以上に増加をしており、本年度も1月末時点で、前年同期より3割以上多い543組に達するなど、着実に成果につながっております。他方で、新規の移住相談者数は引き続き増加しているものの、ふえ方が鈍化しているといった課題も見えてきたところであります。また、他県との競争も厳しくなっていることは議員御指摘のとおりだと、そのように考えております。

このため来年度は、新規相談者の獲得に向けた取り組みの強化、移住に向けた心理的なハードルを下げる仕掛けや、住宅の確保対策の強化、さらにはさまざまな人材ニーズの顕在化・集約化による都市部人材とのマッチングの強化という、大きく3つの点から取り組みをさらにバージョンアップしてまいりたいと考えているところです。

具体的に申し上げますと、まず1点目の新規相談者の獲得に向けた取り組みの強化につきましては、移住関心層以外の子育て層やアウトドア関心層などといった新たな層をターゲットにした広報活動を展開しますとともに、相談会の開催場所を、都心まで通勤している方の多い横浜など近郊の都市にも広げてまいります。

2点目の移住に向けた心理的なハードルを下げる仕掛けや住宅の確保対策の強化につきましては、高知市などと連携した2段階移住の取り組みや、市町村が取り組む高知家生涯活躍のまちの具体化を支援するとともに、住宅の耐震化まで含めた空き家の改修を支援してまいります。

さらに、本県が他県との競争に打ち勝つため、最も力を入れておりますのが、地域や各産業分野が抱えるさまざまな課題解決に、我々と一緒に取り組む人材を求めるといふ、いわゆる志移住の取り組みであります。このため、3点目のさまざまな人材ニーズの顕在化・集約化による都市部人材とのマッチングの強化に関しては、各産業分野の潜在的な人材ニーズを顕在化する取り組みを進めますとともに、それらの情報を集約するためのデータベースを構築し、都市部に向けて一元的に発信できる機能を強化してまいります。

また、こうした機能を最大限に発揮するためには、相談やマッチング業務を行う実動組織を一本化するという体制面での抜本的な強化も必要となってまいります。このため、移住相談とU・Iターン就職相談や中核人材の確保などを一体的に担う新たな組織の設立に向けて、現在市町村や関係団体との協議を進めさせていただいているところであります。

こうした一連の強化策によって、平成31年度の移住者数1,000組及びその定常化という目標の達成に向け、私自身全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

最後に、外国人の農業就労についてのお尋ねがありました。

農業分野での外国人の就労については、国民生活や労働市場への影響等を踏まえ、これまで認められていなかったところであります。しかしながら、国際競争力を強化し、強い農業を実現するためには即戦力となる人材を確保する必

要があるとのことから、昨年12月、国家戦略特別区域諮問会議は、特区を活用して農業分野での外国人労働者を受け入れるための法整備を行うと決定したところであります。この法案については、今通常国会に提出され審議される予定だと承知していますが、現時点では具体的な内容が明らかになっていないことから、今後の動向を注視しているところです。

なお、これまでの情報によりますと、外国人の適切な就労環境を管理監督するための体制の構築などを前提とした上で、農業に関する知識、経験を有する外国人に対して就労を可能とする方向で検討が進められるものと思われま

す。しかしながら、仮に何らの歯どめがなく農業分野への外国人の就労が可能となれば、現在不足している労働力を補完するにとどまらず、せっかく生み出してきた生産現場での雇用が外国人労働者に置きかわる可能性も否定できないといった懸念もあります。こうしたことから、外国人の就労については、新たな制度設計の動向を注視しつつ、慎重に検討していくべき課題であると考えております。

県としましては、まずは労働力を確保するための地域間での求職情報の共有、マッチングの促進といった新たな事業を、JAなど関係機関と連携してスピード感を持って実施し、農業分野での労働力不足の解消に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(農業振興部長 味元毅君 登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、労働力確保の仕組みづくりについてお尋ねがございました。

お話のありましたとおり、農業の生産現場では、労働力の確保が大きな課題となっております。そこで、第3期産業振興計画の強化のポイントに労働力の確保を位置づけ、県内11の地域でJA等と連携して、地域の実態に応じた取り

組みを進めているところです。しかしながら、特に人口が少ない郡部などでは、地域内で十分な労働力を確保することは難しい状況にあります。そこで、来年度からは高知労働局などの専門家にも加わっていただきながら、JA高知中央会などとともに労働力確保のための協議会を立ち上げ、求人・求職情報の収集や地域間で労働力を相互に補完する仕組みづくりなどに取り組んでまいります。

具体的には、これまで県が中心となって行ってきた大学生に対する農作業への参加募集などに加えて、今後は協議会のメンバーが連携して、子育て世代やシルバー世代など、潜在的な労働力の掘り起こしを図ってまいります。また、これらの取り組みで得られた求職情報等を各地域に提供し、農業者とのマッチングを進めるとともに、繁忙期が異なる地域間や都市部と郡部との間で求人・求職情報を共有し、全県で労働力の相互補完を進めてまいります。

このような取り組みをスピード感を持って進め、生産現場での労働力を確保してまいります。

次に、国際水準GAPの取得に関する国事業への応募状況と次回公募に関する周知や啓発、認証取得に向けた支援についてお尋ねがございました。

現在、グローバルGAPの認証取得の申請を予定している団体は4団体あり、そのうち1団体がお話のありました国の事業に既に応募しており、残る3団体につきましては次回以降の応募を予定しております。県ではこの4団体も含めて、海外での高知県フェアに参加した生産者や法人などに対し、国の事業に関する情報を提供し、活用の希望のある方には指導・助言を行ってまいりました。

また、この2月にグローバルGAPの周知や理解の促進に向け研修会を開催し、農業者、農協関係者、市場関係者など38名の御参加をいた

だきました。この研修会では、認証取得のコストや輸出に当たってのメリットなどに関して、活発な質疑応答があり、また認証取得に向けた検討をするためにも、さらに知識を深めたいとの御意見もいただきました。

そのため来年度は、これまで行ってまいりました周知や理解促進のための研修に加えて、例えば県やJA、農業団体等の指導機関の職員で構成するグループ、GAPに関心のある生産者のグループ、具体的に認証取得を希望している団体のグループといった、その熟度に応じたグループ編成を行い、勉強会を開催したいと考えております。

こうした体制により、専門機関のアドバイスもいただきながら、2020年のオリンピック・パラリンピックへの食材供給も視野に入れた支援を行ってまいります。また、国内の消費者が求める食の安全・安心に関する期待に応えることができるよう努めてまいります。

次に、農業大学校における国際水準GAP取得についてお尋ねがございました。

現在、農業大学校では、カリキュラムの中でGAPの制度や実施方法、先進事例などを学ぶとともに、実際に作物を栽培する中で、栽培記録簿の管理や廃棄物の適正な処理、作業場の衛生管理の徹底など、GAPの理念に基づいた教育を実践しております。

農業大学校が国際水準のグローバルGAPを取得することは、その実践を通じて、より高いレベルの農産物の安全性、環境の保全、農作業の安全確認等について、みずからが考え行動する学生の育成を強化することにつながるものと考えております。また、認証取得を希望する法人や、例えば今後農産物の輸出に取り組もうとする法人に対しても、戦力となる人材を送り出すことができるものと考えております。さらに、こうした知識と経験を持つ学生が県内に広がっ

ていくことで、グローバルGAP普及拡大の強い推進力となることも期待されます。

国の動きや他県の取得状況などにつきまして情報収集に努めるとともに、開かれた農大づくり推進委員会での御意見をお伺いしながら、グローバルGAPの認証取得に向けて検討をしてまいります。

次に、流通量が少ない農産物の生産状況をどう捉えているのか、また中規模・小規模流通のさらなる強化と今後の支援についてお尋ねがございました。

平成26年度の本県における有機農業者は329戸、総農家数の1.3%で決して多くはありませんが、平成23年度と比較して約3割増加しております。また、流通量が少ない、品種や肥料のやり方などにこだわりを持った、いわゆるこだわり野菜を生産する農家につきましても、健康志向の高まりや安全・安心を求める消費者の増加とともに、確実にふえているものと考えられます。

そうした中、有機野菜や果実を初め、こだわりを持って生産された農産物を、こだわりを持って買っただけの消費者にしっかりとつないでいくということが重要となってまいります。そのため、来年度から園芸連と連携して、こうした中規模・小規模流通を支援する体制を強化することとしております。

具体的には、消費地側の川下において、ニーズの掘り起こしや情報収集を強化するための職員を配置し、新たな販売チャンネルの開拓に取り組んでまいります。一方、産地側の川上におきましては、こだわりを持った農産物の掘り起こしや消費地のニーズに対応できる生産の強化に向けて、県と園芸連とでチームを編成し、生産と出荷の仕組みづくりを行ってまいります。さらに、これまで実施してまいりました飲食店等との商談機会の提供に加え、いわゆる産地商

談会の開催や量販店のバイヤー、飲食店のシェフ等の産地招聘などを行い、マッチング機能を強化してまいります。

こうした取り組みを通じまして、川上と川下のこだわりをしっかりとつなぐ仕組みを構築していきたいと考えております。

最後に、野菜苗の品質確保に向けてどのようにかかわっていくのかとお尋ねがございました。

農産物では、苗半作という言葉もありますように、苗のよしあしがその後の生育と収量に大きく影響しますことから、苗の品質確保は大変重要でございます。

議員御指摘のとおり、昨年は8月の高温と9月から10月にかけての天候不順によりまして、キュウリ、ナス、トマトなどの苗において、病害虫の発生や茎が弱々しく伸びる苗の徒長、生育のふぞろいなどといった品質の低下が見られました。そのため、昨年12月、本県に野菜の苗を供給している育苗業者を集めた対策会議が開催され、品質低下の原因の分析と生育状況に即したきめ細やかな育苗作業の徹底、例えば病害虫防除や日射量に応じたかん水などの適正な管理を徹底していくことなどを確認したところでございます。

県としましては、農業団体や育苗業者から要望のありました病害虫防除ガイドラインを作成しまして、育苗中の業者が適正に防除ができるよう指導してまいります。また、定植後の栽培管理の参考とするため、農業団体と生産者が育苗業者を訪問して、作業の状況と品質の確認をすることを提案してまいります。あわせまして、確認した苗の品質に応じた定植後の栽培管理の徹底を指導してまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、県内の農業高校での国際水準GAPの認証取得に向けた取り組

み状況とそれを踏まえた今後の支援についてお尋ねがございました。

現在、本県の農業高校においては、国際水準GAPの認証取得までの取り組みとはなっておりませんが、学習指導要領にのっとり、教科農業の生産や経営に関する科目においてGAPについて学習し、安全・安心を意識した農作物の生産に取り組んでおります。

農業高校では、将来の地域農業の担い手育成の観点から、食料生産者としての責任や規範意識の高揚、作業環境や安全性確保等を意識した人材の育成が求められております。そのためには、GAPの理念や認証に関する基本的な知識や技術の習得を目標とした取り組みを進めていくことが重要であり、現在の高校生の多様な実態や農業教育の実践に適した農林水産省のガイドラインに準拠した日本の認証制度であるJGAPへの取り組みから段階的に進めていく必要があると考えております。

GAPの認証に向けましては、学校において教職員の指導体制や農場管理の点検、改善など取り組むべき多くの内容がございます。今後、全国の農業高校や文部科学省等からの情報を収集し、農業振興部とも連携を図りながら、教員の研修や教育現場へのGAP指導員の派遣などを初め、学校の取り組みを支援してまいります。

次に、次期学習指導要領案で求められる主体的・対話的で深い学びによる授業改善をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

今回の学習指導要領の改訂が目指すところは、学習内容と指導方法の両面を重視し、児童生徒の学びの過程を質的に高めることにあると考えます。そして、次期学習指導要領で求められる主体的・対話的で深い学びの実現のためには、子供たちが学ぶことに興味関心を持ち、粘り強く課題に取り組み、また子供同士が協働して学び合うことや他者との対話を通して自分の考え

を広げ深める授業をつくることが重要でございます。

県教育委員会では、このような意図を持つ次期学習指導要領の実施を見据え、小中学校では平成27年度から、総合的な学習の時間や教科等において、生徒がみずから課題を発見し、主体的、協働的に物事を探求し、みずからの考えを深めるという授業づくりを推進してまいりました。具体的には、26校の小中学校を指定し、ICTや学校図書館の活用、地域をフィールドとした学習活動の充実に取り組んでまいりました。

また、高等学校では、グローバル教育に取り組む高知南高校において、大学や先進校の取り組みに学びながら、探求型学習の研究を進めているほか、高知西高校においては文部科学省からスーパーグローバルハイスクールの指定を受け、生徒みずからが課題を発見し、その解決に挑戦する探求学習に取り組んでおります。

今後、小中学校においては、指定校の研究発表会等を新学習指導要領の学習の場に位置づけ、教員が指定校でのモデル授業を通して学ぶ機会を設けるとともに、高等学校では南高校や西高校の先進的な取り組みを教員研修や指導主事の学校訪問等を通して指導・助言していくことにより、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業づくりを徹底してまいります。

次に、小学校5、6年生での英語の教科化など新たな英語教育への準備をどのように進めているのかのお尋ねがございました。

グローバル化の急速な進展が社会のあらゆる分野に影響するこれからの社会のあり方を考えますと、外国語、特に国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、子供たちがどのような職業につくとも、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、今まで以上にその能力の向上が求められてくる

ものと思われます。このような課題認識のもと、今回の改訂案では、小学校における外国語教育、実際には英語教育につきまして、5、6年では外国語活動から教科に格上げするとともに、3、4年では新たに外国語活動を設定することになりました。

本県におきましても、小学校における外国語、つまり英語の教科化がスタートする平成32年度までの達成目標を定めた、高知県英語教育推進のためのガイドラインを平成26年度に作成し、それに基づき、小学校英語の中核となる教員の育成、英語の教科化を先行実施する学校を指定してのカリキュラムや指導方法に関する研究開発の実施、市町村教育委員会が主体となって進める市町村ぐるみの英語教育の充実を図る取り組みを計画的に進めているところです。

次年度は、これらの取り組みを充実させるとともに、小学校英語の中核となる教員によるモデル授業のDVDを作成、配布してまいります。このような取り組みを推進することにより、次期学習指導要領に円滑に移行できるようにしていきたいと考えております。

次に、教科の縦持ちの研究成果と課題、小規模中学校への対応も含めた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本年度から県内の9つの中学校で、学校の組織力を強化することを狙いとして、教科の縦持ちの実践研究を行っております。この実施に当たっては、教育先進県として定評のある福井県で実績を積まれた元校長を組織力向上エキスパートとして招聘し、学校訪問による指導・支援を行ってまいりました。

これまでの成果としましては、まずミドルリーダーとなる主幹教諭を中心とした教科主任会や教科会が定期的に開催され、教員が組織的、主体的に授業づくりに取り組むようになった点が挙げられます。また、教科会の中で若手教員を

育成するOJT機能が活性化し始めたことも成果として挙げられます。このようなことから、来年度は教科の縦持ち研究校を19校に拡充して研究を進めてまいります。

一方、学校や教科によっては、若手教員の割合が多く、教科会の質が高まりにくいケースのあることや、教科会等に時間を割くことからの多忙感などが課題となっております。このため、教科会の質の確保に向けては、組織力向上のための専門家チームの学校訪問を強化してまいります。また、多忙化解消につきましては、教員の業務の一部を事務職員が担うことができないかという視点で、業務分担の見直しを進めるほか、部活動についても適切な練習時間の設定や外部指導者の配置を拡充するなどの取り組みを進めてまいります。

また、縦持ちの実践が困難な小規模中学校における、教員同士が学び合う仕組みづくりにつきましては、各校の同一教科の教員が定期的集まり、学び合いを活性化するシステムを県内5つの地域で構築するとともに、10校程度を指定し、異なる教科を担当する教員同士が校内で日常的に授業づくりについて話し合う仕組みの研究を進めてまいります。このようなことを通して、全ての中学校において教員同士が学び合い、組織的に授業力を高めていくための仕組みを確立してまいりたいと考えております。

次に、本年度の県版学力調査の結果を受け、今後どのような取り組みにつなげていく考えかとお尋ねがございました。

今回の高知県学力定着状況調査結果においては、語彙の習得や文法事項の理解が進み、また文章を読解する力や計算力についても伸びが見られております。一方で、獲得した知識や技能を活用して、日常の課題を解決する力や論理的に表現する力については、まだ課題が残り、さらに算数、数学においては、児童生徒の学力の

定着状況に二極化の傾向が見られ、学力の定着が十分に図られていない児童生徒への対応が急務となっております。

こうした課題を解決するためには、各学校において自校の学力課題をしっかりと分析し、その解決に向けて組織的に取り組むことが必要です。さらに、次期学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びのある授業づくりを研究し、進めていくことも肝要と考えております。

このため、まず教育事務所を通じ県版学力調査の結果についての分析を説明するとともに、各校での対応を促しております。こうした学校の取り組みを支援するため、まず現在多くの学校で学力の定着が十分に図られていない算数、数学については、専門性の高い人材を招聘して、指導主事とチームを組んで各学校の授業指導を行ってまいります。あわせまして、つまずきのある児童生徒一人一人へのきめ細かい指導が行えるよう、学習支援員の確保にも努め、学校の放課後学習等の取り組みを支援してまいります。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、組織的に指導力の向上や授業改善に取り組むチーム学校を推進するとともに、探求的な学習づくりなど授業研究を一層進め、各学校の取り組みを支援してまいります。こうしたことにより、県版学力調査が児童生徒の学力向上にしっかりと結びつくよう取り組んでまいります。

次に、高知県学力定着状況調査の実施時期の改善についてお尋ねがございました。

高知県学力定着状況調査は、その学年で身につけなければならない学習内容が、一人一人の子供に定着しているかどうかを把握し、教員が責任を持って年度内に学力を補完するために実施するものでございます。また、教員の授業改善や各学校の学力向上対策のP D C Aサイクル

の確立のために役立てるものでもございます。現在、その学年で学習した内容をできるだけ幅広く調査問題に取り入れることや、より質の高い調査問題を作成する観点から、1月に調査を実施することとしております。

しかし、現状においては、議員からの御指摘にもありますように、学習課題の把握が遅くなり、子供たちのつまずきへの個別の対応や授業改善への取り組み期間も制限されるという課題もございます。また、学校からも12月実施の場合は、冬季休業期間中に結果の分析や課題への対応策の検討ができること、また改善策を実施する期間を確保できるなどの利点があるという意見もいただいているところでございます。

今後、問題作成などの技術的な課題はあるところですが、市町村教育委員会や学校現場の意見も聴取し、また他県の調査実施方法についての情報も収集しながら、12月実施の可能性について積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、優秀な教員の確保に向けた取り組みの強化についてお尋ねがございました。

今後、10年間で教員全体の約半数が定年退職を迎える中、指導力のある教員を確保することは喫緊の課題でございます。そのため、お話にもありましたように、本年度の教員採用審査においては、年齢制限の緩和や県外会場での第1次審査の実施、現職教員などを対象とした特別選考の実施などの制度改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的にも教員の不足が課題となっており、本県においては平成37年度までは毎年300名を超える教員の定年退職が続く中、特に退職者の多い小学校及び中学校においては、教員採用審査のさらなる改善が必要となっております。そのため、来年度に実施する教員採用審査については、大きく3つの見直しを行うこ

といたしました。

1つ目は、第1次審査を全国で最も早い6月下旬に実施するとともに、県外会場で受審可能な校種について、小学校教諭のみであったものに中学校教諭等を加えることで、県外からより多くの方々が受審できるようにいたしました。

2つ目は、昨年度から実施をしております現職教員等を対象とした特別選考を、県内会場に加えて、東京・大阪会場でも実施することで、即戦力となる教員を積極的に確保するとともに、年齢構成の平準化にもつなげていきたいと考えております。

3つ目といたしましては、教員を希望する優秀な学生に本県を優先的に受審してもらえるよう、採用実績の多い大学を指定して特別選考を実施することといたしました。

来年度の教員採用審査の日程等については既に公表したところですが、これらの新たな取り組みの効果を検証しながら、さらなる改善についても検討していきたいと考えております。

次に、優秀な教員確保のためには高知大学との連携が必要ではないかとお尋ねがございました。

本年度実施した教員採用審査における名簿登載者273名のうち、高知大学出身者は59名で全体の約21%であり、他の大学に比べて特に高いウエートを占めております。地元の高知大学の学生に本県の教員を目指していただくことは、本県の教育を充実させるためにも大変心強いことであると思っております。

県教育委員会といたしましても、高知大学の学生に高知県の教育に関心を持っていただくために、大学が実施するキャリアガイダンスや教職実践演習等に、積極的に事務局から職員を派遣しております。また、教員採用審査制度の周知を図り、多くの高知大生に受審をしていただくため、学生や教育学部の教職員を対象として

制度の説明を行っております。

次年度に向けましては、先ほど申しました特別選考の対象となる大学の一つとして、高知大学を指定し、優秀な学生の受審につなげてまいります。今後も高知大学との連携を一層強化することにより、優秀な教員の確保に努めてまいります。

最後に、本県の待機児童の状況をどのように捉えているのか、また今後待機児童解消に向けてどう取り組むのかとお尋ねがございました。

平成28年4月現在の待機児童数は本県全体で42人であり、高知市のみとなっておりますが、途中入所の待機児童数の状況は、平成29年1月では全県で約230人となっております。ただ、過去2年の1月の状況と比較しますと、平成27年1月は318人、平成28年1月は277人であり、年々減少傾向にはございます。

減少の要因といたしましては、ゼロ歳から2歳までの子供をお預かりする小規模保育事業所等がふえたことや、各市町村においても待機児童の解消に向けて、子ども・子育て支援事業計画に基づいて計画的な受け入れ体制の拡充を図ってきていることなどが考えられます。しかしながら、減少傾向にあるとはいえ、まだまだ待機児童については解消されておらず、特に年度途中の待機児童への対策は急務と考えております。

このため、県といたしましては、年度途中の乳児の受け入れに対応できるように、あらかじめ乳児の途中入所を見込み、基準を上回って保育士を配置した場合に、保育所へ補助する独自の制度も用意し、年度途中の待機児童の解消に努めているところでございます。さらに、国の来年度予算案には、ゼロ歳児の子供を抱える保護者が安心して育児休業を取得し、年度中でも職場復帰できるよう支援する補助制度も盛り込まれております。

今後も市町村に対して、こうした国の補助メニューの活用を促すとともに、県独自の支援も引き続き行ってまいります。あわせて、待機児童解消に向けた計画的な受け入れ体制の拡充や途中入所を見込んだ保育士確保に向けた助言を行い、待機児童の早期解消のための支援を行ってまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、外国人旅行者の動向をどのように捉えているのか、また今後の国際観光の取り組みにどのように生かしていくのかとのお尋ねがありました。

来日された外国人旅行者を対象とした観光庁の訪日外国人消費動向調査の結果では、外国人旅行者が次に日本を訪問した際に経験したいこととして、ショッピングの割合は大きく低下し、自然体験や日本の歴史・伝統文化体験等を経験したいとする割合が高くなっています。

再び日本を訪問された方、いわゆる訪日リピーターの数は平成25年の672万人から平成27年には1,159万人と大きく伸びております。日本の手つかずの自然や地域ならではの歴史や食文化、農漁村体験に関心を持つ訪日リピーターが増加し、新たな目的地として地方を目指す外国人旅行者がふえてくることは、本県の強みを生かせる絶好の機会であると考えております。

県では、国際観光における体験型観光の取り組みとしまして、平成26年度から県内の外国人留学生等の協力を得て、ユズの収穫体験や陶芸体験など、地域に根差した暮らしや食文化を盛り込んだ観光資源を発掘し、磨き上げを行って観光商品を造成してまいりました。また、今年度は台湾、香港、シンガポールの各市場のニーズに合う、体験型の観光資源などを組み込んだ推奨モデルコースを造成し、海外の旅行会社での販売を促進しているところです。

今後、本県の自然、歴史、文化、食などの豊

かな観光資源を生かして外国人旅行者を誘致するためには、何よりも各市場における本県の認知度を上げることが重要となります。このため、来年度は本県が重点市場としている台湾、香港、シンガポール、タイの4市場において、それぞれ最も効果的な媒体を活用し、集中的、効果的なセールスプロモーションを行い、本県の認知度を高めてまいりたいと考えております。

加えて、首都圏に支店などを持つ海外のマスメディアとの関係を強化し、情報発信の頻度も高め、各種媒体にセールス活動と連動した時期などに高知の情報を取り上げてもらうよう働きかけることで、本県への外国人旅行者のさらなる誘致に結びつけてまいります。

次に、教育旅行の誘致に向けた地域の取り組みについてどのように支援していくのかとのお尋ねがありました。

近年、都市部を中心とした中学校や高等学校においては、都会にはない自然との触れ合いや地域の人々と交流する田舎暮らしの体験を組み込んだ教育旅行へのニーズが高まっています。

県内では、幡多地域や東部地域、須崎市や大豊町等が農山漁村での体験や体験民泊を組み込んだ教育旅行を提案し、誘致に取り組んでおり、平成28年度の受け入れ実績としましては、現時点で38校、3,709名、対前年度比31%増となっております。こうした農山漁村での取り組みは、本県の強みである自然や食などを生かした観光振興につながることから、市町村や広域観光協議会が取り組む体験メニューの磨き上げや、受け入れ家庭への衛生管理等の研修会の開催に対してアドバイザーの派遣や補助金などで支援をしています。

また、昨年3月には、教育旅行のさらなる振興を目的として、県が事務局となり、第12回ほんもの体験フォーラムin高知を開催しました。全国から延べ2,130名の観光事業者や体験民泊

に取り組む行政関係者等が参加され、体験型観光の進め方などの事例発表や意見交換を通して、体験型教育旅行の誘致のメリットや可能性を参加者で共有したところです。このフォーラムをきっかけに、体験民泊の受け入れ家庭が県内でも増加し、平成26年度末の272軒から平成29年1月末には408軒となるなど、地域での受け入れ体制が着実に広がっております。

今後市町村や広域観光協議会と連携を深め、アドバイザーの派遣や補助金での支援のほか、教育旅行専門の旅行会社への共同セールスを実施するなど、体験型教育旅行のさらなる誘致にもしっかりと取り組んでまいります。

次に、県内の各地域で取り組む体験型の教育旅行の受け入れ体制やプログラムの構築を今後の国際観光の取り組みに生かすことや、農山漁村での体験民泊を活用した外国人旅行者の誘致についてお尋ねがありました。

第3期産業振興計画の観光分野においては、世界に通じる本物と出会える高知観光の実現を展開イメージとして、国際観光を強く意識した観光地づくりを進めております。このため、国内向けのこれまでの教育旅行での受け入れ体制整備や体験学習プログラムの構築などの取り組みを生かして、自然、歴史、文化、食など本県の多様な観光資源を組み合わせることで、その魅力を情報発信し、訪日リピーターを中心とした外国人旅行者の誘致を進めていきたいと考えております。

また、市町村や広域観光協議会が取り組む農山漁村での体験民泊の対象は教育旅行に限られておりますので、平成22年度から高知県観光コンベンション協会や県内の広域観光組織等では、海外からの教育旅行の誘致に向けて、台湾や韓国で開催される訪日教育旅行の説明会に参加し、学校関係者に直接、体験民泊や体験学習プログラムの提案を行っています。加えて、海外

の学校関係者を本県のモニターツアーに招聘し、体験民泊等の現地視察も行っており、こうした取り組みの結果、本年度は台湾、韓国から合わせて255人の生徒が教育旅行により大豊町、四万十市、黒潮町を訪問しました。

また、本県の体験学習プログラムは参加者の評価が高く、収穫体験や料理体験など、日本の田舎暮らしを実感できる機会として、教育旅行以外にもお薦めできるものが多いと考えております。このため県では、外国人向けの推奨モデルコースに体験学習プログラムを活用することや、国内外の商談会や旅行博において、本県の観光資源として紹介し、本県への外国人旅行者の誘致につなげていきたいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、高知空港の早期復旧に向けた取り組みに県としても積極的にかかわるべきではとのお尋ねがありました。

南海トラフ地震発生時には、道路の被災により県内各地で孤立地域が発生することが想定されており、救助救出や医療救護、緊急物資輸送といった応急対策活動には、ヘリなどの航空機の活用が必要不可欠であると考えています。

このため、高知空港に津波が押し寄せた場合でも確実に県のヘリが使えるよう、航空隊基地のかさ上げと基地内への燃料タンクの設置を進めているところです。また、県外からのヘリの受け入れと運用を定めた高知県航空部隊受援計画の中では、高知空港をヘリの駐機及び給油の場所といった後方支援活動の拠点として位置づけております。

他方、空港の管理者であります国土交通省では、既に作成している南海トラフ地震発生時に早期に空港の機能を回復する計画を、来年度には県も含めた関係者から成る協議会を設置し、より実効性のある計画に改定する予定であるとお聞きしております。

県といたしましては、この協議会を通じて、県の受援計画と国土交通省の計画に共通する、ヘリの駐機や給油などについての調整を行うとともに、空港の復旧に係る重機や燃料の確保といった課題も共有しながら、国と連携・協力して高知空港の早期復旧に取り組んでいきたいと考えています。

次に、救急安心センター事業の導入について、また同事業に対する県内消防本部の意見や意向をどのように捉えているかとお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

この事業を既に導入しています7つの自治体のうち、いち早く実施した東京都では、家族からの相談により直ちに救急車で搬送し、救命へとつながった例や、救急搬送における軽症者の割合が平成18年には60.3%であったものが、平成26年には51.9%に下がるといった効果があらわれたとお伺いしています。

昨年10月に消防庁が消防本部を対象に実施した調査では、軽症者の搬送割合が減ることで救急車の出動が減り、真に救急車を必要とする傷病者を直ちに搬送できるといった効果が見込まれることなどから、県内の15のうち11の消防本部が本事業の必要性を感じていると回答されています。また、本事業は相談に対し、医師や看護師が助言を行うため、そうした人材の確保やそのための費用の面から、消防本部単独で設置することは困難であるとの意見が多数出されました。一方、必要性を感じていないと回答した4消防本部に直接お話をお伺いしたところ、必要性は感じているが、単独で設置することは明らかに困難であるため、必要性は感じていないと回答せざるを得なかったとのことでした。

こうしたことから、消防本部としては、この事業の必要性は認めながらも、導入に関してはさまざまな課題があると考えられていると、県

としては捉えています。県といたしましては、本事業の導入により、消防の面では救急車の適正な利用につながると考えておりますし、医療の面では相談に応じて適切な医療機関を紹介することにより、不要不急の救急医療機関への受診の減少が期待できると考えています。一方、消防本部の意見にもありましたように、医師や看護師の確保とセンターを運営するための経費は大きな課題と考えられます。

本事業において、医療と消防の連携は欠かせませんので、まずは健康政策部とともに、この事業を既に導入している自治体から導入する上での課題や導入してからの効果、さらには問題点などについてお伺いしたいと考えています。

○4番（田中徹君） それぞれに丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。本来でありましたら、これで終わろうかと思っておりましたけれども、1点だけ少し確認の意味を込めて質問をさせていただきたいと思います。

農業分野の外国人就労に関しての特區制度を活用した対応の件でありますけれども、答弁ございましたように、現段階で制度設計の詳細な部分がないわけで、なかなか難しいわけですが、私も、今自分の住んでいる南国市の農家さんでも、技能実習制度を活用した農業者の方からも、この特區が使えるようになれば活用していきたいというようなお話も聞いているところでございます。

ぜひ、これから制度設計が決まって、また運用に関しての細かな基準も決められていきますので、この基準等々踏まえて、県として検討を積極的に進めていただきたいなというような思いがありますので、もう一度知事に、今後の県としての取り組みについてのかかわりについて、もう一度お聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この特區制度の活用についてですが、恐らくいろいろな要件がつけられ

ることになると思います。さらに言えば、就労者として確保ということですから、最低賃金、これをしっかり払っていただいて、その上で労働力として一緒に取り組まさせていただきますというふうな制度になっていくんだろうというふうに思います。

そこらあたりの要件について、しっかりと見きわめていくということがまず大事だろうと思いますが、ただできる限り、県内に雇用の種があるんでしたら、できれば高知県の皆さんの雇用につなげて、高知県の皆様方の生活の向上ということにつなげていけたらいいなと。また、そこにそういう雇用の種があるのであれば、例えば移住者の促進ということにつなげて、高知県の人口の増加ということにつなげられればいいなと、そういう思いも持っています。

ですから、そういう意味において、先ほど御答弁申しあげましたように、来年度から県域での、この労働力についてのマッチングをする仕組みというのを、新たにJ Aと協働して構築していくことになりますから、まずはこちらでもってしっかり対応して、でき得れば高知県民の皆様同士のマッチングがしっかり図られる、もしくは移住促進につながるということをまずは実現をしていきたいものだなと、そのように思っています。

ただ、そうはいつでも、それでもねということも出てくるかもしれません。そういう中において、この特区制度の活用ということも当然視野に入れないといけない、そうなるかもしれません。そういう可能性も否定せず、しっかり勉強を重ねたいと、そのように思います。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

これで、私の一切の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

25番大野辰哉君。

（25番大野辰哉君登壇）

○25番（大野辰哉君） 県民の会の会の大野辰哉でございます。議長にお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

一昨年の県議会議員選挙戦からはや2年がたとうとしています。この約2年間だけでもさまざまなことがありましたが、県民の皆様を初め尾崎知事、県庁執行部の皆様、先輩・同僚議員の皆様など多くの方々大変お世話になり、これまで県議会議員として活動させていただいておりますことに心から感謝とお礼を申し上げます。まだまだ大変微力ではありますが、先人の教えを胸に初心を忘れず、地域の現場を第一に、県勢浮揚、県民福祉の向上のため精いっぱい頑張る所存であります。今後とも皆様の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、私自身、以前の行政マンとしてではなく、政治に携わる立場で地域の方々とお話をさせていただくようになり、特に最近高齢者の方とお話をする中でお叱りの言葉をいただくことがよくあります。地域が過疎・高齢化とともに疲弊し、なけなしの年金が減らされるなど、あすの生活に対する不安が募る中、テレビを見れば、世界情勢は混乱し、政治家の軽い言葉や途方もない金額の外国への支援などが報道されて

いる現状に、多くの皆様が今の政治に対する不安や憤りを持たれ不満を口にされます。

今はそうした声に対して、大臣も国会議員も地方議員も、皆さんそれぞれの立場で懸命に頑張っておられますからと答えるのが精いっぱい
の状況で、今の政治が住民、県民の生活とかけ離れている実態を日々強く感じさせられています。政治や行政にできることには限りがありますが、今地域に住んでいる人の不安や不満を少しでも取り除いていくことも、政治や行政の大切な役割の一つではないかと思っています。そうした、地域の皆様の生活実態やいただいた言葉をもとに、本日の質問をさせていただきたい
と思います。どうかよろしく願いいたします。

まず、平成29年度の当初予算についてお伺い
します。

本県の平成29年度当初予算案においては、産業振興計画のさらなる推進や海外展開による経済の活性化策、こども食堂への支援、日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策、「志国高知 幕末維新博」を初め観光振興の推進などに、いわゆる積極的な予算が計上されている
と思います。特に歳入面においては、地方交付税の圧縮などにより一般財源総額が減少する中で、県税収入は659億円余りと昨年度より4億8,300万円の増加となるなど、経済の活性化策、地産外商や公共投資など、尾崎県政のこれまでの取り組みが成果としてあらわれてきている面もあり、厳しい財政状況の中での予算の組み立てには大変御苦勞もあつたかと思いますが、改めて知事を初め執行部の皆様の取り組みに対して敬意を表するものであります。

国は平成29年度の当初予算案において、いわゆるリーマンショック後に経済対策として設けられてきた地方交付税の歳出特別枠を全体で2,500億円削減し圧縮、その減額分を、保育士・介護人材等の処遇改善などの一億総活躍社会関連事

業に充てることや、公共施設の集約化や老朽化対策などのために確保するとしています。また、地方創生のためのまち・ひと・しごと創生事業費も、前年度と同額の1兆円が確保されるなど、地方にも一定配慮された形が示されていますが、いずれも財源としては一時的な性質のものであり、地方の固有財源である地方交付税については、今後特にその確保と維持の取り組みを
しっかり進めていく必要があると思います。

知事の提案説明においても、地方交付税の安定的確保などについて、国にさらに政策提言を行うとの説明もありましたが、平成29年度の国の当初予算案における地方財政に関する御所見並びに今後の国への要望などの取り組みについて尾崎知事にお伺いさせていただきたい
と思います。

これまで尾崎知事は、課題解決先進県のリーダーとして県内各市町村を回り、地域住民、県民の声を聞き、そしてその声を産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策などへと反映されてまいりました。特に中山間対策に関しては、住みなれた地域で暮らし続けられる高知県づくりを目指し、集落活動センターやあつたかふれあいセンターなど、多くの有効な施策を実現、具現化されてこられました。

今議会においても、組織機構改革の一つとして、中山間対策及び交通運輸政策に取り組む体制を明確にするため、これまでの中山間対策・運輸担当理事を廃止し、新たに中山間振興・交通部を設置する条例の改正案が提案されております。過疎・高齢化が加速的に進む中山間への対策に、県としてしっかりと取り組みを進めていくことのあらわれでもあり、今後の取り組みに大きな期待がされる
ところでもあります。中山間対策は、森林や田畑を守り災害から人命を守る視点、安定的な農作物を維持し食べ物を確保するという視点など、高知県のみならず人

が生活していく上での基本、国土を守る重要な課題でもあります。

そうした重要な意味を持つ中山間地域において、近年特に過疎・高齢化とともに商店や公共交通が減り、移動手段や買い物が困難となっています。国の政策などによって、地域からは公共交通機関がどんどん少なくなり、住民の足が奪われる中、近くに商店もなくなった地域で、高齢により車の運転ができなくなり買い物にも行けない状態の高齢者が多くなっています。生活していくために苦渋の決断として、山間部の住みなれた家、地域を出ざるを得なくなった高齢者。逆に、住みなれた地域、住みなれた我が家で暮らすために、食料品や日常生活品の購入に、少々危険でも超低速のろのろ運転でも、遠く離れた商店まで自動車を走らせざるを得ない高齢者もいます。

移動手段がなくては医療や介護サービスを受けることも困難となります。生活に必要な物を買うことさえもが困難になってきている状況の地域がふえ続け、住みなれた地域に住みたくても、生活ができる便利な場所に移らざるを得ない人が多くなっています。

そうした現在の中山間地域における現状に対する課題認識と新たな中山間振興・交通部における今後の中山間対策の重点施策について尾崎知事にお伺いしたいと思います。

私もいわゆる中山間地域と言われるところに住んでいますが、移動手段とあわせて特に深刻に感じているのは、地域における人手不足、特に担い手不足の課題です。私の父親世代、60代、70代の世代、いわゆる団塊の世代の方は技術や経験が豊富で、衣食住に必要なものを初め、建築や土木、建設などにおいても、しっかりとしたものづくりをされてきた方、技術を持たれている方が多くおられます。その方たちは、さまざまな形で地域の中心でもあられ、ものづくり

だけでなく、これまでの中山間地域を支えられ、同時に地域づくりも担ってこられた方が本当に多くいらっしゃいます。

そうした方々が高齢化し、リタイアを余儀なくされる方がふえる中、その方たちに後継ぎはという話をしても、子供は県外で生活している、高知へ帰ってくる気はなさそうだと話される方が多くいらっしゃいます。実際、時代的、世代的にも団塊の世代の方の次の世代、今の私たち40代、50代の世代は、よい学校を出て東京や大阪といった都会で就職し生活することに憧れを持ち、目標とする時代でしたので、今現在も田舎を離れ都会で生活している人が多く、逆に田舎の中山間部には特に後継ぎとなり得る働き盛りの現役世代の人が極端に少ない状況となっています。そうした時代的な背景もあり、団塊世代の方が多く引退されるであろう10年先には、地域の存続そのものが危ぶまれる状況になっているところが多くあります。

そうした中、最近孫ターンという言葉も生まれてきていますが、私たちの世代を超えて次の世代の方、いわゆる孫世代の方の中には、例えばおじいちゃんの経営する農業を継いだりとか、地域に残って頑張っていく意志を持つ若い方が、少しずつではありますがふえてきているように感じます。そうした孫世代や若い世代の方たちに対して、ものづくりや地域づくりの大切さを伝えていく取り組みも大切だと思います。

生涯教育の意義の一つに、学んで伝えるということがあります。私は、県議会議員にならせていただく前に教育委員会、生涯学習係、社会教育の担当をさせていただいたこともありました。そこで感じたことの一つに、社会教育、生涯学習や公民館活動が充実している地域は人も集まり、地域活動も盛んで活力があるということです。子供から高齢者までが文化・芸能活動やスポーツなどを通じて集い、学び合うことに

より地域のコミュニティーが強まり、そうした中で幅広い年代の方が技術やノウハウを学び伝えていく。そうした活動があるところは、高齢者も元気で生きがいを持ち、若者も、地域への愛着の心も育まれます。

知事の提案説明においても、担い手不足対策として、若者の県外流出に歯どめをかけるとの説明もありましたが、例えば現在本県が進めている集落活動センターやあったかふれあいセンターと、社会教育や生涯学習の分野を融合させていくことや、公民館活動との連携の強化、児童の減少により複式学級となった学校の空き教室などを一般に開放して高齢者や大人と子供と一緒に学ぶ場所にして、地域の高齢者や大人が子供たちと交流しながら技術や知識を伝承する場所にするなどが考えられます。

担い手や定住対策、地域の活性化策として、若者が地域に残る心を育むことや集落活動センターなどの活動といったことに、子供から大人、高齢者までの生涯学習、社会教育を活用し、充実させていくことも大切なことの一つではないかと考えますが、尾崎知事の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、スポーツ行政についてお伺いします。

来年度の組織機構改革の一つとして、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムなどの振興などの関係施策を総合的かつ一体的に進めるため、文化生活部を文化生活スポーツ部に改称し、新たにスポーツ課を設置することです。

私もスポーツが好きで、特にソフトボールや格闘技は一競技者として、まだまだ時間と体力があれば、生涯現役選手として頑張りたいと思っていますのであります。今回のスポーツ行政の一元化は、これまで観光振興部が担ってきたスポーツツーリズム、地域福祉部が担ってきた障害者スポーツ、教育委員会が担ってきた

競技スポーツや生涯スポーツといった、各課やセクションが横断的に受け持っていたスポーツ行政を一元化、一体化し、本県スポーツの全体の振興につなげていくということであり、私自身、長くスポーツをやらせていただいていた立場からも本県スポーツの大きな飛躍に期待もしています。

スポーツ行政の一元化における文化生活スポーツ部の目指す姿と果たす役割について尾崎知事にお伺いしたいと思います。

そうしたスポーツ行政の一元化、スポーツの振興に向けた体制強化を図られた上で、3年後には東京オリンピック・パラリンピックを控え、今後ますます重要な課題となってくるのが競技力の向上であります。高知県には、野球、サッカー、ソフトボール、バレーボールなどの球技、柔道、空手、レスリングなどの格闘技、さらには陸上、水泳などなど、有望な競技がたくさんあります。また、幸いにして、現在県内にはそれぞれに多くの競技ですぐれた指導者がたくさんおられます。優秀な指導者が多いということは他県に比べても大きなアドバンテージであり、財産だと思います。

昨日の池脇議員の質問に対して、学校の部活動支援として、指導者のリスト化とマッチングを図っていくとの答弁もありましたが、今後本格的に競技力の向上を目指す上で、そうした競技団体や指導者、学校や大学ともしっかり連携をして、財政面も含め競技環境の向上を一体となって進めることが、より一層重要なことだと考えますが、田村教育長に御所見をお伺いしたいと思います。

次に、仁淀川の清流保全対策についてお伺いします。

国土交通省が実施している全国一級河川の水質調査によると、4年連続で水質が最も良好な河川となった奇跡の清流仁淀川は、その美しさ

から、近年写真家の高橋宣之さんが命名したと言われる仁淀ブルーの愛称で全国的にも有名となり、川の美しさや水との触れ合いを求めて、近年多くの人々が全国、世界から訪れるようになっていきます。

仁淀川は、その源である石鎚山から愛媛県の3市町、高知県の7市町村を經由して太平洋へと注ぐ大河であります。仁淀川は、本流に大渡ダムという大きなダムがありながらも中津溪谷や安居溪谷などの多くの美しい溪谷を有し、豊富な水量により全国トップクラスの水質を誇ってきたことから、奇跡の清流とも呼ばれています。

また、仁淀川は、過疎化による人口の減少による森林の荒廃やダム建設などにより、水源涵養機能の低下や動植物など生態系への影響を受けながらも、流域住民、特に上流・中流域の地域住民の不断の努力により守られてきました。優しくて、いつもそばにいてくれて、時には洪水により怒濤のように怒る姿から、地元では仁淀川を母なる清流と呼ぶ人もおり、仁淀川は流域住民の心のよりどころ、人生、生活に欠かせない川として親しまれ、愛されてきました。

全国的にも守るべき大切な資源、宝となっている仁淀川ですが、これまで、高知県清流保全条例、高知県清流保全基本方針などに基づき、平成11年3月には第1次仁淀川清流保全計画が策定され、以降、流域住民、市町村、県が連携して仁淀川の清流の保全を図られてきました。今日では日本の宝ともなった清流仁淀川を後世にしっかりと引き継げるよう、さらなる保全対策の措置を講ずるときに来ていると考えます。

仁淀川保全条例の制定も含めた今後の仁淀川の保全対策について尾崎知事にお伺いしたいと思います。

全国トップクラスの透明度を誇る仁淀川では、釣り、キャンプ、川遊び、そして近年ではカヌー

やラフティングなどといった新たな遊びも流行となり、川の水辺利用率は全国トップクラスともなっています。私の生まれ故郷でもある仁淀川町名野川にも支流の中津川や長者川が流れ込み、私自身も子供のころ、学校から帰ると毎日のように釣りや川遊びに出かけ、夏には友人と日が暮れるまで泳いだりと、仁淀川が生活の一部として、また遊び場のフィールドとして当たり前のようにあったものでした。

近年、仁淀川の観光面における価値の高まりに、流域住民の期待も大きくなってきています。越知町では、アウトドア関連の全国ブランド会社との連携によるキャンプ場整備計画などアウトドア拠点の整備計画が進み、この春からは、流域市町村から成る仁淀ブルー観光協議会が、JR西佐川駅を改修し、仁淀ブルースクエアとして、仁淀川地域の観光情報の発信機能を充実させる新たな取り組みを行うなど、観光振興体制の強化も図られてきています。

あえて日本一と申しますが、日本で一番美しい川、仁淀川を利活用した観光振興並びに仁淀川流域市町村の連携による観光振興への支援について伊藤観光振興部長にお伺いしたいと思います。

その水質日本一の仁淀川の中流域にある産業廃棄物管理型最終処分場エコサイクルセンターにおいて、昨年発煙事象が発生し、9月議会において徹底した原因調査と再発防止の取り組み、施設の安全管理、運営についてお願いをさせていただきました。

昨年8月と9月に発生した発煙事象について、原因の特定など、その後の対策について田所林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

また、エコサイクルセンターの廃棄物の埋め立てが計画を大きく上回るペースで進行していることから、学識経験者や行政など関係者を委員とする、高知県における今後の管理型産業廃

棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会が立ち上がり、これまでに5回の検討委員会の開催により、さまざまな角度から管理型産業廃棄物の最終処分のあり方が検討され、報告がされています。

管理型産業廃棄物最終処分の方向性、新たな処分場の施設規模、候補地の選定など、検討委員会の報告を踏まえた基本構想案の概要について田所林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

川の次は山について質問させていただきたいと思います。

県土の84%を占める、全国1位の森林率を誇る本県の森林の再生、利活用は本県経済浮揚の最大の課題とも言え、今議会においては議員提案で条例案も出されておりますが、森林を今後どう生かし宝の山に変えていくのか、取り組まなければならない課題は文字どおり山積しています。

本県では全国に先駆けて平成15年度から森林環境税を導入し、間伐などの森林整備や保全、環境教育、水源涵養機能の強化などの施策を行ってまいりました。また、補助金などの助成制度も他県と比べても充実し、市町村単位で見ても、さまざまな補助事業等の実施などにより、県、市町村が一体となって手厚い森林政策を進めてきたと思います。しかしながら、現実には木材価格の下落が長く続き、森林所有者は山への関心が薄れ、戦後に植林された森林の多くが手つかずのままで荒廃した森林が増加している現状にあります。

新年度予算案においても、原木生産や木材需要の拡大、林業大学校準備室の設置、担い手の育成などに積極的な予算計上がされ、特に原木の増産を図るために施業地を集約化する森の工場の拡大や、施業地の集約化に必要な森林情報を記載する林地台帳の整備に向けて、森林G I

S、地理情報システムの利活用などにより原木生産の拡大施策に取り組むとのことでもあります。森林整備を効果的かつ効率的に行うために、森林の集約を進めることは大変重要なポイントであり、かつ困難な課題でもあります。

そうした森林集約化の大きな壁となっているのが個人情報保護の壁です。例えば、市町村の中で山林所有者を把握するためには、固定資産税の課税台帳を見れば、その所有者や管理者が誰なのか一定の把握ができますが、現在は個人情報保護などの法の壁により、同じ役所内でも林業部局は税務部局が持つ課税台帳は閲覧ができないといった課題などがあります。

過疎・高齢化が進んでいる山間部では、森林所有者の高齢化や不在地主の増加、山への関心の低下などにより山林の境界や所有者の確定がますます困難となってきており、森林の集約化など効率的な作業を行うためには、そうした課題の解決が急務となっています。

市町村の一部では、境界の確定や森林集約化への対応として、町村職員が林業事業者と所有者の間に入り、所有者や相続人の特定や交渉を行うなどの取り組みも始まっています。地元の役場など、行政が間に入ることにより、例えば他の自治体や県外にいる所有者や相続人にも信用と安心していただくことができ、契約などがスムーズに進むメリットもあります。しかしながら、そうした取り組みも職員数に限りのある小規模自治体では、業務量も含め多くの課題があります。

県や市町村、地域住民、森林組合など林業に関連する事業者が連携を強め、境界の確定や森林の集約化を早急に行うことにも期待がされていますが、山林の境界や所有者の明確化及び森林の集約化に関する県内の取り組み状況と今後の支援策について田所林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

そうした森林の集約化や境界の確定を図るため、大変重要な事業となっている国土調査、地籍調査事業については、所有者の高齢化や不在地主の増加などにより事業の進捗が困難となっている現状があります。地籍調査事業は、境界の明確化だけでなく公平な課税データとして、また災害が起こった後の土地の復元にも役立つもので、行政の基礎ともなるものであります。その重要性は十分御承知のこととは思いますが、特に山間地など高齢化が進んだ自治体などでは、所有者の高齢化や不在により境界を知っている人がどんどん少なくなってきました。

そうした事情も踏まえ、地籍調査事業については、境界の確定やその先にある集約化や間伐などの森林整備、災害復興対策のためにも、重点的に予算や人員をかけ事業進捗のスピードを何倍にも上げ早期に完成を図るべきと考えますが、本県の地籍調査の進捗状況と予算も含めた今後の見通しについて福田土木部長にお伺いしたいと思います。

山林を集約して伐採しても、いわゆる川下の安定した需要がないと、川上の懸命な取り組みも水の泡となってしまいます。昨年、高知県と韓国の全羅南道が姉妹協定を締結し、さまざまな歴史を乗り越え新たな交流の一步を踏み出しました。韓国にはヒノキや杉といった植林資源が少ないこともあり、既にさまざまな流通や商談がされており、今後の輸出拡大などにも期待がされています。

新年度予算案においても、CLT建築の需要拡大に向けた取り組みの強化や、韓国や台湾などアジアへの輸出戦略拡大に向け体制強化などが図られるとのことですが、そうした新たな海外戦略も含め、木材流通の現状と課題及び今後の見込みと戦略について田所林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

次に、介護従事者の処遇改善についてお伺い

します。

介護従事者の人手不足が深刻となっています。特に訪問介護員、いわゆる介護ヘルパーの業務については、要介護者ができるだけ自宅で日常生活を行えるよう、入浴、排せつ、食事などの介助などを行うため、訪問介護員が1人で利用者のお宅を訪問し、サービスを行っているものです。しかしながら、その業務はいわゆる3Kとも言われ、そうした労働環境が人材不足を招いている大きな要因ともなっているのは御承知のとおりであります。

中山間部のある町では、居宅サービス事業所が、介護職員の高齢化や人口の減少などによる人手不足から、訪問介護員を確保することが困難な状況となり、本来は要介護者の状態に応じて居宅サービス計画を作成するものを、訪問介護員が行ける日に合わせる形で訪問サービスの回数を決めざるを得ない状態となってしまう、要介護状態の軽減、悪化の防止といった本来の居宅サービスの目的の達成が困難となる事例も発生しているとお伺いしました。

安倍政権のニッポン一億総活躍プランにおいて、介護分野では介護人材、障害福祉人材の処遇改善に新たに408億円、介護の受け皿整備に634億円などが計上され、介護職員処遇改善加算の拡充を行うことも予定されていますが、介護従事者の処遇改善は、高齢化が進んでいる本県にとっては就労の場としての需要も多く、定住対策としても重要な政策の一つです。そうした政策が末端の労働者までしっかり行き届くよう、しっかりとした対策を講じる必要もあります。

処遇改善加算の上乗せなど人材確保策を含め、介護従事者の処遇改善に向けた高知県独自の取り組みについて門田地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

次に、公衆無線LAN、通称Wi-Fiについてお伺いします。

公衆無線LAN、通称Wi-Fiは、駅や空港などの公共施設や飲食店でケーブルがなくても、スマートフォンやタブレット端末、無線LANが使えるパソコンなどで、携帯電話の通信回線よりも高速かつ大容量の通信により無料や割安でインターネットに接続できる仕組みの通信サービスです。

これまで大規模な災害時などに回線が混雑して携帯電話がつながりにくくなったり、利用できなくなったりする事例があったことから、総務省は、防災拠点となる避難所や公共施設などでインターネットを使って通信環境を確保し、災害時の情報収集や安否確認に有効活用ができるよう、平成29年度当初予算案において自治体への補助制度の新設など約32億円を計上するなどWi-Fiの整備を促進する方針を示しています。

Wi-Fiの普及がおこなわれている本県においては、役場などの公共施設や防災拠点施設における整備、普及は必要不可欠であり、大変期待もされていますが、そうした公共施設に加え、中山間における集落の拠点施設ともなっている集落活動センターや福祉避難所としての役割もあるあったかふれあいセンターなどにおいても、Wi-Fi環境の整備が必要だと考えます。また、商店街などにおいても環境整備が進めば、災害対策だけでなく、近年増加している外国人観光客への対応など観光面でも有効的なサービスになるのではと期待するものであります。

公共施設、集落活動センター、あったかふれあいセンターにおけるWi-Fiの整備状況と、今後県内全域でWi-Fi環境を広げていくための取り組みについて岡崎文化生活部長にお伺いしたいと思います。

次に、観光振興についてお伺いします。

高岡郡中土佐町、四万十町、梶原町、津野町、須崎市の高幡地域の5市町連携による初めての

観光キャンペーン、奥四万十博は、昨年4月10日、四万十の日に開幕し、12月23日に四万十町でのクローズングイベントをもって閉幕しました。開会セレモニーの会場となった須崎市でのオープニングイベントには、主催者発表で約2万5,000人もの人々が訪れ、その後の高幡地域、奥四万十各地域でのタイアップイベントにおいても多くの観光客、来訪者が奥四万十地域に足を運ばれました。

「四国カルストから土佐の大海原へ」をコンセプトに、地域全体を一つのパビリオンに見立て、自然や食、歴史文化を高知県内外へと発信された奥四万十博の成果と経済的な効果を含めた実績について伊藤観光振興部長にお伺いしたいと思います。

奥四万十博中に開催された各市町のイベント会場では、開催市町だけでなく高幡地域の他の市町の出店者や自治体職員などが相互に協力し合い、イベントの運営や出店をしている姿を多く見かけました。そうした地域や自治体間の連携やつながりは、イベントの規模や内容の充実のもとより、運営面などでも2倍、3倍の相乗効果として、今後の地域における貴重で大切な財産になったものと思います。

また、奥四万十博は高幡地域、奥四万十地域の今後の地域振興だけでなく、他の自治体などにおける地域連携観光の先駆けとして、今後の本県全体の観光振興などにおいても大変参考となるものでもあったと思います。

奥四万十博における地域観光連携の効果と今後の県内各市町村における地域観光連携への支援について伊藤観光振興部長にお伺いしたいと思います。

奥四万十博の後半には、須崎市のゆるキャラしんじょう君が、全国御当地キャラクターや企業マスコットの頂点を決定するゆるキャラグランプリ2016で全国1位となり、イベントに花を

添え、相乗効果をもたらしてくれました。ゆるキャラしんじょう君は、これまでの須崎市を初め関係各位の地道な努力によって高知県を代表するキャラクターに成長されたもので、改めて須崎市を初め関係者の皆様のこれまでの御努力、御尽力に敬意を表するものであります。このたびの日本一、まことにおめでとうございました。

そのしんじょう君ですが、日銀高知支店の試算では、あくまで熊本県のくまモンと同程度に関連商品が売れたり観光客がふえたりという条件での試算ではありますが、その潜在的な経済効果は480億円を超えると報道もされていました。高知県キャラクター観光特使ともなっているしんじょう君ですが、もちろん須崎市との協議や調整の上ではありますが、今後は関連グッズの全国展開や全国に向けたプロモーション活動など、須崎市、高幡地域のみならず、高知県全体で盛り上げ、高知県全体の経済波及効果へとつながっていけばと期待するものであります。

また、昨年2月議会の質問の中で、演歌歌手三山ひろしさんが国民的番組NHKの紅白歌合戦に初出場され、その三山さんの新曲が「四万十川」ということで、奥四万十博との相乗効果の可能性について取り上げさせていただきました。三山さんは、昨年暮れの紅白歌合戦においても、見事2年連続の出場を果たし、その新曲「四万十川」を見事に熱唱されました。その三山さんの昨年暮れの紅白歌合戦のステージで、熊本県のゆるキャラくまモンが三山さんと共演し、並んでけん玉を披露し、ステージの盛り上げに一役も二役も買っていました。

くまモンの登場は震災からの復興支援の意味もありますが、私はその華やかなステージをテレビで見ながら、三山さんのバックでしんじょう君やカツオ人間が踊って高知をPRする、そんな姿を想像していました。契約的な問題もあるのかもしれませんが、キャラクターや芸能

の世界にはどうしてもはやりの波がございます。個別の事例だと言えばそれまでかもしれませんが、いい波のときにこそその波を捉え、もう1段、2段飛躍させていく、そんなタイムリーな取り組みも大切なことだと思います。

日本一の人気ゆるキャラとなったしんじょう君や全国的なテレビ番組にも出演されている三山ひろしさんなど、高知県発のメジャーで旬なキャラクターや人物を生かした高知家プロモーションなどの取り組みについても御検討いただければと思いますが、松尾産業振興推進部長にお伺いしたいと思います。

いよいよ「志国高知 幕末維新博」があさって開幕します。大政奉還・明治維新150年を記念とした歴史博覧会は、幕末に多くの維新の志士を輩出した本県にとって、まさにうってつけの年にタイムリーな博覧会の開催でもあり、1月に発表された龍馬の新書簡も大きな追い風になるものと期待がされています。博覧会は、今週オープンする高知城歴史博物館と坂本龍馬記念館をメイン会場に、県下20の地域会場を主体に行われますが、特に地域会場については、この博覧会を機会に歴史資源の磨き上げや観光クラスター形成の取り組み、周遊コース、食や宿泊などを含んだ観光交通の整備を進めるなど、受け皿となる地域も期待して開幕を待ちわびています。

本日の質問においては、仁淀川、奥四万十博、しんじょう君、三山さん、そしてあさって開幕する「志国高知 幕末維新博」について触れさせていただきましたが、本県にはほかにも、山、海、川の自然を初め温かな人情、日本一のおいしい料理やお酒、大型客船の寄港によるインバウンド観光など枚挙にいとまがないほどの人や資源があります。450万人と言わず、将来は500万人、1,000万人観光を目指してほしいし、高知県にはその伸びしろ、素地が十分にあると思

ます。

そうした意味も踏まえて、いよいよあさってに開幕する「志国高知 幕末維新博」への決意と、さらにその先にある本県の観光振興への意気込みについて尾崎知事にお伺いして、1問目とさせていただきますと思います。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 大野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、来年度の国の当初予算における地方財政に関する所見並びに本県の国への提言活動についてお尋ねがございました。

地方がそれぞれの地域の実情に応じて必要な取り組みを着実に講じていくためには、その財源として、地方全体の一般財源総額がしっかりと確保されるとともに、その中でも地方交付税について、それぞれの団体の置かれた状況などを反映して適切に算定、配分されることが重要と考えております。

来年度の国の当初予算と一体的に策定された地方財政計画におきまして、まず地方一般財源の総額については本年度を0.4兆円上回る62.1兆円が確保されたところです。他方、同計画ではリーマンショック後に創設された歳出特別枠が圧縮されており、これまで歳出特別枠により有利な配分を受けていた団体においては地方交付税が一定圧縮されることとなります。地方一般財源の総額が増額確保されたことは評価できますが、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくという方針に沿って、本県を初めとする財政力の弱い団体の一般財源が圧縮される流れが今後も続くのではないかと懸念しているところであります。

このため、引き続き政策提言において、地方一般財源の総額をしっかりと確保するとともに、少子高齢化に伴い人口が減少しているからこそ

創意工夫を凝らした地方創生の取り組みが必要であるといった地方の実情を、地方交付税の算定に適切に反映するよう求めてまいりたいと考えております。

次に、現在の中山間地域における現状に対する課題認識と新たな中山間振興・交通部における今後の中山間対策の重点施策についてお尋ねがありました。

本県は、高度経済成長期の大都市圏への若者の人口流出とそれに伴う高齢化や少子化、全国に先んじた人口の自然減等により経済規模が縮小し、それがさらなる人口の減少を引き起こすという負のスパイラルに陥ってきました。中でも中山間地域への影響は特に大きく、県としても、平成24年度には担当理事を置き、中山間対策を5つの基本政策を横断する総合的な政策として抜本的に強化して取り組んでまいりました。集落の維持・再生の取り組みや、あったかふれあいセンターなどの地域の保健福祉の拠点づくり、鳥獣被害対策や生活支援などでは一定の成果も見えてきてはおりますが、いまだ大きな流れを変えるまでには至っておらず、継続して強力に取り組んでいく必要があるものと認識しております。

中山間地域の課題は産業、医療、福祉、生活など多岐にわたっており、全庁挙げた総合的な取り組みが必要であります。このため、新たな中山間振興・交通部は、施策連携による、より効果的な総合対策を推進するための全庁的な企画及び調整を行う役割を担ってまいります。施策については、関係部局で構成する中山間総合対策本部のもとに、引き続き産業をつくる、生活を守るの2つを政策の柱に据え、誰もが一定の収入を得ながら、安心して暮らし続けることができる中山間地域を目指し、これまでの取り組みをさらにバージョンアップさせながら取り組んでまいります。

具体的には、まず産業をつくる取り組みにつきましては、産業振興計画の1次産業を中心とした産業成長戦略を第1層、地域資源を生かした地域アクションプランの取り組みを第2層、そしてこれらの取り組みが行き届きにくい小規模な集落などを対象とした集落活動センターによる取り組みを第3層とした3層構造で、各層の取り組みをしっかりと連携させ、ステップアップしていくことが重要だと考えております。中山間地域の本来の強みである農業や林業などの振興を柱としながら、あわせてこれらの地産外商の取り組みや、地域の魅力を生かした観光拠点の形成などの取り組みを進めていくとともに、こうしたより大きな経済活動の一部を集落活動センターが担っていくという取り組みを進めることなどで、中山間地域全体の持続的な発展につなげていくことができると考えているものであります。

次に、生活を守る取り組みにつきましては、買い物や移動手段の確保といった生活支援対策も引き続き重点施策として進めてまいります。中でも、地域に住み続けていくためのかなめとなります移動手段確保の取り組みにつきましては、コミュニティーバスや乗り合いタクシー、過疎地有償運送など、地域地域の実情に適したさまざまな手段がございますため、市町村の自主的な取り組みを積極的に後押ししてまいりますとともに、集落活動センターの支え合いの仕組みづくりの充実や、あったかふれあいセンターの生活支援サービスとの連携に取り組んでまいります。また、農作物への直接的な被害だけでなく、地域住民の方々の耕作意欲をも失わせかねない鳥獣被害への対策にも引き続き重点的に取り組み、集落ぐるみの防除対策や鹿等の捕獲対策のさらなる強化を図ってまいります。

引き続き、住民の方々が安心して暮らし続けることができる中山間地域づくりに向けて、市

町村としっかりと連携して、全庁的に全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、担い手不足や定住対策、地域の活性化策として、子供から高齢者までの生涯学習、社会教育を活用し、充実させていくことの重要性についてお尋ねがございました。

地域が抱えるさまざまな課題の解決や中山間地域の維持・再生に向けては、住民が主体となり、地域外の人材等も活用しながら、地域全体で取り組むことが必要であります。このための住民主体の取り組みや集落間の連携の仕組みづくりには、住民一人一人の資質や能力を伸ばす人づくりや、住民同士がネットワークを形成し、主体的、積極的につながり合って行動する地域づくりが重要だと思います。議員から御提案のありました、集落活動センターやあったかふれあいセンターにおいて子供からお年寄りまでが集い、お互いに学び合うことは、世代間をつなぐ人づくりや活力ある地域づくりにつながるとともに、子供たちの郷土への愛着と誇りを育む上でも鍵となるものと考えております。

南国市を初め複数の集落活動センターでは、その活動拠点を地域の身近な学習や文化活動の場である公民館に置き、地域住民と大学との連携による地域再生の取り組みや、学校支援地域本部の活動支援を通じた大人と子供たちとの交流、多様な世代、多様な職種の地域リーダーたちによる交流などにより、産業、福祉、教育の枠を超えて地域の活性化や人材育成にも効果を上げております。

集落活動センターは来年度当初には40カ所程度となる見込みであり、あったかふれあいセンターはサテライトを含め250カ所以上に広がってまいります。その展開の際には、南国市を初めとする優良な取り組み事例を周知していくことなどにより、両センターの活動において世代を

通じて学び合う生涯学習の仕組みがさらに広がり、担い手の確保や定住対策、地域の活性化にもつながっていきますよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ行政の一元化における文化生活スポーツ部の目指す姿と果たす役割についてお尋ねがございました。

スポーツは、心身の健康増進に重要な役割を果たすほか、競技力向上を目指すトップアスリートにとっては、競技力の向上に努め、成績の向上やトップをきわめることにより自己の成長を実感するものとなり、またスポーツを見る者や支える者にとっては、選手の活躍を通して誇り、喜び、夢と感動を与えてくれるものであります。こうしたスポーツの役割や効果は、ことし5回目を迎えた高知龍馬マラソンが、1万人を超える参加者や、多くの県民の皆様のボランティアとしての参加を通じて、県内の一大イベントとして定着したことからもうかがうことができ、県民の皆様のスポーツに対する熱の高まりも実感しているところであります。

これまで、教育委員会を主体として本県スポーツの振興に取り組んでまいりましたが、私としましては、こうした機運の高まりから、スポーツが持つ力をより県民の皆様に実感していただけるよう、本格的にスポーツ振興に取り組む機が熟してきたのではないかと感じたところであります。こうしたことから、来年度からは文化生活スポーツ部において、学校体育以外のスポーツ関連施策を総合的、一体的に展開し、県民の皆様の心身の健康増進や、子供たちの知・徳・体の教育効果の向上、さらには競技力の向上、交流人口の拡大につなげる形の地域の活性化を目指してまいりたいと考えているところであります。

このため、文化生活スポーツ部が果たすべき役割としましては、競技力の向上、生涯スポー

ツの推進、スポーツツーリズムの振興の3点が挙げられると思っております。具体的には、まず競技力の向上につきましては、ジュニア世代からトップアスリートまで組織的かつ系統立てて選手を育成する、競技団体と連携して選手のサポート体制を充実する。2点目の生涯スポーツの推進につきましては、より多くの県民の皆様が日常習慣として運動を行える環境を整える、障害のある方のスポーツ活動機会を大幅に拡大する。3点目のスポーツツーリズムの振興につきましては、東京オリンピック・パラリンピックなどの事前合宿の誘致やプロ・アマチュアのスポーツチームのキャンプや大会を誘致する、高知龍馬マラソンを初め、本県の豊かな自然を生かしたスポーツイベントや全国規模の大会を開催するなどの施策を展開していきたいと、そのように考えています。

さらに、スポーツ振興策を推進していく上での共通基盤となるスポーツ施設におきましても、文化生活スポーツ部が整備計画を取りまとめ、計画的な整備を進めていきたいと考えております。

こうした取り組みを実効あるものとしていくため、関係する方々のお知恵もおかりし、各部や教育委員会との連携を図りながら、県内のスポーツ振興全体を牽引していく役割を果たし、官民協働でPDCAサイクルを回していくことにより県内スポーツ全体の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、仁淀川保全条例の制定も含めた仁淀川の今後の保全対策についてお尋ねがありました。

仁淀川は、豊かな自然環境や景観に恵まれており、水道水源や農業用水として使われるほか、製紙業等の特徴のある地場産業をも育むとともに、川遊びやアユ漁などで地域住民にも親しまれる、生活に密着した川であります。そして、国土交通省が実施している全国の一級河川の水

質ランキングで4年連続の日本一に選ばれており、まさに仁淀ブルーという表現がふさわしく、今や本県を代表する全国区の観光資源となっています。

仁淀川清流保全計画が策定された平成11年当時、人口が集中し、産業が発達した下流部において、生活系排水や事業系排水等による水質汚濁が問題となり、この計画は良好な水環境を保っていくことを目的として策定をされました。その後、平成22年には、豊かな水量の確保や生態系、景観の保全、流域固有の水に関する文化の継承など、今日的な課題への新たな取り組みが加えられ、その推進に当たっては、住民や団体、事業者、さらには各分野の専門家が互いに協働することとされたところであり、今日までこうした包括的な枠組みのもとで、流域全体で仁淀川の清流保全に取り組まれてきています。

こうした住民の皆様への愛着や思いや活動が、仁淀川を、上流から下流まで良好な水質が保たれ、奇跡の清流と呼ばれる川にまで育てたのだと思っております。県としましては、今後とも流域の住民の皆様や市町村などと連携・協働して、この美しい仁淀川を次の世代につなぐことができるよう、仁淀川清流保全計画に基づく活動にしっかりと取り組んでまいります。

仁淀川を保全するための条例については、こうした取り組みを進める中で流域の住民の皆様や市町村などの御意見を踏まえ、その必要性を検討していきたいと考えているところであります。

最後に、「志国高知 幕末維新博」への決意とその先の観光振興への意気込みについてのお尋ねがありました。

いよいよあさって開幕を迎える「志国高知 幕末維新博」につきましては、博覧会の開催による観光客の増加はもとより、2年間の開催期間を通じて、第1に地域地域における歴史資源の

磨き上げを、第2に磨き上げた歴史資源と地域の食、自然などを連動させた周遊コースづくりを、第3に外国人観光客を含めた受け入れ環境基盤の整備をとといった3つの取り組みを進め、歴史を中心とした観光基盤の底上げを図っていくことを目的としております。

このため、博覧会の開催期間においては、きめ細かくPDCAサイクルを回し、改善すべき点は速やかに改善し、伸ばすべき点は大きく伸ばすなど、観光資源や周遊コースの磨き上げを不断に行ってまいりたいと考えております。これにより、この2年間で地域の地力をしっかりと身につけ、まずは第3期産業振興計画の目標である435万人を上回る入り込みを実現し、その後も435万人観光が定常化するように取り組んでまいります。

また、この2年間を通じて磨き上げた地域地域の歴史、食、自然などの観光資源が、博覧会の期間中のみならずその終了後もそのまま継続し、自律的に発展し続けていくレベルにまで達するようにすることも重要な目標であります。その上で、産業振興計画に掲げた地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができ、県勢浮揚にも着実に繋がっていく、そうした姿の実現を目指し、10年後の目標として掲げております470万人観光についても、相当高いハードルではありますが、可能な限り前倒しで達成できるよう、さらなる官民協働、市町村政との連携・協調のもとで全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 本格的に競技力の向上を目指す上での競技団体や指導者、学校、大学などとの連携についてお尋ねがございました。

まず、競技団体や指導者につきましては、現在各競技において系統立った指導ができる体制

を強化するために、競技団体が行う一貫した指導のための育成プログラムづくりを支援する取り組みや、コーチングに必要な内容を総合的に学ぶコーチアカデミーなどを実施する中で、年間を通して連携を図っております。

また、学校につきましては、中学校体育連盟や高等学校体育連盟の協力を得ながら、運動部活動の充実に向けて、県外の優秀な指導者やチームの招聘を進めるとともに、それらの取り組みの中で小・中・高が合同で練習会を実施するなど、校種間連携も進んでおります。そのほか、大学には、県が実施する指導者研修等の講師を派遣していただくとともに、県担当者のコーディネートのもと、スポーツ心理学やスポーツトレーニングなど、専門性の異なる県内外の大学の先生方にかかわっていただく指導体制も構築をされております。その成果として、レスリング競技や飛び込み競技では世界レベルでの活躍が見られるようになりました。

今後は、来年度から指定するスポーツ強化校や外部指導者の活用の拡充を進める中で、これらの複数の指導者がかかわる仕組みを、関係者の理解を図りながら、学校や競技団体などにも広げるよう努めてまいります。さらに、知事の提案説明にもありましたように、県としましては、来年度新しい体制のもとで、産業、福祉、教育などの多分野にわたる関係者による協議の場を立ち上げた上で、多分野の皆様方の御協力もいただきながら、財政面も含めた競技環境の向上を官民一体となって進め、本県の競技力向上に取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長（伊藤博明君） まず、仁淀川を利活用した観光振興と仁淀川流域市町村の連携による観光振興への支援についてお尋ねがありました。

仁淀川は、議員からお話がありましたように、

国土交通省の水質調査において、4年連続で水質が最も良好な河川となっております。そして、この流域には仁淀川に育まれた自然、歴史、文化、食、体験など、多くの魅力的な観光資源があり、それらを生かした観光地づくりを目指して、現在越知町では、全国ブランドを有するアウトドア用品の製造企業の監修により、仁淀川流域の観光拠点施設となるキャンプ場の整備が進められているところです。加えて、今月4日から開幕する「志国高知 幕末維新博」では、いの町紙の博物館と青山文庫が地域会場となり、周辺地域の自然や食、文化などもしっかり連携して歴史観光の受け入れ体制の充実が図られており、県としましても、市町村が行うこうした観光基盤の整備に対して、計画段階からのアドバイザー派遣や補助金などにより支援を行っております。

また、仁淀川流域の広域観光を推進していく母体としまして、流域の市町村や観光協会で構成する仁淀川地域観光協議会が平成22年に発足し、奇跡の清流仁淀川や仁淀ブルーをキャッチフレーズとし、仁淀川の観光資源を集約して、地域の観光事業者と連携しながら、旅行商品の造成と旅行会社へのセールス活動や国内外に向けたPR、地域の観光を支える人材の育成に取り組んでまいりました。その結果、仁淀川町の桜、佐川町上町の町歩き、屋形船仁淀川などが観光商品として取り上げられ、旅行会社のツアーが催行されることで、仁淀ブルーの全国的な知名度の高まりと相まって、流域の観光施設、体験プログラム、道の駅などへの、数多くの誘客につながっております。

さらに、これらの取り組みを加速していくため、平成27年12月には協議会を法人化し、一般社団法人仁淀ブルー観光協議会と改め、平成28年度からは県職員を専任の事務局長として派遣するなど体制も強化しております。県としまし

ては、職員の派遣を初め、仁淀川流域の市町村が連携する協議会のもとで実施する流域の観光商品の磨き上げや観光人材の育成、セールスプロモーションの展開など、一連の取り組みに対してしっかりと支援してまいります。

次に、奥四万十博の成果と経済的な効果を含めた実績や奥四万十博における地域観光連携の効果と、今後の県内各地域における地域観光連携への支援についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

平成28年4月から12月まで開催しました「2016奥四万十博」では、高幡地域の5市町を初め関係団体によって推進協議会を立ち上げ、地域が主体となった観光博覧会が展開されました。この博覧会では、エリア内の道の駅や温泉施設の共同キャンペーンにより育まれた地域連携の強化、新たな体験プログラムの造成、磨き上げなどを通じた観光地としてのレベルアップ、旅行会社へのセールス活動やメディアの活用により培われたプロモーション力の強化にあわせて、奥四万十の認知度の向上といった成果があったと考えております。

博覧会の入り込み客の実績は、過去3カ年の平均と比べまして、主な宿泊施設の宿泊者数は5.9%増の約6万人、主要観光施設の入込み客数は4.7%増の約189万6,000人、体験プログラム参加者は79%増の約2万5,000人、イベント参加者は71.4%増の約36万2,000人となりました。この入り込み客数増加に伴う経済的な効果としましては、2月23日に開催されました奥四万十博推進協議会本部会におきまして、約9億8,900万円の観光消費額と報告されています。

来年度からは、博覧会で得られた成果やノウハウを生かして継続した取り組みが実施できるよう、高幡広域市町村圏事務組合の中に専任職員を配置し、5市町が連携して広域観光を推進していくとお聞きしております。また、これま

で幡多地域や東部地域におきましても、博覧会をきっかけといたしまして観光事業者間の連携が深まり、広域観光を推進する組織が整い、地域が主体となった観光地づくりが進んでおります。

県としましては、先ほどお答えいたしました仁淀ブルー観光協議会も含めて、このような広域観光組織に対して、今後も引き続き旅行商品の造成、販売や周遊コースづくり、情報発信、地域の観光を支える人材のスキルアップなど、官民が連携した広域的な観光地づくりの推進に向けて、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、エコサイクルセンターにおける発煙事象の原因の特定など、その後の対策についてお尋ねがございました。

これまで複数の専門家や試験研究機関、消防機関等の協力を得ながら、発煙事象の原因を特定するために、発熱した廃棄物の成分分析や水を添加しての発熱試験などによる検証を行ってまいりました。加えて、廃棄物に入ったフレコンバックに添加する水分量などの違いによる温度変化を確認する実証試験も行いましたが、エコサイクルセンターで想定している散水量、時間雨量換算で0.17ミリメートルの少雨程度の水量はもとより、その数十倍となるやや強い雨程度の水量でも温度上昇は確認されませんでした。こうした取り組みによっても原因の特定までには至っていませんが、消防庁の消防研究センターには現在も引き続き検証作業を行っていただいているところでございます。

このように発煙の原因ははまだ特定されていませんが、専門家などからは、鋳物砂の中にあつた何らかの金属が水に触れて発熱したことが疑われるとの見解をいただいておりますことから、

これまで消防機関の指導のもと、再発を防止するための対策を講じてまいりました。

具体的には、雨水が処分場内に浸入したことが発煙の発端と考えられたことから、雨水の浸入防止対策を講じるとともに、廃棄物の安定化のための散水を一時的に中止しております。また、24時間の監視体制の整備や、万一の場合に備えて発煙した廃棄物と同種の廃棄物の埋立場所を壁際から中央部に移動させ、遮水シートへの影響を防ぐ対策も講じたところでございます。加えて、専門家からのアドバイスに基づき、これまでの、フレコンバックに入った状態で埋め立てる方法を、フレコンバックから廃棄物を取り出し、燃え殻とまぜて埋め立てる方法に変更いたしました。

今後は、消防研究センターにおける検証結果が出ましたら、これまでにいただいた専門家からのアドバイスなども踏まえ、発煙の原因についての最終的な判断を行いますとともに、再発防止策を改めて整理し、それらを確実に実践することにより一層の施設の安全管理に努めてまいります。

次に、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想案の概要についてお尋ねがございました。

昨年12月、基本構想検討委員会から検討結果を取りまとめた報告書を県に提出していただき、その後この報告書の内容を踏まえ、県としての基本構想案を策定したところでございます。

この基本構想案では、エコサイクルセンターの埋め立てが終了した後も引き続き管理型産業廃棄物の適正な処理を行うとともに、県内事業者の安定した経済活動を下支えしていくためには、県内に新たな管理型最終処分場を整備する必要があること、新たな施設は公共関与の手法により整備を進めていくこと、埋立期間を20年間とし埋立容量は17万立方メートルから23万立

方メートルまでの範囲とすること、エコサイクルセンターと同じ屋根つきの被覆型とし浸出水を放流しないものとする、候補地の選定に当たっては、コンサルタントの専門的な知識、技術を活用するとともに、有識者などを構成メンバーとする委員会により候補地の絞り込みを行い、最終決定は地元合意を図った上で県が行うことなどの考え方を示しております。

この基本構想案につきましては、今後さらに県議会での御議論をいただき、本年度内に基本構想を策定したいと考えております。

次に、森林の明確化や集約化の取り組み状況と今後の支援策についてお尋ねがございました。

県では平成14年度から、森林の集約化を促進するために必要となる森林情報の収集や現地調査、森林所有者との合意形成等に対して支援を行ってまいりました。また、平成21年度からは林業事業者が行う境界の測量に対しても支援を行っており、こうした取り組みの結果、施業地の集約化を図る森の工場の認定面積は、平成27年度までに約6万6,000ヘクタールとなっております。

しかしながら、議員のお話にありましたとおり、森林所有者の高齢化や、森林の所在地に居住していない土地所有者が年々増加していることが、境界の確定や森林の集約化など適正な森林管理を行う上で全国的な課題となっております。

こうした課題の解決に向けまして、昨年5月森林法が改正され、森林の集約化を進めるため、市町村が森林所有者や森林境界の情報を取りまとめ、林業事業者などに提供することができる林地台帳制度が創設されました。このため県では、来年度から、県と市町村とを結ぶ総合行政ネットワークを活用して森林情報の共有化を進めることにより、市町村の林地台帳の円滑な整備、運用に向けた取り組みを支援することとし

ています。こうした取り組みを着実に実行するとともに、これまで以上に市町村と連携を図りながら、境界の明確化など、森林情報の整備や施業の集約化を推進してまいります。

最後に、新たな海外戦略も含め木材流通の現状と課題、今後の見込みと戦略についてお尋ねがございました。

平成28年における本県の木材の輸出は、アジア地域に向けた製材品が約2,800立方メートル、原木が550立方メートルとなっています。製材品については、ヒノキを好む韓国への輸出割合が57%と高く、原木については全量が韓国への輸出となっています。しかしながら、韓国については全国各地からヒノキ材が輸出されていることや、中国で加工された安価な製品が韓国へ輸出されるケースも見られるなど、競争は厳しいものとなっています。

他方、アジア地域には自国で使用する木材を輸入に頼る国等も見られ、商慣行の違いや為替の変動等、課題があるものの、こうした国等に対して、県産材製品の輸出に向けた取り組みを行っていく必要があると考えております。このため県では、主要な輸出先である韓国への取り組みを強化するとともに、CLTを含めた県産材製品の他のアジア地域への輸出の促進にも取り組むこととし、引き続き、県内事業者の輸出に関する営業や商談、バイヤーの招聘等を支援するほか、新たに、韓国の見本市への共同出展や海外における県産材製品を使用した物件への支援を行うこととしています。

特にCLTにつきましては、環境に対する配慮から木造建築への関心が高まっている台湾をターゲットとし、本格的な輸出に向け、現地の建築に関するニーズや流通の課題、輸出コストに関する調査を行いますとともに、台湾の建材展に出展するなどPRにも取り組んでまいります。

こうした取り組みを展開していくことにより、CLTを初めとする県産材製品のさらなる輸出促進へとつなげていきたいと考えています。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 地籍調査事業につきまして、本県の進捗状況と予算も含めた今後の見通しについてお尋ねがございました。

本県の地籍調査事業の進捗率は、平成27年度末で53.4%で全国平均の51%を上回っており、毎年約1%の進捗となっております。その中で、山間部につきましては平成27年度末の進捗率は約55%と、宅地や農用地などと比較いたしますと若干進捗が早い傾向にございます。一方で、議員からお話しのありましたとおり、山間部では土地所有者の高齢化や山林の荒廃の進行等によりまして、境界の確認が困難となるケースも発生しております。

このため、森林の境界を確認するために国が行っております山村境界基本調査などもあわせて実施することにより、森林の境界の確定について、より効果的に進められるように努めているところです。さらに、国においては、山間部における土地境界の位置確認方法について、航空写真や衛星画像を用いて図上作業のみで土地境界の位置を確認するといった、新たな手法の検討も行われております。今後、このような手法が導入されれば、より効率的な地籍調査が可能となる見込みです。

地籍調査事業は、東日本大震災の発生を契機に、南海トラフ地震に備えた防災対策や復旧・復興事業を円滑に進める観点からも、事業のスピードアップが求められております。平成29年度に行う事業については、平成28年度補正分と合わせて事業費ベースで23億5,453万6,000円、対前年度比で約1割増を国に要望しており、それに必要な県の負担金も今議会の29年度当初予算案において計上させていただいております。

地籍調査の進捗については、市町村によって大きな差がございます。今後、進捗がおくれている市町村に対して、より効率的な調査手法の普及や技術支援等を行うとともに、国に対して所要の財源の確保に向けて積極的な働きかけを行い、一層の調査の加速化を図ってまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 介護従事者の処遇改善に向けた本県独自の取り組みについてお尋ねがございました。

本県における介護人材は、平成37年には約900人の不足が見込まれておりますことから、人材を安定的に確保していくため、日本一の健康長寿県構想の5本の柱の一つとして、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化を位置づけ、定着促進、離職防止対策と新たな人材の参入促進策の充実を軸に、取り組みを進めているところでございます。

全国的に介護人材が不足する中、職員の処遇の改善が大変重要となりますことから、これまで国に対しまして全国知事会を通じて処遇改善の提言を行ってきましたところ、平成29年度の介護報酬改定において、新たに月額平均1万円相当の処遇改善加算が設けられることになりました。県といたしましては、各事業所がこの新たな加算を活用するために必要となる就業規則や賃金規定の見直しなどに係る負担に対し、国の新たな補助金も活用し、本県独自の補助制度を設けることなどにより、多くの事業所で加算の取得ができますよう支援してまいります。また、その加算が実際に個々の職員の処遇改善につながっていることを、介護事業者に対する指導監査を通じて確認もしてまいります。

さらに、人材の定着促進、離職防止対策として、職員の働く上での悩みなどを解消するための相談窓口を設置するほか、新たな人材の参入促進策として、業務の切り出しや再編成を行い、

柔軟な働き方を可能とすることにより、これまで介護現場で働くことが難しかった高齢層も含めた地域の多様な人材の就労を促進していく取り組みを新たに行ってまいります。

これまで行ってまいりました中山間地域の住民の方を対象とした介護職員初任者研修の開催支援などに加え、こうした新たな取り組みを総合的に実施いたしまして、地域で介護の仕事につく人をふやすことで、定住促進にもつなげるとともに、地域地域で必要な介護サービスが受けられる環境づくりに努めてまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 公共施設などにおけるWi-Fiの整備状況と県内のWi-Fi環境を広げていくための取り組みについてお尋ねがありました。

Wi-Fiは、光回線などの超高速ブロードバンドの基盤があれば比較的安価な設備の設置によって整備することができますので、各施設が主体的に整備を進めているところです。

昨年、総務省が各都道府県及び市町村に対して実施をいたしました整備状況の調査によりますと、県内の指定避難所や役場、観光施設などの公共的な観光・防災拠点では、70カ所で整備をされております。一方、中山間地域の拠点施設である集落活動センターでは、センターを利用される方々の利便性向上のため、30カ所のうち現在5カ所で整備されているところでございます。また、あったかふれあいセンターにつきましては、地域の集会所や公民館等を使用している場合が多く、現在のところ3カ所で整備されておりますが、来年度以降そうした施設の防災機能強化の観点から18カ所で整備される予定と聞いております。

県内では、特に中山間地域においてWi-Fiが普及していない状況にありますが、超高速ブロードバンド基盤の整備自体が進んでいない

こともその要因の一つとして挙げられます。集落活動センターを例に挙げますと、9カ所ではまだ基盤が整備されておられません。このため県では、こうした拠点施設や地域の基盤整備に取り組む市町村に対しまして、利用しやすい補助制度を設けております。また、今回国において新設された補助制度では、地域の拠点施設を防災拠点として市町村が避難所に指定した場合は、光回線を含めたWi-Fiの整備が補助対象となります。

今後も引き続き、これらの県や国の補助制度について市町村に周知し、活用の働きかけを行いながら、超高速ブロードバンド基盤の整備を進めるとともに、各施設のニーズに応じたWi-Fi設備の整備や観光客などの利便性の向上にあわせて取り組むことで、県内にWi-Fi環境を広げてまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 本県発のメジャーで旬なキャラクターや人物を生かした高知家プロモーションの展開などについてお尋ねがありました。

広く全国に食や自然、人といった高知の魅力を発信し、本県に対する認知度の向上を図る高知家プロモーションを展開する上では、全国的なトレンドや話題などをタイムリーに織り込むことが大変重要なポイントであると考えております。そのため、これまでも、全国的に活躍されている本県出身の著名人の方々に御協力いただき、話題化や注目度のアップにつながる取り組みを行ってまいりました。

具体的には、高知家のプロモーション動画には、当初から広末涼子さんに御出演いただくとともに、「高知家の唄」につきましては、島崎和歌子さんに歌を、岡本真夜さんに作曲をお願いしてきたところでございます。

お話のありました今全国的に大変人気盛り

上がっておりますしんじょう君には、先月東京有楽町で開催しました、幕末維新博や県産品をPRするイベントに登場いただき、会場を大いに盛り上げていただきました。

また、三山ひろしさんにつきましては、昨年10月の県内で行われたコンサートに、高知家のプロモーションの看板スターである爺POPのメンバーの皆さんがゲスト出演する機会をいただきました。加えて、ことしの5月から6月にかけて大阪で開催される予定の三山さんの特別公演の会場で、本県の観光や物産をPRしたいと大変ありがたいお話もいただいております。

このように人気のキャラクターや著名人の方々には、これまでも多くの場面で本県の取り組みに御支援、御協力をいただいておりますが、今後とも高知愛にあふれるこうした方々とのつながりを大切にしながら、タイムリーで効果的な高知家プロモーションの展開などを図ってまいりたいと考えております。

○25番(大野辰哉君) 尾崎知事を初め執行部の皆様からそれぞれ丁寧な御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。きょうは中山間、どちらかといえばそのまた先、奥山間の実態を中心に特に対策が急がれる事例を中心に質問させていただきました。

まず、仁淀川保全条例については、日本一を守っていく、県全体で守っていくというシンボルとして、今後具体的にぜひ御検討いただきたいというふうに思っています。

そのほか、中山間対策について尾崎知事に再質問したいと思います。

私も中山間、奥山間で暮らし、学び、働いてまいりましたが、買い物や移動手手段の問題、地域における担い手不足、そして介護サービス、いずれの課題も奥山間から中山間、そして高知県全体、さらに日本全国へと進んでいく

深刻な課題であると思っています。特に喫緊の課題となっている買い物や移動手段については、現在サービスを行っている交通機関や商店、移動スーパーなどの民間や自治体から十分な意見聴取や実態の把握をしていただいた上で、真に有効な支援策を行っていただくようお願いしたいと思います。

中山間における小さな拠点として、集落活動センターやあったかふれあいセンターの取り組みは県下各地にどんどん広がっています。そうしたセンターの仕組みは、決してそれをつくることが目的ではなく、あくまで手段の一つで、その先にある地域の姿や目標をしっかりと持って活動していくことが大切なんだろうと思います。それは各種の事業や活動、イベントなどもしっかりです。その活動や事業の目的、目標を、地域やそれに携わる職員などがしっかりと共有して活動していくことが大切なことだろうと思います。県の職員さんには、これからもその活動や事業、仕組みのその先にある目標、目的を、地域や市町村、自治体ともしっかりと共有していただいた上で、今後ともより一層の力強い支援をお願いしたいと思います。

そうしたことも含めて、改めて尾崎知事に奥山間、中山間対策に向けた意気込みをお伺いして、第2問とさせていただきますと思います。

○知事（尾崎正直君） この中山間対策について、3つの思いを持って取り組んでいきたいと、そのように考えているところであります。

まず第1に、中山間地域、奥山間地域にその地域を愛して住み続けておられる多くの皆さんがおいでになります。その皆々様方の暮らしを守る、生活を守る、そういう視点でもってその思いに応えるようにしっかりと頑張りたいと、そのように思います。

そして、2点目でありますけれども、私は常々申し上げておりますが、中山間、そういう地域

にこそ本来の高知県の強みの源泉があるんだと、そのように考えています。高知の観光の売りは自然であり食であり、そういうものをもともと生み出しているのは中山間地域なのであります。この中山間地域を大事にしなければ、私どもは中長期的な発展のよすがを失ってしまうということになりかねません。中長期的な発展を確保するためにも、私どもは中山間対策をしっかりとやらなければならないと思っています。

そして、3点目であります。今高知はこの中山間問題、奥山間問題で大変苦しんでおりますけれども、しかしいずれ日本全体がこういう状況になります。私どもが今経験していることは、いずれ日本全体に必ず役に立つはずなのであって、またある意味、政府は、今中山間、奥山間対策に挑戦している私たちをぜひ応援していただくことで、今後高知以外の地域の対策にも役立てていただきたいものだと、そのように思っています。そういう観点からいけば、ひとえに本県だけの課題ではなくて全国的な課題なのだと、そういう思いを持って、対外的にも私どもの苦境とそして対策、どういうことをやろうとしているかということについてしっかりと発信していくと、そういう姿勢で日本全国を巻き込んでやっていきたいと、そういう思いであります。

○副議長（梶原大介君） 暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩



午後2時50分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番明神健夫君。

(13番明神健夫君登壇)

○13番(明神健夫君) お許しいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。なお、これまでの質問者の方と重複した箇所もありますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、集落活動センターの課題解決についてであります。

1960年代以前の中山間地域の経済構造は、水田から米、傾斜畑から特産物、和紙の原料であるコウゾ、ミツマタ、茶、養蚕など、山から木炭を生み出し、それらを現金収入源として生活を営んできました。この経済構造が崩壊し始めるのが1960年代であります。日本の経済は高度経済成長期に入り、本格的なエネルギー革命、急速な工業化が始まる中で、中山間地域の経済構造崩壊の直接の契機となったのは、エネルギー革命による木炭需要の減少、また紙幣が硬貨になったことにより和紙原料の需要も減少、さらには絹糸が化学繊維になったことにより蚕の繭の需要も減少し、中山間地域を支えていた米プラス特産物プラス木炭のうち2つまでが、現金収入源としての役割を果たさなくなったわけがあります。

一方において工業化は、大都市圏を中心とする工業労働力の需要を増大させ、中山間地域内の労働力、特に若年労働力の激しい地域外流出を引き起こしました。これが過疎化現象であり、地域内で一定の生活水準を維持することが困難となるなど、さまざまな過疎問題が発生しました。

こうした過疎問題に加重される形で、1980年代後半から特に問題になってきたのが、グローバル化の流れの中で浮き彫りとなった生産条件不利問題であります。グローバル化により、大規模で効率的な方式で生産された米、牛肉、オレンジなどが農産物市場に大量に供給されるようになりました。その結果、中山間地域におけ

るコストの高い農作物は市場から淘汰され、中山間地域の最後の現金収入源であった米もその役割を果たすことができなくなりました。さらに、1980年代後半から人口自然減に移行し、中山間地域の人口減少は加速傾向にあります。それは、農林業だけの問題にとどまらず、地域資源管理の問題や国土・環境・景観保全の問題にも連動し、中山間地域の問題をさらに深刻化させております。

こうした中、平成21年国交省の過疎集落研究会の報告で、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏において、住民が主体となり、地域の課題やニーズに応じて生活、福祉、産業、防災などの活動を総合的に行うほか、各施設や地域活動の場を基幹集落に集約するなど、地域ぐるみの取り組みを行う小さな拠点構想が提起されました。

県では平成23年8月から平成24年1月にかけて、新たに集落代表者への聞き取り調査や個人へのアンケート調査による集落实態調査を実施し、その調査結果を踏まえまして、尾崎知事は国よりも早く、平成24年度から集落活動センターを設置し実践支援に取り組みられ、現在までに30カ所で開設されております。集落活動センターの取り組みは極めて多様で、地域資源を生かした商品開発や地域特産物の振興を強く意識するセンターもあれば、地域共同売店の運営や生活交通の再編など暮らしを支える面を重視する地域もあります。

県は集落活動センターを設置する市町村に対して、3年間を期限として、当センターの取り組みに必要なハード・ソフトの経費への支援、また当センターの設置や運営に係る活動従事者の人件費を含む活動経費への支援を行っております。さらに、3年間を期限として、当センターが取り組む経済活動の新たな展開や事業の拡大に必要なハード・ソフトの経費を支援しており

ます。

しかし、この補助期間終了後は、当センターの運営に係る活動従事者の人件費を収入だけで賄えるように自立しなければなりません。また、高齢化地域では農地の荒廃化が顕著に進んでおります。今後、待ったなしの課題は2つあると思います。1つは集落活動センターが経済的に回る仕組みを構築すること、もう一つは国土・環境・景観保全のために農地を守ることです。

話は変わって、ふるさと納税制度について申し上げます。御承知のように、全国の都道府県や市町村に何カ所でも寄附をすることができ、一定の上限額まではその寄附金について控除が受けられ、支払うべき税金から減税されるという仕組みであります。寄附の返礼品を出すかどうかは自治体の判断となりますが、どうせ寄附をするのなら返礼品がついているところに寄附したいというのが人情というものです。魅力的な返礼品を贈ってくれる自治体には、おのずと寄附が集中することになることから、各自治体はいろいろと返礼品の内容に知恵を絞っております。

県内の奈半利町では、ふるさと納税のPRに努め、制度を大いに活用して、返礼品である特産品の地産外商により農水産業の所得を向上させ、町の活性化につなげております。ちなみに、平成27年度ふるさと納税寄附額は、全国19位の13億5,000万円となっております。また、新たな特産品開発を同時に行うことで、新たな雇用の場の創出と活力ある地域の形成が実現しております。

特に、奈半利町の標高約400メートルの高台に位置する棚田は、江戸時代初期に開墾され、おいしい水と寒暖の差によって古くから良質な米が生産されてきました。しかし、平成5年に60キロ当たりの米の指標価格は2万3,607円であっ

たものが、消費減少などで価格は年々下落し、平成27年産米のJA土佐あき中芸営農センターの買い取り価格は、60キロ当たり平均9,000円となりました。この価格に対して奈半利町は、農家の採算がとれ、農業が維持できる、また農家にやりがいを感じてもらえるようにということで、ふるさと納税の返礼品用として、町内産の米の買い取り価格を、この3倍に近い60キロ当たり2万4,000円に設定し、農家に還元をしております。米をつくり続けてきた同地区の高齢者の方は、「味には自信があるけれども、米価は下がりっ放し。肥料代は高く赤字になる。もうやめようかと思ひよった」、「ふるさと納税のおかげでやりがいが出てきた。先祖から受け継いだ田をこれからも維持していきたい」と喜んでおります。

関連して、長野県阿南町のふるさと納税の取り組みを紹介します。同町は、ふるさと納税制度を活用して、同町へ寄附をした人に、寄附相当額の町内産の米、1万円当たり20キロを贈る取り組みを始めたところ、毎年申し込みスタートからわずか2カ月で米がなくなっております。つまり、寄附の額ともらえる量の数字で見ると同町が断トツであることから、すぐになくなっているのです。ちなみに、2番目は茨城県石岡市の1万円の寄附で米15キロであります。奈半利町は2万円の寄附で米25キロであります。寄附相当額の米を気前よく返礼品にして、果たして町は採算がとれるのかという声もありますが、阿南町は、寄附金で米を買い取ることで町内の農家を支援できれば、町に寄附金が残らなくても、それでいいと考えているようであります。もちろん農家の皆さんは、農協よりも高く買い取ってくれるのでありがたいと喜んでおります。

平成25年度ふるさと納税都道府県別ランキングは、件数、金額ともに鳥取県が断トツ1位でありました。鳥取県は返礼品のメニューも豊富

で、返礼品の一つ一つも豪華であり、熱心な取り組みがそのまま人気につながっております。

そこで、前に述べました2つの待ったなしの課題を一般財源を使わずに解決する政策として、県がふるさと納税制度を活用し、集落活動センター内産の良質な米を返礼品として贈る新たな取り組みを提案します。

まず、集落活動センター連絡協議会を開催し、その中で県がふるさと納税制度に取り組む目的や内容などを説明し、賛同を得ます。集落活動センターごとに、米の品種や品質向上に向けた営農指導など、生産体制が整い、作付面積が確定した時点で、ホームページに、新米が収穫できる9月から10月に贈る計画内容と申込書をアップします。

申し込みがあった寄附金で、奈半利町と同様、60キロ当たり2万4,000円に、センターの職員が行う米の調達や精米、発送等に必要の人件費と経費をプラスした金額で買い取り、かつ長野県阿南町のように、寄附相当額とまではいなくてもそれに近い量の米を、寄附した人に贈るようにすれば、申し込みスタートから数カ月で米はなくなり、地産外商による農家所得の向上、耕作放棄地の解消、ふるさと納税が集落活動センターにも還元されて人件費が確保できるなど、待ったなしの課題の解決と集落の維持・再生にもつながり、尾崎知事が目指している、中山間地域で安心して暮らし続けることができる集落活動センターになるのではないのでしょうか。

提案に対する知事の御所見をお伺いします。

続きまして、人工魚礁設置に向けた要望についてであります。

平成25年の海面漁業就業者数は3,970人で、平成20年に比べて935人、19.1%減少。また、60歳以上が占める割合は50.7%となり、漁業者の減少と高齢化が続いております。養殖業を除く沿岸漁業の生産量を見ますと、平成26年は3万

1,740トンで、前年を6,479トン、17%、平成17年を1万1,474トン、26.6%下回っており、漁業生産量の減少が続いております。こうした現状の中、効率的な沿岸漁業生産体制への転換を図り、漁業生産量をしっかり確保して、生産から加工・流通に至る流れを拡大再生産の好循環へとつなげ、地域地域に多様な仕事をつくる地域産業クラスターを形成し、若者が住んで稼げる元気な漁村を目指しております。

関連して、人工魚礁について申し上げます。海の中で海底から突き出た岩山のようなところは、魚の隠れ場、休み場、産卵場、餌場など、魚が生きるために多数集まります。このような場所を天然礁と言います。こうした場所と同じ機能を発揮するように、コンクリートブロックや鋼製の人工の構造物を海底に設置し、漁獲の拡大や操業の効率化を図るための施設が人工魚礁であります。

ここで人工魚礁関連の報告及び取り組みを幾つか紹介いたしますと、まず昭和63年の報告からであります。国の補助事業として1978年、昭和53年から本格化されました、茨城県大洗町の人工魚礁は、スズキ一本釣り漁業のみを対象としております。漁獲効果は、昭和62年のスズキ一本釣り漁業による漁獲金額の合計は2,081万1,000円で、そのうち65%に相当する1,352万4,000円が当該人工魚礁域での生産であったと報告されております。

次に、平成8年の報告では、神奈川県横須賀市に1964年、昭和39年から、1976年、昭和51年にかけて設置されました大型魚礁で、水深60から70メートルの海域に1.5メートルのコンクリートブロックが4,479個投入された箇所です。蛸集効果は、魚礁ブロック投入区画内の直上に、大きな魚群が集中分布していることがわかったと報告されております。

次に、平成14年の報告では、神奈川県三浦市

に1993年、平成5年度に設置されました大型魚礁2,949.8平方メートルで、水深約56メートルの砂地にコンクリート魚礁単体86基が乱積みされた箇所であります。魚礁効果の範囲は、魚礁中心部からおおむね200メートルで、特に魚礁中心部から100メートルまでは高い魚群が確認されたと報告されております。

次に、現在水産庁の水産資源環境整備事業を導入し、長崎県が事業主体となって魚礁の設置と増殖場の整備に取り組んでおります長崎県長崎北地区、佐世保市ほか2市2町の事業概要についてであります。事業の目的は、水産資源の維持・回復。主要工事計画は、魚礁漁場、増殖場の整備。事業採択要件は、魚礁事業規模11万空立方メートル、増殖場事業規模52億円。事業費74億円。事業期間平成24から平成33年度。事業の必要性としては、本地区の主要産業は水産業であるが、近年漁業生産量が減少の傾向にあり、資源の悪化が懸念されている、また漁業就業者も減少しており、本地区の水産業を継続するには水産資源の維持・回復を図ることが重要である、そのためには、増殖場の整備やその増殖場等と連動した人工魚礁を設置し、沿岸から沖合まで水産生物の成長に合わせた一体的な漁場整備を図る必要があるとしておりまして、現状、必要性は高知県と全く同じであります。

次に、長年魚礁関連調査に携わってこられましたある専門家は、報告書の中で次のように述べております。「当初は、誰よりも、魚礁の有効性に対して懐疑的な見方をしていた人間でありましたが、しかし、現在に至ってはまったくその逆、つまり「正しく政策誘導すれば、魚礁設置ほど沿岸漁業の振興に役立つ、正当な公共事業は他にない」と思うほど、高い有効性を確信しています。その根拠は、魚礁効果調査に係る様々な現場を直接的かつ数多く見てきたからです。但し、高い魚礁効果には理にかなったベス

トな構造物の設置と、漁業者の高い操業技術が必要なことは、勿論のことです。従いまして、外部から、あるいは一部の専門家から、ムダな公共事業だと「揶揄（やゆ）」されることは、全くもって「見当外れ」、「心外」なことだと思っています。」と述べております。

産業振興計画、水産業分野の目標を達成するには、水産資源の維持・回復を図り、水産業を継続させ、漁業生産量を確保することでありませす。

そこで、沿岸漁業の振興に役立つ人工魚礁設置事業を土佐湾沿岸に導入するために必要な基本的な調査を国に要望することを提案しますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、認知症対策についてであります。

認知症の高齢者は2015年、平成27年時点で517万人と推計される中で、施設に入れる人は限られ、徘徊を家族の力だけでとめることは不可能な問題に悩む家族が、注視をしていた裁判があります。それは平成19年12月、愛知県大府市で、当時91歳の認知症男性患者が、当時85歳の妻がうたた寝をしたすきに外出し、徘徊中にJR東海の電車にはねられ死亡した事故をめぐる、家族が鉄道会社への賠償責任を負うかが争われた訴訟であります。一審の名古屋地裁は、男性患者の妻と長男にJR東海の請求金額約720万円全額の支払いを命令、二審の名古屋高裁は、妻だけに約360万円の支払いを命じておりました。

平成28年3月1日、最高裁は、家族だからといって監督義務があるわけではなく、介護の実態などを総合的に考慮し、監督の困難さから賠償責任の有無を判断すべきだとの初判断を示し、今回は困難で家族に責任はないとして、JR東海の請求を棄却しました。最高裁の判決は、社会の高齢化が進み、老老介護などで家族が重い負担を強いられている現場の現状に即した判断

であり、判決にほっとしながらも、家族の責任の有無については、生活状況などを総合的に考慮して決めるべきだとして、介護を担う人の年齢や生活状況などによって賠償責任が認められる余地も残しており、解釈の幅は広く、今後積み重ねられるであろう個別のケースに判断を委ねた形で、介護現場には不安を残しました。

厚生労働省の2013年調査では、介護が必要な世帯のうち、介護をする側、される側がともに65歳以上の老老介護は51.2%で半数を超えました。また、年間10万人以上が離職を余儀なくされ、家族には過度の負担がのしかかっています。さらには、2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症になると予想されています。2013年、平成25年12月に初めてのG8認知症サミットがロンドンで開催されましたように、認知症の人への対応は、日本のみならず多くの国において重要な課題となっております。

こうした状況の中、前述のような認知症の人の徘徊事故を減らすためにも、また孤立しがちな認知症患者と家族を地域から排除することがないように寄り添うためにも、地域における認知症への理解や見守り活動を進める取り組みが重要であります。あわせて、2003年の高齢者介護研究会が報告で、日常生活における自由な自己決定の積み重ねこそが尊厳ある生活の基本であると述べているとおり、認知症の人がみずからの意思で外出したいときに外出できる環境は、尊厳の保持のためには必要なものであります。こうしたことを踏まえ、我が国の認知症対策は、認知症の人が住みなれた住宅で尊厳のある暮らしを送れる社会を目指しており、そのために、認知症の人を地域社会全体でケアしていく体制づくりが進められております。

その国家戦略の柱として政府は、2018年、平成30年4月までに全自治体に、認知症の人を早期に診断し、適切な治療や介護が受けられるよ

うにする認知症初期集中支援チームを設置する方針であります。認知症は、物忘れなどの兆候があらわれても、加齢のためだと思い込んでいたりして、受診がおくれるケースがあるため、支援チームは、専門医の指導のもと、保健師、看護師、介護福祉士らで構成し、認知症が疑われる人や家族、かかりつけの医師から連絡を受けて自宅を訪問し、生活の様子や詳しい病状を聞き取ったり、相談に乗ったりします。さらに、訪問結果をもとにチームの合議で支援の必要性を検討し、設備が整った医療機関での診断や介護サービスへの橋渡し役を担うものであります。

については、現在までの支援チームの設置状況と今後の見込み、また県の支援策について地域福祉部長にお伺いします。

関連して、警察庁の統計では、認知症の行方不明者は2015年、平成27年に1万2,208人で、3年連続で1万人を超えています。厚労省は、認知症患者の事故を未然に防ぎ、本人や家族が安心して暮らせる地域づくりを目指して、これまで市町村に対して、認知症高齢者の連絡先を登録できるシステムの構築や行方不明になった人を捜す住民参加の模擬訓練、ボランティアによる自宅訪問などの事業に交付金を出してきました。しかし、市町村間で取り組み状況に差がありますし、広域的な取り組みにつきましても、近隣市町村を含めたSOSネットワークをつくっている例がある一方、縦割り意識や個人情報取り扱いをめぐる温度差などから、市町村単独での対応にとどまる場合が多くなっています。また、認知症の人が自宅や施設から外出後、予想以上に長距離を移動し、居住地以外の自治体で保護されるケースもたびたび起きております。

厚労省は、こうしたことに対応するため、2017年度から都道府県単位での広域の見守りを強化することを決めました。具体的には、都道府県

が中心となって、発見や通報などの模擬訓練を市町村を越えた広域で共同実施したり、取り組みがおこなわれている市町村と先進地域の担当者が課題を共有するための会議を設置したりすることなどが検討されているとお聞きしています。その費用はいずれも、半分を国が補助することとあります。

については、認知症の人が行方不明になるケースに対応するため、個々の市町村の取り組みの充実や広域での見守り体制づくりについて県としてどのように支援していくのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

続きまして、労働力不足への対応についてであります。

農林水産省は、農業就業者の減少や高齢化の進行で労働力不足が問題となっており、農作業の繁忙期に人手を融通する地域の体制をつくるため、農協や地方自治体、農家などに構成員となってもらい、作物の収穫期や働き手の作業経験をデータベース化して、労働力を確保していく産地単位の労働力確保戦略センターの設置を進めていこうとしております。センターでは、人手を必要とする生産者側と働き手を仲介することを想定しております。

昨年の9月14日、商工農林水産委員会へ、高知県農協農政会議と高知県農業協同組合中央会の連名で、労働力不足問題への対応について次のような要請がありました。要約いたしますと、地域の農作業を支えてくれていた地域住民の過疎・高齢化が進行し、農業の現場では農作業労働力の不足が大きな課題となってきました。労働力の不足問題に対応していくためには、地域ごと、品目ごとに対策が異なることや、地域だけでは対応できない課題も多く存在することから、行政機関、JAグループが連携し、総合的に対応していくことのできる体制の構築。また、農作業の省力化を進めるため、省力化につ

ながる栽培技術の開発、普及及び省力化に向けた機械類の開発、導入への支援。さらに、安定的に労働力を確保していくためには、農業の現場段階においても、一定時期の雇用だけではなく通年雇用が可能となる栽培体系導入への支援となっております。

また、ことしの1月17日、高知県農協青壮年連盟と県議会自民党との意見交換会の中でも、労働力不足問題について、異口同音に前述のような意見が出されました。その中で、高知市JAの女性から、高知市JAには農作業ヘルパー制度があり、JAに言ったらいつでも人を回してくれるので労働力不足の問題はないという話がありました。高知市JAでは、平成22年4月より職業安定法第33条の規定により、本所営農指導課内に無料職業紹介所を開設し、農作業ヘルパー、アルバイトの紹介・あっせん活動を行っております。

については、県内各産地での労働力不足問題を市町村やJA、農家などと、どのように連携して解消していくのか、その具体的な方策を農業振興部長にお伺いします。

続きまして、再生林の確実な実施についてであります。

平成28年5月24日に新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。この計画では、我が国の森林は、既に半数以上の人工林が一般的な主伐期である10齢級以上となり、このまま推移した場合、おおむね5年後の平成32年度末には、その割合は7割に達すると見込まれている。人工林に主伐期が到来したことは、すなわち、更新期が到来したことを意味するものであり、従来の延長線上にある保育主体の施業も転換期を迎えつつある。我が国はみずからの手で造成した森林資源を有効活用すると同時に、林地生産力が比較的高く、かつ傾斜が緩やかな自然条件に加え、車道等や集落からの距離が近いなど社

会的条件がよく、将来にわたり木材等の生産機能の発揮を期待する育成単層林においては、公益的機能を発揮しつつ、資源を計画的に造成するため、主伐箇所については植栽による確実な更新を図ることとし、造林の実施状況の的確な把握、鳥獣被害対策の適切な実施等を推進し、主伐・再造林の循環を確実なものとするとなっております。

また、現況が育成単層林となっている森林のうち、急傾斜の森林または林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。さらに、希少な生物が生育、生息する森林など、属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、育成複層林または天然生林に誘導するとなっております。

この国の計画に対して、ほとんどの市町村の現行の森林整備計画は、人工林に主伐期が到来し、主伐箇所には植栽による確実な更新を図ることや、公益的機能を発揮するためには、育成単層林のうち、自然条件等に応じて育成複層林や天然生林へ誘導していく必要があることには触れておらず、従来の延長線上にある間伐・保育主体の森林整備を積極的に実施するとなっております。

また、国の計画では、伐採後の適切な更新が確保されるよう、市町村森林整備計画において、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域の適切な設定を推進するとなっておりますが、ほとんどの市町村の整備計画には、この区域の適切な設定がされていないと思います。それを裏づけるように、再造林の現状は、平成24年度から26年度の平均で、1年当たり民有林の皆伐面積487ヘクタールに対して、再造林された面積は183ヘクタールと、再造林率は38%にとどまっております。

今は成熟した森林資源が豊富にありますし、

年間約300万立方メートルの成長を続けておりますので、増産ができます。そして、さらに増産するために、高性能林業機械が進化していきます。素材生産業者はどんどん投資をして、さらに増産しようとしています。ここまでは右肩上がり成長が続きます。しかし、森林資源の持続的な循環利用のために、育成単層林の皆伐箇所には植栽による確実な更新を図っていかなければ、時間の経過とともに森林資源が減り始めて、最後には地域社会ごと衰退してしまいます。

そこで、今後CLTの普及などで主伐面積の増加が見込まれる中、可及的速やかに県、市町村、森林組合が市町村ごとに集い、慎重協議の上、現況が育成単層林となっている森林のうち、育成複層林に誘導する森林区域及び天然生林に誘導する森林区域を設定し、山林所有者への説明会を行い、周知をします。そして、育成単層林は、国の計画に準じて、森林資源を計画的に造成するため、主伐箇所には植栽による確実な更新を図ることとし、伐採箇所の巡視等の徹底、造林の実施状況の的確な把握、無届け伐採に対する措置を含む伐採・造林届け出制度の適正な運用を図るなど、主伐、再造林の循環を確実なものとするを、各市町村森林整備計画に変更に入れるよう、県が指導します。以後は市町村が責任を持って計画を実践することを提案しますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

関連して、再造林を確実なものとするためには、昭和55年以降木材価格が下落傾向で推移する一方で、人件費などの経営コストが上昇したことから、林業経営の採算性が大幅に悪化し、森林所有者の経営意欲が減退したことや、皆伐で得られる収入に対して再造林に係る森林所有者の負担が大きいことなどの要因を払拭しなければなりません。

このため、全市町村で再造林事業費及び鹿被

害防護柵設置費の補助率が100%になるよう、今後とも県が市町村に対して補助金上乘せの協力要請を行っていく必要があると思いますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

続きまして、森林認証についてであります。

S G E C——緑の循環認証会議は、林業団体、環境N P Oなどにより2003年、平成15年6月に発足しております。S G E C認証は、国際的に通用する基準と指標を取り入れながら、人工林が多い日本の森林実態に合わせた、持続可能な森林経営による国産材の生産・流通を証明する内容となっております。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林の育成を保證するものであります。

関連して、昨年5月17日、商工農林水産委員会が高知おとよ製材株式会社を視察した際、岡田工場長から次のような要請を受けました。要約いたしますと、近いうちに、持続可能な森林経営ができてい森林であるという世界的に通用する基準の森林認証を取得しなければならなくなる、そしてその認証を取得した森林から産出された認証原木の製品でなければ販売ができなくなる、高知おとよ製材株式会社には、県内全ての森林から原木が産出されていることから、県内全ての森林が認証を取得するように、県は市町村を指導していただきたい旨の要請がありました。

ついては、森林認証に関する国の基本的な方針と取り組み及びこの要請に対する県の対応について林業振興・環境部長にお伺いします。

関連して、高知県などが取り組んでいる直交集成板、C L Tの普及を後押ししようと、高知県関係の4人を含む自民党国会議員有志120人が、昨年5月13日、C L Tで地方創生を実現する議員連盟の設立総会を国会内で開催。会長に就任された当時の石破茂地方創生担当大臣

が、国産材の有効活用に画期的な役割を果たす、東京五輪の選手村もC L Tで建てたいと挨拶。国産材によるC L Tの普及促進、非住宅施設への活用、東京オリンピック・パラリンピック施設への積極的な活用を図ることを決議されたこと。

昨年の5月27日には、C L Tで地方創生を実現する議員連盟の6人のメンバーと尾崎知事が内閣府を訪ね、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設にC L Tを活用するよう当時の遠藤五輪担当大臣に要望し、大臣は選手村などでぜひ木だけでできる場所を考えたいと応じたこと。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアム、新国立競技場の観客席の一部に、全国の木材を使った椅子を導入する構想について、自民党が本格的な検討に入ることがことしの1月2日までに関係者の話でわかったことなどを見聞きいたしまして、県産木材の需要拡大による県勢の浮揚を期待しております。

その反面、心配もあります。それは、東京オリンピック・パラリンピックの競技施設等の整備に当たっては認証材の使用を進め、日本の木の文化と適正な森林の利用、保全を世界に発信するということでもあります。昨年の12月11日、新国立競技場の起工式が行われました。今後、選手村など関連施設の建設も急ピッチで進んでいくと思います。

ついては、C L Tなどに使用する県産の認証材の需要に対応できる供給体制をどう具体化し、実現できるようにするのか、林業振興・環境部長にお伺いいたしまして、私の1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税制度を活用し、集落活動センター産の米を返礼品として贈る新たな取り組みを行ってはどうかとお尋ねがありました。

御提案のありました、集落活動センター産米のふるさと納税の返礼品への活用につきましては、集落活動センターの経済的自立といった課題に対応する一つの手法と考えられるところです。

集落活動センターの経済的自立につきましては、お話のありました新たな経済活動に取り組む場合の財政支援に加え、農業や林業の取り組みをセンターの活動に組み込み、経済基盤を強化するロールモデルの取り組みや、事業計画書の策定研修など人材育成の取り組み、集落活動センター連絡協議会による優良事例の相互の学び合いといった取り組みを行ってきたところがあります。その結果、津野町郷地区での農家レストランの運営など、各地域でセンターの経済活動の活性化が図られ、優良事例と言えるような成果も出てきているところです。

来年度につきましては、経営の視点を生かすための財務や法人化等の研修など人材育成の取り組みを強化するとともに、産業振興計画による地産外商や観光など、より大きな経済活動の一部を集落活動センターが担っていくといった取り組みをより意識して進めることで、センターの活動の継続と拡充、経済活動の自立化を全庁挙げて進めていきたいと考えているところです。

他方、県のふるさと納税の取り扱いの現状を申し上げますと、まず返礼品の価格については、県内の市町村の積極的な取り組みにより市町村への寄附が増加している状況にありますことから、高知県におきましては、余り県が前面に出過ぎないようにという方針のもと、寄附額のおおむね10%から20%の設定にとどめているところがあります。なお、返礼品の価格については、総務省から全国の自治体に対して返礼率の高い

記念品を送付しないよう要請がなされており、国においてその取り扱いについて今後さらに議論が進められる状況にあります。また、県のふるさと納税の返礼品の種類については、本県の魅力ある製品の販路拡大に資するよう、農産品、食品、飲料品、工芸品など県内各地域のさまざまな製品としているところです。

こうしたことなどから、御提案いただいたことをそのまま実現することは難しいと考えますが、ふるさと納税という形で高知に思いを寄せていただいている方に、例えば集落活動センターの取り組みを知っていただき、農家レストランや宿泊に県外から来ていただくようにつなげていただくとか、集落活動センターでつくられた製品を返礼品とすることによって、集落活動センターの今後の地産外商活動の拡大につなげていくといった可能性はあるものと考えております。今後、集落活動センターの自立に向けたふるさと納税制度の活用について勉強をさせていただきたいと、そのように考えております。

次に、人工魚礁設置事業を土佐湾に導入するために必要な基本的な調査を国に要望することについてのお尋ねがございました。

本県では、昭和51年以降国の補助制度を導入し、およそ200億円を投じて沿岸の釣り漁業を対象としたコンクリートブロックの沈設型魚礁を設置してきました。しかし、対象となるマダイやイサキなどにおいて生産量の増加につながるような十分な効果があらわれていないことから、平成16年度以降は県事業としての沈設型魚礁の設置は休止をし、本県の主要魚種であるカツオやマグロに効果の高い表層型浮き魚礁である土佐黒潮牧場を強化することで、漁業者の皆様の経営安定に努めてまいりました。

沈設型魚礁にはこのようなコンクリートブロックのほかに、最近では湧昇流を起こし、アジ、サバなどを集める人工海底山脈と言われる

大規模な人工魚礁があり、一部の県で整備が進められています。人工海底山脈については、土佐湾には、アジなどを大量に漁獲する大規模なまき網漁業がないことや、天然礁そのものが数多く存在することから、整備の効果に疑問が残るなど多くの課題があります。

このような中、第3期産業振興計画では、生産量の確保に向けて引き続き土佐黒潮牧場の15基体制を堅持していくとともに、漁業者の高齢化や燃料費の高どまりにより近場の漁場の重要性が高まっていることから、市町村が行う投石などの地先の漁場整備を支援することとしています。

人工海底山脈のような大規模な魚礁整備につきましてはまだ事例が少なく、今後効果の検証がなされるとお聞きしていますので、まずはこれらの事業効果について情報収集に努めてまいります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 認知症対策につきまして、まず認知症初期集中支援チームの設置状況と今後の見込み、また県の支援策についてお尋ねがございました。

認知症は、初期の段階での発見と早期の受診、診断が、その後の進行をおくらせる上で大変大きな効果を発揮すると言われており、早期発見と診断に向けた取り組みを強化することが、結果として認知症の人が住みなれた地域で暮らし続けられることにつながりますことから、その役割を担います認知症初期集中支援チームを全市町村で早期に設置するよう、市町村を支援してまいりました。

当初、市町村からは、チームに参加していただく認知症サポート医の確保が困難といった声もありましたことから、まずは医師の要件などを緩和いたしました県独自のモデル事業に取り

組んでまいりました。この取り組みにより、市町村の地域包括支援センターと医療関係者、介護関係者が一緒に、個別の事例について具体的な対応策を考える契機になるとともに、実際にこれまで支援の行き届かなかった認知症の疑いのある方を受診へとつなげたり、訪問看護などのサービスの利用に結びつけるなど、関係機関が連携した体制づくりが進みますことで、チームの必要性についての認識が深まったものと考えております。あわせて、不足しておりました認知症サポート医につきましても、研修に派遣する医師数を拡大することなどにより、平成29年2月末までに63名まで増加をいたしましたことから、各市町村におきまして、チームに参加していただける認知症サポート医の確保も進んでまいりました。

こうした結果、平成29年2月末現在で既に16市町村にチームが設置をされ、新オレンジプランで目標とされております平成30年4月までには、全ての市町村で設置ができる見込みとなっております。

今後は、チーム活動のさらなる活性化のため、好事例の紹介や課題の共有などを行う情報交換会を開催いたしますとともに、かかりつけ医や認知症サポート医など地域で認知症の人を支える医師とチームとの連携をさらに強化していくためのフォローアップ研修を実施いたしますなど、認知症の早期の診断と対応が可能となる体制づくりに向けて取り組んでまいります。

次に、認知症の人が行方不明になるケースに対応するため、個々の市町村の取り組みの充実や広域での見守り体制づくりへの県の支援についてお尋ねがございました。

認知症などを原因といたしました高齢の行方不明者への対応につきましては、事前に登録された高齢者が行方不明になった場合に、市町村、警察、消防など関係機関や住民が協力をして捜

索を行うSOSネットワークの構築や、徘徊によって行方がわからなくなった認知症の方の発見や通報を模擬訓練として行うなど、先進的な取り組みを行っている市町村がある一方で、見守り体制づくりがおこなわれている市町村もございます。

そのため、来年度は新たに国の事業を活用いたしまして、先進的な市町村の取り組みを紹介する研修会の開催や、認知症の人を地域で支える認知症サポーターなど、多くの関係者が参加をいたします地域ぐるみの見守りネットワークづくりなどを通じまして、個々の市町村における認知症高齢者の見守り体制の充実に向けた取り組みを支援してまいります。

また、広域的な見守りの仕組みといたしましては、これまで行方不明高齢者などの早期の発見と保護を目的といたしまして、市町村から提供された行方不明の高齢者に関する情報を、県内の他の市町村や他の都道府県に提供する仕組みを整えてまいりました。こうした取り組みに加えまして、近隣市町村が新たな国の補助事業を活用して共同で実施する徘徊模擬訓練などについても、来年度からの実施を市町村に積極的に働きかけてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** 農業での労働力不足の解消についてお尋ねがございました。

農業の生産現場では労働力の不足が大きな課題となっておりますことから、その解消に向けて、労働力の確保と省力化の推進の2つの取り組みを進めているところでございます。

まず、労働力の確保につきましては、現在県内11の地域で農業振興センターとJA、市町村がプロジェクトチームを組織し、地域の実態に応じた取り組みを進めております。既にJAの出荷場と農業法人との間で労働力を相互補完する取り組みや、農作業の一部を外部に委託する

取り組みなどが始まっております。今後、これらの取り組みに加え、新たな労働力の掘り起こしや都市部と郡部との間での労働力の相互補完といった県域での取り組みを、JA高知中央会などと連携して進めてまいります。

また、労働力不足の解消のために重要なポイントとなる省力化の推進につきましては、農作業の機械化と栽培方法の簡素化に取り組んでまいります。農作業の機械化につきましては、ものづくり地産地消・外商センターやJAなどと連携して、生産者ニーズの高いショウガの掘り取り機やニラの定植機の開発に向けた検討を重ねてまいりました。間もなく、JAグループから工業会に正式な開発要望が出されることになっておりまして、今後速やかな開発と普及につなげてまいります。栽培方法の簡素化につきましては、農業大学校において、畝をつくらないナスの栽培方法やかん水の完全自動化などの実証実験を行いました。その結果、作業時間の短縮効果が確認をされましたので、平成29年度には農家の圃場での実証に取り組み、速やかな普及を図ってまいります。

このような、市町村やJA、農家などと連携した取り組みを進め、農業を拡大再生産の好循環につなげてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○**林業振興・環境部長(田所実君)** まず、主伐、再生林の循環を確実なものとするための市町村森林整備計画の変更についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、昨年5月新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、本格的な利用期を迎えた人工林において主伐後の適切な再生林を行うことにより、森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を早期に実現していくとの基本方針が示されました。本県におきましても、主伐が可能な人工林が7割以上を

占めており、今後本格的な利用期を迎えますことから、国の計画に即して昨年12月に県の地域森林計画を見直し、効率的な森林施業が可能で将来にわたり人工林として維持する森林においては、主伐後の植栽による確実な更新を図っていくとの基本的な考え方を明記いたしました。また、県内の全ての市町村におきましても、これらを受けて現在市町村森林整備計画の変更作業が進められているところでございます。

なお、議員から御指摘のありました造林の実施状況の的確な把握や造林届け出制度の適正な運用につきましては、昨年5月の森林法の一部改正により、本年4月から森林所有者等には、伐採の届け出に加えて、造林を行った際の市町村への報告が義務づけられることとなりました。これにより、市町村は伐採後の造林の実施状況を把握することができるようになり、森林所有者等への的確な指導も可能となりますことから、主伐後の再造林が促進されるものと考えております。

県におきましては、これらの制度が適正かつ円滑に運用され、地域の実情に応じた適切な森林整備と森林資源の循環利用が図られるよう、市町村と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、再造林及び鹿被害対策への補助率が100%になるよう市町村に協力要請を行うことについてお尋ねがございました。

持続可能な森林づくりを進める上では、皆伐後の再造林を着実にを行うことが重要ですが、議員のお話にありましたように、森林所有者の経済的負担が大きいため再造林が進まないという状況がございました。この負担を軽減して再造林を進め、将来にわたって森林資源を循環利用していくため、平成24年度から再造林と鹿被害対策に対して、国の制度に県単独で上乗せ補助をすることにより、事業費の90%に相当する補助を行ってまいりました。

また、市町村に対しましても、個別訪問などを通じて、残りの10%相当への支援を要請してまいりました。その結果、現在15市町村においてこの支援が行われているところでございます。これまでの各市町村の再造林の状況を見ますと、上乗せ支援をしている市町村は再造林の割合が高いという実態がございました。このため、より多くの市町村に支援を行っていただけるよう、引き続き協力要請を行ってまいります。

あわせて、再造林の低コスト化に向けた取り組みも進めながら所有者の負担軽減を図ることにより、再造林が着実に進むよう取り組んでまいります。

次に、森林認証に関する国の方針と取り組み及び県の対応について、また県産認証材の供給体制の実現についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをさせていただきます。

国際的な木材取引において森林認証材が標準となってきた中、国では、林業の成長産業化を推進するためにも、将来的な木材製品等の輸出拡大を念頭に置いた森林認証材の安定的な供給体制を構築することを目指しています。そのため国においては、森林認証の取得の促進を目的として、森林所有者と素材生産から製品の加工・流通に至るまでの関係者が協議会等を設置し、認証取得に必要な事前の現地調査、認証材分別管理マニュアルの作成などを行う取り組みに対して支援を行っております。

しかしながら、森林認証の取得手続きが煩雑であることや、取得時及びその後の維持に費用を要するとともに、それらが木材価格に反映されにくい面があることなどから、森林認証の取得は進んでおらず、総森林面積のうち森林管理の認証を受けた森林は、平成27年12月時点で全国では約7%、本県では約5%にとどまっております。また、平成27年度に実施した県産の認証

材の供給量調査では、森林認証を取得した森林から年間2万9,000立方メートルの木材が産出されているものの、そのうち認証材として流通しているのは1割程度しかなく、加工・流通過程においても森林認証の取得は低調な状況にあります。

こうした中、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会から、関連施設等で森林認証材を活用していく方針が示され、国内での取引において木材の認証が求められる事例がふえてきており、今後のビジネスチャンスを逃さないためには、原木の生産から加工・流通まで一連の過程における森林認証の取得を進め、認証材を安定して供給できる体制を構築することが重要であると考えています。このため県におきましては、森林認証制度についての理解と関心を高めていただくよう、市町村を初め、森林組合など林業関係者を対象とした説明会を開催するなど、森林管理の認証取得に向けて普及啓発に努めてまいります。あわせて、認証材を供給する体制を整備するため、来年度新たな補助制度を創設し、林産物の加工・流通過程の認証取得に取り組む事業者への支援を行い、県産の認証材の需要に対応していきたいと考えております。

こうした取り組みによりまして、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設などで使用される認証材の需要にもしっかりと対応できるよう努めてまいります。

○13番（明神健夫君） 2問目、これは要請でありますけれども、ふるさと納税で多くの寄附金を集めるための返礼品競争が過熱しており、自治体側には一定のルールを望む声強いことは承知しております。私の提案は、過疎・高齢化で限界集落となったふるさとを再生させる取り組みに対して賛同する人から寄附を集める工夫で、まさにふるさと納税制度の趣旨に合致しておりますし、また返礼品用に米を買い取るこ

とで採算のとれる農業となり、耕作放棄地の解消と新たな雇用も生まれ、待ったなしの課題解決の一助になると思うわけであります。ぜひとも、今後勉強をしていただくという答弁がありましたけれども、あわせて熟慮されますことを要請しておきます。

そして、人工魚礁についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、平成17年と平成26年の沿岸漁業の生産量を見ますと、26.6%生産量が下回っております。いわゆる資源の悪化が懸念をされております。水産業を継続させるためには、水産資源の維持・回復を図ることが重要でありますので、先ほど知事の答弁にもありましたように、人工海底魚礁効果について積極的に情報収集に取り組んでいただきますように、これも要請をいたしまして、ちょっと時間が余っておりますけれども、私の一切の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時47分散会

平成29年3月3日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員 坂田 和子 君
 職務代理者 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成29年 3月 3日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12号 平成29年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第 21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第 23号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 24号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 31号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32号 平成28年度高知県県営林事業特別会

	計補正予算		等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業		

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計予算」から第63号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」、以上64件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

6番浜田豪太君。

(6番浜田豪太君登壇)

○6番（浜田豪太君） おはようございます。自由民主党の浜田豪太でございます。議長よりお許しをいただきましたので、これより私の一般質問をさせていただきます。

第1問目は、教育政策についてお聞きいたします。

平成24年、文部科学省が、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査を実施しました。その結果、通常学級に在籍しながらも、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、推定値で6.5%であったと公表されました。さらに、この結果を受けて国立特別支援教育総合研究所が補足調査を行った

ところ、小学校では82.7%、中学校では76.6%の教員が、実際は6.5%より多く、困難を示す児童生徒が通常学級に在籍していると捉えているという結果が明らかになりました。

私は、昨年9月定例会にて、本県における特別支援学校及び学級の現状について質問いたしました。そして、その後も特別支援学級にお子様を通しておられる保護者の方々、学校の先生方とお話を続けてまいりましたが、さきの調査結果は、まさに特別な教育支援を必要とする児童生徒を取り巻く環境の難しさを顕著にあらわした結果ではないかと感じました。それはつまり、何らかの障害をお持ちの特別な教育支援を必要とする児童生徒が、通常学級での教育を望む保護者の意向により、必要な教育支援を受けていないという複雑な現状を示しているのではないかと思います。

このような現状に対しまして、一昨日の池脇議員の質問においても取り上げられましたが、通級指導という制度が大きな役割を果たすのではないかと私は考えます。通級指導とは、平成5年に文部科学省が小中学校の通常学級に在籍する児童生徒の中で、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害があり、教育的な支援が必要とされる児童生徒に各教科の指導は通常学級で行い、個々の障害に応じて個別あるいは少人数で指導を行うことを目的とした制度であります。

文部科学省によりますと、通級指導教室に通う児童生徒は年々増加しており、全国で平成27年度は小学生で8万768人、中学生で9,502人となっています。10年前の平成17年度、小学生で3万7,134人、中学生で1,604人でしたので、この10年間で小学校は2倍以上、中学校においては約6倍の子供たちが活用していることとなります。

本県においては、平成28年5月1日現在通級

指導教室が設置されている学校数は、小学校で9校、設置教室は14教室、児童数は141人、中学校では2校、2教室、生徒数12人とのことで、児童生徒数全体では153人であります。

この現状に対しましての本県の状況と今後の課題につきましては、池協議員の御質問におきまして教育長から御答弁がございました。さらに、平成30年度の運用開始を目指して、高等学校における通級による指導の制度化が発表されたことに対しても、教育長より御答弁がございました。小学校、中学校、高等学校、それぞれの段階で適切な教育的支援がなされますように、心から願うばかりであります。

そこにもう一点、注力していただきたいのが、平成29年度当初予算案の中にもございますが、市町村への親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置であります。学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のあるお子様への対応につきましては、幼児段階での早期発見、段階に応じた適切な支援が極めて重要であります。それゆえ、コーディネーターの配置は、当該市町村にとりまして非常に有意な措置であると考えます。また、親育ち支援事業につきましても、幼稚園関係者、保護者の方々から大変喜ばれているとの声をお聞きしております。

現在、急速な少子化が進行している本県において、子供の数は減少しているにもかかわらず、これまで述べてきましたとおり、特別支援教育を必要としている児童の数は確実にふえてきております。この傾向は全国的なものであり、文部科学省はインクルーシブ教育システム、すなわち人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障害のある子供と障害のない子供がともに学び、障害のある

子供が排除されることなく、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられ、個人に必要な合理的配慮が提供されるシステムの構築に向けた特別支援教育を推進しております。

幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を確保し、インクルーシブ教育システムを本県にしっかりと構築していただきたく、知事の御所見をお伺いいたします。

また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、現段階での状況と課題、今後の展望について教育長にお伺いいたします。

次に、さきの2月14日文部科学省が公表した幼稚園の教育要領の改訂案の中に、国旗や国歌に親しむとの文言が盛り込まれました。また、同日公表されました厚生労働省の保育所保育指針の改定案、その翌日15日に公表されました内閣府の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂の中にも、国旗や国歌に親しむとの文言が、幼稚園教育要領改訂案に表現を合わせた形で盛り込まれました。これにより、今後パブリックコメントを実施し、周知期間を経て平成30年4月に施行する予定であります。テレビや新聞などの報道によりますと、各方面で物議を醸しており、今後平成30年の施行に向けて議論が活発化されることが予想されます。

本県議会におきましても、昨年6月定例会の三石議員、12月定例会においては下村議員の質問の中で、国旗・国歌問題が取り上げられました。

そのような中、今後議論されることが予想されます幼稚園教育要領改訂案及び保育所保育指針の改定案、そして幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案につきまして教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、農業政策についてお聞きいたします。

本年1月31日に高知労働局が発表しました高知県の雇用失業情勢によりますと、県内の有効求人倍率は1.16倍であり、正社員有効求人倍率は0.68倍でありました。一昨年の9月に初めて1倍を超えてから、これまで伸び続けていることは、本県が進めております産業振興計画の着実な成果のあらわれであると考えます。

一方、有効求人倍率が上がるに伴い、各産業各分野における労働力不足が深刻化している現状がございます。医療、介護、建設などの業界の方とお話をいたしましても、最大の課題はいかに労働力を確保するかというところにあるのだと感じます。

特に、人口の少ない中山間地を多く抱える本県にとりまして、1次産業の労働力不足、担い手不足は高齢化や過疎化とリンクして、地域の存亡にかかわる事態になりつつあるのではないかと考えます。その大きな原因として、農業就業者の高齢化が挙げられます。平成22年世界農林業センサス農林業経営体調査によりますと、本県では平均年齢が64歳であり、65歳以上の割合が56%になっております。このような担い手不足の状況から脱却するために、本県は産業振興計画の農業分野において、次世代型こうち新施設園芸システムの普及促進や中山間農業複合経営拠点の活動を支援し、地域に根差した農業クラスターの形成を目指しているわけでございます。

そこで、担い手として就農するに当たってどのような人材が適任であるかを考えた場合、第1は、両親が農業を営んでいるにもかかわらず、何らかの事情で就農していない後継者ではないでしょうか。親の背を見て子は育つということわざがございますが、農家に生まれた方は農家のよさと悪さ、喜びと苦しみを体験して育ち、その中でほかの道を選択された方が多いのではないかと考えます。しかし、一度離れてしまった

後継者に、いま一度就農への選択肢を示すことができれば、担い手不足の解決につながるのではないのでしょうか。

就農へ適任と思われる第2の人材は、新規就農者であります。平成25年以降、3年連続で260人を超え、平成28年では過去最高の270人を確保するなど、新規就農者数は安定して増加しております。その最大の要因は、青年就農給付金ではないかと考えます。青年就農給付金とは、45歳未満の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間2年以内を準備型及び経営が不安定な就農直後5年以内を経営開始型として、所得を最大年150万円確保する給付金制度であります。

この制度は、農業に夢を抱き、志を持ってチャレンジする方に対しまして、非常に有意義な制度であるとよく耳にいたします。その一方で、この青年就農給付金への厳しい意見も耳にいたします。

その第1点は、給付対象者を、現制度の新規就農者のみではなく、親元での新規就農者にも広げてほしいとの声です。親元へ就農するとしても、現代の農業というのは、極めて専門性の高い知識や研修が必要とされます。そして、親元に就農したとしても、すぐに利益を得られるわけではなく数年は収入が見込めません。新たに始められた方にとっては、親元であろうが、研修先であろうが、同じ条件であります。その上、就農した後も代々の農地や施設のローンなどを引き継いでいかななくてはならないといった農業から離れられない現状があります。

第2点は、新規就農のために夫婦でUターンやIターンをされる方にも、夫と妻それぞれに対して給付金を100%給付してほしいとの声であります。夫婦で就農するのに、2人分の満額の給付とならないと、結局はどちらかがパートやアルバイトをせざるを得ない状況になりますし、

夫婦それぞれが農業に従事するわけでありますから、これもまた声が上がるのも当然ではないかと考えます。

そこで、今後さらに深刻化していくであろう農業の担い手確保につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

また、このような声を受けて、私の地元香南市では農業後継者推進事業費補助金という事業が行われております。これは後継者の確保が難しい中で、就農前後の不安定な経営に対して支援を行い、農業への意欲と定着を図るために、青年就農給付金を受給できない後継者を支援し、後継者の増大を図るためのものです。このように、青年就農給付金制度の足りない部分を補完する事業を単独で行っている場合もございます。これほどやらなければ、農業現場の担い手、後継者が足りないという現状がございます。

そこで、この青年就農給付金について、これまでの分析、そして先ほど挙げましたような声に対する御所見、また市町村の取り組みに対して何らかの支援ができないものか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、中山間地域における稲作の作業受託についてお聞きいたします。農業分野の労働力不足、担い手不足について、これまで取り上げてきましたが、それらの問題を最も顕著にあらわしているのが、中山間地域の稲作の現状ではないかと思えます。中山間地域の稲作は、担い手の減少や高齢化、米価の値下がり等の要因に加えて、棚田など生産条件の不利な農地での効率の悪い米づくりが行われており、機械の整備費や人件費などを考えますと、収益につながらないと判断し、米づくりをやめられる方が増加していると聞いております。

そのような状況の中、何らかの事情により、御自分では稲作ができない農家のかわりに、田

植えや稲刈りを受託している方々がおられます。例えば、香南市では合併前の旧5町それぞれに幾つかのグループが受託作業をされております。また、そのような受託作業をされている方々は県下各地におられると聞いております。

本県のような大半が小規模、家族経営の農家にとりまして、この受託作業を引き受けているグループは、水田を耕作放棄地化から水際で防ぐという非常に重要な役割を果たされております。しかしながら、その受託作業を行っているグループの方々も高齢化しておりますし、また農業機械の維持費や買いかえの費用負担の増加などによって苦境に立たされております。稲作の作業に必要なトラクターや田植え機、コンバインといった農業機械を一式買いかえとなりますと、10ヘクタール当たり約1,200万円もの費用がかかるということです。そのため、その費用を各受託作業グループが捻出しなければならず、苦慮されております。

県も、こうした受託作業グループへの農業機械の導入を支援することができます。こうち農業確立総合支援事業費補助金などの支援策を行っておりますが、こうした受託作業を行っている方々を支援することはもちろんのこと、あわせて県が進めております集落営農の取り組みも、中山間地域の稲作を守っていくためには、大変重要な取り組みであると考えます。本県の中山間地域の稲作を守っていくことは、中山間地域の美しい棚田を保全し、鳥獣被害の拡大を防ぎ、水田の持つ治水機能を維持することにつながり、ひいては地域の存続に必要不可欠であります。

そこで、中山間地域では今後さらに稲作の作業受託のニーズが高まると予想されますが、どのような支援策をお考えなのか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、昨年10月20日に締結されました高知県と東京農業大学との包括連携協定についてお聞

きいたします。東京農業大学と本県のかかわりは、平成19年に交流実習が開始されて以来のことです。平成19年度から開始した8回にわたる交流実習に154名、平成22年度から開始した5回にわたるファームステイに41名の学生が参加されているそうです。その一例として、香南市では、8年連続で2名以上の学生を受け入れておられる果樹農家の方がおり、今現在、学生を受け入れ、本県の先進的な施設園芸と果樹について御指導をされております。その受け入れ農家の方のお話によりますと、参加される学生の学ぶ意欲の高さ、ハウスや露地の現場で一生懸命に学んでいる姿を目の当たりにでき、毎年受け入れを楽しみにしているとのことでもあります。

本県は多品目生産の園芸農業が中心であり、学生の活動先として、中土佐町の施設野菜栽培の見学、高知県立農業担い手育成センターの果菜類の収穫実習、香南市の小夏の収穫実習など、多岐にわたる活動の選択肢を学生に提供できているのではないのでしょうか。特に、施設園芸はこれからの日本の農業を推進していくための牽引役として大きな期待と可能性を秘めておりますことから、次代の日本農業を担う学生の皆様にとりましても、本県での活動は意義深いのではないかと考えます。

さらに、本県を訪れた学生の中から、実際に新規就農や農業生産法人への就職を果たされたり、また農家に嫁いでこられているという実績は大変意義深いことでもあります。まさに、包括連携協定締結は、本県と東京農業大学双方にとりましてウイン・ウインの関係を構築するものであると考えます。

そこで、東京農業大学と本県の今後の連携の方向性について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、子育て支援策についてお聞きいたしま

す。

昨年11月、私の地元である香南市にファミリー・サポート・センターが開設しました。本県で3カ所目ではありますが、国のファミリー・サポート・センター設置に対する補助要件にあります依頼と提供を合わせた会員登録が50人以上という要件から、50人未満でもセンターが設置できる本県独自の補助制度を活用し、その第1号として香南市に開設することができました。

まだ始まったばかりの事業でありますから、約3カ月がたった3月1日時点で、依頼側のおねがい会員が15名、提供側のまかせて会員が20名、両方会員1名の合計36名という状況であります。この数字を聞くと少ないと感じるかもしれませんが、始まったばかりの事業であり、ましてや大切な子供を知らない人に預かってもらうには、親として非常に勇気の要ることだと思います。しっかりと安心・安全の実績を残すことができれば、保護者間によるさまざまなツールを通した口コミ効果などによって会員は必ずふえ、今後ますますニーズが高まっていくことを私は確信しております。

そこで、県として、ファミリー・サポート・センター事業を県民にこれまで以上に普及し理解していただくために、どのように取り組んでいかれるのか。また、県は平成31年度末までに県内13カ所にファミリー・サポート・センターを開設したいと考えておられるそうですが、その際に例えば人口が少なく財政規模の小さな市町村などでは、これまでになかった問題が生じると考えますが、今後13カ所の開設に向けてどのように取り組んでいかれるのか、これまでファミリー・サポート・センター開設のために御尽力くださいました文化生活部長にお伺いいたします。

次に、災害対策について、特に浸水予測についてお聞きいたします。

間もなく東日本大震災から6年目を迎えようとしております。昨年4月は震度7の揺れが2度観測されました熊本地震が発生しました。28時間を経て同じ場所で震度7が観測されたのは、観測史上初めてとのことでした。そして、10月には鳥取県中部地震が発生しました。このように、近年は自然災害が頻発化、激甚化しており、県も予想される南海トラフ地震に向けて命を守る対策を徹底し、さらに命をつなぐ対策も全力で取り組んでいただいております。

それらの対策において参考となる文献の調査研究が行われております。その文献と言われるのが、土佐藩の奥宮正明という人物によってつくられたとされる宝永地震津波の記録である谷陵記であります。この谷陵記につきまして、理学博士の都司嘉宣先生、東北大学の今井健太郎先生、今村文彦先生が平成25年に津波工学研究報告第30号の中で、「谷陵記」の記載に基づく宝永地震津波（1707年）の高知県における津波浸水標高」という論文を発表いたしました。その中で、谷陵記は宝永地震津波に土佐国沿岸にある村落の被災状況を細大漏らさず記述する意図で記された文献であり、記載内容には土佐藩の公的な立場で記された文書・報告の情報が盛り込まれており、宝永地震の第一級の史料と考えるのに誰しも異議を挟まないであろうと書かれておりました。

谷陵記の記述によりますと、例えば仁淀川においては、いの町八田まで潮があったとございます。また、四万十川においては、渡川の不破まで潮があったとございます。こうした過去の地震の状況を記した文献は、現代の生活の場にある津波による浸水の危険性を知る上で大変参考になるものであります。堤防や都市の整備が進んだことなどにより、現時点での浸水想定区域は過去のものとは変わってきていると思いますが、津波の危険性を意識していただく上で過

去の津波の痕跡を県民の皆様にも認識していただくことが大切だと考えます。

そこで、現在公表している津波浸水予測の中で、谷陵記を含めまして過去の文献等をどのように参考としているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県づくりについてお聞きいたします。

本県では、がん、急性心筋梗塞、脳卒中など、生活習慣病によりお亡くなりになる方が、壮年期の死亡原因の多数を占めております。その生活習慣病のうち、糖尿病については合併症として糖尿病性腎症を発症すると、それが重症化することによって腎機能が悪化し、慢性腎不全の経過をたどって人工透析を受けることとなります。この糖尿病性腎症は、人工透析を導入する原因疾患の第1位でもあります。御承知のとおり、透析は腎臓が機能しなくなる腎不全になった人に行う医療行為であり、腎臓の機能を人工的に行うのが人工透析であります。人工透析には週3回、1回4時間程度の時間がかかるそうです。費用に関しましては、患者個人の御負担は世帯の合計所得が600万円以下の場合には月1万円とのことであります。これは、透析治療の医療費は公的助成制度が確立しているためでありまして、実際1カ月の透析治療の医療費は患者1人につき、血液透析では約40万円、腹膜透析では35万円から70万円と言われ、年間約400万円から500万円かかっていると言われております。

糖尿病性腎症は、初期症状や自覚症状がなく、発見されにくいそうであります。そして、進行すれば腎機能をもとどおりの健康な腎機能に回復させることは難しいそうです。つまり、一生つき合っていかなければならない病気であります。

平成27年時点で、我が国の人工透析患者数は

32万人を超えており、公費として約1兆6,000億円が支払われております。現在、国の予算における社会保障関係費の増大が財政運営を圧迫し、政府はその対策として平成32年度までに実施する社会保障改革の具体化に向けて患者の医療費自己負担の限度額を引き上げる方針を決定し、本年8月から自己負担の限度額が段階的に引き上げられることになっております。

このように、糖尿病性腎症の発症と慢性化、重症化は患者の方々とその御家族にとっての御負担と御労苦はもとより、本県が健康長寿県構想を進めていく上においても、糖尿病性腎症の重症化の予防に向けた幅広い対策が必要だと考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

また、人工透析を受けておられる患者の高齢化、要介護患者の増加などの問題が近年顕在化してきております。人工透析患者やその御家族より、特別養護老人ホームへの入所や短期入所生活介護、いわゆるショートステイの利用について受け入れてもらえないことがあるなどの声をお聞きいたしております。そこで、本県の現状分析と今後の対応策について地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

次に、動物愛護の取り組みについて質問いたします。

本年1月、私は高知市にあります中央小動物管理センターを視察させていただきました。あくまでも私見ですが、施設の老朽化や狭隘化を感じました。また、おりの中は多数の犬が収容されており、譲渡先である里親を待っている状態でした。そのような状況の中、管理センターで働いておられる職員の皆様は、収容された動物たちに対して愛情を持って接しておられました。職員の方は飼養の途中放棄や遺棄などを行った飼い主などに対して強い憤りを感じておられました。

近年、全国的な動物愛護の機運は高く、例えば神奈川県では動物保護センターに収容された犬猫の殺処分ゼロを達成、継続しております。また、茨城県では昨年12月議会におきまして、犬猫の殺処分防止をテーマにした全国初となります。茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例を議決し施行されております。

本県におきましても、昨年6月に、引き取った犬と猫の譲渡に関する要領である高知県犬及び猫の譲渡実施要領を初めて策定し運用を始めております。これは、保護された動物の譲渡を受ける飼い主に対し、飼養状況の報告や猫の室内飼育を義務づけるといった内容であります。また、新しい里親が見つかるまでの間、犬や猫を一時的に預かってくれる譲渡ボランティアの登録制度もスタートさせました。

昨年9月定例会の提案説明の中で、知事は動物愛護の取り組みについて、小動物管理センターに持ち込まれる不幸な犬や猫を少しでも減らすため、直ちに実行できることとして、ボランティアの方々に御協力をいただいて譲渡対象の動物をふやす取り組みや、動物愛護教室の充実、現在の管理センターの収容能力を上げるための設備の拡充などに取り組むとともに、新たに動物愛護センターの設置を検討すると御説明されました。そして今回、平成29年度当初予算案の中に、仮称動物愛護センター整備のための予算が計上されており、いよいよ新たな動物愛護センターに向けて動き始めたところであります。

全国的な動物愛護の機運と殺処分ゼロ、これは本当にすばらしい目標だということは明らかですが、非常に高い目標であることも事実であります。本来でしたら、現在ペットとして飼っている動物は最後まで責任を持って世話をする、まさに適正飼養による終生飼養がベストであります。しかしながら、現実問題として人間のエゴにより、飼養の途中放棄や遺棄され

た犬猫などの動物たちが小動物管理センター及び県内の各保健所に保護されております。

このたび整備される動物愛護センターの果たす役割は、このような不幸な動物たちをこれ以上生み出さないために極めて重要だと考えます。そしてまた、それでも起こり得る保護される動物たちのために、現存の小動物管理センター及び県内の各保健所の役割も重要であると考えます。

そこで、今後整備される動物愛護センターにつきまして知事の御所見をお伺いいたします。

そして、現在の中央、中村の両管理センターに収容されている動物たちをどのように適正管理し、削減に向けて取り組んでいかれるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

1問目の最後に、ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社高知工場の撤退についてお聞きいたします。

一昨年12月1日、私の地元にありますルネサスエレクトロニクス株式会社が、100%子会社であるルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング高知工場を二、三年後をめどに閉鎖し、撤退する方針を決定したと発表しました。一昨年12月からですから、現在2年目を迎えております。私は、先日ルネサス高知工場でおられる従業員の方とお話をさせていただきましたが、会社側からはまだ撤退の時期や譲渡先などの具体的な話は聞かされていないとのことで、従業員やその御家族の皆様は不安を抱えておられるとのことであります。

この件に関連しましては、先日の中内議員の御質問におきまして、商工労働部長から御答弁がございました。県はルネサス社と連携して譲渡先の確保に向けて精力的に取り組んでいますことは十分承知しておりますが、従業員の皆様は譲渡先が決まったときの業務内容や待遇の変化にも心配されているとの話をお聞きしまし

た。

民間企業の譲渡問題でございますので、県ができることは限られていることは重々承知しておりますが、約360人、家族を含めると1,000人近い方々の人生がかかっておりますので、その点を御留意の上、これからも引き続き対応していただきたく、商工労働部長にお伺いいたしまして、私の第1問目を終わらせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 浜田豪太議員の御質問にお答えをいたします。

まず、特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の教育的支援に関し、連続する多様な学びの場を確保し、インクルーシブ教育システムを本県にしっかりと構築することについてお尋ねがございました。

障害のある方々を含めてさまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を進めることは重要な課題であると認識しています。インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場とともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズにその時点で最も的確に応える指導を提供できる多様な柔軟な仕組みを整備することや、連続する多様な学びの場を用意しておくことが必要だと考えております。

そのため、教育委員会では、障害の状況や程度に応じた支援を提供できるよう、小中学校等の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、そして特別支援学校といった横の連続性のある多様な教育の場を確保し、充実を図るとともに、障害のある幼児、児童生徒がその成長段階に応じた支援を切れ目なく受けることができるよう、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等

の間の縦の連続性を確保することに取り組んでいます。

具体的には、横の連続性に関しては、多様な学びの場の質的な向上を図るため、小中学校等における通常の学級においてユニバーサルデザインの視点による授業づくりを進めるとともに、特別支援学級や特別支援学校においては、障害種別に応じた教員の専門性の確保や通常の学級等との交流及び共同学習に取り組んでおります。

また、縦の連続性に関しては、障害があることを幼少期に早期に発見し、発達段階に応じた支援の内容をつながるノートや引き継ぎシートを活用して、次の学年や校種に確実に引き継ぐ取り組みを行っております。

議員からお話がありましたように、特別な支援を必要とする児童生徒は、本県においても増加傾向にあります。また、児童生徒や保護者の教育的ニーズは多様化していますので、多様な学びの場の確保と充実をより確実にスピード感を持って推進することが求められます。そのため、学校が組織として支援を行うための校内支援体制や教員の専門性の向上などの取り組みをさらに充実強化し、障害のある子供たちが地域の身近な場で個に応じた適切な支援のもと、教育を受けることができるインクルーシブ教育システムを本県にしっかりと構築すべく取り組んでまいります。

次に、農業の担い手の確保についてお尋ねがございました。

第3期産業振興計画の農業分野においては、10年後の農業産出額等の目標を1,150億円と設定し、その実現に向けた取り組みを進めているところです。その生産を支える担い手について、JAとともに実施した生産者の意向調査から、主要6品目の栽培面積の趨勢を予測した上で、目標とする農業産出額等の達成に必要な栽培面積の差を埋めるという考え方のもと、必要な

担い手の数を算出したしています。

その結果、産業振興計画の農業分野の目標を達成するためには、毎年必要となる新規就農者数の目標を320人と設定をしております。その内訳としては、過去3年間の就農状況などから、U・Iターンを含む自営就農者を220人、雇用就農者を100人として、その確保に向けた取り組みを進めているところであります。

まず、Iターン就農者の確保につきましては、産地側が受け入れ体制を整備した上で、必要とする人材像や目標とする所得などを明確にした提案を行いながら、県内外で積極的に人材を確保する産地提案型の担い手確保対策を柱としております。現在、この取り組みは29の市町村において42の提案書の作成にまで広がっており、産地みずからが東京や大阪での相談会に出向き、積極的な募集活動を行っておられるところも出てきております。

次に、Uターン就農者につきましては、本年度から新たに親元で働きながら専門的な研修を通じて技能を高めることのできる支援制度を創設したところでありますけれども、本制度を活用したUターン就農者が既に4人となりまして、来年度に向けてさらなる活用が見込まれております。

また、比較的規模の大きい次世代型ハウスを推進することによりまして、例えば四万十町の園芸団地などでは雇用就農者が増加をしているところでございます。

このような取り組みを進めることにより、担い手の確保につなげるとともに、あわせて喫緊の課題となっております労働力不足の解消に対しましても、地域間での求職情報の共有、マッチングの促進などの新たな事業を、JAなど関係機関と連携してスピード感を持って実施することにより、積極的に取り組んでまいります。

次に、東京農業大学との今後の連携の方向性についてお尋ねがありました。

東京農業大学は、実学主義の教育理念のもと、昨年創立125周年を迎え、本県からも800人を超える卒業生を輩出しており、その多くが県内の農業や食品関連産業など、さまざまな分野で活躍しておられます。

今回の包括連携協定の締結によりまして、本県を大学の実践の場として活用していただくことで、お互いが持つ技術や人材の交流を図り、農業や農村を支える人材の育成、学生の就農に結びつけるなど、本県農業はもとより、農村の活性化にもつなげてまいりたいと考えているところです。また、大学からも、高知県をフィールドに、県民の皆様と交流を深めて、ともに発展していきたいとの心強いお言葉をいただいております。

具体的な取り組みとしましては、昨年12月に学生120人を対象とした本県農業を紹介する講座を開催するとともに、ちょうど今、お話にありました後継者の育成に熱心で先進的な農家や農業担い手育成センターでの農業体験研修を実施しているところでございます。加えて、来年度は就農を志す学生を対象に、四万十町にあります、我が国における最先端の次世代園芸ハウスで農業実習を実施するとともに、農業技術センターや農業振興センターでインターンシップの受け入れを計画しております。

また、本県の生鮮野菜や果実の輸出につながる鮮度保持の課題を解決するために、超長期鮮度保持技術の開発に向け、農業技術センターの研究員を大学の研究室に派遣するとともに、醸造分野では、我が国で最も権威のある同大学の専門家の方に、土佐酒振興プラットフォームへ参加していただくこととしております。さらに、大学で最新の研究がなされているAI・IoT技術の活用、消費者ニーズに対応した機能性の

高い品種の育成などに係る協力体制に向けた協議も現在進めているところでございます。

本県と東京農業大学が、今回の協定締結をきっかけとして人材の交流を進め、さらに強い連携関係を築くことで、本県の農業がますます発展するよう取り組んでまいりたいと考えておりますし、その成果に大いに期待をしているところでございます。

次に、今後整備される動物愛護センターについてのお尋ねがありました。

県では、不幸な犬や猫を減らすために、動物愛護の考え方の普及啓発や引き取りの抑制、不妊手術への支援、譲渡などの取り組みを進めております。その結果、平成29年2月末時点の収容頭数は昨年の同時期と比較しますと、犬、猫合わせて2,334頭から1,252頭に減少し、殺処分頭数についても約2分の1まで減少しています。

しかし、現在の小動物管理センターは、昭和56年に建設した狂犬病予防対策を目的とした施設であり、犬、猫の譲渡を進めるための収容スペースや、県民の皆様が動物愛護について学んだり、動物と触れ合うなどの、いわゆる愛護の機能が不足しています。さらに、南海トラフ地震などの災害対策の強化も必要であります。その際の動物の救護・収容施設にはなり得ない規模の施設ですし、そもそも津波浸水の地域にあります。

そこで、これらの課題を解決するとともに、人と動物の共生する社会の実現を図り、動物フレンドリーな高知の発信拠点として、新たに動物愛護センターを設置することが必要だと考えております。

このため、平成29年度には有識者などによる検討委員会を立ち上げ、求められる施設の機能や設備などについて議論していただくとともに、県民の皆様の声をお聞きした上で、基本構想を策定したいと考えております。あわせて、設置

場所の検討も行い、早期に設置できるよう共同設置者となる高知市とも連携を図りながら取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、現段階での状況と課題、今後の展望についてお尋ねがございました。

インクルーシブ教育システムの構築に向け、知事からお答えしましたように、県教育委員会では、連続性のある多様な学びの場を横と縦に確保し、その充実に取り組んでいます。

横の連続性については、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の整備により、障害の種類や程度に応じた教育ができる学びの場を確保しています。しかしながら、通級による指導については、小規模校が点在する中山間地域では設置が難しいといった現状もありますので、地域の実情等を踏まえた設置のあり方を市町村とともに検討していくことも必要であると考えております。加えて、障害のある児童生徒がどの学びの場に就学するかは、可能な限り保護者の意向を尊重しつつ、本人の教育的ニーズを踏まえて決定することが重要となりますので、保護者にインクルーシブ教育システムの理念をしっかりと理解していただくことも課題でございます。

また、発達障害などの児童生徒が一定数在籍している通常の学級においては、研究指定校を中心にユニバーサルデザインの視点による、わかる・できる授業づくりを推進してきたことで、児童生徒の学習態度が落ちつき、学力面にも伸びが見られたという学校もふえております。今後は、この成果を県内全ての学校に普及し、定着を図ることが課題です。

一方、縦の連続性を確保するために、発達段

階に応じた必要な支援を校種間で切れ目なく提供できるよう、各学校が引き継ぎシートを導入し、作成率も年々上がっています。しかしながら、作成には保護者の同意が要ることや、作成したシートが次の学校で十分に活用されていない場合もあることから、保護者や保育者、教員に対し引き継ぎの重要性を啓発していく必要があります。

今後は、学校や市町村教育委員会とベクトルを合わせながら、これらの課題にしっかりと対応することで、共生社会の形成に寄与するインクルーシブ教育システムの構築を推進してまいります。

次に、幼稚園教育要領改訂案及び保育所保育指針改定案、幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂案についてのお尋ねがございました。

今回の改訂案では、3歳児以上が対象となる幼児期の教育が幼稚園や保育所、認定こども園で担われていることを踏まえ、これらで行われる教育と保育の整合性を持たせるよう、要領及び指針が同じ内容となっております。

要領及び指針では、子供の育みたい資質、能力を育むために健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域において、それぞれの狙いを整理し、その内容や取り扱いを定めております。その環境の領域におきましては、現行の2つの要領の内容に示されている、園内外の行事において国旗に親しむことに加えて、近年の子供たちの育ちをめぐる環境の変化などを踏まえて、我が国や地域社会におけるさまざまな文化や伝統に親しむことが盛り込まれております。また、その内容の取り扱いとして、伝統的な行事、国歌、唱歌、童歌や我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすることとされております。

国旗や国歌に親しむことにつきましては、日本人としての自覚を養い、郷土や国を愛する心を育てるとともに、子供たちが将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために大切なことであり、各園においてはその趣旨に沿って適切に対応していただきたいと考えております。

今回の改訂によって、施設の種類にかかわらず、3歳児以上の教育内容の整合性が図られ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化されることにより、質の高い教育、保育につながるものと考えております。あわせて、就学前の学びを小学校とも共有することができ、保・幼・小接続の充実が図られるものと考えます。県といたしましても、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に沿って就学前の教育及び保育の充実に取り組んでまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、青年就農給付金の対象の拡大などについてお尋ねがございました。

平成24年度から開始されました青年就農給付金につきましては、本県ではこれまで452人の方々が支給を受け、それぞれの地域で農業を支える担い手として活躍をされておられます。しかし、残念ながら経営的な理由で離農された方がこれまで3人いらっしゃることから、このような離農者がふえないよう、収益性を向上させるための栽培技術や経営改善などについて、農業振興センターやJA、市町村が指導しているところでございます。

一方、お話のありました親元就農者が給付金の対象とならないことにつきましては、親元で就農される方でも一定の研修が必要でありますことから、今年度から産地提案型の担い手確保対策の一環として、農業担い手育成センター等での1年間の研修を行うことを条件に、120万円

を支援する制度を県単独事業として創設したところでございます。本年度は4人がこの事業を活用され、来年度は20人が活用される見込みとなっております。

また、共同経営者として御夫婦で農業経営を開始される場合には、特例措置として国から1.5人分の青年就農給付金を受けられることとなっており、県内ではこれまで45組が受給されておられます。これらの方々は、農業だけで生活できる所得目標を立てて就農しておられますが、その早期達成による生活の安定に向けて支援を行っているところでございます。

なお、お話のありましたように、市町村によりましては、産地や地域が求める多様な新規就農者に対して、地域の実態に応じた独自の支援制度が用意されているところもあると承知をいたしております。これらの制度を新規就農者の状況に合わせて適切に組み合わせ、相乗効果を発揮させてまいりますとともに、必要に応じて拡充もしながら、県と市町村が一体となって支援していくことが重要だと考えております。

次に、中山間地域における稲作の作業受託への支援についてお尋ねがございました。

中山間地域の稲作は、その大部分を1ヘクタール未満の小規模な農家の方が担っておりますが、高齢化などによりまして、農作業を委託したいというニーズが高まっていることは承知をしております。稲作は、水田の持つ治水機能など、県土を保全する上でも重要な役割を担っていますことから、集落営農組織や複合経営拠点など地域全体で支え合う仕組みで、しっかりと支援していきたいと考えております。

一方、別の視点で見ますと、中山間地域におきましても、比較的条件がよい優良な農地がたくさんございます。そのような農地を、農作業の受託によって単に稲作を行うのではなく、より収益性の高い施設園芸などに転換することは

できないかというふうに考えております。

第3期産業振興計画で掲げています、地域で暮らし稼げる農業の実現には、担い手への農地の集約が大きな課題となっております。その最大の要因は、担い手である農地の受け手が借りたと思う優良な農地がなかなか出てこないということにあります。農作業を委託したいというニーズが高まっているということは、逆に言いますと、優良な農地を担い手につなぐ大きなチャンスでもあると考えます。このチャンスを大いに生かし、農地中間管理機構とも連携しながら、農地を施設園芸の拡大に取り組む生産者や新規就農者に借りていただき、収益性の高い施設園芸への転換や露地野菜の生産を拡大することで、生産の拡大、所得の向上、担い手の増といった農業の拡大再生産による好循環を実現していきたいと考えております。

中山間地域におきましても、稼げる農業へ大きく転換し、将来に希望を持った若者が暮らせる、活力のある農業の実現を目指して取り組んでまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) ファミリー・サポート・センター事業について、県民の皆様これまで以上に普及し理解していただくために、どのように取り組んでいくのか、また今後13カ所の開設に向けてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てしながら働いている方への心強いサポートになるとともに、子育ての援助活動を通じて地域での支え合いが広がることも期待される重要な取り組みであり、県民の皆様にはしっかりとお知らせすることにより、今後ますますニーズが高まってくるものと考えています。このため来年度は、広く県民の皆様にはセンターの取り組みをより身近に感じていただけるよう、月1回の

テレビ広報により援助活動の様子を御紹介してまいります。あわせて、その映像を地域のイベントや子育て関連施設などで上映するほか、利用方法などを紹介するリーフレットを広く配布するなど、普及に向けたPRの取り組みを強化してまいります。

また、新たなセンターの開設に向けましては、市町村から運営のためのマンパワーが不足しているといった声を多くいただいておりますことから、来年度はセンター業務の専任職員を配置した場合に市町村への補助額を増額することにより、財政規模の小さな市町村においても開設いただけるよう支援してまいります。

このほか、援助活動の安全性の確保に向けた研修の実施や各種広報を通じた会員確保の取り組みなど、センターの開設までを一貫して支援し、県内全域での開設を目指してまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 津波浸水予測に過去の文献などをどのように参考としているのかのお尋ねがございました。

過去の地震や津波により実際にどのような被害が起こったのかを知ることは、そう遠くない未来に発生するであろう南海トラフ地震に、今備えるためには非常に有効なものと考えており、過去の地域地域の被害が詳細に記録された古文書などの文献は貴重な資料と考えています。

県では、平成24年度に最大クラス、いわゆるL2の津波浸水予測を行っており、これは最新の科学的知見に基づいて内閣府が公表した、発生し得る最大クラスの地震・津波の新たなモデルを使用し、最新の地形や地盤を反映したものです。

この浸水予測と過去の津波で浸水した範囲を比較するために、慶長、宝永、安政、昭和の南海トラフの地震について、お話のあった谷陵記を初め真覚寺日記などの古文書や報告書、論文

などの文献とあわせて、県内各地に残されている石碑を調査しましたところ、261カ所で津波の痕跡が確認されました。これらの痕跡をもとに比較した結果、埋め立てや盛り土により土地の利用状況や地形が当時と変わっている場所を除き、浸水予測域内に痕跡が全て含まれており、L2の津波浸水予測は過去の津波と比較して最大のものとなっていることを確認することができております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、糖尿病性腎症の重症化の予防に向けた幅広い対策の必要性についてお尋ねがありました。

日本透析医学会の調べでは、本県には平成27年末現在2,303人の人工透析患者がおり、平成27年に新たに透析が必要となった患者数は276人、そのうち生活習慣が関連する糖尿病性腎症の患者数は115人と約42%を占めています。

糖尿病性腎症の重症化予防については、第3期日本一の健康長寿県構想に掲げる壮年期死亡率の改善の取り組みの中で、血管病の重症化予防として重要施策に位置づけ、本年度から取り組みを強化しています。具体的には、これまでの特定健診の受診率向上対策に加えて、県と国保連合会が共同で開発したツールを用いて、健診結果から治療が必要とされているにもかかわらず放置しているハイリスクの方や、一旦は糖尿病の治療を始めたものの中断している方を特定し、市町村の保健師などが個別に受診勧奨する取り組みを開始しました。

この結果、直近のデータでは受診勧奨をした386名の4人に1人に当たる92名の方が受診につながりましたが、対象者の中には糖尿病に対する認識不足や医療費負担への不安などの理由により受診していただけない方がいるなど困難な事例も多く、さらなる対応強化を図るとともに、きめ細やかな受診勧奨を行っていくことが必要

だと感じています。

このため、まずは来年度、対象者に治療の必要性を理解してもらうための受診勧奨リーフレットの作成や、受診勧奨を行う保健師などを対象としたスキルアップ研修を行っていきます。また、昨年8月に厚生労働省から示された糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って、県版のプログラムを高知県医師会、高知県糖尿病医療体制検討会議とともに策定し、未治療者、治療中断者への適切な受診勧奨や主治医と連携した保健指導などに取り組むことで、糖尿病性腎症、人工透析への移行の防止を図っていきたいと考えています。

次に、小動物管理センターの収容動物の適正管理及び削減に関するお尋ねがありました。

中央、中村の両小動物管理センターでの飼養管理に当たっては、清潔な環境を保持し、寄附していただいた毛布なども活用しながら、できる限りストレスを与えないよう努めていますが、簡単には譲渡も進まないことから長い期間飼うことになってしまう結果、犬や猫、合わせて収容能力いっぱいの約50頭を収容しています。これらの、不幸にもセンターに入ってくるようになった犬や猫の写真や特性などをセンターのホームページに掲載し、ボランティアの協力を得ながら、判明した飼い主への返還や新たな譲渡先を見つけるよう努めています。

その上で、やはり収容される動物を減らすことが何より重要で、そのためには県民の皆様が動物愛護の精神を持っていただくことが大切です。今後も、飼い主の方々への終生飼養の啓発、雌猫不妊手術への支援、また小学校での動物愛護教室の開催などを推進し、人と動物が共存できる地域づくりを目指していきたいと考えています。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 人工透析患者の

特別養護老人ホームへの入所やショートステイの利用について、本県の現状分析と今後の対応策のお尋ねがございました。

今回、県内全ての特別養護老人ホーム66カ所に対し、人工透析患者の受け入れに関する調査を行いましたところ、入所可能または条件によっては入所可能との回答をいただきました施設が約半数の32カ所、併設のショートステイの利用が可能または条件によって可能とお答えいただきました施設が約6割の39カ所となっております。

一方、受け入れができないと回答された施設にその理由をお伺いしましたところ、医療機関への送迎や付き添いの職員の確保が困難なことや、近隣に透析を行う医療機関がないことなどが主なものとして挙げられておりました。それぞれの施設の状況が異なります中で、その全てにおいて人工透析患者の受け入れ体制を整備することは、現状では難しいのではないかと考えております。

このため、受け入れ可能または条件によっては受け入れ可能と回答をいただきました特別養護老人ホームの御了解をいただいた上で、その施設の情報を市町村の地域包括支援センターなどに周知し、人工透析が必要な高齢者や御家族から入所や利用についての御相談があった場合に、その情報が提供できますよう取り組んでまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) ルネサス高知工場の譲渡先確保の取り組みについてお尋ねがありました。

譲渡先の確保につきましては、先日中内議員の御質問にお答えいたしましたように、ルネサス社において精力的に取り組んでいることを、県としても定期的な業者との協議の場を通じまして確認しているところでございます。

また、県としましては、知事が直接ルネサス社の社長に強く申し入れをいたしましたほか、県として独自に譲渡先として可能性があると考えられる企業の意向調査などを行っているところでございます。

現在のところ、従業員の皆様のモチベーションは引き続き高く保たれているというふうに関ネサス社からはお聞きをしておりますけれども、一昨年12月の方針の表明から1年が経過をいたしましたので、県としてはルネサス社に対しまして、今後より強く申し入れを重ねていきますとともに、県独自に進めております承継先の確保に向けた意向調査や企業訪問などの範囲を広げるといったなど、取り組みを今後一層強化してまいります。

いずれにしましても、従業員の皆様、そしてその御家族の皆様にも一日も早く安心をしていただけるよう、引き続き県として全力で取り組んでまいります。

○6番(浜田豪太君) 知事初めそれぞれ執行部の皆さん、本当に丁寧で前向きな御答弁をまことにありがとうございます。全ての質問に取り上げたテーマについて、県が本当に熱心に取り組んでくださっておることが伝わりました、感謝を申し上げます。

そして、教育の問題については、本当に教育的支援が必要なお子様を抱えた保護者の皆様、そしてまた学校の先生方からも、くれぐれも本当に前向きに何とかということでお話を聞いておりますもので、安心しました。

そして、農業政策については、新しい制度を導入していただきありがとうございます。よく地元で話をさせていただくと、やはり農家の後継者の皆様が不安を抱えておる。まだ余り普及されていないといえますか、新しい制度についてなんかも、これからもっとJAの皆様も、そして県、市町村も含めてもっともっと啓発をし

て、理解をしていただくことが大切なんだと思います。

また、子育て支援につきまして、ファミリー・サポート・センターも、テレビで広報していただくということで、子育て世代にとっては、本当に必要ですごく大切です。一瞬ためらうのかもしれませんが、こうしてテレビであり、そしてまた口コミで、身近なお母さんが預けていて、またこんなことがあるよなんて聞くと、これから必ず必要でありますし、そしてそれがまた先ほどの御答弁にありました小さな市町村に行くところと厳しい状況があると思いますが、それでもなおこうしていろんな手を打っていただく、何とぞよろしく願いいたします。

そこで1点、2問目なんですけど、東京農業大学についてです。先ほどの質問でもさせていただきましたが、地元で東京農業大学の生徒さんを預かっておられる方から、非常に前向きでいいことだというお話を聞いております。願わくば今後、今、東京農業大学は北海道とそして厚木にキャンパスがあり、本県がもっともっと提携をつなげていって、いずれは高知県に分校をなんてことを個人的には思っておりますが、そこについて知事の御感想をお願いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 私も、東京農業大学の皆さんと包括協定を締結させていただいたときの祝賀会で、東京農業大学は現在、世田谷、厚木、オホーツク、宮古の4つのキャンパスを持っておられますけれども、これから高知県を5つ目のキャンパスとさせていただいて結構ですと、そういうお話をさせていただいたところでありまして。でき得れば、さらに関係を深めていって、よりよいいろんな関係を展開できていければなと、5つのキャンパスと言っただけのぐらいに取り組んでいければなと思います。できれば、そういう誘致なんかもしてみたいとは思

ますが、ただそれはまだ夢として、まずはこの協定に基づきまして、しっかりと関係を構築していって、本県農業に対して、そして東京農業大学に対して、お互い貢献し合えるような関係をしっかりと築いていきたいと思っております。その先に、もしかしたら、夢、展望も開けてくるかもしれません。まだわからないというところかと思っております。

○6番（浜田豪太君） 知事、本当にありがとうございます。

あえて、最後のルネサス高知工場の件、質問をさせていただきました。これは私、地元香南市で、働いておられる御家族、そしてお子様が私の身近におりますもので、どうしても地元の県会議員としてお話をさせていただきました。商工労働部長にはお答えをいただきまして、ありがとうございます。引き続き、本当に何とかいい譲渡先が見つかることを心からお願いを申し上げます。私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩



午後1時再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

8番加藤漢君。

（8番加藤漢君登壇）

○8番（加藤漢君） 自由民主党の加藤漢でございます。

質問に入ります前に、冒頭、去る2月25日に御逝去されました田中克典代表監査委員に対しまして、謹んで哀悼の意をささげます。田中代

表とは、昨年度1年間、監査委員として御一緒させていただきました。民間企業で培われた経営感覚をお持ちになられ、その御助言は県政運営に対して大きな教示となりました。温厚なお人柄と優しい笑顔が今も脳裏に浮かんでまいります。ここに、御生前の御功績に敬意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

現在開かれている国会の冒頭では、総理の施政方針演説の中で、「野中兼山のハマグリ」が取り上げられました。大切なことは、土佐湾でハマグリがとれるかどうかではなく、総理が思いをはせた兼山の未来への行動であります。

昭和9年に発生した室戸台風は、西日本を中心に死者、行方不明者を合わせて3,000人を超える被害をもたらしました。最大瞬間風速毎秒60メートル以上、中心気圧が911ヘクトパスカル、当時の世界記録を更新する猛烈な台風でありました。しかし、室戸では高潮の被害が出なかった。それは、野中兼山が海面上11メートル余りの高さの波どめの堤防を築き上げていたからでありました。建設する際、当時の人々は、なぜこんなに高い堤防が要するのかと工事に疑問を持ったそうですが、270年後の子孫の命を守り、350年が経過した今もなお、室津港や津呂港などは漁港として利用されています。私たちの今の生活は、過去の先人たちの恩恵の上にあります。たとえ一時的には御批判があったとしても、将来のために行動していく、そして結果を出していくということを肝に銘じ、以下知事の政治姿勢について質問をさせていただきます。

東京一極集中を是正して人口減少に歯どめをかけていく、地方創生の取り組みが始まり、来年度から計画の3年目となります。高知県は全国に先駆けて人口減少に直面し、経済の活性化を初め、尾崎知事の強いリーダーシップのもと、全力で地方創生に向けて取り組んでまいりまし

た。しかしながら、日本全体で見れば東京一極集中はさらに加速しており、地方から東京圏域への転入超過は約12万人で、4年連続の増加となりました。特に移り住んでいる大半は、地域の将来を担う15歳から20歳代の前半の若い世代であります。高知県においても、これまでは比較的距離が近い関西への転出が最も多い傾向が続いていましたが、一昨年には東京圏域への転出超過が最多となりました。

加速する東京一極集中の流れを是正していくためには、若者が学校を卒業して都会へと出ていく、その根本的な人の流れを変えていくことが求められています。東京圏域に集中している企業や政府の関係機関、さらには大学の地方への分散を進めるなど、国の取り組みによって雇用と教育の環境を地方に生み出していくことが必要不可欠であります。そのためには、これまで以上に地方創生の取り組みを加速していかなくてはなりません。

地方の自主的な取り組みはもちろんですが、さらに国が強い決意で地方創生を進めていくべきと考えますが、地方創生に対するこれまでの評価と今後の政策提言について知事にお聞きいたします。

尾崎知事が就任してことして10年目、節目の年となります。この間、高知県の人口は79万3,000人から71万8,000人となり、10年間で約7万5,000人減少いたしました。1年間で計算をすると7,500人、私の選挙区で言えば大月町と三原村を合わせた規模の人口が、それも毎年高知県から減っている、そんな厳しい環境の10年間でありました。しかし、この間高知県は悪くなり続けてきたのか。答えはそうではありません。4年連続で県民所得は向上し、県内企業の収益は過去最高の水準、設備投資も増加基調にあります。一昨年に初めて1倍を超えた有効求人倍率は、現在まで1年以上にわたって1倍を超え続けて

いるなど、全体としての経済は着実に上向いてまいりました。

さらに県勢浮揚を加速していく、そんな尾崎知事の思いのこもった9年連続での積極型の予算案が今議会に提出されています。限られた財源で最大限の事業ができるよう知恵を絞り、工夫を徹底した。知事の提案説明からは、予算編成にかけた御苦労と強い熱意が伝わってまいりました。

また、予算案とあわせて、来年度からは県庁の組織を大幅に再編することについても御説明がありました。スポーツに関する取り組みを総合的に進めていくためスポーツ課を設置することや、外国人観光客の誘致をさらに強化する国際観光課の設置など、まさに時宜を得た再編であり、大いに期待をしております。

大幅な組織改正については、平成21年に部局の体制を見直して以来、8年ぶりとなりますが、来年度から県庁組織を再編することに対する知事の思いをお伺いいたします。

経済についてお聞きいたします。

今週3月1日には、県内の多くの公立高校で卒業式が行われました。春からは、大学や専門学校、あるいは社会人として、それぞれの進路に向かって歩み始めます。

県内での高校生の求人倍率は過去最高の2倍を超えており、近年は高校生の就職内定率も年々上昇しています。たとえ進学や就職で一度県外に出たとしても、一人でも多くの方が高知県に帰って働きたい、そう思えるような魅力ある仕事をより一層つくっていくことが重要であります。全国の有効求人倍率が高まっている中であって、より多くの雇用をつくっていくことが重要であることはもちろんですが、今後は希望する職種や相応の賃金、安定した雇用形態といった、若い方々の希望を満たす雇用であるかどうか、さらに求められてまいります。

産業振興計画で目指す、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県の実現に向けて、雇用の量と同時に雇用の質を意識した取り組みが求められると思いますが、本県の雇用の質をどのように捉え、今後の取り組みに位置づけていくのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

地域の産業を活性化させ、経済を成長させていくためには、生産や物流の基盤となる社会資本の整備が不可欠です。特に高速道路の整備は、経済面に限らず、防災の観点、特に南海トラフ地震対策としても、着実に整備を進めていくべき社会資本であります。

近年では、県内の有効求人倍率が上がってきたことなどによって、4割の企業が人手不足を感じているという調査もあります。例えば、高速道路の延伸によって、これまで1時間30分かかっていた目的地まで1時間で行けるようになれば、往復で1時間のコスト削減につながります。今後も、地域で働く人の数自体が減少する中で、生産性を向上させ、1人当たりの所得を上げていくためにも、高速道路の整備は地域の悲願であります。

高知県における8の字ネットワークの整備率はいまだ53%であり、県内の東部や西部の地域に残る未整備区間の解消に向けて、高速道路のさらなる整備促進に取り組んでいただきたいと思います。現状と今後の見通しについて知事にお聞きいたします。

また、提案説明において、来年度から社会資本整備推進本部会議を立ち上げて県庁全体でインフラの整備を戦略的に進めていくとの御報告がありました。

社会資本の整備を今後どのように進めていくのか、また会議設置の狙いは何か、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、農林水産業の振興についてお聞きいた

します。

三原村でユズ農家として活躍をしている青年は、京都からIターンで三原村に移住してきました。年も若く独身の彼は、単身ではなく、お父さんとお母さん、さらにはおばあちゃんも一緒に3世代4人で京都から引っ越してきて就農いたしました。三原村では昨年10月に、ユズの選果・搾汁施設が稼働いたしました。これまでは、人手不足や高齢化でユズの品質を選び分ける選果の作業ができず、せっかくきれいに育てたユズも青果ではなく、加工用として出荷していました。施設の稼働によって、農家の方々の負担が軽減されると同時に、青果での出荷がふえることで所得の向上につながってまいります。

地域で頑張る農業者の方々の所得をふやし、将来に夢や希望を持てる農業を実現していかなければなりません。村の面積の88%を森林が占め、ほとんどが山間地の三原村で、農業を志す若者がふえていることは大きな励みとなります。平成18年には県内で115名だった新規就農者は、昨年に270名となり、この10年で2倍以上に増加いたしました。特に県外からのIターンでの就農も全体の6割に達し、過去最多となりました。

今後は、高知県の農業を担っていくために必要な新規就農者の確保目標である年間320人の達成に向けて、さらなる対策の強化が必要であると考えますが、担い手の確保・育成にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きいたします。

また、ことしの10月には、全国の意欲ある農業者が一堂に会する全国農業担い手サミットが、春野総合運動公園を中心に開催される予定です。昨年11月に岐阜県で開催されたサミットでは、皇太子殿下、雅子妃殿下が御臨席のもとで、農業関係者約2,600人が参加し、農業のさらなる発展を誓ったそうであります。

高知県でのサミット開催が農業の担い手育成

の取り組みをさらに充実していく機会となることを期待いたしますが、全国農業担い手サミットが開催される意義と取り組み状況を農業振興部長にお伺いいたします。

県内の農業産出額の約8割を占めているのは、中山間地域の農業です。県内では、小規模な農家さんが多く、さらに平地と比べると急峻な地形や面積の狭い農地が多いことなど、規模を拡大して生産性を向上していくことが限られているという状況もあります。しかし一方で、集落の維持や環境保全など、農業がそれぞれの地域に果たす役割は大きく、多面的な機能をいかに守っていくのか、また農業の競争力を高めていけるかどうかということが大変重要であります。

平地と比べて厳しい環境の中で、中山間地域の農業にどう対応していくのか、農業振興部長にお考えをお聞きいたします。

木材の需要拡大に向けて、新たな建築資材となるCLTが大きな注目を集めています。私の地元の宿毛市でも、現在民間企業がCLTを使って新しい社屋を建築しております。県内でも、森林組合連合会の事務所や自治会館の新庁舎など、だんだんと利用も進み認知度も高まってきました。これまで知事が先頭に立って、CLT建築推進協議会の設立を初め、CLTで地方創生を実現する首長連合の設立など、全国に先駆けて、CLTの普及に向け取り組んできたことを心強く感じております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連施設でCLTが使われることや、これまで余り木が使われてこなかった都市部のマンションや商業施設に利用されることで、木材需要が大きく高まっていくことを期待しています。

CLTの活用に向けた手応えをどのように感じているのか、今後の取り組みとあわせて知事にお伺いいたします。

先日、大月町では町制施行60周年の記念式典

が開催されました。式典では、小中学校の生徒さんの投票で、大月町を代表する魚にマグロが選定されました。今や宿毛湾で養殖されるクロマグロは、長崎、鹿児島両県に次いで全国3位の出荷量となりました。人工種苗の基礎技術が確立されたことに加えて、水質面、さらには陸路で出荷ができる流通面での利点を考えると、さらなる成長産業へと期待がかかります。

高知県は、クロマグロに加え、マダイやブリ、カンパチにシマアジなど、全国でも有数の水産養殖の生産地であります。しかし一方で、中国を中心とした世界的な養殖業の拡大や円安が進んできたことから、生産コストの大部分を占める餌の価格が高騰しています。また、本県養殖業の中心であるブリやマダイは、国内の需給バランスが崩れやすく価格が毎年大幅な乱高下を繰り返しており、現場の生産者の方々にとっては厳しい経営環境が続いている状況です。

来年度には、将来の輸出も視野に入れた水産加工施設の整備が予定されています。欧米諸国における健康志向の高まりを初め、世界の水産物の需要は確実に伸びています。国内需要の低迷が続く養殖業において、輸出を拡大することができれば、成長に向けての大きな一歩となります。

水産加工施設を中心として、どのように取り組みを進めていくのか、水産振興部長に今後のビジョンと決意をお伺いいたします。

また、漁業に限らず、国内の人口減少が予想される中、さらなる1次産業の活性化のためには、今から大きな夢を持って海外への輸出に取り組んでいくことが重要な手段となります。高知県の食料品の輸出額は、平成21年と平成27年を比較すると、約8.6倍まで伸びてきています。さらに、来年度からは産業振興計画の大きな柱の一つとして、これまで以上に輸出を強化していくこととしております。

農林水産物や食料品の輸出について、今後の戦略と目標設定をどのように考えているのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてであります。

先日、委員会で熊本の被災地を訪問いたしました。最大震度7の地震が2度発生し、余震が4,000回を超え、被害総額は3兆7,850億円に上るなど、大きな被害をもたらした熊本地震から、来月で1年を迎えます。熊本県の益城町を初め甚大な被害を出した地域では、倒壊したまま手つかずの家屋もまだ多く、その爪跡は深く残っている状況でありました。まさか自分が被災するとは思っていなかった、なぜもっと事前に備えができていなかったのか、被害に遭われた方々の言葉は大変に重く、自然災害に対して我々は謙虚であらねばならない、そして同時に、危機感を持って対策に取り組まなければならないと改めて痛感をいたしました。

熊本地震において、家屋が倒壊して犠牲になられた方々の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物でありました。また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、火災によって7,000棟を超える住宅、面積にして80万平方メートルを超える町並みが焼失いたしました。

南海トラフ地震は来るか来ないかわからない地震ではありません。必ず来る地震であります。津波からいかに逃げるか、逃げた後どうするかといった対策が重要なことは言うまでもありませんが、もう一段しっかりと地震の揺れに対しても対策を進めていく必要があるのだと思います。

いかに住宅の耐震化を進めていくのか、また地震による火災の被害をどのように防いでいくのか、それぞれ土木部長、危機管理部長に取り組みの決意をお伺いいたします。

災害から命を守っていくためには、事前の対

策はもちろんですが、実際に災害が発生したときに、いかに迅速に災害対応が行われるのかに命運がかかります。熊本地震の初期対応で課題となったのは、人的支援や物的支援を受け入れる受援体制でありました。被災した自治体に対して多くの応援がありながらも、担ってもらう業務が決まっておらず、配置のミスマッチが生じました。また、体育館など支援物資を一旦集めた場所から被災者が待つ避難所まであと一步の区間で物資が滞ってしまい、ラストワンマイル問題としてテレビ等でも大きく報じられました。多方面から寄せられる支援を災害現場で生かし切ることが重要であります。

大規模な災害時に、県や市町村が他の自治体から支援を受ける際に、応援に来てくれた職員さんに担ってもらう業務などを事前に決めておくことや、物資の仕分け・管理方法などをあらかじめ決めておくなど、事前に支援を受けるための計画を策定しておくことが重要だと考えますが、高知県の現状と今後の取り組みについて危機管理部長にお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお聞きいたします。

私は、昨年度、本年度2年間にわたり危機管理文化厚生委員会に所属し、医療や介護・福祉の分野に携わらせていただきました。患者さんを励ましながら昼夜を問わず働き続ける医療の現場や、厳しい環境にある子供たちに我が子のような思いで手を差し伸べている福祉の現場など、多くの方々が汗を流しておられることを大変心強く思います。

高知県は全国よりも10年先行して高齢化が進んできました。今後も高齢化率がさらに高まっていくことは間違いありません。しかし、たとえ年を重ねても、多くの方々が健康で元気に日常生活を送ることができれば、高齢者の方々の豊富な経験や人生の知恵は大きな財産となり、

また介護や医療にかかる負担の軽減にもつながります。

日本の平均寿命はおよそ女性が87歳、男性が81歳となり、世界の長寿国となりました。しかしながら、寝たきりになるなど日常生活に制限のある期間は、女性で約12年、男性で約9年とされています。日常的に介護が必要になれば、お世話をしてくれる家族にも負担がかかり、不健康な期間が延びれば延びるほど、医療費や介護費の増加による家計への影響も大きくなります。

個人が幸せに老後の生活を送るためにはもちろんですが、家族のため、社会のためにも、平均寿命の伸び以上に、元気で長生きができる健康寿命を延ばしていくことにしっかりと取り組んでいく必要があると思いますが、現状の課題と今後の取り組みを健康政策部長にお伺いいたします。

健康で長生きをするためには、口の中を健康に保っておくことも大きく関係しています。例えば、歯周病の方は糖尿病のリスクが高くなるということがよく知られています。そのほかにも動脈硬化などの循環器疾患、低体重児の出産など、さまざまな疾患との関係が知られるようになってきました。また、かみ合わせがよくない人は要介護状態になるリスクが高いこともわかっています。

香川県と香川県歯科医師会が協働して行った、歯と口の健康と医療費に関する調査では、自分の歯が多く残っている方とそうでない方とを比べると、医療費は年間で19万円の差があったことが報告されています。同様の調査は多くの研究機関などでも行われており、口の中が健康な人ほど医療費が少ないという結果が出ています。

高知県においては、虫歯や歯周病にかかっている方の割合は全国と比較して高く、特に若い

世代の方ほど痛くなるまで歯医者に行かない傾向にあり、定期的な歯科健診を推進していく必要があります。

健康寿命を延ばしていく観点からも、しっかりと歯と口の健康に取り組んでいくことが重要だと思いますが、健康政策部長にお考えをお聞きいたします。

昨年の9月から、健康づくりのための高知家健康パスポート事業がスタートいたしました。ポイントを集めることで、健康商品が当たるキャンペーンに応募できることや、来年度からはパスポートⅠからパスポートⅡへとランクアップできる仕組みが加わることなど、さまざまな工夫が凝らされており、県民の方々が楽しみながら健康づくりが行える大変いい取り組みだと感じています。

高知家健康パスポート事業の趣旨からも、歯と口の健康に関するメニューについてもしっかりと位置づけていくことが、さらに効果を上げていくことにつながるのだと思いますが、健康政策部長に御所見をお聞きいたします。

日本一の健康長寿県構想に関連して、少子化対策についてお聞きいたします。高知県において最大の問題は、人口減少にいかに対応していくかということでもあります。そのためにも、少子化対策が最重要課題の一つであることは言うまでもありません。しかし、少子化の目安となる合計特殊出生率は、一昨年1.51へと上昇が見られましたが、依然として全国同様に低い水準であります。将来の地域を担い、社会保障を支え、経済を支えていくのは、今の子供たちです。日本一の健康長寿県づくりを目指す高知県に、私はぜひ、日本一の子育て環境を目指していただきたいと思っています。

また、現在国においては待機児童の解消が大きく取り上げられ、議論がされています。確かに、保育所をふやして待機児童を解消していく

ことは喫緊の課題ではありますが、高知県のような都市部以外の地方にとっては、保育所の定員をいかに確保していくかという、都市部と相反する課題と向き合っている地域が多いのも現状であります。都市部と比較すると待機児童の課題が限られている地方において、出生率の引き上げを阻害している大きな要因は何か。それはやはり将来に対する経済的な不安であり、若い世代の雇用の安定、所得の安定が何よりもまず重要ではないかと思っています。

できれば30歳くらいまでには結婚をしたい、本当は2人より3人の子供が欲しい、いかに若い世代のこうした声に全力で応えていくのか。また、今後は子育て世代の負担を軽減するという発想を超えて、子供が多い世帯ほど有利となるような税制や社会保障制度を国に対して提言していく必要があるのではないかと考えます。少子化対策について知事の御所見をお聞かせください。

少子化対策の取り組みとして、県内ほとんどの市町村では、子供の医療費の窓口負担を無料にしています。しかし、これまで国としては、医療費がふえていくことへの懸念もあり、無料化した自治体に対して、国民健康保険の国庫負担を減額するという事実上のペナルティー、罰則を科している状況でありました。

県議会においても、減額調整措置の廃止を求める意見書を提出するなど、地方の声として、このペナルティーの廃止を訴えてまいりました。また、知事におかれては、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、減額調整措置の早急な廃止を国に対して要請してこられました。そうした成果もあり、昨年12月には、平成30年度から子供の医療費について、未就学児までは無料化しても減額調整措置は行わない、つまりペナルティーは科さない方針が国において決定されました。

県内の自治体にとっても廃止されることによる効果は大きいものと思いますが、子供の医療費助成に対する国民健康保険の減額調整措置が廃止されることについてどう評価しているのか、知事のお考えをお聞きいたします。

1 問目最後の項目として、教育についてお聞きいたします。

全国と比べて厳しかった県内の小学生の学力は、過去3年間にわたって全国平均を上回りました。また、体力の状況についても、平成20年度には全国最低水準にありましたが、昨年度の調査では、男子、女子ともに全国平均を上回るなど、成果は確実に上がってきています。しかし一方、中学校の学力や体力は、全体的に見ると上昇傾向にはありますが、依然として全国平均を下回る状況が続いています。さらに、生徒指導上の諸問題については、不登校の出現率は全国ワースト1位となるなど、大変厳しい状況であります。

昨年3月に策定した教育等の振興に関する施策の大綱、いわゆる教育大綱では、これら知・徳・体の分野それぞれに目標を掲げて、まずは全国平均、平均以上の分野は全国上位を目指して、教育水準の引き上げを図っています。取り組みの大きなポイントの一つは、チーム学校の構築であります。全ての学校で、教員一人一人の力量だけに任せるのではなく、校長先生のリーダーシップのもとで、学校が組織として機能していくことが重要となってまいります。また、現場の教員の方々は、生徒指導や部活動、保護者への対応など、授業以外にも業務が多岐にわたり、多忙化が大きな課題にもなっています。チーム学校の取り組みを通じて、教員の業務の内容を再点検し、授業の準備をする時間や子供と向き合う機会をふやしていくことも急務であります。

チーム学校の取り組みに対する評価と今後の

課題について教育長の御所見をお聞きいたします。

教育大綱については、来年度に向けて、成果や課題を踏まえて改訂される予定であります。本県の教育大綱は、他県と比較しても具体的で実効性が高い内容となっているものと大いに評価していますが、今後教育大綱の中でさらに力を入れていただきたい分野は、高等学校の学力についてであります。

教育大綱では、高等学校の学力の目標として、D3層の割合を引き下げることとしています。現在、県内の高校3年生の約3割が、学習内容が十分に定着していないために、進学や就職の際に支障が生じる可能性があると言われております。このD3層の割合を15%以下に引き下げることが目標であり、さらに進路未定で卒業する生徒の割合を8%から3%へと改善することも同時に目指しています。

高等学校の学力全体の底上げを図っていくことは大変重要であります。しかし、そのことと同時に、一人一人の状況に応じて個々の学力を最大限伸ばし、生徒の進学希望をかなえていくことも教育に課された役割であります。特に公立高校の生徒の4人に1人は国公立大学への進学を希望している一方で、実際に進学できている生徒は8人に1人といった状況もある中で、生徒の進学希望を実現していくことは高知県にとって大きな課題です。

国公立大学を初め、医学部やいわゆる難関大学など、生徒が希望する大学等へ進学することができるように、教育大綱の中にもしっかりとした進学の目標を示していくよう、議論をしていただきたいと思います。

いかに高校生の学力を向上させ、生徒の進学希望の実現を目指していくのか、教育長にお考えをお聞きいたしまして、私からの第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の地方創生に対するこれまでの評価と今後の政策提言についてお尋ねがありました。

国は少子化、人口減少、地域の活性化という3つの問題を構造的な三位一体の問題と捉えて、地方創生をなし遂げることを目的に、平成26年に、地方への新しいひとの流れをつくるなど、4つの基本目標を掲げるまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

同時に、全国の自治体においても、みずからその強みや弱みを分析し、創意工夫を凝らして策定した地方版総合戦略に一齐に取り組むとともに、国はこうした地方の取り組みを地方創生推進交付金の創設など、財政・情報・人材面で後押ししております。本県におきましても、県と市町村が相互に連携し、国の総合戦略とも連動する形で、地産外商による雇用の創出、移住促進、少子化対策、中山間対策という4つの共通した基本目標のもと、総合戦略を体系的に策定するとともに、その推進に当たっては、国の交付金等が地産外商や観光振興の追い風となり、取り組みが一層加速化するといった成果もあらわれております。このように、地方の主体的な取り組みを後押しする国の地方創生の取り組みについては、大いに評価しているところであります。

しかしながら、国の総合戦略の現在の進捗状況を見ますと、お話にありましたように東京一極集中に歯どめがかかっておらず、政府関係機関の地方移転や地方と地方をつなぐ交通ネットワークの整備促進など、国主導で強力に進めていただく必要があるものもまだ数多くあります。また、そもそも地方創生の取り組みは息の長いものでありますことから、国において地方創生関連の諸施策をできる限り恒久化していただく

必要があるものとも考えます。

こうしたことから、全国知事会とも連携しながら、東京一極集中の是正策や地方創生に関連する財源の確保などの政策提言を行いますとともに、課題解決先進県として産業振興計画や日本一の健康長寿県づくりなどに果敢に挑戦してきた経験を踏まえ、国に対して引き続き積極的な政策提言を行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、県庁の組織再編に対する思いについてお尋ねがございました。

県庁の組織体制につきましては、県勢浮揚を目指した産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策などに取り組む中で、それぞれの施策を実行するにふさわしい組織づくりに意を用いてまいりました。今年度からは、産業振興計画などの取り組みも第3期などに入り、それぞれの計画などもバージョンアップして、新たな挑戦もスタートしたところであります。本年度、この新たな挑戦を実行するに当たり、新たな挑戦だけに部局横断的な対応を要する事項も多数出てまいりました。また、新たな挑戦にふさわしい体制の拡大、強化の必要性も多々感じられたところであります。このため改めて、これらの施策をより効率的かつ効果的に実行するにふさわしい組織のあり方を検討してきたところであり、その結果として組織改正が必要だと結論に至り、本議会に組織改正に係る条例改正案を提案させていただいたところであります。

具体的には、経済の活性化に関しましては、まず産学官民連携の部局横断的な推進や、起業新事業展開の促進に向けた体制を強化すること、2点目として、全庁的な調整等を行う輸出振興監を配置するなど、県産品の輸出振興・拡大に向けた体制を強化すること、3点目として、IoTの活用やコンテンツ産業の育成支援など、

新たな産業の創出に向けた一元的な体制を強化すること、4点目として、外国人観光客の飛躍的な増加を実現するため国際観光の振興に向けた体制を強化することなど、第3期産業振興計画における新たな挑戦を効果的、効率的に実行していくために必要な体制を強化したいと考えているところであります。

また、スポーツに関しましては、これまで教育委員会を主体として取り組んでまいりましたが、高知龍馬マラソンに代表されるように県民の皆様へのスポーツに対する熱の高まりから、いよいよスポーツ振興に本格的に取り組む機が熟したのではないかと感じる一方、現体制のままでは、これ以上の展開を図るためには、マンパワーの面も含め十分ではないと考えます。このことから、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興などの関係施策を総合的かつ一体的に進めていくため、文化生活スポーツ部において、学校体育以外のスポーツ全般を一元的に所管し、あわせて体制を強化したいと考えているところであります。

また、本県の主要政策である中山間対策及び交通運輸政策につきましては、中山間対策・運輸担当理事が特命事項として対応してまいりました。これらの施策につきましては、今後も引き続き本県の主要な施策として取り組んでいく必要がありますことから、その体制を明確にするため、担当理事職を廃止し中山間振興・交通部を設置することとしております。

このほか、県庁の仕事の効率化、セキュリティ対策等を推進するため、情報政策課を総務部に移管するなど、各部局、各所属の業務の状況を見きわめた上で、県庁全体として最適な組織となるよう心がけたところであります。

来年度は、こうした新たな体制のもと、さらなる飛躍に向け全力を挙げて引き続き挑戦を続けてまいりたいと考えているところでございま

す。

次に、県内の東部、西部の地域に残る未整備区間の解消に向けて、高速道路のさらなる整備促進に取り組んでもらいたいと思うが、現状と今後の見通しについてのお尋ねがございました。

四国の高速道路、いわゆる四国8の字ネットワークは、商業圏域の拡大や交流人口の増加など、本県の産業振興に大きな効果をもたらすとともに、南海トラフ地震発生時には地域に支援物資を届ける命の道となるなど、本県にとりまして必要不可欠な社会資本であることから、これまで、その整備促進を県政の重要課題の一つとして位置づけ、県議会や市町村の皆様と一体となって積極的に取り組んでまいりました。その結果、県内の事業中の区間では、平成30年度に片坂バイパス、平成31年度に中村宿毛道路の平田インターチェンジから宿毛インターチェンジ間、平成32年度には高知南国道路の高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間と、3年連続で開通する見通しであり、県としましても、円滑な事業推進を後押しするために、今議会にお諮りしている当初予算において、必要な直轄事業負担金を計上しているところであります。

一方、未事業化区間においては、四国横断自動車道の宿毛市から愛媛県愛南町内海の区間と、阿南安芸自動車道の奈半利町から安芸市の区間で、昨年社会資本整備審議会道路分科会の四国地方小委員会が開催され、計画段階評価が進められています。さらに、本年1月黒潮町佐賀から四万十市の区間において都市計画決定を行い、そのうち黒潮町佐賀から大方の区間については、先月28日に新規事業採択時評価の手續に着手することとなりました。このように未整備区間の解消に向け、着実に前進しているところではありますが、いずれにしても本県の四国8の字ネットワークの整備率は53%と、まだま

だとの水準にとどまっております。

このため、未整備区間を抱える本県の知事として、また全国高速道路建設協議会の会長として、今後も引き続き、国に対しまして高速道路の必要性や整備効果を具体的にお示ししながら、四国8の字ネットワークの早期完成に向け全力で取り組んでまいります。

次に、社会資本の整備を今後どのように進めていくのか、また社会資本整備推進本部会議設置の狙いは何かとのお尋ねがありました。

県経済の力強い成長を実現するためには、経済活動を支える産業基盤や県民の安全・安心につながる生活基盤の確保が必要不可欠であることから、高知県産業振興計画など県の重要政策を支えるために、インフラの充実と有効活用に取り組んでまいりました。四国8の字ネットワークを事例に挙げますと、高規格道路の整備が進み新鮮な食材が関西圏まで短時間で輸送できるようになったことから、清水サバなど幡多地域の食材を前面に押し出した居酒屋が神戸市にオープンするなど、商業圏域の拡大や商品価値の向上などの経済的効果があらわれています。高知新港では、大水深で整備された岸壁の有効活用を図る観点から、係留施設等の整備とともに積極的なポートセールスを行ったところ、外国クルーズ客船の寄港の増加につながり、観光客の大幅な増加により県経済の活性化に貢献しております。

これらの経済の成長や好循環、県民の安全・安心をより確実なものとするためには、社会活動や経済活動の基盤となる社会資本、いわゆるインフラの整備を多角的な視点で検討し、戦略的かつ確実に進めていく必要があると考えております。さらには、さきに述べましたようなインフラ整備のストック効果をしっかりと把握し、PDCAサイクルを回しながら、発現する効果の最大化を図ることも極めて重要になると考え

ています。

このため、庁内において、産業、医療、福祉なども含めた関係部局で構成する社会資本整備推進本部会議を設置し、インフラの整備計画などに関する情報を全庁的に共有し部局横断的に検討を行うとともに、進捗管理やストック効果などについても議論を深めてまいりたいと考えております。この会議において、予算の執行や工事の発注見通し、事業の進捗状況などの情報を共有し、事業の今後のスケジュールや整備効果などを検討することで、これまで以上に効率的、効果的な社会資本整備を図ってまいります。

次に、CLTの活用に向けた手応えと今後の取り組みについてお尋ねがありました。

CLTの利用促進により、シングルウッドパネルなど他の木質建材の利用も含め、木材全般の活用が進みますよう、本県では平成25年に全国に先駆けてCLT建築推進協議会を設立し、その普及に取り組んでまいりました。また、私が共同代表を務めますCLTで地方創生を実現する首長連合は、設立時の14名から現在は26道府県68市町村、94名へと拡大をしており、全国の首長と連携し、国等に対しましてさまざまな政策提言を行っているところであります。

こうした取り組みと並んで、国では昨年4月までにCLT建築に関する基準の整備を行い、大臣認定を個別に受けることなく、一般的な設計方法によりCLTで建築することが可能となりました。また、昨年5月には国会議員が加盟するCLTで地方創生を実現する議員連盟が発足し、6月には国の関係省庁連絡会議が設置され、CLTの活用を積極的に促進する方針が取りまとめられました。さらに、この1月には需要の一層の拡大を目指した、CLTの普及に向けた新たなロードマップが策定をされますなど、CLTの本格的な普及に向けたステージにシフトしたと強く感じております。

このような中、全国のCLTを活用した建築物については平成27年度末までに約40棟が完成しておりますが、本年度は、本県で整備が進む県立林業学校や国の嶺北森林管理署などを含め、80棟余りのCLTを活用する建築物の整備が新たに進められており、急速な増加に確かな手応えを感じているところです。

今後、CLTの本格的な普及に向けては、CLT建築物のコスト低減やエンドユーザー側にCLTを活用するメリットを伝えていくことが重要であると考えております。このためCLT首長連合を初め国や日本CLT協会の皆様との連携を強化し、まずは全国の公共建築物などへCLTの活用を進め需要を確保するとともに、建築事例を積み重ねる過程で得られた技術やノウハウを普及することにより、さらなるコスト低減につなげてまいります。あわせて一層のCLTの需要拡大に向けて、台湾をターゲットに輸出への取り組みを進めてまいります。また、建築物の整備を検討する過程でCLTの活用が取り上げられるように、施主や建築士などエンドユーザー側の皆様に多角的な視点からアドバイスをいただき、メリットや効果的な活用などについて検証した上で、商業ベースでのCLTのより一層の推進に向けた情報を発信していきたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、これまで余り木材が使われてこなかった都市部などの建築物において、CLTを核に木材の利用を促進し需要を生み出す好循環を構築することにより、中山間地域の雇用の創出や地域経済の活性化を図り、地方創生につなげてまいりたいと考えております。

次に、30歳ぐらいまでに結婚したい、より多くの子供が欲しいという若い世代の声にどう応えていくのか、また多子世帯ほど有利になるような税制などを国に提言していく必要があるの

ではないかとお尋ねがございました。

本県が昨年度行いました少子化に関する県民意識調査を見ましても、結婚を望んでいる皆様の希望する結婚年齢と平均初婚年齢では乖離がございますし、また同様に、子供を持ちたいと望んでいる皆様の子供の数につきましても、理想と現実には乖離が生じています。そのため県では、結婚・妊娠・出産・子育てに関するより多くの県民の皆様の希望をより早くかなえ、そして子供を持ちたいと望んでいる皆様の子供の人数の希望をよりかなえることができるよう、少子化対策を抜本強化して取り組んでいます。その中では、マッチングシステムの活用など結婚への支援を望む独身者への支援の充実、ファミリー・サポート・センター事業の県内全域での普及拡大など子育て支援策の充実、さらには民間企業等と協働して少子化対策を進める高知家の出会い・結婚・子育て応援団の普及拡大など、少子化対策が県民運動へと展開していくような取り組みにも取り組んでいるところであります。

あわせて、結婚年齢や子供の数の乖離の要因の一つである就労や経済的な負担の問題に対しましては、これまでも産業振興計画などを通して仕事の創出と所得の向上に取り組んでいるところでありますし、さらに第3期産業振興計画では、地域産業クラスターの形成を通じまして、地域地域に第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を創出していくことに取り組んでおります。

お話にありました、子供が多い世帯ほど有利となる税制や社会保障制度につきましては、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、昨年7月の全国知事会議において、段階的な幼児教育・保育の無償化や子供の医療制度にかかわる全国一律の制度の創設などとともに、多子世帯に有利な税制や年金

制度の検討などを盛り込んだ提言を取りまとめ、国に対して要請活動を行ったところであります。引き続き、国での積極的な議論を訴えるとともに、私どもといたしましてもより検討を深めてまいりたいと考えております。

もとより個人それぞれが望む生き方はさまざままでございます。引き続き県としては、県民の皆様それぞれの意思に基づいた生き方を応援してまいりたいと考えております。その中で、少子化対策につきましては、結婚・妊娠・出産・子育てに関して県民の皆様の希望をかなえることができますよう、国などへの政策提言も含め、全庁挙げてしっかりと取り組んでまいります。

最後に、子供の医療費助成に係る国保の国庫負担金の減額調整措置の廃止についてどう評価しているのかのお尋ねがありました。

医療保険においては、被保険者が医療機関を受診する際に1割から3割の自己負担が必要となっていますが、子育て少子化対策として子育て世帯の経済的負担を軽減するために、それぞれの地方自治体の判断により、この窓口負担への軽減措置を行っております。しかしながら、国は、被保険者の自己負担を軽減した場合、患者の受診行動が変化することで、軽減しない場合と比べ医療費が増加し、医療費に対する各地方独自の政策が結果的に国の負担増をもたらすことになることから、限られた財源の中で公平に国費を配分するという理由で、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を行っております。

これに対し、全国知事会を初めとした地方3団体では、この減額調整措置は、一億総活躍社会の実現に向けて少子化対策を推進する国の方針に逆行するだけでなく、地方自治体の子育て少子化対策への懸命な努力を阻害するものであり、直ちに廃止すべきであると強く要望を行ってきたものであります。この結果、国において平成30年度以降、未就学児までではあります、

子供の医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止するとされたことは、一定の前進と評価をしております。

今後も引き続き、全国知事会を通じ国に対し、この減額調整措置の全面的な廃止を求めていきたいと、そのように考えているところであります。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) まず、雇用の質をどのように捉え、今後の取り組みに位置づけていくのかのお尋ねがございました。

本県経済を活性化し活力ある地域をつくり上げるためには、若者の県外流出を防止するとともに、移住促進やU・Iターンといった形で県外から人材を呼び込むことが不可欠です。このため第1期、第2期の産業振興計画を通じて、その受け皿となる雇用の場を数多く創出することに努めてまいりました。その結果、この間に、県が定量的に把握できるものだけでも6,000人を超える雇用が生まれております。

しかしながら、人口減少による負の圧力は続いており、引き続き地産外商を強力に推進し、受け皿としての雇用の量的な拡大を図るとともに、今後、地域で頑張りたいと願う若者の希望によりよく応えていくためには、雇用の質の向上を目指すことがより一層重要になるものと考えております。このため第3期計画からは、地域産業クラスターの形成などにより、地域地域に、第1次産業から第3次産業までの魅力的でやりがいを感じられる多様な仕事をつくり出していくことに重点的に取り組んでいるところであります。

また、雇用形態や賃金、労働環境の改善なども、雇用の質の向上という点では重要です。このためver. 2へと改定する第3期計画では、地産、外商、拡大再生産の取り組みをそれぞれさ

らにパワーアップさせ、生産性や付加価値の向上、販路の拡大などを図ることで、雇用の質の向上に積極的に取り組むことができる体力を有する事業者の方々の一層の増加につなげてまいります。また、各産業分野における事業戦略づくりを強力にサポートすることなどにより、雇用条件や労働環境の改善に向けた、事業者みずからの気づきや行動を促してまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じて雇用の質の向上を図るとともに、正社員の有効求人倍率や毎月勤労統計調査の1人当たりの現金給与総額などにより、状況を把握してまいりたいと考えております。

次に、農林水産物や食料品の輸出における今後の戦略と目標設定についてお尋ねがございました。

まず、食料品の輸出につきましては、第3期産業振興計画において、相手国の特性に応じた国別の戦略とユズなど品目別の戦略、企業の取り組み段階に応じた支援という3つの戦略のもと、輸出額を平成26年の約3.4億円から平成31年に9億円にすることを目標に取り組みを進めております。

具体的に申し上げますと、1つ目の国別の戦略では、これまでの取り組みの成果を踏まえ、本県からの輸出額が多い、あるいは世界的な食の情報発信地であるアメリカ、フランス、シンガポール、香港、台湾などを有望市場として、これまで培ってきた商流を生かし、効果的に販路拡大を図ってまいります。また、富裕層の増加と日本食市場の拡大が見込まれるタイやベトナムなどの国々を新たな市場として、販路開拓に取り組んでまいります。

2つ目の品目別の戦略では、昨年EU、シンガポール、香港においてKOCHI YUZUの商標を取得したことから、本県ユズのさらなる認知度向

上やブランド化に向け、EUで開催される展示見本市への出展などを継続してまいります。また、土佐酒につきましては、国際的な情報発信力が強いイギリスで高い評価をいただいております、この定着に向けプロモーションを強化するとともに、この評価を香港などでの売り込みにもつなげてまいります。さらに、水産物につきましては、まずは欧米に比べて輸入規制のハードルが低い香港やシンガポールなどでの販路拡大に取り組んでまいります。

3つ目の企業ごとの支援では、食料品の衛生管理基準に対応するためのサポートに加え、農産物の安全管理等に関する国際的な認証制度であるグローバルGAPの取得に向け、継続して支援することとしております。

次に、農林水産物のうち木材につきましては、平成31年の輸出目標を3,000立方メートルとし、CLTを含めた県産材製品のアジア地域への輸出の促進に取り組むこととしており、県内事業者の商談や営業活動、バイヤーの招聘などを支援するとともに、特にCLTにつきましては、木造建築への関心が高まっている台湾を新たなターゲットとして取り組んでおります。

こうした、相手国や品目に応じた戦略に基づく取り組みをさらに強化するとともに、来年度から、輸出を統括する輸出振興監を配置して、全庁の取り組みに横串を刺し、より効果的な事業展開を図ってまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、新規就農者の確保目標320人に向けた担い手の確保・育成についてのお尋ねがございました。

新規就農者の確保につきましては、産地提案型の担い手確保対策に取り組む産地の拡大や、県内外で開催しております就農相談会の強化などによりまして、第3期産業振興計画の目標である年間の新規就農者320人の確保に向けて取

り組みを進めております。

その中心となる産地提案型の担い手確保対策につきましては、本年度に入り新たに4つの市町村から11の提案書が追加され、合わせて29の市町村で42の提案書が策定されております。これに基づき、産地みずからが東京や大阪での就農相談会に参加し、地域の特色やよさもPRしながら募集を積極的に行いました結果、本年度新たに26名の方が産地に入り、就農に向けた研修を開始されるなど成果が出てきております。

また、県内外で開催しています就農相談会では、開催回数を大幅にふやすなど取り組みを強化したことにより、昨年12月末時点の相談件数が前年同期比で36%増の661件に増加しております。

さらに、来年度に向けましては、こうちアグリスクールについて、仕事を持っている方が受講しやすい平日の夜間コースを追加するといった見直しを行いますほか、農業担い手育成センターでは、増加傾向にある雇用就農者向けの研修内容を拡充してまいります。また、就農希望者の研修を担う指導農業士をふやすなど、受け入れ体制のさらなる強化にも取り組んでいくこととしております。

こうしたことから、今後も引き続き新規就農者の増加が期待できるものと考えております。また、このような受け入れ対策とあわせて、既に就農した方に対しましては、農業振興センターやJA、市町村が連携してきめ細やかな指導を行うことで、地域に確実に定着をし、戦力になっていただけるよう取り組んでまいります。

次に、農業担い手サミット開催の意義と取り組み状況についてのお尋ねがございました。

全国農業担い手サミットは、全国の意欲ある農業者が一堂に会し、相互研さん、交流を通じて農業経営の現状や課題についての認識を深め、みずからの経営改善と地域農業の発展を目指す

ということを目的に毎年開催されております。20回目のサミットとなる高知大会は、ことし10月24日と25日の2日間、全国から約1,800人の担い手が参加して開催され、本県での開催は初めて、四国においても初の開催となります。

このサミットは地域の担い手をどのように確保・育成していくのかを考える場となりますことから、その開催を契機として、例えば産地提案型の担い手確保対策に取り組む産地側の受け入れ体制をさらに強化し、先ほど申し上げました320人の新規就農者の確保につなげてまいりたいと考えております。また、本県が進める環境制御技術の導入の促進や生産の拡大を柱とする次世代型こうち新施設園芸システムや、農業クラスター形成への取り組みなど、大会テーマでもある高知の元気な農業を全国に向けて発信してまいります。

なお、サミットの開催に向けましては、昨年より担い手の皆様が中心となる実行委員会を県域及び県内10地域で立ち上げ、企画を進めているところがございます。これから開催までの数カ月間、実行委員会を中心にしっかりと準備を進め、サミットの開催が担い手の経営改善と地域農業の振興につながるよう取り組んでまいります。

最後に、中山間地域の多面的機能を守り、農業の競争力を高めるため、中山間地域の農業にどのように対応していくのかのお尋ねがございました。

中山間地域の農業は、県土の保全や集落を維持する上で重要な役割を担っております。また、ユズやお茶、特色のある畜産物などの豊かな資源を有しており、将来にわたり維持・活性化していくことが必要でございます。このため県では、中山間地域等直接支払制度などを活用して農地や水路などの生産基盤や集落環境を保全し、その上に集落営農と中山間農業複合経営拠

点の両輪で地域農業を支え、さらには競争力を高める仕組みづくりを進めております。

具体的には、集落営農の取り組みでは、園芸品目の導入などにより所得の向上を目指すこうち型集落営農や、若者の雇用につながる法人化を推進しておりまして、現在こうち型集落営農は46組織、集落営農法人は18法人と着実に取り組みが進んでおります。

複合経営拠点では、地域を支える取り組みとして、若い就農希望者を呼び込み育てる研修事業のほか、農作業の受託や庭先集荷などを行っております。また、稼ぐ取り組みとしまして、中山間地域の特性を生かした農産物の生産や6次産業化にも取り組んでおり、現在予定も含め県内15地区に広がっております。加えて、中山間対策の柱であります集落活動センターとの連携も図っております。今後はさらに、新技術の導入や新たな人材の確保・育成などを効果的に実現するための事業戦略づくりを進めてまいります。

こうした取り組みを一体的に推進し県内各地に広げていくことで、中山間地域の農業を守り、競争力を高め、そして将来に希望を持った若者が暮らせる、活力のある中山間地域の農業の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 水産加工施設を中心としてどのように養殖業振興の取り組みを進めていくのか、今後のビジョンと決意についてお尋ねがございました。

本県はブリ、マダイを中心に全国第4位の生産量を誇る養殖生産県であり、特に宿毛湾においては、水温が高く淡水の影響が少ないなどの地理的優位性を生かしてクロマグロの養殖が拡大しております。しかしながら、産地加工体制が脆弱なことから、これらの養殖魚の多くが国内向けに生鮮で出荷されており、特に主要魚

種のブリやマダイは国内の市場が飽和状態に近く、他県との産地間競争で厳しい状況が続いております。一方、議員のお話にもありましたように、世界的な和食への関心の高まりなどにより、北米を中心にブリの輸出が伸びるなど養殖魚の海外での需要が拡大しております。このような国内外の市場の動向に対応するためには、高度な衛生管理基準を満たした加工施設が必要となっております。

こうした状況の中で、海外にも水産物の販路を持つ企業が宿毛市での加工施設の整備に意欲を示しております。県内では、これまでに例を見ない大規模な加工体制が整うことで、輸出の進展とともに産地の養殖生産量の維持・拡大につながるが大いに期待されます。県としましても、立地に向け、加工用原魚の調達や労働力の確保などに企業や宿毛市と一体となって取り組みますとともに、設備投資に関しましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。また、産地加工体制の強化とあわせて、宿毛湾の養殖産地としての認知度の向上や交流人口の拡大を図るため、高知家の魚応援の店の活用による外商活動や地元飲食店と連携したプロモーションを展開してまいります。

こうした取り組みを通して加工を核としたクラスターの形成を促進し、養殖業のさらなる振興を図ってまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 南海トラフ地震対策に関して、住宅の耐震化の進め方とその取り組みの決意についてお尋ねがございました。

本県では、南海トラフ地震から命を守る対策に最優先で取り組んできた結果、津波避難空間の整備がおおむね完成するなど、特に津波から命を守る対策について一定のめどが立ちましたが、その一方で耐震化を必要とする住宅は約7万戸もあると推計されております。津波から命

を守る対策は、地震発生直後に倒壊した住宅に閉じ込められることなく自力で避難できることが前提であり、津波避難空間整備の次の段階として住宅の耐震化が重要であると考えております。このため第3期南海トラフ地震対策行動計画において、住宅の耐震化を重点課題の一丁目一番地に位置づけ、平成28年度からの3年間で耐震改修4,500棟の目標を掲げ、取り組みを強化しているところです。

具体的には、住宅所有者への直接的な啓発と支援制度の周知のため、戸別訪問の実施を市町村に働きかけ、29年度までに全ての市町村で戸別訪問を実施することとなっております。また、低コスト工法を使いこなせる事業者の育成が進み、耐震改修工事費が従来に比べ下がってきたことや、代理受領制度の導入や補助額の上乗せをする市町村がふえたことで、住宅所有者の費用負担の軽減が図られております。

昨年4月に発生いたしました熊本地震の影響もあり、1月末時点の住宅の耐震化に係る補助の申込件数は、耐震診断が昨年度同期と比較して2.1倍の3,472件、耐震改修が1.3倍の1,138件と大幅にふえております。さらには、県内の住宅の半数近くを占める高知市から、耐震改修補助に17万5,000円を上乗せする経費を計上した29年度当初予算案が発表されたところであり、より一層住宅の耐震化が加速するものと期待しております。

引き続き市町村と連携しながら、全力を挙げて目標達成に取り組んでまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず地震による火災の被害をどのように防いでいくのかとお尋ねがございました。

地震による火災の被害を防ぐには火を出さないことが一番ですので、揺れがおさまったらガ

スコンロやストーブをすぐに消すといったことや、感震ブレーカーの設置といった、個人での出火防止対策が重要となります。仮に出火した場合でも、初期消火を確実に行うことで延焼を防ぐことができますので、自主防災組織の皆様が定期的に消火訓練を行い、いざというときのために備えておいていただきたいと考えています。こうしたことに、全ての県民の皆様は今まで以上に取り組んでいただきたいため、全戸に配布する「南海トラフ地震に備えちょき」の改訂版には、出火防止・延焼防止対策を今までより詳しく盛り込むことにしております。また、自主防災組織の消火訓練で必要となる消火器や可搬式のポンプなどの資機材の整備に対しても、引き続き補助金による支援を行ってまいります。

一方、木造住宅が密集している市街地のうち、延焼が広がると安全に避難することが困難となる可能性がある11市町の19地区については、地震火災対策を重点的に推進する地区として位置づけ、それぞれの地区において、出火防止、延焼防止、安全な避難の3つの対策について、市町が計画を作成し、取り組んでいただくこととしております。県といたしましては、この市町の取り組みに対して、まずは出火防止対策として平成27年度に四万十市が中村地区の全戸に配付した、感震ブレーカーの購入経費に対して支援を行いました。来年度は10市町12地区で同様の支援を予定しています。

このように、県民全ての皆様に行っていただく取り組みと重点的な取り組みを市町村とも連携して進めることにより、地震による火災の被害を防いでまいります。

次に、大規模な災害時に他の自治体から支援を受けるための計画の策定について、本県の現状と今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すれば、県や市町村で

は、物資拠点での活動といった応急期の対応や、罹災証明書の発行といった被災者支援に係る業務などにおいて、マンパワーが不足することが想定されますので、県外の自治体からの支援が必要となります。さらに、消防機関や警察、自衛隊による救助救出活動、医師や看護師などによる医療救護活動についても、同様に県外からの支援が必要となります。こうした県外からの支援を円滑に受け入れ、効果的な活動をしていただくためには、まずは応援に必要な人数の把握やその要請方法、さらには応援に来られた方の活動内容について、具体的に定めた受援の計画を策定しておく必要があります。

県においては、受援が必要と考える業務は現時点で30業務あり、このうち救助救出活動や医療救護活動など20業務については計画が策定されており、残りの10業務については現在策定に向け検討しているところです。来年度、全庁の災害対応体制を取りまとめた応急対策活動要領の見直しを予定しておりますので、その中で改めて県外からの支援を受ける業務を洗い出し、県として必要となる受援の計画の整理を行います。受援に関しましては、まずは受援が必要となる業務に関する計画を全て策定し、次にそれらの計画を充実・強化、あわせて計画相互の調整をすることにより、本県における受援力を高めてまいりたいと考えています。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 日本一の健康長寿県構想についてお答えします。

まず、健康寿命を延ばす取り組みについて、現状の課題と今後の取り組みについてのお尋ねがありました。

健康寿命の延伸を図るためには、日常生活に制限を及ぼす疾患を発症しないこと、またそうした疾患をできるだけ早期に発見して適切な治療を継続し重症化を防ぐことが重要ですので、

後遺症や重症化により身体機能の低下を招く脳血管疾患や心疾患、がんなどの生活習慣病を予防するとともに、早期に発見する取り組みが最も効果的であると考えています。このため県では、特定健診やがん検診の受診率向上対策を初め、高血圧や喫煙対策、子供のころからの健康的な生活習慣の定着に向けた健康教育などの取り組みを進めてきました。

こうした取り組みにより、40歳から64歳までの壮年期の男性の年齢調整死亡率は、一定の改善傾向が見られるようになりましたし、厚生労働省のデータによると、本県の健康寿命は、男性は69.99歳、女性は74.31歳であり、前回の平成22年調査と比較して、女性は1.2年延びて全国平均を上回り、男性も0.87年延びています。しかしながら、壮年期の男性の年齢調整死亡率は依然として全国よりも1割程度高い状況にあることや、男性の健康寿命は延びたものの全国よりも1.2年短く、順位も46位と改善していないことが大きな課題です。

昨年策定した第3期日本一の健康長寿県構想では、壮年期の死亡率の改善を柱の一つとして、より骨太で本格的な対策を推進しており、血管病の重症化予防対策や高知家健康パスポート事業などに取り組んでいるところです。このうち、県民の皆様の健康意識のさらなる醸成と健康行動の定着化を目的として、昨年9月にスタートした健康パスポートの取得者は、先月末で9,000名を超え、壮年期の死亡率の改善に向けたターゲットである40歳代から50歳代の方が約4割を占めており、民間事業者での活用事例も見られるようになってきました。来年度は新たにランクアップの仕組みを設けるなど魅力を高めることにより、さらに多くの方にパスポートを取得して健康的な生活習慣を定着させていただけるよう、市町村を初めとした保険者とともに取り組んでいきます。

今後も、こうした健康的な生活習慣の定着を図る取り組みや、健診、保健指導などによる生活習慣病の早期発見や重症化予防など、1次予防から3次予防までを切れ目なく展開することで、健康寿命のさらなる延伸を図っていきたいと考えています。

次に、健康寿命を延ばす観点からもしっかりと歯と口の健康に取り組んでいくことが重要と思うがどうかとお尋ねがありました。

歯と口の健康は、おいしく食べ、楽しく会話し、明るく笑える豊かな人生を送るために非常に大切なことであり、また議員御指摘のとおり、全身の健康の保持増進や生活習慣病、早産などの予防、がん治療にも影響を及ぼす重要なものです。

県では、高知県歯と口の健康づくり条例に基づき基本計画を策定し、虫歯予防対策、歯周病予防対策、高齢者などの歯科保健対策を主要施策に位置づけて取り組みを推進してきました。その結果、全ての市町村で保育所・幼稚園などでのフッ化物洗口が実施されるようになったことを初め、子供の虫歯数の減少、80歳で20本以上自分の歯を保つ人や定期的に歯科健診を受ける人の割合の増加など、一定の成果が上がっていますが、一方で歯周病については、子供や働き盛り世代において改善が見られていないという新たな課題も明らかとなりました。

これまで歯周病対策は、予防や適切な治療を促進するために、県民公開講座やテレビCMなどによる普及啓発を通じて、かかりつけ歯科医を持つことや定期的に歯科健診を受けることの大切さなどを県民の皆様に周知してきました。また、妊婦さんを対象とした無料の歯科健診を今年度より開始したところです。一方で、県内で定期的な歯科健診を実施している市町村は、現在3市にとどまっている状況です。こうした中、今年度国民健康保険の保険者努力支援制度

の中で、歯周疾患検診の実施状況が新たな保険者共通指標に位置づけられましたので、今後できるだけ多くの市町村で歯科健診が実施されるよう、県としても積極的に市町村に働きかけていきたいと考えています。

虫歯予防対策を初めとした主要施策に、引き続きしっかり取り組んでいくとともに、ライフステージや地域特性に応じたきめ細やかな対策を推進することで、歯と口の健康づくりを通じた健康寿命の延伸を図っていきます。

最後に、高知家健康パスポート事業に歯と口の健康に関するメニューをしっかりと位置づけるべきではないかとお尋ねがありました。

現在、健康パスポートのポイント付与を行っている歯科保健事業としては、県が実施する妊婦さんを対象とした歯科健診と、高知県後期高齢者医療広域連合が実施する被保険者を対象とした健診の2つがあります。これらの健診は、歯科医療機関で受けていただく必要があることから、高知県歯科医師会の御協力を得て、昨年の11月からポイント付与を開始しています。

また、県民の皆様に歯周病予防の重要性を啓発する目的で先月開催しました高知家健口フォーラムにおいても、特別講演や口腔チェックに参加された方を対象にポイント付与をさせていただきます。

このほか、先ほどお答えしたとおり、市町村での歯科健診の実施を働きかけていきますので、あわせて健康パスポートのポイント付与事業としても、しっかり位置づけていきたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、チーム学校の取り組みに対する評価と今後の課題についてお尋ねがございました。

本県では本年度から、教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画に基づき、チーム学校の構

築に取り組んでおります。この中において、学校経営計画の作成、実施や主幹教諭の配置など、組織マネジメント力の強化を図り、また学校支援地域本部の設置促進など、地域との連携・協働の体制づくりを進めております。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、放課後学習支援員等、外部の専門人材との連携にも力を入れてまいりました。その中の、学校の組織力を高める取り組みの一つとして、現在県内の9つの中学校において研究している、教科の縦持ちがございます。これは、定期的、日常的に教科会を設定し、その中で教員同士が学び合い、切磋琢磨し、協働し合うことを意図したもので、研究校からは、教員同士が授業方法などについて熱心に議論し先輩教員が若手教員に指導や助言を行う場面がふえたなど、OJT機能が活性化しているとの報告が上げられております。

このように、学校の組織力の向上が図られている面もありますが、補強すべき点や新たな課題も明らかになっております。その一つが、教員の職務に係る時間的、精神的な負担が増大していることに伴う教員の多忙化の問題です。また、暴力行為や不登校など生徒指導上の諸問題に対しては、まだその対応が個々の教員に任される傾向にあり、チーム学校としての取り組みに弱さが見られる学校もございます。さらに、次期学習指導要領の実施においては、教育課程全体を、各学年のつながりという縦の視点や各教科間の関連という横の視点に加え、外部人材や地域の力といった学校外の教育資源の活用も視野に入れたカリキュラムマネジメントを行う必要があります。高度な学校経営が求められることとなります。このような課題に早急に対応するよう、教育大綱や教育振興基本計画の見直しを行っているところです。

まず、課題の一つである教員の多忙化の解消

に向けては、教員の業務の一部を事務職員が分担できないかといった視点から、職員の業務分担の見直しを進めるほか、部活動についても、適切な休養日や練習時間の設定とともに、外部指導者の配置を拡充するなどの取り組みを進めております。

また、生徒指導上の諸問題については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材も含めた校内支援会の定期的な開催や、学年部会を中心とした日々の見守りといった組織的な対応の徹底を図ってまいります。

さらに、カリキュラムマネジメントの実現を図るために、校長のリーダーシップのもと、全職員がベクトルを合わせ、組織的に取り組んでいく体制づくりをさらに進めてまいります。あわせて、カリキュラムマネジメントの意義や具体的な方法について周知を図る研修の場を多く設定するとともに、社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域との連携体制の強化を図ってまいります。こうしたことを通して、チーム学校の取り組みをさらに充実してまいります。

次に、いかに高校生の学力を向上させ、生徒の進学希望の実現を目指していくのかとのお尋ねがございました。

生徒の進路希望の実現に向けて、各校では個々の生徒の学力状況に応じたきめ細やかな指導等を行っており、また県教育委員会としましても、国公立大学進学を希望する生徒を対象とした進学合宿や、教員対象の県外講師を招聘した大学進学に向けた授業研究などの取り組みを進めてまいりました。こうした取り組みにより、県内公立高校生の国公立大学への現役での進学率は、直近3年間を見ますと、10.2%、11.2%、12.2%と徐々にではありますが上がってきており、一定成果は出ているものと考えます。

しかしながら、平成27年度当初、公立高校の卒業予定者のうち、約25%が国公立大学への進

学を希望していながら、実際に進学できた生徒の割合は約12%にとどまっているという結果は重く受けとめなければなりません。このように、生徒の希望に十分応え切れていない要因といたしましては、進学目的や将来の見通しを十分に持たすことができず、安易な進路変更をしてしまう生徒も多いことや、それぞれの生徒が希望する大学に進学できるだけの学力をつけるための指導がまだ十分ではないことなどがあるものと認識をしております。

今後は、生徒に進学目的や将来の見通しをしっかりと持たせるために、職場体験、職場見学や学習記録ノートの活用などによるキャリア教育の一層の充実や、高大連携事業等を活用した大学での学び体験などを通じて、学習意欲の喚起や大学進学への明確な目的意識を持たせたいと考えております。さらに、教員のキャリアカウンセリングのスキルを向上させる研修などを通じて、各校での効果的な進路指導の充実も図ってまいります。

また、学力の面では、センター試験や各大学の個別試験にも対応できる幅広い教科の学力を生徒にしっかりと身につけさせるために、思考力、判断力、表現力を育成するための授業改善や、生徒一人一人の学力状況に応じた補習、添削などの個別指導の充実を図ることとしております。加えまして、郡部校では、幅広い学力層の生徒に対応するためインターネットツールを活用した自主的な学習も支援してまいります。また、進学に重点を置く学校では、難関大学への受験指導にも対応するため、各校における大学の個別試験の研究の充実や、進学指導に定評のある外部講師を招聘した授業研究の強化などを通じて、個々の教員のさらなる教科指導力の向上を図ってまいります。

これらの取り組みを通じて、第2期教育振興基本計画においてお示しをしている公立高等学

校卒業生の国公立大学進学者数を、平成27年度末の現役生551人から平成31年度末には現役700人以上とする目標の達成に向け、しっかりと学校を支援してまいります。

○8番（加藤漢君） それぞれ御答弁ありがとうございました。一括質問も私で最後の質問者となりました。

きょうはこの後、高知城歴史博物館の開館記念式典も予定をされております。先ほど高知城に行きましたら、あしたからスタートする「志国高知 幕末維新博」のオープニングの準備も着々と進んでおりました。435万人観光の達成に向けて大いに盛り上がりますように期待をいたしております。

また、議場にいらっしゃる方々を初め、今月で定年をお迎えになる皆様には、これまでの長年の御勤務に心から感謝を申し上げます。質問の冒頭でも申し上げましたけれども、私たちの今日当たり前の生活があるのは先輩の皆さんのおかげだと、常日ごろから思っております。私自身も、このたび定年をお迎えになる方々に御指導いただいた、育てていただいて今があるんだなあというふうに改めて痛感をいたしておるところでございます。皆さんのこれまでの御努力、御功績が、野中兼山が行ってきた功績のように、末代にわたって輝き続けるように、あわせてまだ1カ月ございますので、全力で県勢浮揚に取り組んでいただきますように心から祈念を申し上げて、私からの質問の一切とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明4日及び明後5日は休日でありますので、3月6日に会議を開くことといたします。

3月6日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

平成29年 3 月 3 日

す。

午後 2 時40分散会

平成29年3月6日（月曜日） 開議第6日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

38番 金岡佳時君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 福田道則君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 坂田和子君
 職務代理者 吉村和久君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 中島 喜久夫 君
 事務局次長 弘田 均 君
 議事課長 横田 聡 君
 政策調査課長 西森 達也 君
 議事課長補佐 宮本 正彦 君
 主 幹 浜田 百賀里 君
 主 事 溝渕 夕騎 君



議事日程(第6号)

平成29年3月6日午前10時開議

第1

- 第1号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第2号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第12号 平成29年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第22号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第23号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第24号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第25号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第26号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第27号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第28号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第29号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第30号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第31号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第32号 平成28年度高知県県営林事業特別会

	計補正予算		等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業		

第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計予算」から第63号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」、以上64件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

上田貢太郎君の持ち時間は50分です。

1番上田貢太郎君。

○1番（上田貢太郎君） おはようございます。

自由民主党の上田貢太郎でございます。

質問戦もいよいよきょうで5日目ということで、本日から一問一答形式となります。そのトップバッターを私、務めさせていただくわけですが、ただこの一問一答での質問、今回が実は初めてでありまして、今となって本当に私でよかったのかと恐縮しております。とはいえ、県民の思いをしっかりと伝えられるよう、頑張っ

て質問させていただきたいと思っております。執行部の皆様よろしくお願いたします。

それではまず、幕末維新博に関連して、映像コンテンツ、映画を生かした観光振興について

お伺いいたします。

3月4日、「志国高知 幕末維新博」がついに開幕しました。ここから2年間にわたって坂本龍馬や岩崎弥太郎など土佐の偉人たちの功績が日本全国でクローズアップされることと思います。先日のオープニングイベントでは、多くの関係者御出席の中、力強い知事の御挨拶がございました。そして、特別ゲストの高橋英樹さん、広末涼子さんらにもイベントを盛り上げていただき、すばらしいスタートとなりました。私も内覧会やオープニングイベント、また地域会場を見て回り、思いを新たにいたしました。

そこでまず、オープニングからの2日間を踏まえまして、改めて知事に幕末維新博にかける意気込みをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 「志国高知 幕末維新博」、このスタートに当たりまして、これまでの間、本当に大変多くの皆様にお世話になってまいりましたこと、この場をおかりして、まずもって心から御礼申し上げたいと思っております。

初日でありますけれども、オープニングセレモニー、さらにはオープニングイベントを開催し、このオープニングセレモニーが約3,500人、そしてまたオープニングイベント全体一日通していけば1万8,500人ぐらい、大変多くの皆様においでをいただきました。また、会場の入り込みという観点からも、メイン会場、サブ会場、地域会場合わせて初日で1万人を超える方に入場いただいたと、まだ粗い集計でありますけれども、そういうデータでございます。本当に多くの皆様に、この幕末維新博についてスタートダッシュ、盛り上げていただいております。本当に心から感謝を申し上げたいと、そのように思います。

この幕末維新博を通じて目指していきたい点としては、大きく言いますと2つあるんだろうと、そのように思っています。まずは435万人観

光を定常化していくと、そのためにもその上を目指してさらなる多くの入り込み客数を確保できるように努力していかないとはいけません。

そしてもう一つは、やはりこの幕末維新博終了後も、幕末維新博そのスタート時に取り組んだ、そして2年間かけてさまざまに磨き上げていったそれぞれの地域における歴史、食、自然の観光資源が永続していくように、自立的に発展していけるようなものとなるように、しっかりとこの2年間取り組んでいくということだと思っています。2年たったときに、このままこれら全てどんどん進化する形で続けていけるなということになって、本当の意味で成功だと言えるんだと、そのように考えています。

そういう観点からも、この2年間きめ細かくPDCAサイクルを回していきながら改善、さらには伸ばすべきところは伸ばすという取り組みを進めていって、何としても高知県観光のさらなる底上げを図っていきたいと、そのように考えているところです。

○1番(上田貢太郎君) ありがとうございます。お話がございましたように、たくさんの皆様に来ていただいて、どんどん高知が元気になっていくよう、我々も頑張ったいと思います。

ことしは、大政奉還150年の年であるとともに、坂本龍馬没後150年になりますので、全国各地で関連イベントも開催されます。今後は、いろいろなゆかりのある地域や団体とも連携をしながら、この博覧会を盛り上げていく必要があるかと思っています。

そこで、昨年6月議会の質問の折に、私、土佐勤王党の武市半平太を主人公にした映画を、旅館組合関係者や若手経営者らが中心となって準備しているというお話をさせていただきましたが、具体的に動き出しましたので、少し長くなりますが、御紹介させていただきたいと思

ます。現在、高知県在住の漫画家黒江S介さん原作による漫画「サムライせんせい」を、実写映画として本県でことし6月から撮影、12月公開を目指し準備中であります。この映画「サムライせんせい」は、武市半平太が現代の高知にタイムスリップしてきて学習塾の先生をするというコメディであります。2015年に関ジャニ∞の錦戸亮さん主演でドラマ化もされていますので、記憶に新しいかと思いますが、尾崎知事も奥様の薦めでこのドラマをごらんになられたそうであります。

今、日本映画は大変勢いがありまして、アニメ映画「君の名は。」が観客動員1,500万人、興行収入200億円を突破し、さらに中国でも7,000カ所で上映し、タイや香港などアジアでも大ヒットと快進撃を続けております。また、戦争中の広島を舞台にした「この世界の片隅に」や「シン・ゴジラ」などヒット作が次々と出ており、盛り上がっております。そして、漫画原作の実写映画化も多く、今回のサムライせんせいの映画化も大きくこの波に乗れたらと奮闘しております。本県を舞台にした映画は、これまでに数多く映像化されてきましたが、地元を中心として制作される映画は限られております。今回は、多くの企業さんらの御協力がいただけたこともあり、6月クランクインの予定は問題なさそうです。

そうした中、本会議開催に合わせて尾崎知事より、高知県文化芸術振興ビジョンの改定案が示されました。この基本理念には、教育や福祉、スポーツを初め産業振興、観光振興、また過疎化対策においても、文化芸術の果たす役割は小さくなく、地域に新たな活力やエネルギーを与える存在が文化芸術であり、この10年で高知県の文化芸術はどうあるべきかを示すのがこの文化芸術振興ビジョンですとあります。一昨年9月議会で池脇議員もこのことに触れておられ

ましたけれども、大変素晴らしいことだと私も思いますし、今後県民から求められる政策だと考えます。

そこで、この高知ゆかりの作品サムライせんせいは、県の観光資源としてどのような位置づけで捉えていただけるのか、まず高知フィルムコミッションを所管する高知県観光コンベンション協会の会長である岩城副知事にお伺いいたします。

○副知事(岩城孝章君) このサムライせんせい、通告をいただいてから後ではございますが、私も原作本3巻を拝見させていただきました。お話にありましたように、武市半平太が現在の高知にタイムスリップする、坂本龍馬も出てまいります。高知らしき風景も、また本物の土佐弁もふんだんに出てまいります。そうした意味で、ドラマ化に続いて映画化ということになれば、まさしく今幕末維新博を開催している高知、また維新博、ひいては高知県の大きなPRになる可能性を持った作品だというふうに考えております。

○1番(上田貢太郎君) ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いいたします。

そこで、このサムライせんせいの映画化に関しては、県もタイアップしていただいているところではありますが、具体的に県やフィルムコミッションはどのような協力を行っていただけるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長(伊藤博明君) 県では、観光コンベンション協会の高知フィルムコミッションを通じまして、県内の撮影場所に関する情報提供、関係団体や地元の方々との調整、宿泊施設や食事場所などの情報提供、エキストラ・ボランティアスタッフの募集や手配、撮影場所探しなどの現場立ち会いといった支援を行っております。

今回は、幕末維新博を2年間にわたって開催

中でもありますので、映画を活用した博覧会のPRなどが可能であり、その効果も期待できるとなれば、プロモーションに関して映画との連携も考えていきたいというふうに考えております。

○1番(上田貢太郎君) どうもありがとうございます。

そこで、このサムライせんせいだけでなく、これを契機に映画というコンテンツをこれまで以上に本県の観光振興のために積極的に活用していくべきだと思いますが、どのようなお考えか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、大勢の鑑賞者が見込めて高知にゆかりのある映画は、高知県のPRに大変効果があると考えられること。次に映画の撮影場所は後々ロケ地めぐりなどの観光誘客にもつながる可能性があること。さらに県内で大規模な撮影がされる場合は、宿泊などを中心にさまざまな経済効果がもたらされること。こうしたことから、高知県での撮影のワンストップ窓口として2004年に高知県観光コンベンション協会内に高知フィルムコミッションを設立し、さまざまな支援を行っております。本県の観光振興に結びつくかどうかは映画の内容によっても濃淡が出てくると思いますが、今後も観光振興におけるプロモーションとして映画を活用していきたいと考えております。

○1番(上田貢太郎君) ありがとうございます。先ほどの高知県文化芸術振興ビジョンにもありましたように、地域に新たな活力やエネルギーを与える存在が文化芸術であります。映画を一つのツールとして、うまく他の産業につなげることができれば、高知県はもっと元気になると私は思います。ぜひよろしくお伺いをいたします。今回の質問に当たって、私この映画サムライせんせいの脚本を読ませていただきましたけれども、非常に強力な地域振興・観光誘致ツ

ルになると考えております。関係者の皆さんは相当な覚悟で協力体制を築きつつありますので、ぜひ執行部の皆様、先輩・同僚議員の皆様も御協力よろしくをお願いいたします。

本作品の監督は渡辺一志という若手の監督で、監督の御実家の家宝に坂本龍馬直筆の手紙がございまして、私も見せてもらってびっくりしたのですが、龍馬と大変縁のある監督さんであります。プロデューサーは、「佐賀のがばいばあちゃん」を大ヒットさせた竹本克明氏で、キャスティングにつきましては、まだ公開はできないそうですが、非常に人気の役者さんばかりで、ぜひ期待してくださいとのことでございます。

私は、このサムライせんせいと幕末維新博がうまく連動できれば、高知のよさをもっと広く全国、いや世界に伝えられると期待しているところであります。というのも、四万十市を舞台に監督並びに主なキャストを高知県出身者で固めた映画「あらうんど四万十〜カールニカーラン〜」は、東京映画祭でこの映画はラテンアメリカのマーケットに合うということで、メキシコのバイヤーとつながって、現在はメキシコの60都市、100スクリーンで公開され、機内上映もやっています、今後はチリやアルゼンチン、ブラジルにも広がる可能性があるそうであります。長期的展望のもとに、映画やドラマの誘致を続けていくことで高知県の魅力を広く発信し、積極的にインバウンドを獲得していく姿勢こそ、今県が力を入れなければならないところではないでしょうか。

今回のサムライせんせいの制作に合わせて、有志の皆さんは、仮称高知フィルム・オフィスというNPO団体を民間で立ち上げ、継続して映画やドラマの制作のサポートをコンベンション協会と連携しつつ担っていきたいということで組織づくりを進めております。内容としては、受け身でなく積極的に外に対してアプローチし

ていく組織です。企画の立ち上げ、誘致提案、各種関連イベントなどを初め、東京や海外などでの映像を中心にした催し物も行います。また、外部から高知へ提案される映画、テレビなどの窓口となり、不確定要素の多い映像作品の真偽を判断するフィルターの役目も果たします。本県のためになる健全な映画制作のための組織として運営していく予定であります。知事の目指す「龍馬伝」での435万人を超え、そして高知県観光のもう一段の飛躍のためにも、こうした有志の取り組みは非常に期待が持てると思います。

このNPOが立ち上がった場合、県と連携して取り組むことでより一層高い効果が生み出されるのではないかとと思いますが、どのような支援・連携が考えられるか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） お話のありましたNPO法人が立ち上がり、高知を舞台とした映画制作の提案や映画制作の撮影場所としての高知の売り込みなどに自主的に御協力いただけるようになることは大変ありがたいことで、ぜひ連携した取り組みをしていきたいというふうと考えております。ただ、その活動に対しましてタイアップという形で県が費用負担することになれば、何らかの契約行為が必要となりますので、その際には地方自治法や会計規則などに従った手順を経ることになると考えております。

○1番（上田貢太郎君） ありがとうございます。できれば、安藤桃子さんや全国的にも有名な映画関係者の方々にも、ぜひこの組織に参加していただければと思っております。これまでも高知を舞台とした映画やドラマ、テレビの撮影は数多く行われてきましたが、その多くは単発的に制作され、その後の情報発信やそれにつながるロケ地域の紹介や観光誘致、また人的交流などには限りがあり、せっかくの機会をうまく生かしていなかったのではないのでしょうか。

映画「君の名は。」は、舞台である飛騨高山に聖地巡礼と称して若い観光客が押し寄せているというニュースがたびたび放送されております。また、佐賀県が撮影を誘致した映画「タイムライン」の効果で、タイからのインバウンド観光客が佐賀県にやってくるという観光誘致に成功した事案もあり、佐賀県ではその後もタイのドラマを誘致し、継続的にインバウンドの獲得につなげております。この佐賀県が誘致したドラマには、佐賀県知事も出演しております。

サムライせんせいの映画化では、監督から、ぜひ尾崎知事にも御出演をと強くお願いされております。もちろん、知事として御出演いただくだけでもありがたいことですが、ただ監督は、知事に初めてお会いしたとき、そのオーラといい知事が山内容堂に見えて泣きそうになったそうでございますので、監督自身はできることなら山内容堂役にといい思いがあるようでございます。既に、高知銀行などは、サムライせんせいとコラボレーションした春のキャンペーンを行っており、動き始めております。今回の幕末維新博は、知事を先頭にこうした企業、団体、地域と連携しつくり上げていく過程こそ、大きなイベントになると考えます。ぜひ知事には前向きに御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

そこで、今回のサムライせんせいの公開に合わせ、具体的に映画と連動した観光誘致の施策として幾つかアイデアがございますので、御紹介させていただき、それぞれお伺いしたいと思います。

まずは、ちまたで今ポケモンGOなるスマホゲームが爆発的な人気を得ています。御存じない方のために簡単に御説明しますと、スマホの地図機能を使った宝探しのようなゲームで、実際に町なかを歩いていると、ポケモンというモンスターがスマホ上にあらわれて、それを捕ら

えるというようなものですが、ここで使われているのがAR——拡張現実という技術であります。

アプリを立ち上げ、スマホをかざして高知の町並みを見てみると、そこには150年前の幕末の時代の町並みがAR技術で再現されている、また坂本龍馬の才谷屋や高知城を取り囲む景色など、現在の地図と比較して楽しめるような企画は話題になるのではと考えます。そして、そこにスタンプラリーやゲーム要素を加えれば、観光ツールとして活用できると思いますが、観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） スマートフォンの普及とともにAR技術の活用が身近なものとなってきており、今後の観光ツールとして有用なものだと考えております。幕末維新博の地域会場となります高知城では、来年度AR技術を活用してふだん見られない場所や構造などをわかりやすく映像で解説していく予定となっております。

また、志国高知幕末維新博推進協議会では、4月から、スマートフォンの無料アプリを活用したスタンプラリー形式による各会場の周遊促進策も展開していくこととしております。こうしたことに加えまして、地域会場などが施設の魅力アップのために取り組まれる際には、ARやVRなどの活用も推進していきたいというふうに考えております。

○1番（上田貢太郎君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

また、飛行機が離陸する前に、飛行機内で機内安全ビデオが流れておりますが、見ていない方もいると思います。あれに、今回のサムライせんせいの登場人物たちが映画を飛び出して観光特使として登場し、高知便の機内で流したら、それも大きな話題になると思います。実際にニュージーランド航空では、ハリウッド映画

「ロード・オブ・ザ・リング」の登場人物たちが登場する機内安全ビデオが大きな話題になりましたが、観光振興部長にお伺いたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） お話のありましたように、本県にゆかりのある方が機内安全ビデオに登場することができれば大変話題になるというふうに思います。

現時点では、国内の航空会社において機内安全ビデオを活用したプロモーションは行われていないようなので、検討していくためには少し長期的な対応が必要と思われまじ、実際には相当なコストも必要になると思いますが、国内の航空会社とも話をしてみたいというふうに考えております。

○1番（上田貢太郎君） 幾つか課題があるということですが、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

また、日本の映画でも幕末を題材にしたたくさんの方がございます。例を挙げれば、五社英雄監督の「人斬り」、伊藤大輔監督の「幕末」、市川崑監督の「股旅」、最近ですと漫画原作の「るろうに剣心」など。

こういった幕末を題材にした切り口で幕末映画祭と題して高知県で映画祭を開催できれば、幕末維新博とも連動できる企画になると思いますが、観光振興部長にお伺いたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 幕末を題材にした映画祭の開催は、幕末維新博の開催時期にタイムリーであると思っておりますので、そういった地域などにおいて開催が企画された場合は、開催目的や想定される規模、期間など具体的な内容もお聞きしまして、前向きに対応を検討していきたいというふうに考えております。

○1番（上田貢太郎君） ありがとうございます。昨年末、東京映画祭に視察に行っていましたけれども、今後は我が高知県も食の魅力や自然、そして明治維新の原動力になった偉人たち

を知ってもらうきっかけを映画を通してつくりたいと考えます。そうした映画祭での高知県ブースの出展も、今後はぜひ御検討いただきたいと思います。

まだまだ企画はございますが、この幕末明治維新150周年という節目の大事業に、我が高知県としては、薩摩や長州の頭一つぬきんでた企画を持って臨みたいところでございますので、あらゆる方策を御検討いただきたいと思います。

そして、観光振興策としてもう一点、動画を活用した地域観光プロモーションに関して御提案させていただきます。

グーグルが行った調査によりますと、全旅行者のうち4割以上の方が旅行に関する動画を視聴しており、計画してから出発するまでのさまざまな段階でウェブ動画が彼らの意思決定を左右していることがうかがえます。また、観光旅行者の78%、ビジネス旅行者の80%が、メインの情報源としてインターネットを活用しています。つまり、旅行の計画段階から観光地での具体的な目的地、宿泊場所の選定、目的地でのガイドまで、あらゆるステージでインターネットまた動画が視聴されています。

近年、国内外を問わず、プロモーション目的の動画を公開している自治体も急増しており、最近では別府市が、温泉のジェットコースターや観覧車などのおもしろ動画をユーチューブに載せて、この動画が100万回再生されたら温泉のテーマパークをつくりますと告知したら、わずか4日で100万回再生を達成して大きな話題になりました。また、多くの旅行者が、自分たちの旅行の様子を動画におさめウェブにアップするようになりました。ネット上の観光PRの世界では、動画で100万回再生されれば、それをきっかけにテレビや雑誌、ネットニュースといった多方面にも情報が拡散し、大きな効果が見込めると言われています。まさにピコ太郎でありま

す。

高知県でも、高知家プロモーションによる知名度向上の取り組みが進められ、効果が見えてきていますが、そこで高知県における観光サイトの状況についてお尋ねをいたします。まず、県の日本人観光客向けのサイトについて、どのくらいのアクセス数があり、その結果に対してどう評価しているか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長(伊藤博明君) 観光コンベンション協会が運営します高知県観光情報サイトよさこいネットにつきましては、平成28年の1年間で約770万ページビューとなっております。高知県庁のホームページの昨年12月の1カ月分が全体で約105万ページビューですので、よさこいネットのアクセス数は相当に多いと評価しております。

○1番(上田貢太郎君) ありがとうございます。一定評価をしているということでございます。

近年、高知県において、豪華客船によるインバウンドの誘致など、外国人観光客の入り込み数増に向けた取り組みを強化しており、その一環として昨年外国人観光客向けに、VISIT KOCHI JAPANというサイトを立ち上げられておりますが、このサイトのアクセス数とその評価を観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長(伊藤博明君) VISIT KOCHI JAPANは5言語で情報発信をしております。平成28年の1年間の閲覧数は約50万6,000ページビューであり、1カ月の平均は約4万2,000ページビューとなっております。

VISIT KOCHI JAPANの運用前は、海外向けには台湾向けの繁体字の観光情報サイトのみがあり、閲覧数は月平均で約1万900ページビューでしたので、VISIT KOCHI JAPANの海外へ向けての情報発信効果は一定あらわれているというふうに考えております。

○1番(上田貢太郎君) 上々の滑り出しということでございます。VISIT KOCHI JAPANでは一定動画も活用されているところですが、しかし日本人観光客向けサイトを含め、私はもう少しこの動画をうまく活用すれば、より効果的なものになると思っております。実は外国人観光客の多くは、旅行先を検索する際、グーグルの画像検索を活用する傾向がございます。その習慣を生かしたおもしろい取り組みとして、秋田県は、ローマ字で「akita」と検索すると秋田犬の画像が表示されるようになっており、それがきっかけでネット上で話題となり、世界のブリーダーや愛犬家を中心に注目を集め、今では愛犬家以外の旅行者も含め世界から注目を集めています。また、ドイツ観光局においては、昨年末をもって紙媒体での観光PRを一切廃止し、全てネット上での情報提供に特化することを決定し、実行しております。

そこで、御提案ですが、世界中でネットを生かした観光PRが進む中、高知県においてもネット上でのユーザー特性を十分理解した上で、ネット上における観光戦略を立て実行していくウェブ戦略専門チームのようなものを官民一体で組織し、積極的に取り組むことが必要と考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長(伊藤博明君) 海外を対象とした観光プロモーションとしましては、それぞれの国の旅行者の特性を把握して、嗜好などに合わせて実施しており、それで興味を持った方を本県の海外向けウェブサイトでありますVISIT KOCHI JAPANに誘導し、動画やそれぞれの国のライターが書いた紹介文などにより、さらに本県の魅力を知っていただき、そこでさらに興味を高め本県にお越しいただくといった戦略を持って取り組んでおります。そのために、VISIT KOCHI JAPANのコンテンツも、各地域の嗜好に合わせたものにして、毎年充実を図っております。

来年度は、地域を限定し、それぞれの地域で効果の高いメディアを活用して、集中的にプロモーションを展開することとしており、スマートフォンの利用が世界屈指の74%で、インターネットによる旅行情報収集率が第1位である香港においてはウェブを活用したプロモーションに重点を置くこととしますし、また台湾では年間を通じて旅行雑誌を活用したプロモーションを予定しておりますが、いずれもVISIT KOCHI JAPANのウェブサイト誘導していこうとするものでございます。それぞれの業務につきましては、民間事業者の技術やノウハウなどを活用して取り組んでおりますので、来年度に実施するこのプロモーションの成果を踏まえまして、動画のさらなる活用も含めまして必要があればお話にございましたウェブ戦略専門チームの活用なども検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番(上田貢太郎君) ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。次は、テレワークについてお伺いをいたします。

現在、日本には身体、知的、精神などの障害をお持ちの方が787.9万人、およそ人口の6%いらっしゃいます。そして、手帳は持っていないけれども、何らかの障害をお持ちの方もその同数程度いると言われております。これらを合わせますと1,500万人、その両親を含めると4,500万人、およそ3人に1人が障害にかかわる何らかの問題を抱えていると言えます。私の周りでもメンタルの疾患などで倒れてしまう友人もいまして、何かできないかと連絡をとってサポートもいたしました。医師でもないため、何もできない無力な自分を感じたところでございます。

世の中には、生きづらさだったりとか、働きづらさを感じていらっしゃる方が多くいることを感じております。しかし、この世の中には、

自分はずっとひとりでいたいと思心の底から思っている人は絶対にいないと思っています。家の外に出ることができず引きこもっている人でも、本当は社会とつながりたいと思っているはず。障害を持った方だけでなく、病気やひきこもり、ひとり親家庭、子育て中の方など、いろんな事情で働くことが困難な、いわゆる就労困難者と言われる方がいます。こうした方々が働けるようになり、社会とつながりを持てるようになることは、本人のみならず、自治体にとっても、人手不足が深刻な企業にとってもいいことだと思います。そのために、就労困難者の方が働きやすい環境づくりというものが重要になってきます。

そこで、非常に有効ではないかと考えているのが、テレワークであります。このテレワークのテレとは遠くとか離れたという意味でして、ワーク、仕事とをつなげた日本で作られた造語で、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。国においては、平成25年6月に世界最先端IT国家創造宣言を閣議決定し、その中で2020年度にはテレワーク導入企業数を2012年度比の3倍、テレワーカーの数を全労働者数の10%以上にするという目標を掲げ、テレワークを推進しています。

このテレワークには幾つかの類型がございますが、今回はその中の在宅勤務型のテレワークについて取り上げたいと思います。この在宅勤務型のテレワークは、住む場所により仕事の制約を受けない、つまり住む場所を選べるというメリットがあり、通常の勤務形態では就労が難しい方々にとっては非常に有効な働き方です。

例えば、子育て中の女性の中には、パソコンなどのスキルを持ちながら就労が困難となっている方も少なくない聞いております。こういった方がテレワークにより就労できれば、女性の活躍の場の提供や賃金向上にもつながると考え

ております。また、障害があり外出に不便さを伴う方や介護のため離職した方、さらには中山間に住んでいて就職のために高知市へ転居せざるを得ないという状況の方たちなど、多くの方が働く上での障壁を解決できる働き方であると思えます。

また、多様な人材を求める企業と雇用の創出による地方活性化を目指す地方自治体にとっても、この双方の課題を同時に解決できる働き方でもあります。さきの12月議会で土森議員の質問に対し、知事から、国の動向も注視しながら、施策面での研究を重ねてみたいとの答弁があったところでございます。

まず、本県において在宅勤務型のテレワークを導入するに当たっては、どういう点が課題となっているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話のありました在宅勤務型のテレワークには、いわゆる企業に勤務をする雇用型と、それから個人事業者、あるいは小規模事業者が行います非雇用型、自営型と言ったりするようでございますが、この2つの形態がございます。

このうち、雇用型の課題としましては、国の研究成果でありますとか、あるいは働き方改革推進会議での議論によりますと、テレワーク実施者の労務管理やテレワーク実施者と通常勤務者の間の円滑なコミュニケーションの難しさ、あるいはセキュリティーに対する不安、そして労働時間の上限設定などが今挙げられておるところです。こうした課題については、本県においてもほぼ同様であるというふうに考えられますけれども、今後働き方改革の議論、進展に伴いまして、企業におけるさまざまな改善、工夫、こういったものが進むのではないかとこのように期待をしておるところでございます。

一方、非雇用型におきましては、先ほど申し

上げたような国の研究等での課題の指摘というのは現在のところ見当たっておりませんが、個人や小規模事業者が主体でありますので、受けられる仕事の範囲、あるいはボリュームに制約があるということ、そしていかに仕事や顧客を獲得するかといったようなことが課題ではないかというふうに考えられます。特に本県では、都市部と異なりまして、仕事の確保、あるいは顧客の獲得といったような面でハンディがあるのではないかなというふうに考えております。

本県で在宅型勤務でのテレワークを行っていただけます方のお話をお聞きする中では、例えば受けられる仕事の幅を広げるためにテレワーカー同士のネットワークを構築しているといったような事例ですとか、テレワークの仕事をあつせんする会社と提携をすることによって全国の仕事を確認しているといったような事例もございますので、こうしたことが課題を克服する上での参考になるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○1番（上田貢太郎君） ありがとうございます。実態を細かく確実につかむということが、今後は非常に大切なことだと思います。よろしく願いいたします。

障害のある方に限って言うと、本県におきましては、障害者の雇用義務がある企業のうち法定雇用率を達成している企業の割合は62%と全国6位であります。しかし定着率の問題や従業員100名以上の企業が少なく、障害者雇用が大きく伸びないのが現実でございます。

そうした中、ある地方都市でテレワークの推進に当たって、自治体と企業が連携して推進するふるさとテレワークというものがございます。このふるさとテレワークには、先ほど御紹介もございました雇用型、自営型がございますが、この地域では自治体の関係部署で協力体制をつ

くり、採用に関する説明会の情報を支援機関や地域内の障害福祉サービス事業所などに提供し、また企業にも情報提供しながら、地域と企業を結びつける取り組みが推進され、雇用する就労支援機関などを利用して4名の方を雇用することができております。

本県には、テレワークという新たな働き方を選択肢として目指していくことができる障害のある方は、どのような状況の方がいらっしゃるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 運転免許の取得が難しく通勤手段がないですとか、あるいは人混みが苦手で電車やバスを利用できないなど、主に自宅から職場までの移動が困難な方や、人とのかかわりが大きなストレスになってしまうためになかなか自宅から外に出ることができない方、また体に障害があって事務系の仕事を探しておられますけれども近くにそうした職場がない方などが考えられると思っております。

○**1番（上田貢太郎君）** ありがとうございます。

先日、障害者の就労支援機関を対象に高知市で開催されたセミナーに下村議員と参加し、実際に企業のテレワーク導入のコンサルティングを行い、地方で障害のある方の雇用の実現に取り組んでいる講師の方のお話をお聞きしました。まさに、これまで働きたくても働けなかった人が働ける仕事ではないかとの思いを強くいたしました。

そこで、高知県における障害者のテレワークという働き方に関しての今後の取り組みについて地域福祉部長にお伺いをいたします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** お話がありました県が開催をいたしました先日のセミナーに参加をされました障害福祉サービスの事業所からも、前向きに取り組みたいという声も上がっております。

今後は、障害のある人がテレワーク業務の体

験や実習、スキルの取得などが行えるよう、障害福祉サービス事業所での取り組みを専門家の派遣などにより支援をしていきたいと考えております。また、県が行っております障害者向けのお仕事体験などにも導入をしたいと考えておりますし、雇用する側の企業に対しましても、周知のためのセミナーなどを行ってまいります。またあわせて、県内企業の求人情報の収集や雇用のマッチングに努めますなど、テレワーカーを目指す障害のある人の就労支援を充実させていきたいと、そのように考えております。

○**1番（上田貢太郎君）** ありがとうございます。

本県でテレワークを推進していくには、県内企業のモデルとして、まず県庁が率先して導入するとともに、県庁の職員がテレワークを経験しそのノウハウを得ることが重要かと思っております。でない、県全体に広げていけないわけであり、例えば、産休を利用した女性職員などへの積極的なテレワークの導入や全職員を対象にテレワークを実施している佐賀県庁のような取り組みを参考にさせていただきたいと思っております。

高知県庁におけるテレワークの導入について総務部長の御所見をお聞かせください。

○**総務部長（梶元伸君）** 県におきましては、平成27年3月に高知県職員子育てサポートプランにおきまして、テレワークを含む多様な働き方の拡大について検討するということとしております。これまでの取り組みといたしましては、昨年の5月に子育て中の職員や若手職員などを対象とした座談会を開きましたし、昨年の8月には全職員を対象に子育てに関する意識調査を行いまして、その中でテレワークについての関心をお聞きしたところ、賛否それぞれの意見をいただいております。

さらに、他県でテレワークを導入されておるところがございます。昨年の7月に他県の状況を調査いたしましたところ、テレワークを導入

済み、あるいは導入予定という県が14県ございました。それらの団体からは、職員の勤務管理、あるいはテレワークで実施できる業務の範囲は、どういうふうにするのか、また各種システムについてのセキュリティーなどに課題があるという回答をいただいたところでありました。

今申し上げたような課題はあるんですが、議員御指摘のとおり、テレワークは場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促す取り組みとして有効ではないかと考えているところでございます。引き続き、職員の意見を丁寧にお聞きした上で、課題の解決に向けてさらに検討を深めていきたいと考えております。

○1番（上田貢太郎君） どうもありがとうございます。テレワークが広まっていくことで、これまで働けなかった方々の就労の機会がふえるという労働の面だけでなく、最初に申しあげましたように、誰かとつながってほしいという思いにも応えていけるのではないかと考えていますので、よろしく願いをいたします。

最後に、自分と違う人をなかなか受け入れない、効率を大切にして、その妨げになるような人は邪魔な人として扱ってしまう社会。確かに、このグローバル化した競争社会で国際的に勝ち残るためには、効率化が大切なものかもしれませんが、しかし、自分とは違う人を無視して生きていけるかということ、恐らくこれからの社会は成り立たないと思います。みんなと一緒に生きていく、そういうことを考えないといけない時代になっていると思います。

尾崎知事には、ぜひ積極的にテレワーク導入を御検討いただきますようお願いをいたしまして、時間が随分余りましたけれど、全ての質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、上田貢太郎君の質問は終了いたしました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時41分休憩



午前10時50分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄君の持ち時間は40分です。

30番坂本茂雄君。

○30番（坂本茂雄君） それでは、南海トラフ地震対策などから順次お尋ねさせていただきたいと思っております。

9月定例会の質問の際、地元の高知市立昭和小学校の先生方と東日本大震災の被災地で避難所となった学校関係者を訪ねて学んだことを述べさせていただきましたが、その後昭和小学校では、その学びを防災学習の中で実践し、実際避難生活を送るために何をどのように備えておくべきかを研究し、その内容を減災対策新聞として作成、学校新聞づくりコンクールに応募し、見事教育長賞を受賞しました。

また、その教育内容の実践の場としての12月18日の訓練には、生徒たち、保護者、地域住民約1,200人が参加されました。そして、当日の午後には地域の防災訓練も行われ、97歳の方を最年長とする後期高齢者や乳児連れのお母さんや発達障害の子供さんたち、要配慮者が参加者のうち15%を占めた要配慮者対応の避難所開設訓練も行いました。その訓練内容を報じた年末特番、みんなの高知2016の南海トラフ地震対策のコーナーをスタジオでごらんになられていた知事も、非常に進んだ訓練ですねとコメントしてくださったことは御記憶にありますでしょうか。

さらに、新聞などマスコミ報道でも、県下の

さまざまな、学校の防災教育と地域の防災活動の連携による取り組みが取り上げられることが多くあります。中でも1月30日付高知新聞にあったように、四万十町での調査を行った矢守克也京大教授は、児童と同居している住民の防災意識は高かったという記事で、学校と地域、子供と大人は防災意識を高め合うことを明らかにしています。

そこで、小中学校と地域が連携した訓練のシステム化について教育長にお尋ねします。学校の防災教育と地域の防災活動の連携によって、大人も子供たちからの刺激と学びを得ることができます。日ごろ地域の防災活動への参加実績の少ない、20代から40代の皆さんに参加を促す方法として、地域の防災訓練への児童の参加を促すことと、学校での訓練に地域の方の参加を促す工夫と、システム化を図ることが求められていると考えますが、今まで以上に具体化することについてお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 防災教育を推進するには、地域の関係機関や自主防災組織などと日ごろから情報交換なり協議を行うなど、学校と地域・家庭が連携した取り組みというのは大変重要だと思っております。そのため県では、各学校に対しまして、参観日などの機会を捉えた防災に関する講演会ですとか避難訓練の実施、児童生徒の地域での防災訓練への参加など、日ごろから保護者や地域との連携に努めるよう指導しているところでございます。

学校が実施する防災参観日や防災キャンプに保護者や地域の方々が参加したり、地域の避難訓練に児童生徒と保護者、教職員が参加したりすることもふえてきておりまして、こうした地域では学校と自主防災組織などが連携し、情報の共有が図られております。このような学校・家庭・地域が連携した取り組みを周知し進めていくことが、20代から40代の方々も含めまして、

より多くの地域の方々の参加を促すことにつながるものではないかと考えております。

○30番（坂本茂雄君） ぜひ、周知をしていただくということを、まさにシステム化しておく。だから、学校によっては、地域によってはそういうことがされておるということじゃなくて、そういったことが当たり前のようにできるようなシステムをつくっておいていただきたいというふうに思います。

文科省の通知文書、大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について、その6には、地域との連携・協力体制の構築についてというのがございます。それは各市町村の教育委員会にも通知されていると思えますけれども、それらを含めて事前に顔の見える関係になっておってこそ運営が実際のときに行けると思いますので、そのシステム化していくということについて、もう一度決意をお聞かせいただけませんか。

○教育長（田村壮児君） まず、学校安全プログラムであったり、あるいは児童生徒の防災の副読本、この中には地域との連携とか書かせていただいておりますし、そういったことに基づいて指導もさせていただいているということでございます。また、そういった、地域との連携をするための事業も構えさせていただいておりますので、そういったことをぜひ活用していき、さらにその取り組みを周知していくと、そういうことを進めていきたいというふうに思っております。

○30番（坂本茂雄君） 学校での、防災学習の実施状況がどうなっているとか、あるいは訓練が年間1回以上されているかとかというのは第3期南海トラフ地震対策行動計画の進捗状況で調べられていますけれども、地域との連携がどういうふうにされているかということなどについても、ぜひ今後は実態把握をしていただくよ

うにお願いしておきたいと思います。

続きまして、県立高校への防災関連科の創設についてお尋ねします。昨年、兵庫県立舞子高校環境防災科に学ばせていただく機会を得て、先生方のお話を聞かせていただくとともに、1年生の授業を見学させていただきました。兵庫県では、阪神・淡路大震災以降、命の大切さ、助け合いのすばらしさなど、震災の教訓に学ぶ新たな防災教育を推進してきましたが、それを高校の専門学科で展開すべく着手されてきました。

当時、防災教育を専門に行う学科は、全国の高校に先例がない中、2000年から2年間の教育課程の編成において試行錯誤を重ねて、2002年4月にスタート、この4月で15年目を迎えようとしています。そして、2011年3月11日の東日本大震災の被災地には、昨年4月宮城県立多賀城高校災害科学科がスタートしました。私は、この両校が行っている防災教育によって、災害リスクと向き合い、生きるということ、命を守るということを学んでいる生徒たちと、そのような学びの機会を与えている教職員の皆さんに敬意を表しています。

私は、被災してから災害、防災と向き合える人材を育成するだけでなく、近い将来に向けて必ず向き合わなければならない本県にこそ、防災関連科の県立高校への創設が求められているのではないかと考えています。

ぜひ本県では全国に先駆けて、被災する前に、災害リスク、被災地、被災者に学び、失う命を少なくしていくための学びの場として、県立高校に防災関連の科を創設する方向性を示していただきたいと考えますが、教育長にお尋ねします。

○教育長（田村壮児君） 本県の若者に、防災について関心を持ち、そのことについての意識を高めてもらうということは大変大事だと思って

おります。特に南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくない本県において、防災の副読本を活用しながら、授業の中で避難訓練など防災教育に取り組んでいるところがございます。さらに、リーダー的な生徒に育てもらうために、須崎高校のような地域と連携した防災教育ですとか高校生津波サミットなどの取り組みを継続していくことで、生徒には防災への意識を高めてもらいたいと考えております。

防災に対応する人材を育てるために、お話にもありましたような、高校に防災関連科を設置するという考え方もあろうかと思いますが、本県といたしましては、特定の学校にそういった科を置くという方法よりも、幅広い生徒が防災に関心を持ち、さらにその中から防災に関する専門家やリーダー的な人材が生まれるような、そういった取り組みを行ってまいりたい。また、そういった中から、防災に関する専門的な知識、ノウハウについて高校卒業の次の段階で学び、地域地域で核となる人材が育っていくといったことを期待しております。

○30番（坂本茂雄君） 特定の学校にそういう科を設けてということよりも、広くあまねくというような考え方かのように受けとめたんですけども、それだったら、今高校で行われている3時間以上の防災に関する授業、それで事足りるというふうに思っていますか。

○教育長（田村壮児君） それに加えて、先ほど申しました高校生津波サミットであったり、地域と連携した防災への取り組みであったり、そういったことも含めて対応をさせていただくということかと思っています。

○30番（坂本茂雄君） 高知県で数年後に南海トラフ地震が来た後で、やっぱり高校に防災関連の科を設置するというようなことは、そしたら高知県はしないですか。事後にそういうことをするという考えはないですか。

○教育長（田村壮児君） 起こってからということとは、どういった事態になるか、今なかなか想像がしづらいですけれども、今の時点ではそういったことは考えていないということかと思っています。

○30番（坂本茂雄君） 国際バカロレアに取り組む目的は、グローバル社会の中で力強く生きる人材育成をするためだというふうに言われています。その以前に、失いかねない県民の命を守る人材を育てることこそが求められているのではないかというふうに思うんです。

知事にお伺いしたいと思いますが、こういった防災関連の科を創設して、県下から広く、小中学校で積み重ねてきた防災に関する教育をさらにもっとここで発展的に学ばせていく、そんな科を創設するような考え方はございませんでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 県民の命を、それぞれの命を、そして周りの人たちの命を守ることができるよう人材を育てていくということは極めて大事なことだと、そのように思います。そのための手段としてどういうことがあるのかということ、またそれぞれいろんな考え方があるのではないかと思いますね。防災関連科を創設してスペシャリストを養成していこうという考え方もあるかもしれませんが、全ての子供たちにそれぞれ防災についての深い知識を持ってもらうように教育をしていこうと、そういう考え方もあるんだろうと思います。そしてまた、いずれスペシャリストも確かに必要でしょう。ただ、そのスペシャリストを養成する段階というのが果たして高校なのか大学なのか、さらにその先なのか、そこもまたいろいろ考え方があるのではないかと思います。

実際私どもは、今防災対応の仕事をしてきて、一言で言えば社会全般の事象にかかわるようなことを考えて対応していかなければ、防災対応

というのはできないのだということをつくづく実感しております。さまざまな科学技術、さらに言えば社会の成り立ちもよくよく考慮しなければならない。保健・医療・福祉の知識というのも必要になってくる。いろんなことを考えましたときに、やっぱり防災関連のしっかりとした知見をつけるということには、総合対応が必要なんだろうと思います。高校ぐらいの段階ではしっかりと一般教養を身につけさせる方向でいき、その上でもって一定の段階で専門教育として防災教育を施していくというのが、一般としての方向としては望ましいのではなかろうかなと思われるところであります。

あらゆる子供たちに防災教育をしっかり施したいという観点と、やはり高校の段階ではまだまだ総合的な教養というのを身につけさせていく、そういう方向感というのは大事にしていく。そういう中で防災関連のみという形に絞るとするのはやや絞り過ぎではないかという観点から、私は、高校の段階ではその防災関連科を創設するというについては、一つの御見識ではありますけれども、今の高知の現状からいけば、ややまだそういう段階には至っていないのではないかなと、そう思います。

○30番（坂本茂雄君） 防災関連の科を創設することで、防災の専門のことだけを学ぶわけではなくて、そこの中で基礎的な知識も含め、何よりも人が人らしく生きる、人のことをきちんと思いながら育って行って、地域の中でも活躍できる人材、そういう人たちが育っていく場所として、私は、この防災関連の科を県立高校に創設するという事はぜひ今後も検討していただきたいと思います。

2013年10月には県議会として、南海地震対策再検討特別委員会から最終報告で、高等学校における防災科の設置を検討する必要があるというふうに、県議会の特別委員会の総意として申

し入れてありますので、ぜひそのことも含めて今後御検討いただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、続いて緊急防災・減災事業債のあり方についてお尋ねします。先日、お会いした、人と防災未来センターの研究者の方から、緊急防災・減災事業について調査した内容について教えていただく機会がありました。2011年度から2013年度の緊急防災・減災事業支出の人口割の多い額上位50市町村のうち、高知県は、北海道に次いで8自治体がランクインしており、全国2位とのことでした。それは、市町村の3割負担を県が翌年度に交付金措置する高知県津波避難対策等加速化臨時交付金が影響しているというふうに分析されておりました。

そんな中ある沿岸自治体からは、来年度以降は、緊急防災・減災事業債が2020年まで延期されたとはいえ、津波避難対策等加速化臨時交付金がなくなればそうそう使えないとの声も聞こえてきます。緊急防災・減災事業債に対して、県が市町村負担の3割を県津波避難対策等加速化臨時交付金で措置してきた取り組みは、市町村が平成27年度までに予算化したものを対象としています。今後も、地域における津波避難対策の実効性の確保の取り組みを進めることで、新たな避難路の確保や避難場所の必要性を生じることにも想定されるだけに、津波避難対策等加速化臨時交付金の措置を継続する考えはないのか、危機管理部長にお伺いします。

○危機管理部長（酒井浩一君） この交付金は、津波から命を守るための避難路、避難場所や避難タワーなど、津波避難空間の整備を加速化するために期限を定めて設けた支援制度でございます。津波避難空間の整備は市町村においておおむね完成し、交付金の目的は達成されましたことから、この制度をそのまま継続することは現段階では考えておりません。現地点検の結果、

新たな避難路、避難場所の整備が必要となる場合は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく財政上の特例措置や緊急防災・減災事業債といった、有利な国の制度を活用していただきたいと考えております。

○30番（坂本茂雄君） 今までは、この緊急防災・減災事業債を使ってきたそれぞれの自治体で、やはり県が後々交付金措置をしてくれるということで加速化されてきたというのは、それは大きな成果だと思います。言われるように、今後実効性を確保するためにいろんな検証をしたときに、改めて避難路の整備が必要だとか、あるいは避難場所を確保しなければならないという事態になったときに、やはりそのことが、この交付金措置がないためにちゅうちょされるというようなことがあってはならないのではないか。

ただ、そうはいつでも今までそれだけのことはやってきたんだからというのはあるかと思えますけれども、ぜひそういった点について、これから検証していく中でどうなるのかということも見きわめた上で、また新たな支援策が必要となれば検討するとかということは考えられないでしょうか。

○危機管理部長（酒井浩一君） いろんな津波避難計画ができましたけれど、これから検証いたしますので、新たな問題が出てきましたら、それにどう支援していくかというのは、具体的にどういう対策をしなければいけないかということを見きわめて考えるべきだと思っております。

○30番（坂本茂雄君） 先ほど私が冒頭に述べました、地域で訓練をする中で、指定されている避難先まで避難をする。そして、その避難先の学校の屋上まで上ってみる。そういうことを行った高齢者の方が訓練中に心臓に負担を来しまして、救急車を呼ぶという事態になりました。それは事なきを得たんですけれども、訓練をした

り実証、検証をしたりすればするほど課題が明らかになってくることもあろうかと思えます。そういう意味で、ぜひ先ほどのことについては、今後も御検討いただくというようなことをお願いしておきたいというふうに思います。時間の関係がありますので、若干はしよらせていただきます。

次に、長期浸水対策と広域避難の検討についてお尋ねします。避難所の確保と運営体制の充実の課題として広域避難の検討がありますが、危機管理部長が中内議員に答弁されましたように、県内4ブロックにおける検討も、安芸、高幡、幡多は圏域ブロック内での合意には至っているが、その内容の具体的な事項は来年度高幡地区をモデルに進めようというものであります。中央ブロックに関しては今年度内には合意というものであります。平成25年に始まったこの取り組みのスピード感に若干の疑問を感じています。

長期浸水地区が事前に避難場所を長期浸水域外に確保することを求めるために、平成24年には広域避難のための事前交流を求めた際、地域間で災害時には支え合えるような仕組みづくりと、あわせて中山間地域と都市部の交流の活性化策や支援策について検討をしていきたいと、当時の部長は述べられました。しかし、その後の結プロジェクト推進事業というものも、この支援の面では十分には機能しなかったことも当時指摘させていただいております。

そこで、広域避難が必要と感じている地域の者がいつまでも不安を抱えることなく過ごすことができるような取り組みの加速化は図れないのか、危機管理部長にお伺いします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 全ての避難者を県内の避難所で受け入れができるように、広域避難の検討を平成25年度から進めております。これまで避難所の確保に力を入れてきた結果、

収容人数は当初約18万人から平成27年度の時点で約21万人にまで拡大し、不足分は約7万人から約4万人まで減少しております。

今年度末には全ての市町村において応急期機能配置計画が策定されますので、改めて避難所として活用できる施設の整備ができるものと考えております。来年度は、高幡圏域をモデルとして受け入れ避難所の選定、避難者の移送手段のマニュアル化、避難所の運営方法など、広域避難に関する具体的な検討を進めていきます。他の安芸、中央、幡多の3圏域においては、平成30年度には高幡圏域と同様に具体的な検討に入れるよう、来年度中に受け入れ避難所の洗い出しや避難者の移送手段の確保などについて検討するといったスケジュールで取り組みます。これが現時点でスピード感を持った進め方と考えております。

○30番（坂本茂雄君） 平成25年に始まって平成30年、これだけの期間がかからざるを得ないという、いろんな自治体間の調整とか、そういうことがあるんだろうと思います。あるんだろうと思いますけれども、やはりそういう調整に県がリーダーシップを発揮して取り組んでいく。やはり少しでもスピード感を持ってやっていくことで、地域の皆さんに不安を感じていただかないような、そんな対応をされていくべきだというふうに思いますので、ぜひ少しでも早くこれに取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続いて、事前にこういった広域避難に備えて地域間交流を行う地域や集落、自治体間の取り組みについて支援する仕組みを構築することができないのか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 広域避難、まずはそれぞれの圏域内で避難が完結できるように進めております。今後、検討が進み、仮に圏域内でどの地域の方が他の市町村のどの避難所に

行くのが市町村間で決まれば、地域間交流にいたしましても、県としても応援していきたいと考えております。

○30番（坂本茂雄君） 市町村間でそういった仕組みができればということですので、そういった意味でも、前段で言われた、圏域ごとの取り組みの加速化というのが大事になってこようかと思っておりますので、そのこともあわせてよろしく願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、バリアフリースーツリズムの関係でお尋ねします。

昨年2月の定例会でも取り上げさせていただきました。その後、県は広域観光みらい会議でバリアフリー観光について2度の研修を行いました。しかし、来年度は観光みらい会議の関連予算がことしの約3割に減額されていること、来年度のおもてなし観光の新規取り組みとしてバリアフリー化を進めるための事業が盛り込まれたりしていますが、障害者サポート研修の回数は減っていること、そんなことを考えたら少々私としては残念に感じているところです。

昨年の第1回会議での日本バリアフリー観光推進機構の中村理事長の講演「集客売上10倍を実現した、バリアフリー観光の秘密」や、クラブツーリズム株式会社やJTB中国四国の事例紹介を、どのように県は学んだのかと首をかしげたくになります。

私たち県民の会では、日本一のバリアフリー観光県推進宣言を行っている、三重県は鳥羽市の伊勢志摩バリアフリースーツアークセンターへ調査に行き、ますますバリアフリースーツリズムの可能性について学ばせていただきました。

そこで、バリアフリースーツアークセンターの開設についてお聞きします。バリアフリースーツアークセンターは、全国には21拠点設置されているものの、四国には新居浜市にしかありません。本県のバリアフリースーツアークセンターへの取り組みの本気度を

問う意味でも、さまざまな問い合わせや観光施設、宿泊施設のバリアフリー化への助言などができる機能を持ったものとして、高知にこそ設置するべきではないかと考えますが、観光振興部長にお尋ねします。

○観光振興部長（伊藤博明君） バリアフリースーツアークセンターの整備につきましては、高齢者、障害者を含め全ての人々が安心して快適に高知県観光を楽しんでいけるための有効な手段の一つだと考えております。

バリアフリースーツリズムの受け入れ拠点を整備するに当たっては、まず宿泊、飲食、輸送、福祉など事業者ごとの一定の規格に基づいたバリアフリー情報やバリア情報を収集し、相当量のデータを蓄積すること、次に障害に対する知識や理解があり、かつ地域の観光資源の情報にも詳しい人材を育成すること、そしてそのセンターの運営体制の検討、整備などが必要となってまいります。そのためまずは来年度、県版のわかりやすいバリアフリー評価ツールを作成しまして事業者の自己点検を促すことで、バリアフリースーツリズムへの理解を深めてまいりたいと考えております。また、あわせてこの自己点検をしていただくことを通じて、センターの活用に必要な各施設のバリア情報、バリアフリー情報の収集や蓄積の準備にもつなげていければと考えております。

バリアフリースーツアークセンターの開設、機能の付加については、膨大な情報収集などが必要となりますので、段階的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○30番（坂本茂雄君） 段階的にといますが、ことしはいわゆる自己評価ツールを予算化したということで、来年はじゃあどうなのか、一体いつのことを想定されているのか。そういう間には、後ほど御質問もさせていただきますけれども、例えばパラリンピックの事前合宿の誘致

の問題なんかも本格化してくるわけですし、さらにさまざまな方々に高知へ来てもらおうと、435万人観光をさらに発展させていくということを考えたときに、段階的というのがどういうことをイメージするのか、もう一度お答え願います。

○観光振興部長（伊藤博明君） バリアフリー情報を収集する、またこの評価システムを使っていくという部分に、まず一定事業者の皆さんの理解を深めるといのが必要になってまいります。来年度は、そういった評価シートを使いながら理解を深めるとともに、先ほど言いましたバリア情報、それからバリアフリー情報ともにセンターにずっと集めて蓄積して行って、それを紹介する必要がありますので、そういった情報収集に向けてつなげていきたい。

また、今年度国におきまして、バリアフリーのモデル事業を全国5カ所で実施しております。そうしたモデル事業の成果なども来年出てくると思いますので、そういったものも参考にしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○30番（坂本茂雄君） これも、やっぱりスピード感を持ってやっていただかなければならないことだというふうに思います。県も本当に昨年やっと一歩踏み出したところですが、これをもっと本格的に取り組んでいくためにはバリアフリーツアーセンターというものがどうしても必要な施設ではないかというふうに思いますので、そのことを要請しておきたいというふうに思います。

続きまして、バリアフリーモニター会議の機能的再開について地域福祉部長にお尋ねします。先週末4日に「志国高知 幕末維新博」が開幕しました。そのメイン会場の近世史の発信拠点として高知城歴史博物館がオープンとなり、県内外から多くの皆さんに訪れていただくことを期待するものです。また、来年には坂本龍馬記念

館のリニューアルオープン、県市新図書館オーテピアも急ぎ建設中ですが、これらの公的施設のユニバーサルデザインの状況やバリアフリーの状況が、利用者にとって担保されているのか、どのようにチェックされているのか気になります。盛り上がり水を差すわけではありませんけれども、今回の高知城歴史博物館についても、オープン1カ月ほど前になって一部当事者の皆さんの御意見を聞いてはいるようですが、完成間近ではその意見は十分に反映できていない面があるようです。

以前は、県の障害保健福祉課が所管するバリアフリーモニター会議があり、そのようなことが事前にチェックされていたようですが、現在は解散しているようにお伺いしております。改めて、基本設計段階、詳細設計段階、工事段階できちんと意見反映ができる組織として、障害種別ごとの当事者の代表者も構成者とするバリアフリーモニター会議を機能化して、再開できるようにするべきだと考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 公的施設の建築の際に、障害のある人、当事者の皆さんから御意見をお伺いすることは大変重要なことだと考えております。その意見を聞く手法といたしまして、お話のありましたバリアフリーモニター会議の再開がいいのか、新図書館等複合施設オーテピアのように、その建物を所管するところが主体的に、当事者の方に集まっていただき、お話をお聞かせいただく方法がいいのか。また、このときもどういう方に集まっていただくかなどについて、障害者も関与しておりますけれども、それを一般化いたしまして、常時アドバイザー的に名簿をつくっておき、それぞれの建物を所管するところが助言をいただく、そういう方法がいいのかなどを検討してまいりたいと、そのように考えております。

○30番（坂本茂雄君） 確かに方法論はあろうかと思いますが、ただそれぞれの所管課任せにすると、そこが言えばきちんとアドバイスを聞くようなことが事前にできるのかどうか、聞き忘れていたというようなことがあってはならんわけですね。そういう意味では、こういった、県が公共施設を新たにつくるとか改修するとかというときには、そういったことを聞くことにするというふうなことでシステム化しておくということが必要ではないかというふうに思います。その手法については、ぜひそういった抜かりのない、まさに機能的な形で動かしていける、そういうものにしていただきたいということを考えますが、その点についていかがでしょうか。

○地域福祉部長（門田純一君） そういうことも含めて検討させていただきたいと、そういうふうに考えます。

○30番（坂本茂雄君） この項の最後に、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致を契機とした宿泊施設や移動サービスのバリアフリー対応について知事にお伺いします。ちょうど1年ほど前の第9回バリアフリー推進四国地域連絡会議の議事録を見てみますと、香港では2008年の北京オリンピックの際に、イギリスの選手団からの観光がしたいとの要望に対して、最大8人から10人の車椅子利用者が乗れるマイクロバスを導入して、オリンピック終了後も持続的に運行しているとのことで、日本でもオリンピック・パラリンピックを契機にリフトバスの導入が進められることが求められているというような発言などがされています。パラリンピック選手団チームの事前合宿の可能性を求めると、宿泊施設や移動サービスのバリアフリー対応は急がれるべきだというふうに考えます。その対応があつてこそ、誘致の可能性があるのでないかというふうに思います。

このことを契機に宿泊施設や移動サービスの

バリアフリー化の拡充を図るべきだと考えますが、知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 宿泊施設、それから移動サービスのバリアフリー化、確かに急がれる課題だろうと、そのように思います。急ぐためにも大事なこととして2つあると思っていて、1つは非常に財源がかかります。でありますので、国に対してこの点についてしっかり支援制度を創設していただくよう強く政策提言もして、そういう財源も確保していきたいと、そのように思います。

そしてもう一つですが、さっきのバリアフリーツアーセンターのお話でもありました、これにも関連することだと思いますけれども、例えばでありますけれど、このセンターの機能の中核、核心は何かといえば、一言で言えば情報だと思うんですね。各機関がどのような対応ができるかということの情報はどうなのかと、いわゆるソフト面というのも非常に大事だろうと。だから、その情報収集をしっかり蓄積していくということは、段階的ではあるかもしれませんが、ある意味核心に直接触れることを来年度からしていこうとしているわけであります。

私どもとして、このようなハード整備をしっかりしていくための財源の確保のための努力とともに、こういう核心であるところのソフトの情報をしっかり収集して蓄積していくという取り組みをあわせて両方していくことでもって、宿泊施設、そして移動サービスのバリアフリー化、もしくはそれを事前におわかりいただいて使っていただくような仕組みづくり、そういうことを進めていければなど、そのように考えております。

○30番（坂本茂雄君） やはり支援制度については重要なことだと思っています。例えば、私どもが調査した際に、鳥羽市のある宿泊施設は、改修のために投じた費用を5年間で回収する予

定だった、それが3年間で回収できるほどの稼働率に高まったということからしても、ニーズがある。その一方で伊勢市では、改修費の2分の1、上限として400万円まで補助するということを単独でやっていたりとかしております。ですから、自治体でもその気にならなければいけないでしょうし、国に対しても今言われたような支援制度を求めていくということも重要だろうと思いますので、ぜひそういったところもあわせて取り組みを急いでいただければというふうに思っています。

続きまして、時間がなくて申しわけありませんが、一昨年の9月定例会からずっとこの質問、たびごとに取り上げさせていただいております。緊急事態条項の問題で、これも通告したものを全てお聞きすることには、時間的にならないかなというふうに思います。

1月15日付の高知新聞社説で、「災害対応などの充実が目的というのであれば、現行法の問題点を洗い出し、必要な改正をするのが先だろう。運用の改善などで対応できることも少なくないはずだ。自民党の改憲草案にあるような緊急事態条項を新設すれば、政府の一存で法律と同じ効力を持つ政令を出せるようになる。立憲主義という縛りから権力を解き放ち、独裁へと暴走する政権が現れかねない。大災害や戦争を持ち出されると、その方向につい引きずられがちになる。緊急事態条項の危険性を知り、本当に必要なのかをしっかりと考えていかなければならない。」と結ばれていました。そういうことも踏まえて、これまで質問をしてまいりましたが、さきの9月定例会で、改憲草案の中にある第98条と第99条の問題で知事の御見解をお伺いしましたが、そのうち幾つかお尋ねします。

第98条第1項に、内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その

他の法律で定める緊急事態とありますが、緊急事態要件を憲法に限定的に定めず法律で定めようとしていることにこそ、緊急事態の適用を容易に拡大でき、不当な目的での行使を可能とする危険性があると思いますが、知事はどのように考えられますか。

○知事（尾崎正直君） まず、自民党の憲法改正草案について私の意見はどうかというお話でありますけれども、自民党としてこの憲法改正草案をつくられた。さらに、総理もおっしゃっていますように、最終的には国会の憲法審査会において、各党がそれぞれの案を持ち寄って、しっかり徹底して議論をしていこうと、その自民党として出された草案ということなのだろうと思います。ですから、これから徹底して、いろいろな意味で各党で議論を重ねていく一つの案として提示されているものです。これからいろんな方がそれぞれいろんな御議論をされるということだろうと思います。ですから、私としても、この自民党の改憲草案について賛成なところもありますし、もっとこういう点を改善したらいいんじゃないかなと思う点もありますし、当然そういう議論に付される、出発点としての案が今出てきているということかと思えます。ぜひ活発な議論を望むものであります。

緊急事態条項について、緊急事態に備えるしっかりとした法制があるということは極めて大事だと思います。そして、あわせて、それは明確に立憲主義のもとになければならんと、そのように思っています。その両者を相並び立たせるためにどうあるべきなのかということ、しっかり考えていくということが大事だろうと思いますね。緊急事態ということについて、どういうものが緊急事態かということは、できる限り限定列挙すべきだと、私は思っています。恐らくいろいろな事態が想定されるでしょう。だから、いろんな事態、どういう事態が想定される

かということができる限り見切って、できる限り限定列挙する方向で対応していくべきだと、そのように考えています。

○30番（坂本茂雄君） おっしゃられたように、極めて立憲主義に基づいたものでなければならぬということと限定列挙されるべきであると。その意味では、この改憲草案の中で、人権規制の問題も含めて、限定列挙されていない、そのことは知事も指摘をされておったと思いますけれども、そういったことを含めて問題点はあろうかと思えます。ぜひそのことを含めて、今後議論がされるべき内容かと思えますが、ただ基本的には、やはり大変危険なものであるというふうに私は捉えておりますので、そのことを述べておきたいと思えます。

時間がありませんので、最後に、どうしても知事に聞いておきたいことがございます。昨年のこの場所で動物愛護教室のことをお伺いしました。その際、知事は教育委員会とも連携してしっかり進めていきたい、私も一度お伺いして見させていただきたいと思うというふうにお答えになりました。先日、浜田豪太議員の動物愛護センターの質問に答えて、県民が動物愛護について学び、動物と触れ合うなどの愛護の機能は不足しているとの課題も指摘されております。

そういったことを含めて、この動物愛護教室は、動物愛護について学び、動物と触れ合う、そういう機能を持つものだなというふうに思いますので、ぜひ見学をしていただきたいという思いがありましたが、今年度は機会がなかなかなかったようであります。来年度について実行に移したいのかどうか、その決意をお伺いして、一切の質問とさせていただきます。

○知事（尾崎正直君） 今年度、どうしてもスケジュールが合わなくて、見学できなくて大変申しわけなく思っております。来年度、必ず見学

させていただきたいと、そのように思います。

○議長（武石利彦君） 以上をもって、坂本茂雄君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根佐知さんの持ち時間は30分です。

34番中根佐知さん。

○34番（中根佐知君） よろしく願いいたします。

きょうは大変重い問題でもありますけれども、いじめ問題について教育長並びに知事などに一問一答させていただきます。

2011年、平成23年の大津市でのいじめ自殺事件をきっかけにして、2013年、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立をして施行されました。この法律に基づいて、県、各市町村にいじめ防止対策推進法施行条例がつくられまして、基本方針のもとでさまざまな施策が行われています。

中でも高知県いじめ防止基本方針は、いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項、また県が実施する施策に関する事項などについて、県全体としての方向性や基本的施策を示したものとなります。いじめ防止基本方針策定から3年の経過をめぐり、法の施行状況等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。加えて県は、市町村における地域基本方針について、地方公共団体はみず

から設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し公表するとしています。今、ちょうど見直しの時期になりました。いじめ防止対策にかかわる条例と基本方針を、今回南国市の事例から見詰めて見直していたらと質問をさせていただきます。

2015年9月1日早朝、南国市の中学3年生が自宅でみずから命を絶ちました。教育長はこの事実をいつお知りになったのでしょうか。

○教育長（田村壮児君） この事案が発生した当日の8時半ごろに、南国市教育委員会からの電話連絡があったということで報告を受けました。大変驚きましたし、大変痛ましく思ったところでございます。

○34番（中根佐知君） 本当に大変な出来事が起こったと、私たちも感じました。多くの人たちが、それ以来胸を痛めてきています。

南国市では、こうした重大事態が起こったら、学校は教育委員会を通して、県の教育長に報告をするということになっています。この事例は、いじめ防止条例ができて高知県で初めての事例だというふうに私は認識をしているんですが、それで間違いないか、その後どのように対応されたのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） いじめによる重大事態での自殺事件としては、この件が初めてでございます。この事案では、身近な生徒が自殺するというところがございますので、学校の生徒、あるいは教職員に大変大きな動揺が起こることが想定されましたので、まずは臨床心理士などの緊急学校支援チームを派遣いたしまして、教職員に対する助言ですとか、あるいは生徒に対する心のケアといったことをしております。

また、南国市教育委員会へのサポートといたしましては、その事案に適切に対応できるように、文部科学省によります子供の自殺が起きたときの背景調査の指針に沿って自殺に至る背景

調査を行うことですか、その背景にいじめが疑われる場合はいじめ防止対策推進法によるいじめ重大事態としての対処を進めるように助言をしたところでございます。その後、調査委員会を立ち上げるということになりましたので、その際には委員の人選などについても具体的な助言を行っております。また、南国市教育委員会からの依頼に基づきまして、御遺族に対する心理的なサポートにも協力をさせていただいたところでございます。

○34番（中根佐知君） 経過はわかりました。

こうした中で、御遺族は、現実を受けとめることに本当に必死だったわけですがけれども、市の教育委員会から、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づいて、南国市教育委員会の附属機関として第三者委員会をつくって調査したいとの申し入れがあって、受け入れることにしました。

第三者委員会の調査の間、御両親は、委員会の調査にももちろん応じましたけれども、一方で、子供たちの卒業の時期も近づいていて、卒業してからでは子供の学校での様子などを具体的に聞けなくなるのではというふうに焦りを感じていました。そのため、気づいた出来事を学校や教育委員会に聞きたいと思うんですけれども、第三者委員会で調査中なので何も答えられないとの回答でした。担任の先生を含め学校の先生とこの件で話をしたいと思っても、今もってできないままになっています。

この亡くなった子供さんは、1年生のときの人権作文に、いじめを受けていく上で、僕はあることに気がつきました、それは人それぞれだと思いますが、自分は生きたいのにいじめのせいで死ぬということが怖くなるということに気がつきました、なぜ言い切れるかという自分のその感情の中で思ったからですと書き、3年生になったときには、引き裂かれたように

破れたシャツが出てきたり、亡くなった後に机の脇から出てきた手紙には、僕に関するものは全て処分してください、そして僕のことは永遠に忘れてください、思い出してもいいことなんてないからと書かれていました。御両親の頭には、いじめが浮かびました。

半年たった2016年2月29日、ちょうど1年ほど前ですが、第三者委員会の報告書が出されました。幾つかの事柄が未解明のまま、アンケートに書かれたいじめは結局うわさ話であったとして、それ以上の真偽は確認できなかったとし、いじめはあったが直接の死因ではない、この子の死は複数の要因が積み重なった結果と結論づけています。納得できない御両親や親族は、報告書の中の疑問点を挙げまして、再調査を市長に申し入れましたが、新しい事実があればだけれど、今の状態では再調査はしないと告げられました。

その後、どのような議論がされてきたのかを知りたいと思って、情報公開条例に基づいて第三者委員会の議事録を請求したところ、非公開決定通知書が届いて、理由として、議事録は作成されていないためと書かれていました。通知書には補足として、議事録を作成していない理由について委員長に説明を求めたところ、調査専門委員会の設置及びその構成員並びにその職責と権限等について定めた条例及びその施行規則には、議事録の作成を義務づけた規定はありません、したがって議事録を作成するかどうかは委員長の判断に任されていることとなります、委員長の判断は、真相究明という当委員会の職責を果たすためには委員相互の自由な意見交換と忌憚のない議論が求められているところ、一旦個々の委員の発言を記録するとこれが既成事実化して、その後の意見交換、議論に対する制約となりかねず、結果的に当委員会の職責を果たせないことが懸念される、したがって議事録作

成に至らなかったというものと書かれておりました。

教育長はこの調査専門委員会の議事録がない問題をどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田村壮児君） この議事録の件につきましては、南国市から、調査専門委員会の初会合で議事録を作成するかどうかについて協議をし、自由な意見交換、忌憚のない議論の制約になりかねないなどとして作成しないことに決めた、また開示できる内容は報告書に記載をしているというふうにお聞きをしています。なお、アンケートなどの調査資料については適切に保管されていることもあわせてお聞きをしております。

行政組織が会議を行う場合は議事録を作成することが一般的だとは思いますが、本件については、調査専門委員会において事案の内容を考慮して議事録を作成しないと判断されたものというふうにお聞きをしております。

○34番（中根佐知君） 私はこの議事録がないというのに大変驚きました。議事録があるのは当然だというふうに思っていましたので、13回に及ぶ南国市の調査専門委員会の議事録がない、一体どうやって報告書を書くのでしょうか。

この件は全国でも問題になっておりまして、さまざまな識者の方が、これは異常だという発言を重ねられています。桶谷さんという京都教育大学の先生は、大津市いじめ自殺問題のときにも委員となった方です。検証もできないなんてとんでもない話だと、遺族の方に、納得できない、一体どういう話し合いをしたのかと聞かれたときに、その中身を詳しく説明することができないではないか、こんなふうにおっしゃっています。また、文部科学省の児童生徒課の担当者は、なぜ議事録をつくることを法律などに明記していなかったのかと質問をされて、会の

記録を残すのは当然のことなので明記の必要を感じなかった、残さないのは相応の理由があるということになると答えています。

実は、この法律ができたとき、一番最初に問題になりました大津市のいじめ自殺事件では、市長部局が大変奮闘しまして、教育委員会がなかなか動かなかった、このことについて市長部局が対策をとって、第三者機関を立ち上げるということがありました。

議事録というのは、全ての議事を進める、そして本当に公正な議論を進めていく上でどうしても必要なものだというふうに思いますけれど、特にこうしたいじめ問題調査専門委員会などでは、ないなどということはある得ないというふうに思います。

今後の課題として、教育長はこの議事録作成、それは当たり前だという認識になれるのかどうか、その点でよろしく願いいたします。

○教育長（田村壮児君） 県におきましては、高知県いじめ問題調査委員会運営要領におきまして、会議を開催したときは出席者の氏名や審議の経過などを記録した議事録を作成するということを規定しております。このことは市町村にも参考にさせていただいたらと考えておりますし、行政の透明性の確保ですとか、あるいは被害者やその保護者への説明責任を果たすといった要領の趣旨などについては、お伝えもしていきたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） 本当に議事録というのは、全ての源になります。ですから、せっかくいじめ問題に対して防止をする対策の中で、取り返しのつかないことなんでしょうけれども、重大事態が起こったときに、それがなぜなのか分析をする記録がないなどということがこれから先二度とないように、認識を一にするという点で、ぜひ今後の見直しの課題にさせていただきたいと思っております。

次に、この間全国で、議事録だけでなく調査資料等の管理についても具体的な議論が起きていると思います。保存方法をしっかりしていくことも当然のことだと思うんですけども、教育長の御所見を伺います。

○教育長（田村壮児君） いじめ問題につきましては、個人情報が含まれている文書といったものが多いこともございますので、特に文書の管理は厳重にする必要があるというふうに思います。

アンケート調査や児童生徒の聞き取り調査の記録など、調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体において作成しています文書管理規則等に基づいて関係資料の保存期間を定めて、適切に保存する必要があるというふうに思います。南国市においても、アンケートなどの調査資料については、そういった規則に基づいて適切に保管されているというふうに聞いております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

大津市などでは市長部局にいじめ対策室をつくりまして、そこでしっかりと、議事録、それからかかわったアンケート、その他の文書は永久保存とするということになっています。人の命を審議する大変大事な資料となるわけですから、ぜひこの点も重視をして、そして全ての高知県のかかわる条例などに盛り込まれるように要望したいと思います。

続いて、南国市の第三者委員会のことで伺います。教育長が委嘱をして、調査、審議をするための附属機関として、10人以内の委員で構成することが条例で規定をされています。今回の事例では、県の教育委員会も御助言をされたことですが、6人の委員で、弁護士2人、精神科医、心理士、福祉関係の方、そして学識経験者が各1人で構成されていて、それぞれの専門家の皆さんです。ただ、委員の中に、学校

の運営や教職員の日常について見識のある、具体的にわかる委員が選任されていないように思います。

また、第三者委員会の事務局の役割を教育委員会が果たすことになっているんですけれども、調査対象の中に学校も教育委員会も含まれる重大事態発生の場合ですので、これでいいのかということが疑問です。第三者機関としての徹底した独立性のもとで、調査専門機関の役割を果たすべきだと考えます。膨大な量を少ない人数で行うことが大変であれば、県が何らかの第三者的な応援の体制をつくることも必要ではないでしょうか。

重大事態に係る調査の場合、議事録作成も含めて教育委員会事務局任せにしない独立性がその委員会に必要だと、公平性、中立性から見ても重要だと考えますけれど、教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） おっしゃるように、調査委員会の公平性、中立性の確保というのは大変大事だというふうに思っております。南国市の場合も、調査専門委員会の委員は、国の基本方針、あるいはそれに沿った同市の基本方針で示されておりますように、お話にありました、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などから選ぶこととし、さらに選ぶ際には、弁護士会ですとか、あるいは大学など、そういった組織からの推薦をいただいて人選を行っております。その上で、遺族の御了解も得ているというふうに聞いております。こうしたことから、委員会の公平性、中立性は担保され、第三者的な委員で構成されているというふうに考えております。

運営につきましても、委員長のリーダーシップ、委員の合議のもとで、調査委員会としての主体的な運営が行われているものと承知をしております。教育委員会事務局は調査専門委員会の庶務を行っておりますけれども、それはあく

まで委員長の指示などに基づいて行う補助的な立場によるものというふうに承知をしております。

○34番（中根佐知君） もちろん、教育委員会事務局が庶務を行うというのは、この条例のたてりになっていきますから当然なんですけれども、しかし教育長、教育次長、そして担当課の課長などがある中で、学校、教育委員会について議論をされるというのが今の形になっています。

独立性をきちんと持っていくこと、南国市の場合はその上に議事録はなかったということですので、じゃあ誰が一体庶務の役割をして報告書をまとめたのかと、こういうふうな疑問も起こってくるわけです。私は、見直しの際に、やっぱりしっかりとした独立性を担保する委員会の活動のあり方を検討すべきだというふうに思っています。大津市長は、弁護士だった方なんですけれども、重大事態が起こった場合、企業であれば外部に調査を委嘱する、そのことが中立性、公平性を保ち、信頼を得ることにつながると思うというふうに述べています。

独立性とは何かという点を、今後この見直しの期間にしっかりと議論していただきたい、これを要望したいと思います、いかがでしょうか。

○教育長（田村壮児君） 南国市の件については先ほど申し上げたとおりと考えておりますけれども、なお一層公平性、独立性、中立性といったことについては配慮すべきだというふうに考えています。

○34番（中根佐知君） 法律そのものが大変若いことと、3年したら見直すなどという中身がやっぱり書き込まれなければならない、そういう法律です。加えて、いじめの問題というのは、大変ナイーブな、そして一人一人違った中身を持つものでもあります。ですから、ぜひ独立性の問題、第三者機関の問題についてはしっかりと

議論をしていただきたいと、このことを要望します。

さて、今いじめの定義というのは、当事者が心身の苦痛を感じていることをいうとされています。南国市の事例では、いじめはあったのに、みずから命を絶つ直接の原因ではないと調査報告書はしています。しかし、東京都足立区や葛飾区などでいじめに関する調査委員会委員も務めた専門家、元中央大学教授の横湯園子さんの指導で、今回小学校からあったいじめや中学校の3年間を、いじめと自死の関係図にあらわしてみました。この自死をした子供さんの関係図を見てみますと、いじめに遭った中身を引きずったまま自殺の危険度が強まってくる様子がよくわかります。解決したようで解決していないいじめや孤独感、ストレス海馬のように嫌なことは耳に入らない、記憶が残らない、忘れるようにしていることがよくわかるんです。

Q-Uアンケートが学校では実施をされています。低い自己肯定感が強くあらわれているのに、最後までスクールカウンセラーにつながることができていません。担任は気にかけていたのになぜつなげなかったのか、報告書では、勧めたが本人が希望しなかったで終わっています。現場の多忙化はすさまじくて、気づいていても物理的に対応が抜け落ち、チーム学校の力が発揮されていません。なぜ対応が不十分だったのか、ここから学校は何を学び正していくのが今問われています。子供の成長と発達に照らして、いじめを総合的に捉えて、担任などが中心になって対策を行い、チームの役割をシミュレーションできる、そんな学習が本当に不可欠だと痛感します。

子供を中心にした学校での連携のあり方を再点検し、具体的に子供の成長と発達について学び合うことを学校現場ですべきだと思いますが、教育長、お答えをお願いいたします。

○教育長（田村壮児君） 教職員は、日常の学校生活の中での子供同士の関係性の変化ですとか、子供の言動のささいな変化などから、子供が発しているSOSなどのサインを見逃さないことが大変重要だというふうに思います。県教育委員会では、教育大綱ですとか第2期の教育振興基本計画の見直しを行って行く中で、いじめに限らずに、気になる児童生徒の対応については、スクールカウンセラーなどを含めた校内支援会の定期的な開催ですとか、あるいは学年部会を中心とした日々の見守りといった組織的な対応をするといったことを明記しています。そういった中で、研修部分について行っていくことも必要だろうというふうに思っております。

こういったことにつきましては、高知県いじめ問題対策連絡協議会の中でも情報を共有したところをごさいますて、今後この方向性に基づいてチーム学校としての取り組みが行われるように、各学校に周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○34番（中根佐知君） 平成25年6月、この法律が通った当時の下村文部科学大臣は、参議院での答弁の中でも、学校教育に求められるものが多様化、高度化する中で教員が取り組んでいくには、子供と向き合う時間を確保することが重要であるというふうに述べています。学校は本当に多忙化が進んでいます。多忙化解消もいじめ防止の取り組みの一つであるということぜひ認識していただいて、対応に当たっていただきたいと思います。

さて、子供はどんなふうに私たちが議論しても帰ってきません。残された遺族には丁寧に調査結果を知らせるべきですし、足立区では第三者委員会が毎回会議の後で、遺族に報告できる部分は全て報告をしてきています。南国市の事例は、マニュアルどおり、最後に報告書ができた時点で確かに報告していますけれども、遺族

の心に沿う努力がない点では不十分だと考えます。遺族のお一人はこんな文章を寄せられています。時間がないので、少しはしょります。

調査報告書が出されて2カ月がたちました。第三者委員会、調査報告書、学校、市教委の曖昧な態度、対応、全てに失望しました。報告書をもとに市教委、学校に対して質問をしても、報告書に関すること以外にはお答えできませんとの一点張りで、我々の納得のいくような回答は何ひとつ得られませんでした。今回の問題を学校だけに責任を押しつけようとしているわけはありません。しかし、学校として全く落ち度がなかったわけでもないはず。ならば、それに対しては認め、謝罪すべきではないでしょうか。市教委はそういう学校に対して指導すべきでは。ただ、委員会を立ち上げました、調査報告書を出しました、以上やるべきことはやりましたでは、第三者委員会の立ち上げ、それ自体無意味なことだったように感じてしまいます。もう少し問題を真摯に受けとめ、取り組んでいただきたいと思います。こんなふうな文章を書かれております。

本当に胸の痛むことですけれども、こうした対応一つ、丁寧さ一つ、それで遺族の皆さんの気持ち、そして学校の改革も一歩前に進むのではないかと、そんなふうに思います。

その後の南国市の対応の中で、これも大変気になっているんですけれども、ちょうど1年前、本会議前の教育民生常任委員会で、議員への報告に立った南国市教育長が、亡くなった子供さんなどの実名を何度も何度も挙げながら、お父さん、お母さんがどうしてもこの報告書に納得がいかなかったら、市長に再調査を申し込める、再調査を市長がやりませんと言ったらもうそれで終わりです、あとはやることがないから裁判にするしかありませんと、こんなふうに述べられているんです。これが本当にこのいじめ防止

対策推進法の本質でしょうか。

いじめ防止基本方針の中に遺族への丁寧な対応を明記することが必要だと思いますけれども、いじめ問題対策連絡協議会会長である知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 今も、高知県いじめ防止基本方針において、いじめの重大事態の調査に当たっては、被害者児童生徒やその保護者に対して、調査委員会の設置や調査の方針等を事前に説明をすること、また調査で明らかになった事実関係等について適時適切な方法で情報提供すること、調査結果を報告することというような形で明記をし、またさらに言えば、特に自殺の背景調査における留意事項というものも示して対応を徹底してきているところでありまして、この点についてのより一層の徹底を、全県下的に今後とも図っていかねばならないと思います。

そして、もう一つは、基本方針について、来年度早期にまた見直しを行うこととして、今議論をしておるわけでありまして。現在においても、先ほど申し上げたような記述はしておるわけでありまして、より一層遺族の皆様方に丁寧な対応をしましょうという趣旨の見直しを図ることがどうかということについて検討していきたいと、そのように思います。

○34番（中根佐知君） ぜひ、大変胸の痛む、取り返しのつかない事例が二度と起こらないように前に向いていくと、これが今度のいじめ防止に対する基本法の見直しの時期に課せられた私たちの仕事だというふうに思います。御遺族の皆さんは、子供の学校での様子をもう少し知りたいと担任の先生に申し入れても、窓口は一本化していますということで担任の先生に会わせてもらえない。さまざまな、なぜということが重なりながら、子供の死を受けとめ切れない、あげくの果てには私たちが殺してしまったんだ

と嘆き悲しむような、そんな大変複雑な状況になっているんです。

私は、せつかくの命が奪われることへの重みは誰もがわかっていると思いますし、調査対策に当たられた委員の皆さんも一生懸命やったださっていると思いますけれども、そこに沿う形が本当にこれでいいのかどうか、そういう機微のところを法律の中に入れていかないと、この法律は生きていけないというふうに思います。ぜひ、多様な皆さんの多角的な意見を聞きながら、もっと心のあると言ったら言い過ぎでしょうか、実態に即して、遺族の皆さんに即し、そして学校の変革に結びつけられるような実効性のある法律にするよう改革を求めて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
(拍手)

○副議長（梶原大介君） 以上をもって、中根佐知さんの質問は終わりました。

ここで午後1時35分まで休憩といたします。

午後1時30分休憩



午後1時35分再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

黒岩正好君の持ち時間は50分です。

22番黒岩正好君。

○22番（黒岩正好君） それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

3月11日は東日本大震災から6年になります。昨年11月に宮城県を訪問いたしました。住宅再建やなりわいの再生、インフラ整備などは着実に進んでいることを実感いたしました。東日本大震災で被害が大きかった石巻市が2年ごと

に行っているアンケート調査では、2016年度の市民意識調査で、復旧・復興が進んでいると答えた人が52.1%、2年前の同調査では28.6%であり、市民意識調査でも着実に復興への加速度が増してきております。しかし、いまだ5万人に近い方々が仮設住宅での生活を余儀なくされていることから、被災者が心からの復興をなし遂げられることを願うものであります。

さて、昨年宮城県を訪問した際に石巻市を訪問し、県の出先の東部土木事務所を訪問して所長さんから、これまでの取り組みの状況について伺いました。この東部土木事務所などに、本県から5名の職員が派遣をされておまして、皆さん方と意見交換をさせていただきました。みずから手を挙げて行かれている方ばかりでございますので、今の仕事、復旧・復興への仕事の経験を高知県のために生かしたい、こういう熱い思いを語っておられたことに、私も大変うれしく感じた次第であります。この皆さん方、独身ということもありまして、日常生活、また食事の面とか、さまざま大丈夫ですかと、いろいろお話も聞きまして、とにかく健康面に気をつけて頑張ってくださいと激励もさせていただいたところです。

そこで、これまで本県から、東日本大震災の被災地の支援のために長期派遣をした職員の職種別の人数はどうか、総務部長に伺います。

○総務部長（梶元伸君） 職員に激励をいただきまして、ありがとうございます。地方自治法第252条の17に基づきますおおむね1カ月を超える職員の長期派遣は、震災直後の平成23年度からこれまで6年にわたりまして、東北被災3県に延べ113人を派遣しております。職種別の内訳でございますけれども、用地買収等の業務に従事する一般行政職が12人、災害復旧や各種工事に当たる技術系職種が100人でございまして、その内訳は土木職が58人、農業土木職が17人、建築

職が15人、林業職が10人、さらに保健師が1人となっております。

○22番（黒岩正好君） この東日本大震災などの被災地への派遣というのは、本県にとって大きな人的な財産を得ることができておるわけですが、被災地での経験、ノウハウをどう生かしていくかが大事でありますけれども、人事の面でどのように対応しているか、総務部長に伺います。

○総務部長（梶元伸君） 被災地支援の派遣職員は、東日本大震災からの復旧・復興業務を身をもって体験した貴重な人材と認識しております。派遣による経験を、本庁や各出先機関において南海トラフ地震対策のために生かすことができるよう、その配置に意を用いているところでございます。例えば、漁港施設や海岸保全施設の復旧・復興などの経験を直接生かせるよう、類似の工事や河川・海岸の耐震化工事の担当として配置するですとか、被災地で経験した大規模な農地整備のノウハウを生かせるよう、圃場整備工事の担当として配置するなどしております。

また、これらの派遣職員には、県職員だけではなく市町村職員なども対象にした研修会において講師を務めていただいております。貴重な経験やノウハウを広く県内で共有できるような対応を行わせていただいております。

○22番（黒岩正好君） ぜひともさらによりしくお願いします。

28年度から3カ年計画期間とした第3期の行動計画が進められておりますが、第2期計画の取り組みの結果から、特に重点的に取り組む課題として8つの課題が整理をされ、今議会での知事提案説明の中で、具体的な取り組みの強化が示されたわけであります。

そこで、これまで命を守る対策を最優先で取り組んだ結果として、津波避難空間の整備が進

み、津波から命を守る対策に一定のめどがつき、減災の効果も進んだとの認識をしておるわけであります。また、進捗が十分でなかった住宅の耐震化については、住宅の耐震診断に対する助成制度の申請件数が3,472件と大幅に増加をしたとの報告がありました。

熊本地震以降、県民の関心も高くなってきておりますが、これら耐震診断の支援制度の現状をどのように分析しているのか、土木部長に伺います。

○土木部長（福田敬大君） 住宅の耐震診断につきましては、現在24市町村で無料化されたことに加えまして、熊本地震の影響もあり、今年度1月末までの申込件数は、昨年同期に比べまして2.1倍と大幅に伸びております。一方で、この診断作業が滞ることのないよう、全市町村におきまして、供給体制を強化するために耐震診断士の養成講習会を開催しております。さらに、この耐震改修の必要性がもう最初から明らかな場合につきましては、耐震診断を省略して、耐震設計から申し込める方法の導入を進めており、来年度からの本格導入を目指しておるところでございます。

○22番（黒岩正好君） 昨年の6月議会での知事提案説明の中で、耐震設計や改修工事は所有者の経済的な負担が重いことから耐震化がなかなか進まないという現状があり、費用負担を抑えながら段階的に安全性を高める耐震改修への支援制度を本年度新たに創設して、取り組みを加速させると、このように言われておりますが、取り組み状況はどうか、土木部長に伺います。

○土木部長（福田敬大君） 現時点で、段階的に安全性を高めてまいりますこの耐震改修への支援制度を導入しておりますのは4町村で、申請の実績はございません。一方で、多くの市町村において、一度の工事で上部構造評点を1.0以上にまで引き上げる、いわゆるフル耐震改修の工

事の申請がふえております。このニーズに集中的に対応しておるため、結果的に段階的な耐震改修に対する支援制度の導入が進んでいないのではないかと分析しております。今後も引き続き市町村に対して、この制度の導入を働きかけてまいります。

○22番（黒岩正好君） ぜひと多く多くの県民の方が使いやすいような形で進めていただくようお願いをしたいと思います。

避難所の確保と運営についても、今議会提案をされておりますが、避難者25万人分に対して21万人分が確保できたと言われておりますけれども、残りの4万人分が不足しておるわけですが、具体的にこの避難所が確保できていない市町村がどれぐらいあるのか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 避難者数が避難所の収容人数を上回るといったことで、避難所を確保できていない市町村は、沿岸部を中心に高知市を初め12市町村となっております。

○22番（黒岩正好君） この12市町村の今後の取り組み状況はどうですか。

○危機管理部長（酒井浩一君） 12市町村というわけではなく、県全体で今各市町村において旅館、ホテルといった民間施設の活用、学校の教室利用、集会所の耐震化など、さらなる避難所の確保対策を進めていただいております。こうした取り組みが進めば、今後県全体の差し引きでは、全ての避難者を受け入れることができるというふうには想定しておりますが、ただし個々の市町村で見ると、不足するところがあるため、県内を4つの圏域に分けて、広域の避難の調整を進めているところでございます。

○22番（黒岩正好君） ということは、不足の4万人分についても、今後の取り組みで十分対応していけるということの理解でいいですか。

○危機管理部長（酒井浩一君） そういうことで

ございます。

○22番（黒岩正好君） そして、その避難所の運営についてであります。マニュアルの作成を進めているようでございますが、どのような課題等が考えられているのか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 避難所運営マニュアルは、今年度末までに190カ所で完成する予定でございますが、市町村のマンパワーが不足していること、住民の皆様と話し合いをしながらマニュアルをつくり上げていくことに非常に時間を要するということですので、県内約900カ所の全ての避難所のマニュアルを作成するには、相当の時間がかかるということが一番の課題でございます。今年度から、既に完成した避難所のマニュアルをひな形とすることで作成時間を短縮できるようにしたことや、市町村のマンパワー不足を補うため外部委託に対する補助率をかき上げし、市町村の取り組みを県としては支援しているところでございます。

○22番（黒岩正好君） 熊本地震の教訓といたしまして、多くの被災者が指定外避難所に駆け込んだことによりまして、避難状況の把握が困難となり、物資も十分に行き届かなかったことが浮き彫りとなったわけでありまして。

これら指定外避難所の被災者支援についてどう対処を図るのか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 市町村には指定避難所だけでなく、発災後に避難所として緊急的に利用する施設も含め、避難所運営マニュアルを作成していただくこととしております。県民の皆様には市町村においてあらかじめ避難所をお示ししておりますが、いざ発災した際には、自宅や避難所外の施設で避難生活をされる方など、何らかの都合で定められた避難所に来られない方がいることも想定しております。避難所運営マニュアルにおきましては、そういった方々

へも支援ができるように、物資の提供や情報伝達などの項目を盛り込んでおります。

○22番（黒岩正好君） 昨年6月議会で西森雅和議員が、また今議会では大野辰哉議員から、避難所における公衆無線LAN、Wi-Fiの環境整備の状況についての質問がありました。私は、災害時の通信手段確保のために、守った命をつなぐ武器となって、一人でも多くの命を助けることができるのではないかと考えております。ぜひとも早急に環境整備を広げてほしいと願っているところであります。

そこで、現在避難所のうち何カ所の避難所にWi-Fi環境が整備されているのか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 現在、県内で約900カ所の避難所のうち、Wi-Fi環境が整備されているのは7市町村で16施設でございます。

○22番（黒岩正好君） まだまだこれからということですが、今後県はどのような対応を図っていくのか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 整備や維持管理の費用、ふだん使いの難しさなどの課題があるとはお聞きしておりますが、今後新たに232カ所の整備を11市町村で検討しているともお聞きしており、Wi-Fi環境の整備は進んでいくものと考えております。

こうした環境整備に対しましては、有利な起債である緊急防災・減災事業債や国の補助制度に加え、県でも避難所の環境整備に対する補助制度を設けており、こうした制度も活用いただけるよう、市町村に対して制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

○22番（黒岩正好君） さらに、発災後の道路の安全利用は極めて重要であるだけに、緊急輸送道路などの道路啓開に関する勉強会や情報伝達の訓練を実施しているようではありますが、現状はどうか、土木部長に伺います。

○土木部長（福田敬大君） 昨年度、策定いたしました道路啓開計画の実効性を高めるために、県内12地域で建設業協会や市町村の皆様、延べ600人を対象に勉強会を開催し、本計画の周知を図るとともに、御意見を伺っております。また、訓練につきましても、安芸地域と嶺北地域におきまして、道路啓開手順書に基づいた情報伝達訓練を実施したところであり、今月幡多地域でも同様の訓練を予定しておりますところでございます。

こういった取り組みの中でさまざまな御意見をいただいておりますことから、手順書の見直しに向けて関係機関と協議を進めておりますところでございます。

来年度は、引き続き他の地域でも情報伝達訓練を行うとともに、実際の被災想定現場におきましても実動訓練を実施してまいりたいと考えております。

○22番（黒岩正好君） この道路の安全利用を図るために、平成27年度から路面下の空洞調査を実施しておりますが、実施状況はどうか、土木部長に伺います。

○土木部長（福田敬大君） 県は、平成27年度からの3年間で地下の埋設物や交通量の多い高知市周辺の16路線、約120キロメートルの区間を対象にして路面下の空洞調査を行っております。この27、28年度で計6路線、約59キロメートルの区間を調査しております。最終年度となります来年度につきましては、残る10路線、約59キロの区間の調査を予定しておりますところでございます。

○22番（黒岩正好君） 27、28年度の空洞調査で発見した箇所数は何カ所ですか。

○土木部長（福田敬大君） 現在のところ59カ所の空洞を確認しております。

○22番（黒岩正好君） 本県の場合、県管理道路が約2,800キロ、緊急輸送道路が約1,000キロと

言われておるわけでありましたが、例えばこの事業は国の交付金対象事業でもありますので、ある程度の規模で実施するほうが防災面でも財政面でも効果的と考えるわけでありまして。例えば大阪府では、全路線を対象に10年サイクルでの実施と、都市基盤施設長寿命化計画に明記をされておるわけでありまして。その意味から、この緊急輸送道路1,000キロに最低でも取り組んでいくということを考えれば、30年度以降もこの事業は実施すべきと考えますが、土木部長の見解を伺います。

○土木部長（福田敬大君） これまで実施してきました調査におきまして、路面の変状が見られない箇所におきましても、その路面の下に空洞が確認されました。さらに、陥没の危険性が高い空洞も確認されたことから、この路面下の空洞調査の必要性を再認識したところでございます。このため、緊急輸送道路や四国広域道路啓開計画、いわゆる四国扇作戦におきまして、瀬戸内側からの支援部隊の進出ルートに位置づけられております路線など防災上重要な路線を対象に、平成30年度以降も調査を実施してまいりたいと考えております。

なお、年間の調査の規模などにつきましては、29年度までの調査の結果を踏まえて、緊急性や他県の事例などを勘案し、判断してまいりたいと考えております。

○22番（黒岩正好君） この項の最後に、知事に伺いたいと思います。

命を守る対策の取り組みが一定めどが立って、これから命をつなぐ対策に軸足が移っていくと思うんですけども、進めば進むほどいろんな課題が出てくると思います。そういう意味で、今までの思いと同時に、今後取り組んでいく知事の決意を伺いたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 本当に大変膨大な事項について、想像力をめぐらせて、とにかく災害に

備えて対策を進めていくことを今後もスピード感を持って、そういう姿勢でもって対応していかなければならないと思っております。

命を守る対策についても、これまでは、特におこなっているとわかった津波対策について、全速力で取り組みを進めてまいりました。そういう中で、津波避難空間について、おおむね9割強ぐらいその整備は終わってきたところですが、それについても、今後もさらにソフト対策面を充実させるとともに、特に厳しいところについてさらなる集中的な取り組みが求められるようになります。

揺れ対策という観点からは、大規模な建築物の耐震化は大分進んできましたが、今後は住宅の耐震化ということに力を入れなければなりません。地震火災対策ということであれば、これからまた本格化していく取り組みということかと思えます。命を守る対策でも、まだまだ多くの課題が残っていると思っております。

そしてまた、今後命をつなぐ対策について、今までは避難所の確保を図っていくことと、そして道路啓開計画を初めとする諸計画について大変力を入れてきました。この避難所の問題については、不足分を確保した上で、広域調整を図っていくということがこれから本格化をしていくということになりますし、マニュアル化もしていかなければなりません。さらに言えば、道路啓開計画なども実効性を高め、もっと言うと、さらに最難関であろうと思っておりますが、災害時の医療救護の取り組みについて今後充実をさせていくということになっていくんだらうと、そのように思っています。

とにかく課題は膨大にあるわけでありまして、特に緊急の事態に対応するために、この津波対策についてこれまで大変力を入れてきましたけれども、今後横展開、そしてさらに言えば、後の時間軸までも視野に入れたいいわゆる縦展開と

言ってもよいかと思いますが、その両方において対策をさらに前に進めていきたいと、そのように思っているところです。

○22番（黒岩正好君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、地震火災対策について伺いたいと思います。

昨年12月に新潟県糸魚川市で発生した大火では、市街地火災の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。なぜ大火に至ったのか、多くの専門家が要因として挙げるのが、木造建物の密集と強風が原因との指摘をしております。阪神・淡路大震災や東日本大震災といった地震時の火災被害を考えますと、密集市街地での消防戦略の必要性和消防力の強化が求められると思います。

そこで、高知市内や県下の木造の密集した住宅地の中には、空き家がふえてきております。火災を考えると空き家対策が急務であると考えますが、現状の取り組みについて土木部長に伺います。

○土木部長（福田敬大君） 住宅が密集した市街地におきまして、空地などのオープンスペースがふえると、その分延焼しにくくなることから、空き家を解体して撤去することは、市街地火災のリスクを減らすことにつながると考えております。このため、平成25年度に住宅が建ち並ぶ地域において、老朽化した空き家を撤去する場合に補助する制度を創設いたしました。この制度によりまして、昨年度末までの3年間に443軒の空き家を撤去しております。

○22番（黒岩正好君） 糸魚川市の教訓から何といても、消防力の強化が急務であると思います。消防対策は基礎自治体の主な職務ではありますが、消防力の強化は消防職員とともに消防団の人力の確保にかかっていると思いますが、県下の状況はどうか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 平成28年4月1日現在の県の消防団員は、定数8,804人のところ8,204人、充足率としては93.2%となっております。県では、市町村や地元の商工会などの団体と協力して、事業所への協力依頼や団員の勧誘を行うことで、新たな団員の確保に取り組んでおります。

○22番（黒岩正好君） そこで、県の支援についてどういう状況なのか、伺いたいと思います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 県は先ほど言いましたように、市町村、団体と協力して、事業所への協力依頼や団員の勧誘を行うことによりて団員の確保をやっているということでございます。

○22番（黒岩正好君） いざというときに、消防署の機能が発揮されなければ意味をなさないわけではありますが、現在津波浸水予測区域に消防署があるのかどうか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 現在、県内には消防署や分署、出張所が40カ所ありまして、そのうち12カ所がいわゆるL2の津波の浸水予測区域にございます。

○22番（黒岩正好君） 12カ所の消防署が被害に遭う可能性があるということですが、県として消防署の対策をどのようにしていくのか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 12カ所の消防署ですが、発災直後には、車両につきましては浸水区域外のあらかじめ決められた場所に移動させ、当面はそこで対応に当たるとお聞きしておりますし、通信手段につきましては可搬式や車載の無線機を使用し、本部等との通信を確保するというふうにお聞きしております。

○22番（黒岩正好君） 消防車両が効果的な消火を進めるためには、地域の消防水利が万全であるかが重要であります。大きな地震の際には、消火栓が使えないことを想定して防火水槽が設

置されていると思いますが、その防火水槽の耐震化率の状況はどうか、伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 平成28年4月1日現在、県内の防火水槽は4,480基ございますが、そのうち耐震性のある防火水槽というのは668基であり、率でいうと14.91%となっております。28年度からの第5次地震防災緊急事業5カ年計画では、県内19市町村で133基の耐震性のある防火水槽を新たに設置する予定でございます。市町村におきましては、用地や財源の確保に苦慮しており、新たな防火水槽の設置は思うように進んでおりませんが、河川やダムなどの自然水利での対応を検討しているとお伺いしております。

○22番（黒岩正好君） 14.9%しかできていないということでもあります。いざというときに、使えるかどうかということをお大変心配するわけですが、この耐震化率の改善のために県としてどういう対応を図っていくのか、危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 新設につきましては国から補助はあるんですが、既存施設に対しては支援がございません。なかなか新設というのは進みませんので、この既存の防火水槽に手を加え、地震後でも使用できる安価で効果的な工法について県としても研究をしていきたいと思っております。

○22番（黒岩正好君） よろしくお願ひいたします。

消防団応援の店がことし1月からスタートしておるわけですが、進捗状況について危機管理部長に伺います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 消防団応援の店事業は、本年1月1日、12市町村79店舗でスタートしておりますが、3月1日現在17市町村131店舗が登録しております。

○22番（黒岩正好君） この消防団応援の店をど

こまで広げていくかとか、具体的な目標は定めておりますか。

○危機管理部長（酒井浩一君） 数としては設けておらないんですが、まずは全市町村での登録というのを当面の目標としております。

○22番（黒岩正好君） ぜひとも、さまざまな課題も出てきておりますので、着実な推進ができますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、介護の充実と人材確保について伺いたいと思います。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が、先月閣議決定をされまして、今開催されております通常国会で審議をされておるわけでありまして。これは高齢者の自立支援と重度化防止が主たる目的となっておりますわけでありまして、県としての取り組み状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） お話にありました介護保険法の改正案の中で、自立支援と重度化防止に向けた県による市町村への支援が新たに位置づけられる予定になっておりますけれども、これまでも県は、市町村が高齢者の自立を支援するために開催をいたします地域ケア会議の普及、定着に向けまして、早くからコーディネーターの育成やガイドラインの作成などに取り組んでまいりました。また、地域ケア会議において、運動、口腔、栄養について専門的なアドバイスを受けながら必要な介護などの検討が行えるよう、これまでのリハビリテーション専門職員に加えまして、今後は栄養士や歯科衛生士を派遣する体制づくりに取り組んでいく予定としております。

また、昨年度から、短期間集中的に訓練を行いまして歩行や入浴動作といった運動機能などの向上を図るサービスの提供ができる介護事業者の育成のための研修にも取り組んでまいりまして、昨年度研修を受けた事業所では、要支

援状態から改善される方が出てくるなど、成果も上がっているところでございます。

○22番（黒岩正好君） 次に、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業について伺いたいと思います。この4月から全国の市町村が総合事業へ移行することとなっております。先行して多様なサービスを提供している自治体もある一方で、地域の協力を引き出す体制づくりに試行錯誤している自治体も少なくないと言われております。言うまでもなく総合事業は、住民が住みなれた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの一環であり、円滑な移行が欠かせないわけであります。

そこで、円滑な移行に向け、今日まで県として各市町村へ支援をしてきているわけでありますが、市町村によって温度差があると思われまます。県下の市町村の状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 県内では、既に25市町村1広域連合が総合事業に移行しております。残る4市町村につきましても、この平成29年4月の移行に向けた準備が進んでおります。しかしながら、御指摘がございましたように、市町村間では差がございます。例えば、地域で買い物支援や見守りなど、生活支援サービスの充実のために住民との話し合いの場を持つなどの取り組みも行っている市町村がある一方で、具体的な取り組みにまだ至っていない市町村もでございます。

県といたしましては、引き続き研修会の開催、アドバイザーの派遣などによりまして、多様なサービスの確保に向けて市町村を積極的に支援してまいります。

○22番（黒岩正好君） 介護人材の不足が言われて久しいわけでありますが、国は2025年までに38万人をふやす目標を定めております。本県の場合は、900人が不足していると言われており、

安定的な人材確保が喫緊の課題となっているわけであります。

そうした中で、昨年度介護福祉士の国家試験の受験資格が改正をされまして、この2月の受験者が半減したとの報道がされておりましたけれども、受験資格の改正による本県への影響や今後の支援について地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 28年度の国家試験の受験申込者が減りましたことに関しまして、まだ都道府県別のデータが明らかになっておりませんが、本県でも全国同様に受験者は減少しているの、可能性は高いものと考えております。

現状では、この試験の受験者は介護現場で既に働いておられる方がほとんどでございまして、人手不足といった面ではすぐに影響が出てくるものではないとは考えておりますけれども、専門性の高い人材として業務の中核的な役割を担う介護福祉士の確保は重要だと考えておりますし、御本人のキャリアアップ、ひいては処遇改善にも影響が出てくるものと考えております。

県といたしましては、受験者数の減少の要因として考えられております、本年度から新たに受験資格となりました450時間の実務者研修に対応するため、昨年4月から実施をしております実務者研修の受講料に係る償還免除の貸付制度につきまして、一層の周知を図りますなど、資格取得を希望される方を支援してまいります。

○22番（黒岩正好君） これまでも、さまざまな形で福祉分野の人材育成・確保の取り組みを行ってまいりました。その中で、国の制度として、離職者を対象に介護福祉士の資格取得を目標とした職業訓練を実施してきております。

ハローワークで介護福祉士養成科として募集をしているわけでありますが、近年は応募者が定員を下回っております。より一層周知を図っていくことが必要と感じておるわけでありま

が、訓練生の確保に向けて県はどのように周知を図っていくのか、商工労働部長に伺います。

○**商工労働部長（中澤一眞君）** お話の介護福祉士養成科、これは国家資格であります介護福祉士の資格の取得を目指す2年間の訓練となっておりますけれども、平成26年度以降定員割れが続いている状況でございます。この要因の一つとして募集期間が短いことが考えられましたので、国に対して迅速な手続の申し入れを行いまして、その結果、28年度以降改善が図られております。29年度の訓練生の募集に際しましては、周知期間を1カ月以上確保することができた、そんなような状況になっております。

一方で、近年介護サービスの職業についての求人倍率というのは年々上昇しております。将来の介護人材の不足が非常に懸念されるという状況でもありますので、これまでの訓練生募集のチラシ、あるいはホームページ等での広報に加えまして、改めて高知労働局に協力を要請したいと考えております。具体的には、受講指示をハローワークの窓口において行っていただくわけですが、その際に介護福祉分野に就職を希望している離職者に対して、より一層重点的な受講の案内をしていただくということ、加えまして、介護福祉分野への就職希望者以外の方々、そういった離職者に対しても、近年処遇の改善が進みつつあるというようなことを伝えていただきまして、訓練の受講に関心を持っていただく、そういったことへの協力をお願いしたいと思っております。

○**22番（黒岩正好君）** 今議会での知事提案説明の日本一の健康長寿県づくりの柱の一つに、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化の取り組みが示されております。この中で、介護職員の処遇改善策が示されておるわけですが、具体的にどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長に伺います。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 介護職員の処遇改善策といたしましては、これまでも介護職員初任者研修の開催支援などによります資格取得支援や、認知症介護実践者研修など介護報酬上の加算の取得に資する研修の実施などに取り組んでまいりました。直接処遇改善に結びつきます処遇改善加算につきましては、これまでも指定更新許可時の文書通知や各団体の総会などで、各事業所に取得を促してまいったところがございます。

今般の介護報酬改正により、さらに上乘せになります月額1万円相当の加算に対しましても、加算の要件等に係る説明会を県内5ブロックで開催するとともに、就業規則の見直しに係る経費に対します事業者への補助制度などを設けることによりまして、できる限り多くの事業所で加算を取得し、処遇の改善が図られますよう支援をしてまいります。

○**22番（黒岩正好君）** この人材の確保と産業化の柱の中に、中高年の就労にも促進をしていくという項目が示されておるわけですが、具体的な取り組み内容はどういう内容でしょうか。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 介護の仕事のうち、例えば居室の清掃とかシーツの交換とか、食事の準備、片づけなどは、中高年齢層の方や主婦の方の生活スタイルに配慮して、業務として切り出すことができるというふうに考えております。具体的には、事業所を対象としましたセミナーの開催ですとか、事業所の参画による検討会の実施でございますとか、県内5カ所を想定しておりますが、モデル事業所での取り組みなどを支援していくことによりまして、この業務の切り出しをして、中高年の方、新しい方を雇い入れるとともに、今の介護士の方が専門的な仕事に集中してつけれるようにという考えのもとにやっていきたいと、そういうふうに考えています。

○22番（黒岩正好君） それから、未来への投資を実現する経済対策が昨年8月に閣議決定をされており、これは、仕事と介護を両立する職場づくりをする事業所の支援を目的として、労働負担の軽減や生産性の向上、すなわちICTやロボットの導入を推進するなどが柱となっております。そこで、本県としてどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） これまでも、介護ロボットの効率的な活用の方法の検討や、普及に向けたレンタル事業、国の補助金を活用いたしました導入の奨励などを行ってきたところでございます。来年度は、国の補助制度がなくなりましたことから、県の単独事業といたしまして、介護ロボット導入経費に対する補助制度を新たに設け、導入の促進を図ることとしております。

また、ICTにつきましては、来年度国において規模の小さい介護事業所を対象としたペーパーレス化などの試行的な事業も実施するという事をお伺いしておりますので、それらの動きも注視をしていきたいと、そのように考えております。

○22番（黒岩正好君） 現在、高知県福祉研修センターにおいて、階層別研修やケア研修とか、実施をされているわけですが、その際に研修受講時に派遣をする代替職員の確保、これは大変重要であるわけであり、これまでも代替えの職員の対応について幾度か質問もしてまいりましたけれども、現状はどうか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 県では、研修を受けやすい環境をつくるために研修時の代替職員の派遣事業を行っております。その利用状況としまして、平成27年度実績では、派遣日数5,137日、61事業所、派遣職員数83名に対しまして、本年度は1月末の時点で既に5,081日、64

事業所、85名の実績となっており、順調に活用が図られているものと、そのように考えております。

○22番（黒岩正好君） 特に小規模な事業所で、研修に参加できていない事業所もあると思います。今の実態はどうか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 平成27年度の福祉研修センターでの研修への参加状況で言いますと、サービス種類別の参加事業所の割合で見ますと、比較的規模の大きい事業所、法人がやられている特別養護老人ホームでは78.8%であるの対しまして、通所介護では25.4%、訪問介護では7.3%の参加となっており、御指摘のように比較的小規模な事業所の多い通所や訪問系の事業所は研修への参加割合が少ない状況でございます。

○22番（黒岩正好君） 事業所によって非常に割合が違うという実態が示されましたわけですが、やはり研修に参加する人の少ない事業所の職員のレベルアップ、あるいはスキルアップをいかに図っていくか、そこが非常にこれから大事じゃないかなと思うわけであり、そういう意味で、今後そういった研修に参加できていないところへの対応を県がどういうふうに行っていくのか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 事業所、団体からお伺いしますと、その主な要因としては、やはり人材不足から研修に参加するまでにまとまった時間の捻出が難しいといったお話がございます。このため、来年度以降、地域に出向きましての研修会の開催とか、休日や夜間の開催、それと半日の研修などの開催をふやすことによりまして、受講機会の拡大も図って対応していきたいというふうに考えております。先ほどの代替職員の派遣につきましても、小規模事業所のほうを優先するようという事も考えなが

ら、小規模事業所の受講機会の拡大を図っていききたいと、そのように考えております。

○22番（黒岩正好君） さらに、今回の知事提案説明の中で、在宅生活への移行に向け、医療と介護の連携の強化が示されておるわけでありませう。在宅医療を選択できる環境整備を進めるためには、さらなる訪問看護サービスが重要となつてきております。

そこで、現状を踏まえまして、必要となる人材確保の見通しはどうか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（山本治君） 県でデータが把握できる後期高齢者医療制度を利用した訪問看護サービスは、平成26年度は2万7,368件、今年度は1割以上ふえて3万1,000件を超える見込みです。平成26年度は訪問看護ステーション数が51、訪問看護師211名ですけれども、今年度は59ステーションと、8ステーション増加していることから、訪問看護師数は、現在調査中ですが大幅に増加しているものと想定しています。第3期の健康長寿県構想では、平成31年度末には訪問看護師が295名必要と見込んでおりますが、県立大学で毎年18名育成していく計画ですので、確保できるものと考えています。

○22番（黒岩正好君） 多くの地域に看護師が訪問できるように訪問看護ステーションのサテライトの設置を進めるということも本議会で提案されておるわけでありませうが、具体的な取り組みについて、この訪問看護ステーションの指定を所管している地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 訪問看護ステーションの人員体制や設備基準が緩やかなサテライトの設置促進に向けましては、高知市内の訪問看護ステーションの指定権限を有します高知市とも協議の上、昨年5月に設置に関する取扱指針を定め、訪問看護の事業者など関係者に周知を行ってまいりました。また、訪問看護ステー

ションのない市町村に対しまして、訪問看護のニーズの聞き取りを行いますとともに、その検討状況などを踏まえまして、サテライト開設準備を支援する補助金を平成29年度当初予算案に新規に計上させていただいているところでございます。

今後は市町村と連携をいたしまして、この補助金の周知もしながら、事業者に対しさらなる働きかけを行い、訪問看護ステーションのない地域への設置が進むよう努めてまいります。

○22番（黒岩正好君） 福祉分野については、高知市と高知県同率という立場にあるわけでありませうね。そういうことから、今までも随分と質問等もしてきましたけれども、高知県があらゆる事業、またさまざまな取り組みの中で進んでいることでも、高知市が、なかなか進まないマンパワーの問題とか、予算の問題とかいろいろあって、どうしても高知県との違いが出てくるケースも間々あるわけですね。そういう違いが出てこないように、しっかりと高知市とも連携を図りながら、取り組む同じ事業で違いが出ないようにしっかりと連携・強化していただくようお願いをしたいと思いますので、最後にそのあたりの状況を踏まえて、地域福祉部長にお伺いをしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 高知市とは、毎年高知市の部長さんと私とでさまざまな課題について話し合う機会も設けておりますので、その中で県市手を携えてこの福祉の問題に向かっていくようにしていきたいと、そのように考えております。

○22番（黒岩正好君） ありがとうございます。さまざまな課題がございますけれども、着実に前進をしていけるといふうに実感しております。とにかく、新しい年度を迎えるに当たって、一つ一つこれらが着実に進んでいくようお願い申し上げまして、時間が若干ありますが、

私の質問にかえさせていただきたいと思います。
ありがとうございました。(拍手)

○副議長（梶原大介君） 以上をもって、黒岩正
好君の質問は終わりました。

ここで午後2時45分まで休憩といたします。

午後2時21分休憩



午後2時45分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般
質問を続行いたします。

下村勝幸君の持ち時間は35分です。

32番下村勝幸君。

○32番（下村勝幸君） 新風・くろしおの会の下
村勝幸です。昨年の12月議会での一括質問に続
き、今回は一問一答にて御質問をさせていただ
きます。

さて、質問に入る前にお礼とお願いを申し上
げたいと思います。それは、先週の高藤議員の
御質問に対し、幡多西南地域の悲願であります
高規格道路の佐賀一大方間におきまして、新規
事業採択時評価の手續に着手することになった
旨の知事の御答弁があったこととございます。
いよいよ事業化まであと一步のところまでやっ
てまいりました。これにより幡多地域では、ス
ポーツツーリズムやグリーンツーリズム、各種
観光を通じた交流人口拡大や経済の支援などに、
さらに弾みがつくものと期待を大きくするもの
であります。また、防災面におきましても、地
域住民の安心に大きく寄与するものと考えます。
地元選出の県議として、これまで御努力いた
だきました全ての関係者の皆様に、改めて敬意を
表すものであります。早期事業化に向けての、
なお一層の御支援をお願いいたしまして、質問

に入らせていただきます。

今回は、漁業振興に特化して御質問させてい
ただきたいと思います。

これまで、県内の漁業関係者の皆様からさま
ざまなお話を伺ってまいりました。今回はそう
した現場の声を直接届けさせていただきたいと
思います。少し細かい質問になろうかと思いま
すが、よろしく願いいたします。

さて、昨年の12月議会におきまして土森議員、
またこの2月議会におきましても桑名議員から
カツオに関する御質問がなされました。このカ
ツオの枯渇問題、あえて枯渇という言葉を用い
ましたが、県内のカツオ漁を行っている漁師の
皆様から、十数年前よりこうした不安について
聞かされておりました。そんな漁師の皆様が感
じる不安の中で、平成21年に黒潮町で始まった
カツオフォーラム。それをもとにした日本カツ
オ学会の発足など、日本国内のカツオの水揚げ
地と歩調を合わせ、カツオの資源管理に向けた
漁法やカツオの食用としての効果など、さまざ
まな観点でこれまでも取り組んでまいりました。
そして、このたび高知カツオ県民会議とい
う形で、高知県民総出で、こうしたカツオの問
題に真正面から取り組んでいこうと立ち上がった
ものであると認識をいたしております。

カツオの問題は高知だけの問題ではないとい
うことを、全国民に知らしめると同時に、改め
て世界へ強く訴えていかねばならないと思いま
す。これまでも世界会議では、日本国として
精いっぱい訴えは続けてこられていると思いま
すが、国際的な問題だけに、世界を説得でき
るだけのカツオ資源枯渇に対するエビデンスを
そろえ、今後も努力していかねばなりません。
関係する皆様には、これまで以上の御尽力をお
願いし、私も微力ながら今後もこの問題に積極
的に取り組んでまいりたいと思います。

さて、今回の私の質問は、そういったことを

踏まえた上で、高知県の沿岸漁業が抱える問題について御質問させていただきたいと思っております。そこでまずは、高知県の漁業を取り巻く現在の状況についてお聞きをいたします。今議会におきましても、多くの議員の皆様が1次産業従事者の労働力不足について訴えてこられました。今回、私が取り上げる水産業においても、農業や林業以上に厳しい状況になっているのではないかと感じております。

これまで、高知県では交流人口の拡大を目指し、その中でも特に食を観光の切り口の一つとして強くプロモーションを行ってまいりました。各種アンケート結果でも、高知を訪れた観光客の食に対する満足度は極めて高い評価を得ております。その中でも、特に水産物に対して高知といえばカツオと言われるように、多くの観光客の皆様が支持されてきたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、漁業現場からは、悲鳴にも似た声が聞こえてまいります。特に昨年は、カツオがとても不漁で、高知の飲食店でカツオのタタキを食べることができなかったというお話もお聞きをいたしました。ことしも早速薩南で漁を行っているカツオ船主の皆様にお聞きいただきましたが、魚体が小さく、水揚げ量も昨年以上に余りよくないという心配の声が届いてまいりました。

今議会でも明神議員が漁業者人口の推移などをお話しにされましたが、私からも改めてこの点から質問させていただきたいと思っております。

そこで、まず1点目としてお聞きしたいのが、漁業者を取り巻く環境がどのように推移しているのか等を、具体的数字をもってお答えいただきたいと思っておりますが、まず高知県の漁業者人口の推移はどのようにになっているのか、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 高知県の漁業就業

者数は、昭和63年の1万227人から平成25年には3,970人と大きく減少しております。

○32番（下村勝幸君） 次に、これから先の高知県の漁業者人口、また年齢構成等の見通しをどう捉えておられるのか、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 現状のままで推移いたしますと、平成40年には漁業就業者数が1,800人減少して2,170人となり、60歳以上が占める割合は現在の54%から40%に低減されるものでございます。

○32番（下村勝幸君） また、新規漁業就業者の就業実態はどのようにになっているのか、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 高知県の新規漁業就業者数は、平成24年から26年の3年間の平均が37名、平成27年には47名、平成28年には年間目標の50名を上回る55名を確保いたしました。この55名の内訳は、定置網と一本釣りが45名になっておりまして、それが大半を占めております。

○32番（下村勝幸君） さらに、高知県の魚の取扱量のこれまでの推移と今後の見通しについて水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 本県の沿岸漁業生産量は、平成26年が不漁の年で6万3,000トンまで落ちました。ただ、この10年間はほぼ7万トン前後で推移してきました。今後の漁業生産量の目標値は、クロマグロの養殖生産量の増加が見込まれることから、平成31年には7万4,000トン、37年には7万9,000トンを見込んでおります。

○32番（下村勝幸君） ただいままでの御答弁で、現在の漁業就業者の実態と今後の見通しが明らかとなりました。答弁にありましたとおり、このままですと、さらに漁業就業者の減少が加速されるおそれもあります。漁業現場では、急速

に高齢化が進み、後継者への操業の引き継ぎが喫緊の課題となっております。日本人の漁業就業希望者が減少する中で、カツオやマグロ船の操業のための資格をいかに取得させるのかも、その課題の一つになっているとお聞きをいたしました。今、述べましたように、カツオやマグロ船の操業のためには、航海士や機関士、無線士等の資格が必要ですが、若い日本人の漁師さんが置かれた環境では、なかなか試験を受けに行くことが難しい現状があるようであります。なぜならば、その資格試験を受けるためには県外に出向かねばならず、さらに試験日等が漁期と重なるなど、その資格取得のための日程調整などに苦慮していると伺っております。過去には、ある一定の受験希望者が集まれば、県内でも実施されていたようではありますが、現在は実施されていないようであります。

そこで、高知県内において、しかも漁期が終了したタイミングでの実施に向け、また漁業就業希望者への受験周知や取りまとめ等の働きかけに向け、漁業関係団体の皆様と協力の上での県としての支援や、講師や試験官派遣費用等の費用負担についての補助をすることはできないか、水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 高知県海事振興会が、航海士や機関士の資格取得のためにそのような講習会の開催をしております。当振興会によりますと、講習会は、平成25年以降開かれておりませんが、平成29年度には航海士と機関士で3名ずつ計6名の受講者がおられると聞いておまして、開催の予定となっております。ただ、この講師派遣費用等が受講者との折半負担となっておりますために、非常に受講者に対して負担が大きいということになっております。

県としましては、受講希望者、特に漁業関係者の受講希望者には講習会の開催情報が伝わるよう、広報面での支援をしたいと思っております。

すし、また費用負担の面については、漁業関係者以外の方々も対象になっておりますので、なかなか今の段階では難しいと思っておりますけれども、なお関係者の方々に話を聞かせていただきたいと思いますと思っております。

○32番（下村勝幸君） 今、お話がありました件ですが、質問の中でも申しましたが、できるだけ漁期を外して試験日等の調整もあわせてお願いをしたいと思います。漁師の皆さんにおかれましては、なかなかそこら辺の日程等も調整が難しいというお話も伺っておりますので、できるだけそういった操業支援につながるような支援を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。これは要請ということをお願いいたします。

次にお聞きしたいのが、カツオやマグロ船の操業時の運転資金支援についてであります。現在、県で実施しておりますかつお・まぐろ漁業振興資金は、1年間の返済期間での公的な融資制度であります。漁業者にとりまして大変役に立つ支援であると、非常に高い評価をいただいております。しかしながら、大型のカツオ船の場合、6年に1回、船舶の定期検査、いわゆる船検を行わねばなりません。また、その間に中間検査があるため、3年に1度の検査が実施されます。大型船等の場合、船の検査費用に1億5,000万円ほどかかることもあるようであり、燃料費も年間1億円を超えるなど、操業の大きな負担となっております。

今後とも燃油は高どまりする傾向があり、こうした費用負担の軽減のためにも、次の船検が発生する時期までに返済できるような長期の融資制度が必要だと考えますが、水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 大型のカツオ・マグロ漁船は、お話にもありましたように、定期検査に多額の費用がかかるという特殊性もございます。現在、返済期間が長期にわたる融資制

度としては日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金がありまして、償還期限が15年で限度額1億円というものでございますが、この資金は知事の認定を受けた漁業者に対して公庫が融資判断をするというものでございます。

この既存の制度について、まず県としても一層の周知に努めてまいりたいと思っておりますし、またあわせて漁業者の経営実態も踏まえまして、金融機関とも協議しながら、新たな制度資金の必要性などについても検討していきたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） 今、部長から答弁がありました。日本政策金融公庫の長期借入れもあるようでありまして。調べてみますと、平成26年度、平成27年度と利用の実績がないという結果が出ておりました。自分は、やはりここら辺に、この日本政策金融公庫の漁業経営資金を借りるための、ちょっとハードルが高いとか、何らかの事務上のなかなか取り組みづらい部分も、もしかしたらあるのではないかと、そういったところも考えたところでもあります。ですので、どうかそういった点も踏まえて漁業者が本当に借りやすい、漁業者が使いやすい、そういった制度もぜひまた検討していただければと、このように思います。よろしく願いいたします。

次にお聞きいただきたいのが、活餌供給の支援体制についてであります。活餌、いわゆる生き餌であります。この供給が高知の伝統漁法であるカツオ一本釣りに欠かせません。県内では、この活餌供給場所が佐賀漁港にあります。この活餌を補給するために、カツオ船は港に入り、水揚げを行い、燃料を調達したり、乗組員に必要な物資を補充したりしながら、また漁場に戻っていきます。船が港に入るだけで、その地域の経済にエネルギーを与えてくれる非常に重要な活餌供給であります。県の支援は、本年度をもって終了いたしますが、町では、継続し

てこの活餌供給の事業を県漁協と協力しながら実施することとしております。

そうした中、県は第2期産業振興計画の中で、この佐賀漁港をカツオの水揚げ拠点港に位置づけ、取り組みを進めてきたと思いますが、その成果をどう捉えているのか、水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県では、平成26年度から28年度まで安定的な活餌の供給によるカツオの水揚げ促進を目的に、佐賀漁港における活餌供給事業に対して支援を行ってまいりました。その結果、漁協を中心とした供給体制が構築され、また近隣の漁協に水揚げを行っていたカツオ漁船が佐賀漁港に水揚げを行うなど、支援の目的は一定達成されたと認識をしております。

○32番（下村勝幸君） ありがとうございます。今お話がありましたように、この活餌の供給事業、本当に地域を元気にする、そういった意味で非常に大切な事業だと私はそのように思っております。どうか今後ともこういった活餌の供給体制について、いろんな意味でお取り組みをよろしく願いたいと思いますが、もう一点お聞きしたいことがございます。

今回の第3期産業振興計画の中で、宿毛において、活餌となるカタクチイワシ等を捕獲し、それを蓄養し運搬できる研究を行っているかと伺っております。その活餌の歩どまりが余りよくないというお話も伺っておりますが、買い回しによる活餌供給事業は、コスト削減を図りながら一本釣りカツオ船に安定して供給する必要があり、そのためにも蓄養技術の確立並びに活餌運搬船の調達にかかわる研究は非常に重要だと思います。そうした研究はどこまで進んでいるのか、水産振興部長にお聞きいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 宿毛湾において中型まき網漁船を活用した活餌の採捕、蓄養から

運搬に関する試験を3年間実施し、事業化に向けた体制を一定構築したと考えています。蓄養した活餌の佐賀漁港への運搬試験では、へい死する、要するに死んでいく魚も少なく、カツオ船からの評価も高かったことから、宿毛湾で採捕、蓄養されたカタクチイワシは、佐賀漁港への運搬に十分に耐え、活餌として供給が可能であると考えております。

○32番（下村勝幸君） この活餌について、お話を伺いますと、今どうしても運搬する船自体が余り大きくなくて、少しカタクチイワシ等が死んでしまうとか、途中の運搬上の問題がやっぱりあるのではないかと、そういうような意見もお聞きをいたしました。どうかそういったところも含めて、この活餌運搬、なるべく効率よくできますよう、また今後ともぜひ研究をお願いしたいと思います。

そしたらもう一つ、次に移りたいと思います。次にお聞きしたいのが、沿岸の漁業者、いわゆる小釣りをを行っている方たちへの支援であります。そういった漁業者を支援する方法として、非常に有効な手段としては、有望種苗の生育、そして放流事業が考えられます。

現在、高知県ではこの有望種苗として何が生育されているのか、水産振興部長にお聞きをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県では、昭和58年に栽培漁業センターを開設しまして、マダイやクルマエビ、ヨシエビ、クロアワビ、メガイアワビなどのさまざまな魚種の種苗生産と配布を実施しております。現在は、市町村からの配布のニーズを踏まえヒラメとクマエビの種苗生産をしております。

○32番（下村勝幸君） 今お話がありましたように、沿岸漁業の現場では当然であります、浜値が高くなる有望種苗を望んでおります。高知県では、ヒラメ、クマエビを育てているわけで

ありますが、例えばヒラメの養殖は、全国でも養殖技術が確立し、海のみならず陸上での養殖も可能となっております。その結果、浜値が下がってしまい、幾ら天然物のヒラメでも、以前ほどの高値での取引とならず、漁業者の経営を圧迫しております。

そこで、例えば漁業者からも要望の多いアマダイ種苗の研究を提案したいと思います。アマダイは、種苗生産の技術が確立しておらず、現在も浜値は1キログラム当たり2,000円以上していると聞いております。また、市場では安定した取引が行われております。県でこうした新たな有望種苗の研究に取り組むお考えはないのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県内のアマダイ類の年間水揚げ量は近年10トン前後と少量で推移しておりまして、受益者となる漁業者が少ないことに加え、県独自で種苗生産技術を確立するには相当の期間を要するとも考えております。

また、お尋ねのアマダイの種苗は山口県で生産されておりますので、地域からの要望があれば種苗をあっせんすることで、まず対応していきたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） 今、県内ではヒラメ、クマエビを育てているということで聞いておりましたが、アマダイについては、今部長が言われたように、研究自体がちょっと難しくて確立がなかなか難しいのではないかとというようなお話も伺っております。ですが、地元で昔からこのアマダイがたくさんいたと、あそこにもきちんと育てて放流すれば昔のようにそういった魚が育っていく環境ができるんじゃないかと、そういう意見もたくさんお聞きしました。ですので、部長のほうからそういった有望種苗について御意見等あれば研究していきたいという話もいただきましたので、今後ともいろいろまた活用も考えていただければと思います。

それでは、もう一つ先へ進みます。今述べた有望種苗生産とあわせて実施せねばならないのが、放流した種苗が順調に生育し、繁殖していくための漁場環境であります。先週に加藤議員の質問において、野中兼山の逸話が紹介をされました。私の地元の黒潮町では、野中兼山の教えを守ってというわけではないと思いますが、ハマグリを放流を年1.5トンずつ3年間続けて実施してまいりました。漁業者の皆様が話し合い、禁漁区を設定し、漁場管理を行ってきた結果、放流したハマグリが産卵し再生産するようになったと漁業者の皆さんにお伺いいたしました。沿岸漁業を維持するためには、こうした放流事業は非常に重要であると考えております。

しかし、幾ら有望種苗の放流を行ったとしても、魚がすめる快適な環境になっていなければ、当然魚をふやすことはできません。我々が通常目にするのでできない海の中では、その地先によって魚の生育する環境条件が大きく変わってきております。現在でも、水産多面的機能発揮対策事業により、各市町村ではそれぞれに努力は続けていると思いますが、漁場環境が悪化している現在の自然環境では、これまでよりさらに県の漁業指導所が市町村と緊密な連携をとり、漁場の環境調査と保全や時には漁場の改修などについて積極的な支援を行う必要があるのではないかと考えております。

有望種苗の放流事業が確実に効果を発揮できる漁場の保全のためにも、積極的に実施していただきたいと思いますが、水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県では、お話にありました国の事業を活用し、地元漁業者が中心の活動組織が実施する藻場や干潟の保全を支援しておりまして、現在黒潮町を初め13の地域で活動を行っております。

今後も、地域のニーズに応じて漁場保全活動

に取り組む新たな組織づくりを指導し、活動の場を広げてまいりたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） 今、部長のほうからお話がありました、今後もということなのですが、先ほどできるだけ有望種苗を育ててほしいというお話もしました。有望種苗を放流するにおいては、漁場の環境が本当にこの成否を握っていると、私はそのように思っています。ですので、地域の漁師さんとお話をする中で、どういう環境が昔はあって、今はこういう状況にあると思う、ですからこういうふうに漁場環境をつくるべきだというような、きちんとした意見のやりとりをしながら、放流した魚たちが本当にそこで生育していける、そういう環境をぜひ今後とも研究しながら、努力をしていただきたいと思います、そのように思います。よろしくお伺いいたします。

次にお聞きしたいのが、新規漁業就業者への支援についてであります。県では、さきにお聞きした漁業者の減少を食いとめるために、さまざまな施策を行ってきております。その一つが、新規漁業就業者への研修制度についてであります。2年間の研修期間を通して漁業者を育成するという支援であります。先ほどお聞きしたように、この研修制度を終了した皆様は、新規の漁業者として高知県の漁業を支える貴重な人材になってくれております。この中で私が気になっているのが、今行われている新規漁業者への研修制度は、1年を通して食べていける、言いかえるなら、その漁業一本で生活していけるような、そんな漁師を誕生させることができる支援制度になっているのかということでありす。

現在は、室戸や奈半利のキンメダイの漁師希望者が非常に多く、それを教える漁師さんが不足するような現象が起きているというようなお話も聞いております。この例などは、非常にあ

りがたい、ある意味うれしい悲鳴だと思います。

このように1種類の魚種の漁だけで食べていける地域はいいのですが、地域によっては、1種類の魚種だけでは食べていけず、複合的な漁業の形態を教える必要のある地域もあるのではないかと思います。現在の研修制度の中で、こういった複合的な漁業形態を教えるものは存在しているのでしょうか。漁業者の減少を食い止めるためにも、地域地域に合った漁業研修の仕方を工夫すべきであると思いますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 漁業技術の研修では、季節ごとに漁獲される魚種に対応して指導者を交代しながら、周年操業ができるように多くの地域で複数の漁業種類の研修を実施しております。例えば、土佐清水市下ノ加江では、10月から翌年7月ごろまでがメジカひき縄漁、4月から9月にはヨコワ漁、室戸におきましてはキンメ漁を中心にカツオひき縄やサバ立て縄と、季節に応じた研修をしております。また、平成27年度からは、民間企業などが研修生を雇用して、漁業技術とともに水産加工など漁業以外の技術も習得できるようになっております。

これらの取り組みによりまして、地域に合わせた多様な技術を身につけていただき、1年を通じて生活していける漁業者を育成したいと考えております。

○32番（下村勝幸君） どうもありがとうございます。今のお話を聞きますと、今県で行っているその新規漁業就業者への支援で十分にできているというふうに、私は理解してよろしいのでしょうか。濟いません、その点だけ御確認をしたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 十分にという言い方ができるかどうかはわかりませんが、漁業指導所の職員とか漁協とかがいろいろ話し合いをして、ニーズに応じた取り組みを精いつ

ぱい進めていきたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） ありがとうございます。先ほど冒頭の質問で申しましたように、漁業者が大きく減少していく中で、せっかくこの地域で漁業をやっていききたいということで加わってくださる新規の就業者ですので、そういった方がきちんと1年間漁ができて生活ができて、そして次へつながっていくという形ができますように、ぜひ今後とも御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先へ進みます。次に、漁業者へのIoT活用の観点からの支援についてお伺いをしたいと思います。近海で操業しております漁業者の皆様にとって、黒潮牧場のブイは安定的漁業経営にとって非常に重要な施設であります。漁業者の皆様は、風向、風力、流向、流速などの情報をもとに、出漁の判断をしたり、その日の漁場を決定する判断をしたりしていると伺っております。現在、こうしたリアルデータの配信を行っているブイは、次に述べる4基であります。9番ブイは佐賀沖、10番ブイは室戸沖、12番ブイは高知沖、13番ブイは足摺沖であります。

4基以外のブイにつきましても、漁業関係者の要望の多いブイから、情報発信設備の整備並びにスマートフォン対応で使いやすい仕様へのソフト改良をするお考えがあるのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） お話にありました4基のブイについては、今漁業者の方々がブイから発信される水温などの情報を出漁時の判断などに有効的に活用されておると聞いております。新たなブイへの観測機器の整備につきましては、漁業者の意向も踏まえるとともに、地域バランスも考慮しながら検討する予定となっております。

また、スマートフォンでの使いやすい仕様と

なっていないことは認識しておりますので、漁業者のニーズの把握を行って使い勝手のよくなるような対応も検討したいと考えております。

○32番（下村勝幸君） ありがとうございます。

ブイについては、先ほど述べたように4基が満遍なくというか、それぞれ高知県沖をずうっとカバーしている形にはなっておりますが、もしかすると漁業者の間ではこのブイにもこういう情報が欲しいとか、そういったお話もあろうかと思えます。ですので、そういった意味におきまして、もう少し漁業者の皆さんと協議しながら、そういう情報も入手していただけたらと思えます。

それからもう一点、先ほどのスマートフォンの関係ですけれど、やはりこれについては非常に強い要望が出ておりました。ですので、ぜひこのあたりもう少し使い勝手のよいソフトへの改良を改めて強く要望しておきたいと思えます。

それではもう一点、IoT関連でお願いをしたいと思えます。先ほど述べました潮流情報のインターネット提供について、定置網においても実施しているのかという質問であります。県内の定置網等にも、こうした潮流計を設置しているものが2カ所あると聞いております。当然予算との兼ね合いもありますが、今後希望等があれば、県内全ての定置網に設置すべきと考えます。

過去、県内では、定置網が急潮、いわゆる速い潮の流れで流され大きな被害をこうむったこともあると思えますが、こうした被害を未然に防ぐためにも、リアルタイム発信の潮流計は重要であると考えます。県内で現在取り組みを進めているIoT技術の積極活用の意味においても、これらの装置は非常に重要であると考えますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 現在、急潮被害が

激しい室戸地区で、急潮の発生を予防し漁業被害を防止するための基礎的なデータの収集を持つ目的に、リアルタイムで情報発信する機能は有しませんが、記録式の潮流計は2台導入しております。平成29年度には、観測した潮流情報をリアルタイムに入手できるブイを室戸地区に設置し、急潮予防システムを確実に活用する予定となっております。

室戸地区のブイについて、急潮対策としての有効性を検証した上で、県内の他の定置網に同様のブイを展開していくとともに、このブイを活用して広く沿岸漁業者に情報発信していくことについては、今後前向きに検討していきたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） ありがとうございます。

今お話ししたように、定置網は大きなお金をかけて設置しているものでありますので、そういった意味ではこの潮流計があり、リアルタイムで発信していただければ、その網を守るためにも非常に重要であろうと思えます。室戸で1基つけて、そこをモデルケースとして、今後よければということでありましたので、この点について前向きにぜひ検討をお願いしたいと思えます。

それでは、最後にお聞きしたいのが、県内の漁業関係団体への支援であります。ここで取り上げたいのが、漁協等の老朽化した所有施設の撤去支援についてであります。県内の漁協等が所有している施設におきまして、現在は未使用で老朽化し、取り壊しの必要なものが多数存在いたします。これらの構築物は次の建てかえ時期に取り壊し、新しい構築物として生まれ変わるタイミングを待っていたものが大半であります。残念ながら漁業の不振などにより、そういった構築物がそのままの状態でも残ったままとなっております。こうした構築物は、財政的に逼迫している漁協等単独では、現実的に取り壊すことができない状態であり、これらの

中には南海トラフ地震等における防災上の観点からも、早急に撤去する必要があるものが少なくないのではないかと思います。

これまでも漁港の背後集落の被害減少を目的として、漁船用燃油施設につきましては地下埋設を行うことや、また使用量の少ない施設につきましては撤去するための費用軽減を図るために、消費税を除く事業費につきまして、国、県、市町村が負担してきております。

しかしながら、これら以外の施設、例えば荷さばき所や漁具保管施設、また使用していない古い事務所等につきましては、撤去等に対する財政措置はございません。こうしたものにつきましても、何か支援策は考えられないのか、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） お話にありましたように、県内には多数の漁協の老朽化した施設がございます。私も浜回りをする中で、現実にたくさん見てまいりました。ただ南海トラフ地震対策におきまして、先ほどお話のありました、平成26年度から県内にある34基の屋外燃油タンクの撤去、これは最優先中の最優先、危なくございますので、進めていることは御理解もいただけていると思っております。

漁協等のこれらの老朽化した施設、多くの要望はあると思うんですが、将来の市場統合などを視野に、漁協や市町村の方々と連携を図りながら更新などの支援を検討していきたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） ありがとうございます。今お話がありましたように、本当に喫緊でやるのはやっぱり燃油対策の関係の事業かなというような思いは私もいたします。ですが、地域によったら、南海トラフ地震の防災上、やはりいろいろ早急に取り壊さなければいけない施設等も多々あるかと思っておりますので、そういった意味におきまして、ぜひよろしくお願いをしたい

と思います。

もう時間が少ないんですが、私の地元の集落で白石大祭という海のお祭りがございます。ここでは、おみこしが地元集落を練り歩いた後に、豊漁と海難事故が起こらないようにみんなで祈願した後に、港にある漁船におみこしを載せ、さらに保育園児から小学生、時には中・高生や地域の皆さんを船に乗せて、大漁旗をはためかせながら沖までの漁船パレードをいたします。私が子供のころは、港にも多数の漁船が停泊し、とてもにぎやかなお祭りで非常に楽しみだったことを、今でもはっきりと覚えております。

しかしながら、だんだんと漁船が少なくなりパレードに参加する漁船が減ってきているのを寂しく感じております。漁業の不調などにより、こうした昔から続く貴重な地域文化にまで影響を及ぼしかねない状況になっているのではないかなと大変危惧をしております。

高知県内には、今述べましたような私の地元以外にも多くの地域でこうした昔からのお祭りが行われてきております。こうした地域文化を維持するためにも、県内各地域の漁業を支えていけるように、今後ともさらなる御支援をお願いいたしまして、私の一切の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、下村勝幸君の質問は終わりました。

ここで午後3時25分まで休憩いたします。

午後3時20分休憩



午後3時25分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般

質問を続行いたします。

土居央君の持ち時間は50分です。

5番土居央君。

○5番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

開会日冒頭、県勢浮揚の鍵となります第3期産業振興計画の推進につきまして、尾崎知事が力強く決意を述べられました。私も同感でありまして、計画に掲げた目標を必ず達成したいという思いで、私なりの課題認識や、それを踏まえた政策提言などを中心に今回も質問をさせていただきます。

まずは、昨年9月議会に引き続き食品産業の総合支援についてお聞きをいたします。私は、食品産業全体のレベルを上げ、拡大再生産の流れを実現するためには、もう一步踏み込んだ仕掛けが必要ではないかと思っております。第3期産業振興計画では、食品分野の地産地消・地産外商戦略を成長戦略の主な取り組みに位置づけて、平成31年の食料品製造業出荷額等の目標を1,000億円プラスアルファとしています。これまでの取り組みで、地産外商も進み、食料品製造業出荷額等も平成22年の第2期産業振興計画策定時と比べて1.04倍の増加となっておりますが、これを、平成31年に1,000億円プラスアルファ、平成33年に1,035億円、そして平成37年に1,085億円へと拡大させるためには、これまでの取り組みをさらに強化させ、民間企業を育成する、ハードとソフト双方のより安定した支援基盤が必要だと思っております。

県では、来年度は具体的に、食品加工高度化支援拠点の整備として工業技術センターに新たな機器を整備することや、食をテーマとした産学官のプラットホームを構築するなどして、食品ビジネスまるごと応援事業の強化を図ることとしております。

そこで、食品産業の1,000億円化と拡大再生産の実現に向けた知事の思いを、まずはお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 食品加工の振興というのは、1次産業に対する波及の展開なども含めると、本県にとりましては極めて重要な分野だと思っております。1次産業は比較的優位にある本県でありますけれども、残念ながらその加工という分野が非常に弱いと、平成19年当時のデータを見ても、全国で最も加工しない県であると、そういう状況でありました。でありますので、この分野を伸ばしていくことによって、比較優位を生かして新たな産業創出ができるということに加え、またこれが1次産業分野にも、川上に向けてのよい効果を波及できればなど、そういう思いで取り組みを進めてきたところであります。

先ほど食料品製造業出荷額のお話ございましたけれども、それ以外にも、例えば典型的に言えば、まるごと高知の姿でわかると思えますけれども、出店した当時、食品加工関係の商品数というのは1,800アイテムぐらいしかありませんでした。本当に、当時集めに集めて1,800ぐらいでした。しかし、今現在は、いろんな意味で、一定抑制しても2,500を超えるぐらいのアイテムが集まるという状況になり、また地産外商公社の成約件数なんかも、平成21年当時は178件ぐらいでしたけれども、現在6,555、さらにことしはそれの2割増しぐらいのペースで推移をしているのかなという状況でありまして、一定進んでいるところはあると思っております。

しかしながら、これをさらに伸ばしていくためにも、地産の面、外商の面、さらに拡大再生産の面、3方面からそれぞれさらに施策を強化していかなければならないと考えているところであります。外商面でいけば、今後国内マーケットがだんだん縮小方向でいくことも踏まえ

ますと、どうしても輸出ということ視野に入れていかないといけない。先ほど、水産の議論などもございましたけれども、例えば、水産の加工という点からいっても、単に加工するだけじゃなくて、外国に向けて輸出できるような形での加工というのが必要だろうとか、そういう点を視野に入れた対策を強化したり、さらに横展開していくということも極めて大事でありまして、クラスター化を図っていく。今、全部で18のプロジェクトを行っておりますけれども、こういうものをしっかり整えたりということが大事です。

ただ、全ての基盤としてやはり地産を強化して、国際競争力も持てるような形で食品加工をしっかりと進めていくということが極めて大事だと、そのように考えております。そういう意味で、食品ビジネスまるごと応援事業というのを展開していこうとしています。

それぞれの事業者さんに寄り添った対応をしていきたいと考えていますが、その課題となるのは、事業者さんごとに川上部分であったり、川中であったり、川下であったりそれぞれだろうと思っています。それぞれの分野について、さっき川中、川下について対応強化する旨のお話をいたしました。さらに川上から川中系統にかけても、さらに対応を強化していくという観点からいけば、先ほどから御指摘のありますような、一定のプラットフォーム化、特に工業技術センターを強化した形での対応の話ということも必要になってくるんだろうと思っています。

いずれにせよ、川上、川中、川下、それぞれのメニューをさらに強化していくことでもって、それぞれの事業者のニーズに対応できるようにし、結果として全体の底上げを図れるような、そういう体制を強化していこうとしています。

○5番（土居央君） ありがとうございます。ま

さに川上から川下までを含めた地産外商戦略の高度化といったことが問われてくるんだろうと思います。

私は、将来的に食品企業の拡大再生産の流れをどうやってつくっていくか考えたときに、いろんな方法があるかと思っておりますけれども、一つの有効な方法として、高知県工業技術センターにおけるバックアップ体制のさらなる強化といったことは非常に大事になってくるんだろうと思っております。これは食品産業にかかわらず、全産業におけるイノベーションの創出という点でも同じでございますが、この点は後ほど質問すると思います。

まずは食品産業に関しまして、ここで現状、乾燥や搾汁など一定の食品加工の装置類が整備されており、民間企業は、その機器を使用して、どういう機器があれば何ができるかということを試すことができます。しかし、そこで得られたものは現状では販売ができません。企業が、改めて機械をそろえて製造し、輸送、保管、販売、調査、宣伝など一連の工程に投入し、いきなり実践という形になります。もし、その試作段階でのテスト販売とか、テストマーケティングができる環境ができれば、商品開発は効率化し、HACCPの研修もできますし、企業の投資リスクも軽減をされますので、そうした施設整備により、中小零細企業の多い本県の食関連企業がチャレンジしやすい環境をつくるということが非常に有効ではないかと考えております。

こうしたことから、今回食品加工高度化支援拠点の整備といたしまして、工業技術センターに新たな機器を整備する予定ですが、試作品のテスト販売まで持っていけないのでは、試作品開発から最終商品化までの一貫支援という点では課題も残ると感じます。開発から商品化までを具体的にどう支援していくのか、産業振興推

進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 県では、個別の案件ごとに県や関係機関、また外部の専門家などによりサポートチームを設置しまして、商品化に向けた計画づくりから販路の開拓、また生産管理の高度化まで、食品ビジネスまるごと応援事業として一貫した支援をしております。この中で、開発の早い段階から、工業技術センターの技術支援を受ける、あるいはバイヤーなど専門家のアドバイスを受ける機会をふやすといったことなどによりまして、商品開発を支援しております。

また、この仕組みを多くの事業者の方々に知って御活用いただくことが重要ですので、新たに構築する、産学官による食のプラットフォームへの参加促進などを通じまして、こちらから積極的にその活用を働きかけてまいります。

なお、まるごと応援事業の補助制度では、テスト販売に向けての他企業への試作品開発の委託経費も支援の対象としておりますので、大いに御活用していただきたいと考えております。

○5番（土居央君） ソフト事業を合わせた全体としてカバーしていく必要があるかと思いますが、食品ビジネスまるごと応援事業のようなソフト事業の実施に当たっては、何より当事者である食品産業全体のボルテージが上がってこないと感じます。

そのためには、先ほど御説明がありました、新規事業としての食品事業者を核とした、産学官の食のプラットフォームの役割が極めて重要だと思いますが、どう組織してどう運営するのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 食のプラットフォームには、食品事業者を中心に、生産者やものづくり系の企業、大学など、幅広い関係者の方々に参加をしていただきたいと思っております。また、その運営につきましては、多くの

食品事業者の皆様が参画する団体と県との協働により進めたいと考えております。

このプラットフォームでは、商品開発の活発化に向けた専門家によるセミナーや、食品事業者間、あるいは異業種との交流やコラボレーションの場を設けることにしております。こうしたことを通じまして、先ほど申しました、食品ビジネスまるごと応援事業や工業技術センターの技術支援の活用など、事業者の方々の具体的な行動に結びつけ、商品開発等のイノベーションにつなげていきたいと考えております。

○5番（土居央君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。食品産業全体のレベルアップにつなげるためには、やはり何より企業の積極的な参画が必要だと思います。広く中小零細企業や地域商社の参画も図り、さらに土佐FBC、その他県が仕掛けてきたさまざまな取り組みともリンクをさせて、裾野を広げていていただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、イノベーション政策と人材育成について質問をしていきたいと思っております。私は、地域産業が活力を維持し、地元企業が自律的な成長を継続していくためには、行政機関や大学などの研究機関、または各地の商工会などとのネットワークを構築し、活用しながら、最終的には企業みずからが、人材を育成し研究開発する中で、いかにイノベーションを起こしているかにかかっていると思っております。

国は、特に科学技術イノベーションを成長戦略の重要な柱と位置づけており、2013年から毎年科学技術イノベーション総合戦略を策定しています。科学技術イノベーション総合戦略2015では、地方創生に資する科学技術イノベーションの推進に重点を置き、地域の社会経済の諸課題を解決し、活性化させるためには、地域の強みを生かした科学技術イノベーションを起こし、

新事業や新企業を創出することが大事であるとして、その振興を図ろうとしています。また、2016年度からスタートしました第5期科学技術基本計画においても、地域の多様な資源や技術シーズを生かし、また地域の特性を生かし、地域が主体となって自律的なイノベーションシステムを構築することが、地方創生には重要であるとうたわれております。

無論、ここで言う科学技術とは、一般的にイメージされる機械工業だけではなく、農林水産業や食品、紙産業なども含んでの全産業にかかわる科学的技術のことでございますが、産業振興計画ではどのような考え方で科学技術イノベーションの取り組みを進めているのか、尾崎知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 高知県において、科学技術のイノベーションをどう産業化し、その発展につなげていくかということで、キーワードで言わせていただければ、産学官民の連携なんだろうと、そのように思っています。

この後の御指摘にもあろうかと思えますけれども、高知の場合は、企業の資本蓄積が非常に大きいのかと言われれば、全国的に見れば相対的にはそれほど大きくありません。ですから、例えば自前で技術研究所を持っているような大きな企業の数は極めて少ないということになるだろうと、そのように思っています。また、もともと、しかも非常に長い時間をかけて、お金も潤沢に使いながら科学技術の研究ができる企業もそんなに数は多くないと、もしかしたら非常に数は少ないということなのだろうと、そのように思っています。

でありますからこそ、公設試験場を初めといったしまして、またさらには大学とも、もっと言うと県外の大学とも連携していきながら、産学官民連携で、科学技術の発展についての取り組みをしっかりと産業につなげていくような仕組

みを講じていくことが大事だろうと思っています。

それを大前提とした上で、今、大きく言いますと3つの戦略でもって、この科学技術イノベーションを産業化につなげていくような取り組みを進めています。

まず第1が、私どもとして、明らかに、新たな科学技術を取り入れていって産業の発展につなげたいと決めている分野というのがあります。例えば、園芸農業の分野、こちらにおいて、新しい次世代型のハウスの技術を導入して生産量を上げていこうという取り組みをしたりとか、さらには紙産業の振興に向けて、紙産業技術センターにおいて、新しい機械を導入して、新しい技術の導入を促していこうとしたりとかなどなどという形で、一定私どもとしてテーマを決めて、公設試験場のほうから、この科学的な投資を促していく、もしくはみずから行っていくような取り組みをする。

そして、第2番目が、産学官民連携によって、新しい知恵を生み出していけるような場をつくるということです。典型的なのがココプラだと思っておりますけれども、今も週に1回、それぞれ大学の先生とか研究機関の皆さんに来ていただいて、科学技術のシーズについて発表していただいて、これを民間の事業者の皆さんとマッチングする、そのスタートとなるような交流の場を設ける取り組みなどを進めていっています。その中から一定新たな事業が生まれてくるのではないかと。実際この産学官民連携の中で、そこで出会う中で、例えばマイクロバブルだとか、あるいは新しい技術なんかも生まれてきているわけでありまして、そういうものをもっと育てていきたい。

そして3番目、恐らく中長期的にはこれが一番大事と思っておりますけれども、人材育成だと思っています。土佐まるごとビジネスアカデミーで

ありますとか、企業の取り組みでありますとか、こういうことを通じて、新たな科学技術も取り入れていながら新たな事業戦略を構築できていけるような人材育成をさらに進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○5番（土居央君） ありがとうございます。まさに産学官民の力の結集ということで、イノベーションで言いましたら、オープンイノベーションということになるんだろうと思います。確かに2015年の科学技術イノベーション総合戦略にも、民間企業においては、自社の保有する資源、技術のみを用いて製品開発を行う、いわゆる自前主義から、戦略的に組織外の知識や技術を取り込むオープンイノベーションが、イノベーションの戦略的な展開には欠かせないものになりつつあると、そのように書かれております。そういう意味で、イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備といったことが非常に大事になっていくのではないかと思います。

ただ、産業振興に結びつけるという上では、やはり主役は民ではないかと思います。イノベーションの、オープンイノベーションが重要であるということは確かでございますが、やはりそもそも一定の自前の資源とか技術というのが民になれば、オープンイノベーションで外の知識や技術を取り込んでからの生かしようといえますか、そういった面で難しい面も出てくるのではないかと思います。やはり自前の企業の技術といったものが、一つはベースになってくるのではないかと思います。

そこで、地域科学技術指標2016という文部科学省の調査資料が2016年3月に示されております。これは、文部科学省が、科学技術イノベーション政策推進の基礎資料として、地域における科学技術資源の現状を把握するために、全都道府県での全産業における研究者の人数や研究に対する投資額などを綿密に調査したものです。

この調査によりますと、実は高知県は、地方自治体としては大変健闘しております。科学技術関連予算では全国30位ですが、人口当たりの予算額は全国5位となっております。一方で、民間企業に関しては、研究開発者1人当たりの研究費は33位ですが、研究開発者の数はわずか53人で47位となっており、46位で製造品出荷額の規模がほぼ同じ鳥取県の80人と比較をしても、1.5倍の開きがあります。産業別の内訳は不明でございますが、こうした点は新たに見えてきた課題と言えるのではないかと思います。

本県では、土佐MBAを中心に、さまざまな分野、レベルで約7,000人も産業人材を育成し、そして今後さらにバージョンアップを図ろうとしています。一方、こうしたデータは、将来的に見て、本県の企業が科学技術を生かしたイノベーションを起こし、製品開発の競争力をつけ、自律的な成長を続けていく上で非常に厳しい実態をあらわしているのではないかと懸念をする次第です。

そこでまず、本県の民間企業がイノベーションによる競争力を強化するために、この調査結果をどう受けとめ、対応すべきと考えるか、商工労働部長の見解をお聞きいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話のありました国における調査は、対象となりました企業数というものが示されておられませんので、本県企業の研究開発者数あるいは研究開発費について、正確にその内容を把握、分析することはできませんけれども、その全体の結果を見る限りは、資本あるいは産業の集積が乏しい、そして受注生産型の中小企業が多いといった本県の実情を反映しているものと、そのように受けとめております。

こうした本県の実情を踏まえまして、県として、製品開発型の企業の育成が必要であるというふうに考えまして、これまで産学官が連携し

た試作品開発の共同研究を支援することですとか、イノベーションの創出に挑戦をする企業の育成、あるいは研究成果を生かした新事業、新産業の創設を目指して取り組んできたところがございます。

今後こうした取り組みを引き続き実施してまいりますけれども、その一方でイノベーションによる競争力を高めるためには、企業みずから積極的に製品開発をするといった経営方針をまず持っていただくことが必要であるというふうに考えますので、本年度から着手をしております事業戦略策定の支援を通じ、企業の挑戦を促すこととあわせまして、粘り強く今後も取り組んでいきたいと考えております。

○5番（土居央君） ありがとうございます。

私は、こうしたデータを踏まえたときに、今後は、アイデアやビジネスプランを創出できる人材に加えまして、そのプランを実現し、さらに付加価値を加える技術的イノベーションを生み出せる人材の育成を意識した取り組みが必要になってくるのではないかと思います。商工労働部長に御見解をお聞きいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 技術的イノベーションを生み出せる人材を育成するためには、

先ほど申し上げましたように、まず企業がみずから研究者を育成して製品開発に挑戦をしていくといった意思を持っていただく、これが必要だというふうに思います。こうしたことにつながるために、産学官民連携センターでは、人材育成のセミナーでありますとか、大学とのマッチングを進めてまいりましたし、私ども商工労働部でも、公設試験研究機関の技術指導、あるいは研修、また産学官連携による共同研究に取り組む過程で大学の高度な知見を企業と共有するといったようなことによりまして、企業の人材の育成にも努めてきたところがございます。

こうした取り組みの結果、革新的な技術開発

に挑戦をする企業や研究者、あるいは県内企業を支援し、産業振興、あるいは人材育成に貢献をする大学の研究者も着実にふえつつあるというふうには思っております。

今後、これらの人材育成の取り組みと、先ほど申し上げました企業の事業戦略への支援のこの両面から、イノベーションを生み出すことができる人材の育成に取り組んでまいりたいと考えています。

○5番（土居央君） ありがとうございます。

そこでまた、初めの工業技術センターのところにちょっと戻らせていただきますけれども、まさに企業のイノベーションということをサポートするところであります。技術的な研究人材が非常に現状では少ない、そういう本県の企業のイノベーションを科学的技術と知見から支えるのが工業技術センターだろうと思います。したがって、その機能は、高知県にとりましてやはり極めて重要ではないかと思っております。

私は、今の工業技術センターは、多くの企業から現場でのさまざまな課題が持ち寄られて、その依頼への対応で忙殺をされているのではないかと思います。このことは、平成27年度の依頼分析790件、技術指導3,373件という膨大な実績からもうかがえ、ある意味要望対応にかかり切りになり、工業技術センターがもう一つ持つておくべき、さまざまなイノベーションの創出という機能を発揮しがたくなってしまうことを懸念するところです。

そこで、民間企業への技術支援とイノベーションの追求という2つの使命を果たすため、工業技術センターの組織体制を強化する考えはないか、商工労働部長に御見解をお聞きいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 工業技術センター

では、対応すべき技術課題が高度化、さらには多様化をしておりますので、これまでも、適切な職員配置に努めることとあわせまして、大学

等の有識者を客員研究員として、また企業や企業OBの方々を特別技術支援員あるいは技術指導アドバイザーとして迎えることで体制の強化に努めてまいりました。

今後は、こうした人員の適切かつ機能的な配置はもとより、工業技術センターの支援が企業の技術指導にとどまることなく、その指導を通じて新事業展開などのイノベーションの創出につながられますように、職員の人事交流でありますとか研修などを通じまして、さらに職員の意識、あるいはパフォーマンスの向上に努めて、組織力を強化していきたいと、そのように考えています。

○5番（土居央君） ありがとうございます。

この項につきまして、段々の御答弁を賜りまして、やはりオープンイノベーションということが本当に高知県にとっては欠かせないことだなというふうに思っております。ぜひともオープンイノベーションを機能させまして、イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備に向けて、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農業の課題に移らせていただきます。まず、農地の汎用化、そして高収益化に向けた地下水位制御システムの導入について質問をさせていただきます。

現在、国は農林水産業・地域の活力創造プランや農業競争力強化プログラムなど、農業の構造改革を加速しています。そこでは、農業者の所得向上を図るためには、みずからの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要であるとして、農産物の流通加工構造の改革を初め、土地改良制度の見直し、戦略的輸出体制の整備、全ての加工食品への原料原産地表示の導入、農政新時代に必要な人材育成など、生産から加工・流通、

そして消費に至るあらゆる面での構造改革を進め、さらなる農業競争力の強化を実現しようとしています。

一方、本県の農政は、地域で暮らし稼げる農業を目標としています。その実現を考えた場合、こうした国の施策を有効に活用することと同時に、本県の98%を占める家族農家を守る視点も大切にしなければなりません。そのため私は、国の方向性に沿った農地集積と担い手への集中、また本県が強力に推進する次世代施設園芸の推進などに加えて、幅広い視点から農地の高収益化を目指していく取り組みにもやはり目を向けていかななくてはならないと思っております。

こうした視点から、近年一種の環境制御システムが注目をされています。圃場の地下に敷設するパイプラインにより、排水機能と地下水位を制御する機能をあわせ持つFOEASというシステムです。これにより、排水機能とかん水機能をあわせ持つこととなりますので、水田の湿害や干ばつ害を軽減し、田畑転換が自在になり、また無電源で必要な水位を自動維持できますので、省力化、省コスト化が実現できる点が高く評価されています。また、1反当たりの整備費は約20万円から65万円ほどで少し幅がありますけれどもそのくらいで、面積が広がるほど安くなると聞いております。

全国では既に約1万ヘクタールも普及しているシステムでございますが、行政の取り組みといたしましては、例えば兵庫県では、2015年までの4年間で現地実証を実施しており、水稲や麦、大豆のほか、タマネギやキャベツなどの野菜でも、畝の有無や天候に左右されることなく、収量の増加が実証されています。さらに、高い除塩効果があることも証明されており、東日本大震災の津波被害を受けた圃場で、農地の復旧工事を機に、当システムを導入する動きも強まっています。また、今年度からは、隣の愛媛県で

も当システムのモデル事業を始めています。

本県でも、水田フル活用は大きな課題であり、米から飼料米や生産性の高い園芸品目への転換を戦略的に推進しているところだと思いますが、中長期的展望に立ち、温暖な気候風土を生かし切れずにフル活用がされていない水田について、こうしたシステムの導入による、野菜など多様な品種の生産に適應できる、汎用性の高い農地への改良などの条件整備により、高知県の農業の新たな可能性も拡大するものと考えます。

そこで、本県においても、暗渠排水、地下水水位制御システムの導入効果を実証し、農地の汎用化と農業者の経営安定に有効活用するべきだと考えますが、県の御所見を農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（味元毅君） お話にございましたFOEAS——地下水水位制御システムでございますけれども、兵庫県のほか、北海道や福岡県などにも導入されておまして、近年では山口県などで、野菜生産への導入も進んでいるというふうに聞いております。大変興味深い技術だと思います。

これもお話にございましたけれども、コストも比較的安く、今後稲作から園芸作物への転換を図って、収益性の高い農業を展開していく上でも大変有効な取り組みだと考えております。ただ、維持管理を定期的に行わないと、目詰まりなどが生じまして機能が發揮できないといったおそれがあること、またそれに伴いまして、維持管理に係るコストがどれぐらいかかるのかといった、そういった検証も今後必要な課題があるというふうに承知をいたしております。ただ、現在高知市でモデル的に事業を進めておまして、県も効果の検証メンバーにも参加をしておりますので、今後関係する土地改良区、それからJAの皆様のお意見などもお聞きをしながら、導入に向けて検討を進めていきたいと

考えております。

○5番（土居央君） ありがとうございます。検証の結果といいますか、それを楽しみにしているところでございますが、いずれにいたしましても、農地の高収益化を実現する取り組みは、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、農政新時代に必要な人材力につきまして質問をさせていただきます。

まず、農林水産業・地域の活力創造プランでは、新しい発想で生産性の向上につながる取り組みを進めるために、多様な担い手の育成・確保を図り、経済界の知識や知見も活用しながら、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現することを目指しています。その際期待されているのが、女性農業経営者でございます。

この点で、本県が来年度から開校する、はちきん農業大学の取り組みに期待をしております。私は、この際、女性農業者が日々の生活や仕事、自然とのかかわりの中で培った知恵を、さまざまな企業の技術、ノウハウ、アイデアなどと結びつけ、女性ならではの視点で、農業の新たな可能性の創造や6次産業化の展開につなげることができないかと考えます。

そこで、女性ならではの視点がより發揮されるよう、例えば講座内容にも他産業との連携を意識した内容も充実させるべきではないかと考えますが、農業振興部長の見解をお聞きいたします。

○農業振興部長（味元毅君） 少し経緯を御説明させていただきたいと思えますけれども、このはちきん農業大学の取り組みでございますが、昨年5月に、女性の視点を政策に反映させたいと、そういう目的で、女性農業者組織の代表者、あるいはJA中央会の女性職員など、関係者との意見交換を行ったというのがきっかけでござ

います。実際に皆さんとお話をさせていただいておりますと、例えば、夫と一緒に農業経営に参画をして経営を発展させたいと、また夫がいないときに農作業をしたいけれども、農業機械が使えず大変悔しい思いをしたと、あるいは、作業員のお世話というのは女性の方がメインになっておるようでございますけれども、作業員の方が気持ちよく働いていただけるように労務管理の勉強をしたい、それから若い世代との交流をしたいけれどもなかなかチャンスがないと、こういった非常に現実的であり、かつ非常に前向きな御意見をいただいたところでございます。そこで、こうした御意見に対応するために、じゃあまずは研修の充実に取り組んでいこうということで検討を重ねてきたところでございます。

このネーミングにつきましては、単なる研修会ではなくて、学びの場を意識していただけるように、また打ち出しなども考えまして、職員が知恵を絞ってはちきん農業大学と、こういう言い方をさせていただいたところでございます。

御承知のとおり、大学とは言いましてもキャンパスがもちろんあるわけではございませんけれども、例えば、環境制御やIPMなどの高度な栽培管理技術の現場研修ですとか、労務管理などの経営管理の座学ですとか、あるいはアシストスーツとかトラクターなどの農業機械の体験実習ですとか、こういったものを組み合わせて、女性農業者のニーズに対応できるものにしていきたいというふうに考えております。また、お話にございましたけれども、加工あるいは販売を含めた6次産業化への取り組みなどもテーマに盛り込む予定でございます。また、他産業との連携、こういうものが大変視点で重要だと考えておりますので、講座の中で民間企業の進んだ技術ですとかノウハウを活用させていただくことで、内容の充実も図っていきたいというふうに考えております。

ただ、皆さんなかなか大変お忙しいという事情もお持ちのようでございます。ですから、ゆっくり時間をかけて学んでいただければというふうに考えております。

それから、はちきんとは言っておりますけれども、男性の参加も歓迎をしたいと、そういうような形で取り組んでいければというふうに考えております。

○5番（土居央君） ありがとうございます。男性の参加もということ、私は女性オンリーだと思っておりましたけれども、部長御答弁のとおり、はちきんという名前がつかましたら、やはり普通の女性をさらに凌駕する、何か力強く頼もしい感じのするものですから、女性といますか、はちきんならではの取り組みといったことをぜひ考えて、有意義なものにさせていただきたいと思えます。

それではもう一つ、人材力として期待されている方々がおります。それは何らかの障害を持たれておる方々のことでございます。国の農業競争力強化プログラムでは、農業分野における障害者の就労を促進する農福連携ということ、それを推進することが掲げられております。厚生労働省の、ハローワークにおける障害者の職業紹介状況によりますと、ハローワークを通じた農林漁業への障害者の就職件数は、平成26年度2,870件となり、この5年間で165%も増加をしています。障害者雇用全体では87%の増加となっておりますので、農林水産業における就労が際立って増加をしておるわけです。

したがいまして、こうした傾向を県として後押しする施策が必要ではないかと思えます。農福連携促進策につきまして農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（味元毅君） お話のございました農福連携でございますけれども、昨年開かれました農林業基本対策審議会の中で、ある委員

さんから、そういう視点での取り組みも必要ではないかと、こういうお話をいただいたことをごさいますて、今議会でもたび重なって御質問いただきました労働力確保対策の中で取り組んでいるところでございます。

これまで、県の地域福祉部など担当部局と、それからお話もございましたハローワークなどにも御相談をし、まず今の現状の把握、そして課題の整理といったものを行ってきたところでございます。その中で、県内でも、ニラの調整作業ですとかトマトの収穫作業などで、障害者の就労が重要な労働力の確保につながっている優良な事例もあるということもお聞きをいたしましたし、また雇用の際には障害の程度に合わせて依頼をする作業を選定したり、例えばお願いをする際の言い方を工夫する、そしてわかりやすく作業を指示するといったようなことが必要だと、そんな留意点などもお聞きをしたところでございます。

今後は、まず農家にどういう作業を依頼したいのかということ、そして一方、障害者施設のほうには、どういう作業なら可能なのか、またそれをやるためにはどういう条件が必要なのかといったようなことを丁寧にお聞きをしながら、それを繰り返すことによってマッチングを図っていければというふうに考えております。

なお、先ほど労働力確保対策と、こういう言い方をいたしましたけれども、障害のある方、そして農業者にとっても、お互いがいい形になるような、そういったマッチングというものができるように取り組んでいきたい、そういう視点を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○5番（土居央君） ありがとうございます。当然課題はいろいろあるかと思いますが、さまざまな分野がある中で、この農福連携というところが突出して就労が進んでいるというこ

とは、やはり先ほどおっしゃいました、農業サイドからしたら農業労働力の確保、また障害者サイドからしたら就労先の確保といったことで、お互いメリットがあると思います。意外と連携しやすい分野ではないかと思っておりますので、課題をしっかりと解決していただきまして、お互いがいい方向に進むことができますように、また取り組みのほうをよろしく願いいたします。

続きまして、第4次産業革命と産業振興につきまして質問をさせていただきます。

1次産業は、高齢化や人材不足が顕著であり、規模拡大をしたくてもなかなかその余力に乏しいのが現状でございます。こうした中、拡大再生産を実現するためには、土地の生産性を高め、省力化を実現する必要があります。今後、地域農業を維持・発展させるために、人工知能AI、情報通信技術ICT、またIoTなどを駆使して産業構造を転換させる、第4次産業革命によるスマート農業が注目をされています。

県では、高知版IoTの推進により、各産業分野の人手不足、生産性向上という課題に対し、IoT活用による課題解決、対策強化を図るため、高知県IoT推進ラボ研究会を立ち上げています。そこでは、各産業分野で課題を抽出し、一部モデル実証事業を実施する中で、農業分野では鳥獣被害対策への活用を想定した研究をされているとお聞きしています。今後はさらに農家の所得向上に役立つ研究を実施するべきだと思います。

現場ニーズと最先端の研究をいかにつなげ、農家のIoTやICTの実装をどう支援する考えか、県の取り組みを農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（味元毅君） 本県でも、担い手不足が大きな課題となっております中で、拡大再生産の好循環を実現してまいりますためには、1人当たりの生産性をより高めていくというこ

とが必要不可欠でございます。そこで、現在普及を進めております次世代型こうち新施設園芸システム、これにI o TやI C Tを活用することで、より高度な技術として進化をさせていきたいと考えているところでございます。

昨年の7月に高知県I o T推進ラボが設立をしたわけでございますけれども、これを受けまして、農業振興部といたしましては、現場の課題やニーズを把握するための検討会、あるいは四万十町の次世代施設園芸団地などでワークショップを実施したところでございます。そうした検討の中で、大きく3つの目標を掲げて検討を進めていきたいということになってございます。

1つ目は、ハウス内の炭酸ガスなどの環境データに加えまして、作物の光合成の量あるいは生育量など、データを見える化して生産性の向上に生かすこと。2つ目は、篤農家の効率的な作業手順などの栽培の管理方法を見える化し、技術の伝承や後継者の育成に生かすこと。そして、3つ目は圃場ごとの気象条件あるいは農作業記録簿の蓄積、分析などによりまして、作業の効率化や労働負担の軽減に生かすこと。まずは、この3つの視点で検討を進めていくということにいたしてございます。

今後、部内に専門技術員あるいは試験研究員などを中心としてプロジェクトチームを編成いたしまして、商工労働部やI o T推進ラボに参加をしておられます県内の関連企業などとも連携をしながら、現場の課題解決と新技術の革新に取り組んでいきたいと考えております。

○5番（土居央君） この課題は農業に限ったことではありません。国でも、さまざまな現場のニーズに即した研究開発に向け、明確な開発目標のもと、農林漁業者、企業、大学、研究機関などがチームを組んで、現場への実装までを視野に入れた技術開発を進めており、さらにその

成果を見える化するシステムの構築も進行しつつあるようです。

そこで、本県では、国のこうした取り組みを本県の産業振興に有効に活用し、事業者によるI o T技術の迅速な実装を支援するべきだと思いますが、商工労働部長に見解をお聞きいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 国の各研究機関では、I o T技術を含めまして、さまざまな先端技術を活用するための実証研究というのが幾つも行われておりまして、その研究成果の多くが現在ウェブサイトなどで公開をされております。一方で、こうした研究成果を、県内の事業者の皆様がそのまま利用するという事はなかなか難しい面もあるようでございまして、本県の各産業で求められる仕様にこれを変えていく、いわゆるカスタマイズしていく、そういったことがI o T技術の実装を進める上でも必要になるというふうに考えています。

そのため、今後全国のお話にありましたような研究成果も活用しながら、高知県I o T推進ラボでの取り組みを加速していきますとともに、そこから生まれてくるプロジェクトを、来年度新たに創設をいたします補助制度などによりまして支援することで、1次産業を初めとする現場におけるI o T技術の迅速な実装を目指してまいります。

○5番（土居央君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

通告をしておりました南海トラフ地震を見据えた交番の施設整備についてですけれども、ちょっと時間が足りなくなるかもしれませんので、ちょっとはしょって質問をさせていただきたいと思います。

昨年、高知県内で1年間に発生した刑法犯の認知件数は4,792件となり、9年連続して減少して、5,000件を割ったこと、また交通事故件数も

前年より減少したことは、県民としては大変喜ばしいことをごさいますて、警察の努力のたまものでもあらうかと思ひます。

また、今後南海トラフ地震対策が大きな課題になるものと思ひます。その際、警察署などの拠点も、南海地震と津波浸水想定を踏まえた配置と機能の再検討はされておられると思ひますけれども、県下の約半分の人口を擁する高知市では、高知署、高知南署、高知東署のほかにも16カ所の交番があり、震災時は特にそれぞれの交番の果たす役割も大変重要になるものと思ひます。したがひまして、地域の交番も、ハード・ソフトともに、こうした大震災等の有事に対応できるものにすべきと思ひます。

そこで、今後予定されておひます鴨田交番の移転建てかえに当たっては、こうした震災対策の観点を踏まえた施設整備が必要だと思ひますが、県警本部長の御所見をお聞きいたします。

○警察本部長（上野正史君） 議員御指摘のとおり、警察署、交番などの警察施設は、防犯あるいは防災における地域の安全・安心を守る施設として機能することが県民から期待されておひます。お話を上りました高知南警察署の鴨田交番については、昭和55年に建設された古い耐震基準の建物であること、また敷地が狭隘であることから、移転新築が必要な施設の一つと認識をいたしておひます。一般に交番の設置については、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件または事故の発生状況等の治安情勢を検討する必要があるほか、先ほど申し上げた防災の観点からは、来る南海トラフ地震において、人命救助、避難誘導等の活動拠点として機能することも期待されておひますと考へておひます。

このような観点から、鴨田交番の新築に当たっても、具体的にどのような役割を当該交番に持たせることが適切かについて、本署や周辺の交番等との役割分担のあり方をも見きわめつつ検

討を進め、必要な施設の整備に取り組んでまひります。

○5番（土居央君） どうもありがとうございます。最後はちょっとはしょってしまひましたけれども、想定しておひました全ての質問をさせていだきました。皆様ありがとうございます。

私は、現在の高知県経済の状況、特に生産年齢人口が減少しながらも産業生産高が増加に転じておひる、こういう状況を考へるときに、産業振興計画の力といったことをまざまざと感じておひるところでございます。このことで本県の未来に県民が自信を取り戻しつつあるということが、何よりも功績が大きいものと思ひます。私も、産業振興計画の成果にこれからもこだわりまして、しっかり応援をしていきたいと思ひておひますので、今後ともよろしくおひります。

以上で、全質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、土居央君の質問は終わりました。

ここで午後4時20分まで休憩といたします。

午後4時15分休憩



午後4時20分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田周五君の持ち時間は35分です。

29番上田周五君。

○29番（上田周五君） 本日のトリでございます。知事初め執行部の皆様、よろしくおひらいたします。

3月4日、「志国高知 幕末維新博」オープニン

グセレモニー、大盛会でございました。高知城追手門周辺は、足の踏み場もないくらい人、人、人で埋め尽くされました。向こう2年間、大いに期待が持てる強く感じました。ぜひとも450万人観光を目指していただきたいと存じます。

では、高知龍馬マラソンでございます。全国各地から過去最高の1万140人が参加しました。制限時間が7時間に緩和され、念願の1万人超えが実現しました。私は、昨年2月定例会で、完走したランナーの一人とし、教育長に対し、1万人達成のためには6時間の制限時間の緩和が必要ではと提案しました経緯もあり、殊のほかうれしく思っています。知事にしましても、先日の桑名龍吾議員への答弁にもありましたが、昨年までとは違った手応えを感じられているものと思います。

高知龍馬マラソンの1週間前に行われた愛媛マラソンでは、中村時広知事が見事に完走されました。知事におかれましても、来年はランナーとして参加されてはと存じます。知事が参加するとなると、一層大会が盛り上がるのではないのでしょうか。その意気込みについて知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 高知龍馬マラソン、1万140人の皆さんが出走いただいたということでありまして、本当に多くの関係者に大変御尽力いただきまして、感謝を申し上げたいと思います。冬、1月、2月、3月、どちらかといいますと高知県の観光はからからになる、そういう中において意図的にイベントを生み出していこうということで、1つは健康づくりという意味がありまして、この龍馬マラソンを仕掛けてきたわけですが、あわせて言えば、プレシーズンマッチ、さらには全国漫画家大会議、それぞれ別の目的もありますが、もう一つは閑散期における観光振興という意味があって、それぞれ仕掛けてきているわけでありまして、それぞれ本当に多くの

皆様に御協力をいただいております、大変感謝を申し上げたいと、そのように思います。

それぞれ取り組みを進めていく中におきまして、私の場合は、名誉会長ということではなくて大会会長そのものでありまして、大会の運営全般に対して責任を負っておるということもありまして、走ってへろへろになるとなかなか役目が果たせないかもしれません。そういうことでもありまして、今まで走っておりませんけれども、今後もしっかりと、まずは会長としての役目を果たしていきたい、そっちが大事と、そのように思っております。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。

実は、いの町から今回195人がエントリーしました。いの町も大いに盛り上がりしております。私と一緒に走って完走された複数の方から、7時間になったことやし、来年は知事さんも走らんろうかねえといったお声を聞きましたので、その意気込みについて聞かせていただきました。知事の参加は、県民の皆様が元気になりますので、ぜひ前向きに御検討していただきたいと存じます。

改めまして、知事初め教育長、そして多くの関係者の皆様に心からのお疲れさまを申し上げます。また、梶総務部長を初め、ランナーとして参加され大会を盛り上げていただいた多くの県職員の皆様にも敬意を表します。

今回の龍馬マラソンは、同じ日に熊本城マラソンや京都マラソンが行われたにもかかわらず、参加者が1万人を超えたこと、このことが大きな成果だと思っております。さらに、本大会の大成功は県内経済に相当の波及効果をもたらしたと思います。そこで、龍馬マラソンの経済効果を示すことは、県経済の活性化に重要なことだと考えます。今大会の開催で、いの町など高知市周辺の町にある宿泊施設でも、大会前日の18日は超満員になったと聞いております。また、

実行委員会では、参加者を対象に、マラソンにかかる宿泊費や交通費などの経費について事前にアンケートを実施しております。

こうしたことから、経済効果推計額を早目に発表してはと存じますが、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） お話のありましたように、龍馬マラソンの経済波及効果算出を前提に、今年度の大会におきまして、参加者全員に対しての経済波及効果の算出に必要な消費額に関するアンケートを実施しております。1万人を超えるランナーが参加されましたことで、経済波及効果を算出する上で貴重なデータが数多く得られております。現在、その全てのデータについて取りまとめを行い、集計をしているところでございます。県では経済波及効果算出を行う高知県産業連関表の新しいソフトを作成中でございますので、それを活用して、アンケート結果の集計を行い、経済波及効果の算出をできるだけ早く行いたいというふうに思っています。

○29番（上田周五君） ぜひよろしく願いいたします。経済効果を示すことで、関係者の皆様のモチベーションも上がると思えますし、次へのステップになりますので、よろしく願いいたします。

次に、大会当日の混雑を避けるため、前日に事前受け付けや参加賞引きかえが中央公園で行われます。その際、歓迎の意味のイベントなどが開催されますが、少し盛り上がりには欠けている感じがいたします。もう少し工夫を凝らし、華やかにしてはとの多くの意見もでございます。ぜひ検討されてはと存じますが、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 前日のイベントでございますけれども、エントリーの約7割に当たるランナーの方が来場いたしまして、ステージでは、よさこい踊りを初めとしますエネルギッシュ

で迫力のある内容の舞台、またゲストランナーによるランニングクリニックにも、多くのランナーが足をとめて熱心に耳を傾けていただきまして、私としては大いに盛り上がったのではないかとこのように思っております。

次回大会以降の前日につきましては、高知城歴史博物館を初めとします幕末維新博会場への案内とあわせまして、地元商店街との連携をさらに深めながら、高知県の文化をより知っていただく魅力ある内容について、ランナーを初めとする多くの方々に足を運んでいただくことができる方策などを、会場周辺がより一体感があるものになるように、検討していきたいというふうに考えております。

○29番（上田周五君） 県内、大変龍馬マラソン、盛り上がっていますので、ぜひよろしく願いいたします。

先ほど、知事からも答弁がございましたけれども、今回の大成功は今後のスポーツツーリズムの推進に大きな弾みがつくものだと考えます。また、先ほど申し上げましたが、4日から始まりました幕末維新博にも好影響をもたらすものと考えております。今後の本県観光振興に大きな期待を寄せながら、この項を終わります。

次に、スポーツ行政の一元化についてでございます。平成29年度予算はスポーツの振興、拡充に重きを置いたことが一つの特徴となっております。そうした中、来年度の機構改革でスポーツ組織の一元化を掲げておりますが、そのきっかけとなったのが県代表勢の成績不振でございます。リオデジャネイロ五輪への本県選手はゼロ、また国体では2014年から3年連続で最下位。さらに、ことし1月に行われた男子全国都道府県駅伝競走で初の最下位となりました。駅伝ファンの私としては本当に歯がゆくてなりません。こうした厳しい現状で、オリンピック等トップレベルで活躍する選手の発掘、育成強化などを

図っていかねばなりません。

特に、2020年東京五輪に向けた選手強化について、具体的にどういった戦略で臨むのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 近年、小中学生のジュニア層を中心に、各競技において県内選手の活躍が目立っております。国際大会や国内大会での上位の成績を残す選手も育ってきております。

国際大会で優秀な成績をおさめるなど、東京オリンピック・パラリンピックへの出場が期待される選手は、特別強化選手に指定をし、強化練習や合宿など、選手個人のさらなるスキルアップに向けて重点的に支援をしていきます。また、選手を支えるサポート体制として、スポーツ医科学の視点から選手の体力や技術の向上を支えるとともに、競技団体と連携して継続的に質の高い指導が受けられる指導体制の充実、さらには強化を図る上で基盤となるスポーツ施設の整備など、練習環境の充実を図り、本県から2020年東京五輪へ出場する選手が一人でも多く生まれるようになってもらいたいというふうに考えております。こういったことにつきまして、新しい体制で取り組むということかと思えます。

教育委員会としては、一步引いた形にはなりませんけれども、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思います。

○29番（上田周五君） 県内、若手の有望選手、たくさんいらっしゃいます。まだ3年ございますので、夢の実現に向かって頑張ってくださいと思います。

次は、スポーツツーリズムの推進でございます。2003年以来、実に14年ぶりに、球春告げるプロ野球西武ライオンズ1軍の2次キャンプが実現しました。2月21日から1週間でしたが、久しぶりの人気球団の来高キャンプに多くのファンが盛り上がりました。来年以降も継続して本県をキャンプ地に選んでいただくよ

う期待しています。また、先月19日から22日まで自転車ロード競技のオランダ代表コーチが来高し、合宿やトップ選手の強化練習地として本県に興味を示すなど好印象を持っていただき、五輪合宿誘致の実現に期待が膨らんだわけでございます。

こうした中、県は、今回の一元化で担当課を設置し、役割の3本柱の一つにスポーツツーリズムの振興を掲げておりますが、今後のスポーツツーリズム推進に向けた取り組みのポイントについて観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） スポーツツーリズムにつきましては、1つ目としまして、ラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致、2つ目としまして、プロスポーツのキャンプ、アマチュアスポーツの合宿、大会の誘致、3つ目としまして、高知龍馬マラソンやサイクリングなど、自然を生かしたスポーツイベントの拡大、この3つの柱立てにより取り組みを進めてまいりたいと考えております。

アマチュアスポーツの合宿、大会の開催実績は年々増加してきておりますが、一方でキャンプシーズンにおいては、既存施設がフルに活用されるため、利用調整が困難になるなどの課題もございます。

来年度から、スポーツ施策を総合的、一体的に進めていくことによって、これまで以上に実効のある施設整備が可能となり、県内各地でのプロスポーツのキャンプやアマチュアスポーツの合宿、大会誘致の拡大につながるものと考えております。さらに、競技力の向上によって、トップレベルの選手や強豪チーム、また優秀な指導者が生み出されることなども期待されますので、全国からレベルの高い練習相手として本県が選ばれ、合宿や練習試合などの開催がさらに増加していくといった効果も期待されると考

えております。

○29番（上田周五君） どうもありがとうございました。先ほど、プロスポーツのキャンプというお話もございましたが、かつて高知県はプロ野球キャンプのメッカでございました。日本のプロ野球1軍のキャンプでございますが、県内はもちろん、県外にも多くの根強いファンがおいでますので、引き続きキャンプ地に選んでいただくよう、新しく設置される担当課を中心に、知事の人脈も生かしながら、その実現に向け頑張ってくださいと存じます。

テーマはがらりと変わりまして、官民一体となった粘り強い地道な取り組みが必要とされます。県内河川の水質改善についてお聞きいたします。次世代に美しい河川環境を残していくことが、今を生きる私たちに課せられた最大の使命の一つだと考えます。本年1月1日の高知新聞の1面に、「高知の川よみがえる」との記事が大きく掲載されました。県民の暮らしに密接なかかわりのある川、そんな高知の川が、流域住民を中心とした河川浄化の地道な取り組みにより、この40年で劇的に改善しています。生活排水等で汚れた河川水質の汚濁度を示す生物化学的酸素要求量、BODの値が劇的に改善しています。BODは、家庭や工場排水などの有機物を微生物が分解するのに必要な酸素量です。数値が高いほど水が汚れていることを示しています。例えば、1リットル当たり10ミリグラムを超えるとガスや悪臭が発生する。環境省は、通常の浄水操作で水道水にできる基準を2ミリグラム以下と定めています。

記事の中で私が注目し、地元住民としてうれしくかつ自慢できますのが仁淀川の水質であります。河川水質の調査地点であります仁淀川伊野水位観測所でのBOD値が、何と調査下限値であります0.5ミリグラム未満となっていることでございます。先日の一括質問で、大野辰哉議

員が仁淀川を称して、奇跡の清流との紹介がございましたが、BOD値が0.5未満という数字がまさにそのことを証明しております。

県内の河川のBOD調査は、1971年度から始まり、現在では11水域、計42河川で行われています。調査開始当時の1976年度、各水域の平均値は、BOD値が46.0ミリグラムと突出していたの町の宇治川を含む仁淀川水域6河川で7.5ミリグラム、次いで19.0ミリグラムの久万川など浦戸湾水域8河川も4.8ミリグラムと高かった。河川別では、ほかにも波介川4.9ミリグラムや鏡川2.5ミリグラムなど、計10地点で、飲み水にするには高度の浄水操作が必要な2ミリグラムを超える値が記録された。それから40年余り、行政と住民が一体となった河川環境対策の取り組みによりBOD値が年々改善され、直近の調査では、2ミリグラムを超えた地点はほぼなく、鏡川潮江橋調査地点も1ミリグラム以下となっています。こうした状況において、さらなる水質改善を図っていくことが求められています。

そこで、土木部長に幾つか質問をさせていただきます。河川の水質改善を図るためには、合併処理浄化槽のさらなる普及促進が最善策と考えます。特に、中山間地域での整備促進が急務と考えます。浄化槽設置整備事業費補助金については、平成27年度の実績は、高知市ほか31市町村で983基、補助金ベースで1億1,261万8,000円となっています。

そこで、平成28年度の額と設置基数の見込み、そして平成29年度予算額と予定設置基数について土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 浄化槽設置整備事業費補助金の平成28年度見込み額は1億1,875万4,000円で、設置見込み基数は1,024基でございます。また、平成29年度の予算額は1億1,843万1,000円で、設置予定基数は1,009基を予定しております。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。
過去3年、順調に推移をしていると思っております。

さらに、河川の水質改善を図っていくには、単独処理浄化槽の設置者に、合併処理浄化槽への転換や下水道等の集合処理施設に接続を行っていただくことが重要と考えます。

そこで、平成27年度末におけます県内の単独処理浄化槽の設置基数は4万3,164基とお聞きしておりますけれども、直近の過去3年間で単独処理浄化槽がどれくらい廃止されてきたのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（福田敬大君） 単独処理浄化槽の廃止は、直近の過去3年間の合計で422基ございます。これは単独浄化槽全体の約1%に当たります。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。

直近の3年で422基、1%ということで、現実問題として、単独から合併への転換には今県としてどのような課題があるのか、そこらあたりを土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（福田敬大君） 課題といたしましては、単独処理浄化槽設置者は、トイレが既に水洗化をされており、転換によりまして日常生活でのメリットをなかなか感じるできないというのが1つ、もう一つは、合併処理浄化槽への転換に要する費用につきまして、特に高齢者世帯において負担が大きいことなどが考えられます。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。

今、課題を述べられましたけれど、県として、そういった廃止が余り進まない中で、今後どのように対応されていくのか、そこらあたりをお聞きいたします。

○土木部長（福田敬大君） 課題の一つの負担の話につきましては、現在合併処理浄化槽の設置に対する補助制度は、県内全ての市町村で導入

されております。ただし、単独から合併へ転換するに当たって単独処理浄化槽を撤去しなければならないわけなんですけれども、この撤去の費用に対する補助は、7つの市町村でしかまだ実施されておられません。このためそれ以外の市町村へも、この制度の導入を働きかけてまいりたいと考えております。

また、市町村と連携し、移住の促進対策に向けた空き家の改修ですとか、住宅の耐震化の際に合併処理浄化槽へ転換してもらうなど、さまざまな機会を活用いたしまして、この普及に努めてまいりたいと考えております。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。

先ほど、部長の答弁にもありましたけれど、撤去に係る費用に対して独自に助成している自治体もあることから、私は、この今の1%を加速化する意味からも、県として何とか独自に、そういった市町村にプラスして財政的な支援ができないものか、今そこまで考える時期に来ているんじゃないかと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

○土木部長（福田敬大君） 現在、単独型の浄化槽の撤去の補助については、国、県、市町村が3分の1ずつ補助させていただいているところでございますけれども、まだこの制度が十分認知されていない状況もございまして、まずはこれをしっかりと導入していただき、それをしっかりとアピールしてまいりたいと考えております。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。

単独処理浄化槽にかかわらず、耐用年数が30年と言われております。単独処理浄化槽は、高度成長期に設置されたものが大変多うございまして、今更新期にかかっていますので、ぜひ関係の市町村と県が一体となって、転換に向けて取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

次に、県民に対して浄化槽の理解を深めていただくためにクリーン浄化槽推進事業がごございますが、その事業の効果について部長にお聞きをいたします。

○**土木部長（福田敬大君）** クリーン浄化槽推進事業では、住民の方々を対象に、合併処理浄化槽の役割や仕組み、そして適正な維持管理の必要性について説明会を開催させていただいております。この説明会、毎年開催しております。平成27年度は県内5市町村で実施し、参加人数は合計89人で行いました。平成28年度も県内5市町村で実施予定でございます。

○**29番（上田周五君）** 続けて事業効果がさらに上がるように頑張ってくださいと思います。

もう一つ、河川の水質浄化を進める中で、いわゆる農業集落排水事業でカバーしている地域がたくさんございます。これにつきましては、やはり区域内の加入率の問題があるかと思えますけれども、そういった加入率アップに向けた取り組みについて土木部長にお聞きをいたします。

○**土木部長（福田敬大君）** 市町村におきましては、未加入世帯への戸別訪問ですとか、広報紙などを通じた啓発によりまして、加入率アップに向けた取り組みを行っております。県は、こうした市町村の取り組み状況や加入実績について、毎年調査を実施いたしまして、市町村担当者が集まる会議におきまして、その情報提供、それから意見交換を行ってきております。この取り組みの結果、平成27年度は98戸、329名の方に新規加入していただいております。平成27年度末の加入率は67.6%でございます。ここ数年で平均いたしますと、年間で約1%増加している状況でございます。

今後も、このような取り組みを通じまして、

市町村と協力して、より効果的な啓発活動を実施することで、さらなる加入アップに努めてまいりたいと思います。

また、現在高知県全域生活排水処理構想の見直しを行っているところでございまして、この中で、下水道や農業集落排水等の集合処理区域が縮小し、個別の処理区域が広がるのが想定されるため、この合併処理浄化槽のさらなる普及に努めてまいりたいと考えております。

○**29番（上田周五君）** ありがとうございます。

これまではいわゆるハード的なものについてお聞きをしてきましたが、1点、少しソフトの面でお伺いしたいと思います。河川美化活動を自発的に実施しております、リバーボランティアとして活動している団体が県内にはたくさんあるかと存じますけれども、こうした団体は現在県内にどのくらいあるのか、よろしくお願ひします。

○**土木部長（福田敬大君）** リバーボランティアは、ふるさとのきれいな川を守りたいという気持ちから、ボランティアで川の草刈りや清掃活動などを行っていただいている団体でございます。本年度は114団体の皆様に活動いただいているところでございます。

○**29番（上田周五君）** ありがとうございます。そうした団体に対して支援もあろうかと思いますが、リバーボランティアの活動が盛んになることは、県内の全ての市町村におきまして、水洗化への意識の高揚とか、ひいては河川の水質浄化への意識高揚につながると存じますので、今後一層の支援をよろしくお願ひいたしまして、この項を終わらせていただきます。

最後の質問でございますけれども、高知署の新庁舎の建築について警察本部長に若干お伺いしたいと思います。

私は以前から、老朽化している高知署について、南海トラフ地震対策など県民の安心・安全

を守る観点から、少しでも早く建てかえ工事に着手すべきだと主張してまいりました。このたび、単価積算ミスなどで実施設計を大幅に見直す必要が生じたため、開署予定が1年延期されることになりました。残念に思っております。また、先月下旬開署が1年おくれるとの報道がなされたこともあり、県民の皆様に関心も相当なものがございます。今回の問題は、大型事業に対する認識という点が少し欠けていたんじゃないだろうかと思うところがございます。

その上で幾つか質問をさせていただきます。今回の庁舎新築に係る総事業費は約66億円に達します。これは中土佐町及び津野町の年間予算に匹敵する額でございます。警察本部長はこの一大プロジェクトについてどのようにお感じになっているのか、その認識についてまずお聞きをいたします。

○警察本部長（上野正史君） 御質問への答えに先立ちまして、今回高知警察署の新庁舎建設工事に関し、積算の誤りに端を発しまして、実施設計を大幅に見直すことになり、新庁舎の完成がおくれる見込みとなったことはまことに申しわけなく、県民の皆様には深くおわびを申し上げます。

御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、高知警察署新庁舎の工事は、これまでの他の警察庁舎建築事業と比べても多額の予算を必要とし、県警察にとっての一大プロジェクトであります。このため本体の庁舎建設工事に入る前段の設計段階から、予算の要求、執行等の各局面において詳細なチェックを行うなど、より慎重に対応すべきであったと深く反省をしております。

○29番（上田周五君） 本部長、どうもありがとうございました。

ここから二、三問が少し細かくなって恐縮でございますが、まずこの積算過程において建築

課との協議はされたのかどうか、そこらあたりをお聞きいたします。

○警察本部長（上野正史君） 警察庁舎は、被疑者の取り調べ、被留置者の処遇、災害救助活動等、警察業務の特殊性を踏まえた機能や設備が求められることから、その建設に当たっては、警察本部に専門の職員を配置、独自に施設整備等の業務を行っております。土木部の建築課は、施設整備等に関し高い見識と経験を持たれていることから、今回の工事に当たっても、基本設計、委託業務のプロポーザル審査委員会の委員として参画いただくなど、平素から御意見をいただいておりますが、今回の建設工事費の積算は県警察独自で行いました。建築課との協議は行っておりませんでした。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。プロポーザルで公募するときに入られていたということでございます。あわせてやっぱり、本部長さんのお話にもございましたが、結構幅広い経験もございますし、また今後恐らく南署とか、複数の建てかえも予定があるかと存じますので、ぜひそのあたりはまた御検討をということで、要請をしておきます。

その次に、ちょっと素朴な問いになろうかと存じますが、延べ床面積の大小はあろうかと存じますけれども、直近の高知東署とか、四国4県、他県の事例とかございますので、今回そのあたりを参考にしておれば、この坪単価では過大積算かがわかっておったかもわかりません。そういったことについては比較検討されなかったかどうか、本部長にお聞きします。

○警察本部長（上野正史君） 今回の事案では、積算した建設工事費について、直近の他の施設等の事例との比較はなされておりました。今回の積算誤りに気づけなかった要因は、事業全体のコスト管理が不十分であったことによるものです。議員御指摘のとおり、建設工事費等

について、例えば直近に建設された警察署の単価と比較するなど、多角的な視点を持って業務を管理しておれば、今回の誤りに早い段階で気づいた可能性は高く、反省すべき点と考えております。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。

今回、また実施設計を見直すということですが、これは起債事業ということを知っていますので、例えば署員の方1人当たりの必要面積、基準とか、そういうのもあるかと存じますので、また次、実施設計へ移るときはそういったこともやはり留意していただきたいと思えます。

これもちょっと素朴なあれですが、今回の見直しの中で、いろいろ見直すと思えます。新聞報道では、屋上アスファルトの防水工事を見直すということですが、どういうふうに見直すのか、結構大事な部分でございますので、そのあたりちょっと説明していただけますか。

○警察本部長（上野正史君） 現在の設計は、積算の誤りにより過大となった工事費を前提に、設計業者において建物の各種機能をより高いものに置きかえたものとなっております。

今回の見直しは、この誤って過剰に高機能化されたものをもとに戻すというものであります。本来の設計でも、防音あるいは防水、こういった性能は必要とされる一定のレベルに達しておりますことから、このような見直しを行いましても、当初予定していた警察署の機能はしっかりと確保されるというふうに考えております。

○29番（上田周五君） ありがとうございます。

最後の質問になりますが、今回の高知署建設工事における積算ミスで最も改善しなければならないのは、内部チェック体制の強化だと考えます。このことについて具体的にどのように強化されるのか、警察本部長にお聞きをいたします。

○警察本部長（上野正史君） 今回の事案では、

積算誤りに気づくことのできる場面が幾つかあったにもかかわらず、組織としてこれに気づけなかったことが問題と考えております。この反省から、県警察では、内部チェック体制の強化を柱として4点の再発防止策に取り組んでまいります。

1点目は、業務と責任の明確化であります。具体的には、装備施設課長以下の職員がそれぞれの立場において何を確認すべきか、その業務を明確にするチェックシートを作成し、責任の明確化を図ります。

2点目は、業務管理とコスト管理の徹底です。具体的には、警察署の建設など高額な建築工事については、専門のチームをつくり、基本設計の業務委託の段階から本体工事、施工金額をさらに意識して業務を進めることとし、業務管理とコスト管理を徹底してまいります。

3点目が、会計経理の基本の再徹底です。具体的には、会計経理に携わる職員に対し、会計経理の基本の徹底等に関する指導、教育、研修や巡回教育等を行うことで、職員一人一人の、公金を扱う意識の一層の醸成に取り組めます。

最後4点目が、管理体制の強化です。具体的には、装備施設課内に施設整備に係る工事計画の策定、進捗状況の管理、あるいは予算要求、執行状況の管理、そして関係所属との連絡調整等の企画業務管理を行う人員を新たに増員配置し、管理体制を強化いたします。

このような取り組みにより、再発防止を徹底し、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

○29番（上田周五君） どうもありがとうございます。今回、本部長からも答弁がございましたが、結果的に実施設計を2度行うということになったわけでございます。1年延期ということでございますが、66億円という大型事業、しかも事業費の大半が県費の持ち出しという中で、この事業の重みとか予算の重さとか、このこと

を全体の共通認識としていただきまして、特に今回の庁舎の免震構造、私にしたら百年庁舎ということでございます。ぜひ、こういったことも心にとめていただきまして、今後は、きちっと基本設計、実施設計とか、整理をして、丁寧な設計に努めていただきたいことを御要請いたしまして、一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、上田周五君の質問は終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明7日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

平成29年3月7日（火曜日） 開議第7日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

38番 金岡佳時君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 福田道則君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 坂田和子君
 職務代理者 吉村和久君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
 事務局 次 長 弘 田 均 君
 議 事 課 長 横 田 聡 君
 政策調査課長 西 森 達 也 君
 議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
 主 幹 浜 田 百賀里 君
 主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 7 号)

平成29年 3月 7日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12号 平成29年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第 21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第 23号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 24号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 31号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32号 平成28年度高知県県営林事業特別会

	計補正予算		等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業		

第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から開会日に提出されました当初予算に係る高知県議会定例会議案説明書について訂正の申し出があり、その正誤表をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計予算」から第63号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第1号「高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」、以上64件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることといたします。

塚地佐智さんの持ち時間は35分です。

37番塚地佐智さん。

○37番（塚地佐智君） おはようございます。時間も少のうございますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

教員採用にかかわりまして、現場からの疑問

の声なども含めまして、教育長に順次お伺いをさせていただきます。

平成29年度高知県立高等学校教員採用候補者特別選考審査がこの2月25日に実施をされました。3月1日に採用候補者も発表されています。この段階で質問させていただくことは、採用候補者個人を問題にしようなどとしているわけではなく、今後の教員採用制度に禍根を残さないよう経過も含めて伺うものです。

今回実施をされた特別選考審査Ⅰ・Ⅱは、県教育委員会が初めてスポーツ指導者を高校教諭として採用するために実施したものという理解でよろしいか、お伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） そのとおりでございます。

○37番（塚地佐智君） 県政でも初めてという状況ですし、全国でも極めて事例の少ない課題だと思います。

この特別選考審査は、教育長が実施を公表したのが1月25日。願書の受け付けは1週間後の2月1日から8日まで。発表からわずか約2週間で締め切られ、しかも公募方法は教育委員会のホームページにアップをただけで、特定の人にしか情報が届かない状況で採用選考が行われたこととなります。もっと早い段階から広く周知していれば、全国からさまざまな優秀な人材が応募できたと思います。

教育長は、スポーツ指導者の採用については2016年度から検討してきたと述べられていますが、なぜ周知期間がわずか約2週間という事態になったのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） すぐれた県外の人材を学校に採用することについては、平成27年3月に策定しましたスポーツ推進プロジェクト実施計画においても位置づけをされております。その後、計画の具体化に向けて検討してまいりましたけれども、昨年夏のリオデジャネイロオリ

ンピックの出場者に本県出身者が一人もいなかったことですか、あるいは国体の成績が3年連続で全国最下位であったといったことなどから危機感を持って、それから本格的に検討を始めたという経緯がございます。

検討に当たりましては、スポーツ強化校といった関連予算ともあわせて検討してきたといった経過もございまして、最終的に特別選考で採用していこうというふうに決めたのが1月になってからでございます。その選考の実施に当たっては、受審資格をどのように設定するかとか、そういった事務的なこともございまして、結果として1月25日に選考の発表をしたということがございます。その後の事務的な手続等を考えますと、どうしても8日間に、トータルで15日間ということになりますけれども、そういった短い期間にならざるを得なかったという事情がございます。

○37番（塚地佐智君） その期間では、本当に私は、短く周知も十分ではないと思います。

とりわけ周知方法も、地元紙に掲載するなど広く募集をかけなかったのはなぜなのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 県教委が実施する選考審査につきましては、教員採用選考審査のほか、学校の実習助手あるいは寄宿舍指導員、土佐海援丸機関員の4つの種類がございます。そのうち、一般の教員採用選考審査につきましては、採用予定者数が200名を超え、広く全国に周知をする必要もあるということで、報道への投げ込みを行っているところでございます。それ以外の選考審査については、採用予定者数が数名程度ということで、これまでもホームページへの掲載のみで対応させていただいているということでございます。

今回の特別選考についても、人数も少ないということで同様の扱いとしたところでござい

すけれども、優秀な人材を広く募集するという観点からはもっと手を尽くすべきであったというふうに考えておりました、今後はこういった際には、報道への投げ込みなど広く周知をしていきたいというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 県政でも初めての事例を実施しようという状況から見ると、私は、極めて周知期間も周知方法も不十分だったということを指摘しておきたいというふうに思います。

この高等学校教員採用候補者特別選考審査の募集要項には、勤務条件として給与の記載はありますが、その他の条件は示されていませんし、スポーツ指導者という規定も記載をされてありません。あるのは受審資格として、1つ、国際規模の競技会であるオリンピック大会、世界選手権、アジア大会等に日本代表として出場した競技者またはこれらを指導、育成した実績を有する者。2つ、全国規模の競技会である国民体育大会、全日本選手権大会、全日本社会人選手権大会、全日本学生選手権大会及びこれらに準ずる大会で、大学以降に優秀な成績をおさめた競技者またはこれらを指導、育成した実績を有する者。3つとして、スポーツ科学に関する修士または博士の学位またはそれと同等の知識及び能力を有する者、具体的にはアスリートを対象としたスポーツ科学支援業務に関する実務経験を有する者。この3点のいずれかに該当する者との記述で、スポーツを得意分野としている高校教員の募集であることは理解できます。しかし、スポーツ指導者などという規定はありません。

そこで、教育長に伺いますが、今回の特別選考で採用された高校教員はどのような身分、勤務形態になるのか、具体的にお示しください。

○教育長（田村壮児君） 今回採用を予定しております教員につきましては、基本的に一般の教員と同じ身分、勤務形態であるというふうに考

えています。配置校におきまして、授業を担当し、自身が専門とする運動部活動の顧問も担当するというところでございます。あわせて、配置校全体の運動部活動を支援するとともに、競技団体とも連携をしながら、ジュニアから系統立った育成強化ができる体制づくりにも取り組むというふうにしております。したがって、勤務場所は配置校であり、配置校の校長が所属長ということになります。

初任者研修につきましても、教員免許保有者は当然行うということになりますし、特別免許状の所有者については初任者研修の対象者ではありませんけれども、県教育委員会としてそれと同等の研修を実施する計画でございます。免許更新手続につきましては、普通免許状と同様に必要と考えております。

○37番（塚地佐智君） 今のお話ですと、まさに高校教諭としての活動だと受けとめました。

それでは、スポーツ指導者という規定と一般の高校の教諭とどう違うのか、改めてお示してください。

○教育長（田村壮児君） 先ほども申しましたように、基本的には同じでございます。ただ、勤務の時間、授業を持つ時間ですとか、そういったところは、全体的にその学校の部活動あるいは県全体の競技力向上に寄与してもらうという面もございますので、一定の授業時間の軽減といったことはあるかと思っております。

○37番（塚地佐智君） 一定の授業時間の軽減というのはどの程度のことを指しておられるのか、具体的にお示してください。

○教育長（田村壮児君） 現時点ではっきりと言うことではございませんけれども、通常で25時間なり30時間ということかと思っておりますけれども、その半分程度にはなるかなというふうに思います。

○37番（塚地佐智君） ちょっと話を先に進めて、

再度また伺いたいと思います。

通常の教員の採用審査、高校教諭の審査でもスポーツの実績は重く見られておりまして、10点から30点の加点制度があります。そのような優遇もされて、得意分野が活かされるという採用制度になっています。今回のスポーツ指導者の選考方法はどのようなものか、お示してください。

○教育長（田村壮児君） 今回の選考につきましては、一般の教員採用審査でも一定加点制度もございますけれども、特にそのスポーツ指導者としての活躍を期待しておりますので、世界大会ですとか、全国大会など、その大会規模に応じまして、競技実績や指導実績に大きなウェートを置いての選考をしております。もちろん教員としての採用でございますので、個別面接ですとか口頭試問によりまして、人物や教科の専門性についても評価を行っております。

○37番（塚地佐智君） それでは、どのような審査が行われたのか、具体的にお示してください。

○教育長（田村壮児君） まず、競技実績なり指導実績については、それぞれの本人からの提出書類、当然証拠をつけた上での提出書類ですけれども、それに基づきまして、あらかじめ評価基準をつくった上で評価をいたしました。

それ以外に個別面接、口頭試問によりまして、加えての評価をさせていただく、競技実績あるいは指導実績については、全体100点満点のうち60点のウェートを置いて評価をさせていただきますと、こういうことになっております。

○37番（塚地佐智君） 実際どういうふうに行われたかということ、今ありました実績表をみずから提出していただくということと、このA4、1枚の用紙に、いわゆる作文といいたいでしょうか、自分自身がスポーツ指導者を希望する理由、また今後高知県におけるあなたのスポーツ指導者としての展望について記述してくださいと。こ

れ1枚作文をして、面接は20分間で採用の審査をしているんじゃないでしょうか、確認をお願いいたします。

○教育長（田村壮児君） 提出いただいた書類は、おっしゃるとおり、そういうものを提出していただいておりますし、面接の時間は20分ということもおっしゃるとおりでございます。

○37番（塚地佐智君） 最初からそういうふうに答弁してください。20分間の面接、そして作文、それで高校教諭として教育公務員としての身分で正式採用する。それが本当に県民の皆さんに納得のいく採用方法なのかということ、私は改めて指摘をしておきたいというふうに思います。

それで、今回の面接に当たった方々は、一般の審査では教育委員会内部だけでなく、民間の方々、PTA関係者の皆さん、そういった方々からの面接も行われるという状況ですが、面接員はどういった方だったのか、お聞かせください。

○教育長（田村壮児君） おっしゃるように、一般の教員採用審査におきましては、教科の専門性を評価する指導主事1名と、人物や教員としての資質を評価する民間の方を含めた事務局職員など3名の計4名で面接を行っております。今回の特別選考については、競技実績等の確認のため、それに加えてスポーツ健康教育課の職員1名を加えて実施をしております。

多面的に人物を評価するためには、保護者や民間の方を面接に加えるということはベストであろうとは思いますが、保護者の方には、スケジュールが確定している一般の採用審査であれば対応しやすいということがございますけれども、臨時に実施する場合はなかなか依頼が難しいということで、これまでも特別選考においては保護者や民間の方などが入るということではできておりません。こういったことで、教員

としての社会性、人間性などについては、先ほど言った面接員で十分に対応できるものというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 20分間の面接、1つの作文で審査をする、しかも教壇にも立つということになります。一般の審査では、審査結果について個人的に公表していただけるというシステムもございます。このことはまた後でお伺いをしたいと思いますけれども、それに本当に対応できるのかということ、私は考えます。ぜひ透明性を確保する改善ということは必要ですし、今回の採用が本当に県民の皆さんの納得がいくものなのかということは、改めて指摘をしておきたいと思います。

県内では、本来正式採用されるべき定数内の臨時教員が、劣悪な環境で働きながら本県教育を支え、採用を目指して必死で受審の勉強にも取り組んでいます。しかし、高校教諭の採用枠は極めて少なく、昨年は29名で競争倍率は約10倍にも上っています。

今回の高校教諭の採用枠は5名程度となっておりますが、教職員定数の中にどのように位置づけられるのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 保健体育科の教員採用選考審査における採用予定者数は最近では、一、二名程度ということになっております。今回採用とします人材については、スポーツ振興ですとか競技力の向上ということでの期待でございますが、一般選考とは区別した選考で、配置校におきましては加配措置として配置をすることを考えております。したがって、一般の採用審査で募集する採用枠には基本的には影響はないというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 今、基本的には影響はないというお答えでした。ぜひ一般の教員の採用枠に踏み込むことのないように、厳に要請をしておきたいと思います。

さて、今回の採用で、教員免許を持っていない方には、県の教育委員会が実施をする教育職員検定により、特別免許状が交付されることとなっています。この特別免許状については、県民も議会もよく理解をしておらず、教員免許の資格取得が無意味になるのではないかとの疑問も生じています。

どのような基準と方法で教員資格を持っていない人に特別免許状が与えられるのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 特別免許状制度は、社会人ですぐれた知識、経験や技能を有する人を学校に迎え入れ、学校教育の多様化とその活性化を図る観点から設けられた制度でございます。文部科学省においてもこの制度の活用を推進しております。特別免許状を授与する条件は、教科に関する専門的な知識、経験または技能を有していること、そして社会的信望があり、かつ教員の職務を行うために必要な熱意と識見を持っていることの2点でございます。特別免許状審査会による審査に合格をする必要がございます。その審査会の委員は、高知県におきましては高知大学教育学部長、特別免許状を授与しようとする校種の学校長で構成されている団体の長、学校教育に関し学識経験を有する者の3名ということになっております。

○37番（塚地佐智君） これまで、県の教育委員会は特別免許状を極めて厳格に取り扱ってこられたと思いますが、現在特別免許状で教壇に立っておられる方はどのような教科でそれぞれ何人おられるでしょうか。

○教育長（田村壮児君） 現在、本県で特別免許状で教壇に立っている教員は、看護科で8名、工業で2名、インテリア、デザイン、建築の3教科で1名、合計で11名でございます。

○37番（塚地佐智君） 授業内容が極めて特別で、教壇教員が確保できないという状況のみで特別

免許状を与えてこられたというふうに認識をしています。しかも、この特別免許状を与えるに当たっても、審査内容は一般審査とほぼ同様に行われ、今回の特別免許状は一般審査も経ない異例な状況だと言わなくてはなりません。

文部科学省は、この特別免許状の交付の趣旨として、学校の教員として学校教育に貢献することのできるすぐれた知識、経験を有する者が授与対象者として、あくまで学校教育への貢献を重んじております。今回、先ほどのお話では、一般の教員とほぼ同等の教育活動を行うということでしたけれども、一方では競技力を高めるためにさまざまな競技団体との協議もするという役割も果たす、そういった教諭だという御説明だったと思います。

今回、文化生活スポーツ部、新たにそういう部を設置することとなりました。スポーツ指導者という立ち位置なら、この新たにできる文化生活スポーツ部に属するというあたりが本来の姿ではないのかというふうにも思いますが、そうした検討はなされなかったのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） まず、特別免許状の対象者として、文部科学省から示された資料の中でも、事例として体育のコーチといったことも挙げられております。先ほども申し上げましたとおり、今回特別選考で採用したかった教員は教科の授業を担当するほか、学校全体の運動部活動の競技力向上のために、他の運動部活動の顧問との連携を密にした取り組みを行うこととなります。生徒の人格形成にかかわる教員という職だというふうに考えておきまして、知事部局での採用は考えておりません。

○37番（塚地佐智君） 今のお話でしたら、私はスポーツの加点も含めた一般審査の中で、しっかりと透明性を確保して採用すべきだったというふうに改めて指摘をしておきたいと思います。

現場からは、この周知期間、周知方法、そしてこの簡易な採用審査のあり方、これははなから採用予定者があったのではないかという疑義が聞こえてまいります。そういう状況をつくり出した教育委員会の責任は重大だというふうには思っていますので、改めて指摘をしておきたいと思います。

さて、先日、ある県立高校の先生から、本当かどうか確認してほしいとの問い合わせがありました。その内容は、学生の募集に来た県外大学の担当者から、来年度から高知県の教員採用に当たって大学からの推薦制度が始まります、うちの大学もその対象となっている、ぜひ本学に生徒さんを送ってほしいとの話がなされた、全く知らないことなので驚いているというものでした。確認のために、県教委が1月31日に発表した高知県公立学校教員採用選考審査の主な変更点という文章も、2月2日に発表いたしました募集案内も見ましたが、大学推薦制度については全く記載をされていませんでした。

来年度の教員採用審査に大学推薦制度を導入することは決定事項なのでしょうか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） この件について、募集要項として公表するのは今月の15日を予定しておりますが、既に大学側とも協議をしております、内部的には決定をさせていただいているということでございます。

○37番（塚地佐智君） 内部的に決定しているものを、なぜ主な改善点に記していないのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） この採用については、特別選考という形で実施をさせていただくということで、別の募集ということになりますので、そこには入っていないということでございます。

○37番（塚地佐智君） 特別選考という新たな選考を設けるなら、当然そのことを事前に公表す

べきだったのではないですか。

この大学推薦となった場合の審査は、一般の審査とどのような違いがあるのか、伺います。

○教育長（田村壮児君） 大学から推薦を受けました学生については、専門教養など筆記審査の第1次審査と、それから第2次審査のうち実技審査が免除されることとなります。第2次審査につきましては、学習指導案の作成ですとか、口頭試問を含む模擬授業及び面接を行うことにしております、実技審査を除いては一般の採用審査と同じということになります。

○37番（塚地佐智君） 新たに免除がされるという制度になります。特別枠と言わなくてはなりません。

その大学の担当者は、小学校教員が対象で8大学が推薦枠を持つことになり、うちの大学は1名の枠になっていると、極めて具体的な内容を示されたとのこと。そうした情報が既に大学側に具体的に示されているのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 各大学には、指名推薦していただきたい人数についてはお話をさせていただいております。指名していただく内容といたしましては、小学校、それから中山間地域の小学校・中学校、それから特別支援学校と、この3種類で枠を設定させていただいたということでございます。

○37番（塚地佐智君） 既に具体的に決まっているものでしたら、今具体的に大学名も含めてお示しいただけますでしょうか。

○教育長（田村壮児君） 大学名については、公表をいたしますと、指定されていないほかの大学のこともございますので、ここでは公表は差し控えさせていただけたらと思います。

○37番（塚地佐智君） 公表できないものを既に個別に大学側に通知してある、そんなおかしなことないですね。そう思いませんか。

○教育長（田村壮児君） 指定させていただいた大学につきましては、過去5年のうちに本県での教員採用実績のある大学の中から選ばせていただいたということにしておりまして、そのこと自体は基本的に、ある意味、客観的な基準で選ばせていただいているというふうを考えております。

○37番（塚地佐智君） 客観的な基準というものがあって指定をすると、堂々としたそうしたもののなら、しっかりと公表してもよろしいんじゃないですか、再度伺います。

○教育長（田村壮児君） 公表することをためらうということではないんですけれども、先ほども申しましたように、他の大学への配慮ということもございますので、あえてというふうには思っております。

○37番（塚地佐智君） この教員採用における大学推薦というのは、既に8都府県、5政令指定都市等で実施が公表されていると伺っております。今、本県では初めて実施されることを、正式に教育長からお伺いいたしました。しかし、先行実施しているところでもさまざまな課題が挙げられております。

大学では、どのような基準で推薦決定をするのかの基準が明確でないため、複数の推薦願があった場合の判断が困難なこと。教育委員会としては、大学側に特典を付与することともなり、どの大学を選定するか基準や透明性をどうしていくのかなど、慎重な対応が必要なこと。導入をしていない教育委員会は、そもそも教育公務員の採用に特例を設けることで、特定の大学への利益供与につながる可能性も否定できないという判断もあると伺っております。

こうした問題点をどこで検討し、どのような結論に達したのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） この制度を導入するに

当たりまして、先行実施をしております3つの自治体に事務局から訪問をしてお話を伺っておりますけれども、ただいまの議員から御指摘のあった課題の話については特にございまして、本制度に対する、むしろ優秀な人材を確保する上での有効な意義だというようなことでお伺いしているところでございます。したがって、お話のあった課題ということについての検討は行っておりません。

先ほどもお答えいたしましたとおり、受審者に対しましては、1次審査、2次審査の実技審査を免除いたしますけれども、2次審査については、学習指導案の作成ですとか、口頭試問を含む模擬授業、面接ということで一般の審査と同様に実施をいたしまして、最終選考を行うということで、必ず採用するということを約束している制度ではございませんので、お話のあった大学への利益供与ということではないと思っております。教員の大量退職、大量採用の真ただ中の状況で、優秀な学生に、他県に先んじて優先的に本県の採用審査を受審していただくように促すという制度であると考えまして、導入をさせていただいたということでございます。

○37番（塚地佐智君） 現に、この県立学校に訪れられました県外私立大学の学生募集担当の方は、こういった枠が設けられたと、だからうちの大学に来てほしい、オープンキャンパスにも来てほしいと、県内の県立の複数校に出向いてお話をなさっています。明らかに、その大学を受験するそういう動機づけになるということではないですか。利益供与にもなる可能性もあるというのは当然で、先ほど教育長もお話しになったとおり、指定を出していない他の大学に、この問題で気を使わなくちゃならない状況をつくっているじゃありませんか。そうした問題をやっぱり真摯に真剣に議論して明らかにして、透明感ある受審制度にしなくてはいけないとい

うふうに、私は思っております。

そして、今、優秀な人材の確保というふうに言われましたけれど、学校は教育機関であり研究機関ではありません。子供たちに寄り添い発達を保障し保護者と向き合い、教職員の集団の中で困難を一つ一つ乗り越えながら教員として成長していくものです。現在、高知県内には全く正職と遜色なく、日々の教育実践でも熱意を持ち、そして多忙な校務分掌も引き受けて教育を支えている、いわゆる試され済みの多くの臨時教員が今年度も定数内で500人を超えています。高知県の教育の現場を支えている貴重な存在です。

その熱意と頑張りをご正当に評価するシステムこそ真剣に構築し、正式採用に道を開くことが、今教育委員会がなすべきことではないかと思えますけれども、伺います。

○教育長（田村壮児君） まず、指定大学からお話があったということについて、指定した大学には、学外に公表しないようにということで依頼をしております、事実ということであれば、再度依頼もしていきたいというふうに思っております。

それから、現在の臨時教員につきましての対応でございますけれども、前年度の1次審査を合格し、2次審査を全て受審した者については、翌年度の第1次審査を免除しております。また、一定の期間、本県の臨時教員として勤務した場合は、第1次審査における教職一般教養の受審を免除する優遇措置をとっております。こうした措置は、臨時的任用は正式任用に際していかなる優先権を与えるものではないとの地方公務員法の制約の中で、ぎりぎりのものというふうに判断をしております、今以上の優遇措置はなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○37番（塚地佐智君） 今以上の優遇措置を、私

は検討すべきだというふうに思います。法のぎりぎりのラインをさらに掘り起こして、しっかりと今の高知県の教育を支えている臨時教員の皆さんの採用に道を開く、真剣な検討を改めて要望しておきたいと思えます。

今回の質問で、私は2つの事例を取り上げさせていただきました。教員採用における先ほどの特別審査の不透明さ、そして今、大学推薦を学外には公表しないようにというふうに言わなくてはならない不透明さ。教員採用における信頼性の確保は教育行政の根幹とも言えるものです。

確かに、採用の権限は教育長に委ねられています。しかし、それはあくまで教育公務員を採用するという県民から負託されたものであり、説明責任を果たせる慎重な検討が重ねられたものでなくてはなりません。知事部局においては人事委員会が存在をし、執行部とは独立した組織で採用の透明性を確保しています。教育委員会においても、少なくとも教育委員会の審議にかけ、議事録をとり検証ができるものにする、採用審査の制度の変更に当たっては、事前に議会への報告を求めるものですが、今後の対応をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 教員の採用につきまして、透明性、信頼性、また公平性というのが大事なことは改めて言うまでもございません。

一方で、教員の選考につきましては、お話にもございましたけれども、採用審査などの過程も含めまして、教育公務員特例法におきまして教育長に直接委ねられた法定事項でございます、教育委員会への付議といったことにはなじまないというふうに考えております。また、採用審査の変更等についても、重要なものについては教育委員のほうに御説明をさせていただいておりますので、議会にも御報告はさせていただきたいというふうに思えます。

事前ということにつきましては、大量退職、大量採用のときを迎えまして、教員の確保が困難な状況の中で、質の高い人材をどのように確保するかといったような大きな方向性については、今後御説明し御意見もいただきたいと思いますが、採用に関する個別具体的なことにつきましては、教育長に委ねられた人事に関するということなので、慎重に考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（武石利彦君） 以上をもって、塚地佐智さんの質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

午前10時37分休憩



午前10時40分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

久保博道君の持ち時間は50分です。

3番久保博道君。

○3番（久保博道君） 自由民主党の久保博道です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

私は、県議会議員としての議席をいただきまして、この4月で2年になります。その間に多くの方にお会いをさせていただいて、いろんな御意見をお伺いしようというふうなことを常に思ってまいりました。そして、いろんなお仕事をされる方、そしてまたいろんな世代の方とお会いをして御意見をお伺いして、県行政に対する御要望、そして御提案、アドバイス、苦情、不安、いろんなことをお伺いしました。その中から自分自身で、これは今本当に大事なことだというふうなことにつきまして、3点に絞って御

質問をさせていただきたいと思います。

まず、昨年の6月県議会でも御質問をさせていただきました、スポーツ行政の知事部局への一元化についてでございます。

早いもので、日本勢が活躍しました昨年のリオデジャネイロのオリンピック・パラリンピックも既に半年がたちまして、もう我々は2020年の次の東京オリンピック・パラリンピックに気持ち移っているのも正直なところではあります。そして、昨年の10月には岩手県で国体、全国障害者スポーツ大会が開催されまして、閉幕から既に4カ月がたっております。

そういうふうな中、私は、先ほど申しましたようにスポーツによって高知県をもっと振興していこう、もっと元気にしていこうというふうなことで、先進県の事例も聞きながら、スポーツ行政の知事部局での一元化について御質問をさせていただきました。そして、そのときに、あわせまして、ちょうど2年前、平成27年3月に教育委員会のほうで策定をしましたスポーツ推進プロジェクト実施計画、本当に内容は素晴らしいものだと思いますし、そのことについて触れながら何点か御質問もさせていただきました。そして、尾崎知事のほうからは、スポーツ行政の知事部局の一元化につきましては、スポーツ組織の再編を行った都道府県もあると承知しており、これらの都道府県の取り組み状況をしっかりと研究していきたいとの御答弁をいただきました。

そこで、まず昨年の6月県議会以降、スポーツ行政の知事部局での一元化についてどのような研究をされてきたのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） まず、知事部局においてスポーツ行政を一元化している6つの都県のうち5県に対しまして、一元化に至った理由、一元化によるメリットやデメリット、一元化後

の教育委員会を初めとする関係部署との連携のあり方について調査を行っております。また、その調査結果やスポーツ行政が置かれている現状、課題等を踏まえまして、関係部とも協議をしながらスポーツ振興の目的、それを達成するために必要な組織体制のあり方、一元化の必要性や課題、その対応などについて検討してきたところでございます。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。本当に各方面から研究をしていただいているということで、感謝申し上げます。

次に、組織の一元化に向けた研究の中で見えてきました本県のスポーツ行政の課題とはどういうものがあったのか、総務部長にお聞きします。

○総務部長（梶元伸君） 他県への調査ですとか組織のあり方についての検討の中で、競技力の向上、スポーツに親しむことのできる環境づくり、スポーツを通じた経済の活性化への貢献など、幅広い観点からスポーツ振興に取り組むことがますます求められているということを確認したところでございます。

他方で、現在スポーツ行政を中心となって担っております教育委員会スポーツ健康教育課では、高知龍馬マラソンの開催、施設整備の要望への対応、スポーツツーリズムの展開やスポーツの拠点整備など、知事部局との連携が必要な業務が増加をしております。同課の守備範囲が学校教育の分野を相当超えたものになっているのではないかという現状にあったわけでございます。

このため、現在の体制ではこれまで以上に県民の皆様にはスポーツを深く浸透させ、またスポーツを通じたさまざまな効果を広く県民の皆様にもたらすためには、マンパワーの観点からも、組織のあり方の観点からも限界があるのではないかということを考えるに至ったところでござ

います。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。確かに、今総務部長がおっしゃるように、連携ですとかこれからスポーツを含めていろいろな守備範囲が広がってきているというふうなこと、本当におっしゃるとおりだと思います。

そこで、私は同じ思いを持つ仲間たちと一緒に、昨年まず鳥取県、そして佐賀県のそれぞれの県庁にお伺いをしまして、その両県はスポーツ課というものがあるわけですが、勉強してまいりました。そのときに両県の担当の方がおっしゃったのが、本当に印象に残っておるんですけども、スポーツ課をつくることによって、県民の方が大変スポーツということに対してアクセスしやすくなったといいますか、親しみをより一層持てるようになったというふうなことで、いろんな問い合わせが一举にふえてきた、そしてまたスポーツのイベントに参加をする方、スポーツを始める方なんかが顕著にふえてきたというふうにおっしゃっていました。そして、それは何も健常者の方だけではなくて、障害をお持ちの方もそうですし、子供さんからお年寄りまでそういうふうだとおっしゃっていたのが、すごく印象に残っているんです。

それと同時に、実は事前に期待をしておったことがありまして、そういうスポーツ課なりワンストップサービスの課をつくってやれば、スポーツの競技力も一举に向上するんじゃないかなど。一举というのは少し乱暴ですけども、向上するんじゃないかなどというふうなところも期待はしておったんですけども、そのことにつきまして両県の方にお伺いしたら、まだ残念ながらスポーツ課という一元化の組織ができてから間もないということで、国体の順位を見てもそれほどは上がっていないということでもございました。

そこで、このスポーツ行政の知事部局での一

元化、すなわちワンストップサービス化によって県民がスポーツを身近に感じて、スポーツイベントに参加する人やスポーツを始める人が格段にふえたとの両県のことについて、総務部長はどのように思われるのか、御見解をお願いします。

○総務部長(梶元伸君) 先行された両県でスポーツに親しむ方がふえたということでありませれば、来年度スポーツ行政の一元化に取り組む本県としても大変心強いことと認識をしております。本県でも一元化後の取り組みにより、来年度以降、より多くの県民の皆様が日常的にスポーツに親しんでいただくとともに、スポーツを支える機運が高まり、先日の高知龍馬マラソンに代表されるように、スポーツとかわりを持つ県民の皆様の裾野がこれまで以上に広がっていくということを期待しております。

○3番(久保博道君) どうもありがとうございます。私もそのとおりだと思います。

次に、スポーツ行政の知事部局での一元化の目的の一つに、スポーツの競技力の向上というものがございます。これにつきましては少し残念なことを言わざるを得ないんですけれども、知事も再々いろんな御挨拶の中でも触れられていることです。昨年のリオのオリンピック・パラリンピックは、パラリンピックにつきましては、本県出身の車椅子ラグビーの池選手、キャプテンでございますけれども、大変活躍されて銅メダルもとられております。しかし一方、オリンピックのほうは、御承知のとおり残念ながら47都道府県のうち本県だけ選手が出場できておりません。

また、国体に関しましては、昨年の岩手国体、これも本当に残念といいますか、寂しいといいますか、過去3年間順位が最下位に終わっていますし、過去10年間をとりましたら6年最下位、本当に残念なことになっております。もっと言

えば、入賞する回数につきましても一昨年と比べまして昨年は半分以下になってございます。そしてまた、岩手国体に出るための四国予選の突破率、これも平成14年高知国体以降、最低の数値となっております。

そして、その要因は何なのかと考えたときに、高知県のこの少ない人口というふうなこともあろうかと思えますし、また財政力ということももちろんあろうかと思えます。ただ、人口が少ないからということだけを、何か自分たちの要因といいますか、原因にするのも少し私は寂しい気がします。

少し多いんですけれども大体同じ人口規模、84万人の人口の山梨県を見たときに、スポーツの観戦率ですとか実施率は全国の上位にございます。そして、残念ながら、そのスポーツの観戦率、実施率とも本県は下位のほうにあるわけなんですけれども、この山梨県はそういうふうな同じ84万人の人口においても、国体の順位は常に30位前後におります。そして、昨年は23位と健闘をしているところでございます。

そこで、済みません、1つ質問を飛ばさせていただきます。まず教育長にお伺いをさせていただきます。今後、教育委員会に所管の運動活動、いわゆるクラブ活動ですとか体育の時間を残して、それ以外のスポーツ行政が知事部局で一元化されると、学校のこれらの運動活動と選手の強化が引き離されるのではないかという不安がありますが、そのことの対策について教育長をお願いします。

○教育長(田村壮児君) 選手の強化につきましては、ジュニアからの系統立った育成のために、学校の体育授業や運動部活動と競技団体を中心とした選手強化とを関連づけた対策を実施していくことが重要だと考えております。そのために、新しい体制となるに当たりましては、競技力向上を所管する知事部局と学校体育を所管す

る教育委員会の連携を担保するために、スポーツに従事する職員相互に併任を発令する予定でございます。

加えまして、知事部局と教育委員会のスポーツ関係課が定期的に協議する場を設けることによりまして、日常的に意思疎通や情報共有を図りまして、競技団体等における選手強化と学校の運動部活動が連携したものとなるように取り組んでまいりたいと考えています。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。きちっと対策をしていただけるということで安心しております。

次に、トップ選手の育成と受け入れ体制について御質問をさせていただきたいと思えます。まず、育成についてですけれども、本県の場合は、御承知のとおり中学生までは大変素質もあって実績を残す選手もおいでになりますけれども、高校生になると優秀な選手が残念ながら県外に流出するという事実もございます。

この理由としましては、その優秀な子供さんが将来はオリンピックに出たい、そしてプロになりたい、実業団で活躍したいというふうなことで、高校につきましてもやはり全国に名前の通っている強豪の高校に入学したいということが考えられます。また、そういう高校は大体が私立高校でして、入試につきましてもスポーツ推薦、そしてまた授業料につきましても免除、そして給付制度もあるということが多いということをお聞きしています。そして、何よりもそういう高校におきましては、これが一番大事かもわかりませんが、指導者の方が大変熱心でそして技術もある、その結果全国大会にも出場できると、そういう可能性が高いんだというふうなことをよくお聞きします。そういうときに、県内の高校に進学をされると大変厳しい、それらのことに打ち勝つのは大変だと思います。

来年度からは、これまでのジュニアを対象と

した各競技のプログラムづくり支援に加えまして、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定して、優秀な指導者、これが大変大事だと私は思いますけれども、優秀な指導者を配置して重点的に選手の育成強化を図ることとしておるということでございます。このことにつきまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでの育成スケジュールをどのように考えているのか、教育長にお願いします。

○教育長（田村壮児君） 競技団体の作成します選手育成プログラムには、2020年をターゲットイヤーとして短期の育成計画が組み込まれておりまして、県といたしましても、それまでの3年余りを重点強化の期間と考えております。

オリンピック・パラリンピックを狙える選手については、特別強化選手に新たな高いレベルの指定区分を設定いたしまして、まずはオリンピック・パラリンピックの最終選考が行われる2019年を目指しまして重点的な強化を進め、めでたく出場が決まりましたら、さらなる対応といったことも必要になるかと思えます。

また、ジュニア選手の中で、高い競技実績があるものの、年齢的に東京大会には間に合わないといった選手につきましても、2020年の段階で同世代における全国トップクラスといったところを目指して強化を進めてまいります。また、それ以外の有力な選手につきましても、2020年段階での国民体育大会など全国的な大会で多くの選手が活躍できることを目指して、効果的な支援を行ってまいります。

このような取り組みに当たりましては、高等学校におけますスポーツ強化校でありますとか、先ほども質問にございましたけれども、優秀な指導者の招聘といったようなことも、あわせて取り組んでまいりたいということでございます。

○3番（久保博道君） ありがとうございます。この育成スケジュールは、東京オリンピックだ

けではなくて、いろんな大会に向けてきちっと目標を立ててPDCAを回していただきたいと思います。

次に、トップ選手、主に成人のトップ選手なんですけれども、その受け入れ体制についてですが、県外からIターン、Uターンをしたくても受け入れる職場ですとか就業環境が少ない状況についてどのように思われているのか、教育長にお伺いをさせていただきます。

○教育長（田村壮児君） お話のありましたように、本県出身の優秀な選手には、地元に戻り選手として、また指導者として活躍していただきたいというふうに思っておりますけれども、本県の成人のスポーツ競技力は残念ながら脆弱でございます、受け入れる環境が十分でないということかと思っております。

今後は、来年立ち上げる予定のスポーツ振興を多分野の関係者で協議する場におきまして、優秀な選手の本県への受け入れについて、民間企業などにも御協力を求めるなどそういった効果的な対策についての検討をさせていただくというふうに考えております。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。やはり雇用といいますのは本当に大切だと思います。

次に、指導者不足についてお聞きします。このことは本県のスポーツのお話をするときには必ずと言っていいほど出る話題だと思いますし、高知県のスポーツを強く、競技力の向上という意味では、この指導者というのは最も重要な課題ではないかと思えます。

そして、このことは先ほどの県立のスポーツ強化校を指定して、優秀な指導者を配置することにも大いに関係をすると思えますけれども、県内外の方にかかわらず指導者になっていただきたい方がおいでになっても、就業の場がないばかりにトップアスリートや経験者が県内

にとどまらなかったり帰高できなかったり、また移住してこれなかったりすることがあるとお聞きをしますが、一貫して指導できる人材の育成プランや研修機会はどのようになっているのか、教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 指導者につきましても、先ほどの選手と同様に県内への受け入れ環境ということは十分でございますので、今後スポーツ団体とか企業に協力を求めながら、受け入れ体制を強化させていただきたいというふうに考えております。また、教育委員会といたしましては、先ほども触れましたけれども、優秀なスポーツ指導者を受け入れるために、本年度スポーツの分野ですぐれた競技実績を有する人材を既に3名、一応採用候補として選んだところでございまして、今後も一定の採用はしていきたいというふうに考えております。

一方、指導者の育成については、県内指導者の資質向上を目的に、コーチングに必要な内容を学ぶアカデミーの開催や指導者資格の取得を支援するなど行っておりまして、こうしたことをベースに引き続き研修機会の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○3番（久保博道君） ありがとうございます。教員の採用の方ももちろんでしょうけれども、またこういう指導者の雇用につきましても、教育長もおっしゃいましたように、企業の方との連携ということも私は重要だと思います。

次に、指導団体であります公益財団法人の高知県体育協会の組織強化の必要性についてお聞きをします。このことも雇用の場、就業の場ということにも大いに私は関係をするのではないかと思います。体育協会、いわゆる県体協とスポーツ団体との連携、また影響力を発揮する上からも、スポーツ行政の知事部局での一元化と歩調を合わせまして、スポーツ行政の指導・実行組織である高知県体育協会の組織を強化する

のも一つ大事ではないかなと思いますけれども、教育長にお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 来年度、官民協働の新しい体制でスポーツ振興に取り組むといった中で、高知県体育協会にもその一翼を担って、青少年のスポーツ活動の充実ですとか、競技力の向上、あるいは地域におけるスポーツ活動の推進などにこれまで以上の役割を果たしてもらうことが必要であるというふうに思っております。そのためには組織体制の強化が不可欠だと思っております。

県体育協会は、事務局の人員の不足ですとか、加盟競技団体に事務的な負担がかかるといったようなことで、他県に比べまして組織体制が弱く、体制の強化に向けては、県としても支援をしていく必要があるものではないかというふうに考えております。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。

次に、スポーツの競技力向上に向けまして、行政と民間企業の協働体制につきまして知事にお伺いをさせていただきます。先日も私、県内の主要な企業のトップの方とお会いをさせていただきまして、本県のスポーツの現状をお話した上で、企業の方も高知家の一員として、また企業のCSRの一環としまして、ぜひ企業の中にスポーツのクラブチームを設置したり、また社員さんとして雇用契約やスポンサー契約等につきましてはできないんでしょうかというお話をさせていただいたところでございます。ちょうど新聞で、本県の行政の中の知事部局にスポーツ課ができるというふうなことを、その企業の方なんかも承知しておったところでございますので、県がそれほど本気になってやるんだしたら自分たちもできる範囲で精いっぱい協力をしますというふうにお話をいただきまして、大変私も意を強くしたところでございます。

そこで、スポーツによって高知県をより一層元気にするためにも、このような民間企業の御協力は必要不可欠であると思っております。そのことに対する今後の取り組みについて知事の御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 一言で言いますと、産学官民連携の体制をしいて、このスポーツ行政を推進していく必要があるだろうと、そのように思っています。国体の順位がずっと最下位であったりとか、本当にじくじたる思いがするわけがありますけれども、ただ事は非常に根本的なところにかかわっているところがあるということをよく見据えて対応していく必要があるんだと思っております。

そもそも平成20年のときの全国体力テストはどうであったのか、小学校男子・女子、中学校男子・女子ともに全国最下位クラス、最下位と言ってもいい、そういう状況でした。そういう大きな背景があって、今のスポーツの低迷ということにつながってきているということなのだろうと、そのように思います。ですから、このスポーツの振興を行っていくためには、教育面での対応というのも引き続き重要でしょう。幸いこの体力について言えば、ほぼ全国平均並みに今、回復をしてきている。そういう状況の中で、いよいよこれからは例えば競技力も含めた対応ということも、次のステップに進める段階に今来ているんだろうと、そのように考えております。

ですから、これから進んでいくわけですが、引き続きその根本のところにあるそういう教育の問題にもしっかり対応していかないといけません。さらに言えば、その上に立って競技力の向上を図っていくなどなどということも、もっと言うと土台としての生涯スポーツを振興することなんかも、引き続きしっかり進めていくということも大事になるんでしょう。さらに言え

ば、スポーツツーリズムなどを進めることによって、県民とトップ選手との交流が常に図られるという状況をつくっていくことも大事だと思います。

こういうことをトータルとして進めていくためには、やっぱり産学官民連携をしていって、教育界とも連携をして対応していく体制が必要だと。そういうことで来年度になりましたら、産学官民連携でスポーツ行政を進めていくための協議会を県の中でつくらせていただいて、そこを通じてPDCAサイクルをしっかりと回して、このスポーツ行政の推進をさせていただければなど、そのように考えています。

その産の中でも特に企業に、個別事項の中でも特に期待する点として言えば、例えばトップアスリートとかトップの指導者の皆さんを雇っていただくとか、また何らかの形で支えていただくとか、そういうことも大変期待をできる場所ですが、事はそれだけにとどまらず、県全体として進めていくべきことということなのだろうと、そのように思っています。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。今、知事のおっしゃったように、教育の面で基礎体力をまずはつけるというのは、本当におっしゃるとおりだと私も思います。そういう意味で全体として、今ここに来ては企業の方なんかの御協力もという、私も同感でございます。

次に、障害者の方々のスポーツ振興についてお聞きをさせていただきます。先ほど申しましたように、私は昨年の秋に鳥取県庁と佐賀県庁にお伺いをしました。そこで本当に、正直言いましたショックを受けました。健常者のスポーツと障害者のスポーツを全く同等に扱っておられました。そして、両県ともに障害者の競技団体を統括する一般社団法人の障害者スポーツ協会が設置をされており、その障害者の方の自立

ですとか社会参加、また競技力の向上に向けて支援をされていました。

翻って、本県の障害者スポーツ協会を見たときに、平成4年に、一度は財団法人高知県障害者スポーツ振興協会が設立され、平成8年には春野町内ノ谷、私が住んでいるところのすぐ近所ですけれども、高知県立障害者スポーツセンター内にその振興協会の事務局が置かれたという経緯がございます。ただ、その後平成20年度からは、他の福祉関係の2団体と一緒に高知県社会福祉協議会、いわゆる県社協に統合されています。

しかし、さきに私が触れましたスポーツ推進プロジェクト実施計画の中にも、障害者のスポーツの充実に向けた取り組むべき対策の真っ先に組織体制の充実がうたわれており、体制整備というような言葉もあります。やはり、健常者の団体を統括する協会がありますように、私は障害者のためのスポーツ協会も必要ではないかと思えます。統合された経緯と引き継がれた機能が十分に継続をされていると思えますけれども、今後の展開について地域福祉部長にお伺いをさせていただきます。

○地域福祉部長（門田純一君） 経緯から申し上げますと、障害者スポーツ振興協会につきましては、平成17年3月に当時の公社等外郭団体は原則廃止、民営化するとの基本方針のもとで、平成18年度をめぐりに事務局職員が兼務をし、障害者スポーツセンターの指定管理者でもあった高知県ふくし交流財団と統合する、また高知県社会福祉協議会、県社協との統合も含めて組織のあり方を検討するという基本的な方向を定めました。その検討の結果、人材、情報、事業ノウハウを一体的に運営し、県民のニーズに沿った多様な事業を効率的、効果的に実施するという観点から、20年4月に県社協に再編統合されております。全国障害者スポーツ大会派遣事業

や各種スポーツ教室など、障害者スポーツ振興協会が担ってきました業務は県社協が引き継ぎますとともに、障害者スポーツセンターの指定管理者として、その運営管理と一体的に県の障害者スポーツ大会へ参加する市町村の拡大など、障害者スポーツの振興に関する事業を実施してきております。

今後も、こうした業務に県社協とともにしっかり取り組みますとともに、来年度からは教育委員会で所管をしておりますパラリンピックなどに向けた障害者スポーツの競技力向上も一元化された組織となりますので、その中で、これまで十分には取り組めてこなかった優秀な選手や指導者の発掘、育成など含めまして、組織の充実についてさらに検討を深めていく必要があると考えております。

○3番(久保博道君) どうも御丁寧な御答弁ありがとうございます。私も当時執行部におりましたので、事情はよく承知はしております。そして、現在も機能が継続されているというところにつきまして、なお十分に継続されるようお願いをしたいと思っておりますし、来年度に向けて新たな展開というふうなことでするので、よろしくをお願いいたします。

もう一つ、今回のスポーツ行政の一元化の中で、私が障害者の方々のことで危惧をすることは、まさにスポーツを媒体として社会参加を目指している方でございます。いわゆるパラリンピックを頂点として、そういう大会なんかに出場できない、また出場することも考えていないような方々が大変多く、その方が大半なわけですが、その方なんかはリハビリの運動を継続して行うことによって、健常者の方と比べて時間を本当に要した上で、五感の刺激を養い成功体験を積み重ねていくことによって、やっと社会参加ができるようになるというふうにお聞きをしました。

それらの方々の活動も今後は新たな組織、いわゆるスポーツ課に移るわけですが、福祉とスポーツの二面性を持つ障害者スポーツの特性から、スポーツ行政の知事部局での一元化の陰でこの方たちが埋没しないか不安が残りますけれども、地域福祉部長に御所見をお伺いします。

○地域福祉部長(門田純一君) 障害者スポーツが持ちます機能回復や健康維持といった役割や、障害のある方が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう社会参加の取り組みを進めるという福祉の視点は大事だと考えております。新しい組織に移管されました後も、障害のある方のスポーツ活動の機会を大幅に拡大する取り組みなどに、障害者福祉の担当部局として、障害の特性や具体的なサポート方法に関する相談などにはきちんと対応いたしますとともに、障害者団体に積極的に協力を求めていくなど、しっかりとかわっていきたくと考えております。

○3番(久保博道君) どうもありがとうございます。

次に、地域スポーツコミッションについてお聞きをさせていただきます。御存じのように、国のほうではスポーツ庁、観光庁、そして文化庁が包括的な連携協定を結びまして、日本の文化ですとかスポーツイベントですとか、そういうものを世界に向けて売り出していこうというふうなことをされています。そして、一方、地方でもこのような動きが出てきてまして、スポーツコミッションですとか総合型のスポーツクラブ等が活動を行っており、それに対して国のほうも積極的に支援をしていこうというふうな動きがございます。そして、この検討状況ですとか支援の内容についてお聞きをしようと思っておりますけれども、申しわけございません、少し時間が足らなくなりましたので、ここは割愛させていただいて1点だけ、観光コンベンショ

ンについてお聞きをさせていただきたいと思
います。

御承知のとおり、高知県観光コンベンション
協会は、地域コミッションという位置づけでは
ないんですけれども、スポーツツーリズムにつ
いて大変頑張ってやられていて、実績も一定出
てきているのではないかと思います。今後、こ
ういう国の動き、文化ですとかスポーツ、観光、
これが連携して動いていく中において、このコ
ンベンション協会の特にスポーツ部についても
組織の強化が求められるのではないかと思いま
すけれども、観光コンベンション協会の会長で
もあります副知事に御所見をお伺いします。

○副知事(岩城孝章君) 現在の観光コンベンシ
ョン協会のスポーツ部の役割としましては、プロ
の野球やサッカー、ラグビーのキャンプの誘致
であるとか受け入れ、またゴルフトーナメント
の開催の支援であるとか、またアマチュア競技、
ラグビーとかそうした合宿の誘致、受け入れ、
それと新たに地域でスポーツイベント、そうし
たことの開催支援等を行っております。

基本的にスポーツ一元化をしたといいまして
も、その基本的な役割というのは変わることは
ないとは思っておりますが、今回この一元化
を契機に、例えば新たにできるスポーツ課であ
るとか、これまでも連携をとってまいりました
観光振興部とか、さらに役割分担を明確に決め
て、それをしっかりとコンベンション協会とし
ては果たしていくということが重要だというふ
うに思っております。

さらに言いますと、こうしたスポーツ一元化
をしていくについて、新たな課題というのが出
てくる可能性も十分ございます。そうした場合
は、コンベンション協会としては臨機応変にス
ピード感を持ってその役割を果たしていく、そ
ういうことが重要だというふうに思っておりま
す。

○3番(久保博道君) どうか柔軟な対応をよろ
しく願います。

次に、先ほど来、私が何度も申し上げますス
ポーツ推進プロジェクト実施計画なんですけれ
ども、これは平成27年度にできて、東京オリ
ンピック・パラリンピックが開催されます32年度
までの6年間の計画でございます。ちょうど中
間年といいますか、この1カ月後の29年度から
見直しの時期に来ておりますけれども、この見
直しをするときに、いろんな御意見、御要望を
お持ちの方、例えば企業の方なんかにもぜひ参
画をしていただいて、見直しをしていただきた
いというふうに思います。この質問につきましては、
済みません、割愛をさせていただきます。

このスポーツにつきまして、最後ですけれ
ども、スポーツ振興に向けた条例制定について知
事にお伺いをさせていただきます。今回のスポ
ーツ行政の知事部局での一元化の機会に、私は、
県民の皆様ですとか民間の企業、またスポーツ
団体も一緒になって、県内のスポーツ機運を盛
り上げる、そして県民運動となるように、その
作成、過程過程を大事にしながら条例をつくっ
たらどうかというふうに思います。

全ての県民の方が、障害の有無やその程度に
かかわらず、いつでもどこでも気軽にスポ
ーツを楽しみ心身ともに健康で暮らせると同時に、
競技力の向上やスポーツによる地域振興を目指
す内容の条例を制定してはどうかと思いますけ
れども、知事の御所見をお伺いします。

○知事(尾崎正直君) 条例にするかどうかとい
うのは、例えば産業振興計画、こちらも別に条
例化しているわけではありません。しかしなが
ら、しっかり計画として定め、そして結局これ
は予算という形で、議会にしっかりお諮りし、
徹底的に御審議いただいて、御指導もいただき
ながら実行させていただいているわけでありま
す。

大事なことは、このスポーツ推進についてしっかりとした計画づくりができるか、そしてそれをしっかりP D C Aサイクルを回しながら実行していける体制がつくれるかどうかというところ、まずこれをしっかりすることが大事だろうなど、そのように思っております。

スポーツを知事部局への一元化とさせていただくことになりましたれば、新年度においてこのスポーツの振興を図るための本部会議というのを、部局横断的な会議として庁内に設置し、私自身が本部長となって、その新たなプランづくり、こちらに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。その上で、先ほど申し上げた産学官民連携の、また教育界の皆さんとも一緒に取り組ませていただく、そういう会議、県民の会議というのを立ち上げさせていただいて、そこで私どものプランについてもいろいろ御意見をいただいて、そしてまた案を定めた後もP D C Aサイクルをともに回させていただく。そういうことでもって取り組みを進めさせていただければなど、そういう形でしっかりとしたプランづくり、これを産学官民連携でもってP D C Aサイクルを回していく、そのような体制づくり、まずこういうところから着手をさせていただきたいと、そのように思います。

○3番（久保博道君） よくわかりました。ぜひお願いをいたします。

次に、民泊問題についてお聞きをさせていただきます。

私は、昨年6月県議会におきましてこのことを取り上げました。そして、その後厚生労働省と観光庁の共同で開催をしています民泊サービスのあり方に関する検討会から最終報告書が出されました。その中で幾つかの基本的な制度設計が示されまして、これまでの既存の旅業法とは別の法制度を整備することが適当であるというふうにされています。そして、その結果、

民泊新法なる住宅宿泊事業法案が近日中に国会に提出をされる予定となっております。

そこで、私、事前に御質問を考えておりましたけれども、いわゆる平成14年の高知国体の民泊とその旅業法との関係ですとか、また黒潮町で盛んな漁家民泊ですとか農家民泊と旅業法との関係、そして体験を伴う教育旅行の宿泊と旅業法との関係をお聞きしようと思っておりましたけれども、これにつきましてはもう事実がどうですというふうなことで、割愛させていただきます。本題に入らせていただきます。

ここからがポイントなんですけれども、政府が提出をします民泊新法、いわゆる住宅宿泊事業法案ですけれども、概要は民泊サービスを行う家主を都道府県への届け出制として、新規の参入を促しております。また、近隣とのトラブルを防止するため、苦情への対応を義務づけるなど宿泊事業者としての責任を明確にもしております。かつ、行政側が民泊の実態を把握、監督しやすい仕組みとされています。その中で一番課題といいますのは、年間の提供日数、これが180日以内というふうなことになるかとしております。そして、都市計画法上の立地要件も、住居専用地域、いわゆる住専でも営業を認めるということで緩和をされております。

一方、民泊の解禁が騒音など生活環境の悪化を招く場合は、条例で定めるところにより、区域を定めて日数を制限できるというふうな仕組みとなると、それが近日中に法案として国会に提出されるというふう聞いております。

翻って本県の実情を考えたときに、既存の宿泊施設が一定集積され、よさこい祭りやゴールデンウィーク等の期間にのみ宿泊施設が不足する高知市を初めとする都市部と、中山間地域のように既存の旅業やホテル等が少ない地域では、おのずと民泊のニーズも違ってくると思います

けれども、本県の場合、条例での制限を市町村との連携も含めてどのように考えているのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（山本治君） 条例での規制について、都市部と中山間地域といった地域によって差を設けるという考え方は、これまで保健衛生の確保という観点からはありませんでしたが、今回の法整備を本県の観光振興に生かしていくという発想は大切だと思います。

条例で宿泊日数に制限を設けることが可能な、生活環境の悪化を招く場合の定義については、省令で定められるとの報道もありましたので、法案の具体的内容が明らかになれば市町村などの意見も十分お聞きしながら、条例制定の可否も含めてしっかり議論する必要があると考えております。

○3番（久保博道君） 健康政策部では、多分御答弁はそのところまでしか言えないと私も承知はしております。今後は、多分本当に法案が通って条例をどうするんだというふうなことになるましたら、庁内で健康政策部、そしてまた観光振興部等とも、そして現在実際に御商売されている旅館、ホテルの方、そして民泊をやるようとしている方なんかと一緒にきちっと協議をしていただいて、高知県の観光として何が一番いいのかをその条例でも制定できるというふうなことになると思いますので、今後きっちりとよろしくお願いをいたします。

最後に、障害をお持ちの方の歯科診療についてお聞きをします。

先日、県歯科医師連盟の方たちと勉強会を持たせてもらいました。そのときには、歯科診療の制度や予算のこと、また歯科衛生士さんが不足をしているというふうなことをお聞きしまして、私も歯科に再々行かせてもらいますし歯科衛生士さんにお世話になっていきますので、他人事ではなかったわけです。また、お口の健康と

いいますのは、日本一の健康長寿県構想の中にもありますので、大変このことについてふだんから自分自身気になっておったんですけれども、そのときに障害者の方の歯科診療についてお聞きをしました。私は直感的に大変だろうかと、自分たちも歯医者さんに行って診療されるときは大変なのに、障害者の方って本当に大変じゃないかなというふうに思いまして、知り合いの歯科医師の方に聞いたら、毎週土曜日に総合あんしんセンター内の歯科保健センターで診療されているということでしたので、ぜひ一度見させていただきたいということで行ってまいりました。

そこで、まず本県における障害のある方の歯科診療の経緯について、患者数を軸に時系列で地域福祉部長に簡潔によろしくお願ひします。

○地域福祉部長（門田純一君） 障害者の歯科診療につきましては、平成12年度から歯科医師会が実施主体となり、県が補助する形でやっております。その年の患者数は737名となっております。また、幡多に歯科診療の拠点を設けました平成17年度は1,470名、平成22年度にはお話のありました高知市総合あんしんセンター内に移転をいたしまして、診療体制などが充実されたことを受けまして2,064名、その後もふえ続けておまして、平成27年度につきましては幡多と高知を合わせまして2,594名ということになっております。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。

そういうものを受けまして、現在では実は歯科保健センターでは、県外から歯科医師においでになっていただいて主にその方がメインになって治療なんかもされておりますけれども、歯科医師、歯科衛生士の養成事業を行っており、これからは、歯科保健センターでも、また地域の御自分で運営されている歯科診療所でも、そう

いう診療、治療が可能にだんだんとなってくるのではないかと思います。そのための歯科医師、歯科衛生士を養成している事業をぜひこれからも継続をお願いしたいと思ひまして、この項の質問を割愛させていただきます。

そして私は、これからは地域地域の御自分で運営する歯科医院で、相談ですとか定期健診をして、また簡単な治療は済ませて、歯科保健センターでは、地域の歯科医院では難しい処置のみ行って、その後大丈夫になったら定期健診も含めて地域へ戻ると、そういうふうなことが大切じゃないかなと。そうしましたら、高知市にあります歯科保健センター、幡多にもありますけれども、県内各地からおいでになる、例えば室戸から来る方なんかもおりますんで、随分とそういう患者さん、御家族が楽になるんじゃないかなと思います。その形態について地域福祉部長の御所見をお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 地域の歯科医院と歯科保健センターが役割分担をしていくことは大変重要なことだと考えています。ただ、現在の県内における障害者歯科の状況を見た場合には、地域の診療が大きくは広がっていない状況でございます。そのため、先ほどお話にありました歯科医療技術者養成研修を歯科医師会と連携いたしまして引き続き実施することで、障害特性に対応した知識や技術を持っている歯科医師や歯科衛生士をふやしていく必要があると、そのように考えています。

○3番（久保博道君） どうもありがとうございます。私も今、部長がおっしゃるとおりだと思います。そういう意味では、いましばらくは障害のある方の歯科診療に対する県の支援ですとか、障害者の方々の歯科診療のための歯科医師、歯科衛生士の養成が並行して必要だというふうに思っています。

そして、私は最終的な望ましい形としまして

は、重い障害をお持ちの方に対する専門歯科医と、それをバックアップする多岐にわたる大学病院等の高次医療機関、またその地域地域にある協力医、担当医などの一般の歯科診療所が連携をするお互いに補填するということではないかなというふうに思ひますけれども、地域福祉部長に御所見をお願いします。

○地域福祉部長（門田純一君） お話のありました連携は私も必要だと考えております。ぜひその連携の仕組みをつくっていききたい、そのように思っております。地域で障害のある方を診療していただける歯科医師の数をふやしていく、それとともに、その歯科医師を認定協力医として登録いたしまして、対応できる患者さんの障害の程度や治療の範囲などを広く県民の皆様へ情報提供して地域で担っていただく、それから歯科保健センターは地域の歯科医師では難しい診療に特化していく、さらに高度な医療が必要になれば大学病院等で診療していただく。そうした連携の仕組みの構築に向けまして、歯科医師会を初めとします関係機関の皆様とともに検討を進めていきたい、そのように考えております。

○3番（久保博道君） 力強い部長の御答弁を、どうもありがとうございました。

先ほど申しましたように、私も、先日総合あんしんセンターの中にあります歯科保健センターのほうに行かせていただいて、そこで障害者の方の治療、診療に当たる歯科医師、そしてまた歯科衛生士さんの対応を見せていただいて、本当に感銘を受けました。といいますのが、そこにいらっしゃいます患者さん、そしてまた御家族の方が本当に満面の笑みで、大げさではなくて満面の笑みで治療を受けていました。これもひとえにその方たちが一生懸命頑張られているということだと思います。まさにそういう、患者さんに寄り添うという言葉が私はちょうど

の言葉というふうに感じました。必要なときにはアンケート調査も再々やられています。そして、その後いろいろ、メールも電話もいただきまして、本当に感銘を受けたところでございます。これからもよろしく申し上げます。

以上で、私の一切の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、久保博道君の質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩といたします。

午前11時30分休憩



午前11時35分再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

橋本敏男君の持ち時間は30分です。

26番橋本敏男君。

○26番(橋本敏男君) 県民の会の橋本敏男でございます。早速質問展開に移らせていただきたいと思っております。

昨年、ワシントン条約締約国会議、COP17が南アフリカのヨハネスブルクで開催され、ワシントン条約、すなわちCITES附属書提案は免れたものの、資源や取引の状況に関する調査を実施することが採択されました。

本県選出の山本農林水産大臣は、記者会見において、宝石サンゴに関する米国の提案につきましては、資源管理に資するとの観点から一定の意義があると考えており、現地の協議の中で内容が変わっていく可能性もありますので、適切に対応してまいりたいと思っておりますと、米国主張を一定容認する会見があったところでございます。

COP17で決定された、資源や取引の状況に関する調査とは、具体的にどのように高知県の宝石サンゴ漁にかかわってくるのか、水産振興部長の答弁を求めます。

○水産振興部長(谷脇明君) 水産庁によりますと、間もなくワシントン条約の事務局から、我が国を含む関係国に対して、資源量や管理の状況、国際取引などについての調査が行われる予定とお伺いしております。現時点では、水産庁に調査依頼が届いておりませんので、具体的な調査項目は不明ですが、この調査を通じまして、本県の資源管理の取り組み状況などをしっかりと伝えていきたいと考えております。

○26番(橋本敏男君) 現時点では、調査に関することについては水産庁から示されていないということのようでございます。私は、漁獲制限とか漁獲時期がもっと強化されるおそれがあるのではないかというふうに思っておりまして、非常にそれが危惧されるところです。

この調査は、次回スリランカで開催予定のCOP18に向き合うためのものですが、そのCITES附属書掲載提案の展望について水産振興部長の答弁を求めたいと思っております。

○水産振興部長(谷脇明君) ワシントン条約の事務局が行います調査結果をもとに、国連食糧農業機関や、ワシントン条約に基づき設置された委員会において議論がなされ、国際取引の規制を求める勧告がされることが今懸念をされています。勧告がなされますと、次回の締約国会議において附属書への掲載が提案される可能性が高いことから、先ほど申し上げました今回の調査が大変重要になってくると考えております。

○26番(橋本敏男君) 勧告がなされれば、非常に危険な事態が起こる可能性もあるというふうな答弁でありました。

たられればの話になって失礼なんです、スリランカで開催予定のCOP18でCITES附属

書掲載ともなれば、無論輸出規制を受け、宝石サンゴ漁への影響ははかり知れないものと想像ができます。米国などは、COP17での提案を踏まえて、COP18においてCITES附属書Ⅱへの掲載に向けての動きを見せており、既に外堀を埋めているやにも聞いております。

CITES附属書Ⅱに掲載された場合における宝石サンゴ漁への影響について水産振興部長はどのように認識されているのか、答弁を求めたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 附属書Ⅱに掲載された場合、原則として国際取引が禁止となることや、風評被害によって宝飾店が宝石サンゴを扱わなくなることで需要が減り、宝石サンゴの産地価格が下落することが予想されています。ただし、経済産業省が発給する輸出許可書があれば国際取引が可能となりますが、この輸出許可書の発給に当たっては、種の存続に悪影響を与えないとする、水産庁が発行する無害証明というものが必要となっております。これが発行されるかどうか、現時点では全く不明でございます。

○26番（橋本敏男君） 附属書Ⅱに掲載されれば非常に大きな影響を受けるだろうということが想定をされると思います。ただし、このCITESの附属書Ⅱに掲載された時点で原則禁止なんですけれども、特別に、無害証明があればその道が開かれるという答弁だったというふうに思います。

国内における宝石サンゴ漁は、本県を初め6都県で行われており、各都県それぞれで、水産資源保護法に基づく漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示によって規制され、漁獲可能量や禁漁時期などの規制内容は各自自治体によって大きく異なってきます。本県は、国際的な動向や資源減少の現実をリアルに受けとめ、操業時間や海域を決め宝石サンゴ漁を厳しく制限。県漁

業管理課は、漁が成り立つぎりぎりまで規制を強化しているとの見解を示しております。

しかしながら、CITES附属書掲載に対する国際世論に向き合うためには、本県だけの対応では限定的であり、他の都県とも緊密に連携をとりながら、COP17での決定事項、資源や取引の状況に関する調査に対応しなければならないというふうに思います。

そのためには、主産地である高知県が他の都県に呼びかけ、資源保護やCOP18の対応及び国際的な違反操業、国への要請、国際機関への働きかけなどを行う、危機的で予断を許さない宝石サンゴ漁に対する協議の場づくりの必要性について知事の答弁を求めたいと思います。

○知事（尾崎正直君） これまでも、締約国会議に対する対応という観点からいけば、この各都県の皆さんと連携をして取り組みをしてまいりました。また、国においても水産庁を中心として、オールジャパンの方向で取り組みを進めています。政策提言なども既に調整してきているところでもありますから、新たに、いわゆる協議の場づくりをする必要まではないのではないかと思いますけれども、御指摘の趣旨にありますような各県との連携が極めて重要ではないかということはおっしゃるとおりだと思っておりますので、さらに連携を密にしていきたいと思います。そのように考えております。

○26番（橋本敏男君） 今までもオールジャパンでの取り組みをしっかりとしているというふうな答弁がございました。しかしながら、ある一定発信力という面では、要は6都県の知事がトップ会談でもして、姿勢を示すことについては、国内にも、国際的にも非常に大きなアピールになるのではないかというふうに思っています。そういうことが現実にはできるかどうかは別にして、ぜひともそのことに対して前向きに取り組んでいただければありがたいなというふうに思

います。

サンゴ漁の形態は、本県のような伝統的な漁法と、鹿児島県、沖縄県など、深海で採捕可能とする潜水艇を使用する近代化された漁業に分けられ、生産者には漁獲成績報告書の提出が義務づけられています。その本県サンゴ漁漁獲成績報告書の取りまとめ結果によると、生木の漁獲は、平成24年の418.1キログラムをピークに年々減少しており、平成28年では194.5キログラムまで落ち込み、資源の枯渇化が尋常ではないことを物語っています。ちなみに、高知県の生木漁獲制限は750キログラムがマックスとされていますが、もはや漁獲制限を超えるような資源は皆無と言っても過言ではないというふうに思います。特に、高値で取引されるアカサンゴについては、平成24年の368.2キログラムから平成28年には161.1キログラムと大きく減少しています。

普通、漁獲量は経営世帯数の減少と比例をするもので、経営世帯数は変わっていないにもかかわらず生木の漁獲量が大きく減ることは、その海域に資源が乏しくなっていることを意味するものだというふうに思います。サンゴ漁師に聞きますと、生木はとり尽くして、今の水揚げのほとんどが落ち木で、落ちた枯れ木を岩の間や底から拾っているような漁だとのこと。

このような現状を、県として、どのように受けとめ、サンゴ漁師409名の生活と伝統の宝石サンゴ漁を守るため、どのように向き合っていくのか、水産振興部長の答弁を求めたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） お話にありましたとおり、宝石サンゴ資源を将来にわたって持続的に利用するためには生木の保護が重要だと考えております。これまでも、平成24年、28年と禁漁区域の拡大や禁漁期間の延長など、厳しい規制も設けてまいりましたし、漁業者や加工流通業者みずからも移植試験などを行ってきた経

緯もございます。今後、規制の強化も含めて、漁業者の方々、関係者の方々と丁寧に協議を重ねてまいりたいと考えています。

○26番（橋本敏男君） 宝石サンゴ漁を守るための、県としての考え方がある一定示されたと思います。資源が乏しい、だからこの資源を守っていくためには、ある程度制限もやむなしということだというふうに思います。水産振興部長のほうからも話がありましたけれども、生産者の皆さんとしっかりとやっぱり話し合われて、その上で決断をしていただきたいというふうにも思います。

国際動向と資源減少により危機的な状況に立たされている本県サンゴ漁ですが、明治時代から高知県を代表する伝統的な産業であり、今では、宝石サンゴ許可漁協管区内においては大きな稼ぎ頭になっています。具体的には、土佐清水市管内では総水揚げ額39億円の約60%が、宿毛では32億円の約53%、室戸では30億円の44%がサンゴで占められ、魚より宝石サンゴへの依存度が圧倒的に大きく膨らんでいます。

このことは、宝石サンゴ漁に何かあれば、サンゴ漁師409名の生活は無論ですが、漁協の経営にも大きくかかわる問題であり、このままでは、カツオとともに生きるではなく、サンゴとともに死ぬことにもなるのではないかと心配をしています。

資源の枯渇化が進み、今後さらにCITESで取引が制限されれば、先ほども言うように、サンゴ価格の暴落が予想され、宝石サンゴ業界はもとより、漁業全体に大きなダメージをもたらすことは火を見るよりも明らかであります。

本県水産業全体と大きくかかわるこの難題に知事はどのように立ち向かうのか、答弁を求めたいと思います。

○知事（尾崎正直君） まず、宝石サンゴ漁業で

ありますけれども、これまでもお話がありましたように、ワシントン条約に係る国際的な動向も含めまして大変厳しい状況にあると考えております。引き続き、宝石サンゴ資源の適切な管理を進めますとともに、国や他県との情報共有によりまして、今回の締約国会議に向けた対応をしっかりと進めていきたい、何とかサンゴを守っていききたいと、そのように考えているところです。

その上で、あわせて、いわゆる沿岸漁業全体のしっかりとした振興を図っていくということも極めて大事だろうと、そのように考えております。この点については、今、第3期の産業振興計画の中で4つの柱に基づいて対応を図っているところであります。

まず第1に、黒潮牧場の15基体制をしっかりと堅持し、さらにそこからいろいろ有益なデータをとれるようにするということ、そして第2に、遊休漁場を活用した定置網の新規参入等の推進をしっかりと図っていくようにしているということ、そして第3に、クロマグロを初めとした養殖業の生産拡大をしっかりと図ろうということ、そして第4に、高齢者に対応した地先漁場の整備を図るという、その取り組みなどもスタートをしているところです。

その上で、やはり漁村全体として活性化していくということも極めて大事であるわけでありまして、ある意味これが最終的な目的ということになるかと思っております。そのためにも、このような沿岸漁業振興策を進めていきながら、これをぜひクラスター化していくような取り組みにもしっかりと取り組みたいと考えております。それがゆえに、輸出も視野に入れた養殖魚の加工の推進をすること、そしてもう一つ、6番目の柱ということになりますけれども、いわゆる漁村にサービス業をしっかりと展開していくという発想のもと、遊漁や体験漁業の振興を図っ

ていくような取り組みもしっかり行っていく。こういう全体として、沿岸漁業振興のための4つの柱、さらにはクラスター化していくための2つの柱、これをしっかりと組み合わせることで漁村全体の振興を図っていく、この取り組みもしっかり進めていきたいと思っております。

もとよりこのサンゴの問題、しっかりと国際会議に立ち向かっていかなければなりません。しっかりと対応します。

○26番（橋本敏男君） 知事から、この難題に向かう、ある意味しっかりとしたお話があったというふうに思います。産業振興計画のおかげで、高知の魚はどんどんどんどん売れているんです。しかし、現場に行くと魚がない、だから商売にならないという仲買人の声をかなり聞きます。それもそのはずで、清水や室戸や宿毛なんかは、水揚げの本当に50%以上がサンゴになっちゃっているんです。20年前と今の漁獲高って余り変わっていない、変わったのはその中身なんです。だから、その辺も含めてしっかりと対応してほしいものだというふうに思います。

次に、本県沿岸域におけるサメ対策についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

土佐清水漁業指導所が、サメの被害の発生状況についてサバ立て縄漁業者に聞き取り調査を行い、土佐清水市の漁業におけるサメの食害率と被害額の推定が示されました。その聞き取り調査は、清水サバを水揚げしている立て縄・毛針漁業者15名に、被害を受けた操業回数と漁具数など、直近1年程度の状況を個別に聞き取りしたもので、その結果、針にかかった魚については全員が全ての操業時に被害に遭っており、漁具の被害は、少ない漁業者で投入漁具数の2割程度、全ての漁具で被害を受けた漁業者は5名ということです。食害率については、針にかかった魚のうちサメの食害を受けた魚の割合は、

少ない漁業者で4%、多い漁業者では67%、15名の平均では41%となっており、半分までは行かないまでも予想以上の食害率となっています。また、具体的な推定被害金額は約4,000万円で、水揚げ量320トンに対し被害水揚げ量を換算すると222トン、漁業者1人当たりの被害額を算定すると約130万円にも上ります。

この調査は立て縄・毛針漁業者だけに聞き取りをしたものですが、釣りブリ漁やひき縄、メジカ、定置網、小網、養殖などの被害額を合わせると大変な額に膨らむことが想像できます。特に、土佐清水市の伝統漁業である釣りブリ漁は危機的な状況にあるというふうに聞いています。この釣りブリ漁は、餌づけをしてブリを寄せる漁法であります。その餌づけをした場所にサメが出没するため漁ができない状態が続いており、ブリを寄せるための餌づけのはずがサメを餌づけしているようなものと、組合長は嘆いていました。

土佐清水市の沿岸域での現状は漁業指導所の調査のとおりですが、高知県全体の沿岸域におけるサメの被害の現状について水産振興部長に示していただきたいというふうに思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 漁業指導所の調査によりますと、室戸地区では、お話のあった清水地区と同様に、サバの立て縄や毛針釣りで被害があるとお聞きしております。中央地区ではタイ地びき網や定置網において、また宿毛地区では養殖業や中型まき網漁業において、サメに網を破られる被害がありますけれども、その被害額は、土佐清水や室戸に比べては大きくないと報告を受けております。

○26番（橋本敏男君） 清水や室戸が大変なサメの被害を受けているという認識はあるようですが、実被害については部長がおっしゃるとおりであるというふうに思います。しかしながら、私は、その認識については、ある意味

短絡的であると言わざるを得ないというふうに思っております。実被害についてはいわば氷山の一角なわけでございます。

実は、もっともっと深刻な問題が、サメのおる海域というのは網代なんです。その網代に漁師が仕掛けを落とせない、それは何でかという、サメがおるからです。サメの被害があるから、その網代をよけて、漁師はそこで漁業をするしかないんです。今そんな実態になっている。清水サバというのは大サバ、中サバ、小サバとあるんです。今、大サバを見ることがないです。1キロを超えるやつが大サバ、その大サバはそういうサメのいる網代に行かなければ釣れない、そんな今の実態なんです。そういうこともあわせて、もう一度水産振興部長の認識を確認しておきたいと思っております。

○水産振興部長（谷脇明君） 今、お話をお伺いいたしました。改めてサメ被害は、非常に深刻なものであると認識をしておりますし、いろいろ県としても、市町村とか漁業指導所と一緒に考えて対策を考えていかなければならないと考えております。

○26番（橋本敏男君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今でも土佐清水市や室戸市においてはシャークハントを行っておりますが、サメの被害に駆除が追いついていかないのが現実であります。仕方なく、出漁をやめて漁業者みずから自前でサメ駆除を実施していますが、船が小型で電気ショッカーやウインチなどの設備も整っておらず、極めて危険な環境での駆除を強いられているのが実情です。高知新聞に連載されていた「カツオと生きていく 持続への挑戦」ではありませんが、漁業者にとっては死活問題で、あらがえぬ現実を突きつけられています。県や市町村がサメを駆除したとき、直近での漁獲は上がってもその効果は限定的で、永続的なものではありません。

ません。

そこで、1つ提案ですが、陸上でのイノシシや鹿などの鳥獣被害対策のように、海においてもサメやオニヒトデなどの有害海洋生物に対する報償金制度を導入することで、その問題を解決できないか、水産振興部長の見解を求めたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 我が国では、国連食糧農業機関、サメ類の保存管理のための国際行動計画に基づき国内での行動計画を定め、合理的なサメ類資源の保存と持続的利用を図っております。また、国際自然保護連合のリストでは絶滅危惧種に指定されている種が多く、希少生物の保護の機運が今後も高まっていく中で、高知県が、サメ、希少生物の一斉駆除を奨励するような受けとめをされるこの駆除に対して、報償金を支払うといった手法をとることは適切ではないと考えております。

○26番（橋本敏男君） 絶滅危惧種というんですか、レッドリストに載せられておりますので、報償金として駆除だけを目的にするというのは大変な違和感があるんだろうというふうに想像はできるところなんです。しかし、わかっていたきたいのは、実は海の中は陸と一緒になんです。畑がイノシシや鹿に荒らされて作物がつかれない、海の中でも同じことが起こっているのが現実です。そのことを理解してほしいというふうに思います。

高知県沿岸域に生息するサメのほとんどが、先ほど言ったようにレッドリストへ掲載されており、中には採捕禁止と規制されている種もあるというふうに聞いています。サメ問題に大きな影響を持つのが保護団体で、駆除することに特化した事業展開を図ると、レッドリストへの掲載を盾にした行動が想像され、事を難しくするというふうに思われます。

したがって、駆除するだけではなく、サ

メの個体を利活用する仕組みをつくることで、サメによる食害の低減が図られ、新たな収入源となるサメ漁業の展開や加工などの商業化を行うことが一番の解決策でもあり、県は本腰を入れ取り組むべきだというふうに思いますが、水産振興部長の答弁を求めたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 産地で、サメの切り身加工や丁寧な内蔵の除去まですれば、取引できる加工業者とか卸売業者はおるとお伺いしております。産地での前処理加工の体制を整え、より低い加工で手間をかけずに商品化するといった方法も考えられると思いますし、昔アクションプランでサメのものを取り上げておりました。当時開発した商品とか販売方法にこだわることなく、より幅広の視点で事業化について検討する必要もあると考えております。土佐清水にはそうした核となる事業者もおりますので、そうした方々とともに今後の取り組みを考えていきたいと考えております。

○26番（橋本敏男君） サメの商業化に向けた水産振興部長の答弁をいただきました。先ほどお話があったように、平成22年、アクションプランに載せて、サメの商業化、商品化に向けた開発を、マーケティングも含めて県はやっているんですね。しかしながら、1年こっきり、それから後に続いて、3業者に委託はしたんです。頑張ってやっている節納屋の方だけがやってきたんですが、いかんせん事情があって倒産をしてしまった、それでやまっているんです。そのときに、サメの商品化について、マーケティングも商品開発も含めて何とか軌道に乗りそうなところまで行ったんです。

逆転の発想ではないですけども、そういうふうな事業展開を何とか県もしていただきたい。確かに言われるような状況はあると思います。原料となるサメが恒常的にとれないというのも確かにあるかもわからない。しかしながら、あ

る一定の冷凍技術があって工夫をすれば、そういう状態も緩和できるかもわからないので、ぜひともそういう問題にもしっかり向き合っていたきたいというふうに思うところでございます。

サメ被害は、漁業だけにとどまることはなく、観光振興上においても大きな問題となることを知っておかなければならないというふうに思います。フェイスブックにアップされた動画の中に、足摺岬のいそで釣りをしている目の前で数匹のサメが回遊している映像や、竜串の見残しに渡るグラスボートからハンマーヘッドシャーク、シュモクザメを目撃したとの情報もあり、サメの恐怖はすぐそこに迫っています。黒潮町入野の水深たった50センチですよ、その浅瀬でサーファーがシャークアタックを受け、海水浴場2カ所が遊泳禁止になったというふうにマスコミに大きく取り上げられたことは記憶に新しいと思います。海水浴やいそ遊びを初め、スキューバダイビング、シュノーケリング、いそ釣りなどのアクティビティーは、シャークアタックの危険性をはらんでいるというふうに思います。

サメの問題は、漁業振興上だけではなくて観光振興上にも大きくかかわってくる問題であると思いますけれども、観光振興部長はどのように認識をしているのか、答弁をいただきたいというふうに思います。

○観光振興部長（伊藤博明君） サメが人に対して危害を加えたり、危害を加えるおそれが生じた場合は、人に対する安全確保が最優先となりますので、自治体や、海洋施設を管理する観光事業者は、安全確保に向けて早急な対応が求められることとなります。このため観光客などが海水浴場やさまざまな海洋レジャーで楽しむ機会が減ることとなりますので、収入減に加え、安全対策に要する経費負担が発生するなど、経

済面での影響も出てくると認識しております。

○26番（橋本敏男君） 観光振興部長のほうから、さまざまな影響も出てくるというふうな話であったと思います。サメが1回出沒すれば風評被害——本当にそこは安全なだけけれども、サメが来たから海水浴も釣りもやめよう、そんなような状況がもし起こってしまうと、大きく経済効果にも響いてくるのではないかなというふうに思います。高知県全体のイメージも非常に没落をしていく。もしそういうふうな状況があれば、ある一定の形で速やかに、各自治体へ県のほうから知らせる仕組みもぜひとも考えていただければありがたい、多分しているんだろうなというふうに思いますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

サメ問題は、もはや県政の課題として、私は、看過できない問題でもあり、水産・観光振興上においても何らかの対策が必要ではないかというふうに思います。今までの水産振興部長や観光振興部長とのやりとりを聞いていただいて、サメ問題に向き合う知事の姿勢を示していただければありがたいというふうに思います。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のように、本当にサメの被害が深刻になってきていると思います。加工されてしっかりお金になるからこそ、ゆえにもってして多くの方がサメを一生懸命とろうとされる。そういうインセンティブが働いていく体制にするべく、少し前回苦労した経験がありますけれども、このサメの加工が復活できないか、ちょっとよく検討してみたいと思います。

また、観光上の風評被害も御指摘のとおりだと思います。しっかりとした情報伝達体制を今しておりますけれども、この点、より一層徹底できるようにしてまいりたいと、そのように思います。

○26番（橋本敏男君） 最後に、知事として守ることがたくさんあると思います。資源も守ら

なければならぬし、伝統的な産業や今からの形をしっかりとつくっていくことも大事だと思いますし、何よりも、県民の皆さんの暮らしを守るといことは大事なことだろうというふうに思います。そういう意味で、今回のサンゴやサメの問題も、県内だけ、国全体でも解決する問題ではなくて、国際的に解決しなければならない問題が多数やっぱり発生していると思います。これだけではないと思います。多分、ウナギもそれからカツオもマグロも、全てのものがそういう方向に動いていくんだろうというふうに思います。

やっぱり知事の姿勢によって、大きく県民の皆さんというのは勇気づけられますし、そこに果敢にチャレンジをしていくという気持ちも湧いてくると思います。ぜひともそういう気持ちを持って、今後も果敢に、要は向き合っていたらなければありがたいというふうなことを申し添えて、エールを送りまして、私の一切の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（武石利彦君） 以上をもって、橋本敏男君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

横山文人君の持ち時間は55分です。

7番横山文人君。

○7番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速

質問に入ります。

まず、防災関連予算と組織改革についてお聞きいたします。

平成29年度当初予算案は4,592億円と前年度より微減しました。これは全国的な傾向である中、本県は、平成28年度経済対策で公共事業費を大幅に確保するなど、15カ月予算ベースで4,700億円後半と大きな伸びを見せており、こうした積極型予算編成は9年連続となります。一方、当初予算微減については全国防災事業の終了によるものであります。

尾崎知事におかれましては、国のナショナル・レジリエンス懇談会の委員にもなられ、防災・減災関係に御尽力されてきました。また、この全国防災事業を活用し、津波を防ぐための河川や海岸の地震・津波対策、排水機場の耐震化などを実施し、県民の安心・安全の向上につながり、本県としても大変有意義な事業であったと思われま。

そこで、この全国防災事業を積極的に用いて、本県も防災・減災に関する河川や海岸のハード整備を進めてきたものと思いますが、これまでの総括を知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） この全国防災事業でありますけれども、東日本大震災を契機に創設されたもので、平成23年度から27年度までの5年間の事業であったわけでありま。この間で、国、県に分、合わせて506億円の予算配分を受けることができ、結果として、この5年間でさまざまな河川、海岸堤防の整備などについて10年分相当の仕事ができた、そのように考えています。

箇所的に言えば、新居とか仁ノとかの海岸堤防、いわゆる高知海岸の堤防の整備について、大変スピード感を持って進めることができたということが第1。さらには、この浦戸湾の内部におきましても、鏡川、国分川、江ノ口川に囲まれた、まさにここらあたりのエリアについて、

いわゆる耐震化、長期浸水対策という観点から極めて重要になる一連の工事をおおむね完成させることができたということでもあります。

この全国防災事業は、本当に南海トラフ地震に対する事前防災を進める上において大変有意義な事業であったし、本県としてはこれを十分に生かし切ったということだと、そのように思っています。

○7番（横山文人君） しかしながら、今般終了となりました全国防災事業終了後の対応と今後の見通しについて知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 今回、9県知事会議の皆さんなどとも連動し、また全国知事会とも連動して、防災関係で2つ訴えてきました。緊急防災・減災事業債の継続と全国防災事業にかわる事業の創設ということを求めてきたわけですが、緊急防災・減災事業債については延長になりましたけれども、この全国防災事業については27年度までで終了ということになってしまったわけがあります。

しかしながら、本県の場合は、今後の防災対応に必要な事業についてしっかりと箇所づけを打ち取ることができておると、そのように考えておきまして、典型的なものが浦戸湾の三重防護事業ということかと思えます。まずは、この事業の箇所づけをしっかりとやって、それに後から予算はついてくるということになるわけなのでありまして、全国的な制度の創設には至っていませんが、本県としては、それぞれかなめとなる事業についてしっかりと展開を図ることができる、そういう形での事業採択を受けておると思っています。

ただ、毎年度の予算配分によってそれぞれの事業の進捗が変わってくるわけですから、今後は予算の獲得に、政策提言もしっかりやって努めてまいりたいと考えております。この間、議会の皆様にも大変お力をいただいていたわけ

でありますけれども、一緒に連携をして、ぜひこちらの取り組みをさらに進めさせていただければと、そのように思っております。

○7番（横山文人君） 先ほど知事もおっしゃられましたように、このたび、地方における防災整備の重要かつ有利な起債であります緊急防災・減災事業債が延長になりました。これは、自治体にとっては大変ありがたく、防災・減災施策の最前線に立つ首長としての尾崎知事の御尽力によるところが大変に大きいと、深く敬意を表する次第であります。

また、河川、海岸の整備はもとより、今後は、山間部でも、移住促進や住みなれた地域で誰もが安心して暮らしを享受できるように、土砂災害から身を守る対策も加速化しなければなりません。加えまして、中山間地域では、山林の荒廃により、大雨による被害とともに転石被害の危険性が高まっております。

そこで、山間部の土砂災害対策費は実質的にふえてきているのか、その金額と箇所数の推移を土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 土砂災害対策は、ハード対策とソフト対策を一体的にあわせて進めております。このハードとソフトを合わせた当初予算は増大を続けております。特に、ソフト対策につきましては、県民の皆様には危険箇所を周知することを最優先にして進めておきまして、基礎調査の平成29年度予算につきましては、広島の大規模土砂災害の前と比べまして、大幅に増額して、4倍強の予算を計上させていただいております。

また、交付金によりハード整備の箇所数につきましては、ここ5年では年間90から100カ所程度で継続をしております。

○7番（横山文人君） そこで、山間部の少人数集落においては、土砂災害のハード対策を進める上で支障も多いと考えますが、現状の認識に

つきまして土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 中山間地の活性化なくして高知県の発展はないという考えのもと、中山間に安心して住んでいただくために土砂災害対策を推進しております。

他方、中山間部では、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準であります保全対象住家10戸以上に該当しない少人数の集落も多数ございます。このことについて、全国の都道府県とともに、全国地すべりがけ崩れ対策協議会として、国に採択基準の緩和を要望しております。あわせて、住家1戸から対象となります、市町村事業のかけくずれ住家防災対策事業に対して補助をするなど、きめ細かな対応も行っております。

中山間部には土砂災害対策が必要な箇所が多数ございます。当初予算だけではなく国の補正予算の機会などを捉えて、ハード対策を含めた土砂災害対策の予算確保に、引き続き努力してまいります。

○7番（横山文人君） そこで、今後どのように取り組むのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 多数、この対策が必要な箇所がございまして、我々としても、優先度をしっかりと把握して、かつその予算をしっかりと確保することに努めてまいりたいと考えております。

○7番（横山文人君） 現在、ソフト・ハード一体となった取り組みをもって土砂災害対策を行っておりますが、根源的に盾となるハード整備の充実が、高齢化が進む中山間地域への移住、定住にとって必要不可欠でありますので、さらなる加速化を要請いたします。

次に、このたびの組織改革についてお聞きいたします。

私が今回注目するのは、中山間地域の活性化なくして本県の活性はないと、知事が積極的に推進する中山間対策について、担当理事を廃止

し部を設置することであります。

本県では、知事みずからがトップマネジメントを発揮することにより、全国に先駆けて成果があらわれ始めております。私は、この組織改革の背景には、中山間対策における知事の並々なぬ強い思いがあると考えております。かつて、知事は、政策判断として中山間対策はやらないという判断もあるが、でも何もやらなければ地域は終わる、だからやるんだ、県庁は地域を全力でサポートすると述べており、同時にさまざまな施策を先駆的に手がける中で、また実際に足を運ぶ中で、その思いがさらに強くなったのではないかと考えます。

去年は、いの町本川地域の最奥、越裏門・寺川地区に集落活動センター氷室の里が立ち上がりました。私は、センター落成の折に出席させていただきましたが、そのとき中山間地域に光が差したと感じました。よって、今回の中山間対策における組織改革では、さらなる成果と前進が見られるよう期待するものであります。

そこで、これまでの中山間対策における組織の変遷を踏まえて、このたびの部設置の狙い、思いについて知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） この中山間対策については、平成7年度に高知県中山間総合対策本部が設置をされて、取り組みを進めてきたということであります。そういう中において、私も2期目になります平成24年度のスタートのときに、この中山間対策本部の本部長はそれまで副知事が務めておりましたけれども、私自身が本部長となって取り組みを進めようとしたところであります。

その際に、特命担当理事ということで中山間対策・運輸担当理事、こちらを新たに設けさせていただいたところでありますけれども、この取り組みも5年間続いてきている取り組みとなってきているわけであります。そしてまた、

今後の中山間対策の重要性に鑑みても、これはもう特命事項というよりも恒久的な政策として取り組んでいかなければならんと、そういうことでありますので、引き続きこの中山間対策本部、私自身本部長を務めさせていただきながら取り組んでいきますとともに、特命担当理事ではなくて恒久的な仕事をするところとして、このたび部として設置をさせていただきたいと、そのように提案をさせていただいているところです。

○7番（横山文人君）　そこで、組織論的に言えば、組織は人々の活動が組織の目的とビジョンによって調整されたときに成り立つとされますが、中山間総合対策本部長としての組織マネジメントと、全庁挙げての推進体制に関する御所見を知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君）　中山間対策については、いわゆる中山間における産業を興していく取り組みとともに、生活を守る取り組み、これらが必要となってきます。そういう意味において、県庁各部各課が大いに関係をする、さらに言えば県庁の出先機関も大変に関係をしていくということでありまして、これらの所属それぞれがばらばらに取り組むのではなくて、しっかりと連動して、相乗効果をもたらすような形で取り組みを進めていくことが大事だと、そのように考えております。

そういうことから、この中山間総合対策本部においては、各部局からメンバーとして副部長クラスが参加をいたしますとともに、主管となるところについては部長が参加をすると、さらに地方についても地域産業振興監、さらにその総括支援員、彼らにも参加していただいて、本部会議として取り組みを進めてまいりました。その本部会議においては、まず第1に、中山間の再生なくして高知県の再生はないと、もっと言えば、高知の中長期的な発展のためにも本来

の強みの源泉であるこの中山間地域を大事にしなければならんという思い、理念というのをまず共有する。さらには、その年間を通しての具体的なプランについて、みんなで共有をしてPDCAサイクルをともに回していくと、連携の前提となる情報の共有ということについて、まずしっかりと取り組んでいるところです。

その上で、例えば産業をつくっていく取り組みなどについても、非常に相互の連携ということが大事だというふうに思っています。よく産業について3層構造で取り組むと言っておりますが、第1層で成長戦略の取り組み、第2層で地域アクションプランの取り組み、そしてこれらの一翼を担う形で、例えば集落活動センターに取り組んでいただくということによって、それぞれの経済政策の効果を県内の全域に広げていくことができるということで取り組んでいます。そういうことでありますので、集落活動センターの取り組みを、成長戦略を担う、例えば各部局のほうで共有することは大事ですし、各部局の取り組みをうちのほうでも生かせるんじゃないかという形でもってして、地域の産業振興監が、集落活動センターの取り組みに生かすべく、しっかりと話を聞いてそのチャンスを狙うと、そういうことなどもともに大事なんだろうと、そのように思っています。

そういう形となるように会議の運営をしてきているわけでありまして、現実問題として、御指摘の氷室の里において、特用林産物の取り組みを取り入れていくことで一つのなりわい化をしていこうということをもくろんでいるわけです。これなどは、集落活動センターの振興のために、むしろ成長戦略としては一旦終了しかかっていた特用林産物の育成という、こちらを新たに振興しようとし始めたものなのでありまして、まさに連携して取り組みが進んできているものです。さらに、今後複合経営拠点、農業のです

ね、こちらを起点とした集落活動センターをつくっていこうという取り組みも出てくるはずなのでありますが、こちらなんかは成長戦略起点で、そこから、その取り組みをベースとして集落活動センターを掘り起こしていこうとする取り組みなどであるわけであります。

こういう形で、成長戦略、地域アクションプラン、集落活動センターの取り組み、これを相互に連携させていくということが大事であります。理念と情報の共有とともに、こういう形で相互の施策を連携させるように、あえて意図的にこの会議の運営の中で取り組んでいき、結果として相乗効果をもたらすような、そういう中山間対策を行うことができればなど、そのように考えています。

○7番（横山文人君） これら知事の御答弁を受けて、新たな部としての意気込みはどうか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） 中山間地域の課題と対策は多岐にわたりますので、新たな部におきましても、引き続き直接担当いたします集落活動センターなどの施策の総合的な推進に加えまして、部局連携の事務方のかねめとして、全庁的な施策の企画及び調整の役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。また、理事という特命的な職から、条例に定められるいわば恒久的な組織になるということでございますので、腰を据えて、対策の実効性がより高まりますよう、粘り強く継続的に部全体として取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（横山文人君） 次に、林業施策と議員提案条例等についてお聞きします。

先ほど申し上げましたように、現在中山間地域の小さな拠点づくりは、集落活動センターを展開するなど、今まさに成果があらわれているところではありますが、やはり山間部におきまし

ては、豊富な森林資源を生かした林業施策のさらなる発展を目指していかなければなりません。そのような中で、第3期産業振興計画の林業分野では、将来の目指す姿として、山で若者が働く、全国有数の国産材産地を掲げ、木材・木製品製造品等出荷額並びに原木生産量の拡大に取り組んでおります。

私は、先日地元吾川郡の仁淀川町における林業の取り組みについて視察に出向きました。仁淀川町においては、森林面積が約90%を占め、昔から林業や製材業が盛んであり、豊富な山林資源を生かしたさまざまな施策を展開しております。特筆すべきは、先日の知事との意見交換会でも申したように、林業研修生を移住政策とマッチングして受け入れ、地元の事業体にて研修した後は、施業者として町内林業の担い手となるよう、地方創生交付金を活用しながら、町を挙げて担い手の確保・育成に取り組んでいることであります。

この仁淀川町での取り組みは、知事が掲げる林業分野の展開イメージそのものであり、仁淀川町の林業活性化が本県の林業分野におけるベンチマークとなると言っても過言ではありません。そこで、この取り組みについての御所見を林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 昨年からはスタートしております仁淀川町の研修生制度につきましては、現在5名の研修生が技術の習得に取り組んでおられると承知しておりまして、県外からも2名来られておるということで、移住施策とも連携し、地域林業の担い手を確実に確保していくという点で大変意欲的な取り組みであるというふうに思っております。

今後、こういった担い手確保の取り組みが県内の市町村に広がることを期待しますとともに、県におきましても、市町村との連携を深め、担い手の確保・育成に取り組んでいきたいと考え

ております。

○7番（横山文人君） 当日の意見交換会で、町の林業活性化における課題として提示されたものは、森林経営計画の策定に資する森林資源情報の整備、路網の整備、担い手の確保、高性能林業機械の確保、また集材センターの高度化と拡充でありました。どれも町単独では厳しいこともあり、ぜひとも御支援のほうを要請いたします。

また、森林、林業を担う事業者や行政の方々と議論する中で、林業の活性化イコール生産性の向上であり、それに不可欠な、林道を含む路網の整備と高性能林業機械の確保等について、県としてどう臨むのかがポイントになってまいります。特に、路網の整備においては、厳しい財源の中で作業道を抜くなど鋭意取り組んでおりますが、ヘクタール当たりの路網を林業先進国と比較すると、オーストリア89メートル、ドイツ118メートルに対して、日本は20メートルと、幾ら高性能林業機械や切り出しの担い手を育成しても、路網が整備されていない、もしくは狭隘となると、その効果は発揮されないこととなります。つまり、文字どおりのボトルネックになっていると考えられます。

そのような中で、先日行われた知事と林業関係者との対話と実行座談会においても、路網整備については多くの意見が出たとお聞きしています。

そこで、林道の整備に関する知事の御所見と意気込みをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） やはり、この林道整備について、非常に大事だなと思われる経験を近年2つしているわけでありまして。1つは、御指摘のように、昨年12月の対話と実行座談会ではありますが、ここで、森林組合など林業事業者の方々と、原木の増産と安定供給体制の構築についてというテーマで座談会を持たせていただきました。

た。やはり、多くの参加者の皆様方から、共通したこととして、この林道の整備、もっと言いますと、路網密度をもっと上げていくことが大事だと、そういう話をいただきました。原木生産に取り組んでいて、まずはとりやすいところから切っていったけれども、だんだん奥地になってきていると、そうなるやはり道がないとなかなか対応できないのだというお話などなど、たくさんいただいたところであります。

さらに、もう一つは、今年度から県内6つの森林組合において、伐採から搬出に至る作業工程を細かく調査分析して生産性向上のためのボトルネックを洗い出すという、そういう取り組みをしています。これも生産性向上のためにということでやっている事業であります。この中でも、やはり狭隘な林道、路網、これが生産性向上のためのボトルネックになっているという例がたくさん出てきているということです。

そういうこともございまして、来年度県の各林業事務所に協議会を新たに設置したいと、そのように考えております。その中で、関係する市町村や林業事業者と、林道などの路網整備のあり方について協議を開始させていただきたいと、そのように考えております。

生産工程の分析、生産性向上のための一連の取り組みに合わせて、どの林道、路網をうまく整備していけば、ボトルネックの解消にもなったりして劇的に生産性が上がるのか、できれば最も効果の高いところにそれぞれ取り組んでいければありがたいわけでありまして。それが見きわめられれば、例えば、国の補助事業の申請だとか、県としても応援させていただくだとか、そういう具体的な取り組みに進んでいくことができればなど、そのように思っております。

○7番（横山文人君） 先ほど知事より力強い御答弁をいただきました。

近年、公共工事における設計単価等が引き上

げられ、このことは、建設産業にとって就業環境の改善につながるなど歓迎すべきことであります。一方、それに伴い、林道開設の単価は、平成20年のメーター当たり22万2,000円から平成27年の29万3,000円へと増加しており、したがって同じ予算でも整備できる距離が短くなっております。

今後、限られた予算の中、林道整備に関するこのような課題を克服するために、技術的な観点からどう取り組むのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 林道には、擁壁、のり面にコンクリート構造物などを使った一般的な林道のほかに、地形に沿った線形で構造物を極力使わない林業専用道というものがございます。林業専用道は、1メートル当たり7万円程度と、一般的な林道と比べて4分の1程度の経費で開設できますし、構造物が少ないということから分岐する作業道をつけやすいという利点もございます。また、既設の作業道を、大型トラックや高性能林業機械が活用できる幅員に広げるように改修、いわゆるリバイスしまして、林道に格上げしていくということも効果的な方法であるというふうに考えております。

限られた予算の中で林道の整備を促進していくには、これらは有効な手段であり、県としても、推進していきたいというふうに考えておりますので、市町村や林業事業体の方々とも調整を図りながら、より効果的で効率的な林道整備を進めていきたいというふうに考えております。

あわせて、こうした取り組みを推進していくためには、県職員自身に、効果的な企画提案や適切な設計積算ができる知識、技術が必要でございますので、職員の育成にもしっかりと取り組んでまいります。

○7番（横山文人君） そのような工法の工夫であつたり作業道のリバイスと同時に、林道整備

に関しては出発点となる基礎的自治体、すなわち市町村の森林・林業政策や技術に関するマンパワー不足、構造的な不足もカバーしていかなければなりません。

市町村の森林行政に対するサポート体制の充実と支援について林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 林道事業におきましては、市町村が行う林道開設工事の設計審査を通しまして、工法を初めとした技術支援を行っております。また、新規路線の要望時におきましては、市町村の職員に同行して、現地で林道の起点、終点や線形の選定などについてアドバイスをしますとともに、採択に必要な書類作成の支援を行っております。災害復旧事業につきましても、市町村の職員を対象に、林道災害時の復旧工法や申請に関する研修を、県が主体となって実施しております。そのほかにも、県や高知県山林協会が主催します市町村担当者会において、設計積算時の留意すべき点などについても説明をしております。

来年度は、協議会を設置しまして、林道などの路網整備のあり方について市町村などと協議していくこととしております。その中で具体的な林道開設の要望というものが出てきますれば、ワーキンググループを立ち上げまして、集約化に向けた森林の情報提供や路線の決定など、効果的な林道計画についてのアドバイス、また採択に向けた資料作成や技術支援も含めまして、県としてしっかりと支援をしていくことを考えております。

○7番（横山文人君） 現在、仁淀川町へ、県のほうから林業担当職員が出向してきております。また、御活躍をしてくれています。今後も、市町村政との連携が不可欠な林業政策に、県として積極的なサポートと育成をお願いいた

します。

また、このような林業分野を取り巻く諸課題について、知事初め県執行部、仁淀川町などの県内各市町村も鋭意取り組まれておりますが、これを議会としてもサポートすべく、今般、高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案を議員提案にて上程しています。これは、高知県議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟会長の浜田英宏議員が座長となり、自民党プロジェクトチームにて、昨年1月の勉強会発足を皮切りに約1年間をかけて議論を行ってきたもので、本会議初日には提案者を代表して説明を行っていただきました。

確かに、本県では、産業振興計画をもとに林業分野で着実な成果を上げておりますが、本条例では、他県の類似した条例よりさらに踏み込み、多く見られる環境面のみから条例を考えるのではなく、環境面はもとより経済面にも重きを置くことで、経済と環境双方の相乗効果として、関係事業者の持続可能性と県産木材の好循環が達成されること、すなわち、川上、川中、川下それぞれの責務と役割をいま一度明確化し、官民一丸となった施策の展開をうたっております。したがって、このような目的と理念を持って、政策執行者である県執行部にも実りある議員提案条例となるよう、鋭意取り組んだものであります。

そこで、この高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例案の評価について知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） まさに非常に有意義な条例案だと、そのように思わせていただいております。具体的に言えば、県が進めております産業振興計画における林業分野の取り組みについて、こういう方向に進んでいくべきだという形での導きをいただく、そういう形の条例だと考えているところであります。今後、県の取り

組みを推進する上での大きなよりどころとなる、そういう意味において大変心強く、ありがたいものだと考えています。

そして、もう一つは、今回の条例案において定められておりますのは、県の責務や県民、林業事業者、木材産業事業者などの皆様の役割になっていきます。まさにこの条例の制定によって、官民協働で県を挙げて林業振興に取り組んでいこうと、そういう取り組み。これは、県民の皆様とともにそういう形での体制が明示をされ、促していくこととなるのだらうと、そのように考えておまして、県民参画を促すという観点からも極めて有意義な条例だと考えているところでございます。

○7番（横山文人君） ありがとうございます。

そのような本条例が可決された場合は、条例を、県民や関係機関に対し広く啓発することが必要と考えますが、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） この条例は、官民一体となって県産木材の供給及び利用の促進に取り組もうとするものでございますので、広く周知することが必要であるというふうに考えております。このため市町村や関係団体に文書等で周知しますとともに、関係団体から傘下の会員に対しまして、会報なども活用して周知をいただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、県民の皆様に対しましても、県のホームページや広報紙への掲載はもとより、ラジオの県の広報番組を活用することですとか、10月が県産木材利用推進月間というふうにされておりますので、そちらで開催されるイベントなどでのPR、そういったことによりまして周知をしっかりと図っていきたいというふうに考えております。

○7番（横山文人君） もし、今議会で可決いた

だいたならば、有意義な条例となりますように、運用と啓発の双方をあわせてお願いいたします。ただいま、知事から我々の政策条例に関する一定の評価をいただき感謝申し上げます。私は、この政策条例の究極の目的は林業の自立であると思っております。

他方約60年前、昭和30年の全国の立木価格並びに労務単価の推移を現在と比較すると、杉の立木価格が約3分の2に落ち込む一方で、労務単価は30倍に膨れているという厳しい実態があります。そのような中、山元は、少しでも利益を得たいという思いから、搬出条件のよい森林を選んで皆伐しても1ヘクタール当たり50万円程度の利益にしかならず、これでは、1ヘクタール当たり150万円は必要とする再生林から5年目までの下刈り費用の捻出もできないこととなります。つまり、山元は、刈れば刈るほど赤字になりますから、生活費の補填にもならず、原木生産には消極的にならざるを得ないのであります。

本県においても、数年前40万立方メートルで低迷した時代から、現在60万立方メートルまで増産拡大できたことは実に画期的であり、これは、県初め森林組合、素材生産業者など、関係団体の御努力に尽きると敬意を表する一方で、その陰に多くの山元の御労苦があったこともこれまた事実であります。

そこで、この山元の現状についてどのような理解を示すのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 原木価格が、ピーク時の昭和55年と比べますと3分の1以下に低下しておるといって一方で、伐採、搬出などの、原木1立方メートル当たりの生産経費につきましては、機械化による労務費の縮減などにより一定下がってはきていますものの、原木価格に比べてその下がりぐあいが小さいことから

山元の収益は減少しており、厳しい状況にあるというふうに認識してございます。

また、そうした状況から、森林所有者の皆様が再生林への意欲をなくしていくのではないかとというふうな懸念をしているところでございます。

○7番（横山文人君） そのように御理解、御認識いただいた上で、今後産業振興計画において70万から90万立方メートルを目標とする中、山元へのインセンティブをどうするか、このことが今後の原木増産、最大の課題の一つと考えますが、どのように取り組むのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 原木価格が低迷する中で山元の収益を確保するためには、原木生産に係るコストをさらに下げていく必要があるというふうに考えております。そのため高性能林業機械と路網を組み合わせた効率的な生産システムの導入を促進しますとともに、森林組合を対象とした、工程分析による生産性の改善の取り組みを支援しますほか、本県の急峻な地形に適した林業機械の開発などにも取り組んでいくこととしておるところでございます。

あわせて、今まで林内に放置されていた未利用材の利用促進など、森林資源を余すことなく利用することによって、山元により多くの収益を還元できるよう取り組んでまいります。

○7番（横山文人君） やはり、林業の現状は、国や県からの補助金に頼りながらようやく仕事が回り、事業者、施業者が生活できておりますが、その補助金が、生産コストや施業コストに大きく割かれ、山元に回っていない現状から、皆伐に対する補助金が必要、再生林の補助だけでなく、その後の育林費用も対象とすべきとの山元の声が多いのですが、県としてどう応えるのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 皆伐につき

ましては、作業道の開設や集材架線の設置などに対し、県独自の支援を行っております。また、皆伐後の再造林はもとより、下刈りや保育期間などの育林作業につきましても、国の補助制度に加え、県としても補助金を上乗せして支援を行っているところでございます。

今後は、コンテナ苗の活用や、伐採と再造林を連続して行う一貫作業システム、下刈りの回数を減らす隔年下刈りの導入促進など、低コスト化に取り組むことによりまして、山元の負担軽減につなげていきたいと考えております。

○7番（横山文人君） ぜひとも山元へも恩恵がしっかり届くような支援をお願いいたします。

先ほどまで御答弁いただきました林業施策について、まずもって必要不可欠なのは予算であることは言うまでもありません。他方、林業における予算確保は依然厳しい状況にあります。

そのような中で、本県は、平成21年より、国の経済対策によって森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を受け、高知県森林整備加速化・林業再生基金を造成し、森林整備の加速化と、森林資源を活用した林業・木材産業等の再生を図ってきたところであります。この基金造成のおかげで、間伐や林内路網整備、高性能林業機械の導入、木質バイオマス利用施設、CLT等の新技術研究やその建築、木造公共施設の建設など、平成21年度から平成27年度までの7年間で、112億円もの質・量ともに充実した事業の執行を行ってきました。しかしながら、元来、時限的な措置であるために、基金を活用した事業が今年度で終了することになります。

そこで、この基金がなくなることにより、今後の林業施策への影響はどうか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 基金につきましては、これまで大型製材施設や木質バイオ

マス発電施設の整備などの大型プロジェクトを進める上で、有効に活用することができましたし、CLT建築や木造公共施設の整備、また間伐や路網整備の促進などにも幅広く活用することができました。

この基金が終了しますと、国の補助制度等を活用することとなり、国の予算枠の関係で、希望する全ての事業が採択されて実施できるということが難しくなったり、これまでより補助率が下がったりといった影響などが出てくるということがございます。

○7番（横山文人君） そこで、具体的にどのように対応していくのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 基金は終了となりますが、来年度におきましては、国の補助制度等を活用するとともに、それらへの上乗せ補助や県単独事業として一般財源を活用することにより、必要な事業を実施するための予算を確保しているところでございます。

今後におきましても、しっかりと予算を確保してまいりますとともに、モデル的、先進的な事業につきましては、国に対して政策提言を行い、国の支援を得て事業の展開を図っていききたいというふうに考えてございます。

○7番（横山文人君） ぜひとも財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。

また、そこで我々林活議連は、加速化基金にかわる新たな財源として、地球温暖化対策税の財源を森林吸収源対策に移譲するよう法律改正を求めるとともに、全国森林組合連合会等と連携して、国税としての森林環境税を提唱してきました。国のほうでも森林環境税導入について議論が行われ、昨年12月、与党税制調査会が与党税制大綱に、平成30年度改正で結論を得ると明記することで一致しました。

このような新たな税制が導入されることによ

り、全国1位の森林率を保有する本県にとって、また森林・林業政策のさらなる推進においても追い風になると思われる一方で、本県のように既に独自に導入している自治体との重複や、地方の独自性が失われるようでは本末転倒となりかねません。

現在、全国37府県で森林環境税がスタートしており、新たに国税としての森林環境税が上乘せされることに対して、県税への乗値上げで県民の負担増だという懸念の声もあるようですが、知事のお考えはどうか、お聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） この森林環境税については、やはり森林の整備ということが、地球温暖化の防止、さらには中山間の振興などなどという形で全国的な公益的効果をもたらすということに鑑みれば、国税として、国民全般に負担を求めるといった形で創設されていくということについて、これはやはり、我々としてはぜひ進めたいものだなどと、そのように考えているところです。

そういう中で、与党の平成29年度税制改正大綱において、平成30年度税制改正において結論を得ると明記をされたということは、税制創設に向けての大きな一歩だと、そのように考えております。ただその際、我々高知県のように先行して森林環境税を整備している県との、ある意味、どのような形で両者役割分担を負っていくのかなどということについて、よくよく調整をしていく必要があるということもまた確かだろうと、そのように思います。ぜひ創設をしてもらう、その上で役割分担も含めてしっかりと調整もしてもらうと、そういう形を求めていきたいと、そういうふうに思っています。

○7番（横山文人君） また、その解決策の一つとしましては、森林環境税の国と県との二重取りの批判を国民から払拭するためには、温暖化対策税の財源使途については排出元に還元する

という法律を改正し、森林吸収源対策に税源移譲することが一つの案と考えますが、経済産業省と環境省に理解を得るよう働きかけるおつもりはないか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 県では、これまで地球温暖化対策税の使途を森林吸収源対策にも拡大するよう、国に対し政策提言を行ってまいりました。平成27年12月に決定された与党の平成28年度税制改正大綱において、森林吸収源対策の安定的な財源の確保に向けた措置として、地球温暖化対策税については、木質バイオマスエネルギー利用の本格的な普及などへの活用の充実に図ることとし、森林環境税については、市町村による森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みとして検討することとされました。その後、平成29年度税制改正大綱において、森林環境税の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記され、現在国において森林環境税の導入に向けて検討が行われておることから、県としましてはその早期実現に向けて働きかけていきたいというふうに考えております。

○7番（横山文人君） そこで、もし国税としての森林環境税が導入されたならば、本県としてはどのような効果が期待できるのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 国の森林環境税につきましては、今後税額や具体的な制度設計が決定されることとなりますが、与党の平成29年度税制改正大綱によれば、市町村が主体となって実施する、森林整備等に必要な財源に充てられるとされております。市町村が、この財源を活用して、森林所有者に対し間伐を行うよう要請したり、所有者にかわって間伐を実施するなど、市町村主体による森林整備等が可能となりますことから、現行の補助制度では、森

林所有者等による自発的な間伐等が見込めない、自然的、社会的条件が不利な森林についても間伐等の整備が進むことなどを期待しておりますし、森林面積が広大な本県にとって、そうした効果がさらに大きいものとなることも期待をしておるところでございます。

○7番（横山文人君） これにて林業施策に関する質問は終わりますが、中山間はもとより、県勢浮揚に欠かすことのできない林業活性化へのさらなる御尽力と御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、土木行政と仁淀川流域のインフラ整備について御質問いたします。

このたびの組織改革案にもありましたように、インフラ整備の全庁的な推進体制を強化するため、庁内に社会資本整備推進本部会議が設置されます。そこで、いま一度インフラ整備の概念、その意義というものについて整理する必要があるのではないかと感じております。

私は、これまでに地域建設業の存在意義についてや、改正建設業法の適正な運用、土木職員の技術力確保と継承など、登壇させていただくたびに、業界の出身者としても声を上げてきた次第であります。ここでは大きな視点から、インフラ整備における新たなパラダイムと申しましょうか、ひところは大変な批判にさらされた、この社会資本整備における現在の物の見方をお聞きしたいと思っております。

インフラ整備、いわゆる公共工事に関しては、従前工事等に投下される資金により、建設産業を初めとする関係業界に仕事が回り、企業の活性化による経済効果や、これらに従事する人々の雇用促進の効果、いわゆるフロー効果が取り上げられてまいりました。しかしながら、この効果は事業実施中に限られ、事業が終わると、また新たな事業を行わない限り次の効果があらわれないことから、フロー効果を求めるために

必要のない事業を行っているという、いわゆる無駄な公共投資論が絶えないところでありました。

これに対し、近年インフラの整備後、そのインフラによってもたらされるさまざまな経済効果、いわゆるストック効果が注目され始めてまいりましたが、このような傾向について土木部長の御所見をお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） インフラがもたらす効果につきましては、事業実施により経済活動が活発化するなどのフロー効果と、整備されたインフラが発揮しますストック効果に大別されます。このうち、このストック効果が近年、より重視される傾向にございます。

インフラは、その整備によりまして生産性の向上、それから交流人口の拡大、経済活動の発展など、さまざまなストック効果をもたらすことから、これらを積極的にPRし、インフラ整備に関する国民、県民の皆様の理解をいただくことが極めて重要と考えております。

○7番（横山文人君） そのようなインフラのストック効果には、交通渋滞の緩和による移動時間の短縮など、定量的にはかかれるものがある一方で、南海トラフ地震が発生したときの救急救援ルート確保等、県民生活の安心・安全につながるものの、定量的にははかれないものもあります。

これらの定量的にはかれない効果も非常に重要であると思っておりますが、こうした効果をどのように評価していくのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 現在、新規に事業を行う際に検討されます評価の指標といたしまして、移動時間の短縮や交通事故の低減など、定量的にはかることができるものを集計し、投資費用と比較する手法が取り入れられております。しかしながら、インフラ整備によります効果は、

これら以外にも例えば、落石や通行どめのリスクを低減し、大規模災害が発生したときには緊急救援ルートを確保するなど、定量的に示すことが難しいものの、非常に重要な効果もございます。

また、近年国におきまして、区間ごとだけではなく、広域ネットワークとして発現するさまざまな効果を適切に評価する議論も始まっております。県としても、これらについてしっかりと勉強してまいりたいと考えております。

さらに、関係部局も参加いたします社会資本整備推進本部会議を新たに設置し、産業、医療、福祉などの視点から、間接的効果も含めたストック効果の議論を深めてまいりたいと考えております。

○7番（横山文人君） このように、地方にとり、重要かつ意義のあるストック効果を持つインフラ整備を広くアピールすることで、社会資本整備の重要性について認識が刷新され、それに伴い、建設産業の存在意義も高まり、官民ともに担い手や若手入職者もふえるのではないかと考えますので、積極的なPRを要請いたします。

そこで、そのような新たなパラダイムを持って整備促進を図らねばならない重要なインフラではありますが、インフラ整備は、発注者である自治体だけでは完成できず、受注者、すなわち実際に施工管理を担う建設産業の健全な発展と持続可能性が不可欠であります。私が一昨年の9月にも質問をしました、土木部と建設業協会との意見交換会の継続と有効活用は、建設産業における官民連携のベースとなるものではないかと考えております。

そこで、まず御留意いただきたいのは、地域の建設産業は、長らく地域と密着し、有事の際のみならず、平時からあらゆる面で地元へ貢献する大変重要な存在であり、従来の事業費激減による業者淘汰・選別の時代から、疲弊する地

方のあらゆる担い手として、また先のストック効果発現の担い手としても、地域地域に多くの健全な建設事業者がしっかりと存続していくことが重要であると考えます。知事の御努力により多くの公共事業費を獲得している本県であるからこそ、真面目に頑張る地域の建設事業者が持続可能性を獲得できるような施策の反映が重要であると考えます。

そのようなところ、我々県議会自民党政務調査会も、建設業協会との意見交換会、ヒアリングを行っており、地域の建設事業者への配慮を求める声や、さまざまな諸条件の改善要望を多く聞かせていただき、そのときの意見も踏まえた土木部との勉強会を先日行ったところであります。

そこで、建設業協会各支部との意見交換会や政務調査会との勉強会も踏まえ、具体的に改善する点、配慮する点とはどのようなものか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 建設業協会などとの意見交換会では、入札・契約制度や設計積算、施工管理に関するものなど、県発注工事に対するさまざまな御意見をいただいたところです。中でも、発注に当たりまして、地域の建設事業者への配慮を求める声が多く、実績の少ない小規模な事業者にも受注機会が与えられるよう、入札・契約制度の見直しを求める意見が多く聞かれました。

こうした御意見を踏まえて、来年に向けては、総合評価方式の入札における入札評価方式を見直し、施工実績の評価において、これまで加点対象となっていなかった1件のみの実績を加点対象とすること、工事の成績評定の評価を従来の4段階評価から7段階評価に細分化すること、優良工事表彰に関する評価の配点を引き下げ、評価対象期間を5年から3年に短縮することなど、地域の小規模な事業者へ配慮する方向での

改正を予定しております。また、適正な予定価格の設定や、適切な発注時期と余裕ある工期の設定、状況に応じた多様な入札方法の選択、現場状況に応じた設計変更の柔軟な対応などにつきましても、地域の建設業に配慮しながら、これまで以上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（横山文人君） ありがとうございます。
先ほど申しあげましたように、地域とともに長らく真面目に頑張る地元建設事業者の多くが安定受注を図れること、これはすなわち、改正公共工事品確法のポイントの一つ、地元にも明るい中小事業者の安定受注でありますので、各地域の土木事務所における官民の連携がしっかりとされるよう、主管課等におけるチェック体制を要請しておきます。

一連の質問の最後に、仁淀川流域の大動脈である国道33号の早期整備について質問をいたしたいと思います。この33号においては、仁淀川流域の沿線市町村の生活と産業、また観光振興、交流の基盤として、まさに命の道、言うなれば未来への道であります。先日、国の代行事業により行われた大渡ダム大橋の修繕工事が無事完了し、大変ありがたい限りであります。他方、33号本線については、大雨などの異常気象時に、事前通行規制区間で全面通行どめとなり、通勤、通学を初め地域の経済活動にも支障を来し、住民の安心・安全の確保にはほど遠い状況であります。つまり、その重要性に反し、強靱性が付与されていない状態となっております。

そのような中で、昨年9月には、合議体としての仁淀川町議会の意思として、一般国道33号地域高規格道路早期整備促進を求める要望書を全会一致で可決し、町の議会としても積極的に要望活動を展開するという、新たな動きも出てきております。このような、中山間地域の議会と住民全体の意思を反映すべく、従来以上の

意気込みを持って国へ働きかけてもらいたいと思うところであります。

そこで、国道33号に対する現状認識について土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） この一般国道33号は、地元の市町村にとりまして、日常生活や地域の産業振興を支える非常に重要な社会基盤でございます。今、御指摘のありましたとおり、延長25キロメートルが事前通行規制区間に指定されており、この解消が重要な課題であると認識しております。現在、国土交通省では、越知道路や橋防災によります、この事前通行規制区間の短縮に向けた取り組みを進めておるところでございます。今後も引き続き、住民の皆様方が安心してこの路線を利用していただけるよう、事前通行規制区間の解消に向けた早期整備を国にしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長（梶原大介君） 以上をもって、横山文人君の質問は終わりました。

ここで午後2時まで休憩といたします。

午後1時55分休憩



午後2時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

前田強君の持ち時間は30分です。

27番前田強君。

○27番（前田強君） 質問のお許しをいただきました県民の会の前田強でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まずは、南海トラフ地震対策についてお伺いをいたします。

高知県では耐震工事を実施する場合、平成17年度から工事費60万円の補助を開始し、その後設計費への補助の追加、そして消費税への対応など制度の拡充に努めてまいりまして、現在では設計費と工事費込みで113万円を上限とする補助金制度となりました。このうち2分の1は国の補助金となっております。その結果、耐震改修の件数も補助を開始した当初は10棟、昨年度では822棟まで増加し、第3期南海トラフ地震対策行動計画での目標数は3年間で4,500棟となっております。

しかし、平成28年2月17日に国が会計検査院から指摘を受けたことによって、平成31年3月31日をもって現在のような国から手厚い補助を受ける、このようなことができなくなってしまいます。今後、高知県としてどのような対応をしていくのか、土木部長の福田敬大さんにお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 住宅の耐震改修を進める上での課題は、住宅所有者の経済的な負担の大きさでございます。これを軽減するための現在の手厚い補助制度の果たす役割は非常に大きいと考えております。少なくともこの平成30年度まで第3期南海トラフ地震対策行動計画期間中は、この手厚い補助を活用することが可能であるため、積極的に活用してまいりたいと考えております。

他方、この住宅の耐震改修が進むことで、発災後の復旧・復興などに要しますトータルでの公費支出を縮減できると考えておりまして、この点を国にしっかりと説明しながら、31年度以降もこの国の手厚い補助を継続していただけるよう、国に対して政策提言を行ってまいりたいと考えております。

○27番（前田強君） まさしくこの施策、国からの補助金というものは大変大きなウエートを占めておりまして、御答弁のとおり、この第3期

の行動計画の期間内は確かにこの補助金を使うことができます。しかし、この後ももし仮に、国への提言を続けながらではございますが、年間1,500棟という目標を継続してやっていこうということになった場合、国からの補助金がなくなりますと、県、市町村合わせて年間8.5億円程度の負担増となってしまいますこととなります。

耐震化の必要な残りの家屋の数というものは、まだまだ7万戸を超えておりまして、1年間当たり1,500棟で計算しますと、10年かかってもまだ1万5,000棟しか進まないということでございます。

少なくとも今現状、まだ2年間ほどはこの補助金制度が使えるということは事実でございますので、その後のことはもちろん提言をしていかなければなりません、あくまでも2年間あるこの制度の期間内に耐震化をどんどん進めていただけるように、県からも発信をしていただきたいと思うわけでございますが、その点、土木部長いかがでしょうか。

○土木部長（福田敬大君） 高知県では、まだまだ耐震改修が必要なところがございまして、このニーズもしっかりと国に訴えていき、手厚い補助が継続されるように政策提言を行ってまいりたいと考えます。

○27番（前田強君） ぜひとも国への提言と、県民へのメッセージ発信もあわせてお願いを申し上げます。

続きまして、直近のさまざまな県民へのアンケート結果等を見ますと、津波から早期に避難をする意識率が74%となっております、県民の防災意識が徐々に高まってまいりました。自宅や勤務先の近くにございます大規模な建築物は避難先として想定されている方もたくさんいらっしゃいます。まさしくこの近隣の方々等の立場に立って考えますと、いざ地震が起きたときに避難場所としての安心感、そして全く真

逆の、いざというときに倒壊をしてしまい、近隣家屋等への被害や避難道路などがまさしく封鎖されてしまうのではないかなどの不安感、この両極端の2つの思いもあるのではないのでしょうか。

そこで、新耐震基準が適用されていない、昭和56年5月以前に建てられました高知県内のマンションやアパートなど共同住宅に対するこの耐震診断費や工事費等を支援する補助金制度は課題がたくさんあると思いますけれども、一体どのようなものがあるのか、土木部長の福田敬大さんにお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 木造戸建て住宅と同様に、鉄筋コンクリートづくりのマンションなどにつきましても耐震化を促していく必要があります、県としては一定の限度はございますけれども、補助の対象にしております。現在、県内24市町村で補助の対象となっておりますが、残りの10市町村ではまだ対象となっていないため、まずはそれらの市町村に対して補助制度の整備を働きかけてまいりたいと考えます。

○27番（前田強君） 34市町村のうちまだ10市町村がということでございますけれども、特にそのような共同住宅、マンション、アパートというものは、恐らくですけども、高知市が非常に多いのが現実だと思います。

高知市は、その10市町村に含まれている、つまり先ほどおっしゃられた課題の中に含まれていると思うんですが、そういう点に対しましてどのように対応されていくのか、土木部長の福田敬大さん、よろしくお願ひ申し上げます。

○土木部長（福田敬大君） 御指摘のありました高知市につきましては、共同住宅への補助制度が整備されていない市町村の一つでございます。共同住宅が多い高知市においてこの制度をぜひ導入していただけるように、整備を強く働きかけてまいりたいと思います。

○27番（前田強君） 高知市の制度化されていないという問題は、大分前からだと思うんですけども、まさしくさまざまな形での県知事、市長含め、県市連携の取り組みの中で、実際にこういう課題というものは、どういふふうな話し合いがなされてきたのかなど、すごく疑問に思うわけでございます。どうか土木部長、この高知市に圧倒的に共同住宅が多いわけですので、何とかこの制度を早く構えていただいて、県市連携して共同住宅の耐震化を進めていっていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、地震発生時でございますけれども、津波避難ビルなどに避難をしなきゃいけないわけでございますが、橋を渡る必要性のある住民というのは少なくありません。地震が起きたらこの橋は大丈夫なやろうかと心配する声も、まさしくさまざまな自主防災組織等からも、また住民の皆さんからも寄せられているわけでございます。

そこで、緊急輸送道路などの大規模な橋の耐震化は進んでいるということでございますが、いわゆる生活道などの比較的小規模な橋について落橋の危険性や可能性は一体どうなっているのか、土木部長の福田敬大さんにお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 南海トラフ地震などの大規模災害時には、救援物資の輸送などが極めて重要になります。県では、その役割を担います緊急輸送道路におけます落橋対策を優先で進めており、平成30年度末の完了に向けて取り組んでおるところでございます。

一方で、御質問のありました生活道などの比較的小規模な橋梁、橋の長さが短くまた橋脚のない単純な構造がほとんどでございます。こういった橋については落橋の危険性は極めて低いと考えております。

○27番（前田強君） では、過去にさまざまな大

規模な地震等があったわけでございますけれど、そのときの、こういう先ほどお話にありました比較的小規模な生活道にある橋の落橋の被害は一体どのようなものであったのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 昨年4月に発生いたしました熊本地震におきまして、橋脚がない比較的小規模な橋梁が落橋した事例は報告されておられません。また、全国的に見ましても、過去の大規模地震においてこのような橋梁が落橋した事例はほとんど報告されておられません。

○27番（前田強君） 比較的小規模な橋、生活道の橋が落橋された報告はないということでございますが、例えばこの南海トラフ地震が発生した場合、対策本部が県庁に置かれることになっております。そして、同時にこの県庁の本庁舎は津波避難ビルにも指定されておまして、高知県の防災マップ等を見ますと、収容可能人数が屋上を含めまして2,681人となっております。県庁の南側、つまり電車通り側から県庁内に避難をしよういたしますと、お堀がありますので橋を渡る必要がございます。私が確認してみますと、東側の橋、この議会棟の前にある橋でございますけれども、土台部分のコンクリート等は剥がれ落ちておまして、西側にある橋の土台部分にはれんがが見えております。

何事も想定外をなくしていくという点から申し上げますけれども、万が一地震発生によって落橋した場合、お堀沿いに西へ進んでいって裁判所の角を右へ曲がって、そして県庁の敷地内に入っていくという、こういうルートは県は想定しているということでございますが、一体何人の県民の皆さんが、そんなルートが設定されているのを知っているのかなど、僕なんか疑問に思ったわけでございます。

避難経路というものを示していく案内板、これを橋のたもとなどに設置する等の必要性があ

るんじゃないかなど。それはなぜかという、避難者目線というところが私は大変重要な観点じゃないかなと思うわけでございますけれども、この防災・減災対策、避難者目線という点を踏まえまして、総務部長の梶元伸さんにお伺いをいたします。

○総務部長（梶元伸君） 御指摘いただきました2カ所の橋につきまして、一般的には小規模な橋は落下の危険性は低いと承知はしておりますけれども、南海トラフ地震が発生した際に落橋することも想定いたしまして、本庁舎の耐震改修工事を過去やりました。その際に、橋を渡らずにも行ける県庁舎の北西入り口の南側に広い開口部を設けて車両が出入りできるようにして、可動式の簡易な柵を整備しております。

このように、議員御指摘いただいたとおり、落橋した場合は県庁舎の北西入り口から入っていただくということなんですけれども、御指摘いただいたような案内板を橋のたもとに設置するというについては、そもそもの落下の危険性が低いということから、必要はないのではないかと考えておまして、2点について対応したいと思っております。

1点目は、現在避難経路については、高知市がホームページ上で進入ルートに掲載しているんですけれども、この橋を渡らないルート、県庁舎の北西入り口からのルートについては掲載されておりませんので、高知市に対して進入ルートとして追加をしていただくように依頼をしたいと思っております。また、万が一落橋した場合に備えまして、発災時に住民の皆様を速やかに県庁舎の北西入り口へと誘導できるように、必要な体制を準備していきたいと考えております。

○27番（前田強君） そうですね。あの橋が、そもそも論としていつかけられたのかとか、結構古い橋でございまして、実際本当に落橋するの

かしないのかというのは、起きてみなきゃわからない部分も確かにあると思います。先ほどの御答弁にございましたように、広く周知をしていく、この案内板も含めましてですけれども、この避難者目線であるところが大変私は重要であると思いますので、ぜひとも先ほどの2点の対策も含めまして進めていただきますようお願いを申し上げます。

次に、高知県の広報のあり方等について御質問をさせていただきたいと思います。

高知県内全戸配布を基本としております広報物というのは幾つかございまして、その中でも毎月1回、年間で12回発行されております、さんSUN高知について、その配布率等を34市町村ごとに調べてみました。平成28年9月時点で配布率が100%の市町村は安田町、三原村となっております。また、配布率が残念ながら最も少ない市町村は香美市でございまして、67.7%となっております。さらに、市町村への配布の委託ができずに、新聞折り込み等での配布となっているのが5町村でございまして、平均の配布率は62%となっているわけでございます。

高知県全体で見えますと、さんSUN高知の平均配布率というものは90.3%、これは大変すばらしい配布率でございまして、一方で市町村ごとの配布率というものに大きな隔たりが出ているということは、よろしいことではないというふうに思うわけでございます。

また、この新聞折り込み対応の5町村でございまして、単価を見ますと、1部7.02円がかかっているということでございます。これは各新聞社に支払われているわけでございます。ほかの29市町村の配布単価を見ますと、高知市と南国市が税込み9.1円となっております。ほかの残りの27市町村は6.48円となっております。その差は1.4倍となっております。さらに、この配布手数料の単価の差と

いうものは、平成8年に高知市のほうから単価の引き上げの協議を受けるような形になりまして、価格差が発生したというような経緯があり、それから約20年を超える間、配布単価は高知市のみが高かったというような状況が続いておりました。昨年からは南国市も新聞折り込みで対応していたものを、南国市内の全戸配布のほうに切りかえていただいたわけでございますが、そのときの単価設定は高知市と同じ税込み9.1円という形になっております。

この単価設定の価格差というものを見たときに、実際に配布する側の立場に立って考えると、高知市のような住宅街で実際に配布する場合よりも、中山間地域のほうが時間やエネルギーというのが多くかかるわけございまして、配布単価というものは、本来住宅街等の高知市よりは中山間地域のほうが高く設定されるべきなんじゃないかなというふうに、私は思うわけでございます。

そこで、次年度に関しましては、現在の単価設定等で各市町村の承諾というのは得られているとは思いますが、今後もし単価設定の協議等が県に対してありましたら、どのように対応していただけるのか、その点を総務部長の梶元伸さんにお伺いさせていただきます。

○総務部長（梶元伸君） 御指摘いただいたとおり、平成29年度の市町村の配布委託につきましては、既に対象の29市町村から単価について御承諾をいただいておりますので、その変更は想定をしておりますが、一方現在高知市と南国市については、他の市町村よりも配布単価が高うございます。これは、引き上げによりまして、当該市町村における配布率の向上が、しかも大きな配布率の向上が見込まれたためでございます。仮に、両市以外の市町村から、平成30年度以降ということになろうと思っておりますが、配布単価について御協議の申し入れをいただいた場合

には、その配送作業に係る経費の状況などをお聞きしながら、配布率の向上にどうつながるのかということを中心に協議をさせていただきたいと考えております。

○27番（前田強君） 配布率の向上、この点を重要視されているということは、私も本当にそのとおりだと思うわけでございます。

ただ、一方この6.48円という各市町村、27市町村あるわけでございますけれども、恐らく高知市と南国市が9.1円の設定になっているということ、もしかしたら担当の方って御存じなかった可能性も僕はあると思うんです。それだけでも、6.48円であったとして、中山間部で配りにくかったとしても、一生懸命、例えば100%の配布率をされているところもあるわけでございます。この点は、配布率がこれ以上向上しないから価格の部分には応じないんだというようなことではなくて、全体を広く考えたときに、県内全域に本当にお一人お一人が配っていらっしゃるわけでございますので、ちょっと柔軟にその辺は前向きに対応していただくよう要請をさせていただきたいと思っております。

ここで、一例としてちょっと挙げさせていただきたいのは、県議会もこうち県議会だよりというものを年4回出しているわけでございますが、これも県内全戸配布になっております。この県議会だよりでございまして、これは逆に高知市や南国市は折り込み対応になっておまして、さんSUN高知は高知市や南国市がまさしく全戸配布の対応になっているというところでございます。しかし、県議会だよりはやはり折り込み対応している関係がございまして、16万人ほどに、県内全域で実際に県議会だよりが届いていないというような現実がありまして、さらに高知市だけを見ますと、概算で14万人、市民の40%には県議会だよりが届いていないという現実があります。

話はさんSUN高知のほうに戻りますけれども、実際にこの配布をされている、とある高知市内の町内会長さんでございまして、県の広報紙だけじゃなくて高知市からも広報紙がさまざま来るわけでございます。市議会のお便りであったり水道局であったり、こういうふうなものを一緒に配布しなければなりません。そういう場合、1世帯当たりの配布物の重さやボリュームもどんどん大きくなってまいります。これでさらに、例えば県議会からも高知市の方をお願いをしますということで議会だよりを上乗せすると、またボリュームが大きくなってしまいうところで大変なことになるわけでございます。しかし、実際に配られている方のお話では、空き家とか、そして会社などの事業者には配らずに、お住まいになられている住宅をベースに工夫をしながら、1週間ほどで配布を完了するというところでございます。

この地域地域でまさしく配布作業に当たってくださっている方、これは民生委員の方であったりとか児童委員の方とか社会福祉協議会の方とか、町内会長さんもちろんそうでございまして、これ、さらに配布前に仕分け作業がございまして、これもまた大変な作業でございまして、各市町村の職員さんがもう総動員でこの配布作業、手前の仕分け作業に当たってくださっている。それでも足りないときはシルバー人材センターの方にもお願いをしたりとか、これは本当に大変な作業をずっとやってくださっているわけでございます。私も一議員の立場からではございますが、この現状を踏まえまして、本当に心から感謝を申し上げる次第でございまして。

この県の広報物は、さまざまございまして、配布方法、そして配布率、手数料等が異なる現状の中、お一人でも多くの県民の皆さんにお届けする、これは大前提でございまして。その中、各市町村などをお願いをして配布率を向

上させていく、それと同時に作業負担とのバランスというものは大変大きな難しい課題でございまして、さらに高年齢化もありますんで、配布するためのマンパワー不足も各市町村で起きているわけでございます。

そこで、尾崎正直知事におかれましては、この県の広報のあり方として、どのような方向を今後目指されていくのかという点をお伺いさせていただきます。

○知事（尾崎正直君） 前田強議員からの御指摘、極めて重要な点だと思います。正直なところ、県の広報物をいかに県民お一人お一人にしっかり届けていけるようにするかということは、本当に不断の努力、改善を要する課題だと考えております。しかも、マンパワー不足ということを考えたり、さらに中山間地域の御不便とか、そういうことも考えたときに、どうあるべきかということについて工夫をする必要があると思っています。

今、さんSUN高知ですね、市町村への委託とか新聞への折り込みによって3,200万円弱の経費で約90%の世帯に配布をさせていただいています。ほかの方法として、郵送を用いて全世帯に配布する方法もありますが、これですと安くても約2億円かかります。なかなかそうはいかないというところがございます。そういうことで、各世帯への配布に加えまして、県の出先機関とか市町村役場とかスーパー12店舗、コンビニ188店舗に配布していただくとか、また特に御希望がある場合には御家庭に毎月郵送させていただく、これ10名弱の方ですけれども、そういう方がいらっしゃればやらせていただいたりしているということでございます。また、ほかに広報手段の多様化として、紙媒体以外の配布にもSNSなどを使ったりなどという形で取り組むという工夫もしています。

御指摘のとおり、配布のためのマンパワー不

足という課題がある中で、より少ない費用でどうやってより多くの県民の皆様にお届けできるか、このための努力をさらにしていく必要があると思います。例えば、中山間地域の集落活動センターとか、あったかふれあいセンターとか、こういう集いの場をうまく活用させていただく、そういう新たな工夫なども盛り込んでいきたい、またもっと言いますと、インターネット関係のより効果的な活用とか、こういうことにも工夫を凝らしていきたいと、そのように思います。

○27番（前田強君） ぜひともよろしく願いを申し上げます。

次に、平成30年度におきまして国民健康保険の財政運営の責任主体が、現在の市町村から県へ移管されるとともに公費負担の拡充も行われることになっております。各市町村、国保財政さまざまな課題を抱えながらでございますけれども、市町村の中には一般会計から3億円も拠出してこの収支の赤字補填に充てているところもございます。

そこで、今回の国民健康保険の改革によりまして、県や市町村、また住民におけるさまざまなメリット・デメリットなども生じるとは思いますけれども、県としてどのようなことを想定されているのか、健康政策部長の山本治さんにお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） 県、市町村、住民にとってのメリットは、毎年3,400億円の公費の拡充もあり、県と市町村が安定した国保財政の運営を行うことにより、将来においても県民の皆様が安心して医療を受けることができることで、それは国保制度改革の目的そのものであり、そうなるように市町村とともにしっかり取り組んでいきます。

また、全体的なデメリットはないものと考えていますが、制度が変わることから、市町村によっては保険料負担が増加することもあるため、

急激に増加しないよう激変緩和策を講じる予定です。

○27番（前田強君） 昨日の高知新聞にもございましたように、実際に国保料ですが、いの町のほうでは年間6,000円弱ぐらいの負担増というようなことも報道されておりました。こういうふうにまだ責任主体は変わっておりませんが、自主的な努力を含めながらやっつけや市町村も多くあるわけでございます。

そんな中、ジェネリック医薬品についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

全国平均よりも、高知県はこの使用割合が下回っているわけでございますけれども、このジェネリック医薬品の使用割合は、34市町村全体で国保財政への貢献の伸びしろが一体どれぐらいあるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） 国保被保険者のレセプトが一月で約22万件ありまして、金額を算出するためにはレセプトを分析するシステムを新たに開発する必要があります。このため、条件を設定した上での概算とならざるを得ませんが、市町村がジェネリック医薬品の差額通知を行っている通院患者に限った場合で、仮に置きかえ可能な先発医薬品がジェネリック医薬品に全て置きかわったとした場合、年間にして約6億円の医療費の削減になるものと推計できます。

○27番（前田強君） 年間6億円ということですが、先ほど答弁にございましたように、恐らく実数値はもっと大きな伸びしろがある可能性がございます。今後、県がまさしくその責任主体という形になっていくということであれば、一定各市町村に対して指導的な立場も出てくるというふうに考えます。ぜひとも、このジェネリック医薬品だけではないですけども、いわゆる各市町村との連携と、そしてさまざまな財政収支の健全化に向けて取り組んでいただきたいと思いますというわけでございます。どうかよろしく

お願いを申し上げます。

次に、よさこい世界大会についてお伺いをさせていただきます。

よさこい踊り、これを2020年東京オリンピック・パラリンピックを通じまして世界に発信していく、インバウンドの観光につなげていくということで取り組みをされておるわけでございます。ちょうど1年ほど前でございますけれども、久保博道議員の質問に答える形で尾崎知事は、よさこい世界大会、そういうようなものを開催できればいいなというふうにお答えをされたわけでございます。

その後の記者会見でも、オリンピックの閉会日がよさこい祭りの開幕日である8月9日と重なっておって、それによって選手団や関係者を招いておもてなしをしながら、秋口にということで世界大会を高知県で開催できればいいなということを発言されているわけでございます。

ぜひとも、できればいいなというところから、ぜひやりますと断言するぐらいの意気込みを、このよさこい世界大会、夢のある話でございますので、お伺いさせていただきたいと思えます。

○知事（尾崎正直君） ぜひ頑張りたいと、そのように思っています。前段として、世界のチームとのネットワークをしっかりとつくっていくことが大事だと、そのように思っております。またことはたしかアジアのチームをよさこいアンバサダーという形でお招きして、ネットワークの中に入れていただこうと、そういうことをしていこうとしているわけでありまして、この世界ネットワーク化の取り組みをしっかりと進めていって、よさこい世界大会ができるぐらいに頑張りたいものだと、そのように考えています。

○27番（前田強君） 高知県は台湾に事務所をつくるなど、さまざまな形のネットワークを持た

れておりますので、ぜひともさまざまな形で、取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

そして、執行部の皆様、さまざまな答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。高知県政がほんの少しでも前へ強く進んでいくように、私も微力ながら尽力してまいりますこととお誓い申し上げます。私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(梶原大介君) 以上をもって、前田強君の質問は終わりました。

ここで午後2時50分まで休憩といたします。

午後2時30分休憩



午後2時50分再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

弘田兼一君の持ち時間は55分です。

12番弘田兼一君。

○12番(弘田兼一君) 自民党の弘田です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、9月定例会に引き続き本年度2回目の質問ということになります。本日は、日ごろの私自身の活動の中で感じたことについて質問をさせていただきます。

ことしの1月15日、室戸岬一周駅伝競走が開催されました。年々参加チームが増加し、ことしは68チームの参加となりました。記録を競うような大会ではないし、7区間、15.3キロの小さな大会ですが、高知銀行のマラソン部など室戸市外からの参加もあり、参加チームはそれ

ぞれ楽しみながら完走を目指しています。2月19日には高知龍馬マラソンが開催されました。県内はもちろん、北海道から沖縄まで、また海外からの参加もあり、1万人を超える選手が土佐路を駆け抜けました。大きい小さいにかかわらず、スポーツの大会は多くの人の流れをつくり出しますし、経済効果もつくり出すことができます。県内でもさまざまなスポーツの大会や合宿が開催されており、それぞれ地域の振興につながっていると思います。

県は来年度の組織改正で、スポーツに関しては競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興などの関係施策を総合的かつ一体的に進めていくため、文化生活部の名称を文化生活スポーツ部に変更するとともに、同部において学校体育以外のスポーツ全般を一元的に所管すると提案説明をされました。県内でもさまざまなスポーツの大会や合宿が開催されており、それぞれ競技力の向上や地域の経済振興につながっていると思います。

そこで、知事にお伺いをいたします。今回の組織改正を競技力の向上や地域の振興にいかにつなげていくのか、お伺いをいたします。

○知事(尾崎正直君) 今回、スポーツの振興を図っていく、その中で目指すところは3つでありまして、競技力の向上と生涯スポーツの推進と、そしてスポーツツーリズムの振興ということになります。これらを取り組んでいくに当たっては、従前のようないわゆるスポーツを通じた教育というカテゴリーを超えたさまざまな取り組みが必要になってくることから今回知事部局で対応させていただく、またそれぞれ非常に関連した施策であることから一元化をさせていただくと、そういうことで組織改正についての議案を出させていただいているところであります。

そういう新しい体制のもとで競技力の向上については主に6点、まず第1に、競技力向上の

ための連携体制を強化すると、そのために県体育協会や各種競技団体の組織力強化に取り組みたいというのが1つ。そして第2に、競技力向上のためのノウハウを取り込んでいくためにも、優秀な指導者を招聘及び育成していくことが大事だと思っています。そしてまた第3に、運動部活動強化校を指定して重点的に選手を育成強化する取り組みもまた大事。そして4点目でありますけれども、トップレベルの選手や指導者を確保するためにも企業スポーツや大学スポーツを振興することが大事。そして第5点目に、スポーツ医科学の視点を活用するため、スポーツ医科学の拠点を整備することが大事。そして第6点目といたしまして、競技者の学びや刺激を喚起するために、最高レベルの技術を体感できるプロスポーツ等の試合や合宿を誘致していくということが大事だろうと思っています。トータルとしてこういう方向で取り組みを進めたいと考えています。

また、地域の振興にスポーツを生かすという観点からは、やはり東京オリンピック・パラリンピック、こちらの大会もにらんでホストタウン構想を推進して、さまざまな世界大会の合宿誘致に取り組むことに加えまして、日ごろよりプロ・アマチュアから幅広く試合や合宿を誘致していくような取り組みを進めていきたい。

これら両者にかかわる点として、やはりさまざまな環境整備を行っていくということも大事だろうと、そのように考えているところであります。計画的にスポーツ施設の整備を行ったり、また県の自然を生かしたサイクリングコースとかマリンスポーツの拠点の整備とかにも取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

こういう形で競技力の振興を図っていく取り組みと、地域の振興を図っていく取り組みを並行的、両者がよい形で相乗効果をもたらすよう

に取り組んでいきたいと思っています。これらは、産学官民連携でやらなければなし得ないところだろうと、そのように思いますので、産学官民連携で取り組む協議会のようなものをつくらせていただいて、その中でPDCAサイクルを回ささせていただければなど、そのように考えております。

○12番（弘田兼一君） スポーツの振興に関しては多くの議員から質問があったかと思います。少し重なる部分も出てきたんですけど、しっかりとした取り組みを進めていただくことが、スポーツの競技力向上と、それから地域の振興にしっかりとつながっていくと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

ことしの、先ほど言いました室戸岬一周駅伝には私たちのチームも久しぶりに参加をいたしました。私たちのチームは、私が中学生のころですから大方50年前の話なんですけど、室戸中学校の陸上部の仲間たちが中心となっています。チーム名には、当時の監督である井上先生の名前を冠しています。先生は、私たちが出場すれば毎回応援に駆けつけてくれますし、完走後の打ち上げも楽しみにされているということでございます。

井上先生は、室戸中学校が教員に採用されて初めての赴任地で、当時室戸中学校は大変荒れておりましたので、本当に忙しかったけれども、楽しいこともたくさんあったというふうに話をされておりました。そして、今の教員の皆さんには余裕が感じられない、これからの先生たちや学校教育が心配であるということをおられました。

全国公立学校教頭会の平成28年度調査で、副校長、教頭の8割以上が、1日当たり12時間以上勤務しており、勤務時間が年々増加しているだけでなく、1割弱は年次有給休暇を取得できていないことが明らかになったと、教育新聞に

出ておりました。

教育長にお伺いをいたします。県内の教員の勤務状況をどのように捉えられているのか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） お話にありましたように、学校が抱える課題が複雑多様化している中で、全国的に教員の長時間労働ということが問題になっていると思っております。お話にありました教頭会のデータもございますけれども、平成25年に実施されました、中学校等の教員を対象にしたOECDの調査によりますと、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中最長で、その中でも課外活動の指導時間や事務業務などの従事時間が長いという結果が出ております。本県においても同様の状況にあるというふうに考えております。

○12番（弘田兼一君） ありがとうございます。

この議会の知事提案説明では、教員の多忙化を解消するため、教員と事務職員の業務分担の見直しを進めることや、運動部活動について適切な練習時間の設定や外部指導者の配置拡充などを進めていくといった説明がありました。政府では働き方改革に関する議論もされています。

教員は、基本的には時間外勤務を命じないものとされており、時間外勤務手当は支給されませんが、自主的に時間外勤務をしている状況にあるとお聞きをしております。こうした中で、教員の長時間勤務を解消するためには、学校関係者の意識改革など大変な努力が必要となっていると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 多くの教員の皆さんは、子供のために時間外勤務をいとわないという思いで勤務してもらっておりまして、その頑張りには敬意を表したいというふうに思います。ただ、長時間勤務によります健康面でのリスクですとか、本来取り組むべき教育活動をもっと充

実させていく必要があるということも考えますと、教員の長時間勤務解消にはしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

来年度からは、お話にもありましたように、県全体として実施することになります、運動部活動についての実効性のある新たな取り組みですとか、あるいは高知市を含めまして4つの中学校をモデルとして、教員と事務職員の効率的な業務分担のあり方について研究授業を実施することにしております。この中では、例えば学校独自の取り組みとして定時退校日を設けるといった、これまでの職場環境を変える取り組みも出てくるのではないかとというふうに思っております。

県教育委員会といたしましては、従来からチーム学校として取り組んできました業務の効率化ですとか外部人材の活用といったことに加えまして、ただいま申しました取り組みを着実に実施することで、教員の意識改革につなげるとともに、多忙化の解消について実感を伴うような改善につなげていきたいというふうに考えております。

○12番（弘田兼一君） 私は、人間は適当な休息がないといけないと思っております。今、教育界とか知事部局とか、時々問題行動があったりするんですけど、やっぱり適当に休みがあって、そしてあしたへの活力をその休みで醸成して次のステップに向かっていくと、そういったことが大切ではないかというふうに思っております。教育委員会だけではなく、知事部局、警察なども同様のことでありますので、ぜひ御配慮をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

2月3日、室戸高校総合学科発表会が開催されました。私も、毎年時間の許す限り出席をさせていただき、生徒たちの発表を聞くように

しています。この発表会で感じたことは、室戸高校の生徒たちは、先生とのコミュニケーションがよくとれているし、しっかりしているということです。1年生は、「産業社会と人間」という授業で考えた将来の目標と、その目標を達成するためには自分に何が足りないか、足りていないものを高校生活で克服していくことを発表していました。2年生は、「続・産業社会と人間」での職場体験や大学訪問で、将来の夢に向かって具体的にどう行動したいかを発表していました。3年生は、それぞれ自分たちの関心や興味のあることについて課題を設定し、研究の動機、その成果、反省と今後の課題を発表していました。

1年次の「産業社会と人間」で自分の夢を考え、2年次の「続・産業社会と人間」で社会とかわることで自分の夢を再考し、3年次の「課題研究」で課題を達成するために仲間と試行錯誤することにより問題解決能力を養っていく。私は、この一連の学習活動は、若者が人間形成する上で非常に大切なことだと思いますし、総合学科だからこその学習活動だとも思います。

教育長にお伺いをいたします。室戸高校の総合学科は平成9年にスタートしました。高校教育に総合学科が取り入れられて20年近くになりましたが、これまでの総合学科の取り組みに対する評価をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 総合学科は、生徒の能力や適性、興味、関心に応じまして、多様な進路希望に対応することを目的として設置をした学科でございます。室戸高校を初めとして県内5校に設置をしております。これらの学校では、生徒がみずから設定したテーマについて調査研究を行います。課題研究を地域と連携して行い、思考力や表現力を育成しております。例えば、室戸高校では地質学を初め地域の文化や歴

史などを学ぶ学校設定科目のジオパーク学や、選択した科目の中からテーマを設定し研究を行い、その成果を地域の方々に発表し、お話のありましたように好評も得ているところでございます。

ただ、一方で生徒数が減少し、小規模化した学校におきましては、総合学科ならではの多様な進路希望に応えるだけのコースや選択科目を置くことが難しくなっていると、そういった現状もございます。

○12番（弘田兼一君） 総合学科は、大学のように生徒が授業を選択します。生徒自身がどの授業を受けるか選択するので、多くの科目と教員が必要になります。そのことから、先ほど教育長が答弁されましたように、生徒数が減少すれば教員の配分が難しくなり、総合学科としての学校運営が苦しくなるとお聞きをいたしております。

私自身は、総合学科の発表会で頑張っている生徒たちの姿を見れば、室戸高校に総合学科を取り入れてよかったと思うし、これからも総合学科の存続を願っているものです。

そこで、教育長にお伺いいたします。室戸高校など総合学科を取り入れている高校について、これからどのような学校経営を考えておられるのか、お伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 次期学習指導要領におきましては、主体的・対話的で深い学びの視点から、学習方法の見直しですとか学校内外の物的、人的な資源を効果的に活用するといったことが重要視をされております。総合学科では、生徒が主体的に学習する課題研究ですとか、地域と連携・協働した体験型の学習に取り組むなど、いわば次期学習指導要領を先取りするという形で取り組みが行われてきたというふうに考えております。

このような総合学科のよさにさらに磨きをか

け、そのよさをPRするとともに、特に郡部校におきましては地域の特性を生かし、地域と連携しながら活力ある学校にしていくといったことが求められるのではないかとこのように考えております。

○12番（弘田兼一君） どうもありがとうございます。

室戸高校の例を出すんですけれど、本当に地域が支える学校ということがだんだんと定着してきたように考えております。今、高知県は人口減少が続いています。県内の過疎地域の高等学校では生徒集めに苦労しているというのが現実であります。

室戸高校には、公立高校では全国で唯一の女子硬式野球部があります。部員も30人ほどになり、出身も東北から九州までさまざまですし、学校や地域でも活発に活動しています。ことしも10人ほどの野球少女が室戸高校を目指しているということをお聞きいたしました。この3月1日には女子野球部の2期生3名が卒業しました。進路は、愛媛大学、高知県立大学、高知銀行です。彼女たちの出身地は、愛媛県、佐賀県、そして土佐清水市です。2年生のときに、出身地の愛媛大学で地域振興を、大好きになった高知県で英語を、地元の金融機関高知銀行へそれぞれの目標を立てました。そして、目指していた進路につくことができました。

私は、彼女たちの頑張りはもちろん、目標の達成をサポートされた室戸高校の先生たちにも敬意を表したいと思います。野球をしたくて集まってきた女の子たちが、クラブ活動だけではなく、生徒会活動や校内活動を引っ張っていく存在となっています。

県内公立高校の入学試験出願状況を見れば、郡部の学校が定員に届かず苦戦しています。知事提案説明では、高等学校においては、生徒の学力や進路希望の多様性を踏まえつつ、将来社

会で必要とされる学力や社会性を生徒に身につけさせることができるよう、教育プログラムを強化すると説明されておりました。私は、公立高校でも生き残っていくためには、もっと学校の特色を出すべきだと思っております。進学に力を入れる学校、外国語教育に力を入れる学校、野球に、サッカーに、陸上に、さまざまなパターンが考えられます。

現状でも、県教委は、進学や語学に重点を置いた学校づくりに取り組んでおられ、一定の成果も出ていると思いますが、さらなる特色を出すとなると、教員の配置などに今以上の配慮が必要となってくると思われます。教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 総合学科におきましては、小規模校におきましても習熟度別授業ですとか少人数授業などのきめ細かな指導ができるように、県単独での加配も含めまして相当手厚い教員配置を行っているところでございまして、数の面ではこれ以上の教員配置というのはなかなか難しいというふうに思っています。

ただ、そういった中にありましても、地域と連携し、地域の方々との協働を進めていくことですか、あるいは学習支援員、部活動支援員など外部人材を積極的に活用するなどのチーム学校としての積極的な取り組みを支援することで、総合学科におけます教育の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○12番（弘田兼一君） 私が室戸高校で女子野球の取り組みをスタートさせたのは、これはいつも話しをするんですけれど、当時室戸市全体で60人しか子供が生まれていないということからでありました。その子供たちが15年たったときに、室戸高校を受験してくれるかといえばそうではありません。当時、室戸高校を受験する子供たちがよくて4割、悪くて3割ということで、三六で18人しか室戸高校を受けてくれないとな

ると、これは存続の問題にかかわります。何とかほかの地域から子供たちを集めようということで、この取り組みをスタートさせて、6年目になりました。1学年大体10人ぐらい来てくれていまして、室戸高校の中では50人のうち10人ぐらいですから、結構大きな勢力になってきました。

こういった取り組みをそれぞれの高校が進めることで、地域に学校を残す。地域の高校というのは本当に地域の活力の源と、私は思っておりますので、ぜひ取り組みを進めていってほしいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

今回の室戸高校の発表会で、「英語で伝えよう～東部の魅力～」という映像で発表した課題研究がありました。この課題に取り組んだ動機は、東部地域でも外国の方をお見かけするようになった、英語で日本を紹介する雑誌ロンリープラネットを見てもほとんど高知県の東部地区が紹介されていなかった、ならば自分たちでつくってみようと、そういったことだそうです。安芸の野良時計、武家屋敷、安芸城跡、田野の岡御殿、室戸市吉良川町の町並みを英語で紹介するもので、生徒たち本人が出演をされておりました。タイトルは、ブラこうちです。ウイットに富んだ作品に仕上がっていましたし、何より本人たちが楽しんでいると感じました。

今月4日には、「志国高知 幕末維新博」もスタートしました。来年度は、高知新港に大型クルーズ船がたくさん入港します。県もインバウンド対策についてはさまざまな準備をされているとお聞きをいたしました。高校生たちの若い感性を活用することも有効だと思いますが、御所見を観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 県内の高校生には、これまでクルーズ客船で来られた外国人観光客に対するおもてなしとして、高知市中心部

において高校生らしい手づくりのボードでの歓迎や英語での町歩きサポート、また書道体験などのイベント支援などを行っていただき、外国人観光客からは道案内で何度も高校生に助けてもらったとか、楽しかったなど大変好評をいただいております。また、今月19日には世界で最も有名な豪華客船クイーン・エリザベスの寄港が予定されておりますが、乗船客の皆様に対する町歩きサポートに高校生にも参加していただけるよう、現在学校と調整を行っているところです。

加えまして、今月11日からは、県主催で高校生を対象とした高知城英語ガイドボランティアの体験講座を開催することとしており、県内8校から24名が参加予定で、クリーン・エリザベスが寄港する19日にはちょうど高知城においてフィールドワークを行うことにもなっております。

今後も、こうした体験講座などが継続されることで、外国人観光客の案内についても高校生の活躍が期待できると考えております。プロモーションのアイデアなどを含めて、若い世代にも協力いただき、国際観光の取り組みを推進していきたいと考えております。

○12番（弘田兼一君） どうもありがとうございます。高校生たちにとっても、外国人のネイティブイングリッシュに直接触れるということは本当にいい体験になりますし、勉強にもなると思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、次に移ります。

1月18日、海部郡安芸郡町村議長副議長会の研修会が東洋町で開催され、私も出席をさせていただきました。研修内容は道路インフラについてであります。講師は、四国地方整備局横地道路調査官です。演題は「四国の道路 最近の話題について」で、道路関係予算や四国8の字ネットワークの整備状況と効果、道路行政における

最近の取り組みなど内容の濃い話をお伺いいたしました。

私たちが一番聞きたかったことは、何といっても阿南安芸自動車道の整備状況であります。奈半利—安芸間では、昨年12月13日に第2回四国地方小委員会が開催され、現在地域への意見聴取の準備中とのことでした。きょうの高知新聞にも四国8の字ネットワークの記事が載っておりました。この奈半利—安芸間の現在の取り組み状況について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 阿南安芸自動車道の奈半利町から安芸市の区間につきましては、昨年12月に社会資本整備審議会道路分科会の四国地方小委員会が開催され、地域の現状と課題、そして今後の意見聴取の方法などについて審議されました。この中で現状の課題として、国道55号で豪雨や越波によります通行どめが発生していることや、55号周辺の道路が脆弱であるため迂回路がない状況などが報告されております。

この審議を受け、現在国におきまして意見聴取を行う対象や聴取する内容、調査票の配布方法などについて検討していると聞いております。

○12番（弘田兼一君） どうもありがとうございました。

そうした状況も踏まえ、この区間の今後の展開について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 今後、意見聴取の準備が整い次第、アンケートやヒアリングによりまして地域住民や道路利用者、沿線自治体などに地域の課題や期待する道路の役割などについて意見を伺う予定でございます。その後、これら意見聴取結果などを参考に、概略ルートやインターチェンジの位置などについて四国地方小委員会で検討されると聞いております。県といたしましても、当区間の計画段階評価を早期に完了できるよう、国が行ってまいります意見聴

取などに協力してまいります。

○12番（弘田兼一君） ありがとうございました。

野根—安芸間では、平成25年、26年に計画段階評価のための社会資本整備審議会四国地方小委員会が開催をされました。しかし、平成26年8月の台風による地すべり災害を受けて、防災評価を実施中とのことであります。高い規格の道路は、事業化までにクリアしなければならないステップがあります。野根—安芸間も8の字ルートの一部となる地域高規格道路ですので、整備するためには次のステップに進まなければなりません。

そこで、この野根—安芸間の防災評価の結果を受けて、計画段階評価の四国地方小委員会が開催されると思いますが、現在の状況について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 四国8の字ネットワークを構成します阿南安芸自動車道の国道493号野根—安芸間につきましては、計画段階評価を進めるために、平成25年度から四国地方小委員会で審議が行われてまいりました。そうした中、平成26年8月の台風によりまして、北川村小島地区で大規模な地すべり災害が発生しました。この493号の沿線には、小島地区以外にも同様の地すべり地形が存在しておりますことから、これらの崩壊の可能性などを調査し、その結果を野根—安芸間の整備のあり方の検討に反映させる必要が生じました。このため、防災評価として落石危険箇所や地すべりが想定されます箇所の調査を実施し、必要な防災対策を検討したところでございます。

この結果、現在利用していただいています493号の現道におきまして、落石対策や地すべりの対策などの防災工事を行うためには、多額の費用が要することが判明をしております。現在、これら現道の防災対策を踏まえて、高規格道路の整備のあり方を検討しているところでござい

ます。

○12番（弘田兼一君） そうした状況も踏まえて、この区間の今後の事業化に向けた展開について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 現道の防災対策を行うためには多額の費用を要します。新たに高規格道路を整備しながら、現道の防災対策も同時に実施するとなれば、これは莫大な費用が生じることになります。このため県といたしましては、現道の機能を兼ね備えた高規格道路のルート案を検討することが現実的であると考えております。今後、この案につきまして国と協議した上で、次回の四国地方小委員会にルート帯案を提案する予定であります。四国地方小委員会での審議を経てルート帯が決まり、計画段階評価が終了すれば、都市計画決定などの次のステップに進むことになると認識しております。

○12番（弘田兼一君） どうもありがとうございました。私たちの暮らすこの過疎地域は、例えば何をつくるにしても、BバイCの問題があったりしてなかなか前へ進んでいかないというのが現実であります。今、土木部長のおっしゃってくれましたことは、それを突き破る手法になってくるんじゃないかと、私は思っております。過疎地域は、私たちの暮らす高知県の東部地域だけではなくて、全国あちらこちらにいっぱいありますので、そういったところでも高規格道路ができるようにしっかりと協議をしていただいて、次のステップへ進めるようよろしくお願いをいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

2月4日の徳島新聞に、徳島、高知両県などでつくるDMV導入協議会が、2020年7月の東京五輪開幕までにデュアル・モード・ビークルを阿佐東線に導入する方針を決定、DMV車両を3台製作するなど、概算事業費は約10億円である旨の記事が出されておりました。

私も平成24年2月と平成25年2月定例会の予算委員会で、県東部地域へのDMVの導入について質問をさせていただきました。知事からは、DMVには大いに期待している、室戸岬を回る逆Cルート型の観光振興につなげることができれば県全体の活性化につながる、最大限の努力をしていきたい旨の答弁をいただきました。今回、知事を初め執行部、関係する首長さんの御尽力により現実のものとなります。

知事にお伺いをいたします。阿佐東線に導入されるDMVを地域の活性化にどのように生かしていくお考えか、改めてお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） このDMV自体が観光資源になるという期待もあります。さらに言えば、室戸ジオパークを初めとした一連の取り組みによって観光振興を図ろうとする東部地域において、さらなるそちらの観光資源の活性化、そのよき刺激にもなる可能性があるだろうと、そのように考えています。結果として、DMVも一つのツールとして、東回りの観光ルートの確立に近づいていくことができればなど、そういう思いでございます。

そういうことで、今後導入に向けた検討が進んでいくわけですが、その際には先ほど申し上げたような県東部地域の観光振興など地域経済の活性化、こちらに資するようになっていくためにはどう仕掛けていけばいいかということもよくよく検討していきながら、取り組みを進めていくことができればなど、そのように考えています。

○12番（弘田兼一君） ありがとうございます。阿佐東線は、なかなか距離も短くて収入が上がっていない線であります。後ほどやりますけれど、こういったDMVの導入というのは、地域の起爆剤になると私は考えておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

DMV導入のための事業費は約10億円という

ことであります。現状では、駅の改築や車両購入のための補助制度がないとのことでもあります。阿佐東線を運営している阿佐海岸鉄道は、沿線人口が少ない上に距離も短いために運賃収入が少なく、非常に厳しい経営が続いております。事業費は、第三セクターの会社ですから、株主の県や沿線の町村が負担することになります。財政が非常に脆弱で規模も小さい沿線町村にとっては大きな負担となります。

過疎債などの制度はあるにしても、何らかの対策が必要と考えますが、どのような対応を考えておられるのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） DMVの導入に関する財政支援につきましては、これまでも国に対して補助制度の創設等の政策提言を行ってききましたが、現時点ではDMV導入に係る初期投資や補修費用などに活用できる補助制度は実現しておりません。

阿佐海岸鉄道が行う設備投資に対する自治体の負担割合のルールは、徳島県側が8割、高知県側が2割となっていますが、事業費の2割とはいえ、高知県側が負担する金額は大きな金額であることには変わりはないと考えております。このほど車両製作について一定のめどがつき、整備スケジュールも固まりましたので、これまで以上に国への提言活動を行っていきたいと考えています。

その際、DMVは利用者の少ない地方の鉄道を維持するための新たな公共交通のモデルともなり得ますし、また地域公共交通の活性化及び再生に関する法律には、DMVを念頭に置いた新たな効率的な運送サービス事業の推進を図るために、国は必要な資金の確保に努めるという規定もございますので、こうしたことも根拠にしながら、徳島県などとも連携し、支援制度の創設や拡充を強く求めていきたいと考えており

ます。

○12番（弘田兼一君） 徳島県とタッグを組んで、ぜひ国に対して働きかけていていただきたいというふうに思います。

平成6年ごろだったと思います。JR北海道でDMVの走行実験が行われているという記事を、私は読みました。そのとき、私は、東部地域にDMVを導入して鉄道の空白地帯が解消できたらいいなど、そういった夢を持ちました。その夢に一步近づいたように感じています。

現実には越えなければならない多くの高いハードルがあると思います。奈半利一甲浦間にDMVを導入するためにはどのようなハードルが想定されるのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） 先日開催されましたDMV導入協議会では、平成32年の運行開始時に導入する車両3両のうち2両は現行の鉄道車両の更新として、残る1両は周遊観光などの観光用途として活用することとして、中長距離の路線バスなどの用途については、次のステップでの実施を目指すという方向性が示され、合意されたところでございます。そのため、甲浦から奈半利間など路線バスとしての運行の検討はもう少し先の話になりますが、現時点での想定ということでは、運行の形態としましては、阿佐海岸鉄道がみずから運行する場合と、地域のバス会社に運行をお願いする場合などが考えられます。

想定されるハードルとしましては、阿佐海岸鉄道が運行する場合には、新たに道路運送法に基づく乗り合いバス事業の許可を受ける必要がありますほか、大型二種免許を持った運転手の確保などが必要となります。一方、地域のバス会社に運行をお願いする場合でも、場合によっては運行管理のための新たな営業所の設置など、道路運送法にのっとり対応が必要となります。

また、いずれの場合でも、路線バスとして一定の距離を反復的に運行することとなれば、DMVの台数をふやす必要がございます。さらに、奈半利から甲浦間は現在高知東部交通がバス路線を運行しておりまして、それとの調整も必要となるといったことが考えられます。

○12番（弘田兼一君） どうもありがとうございました。奈半利一甲浦間を走らせるとなると、非常に多くの努力が沿線の町村に必要ということでもあります。地元も頑張りたいと、私も頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、DMVは沿線地域住民の身近な足としての役割も果たす必要があります。そのためには、路線や運行時間を地域住民のニーズに合ったものにしなければいけないと考えますが、どのような運行を計画されているのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） DMVは線路と道路の両方を走行できますことから、例えば自宅近くのバス停で乗車し、駅で乗りかえをすることなく鉄道をバイパス的に経由して学校や病院等で降車するといったシームレスな運行が可能となりますことから、地域住民の方の移動の際の利便性が向上するものと期待をしております。

今後、運行の計画を考えていく中では、地域住民の皆様にとって使い勝手のよいものになるよう、DMV導入協議会の場などでしっかりと検討するようにしてまいります。

○12番（弘田兼一君） どうもありがとうございました。地域住民の足を守るためにもよろしくお祈りをいたします。

1月21日、室戸広域公園屋内運動場の落成式が開催されました。当日は、中谷前防衛大臣や岩城副知事など多くの方々が出席され、盛大に式典が行われました。東部地域の広域の防災拠

点として、またふだん使いは野球やフットサルの練習場として大いに活用されることが期待されます。私がこのような施設を室戸広域公園につくりたいと当時の公園下水道課長に相談したのは6年前であります。随分時間がかかりましたが、立派な施設が完成し、本当にうれしく思いますし、地域の振興に活用していきたいと考えています。

この施設の特徴は、何といたってもドーム屋根の構造にあります。大阪大学大学院今井教授の開発によるもので、ハイブリッド木造スペースフレーム工法というのだそうです。普通の間伐材を使用できることと、トラス部分の建設費用は大断面集成材の半額程度で、鋼パイプ材によるスペースフレームと同程度の低コストであるとのことでもあります。トラス部材の金物は株式会社山崎機械製作所室戸工場で制作したものであり、トラス部材には地元室戸日南地区のヒノキを使用しています。まさに地産地消のよい事例だと思います。知事にも対話と実行行脚でこの施設を視察していただきました。

このような工法の活用で、新たな木材の需要を生み出すことができるし、地域の活性化につながるができると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 私も、先月8日に見させていただいて、すばらしい工法だなと思いましたし、でき上がった建物、これだけ大規模なものを木材でつくることができるということは、これが広がっていけば非常に木材需要の拡大につながるなということを実感させていただいたところです。

今、CLTの普及促進ということに取り組んでいますけれども、要するにCLTにとどまる話ではなくて、およそ木のさまざまな建材を全国的に普及拡大していきたい、そういう中においてCLTが先行してきているといえますか、

特に大規模な構造材という形で対応できるということだろうと思います。CLTの普及についてしっかり進めていくとともに、その他の木を使った建材についても普及促進を図っていくというのが、私たちの方針であります。シングルウッドパネルなんかもまさにそうだと思っているんですが、いろいろな優良な工法、これをしっかり我々として把握して、そしてあわせて対外的にこういうものの需要促進を図っていくべく取り組んでまいりたいなど、そのように考えています。

○12番（弘田兼一君） どうもありがとうございます。ぜひ木材の利用促進のためにも、こういった工法も1つ活用の中に入れていただければ幸いです。

この屋内運動場の完成で、室戸マリン球場は野球のキャンプ場としてのポテンシャルが大幅にアップをいたしました。15年ほど前になりますが、阪神タイガースの1軍が安芸市営球場、2軍が室戸マリン球場で春のキャンプを張ると、そういった時代がありました。

私は室戸マリン球場でのプロ野球春のキャンプを復活させたいと考えています。そのためには、球場のポテンシャルだけではなく、周りの環境が大切だと考えますが、観光振興部長にお伺いをいたします。室戸マリン球場に再びプロ野球を誘致するためには何が不足しているのか、お伺いをいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） プロ野球の春季キャンプを誘致するためには、練習施設と受け入れ体制の両面で競合する他地域より優位に立つ必要があると考えております。

室戸マリン球場においては、このたび屋内練習場が完成し、キャンプ誘致に必要な野球施設は整ったと考えておりますが、現在春のキャンプ時期には複数の大学硬式野球部の合宿により野球施設がフルに活用されておりますので、そ

うした大学との利用調整を行うことも必要です。

また、受け入れ体制の面では、キャンプ中における地元でのサポート体制など、球団に対する人的、財政的な支援策が求められますが、現在のところは地元において、まだこういった具体的な検討までは進んでいないのではないかと考えられます。

○12番（弘田兼一君） ありがとうございます。高いハードルは予想されておりますので、これからも地道に取り組んでいきたいというふうに思いますので、御指導のほどよろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

国会などで、よい意味での高知県の話を取り入れてくれるのは、県民にとってうれしいことだと思います。安倍首相は昨年の自民党大会で、高知県の有効求人倍率が1.0を超えたことと、現在開会中の通常国会の施政方針演説で、野中兼山がハマグリを放流した逸話を取り上げてくれました。私は、時の首相が高知県のことを取り上げてくれたことがうれしかったし、誇らしく感じました。

しかし、高知新聞の1月21日付、「高知はハマグリ乏しい 首相演説「今も兼山の恵み」ウソ!？」という記事を見て、私は非常に残念な気持ちになりましたし、またレッテル張りの記事かと思いました。

確かに、現在の高知県下のハマグリの水揚げ量は少ないかもしれませんが、しかし、この逸話の一番の肝となる部分は、自分たちの子供や孫のために、未来を開くために今何をやるかというところにあります。野中兼山は私たちに多くのものを残してくれました。同僚の加藤漠議員は、野中兼山のつくった室津港が室戸台風から多くの地域住民の命を守ったことを紹介してくれました。そのほかにも、手結の港や室戸岬漁港などが兼山のつくったものであります。それ

らの港は、今も現役で地域の人たちに使われております。私たちは十分、野中兼山の恩恵を受けていると思います。

この件については、知事も既にいろんな場面で意見を述べられていると思いますが、いま一度知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） まさに総理の施政方針演説で、土佐の偉人が取り上げられた、野中兼山のことが取り上げられたというのは本当に誇らしいことでありまして、私としても大変うれしく思ったところであります。この演説のキーワードは、末代までの土産という言葉なのだろうと思います。今いっとき我慢しても将来のことを思って行動していく、そういう精神というのは非常に大事なことだと思いますし、まさに今求められていることを土佐の逸話としてお話をしていただいたということは、本当に我々として誇らしく、またありがたく思いました。ちょうど幕末維新博が始まろうとするときでありましたから、土佐の歴史に全国的な脚光が集まればいいなと、いい機会になったなと思って私も喜んだところであります。

また、確かにハマグリの量、近年少なくなっているということではありますけれども、しかしながら、このハマグリを大事にしていこうとして、黒潮町の入野の浜では放流事業が行われ自然再生も視野に入ってきたという状況だと。この演説によって、僕はてっきり黒潮町のハマグリの話をどんと報道してくれて、全国で有名になって黒潮町の入野の皆さんが喜ばれると、ハマグリを放流していてよかったねという話になるんだろうと思っておりただけに、残念でしたね。そのように思います。

ぜひ、末代までの土産、私たちはこのキーワードを改めて思い起こして、今後の政策展開なんかでも一つの旨としたいと思いますし、またこういう形で歴史を取り上げてもらったという逸

話を、今度私たちもしっかりといろんなところでお話をしたいものだなど、そういうふうに思いました。

○12番（弘田兼一君） どうも知事、ありがとうございました。この記事を見て、野中兼山の功績がおとめられたように感じたのは、私だけではないと思います。

この野中兼山のハマグリの逸話は、例えば南国市の小学校で学習する社会科の地域教材、南国市のくらしの中で取り扱われています。また、高知県人物読本、土佐の巨星の中でも紹介されています。

私は、子供たちに土佐の偉人の話を読み聞かせることは、子供たちの人格形成のためにとっても大切なことだと思います。野中兼山のハマグリの逸話は、道徳的な価値も高く、また郷土を誇る心情を育てる上でもよい話であると思います。このようなことから、この話を本県の道徳教育の教材とすることを提案いたしますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 野中兼山は、お話にもありましたように、県内全域で後代に残るような大きな業績を残されたということで、本県を代表する偉人ということであろうと思っています。そういうこともございまして、現在も道徳教育用のハンドブック、高知の道徳に取り上げさせていただいております。来年度改訂を予定しておりますので、お話のあったことも含めて、どういった形で盛り込むかというようなことも検討させていただきたいと思っております。

○12番（弘田兼一君） ぜひよろしくお願いをいたします。

私が通告をさせていただいた質問は以上であります。

私は昭和32年生まれの60歳であります。執行部席に座っておられる方の中にも私の同級生がいて、最後の議会を迎えられておるといこと

であります。味元部長、福田会計管理者、高校の同級生であります。長い間友人として県庁生活、あるいは私が議員になってからも友人としてつき合っていたいただきました。それから、岡崎部長、御苦労さまでした。福島局長、私が東京事務所時代に一緒に省庁を回った仲間であります。それから吉村局長、本当に御苦労さまでした。皆さん、次のステップに向かわれて、これまでの経験を生かされて、また残された後輩たちに知見を伝えていただいて、ますます高知の発展のために尽くしていただければ幸いです。

これで、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、弘田兼一君の質問は終わりました。

ここで午後3時50分まで休憩をいたします。

午後3時44分休憩



午後3時50分再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光晃一郎君の持ち時間は55分です。

14番依光晃一郎君。

○14番(依光晃一郎君) 質問者の最後であります。弘田議員にしっかり締めていただきまして、ある意味お呼びでない感もありますが、しっかりやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は高知県、そして市町村のハード整備をテーマにして質問させていただきたいと思いません。

そして、その前提として、まず私の市町村行

政に関する考察を述べさせていただきます。戦後の復興期からバブル経済まで、日本の人口がふえていく局面では、行政の仕事は、時代時代の課題に対応する業務を追加しながら、使える予算、人員をふやしつつ、住民ニーズに最大限応えていくというような、今から考えれば比較的やりやすい仕事環境じゃなかったかと思いません。また、政治家の役割は陳情処理型ということで、例えば、道路を整備してほしい、橋をかけてほしいという要望に対して、国や県に話をして事業を進めていけば、住民の思いに応えることができたのだと思います。

一方で、バブル経済崩壊後は、経済の落ち込みが人口の減少とも相まって、税収が拡大していくことは望めなくなり、限られた予算の中で優先順位をつけて事業を進めていくという時代となりました。さらに、産業構造の劇的な変化は人口の移動を促し、地方から都会へと人材を送り出しました。1次産業を主体とした山漁村の人々が、2次、3次産業が盛んな都会へ移り住むという人の流れです。

この人口の変化は、特に中山間地域の市町村においては、行政の仕事を大きく変えます。戦後の復興期の中山間地域は人口も多く、その人口が今後も続くことを前提にしてまちづくりが行われ、ハード整備も、今から考えれば過大な投資になっている場合もあります。例えば、廃校となった立派な校舎を持つ教育施設、狭地直しを行い立派な水路を整備した田畑が耕作放棄地となっている事例などです。

私はこういった積極的な投資を批判しているわけではありません。当時の政治家、行政担当者は将来の地域の発展を見越して投資していたのであり、その当時においては妥当な判断であったと思います。むしろ、一見無駄に終わったように見える投資を、当時の行政担当者が人口構造の変化を見抜けなかったから悪いということ

で議論を終わらせるのではなく、当時の先人の思いを受け継いで、使えるものはさらなる投資をしてでも有効活用する、知恵を出して地域の発展を考えていくという意欲が重要だと思っています。私も含め、このような時代に仕事をしなければならない政治家は、陳情処理型ではもはや存在価値がなくなり、長期的な人口構造の変化、財政状況も見ながら知恵を出して、地域のビジョンをつくり上げる仕事求められるのだと思います。

さて、市町村のハードに関する計画づくりという点では、平成26年4月に、総務省が公共施設等総合管理計画の策定を全国の自治体に要請しております。私は、この計画づくりは非常に重要なものであると考えています。なぜこの計画が重要であるかといえば、公共施設の建設というのは多大なお金がかかる事業であり、建てた後の運営経費、修繕費など、長期にわたり費用が発生し続けます。また、高度経済成長時代に建てられた建物が現在一斉に老朽化しており、市町村においては、将来の住民負担を過大にふやさないように、長期的な視点に立って、こういった施設をどうしていくのかという計画をつくらなければなりません。

高知県においても公共施設等総合管理計画の策定について取り組んでおられますが、高知県の現状の計画の進捗について総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（梶元伸君） お尋ねの公共施設等総合管理計画につきましては、現在執行部としての案を取りまとめたところでございます。

計画案の内容としては、まず公共施設等の現在の状況を整理した上で、国から示された単価を用いまして、今後30年間の更新費用の推計をしております。その上で、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用の実現を目指すための全体の基本的方

針、あるいは施設類型ごとの基本方針を定めております。その中で、計画の目標といたしまして、今後原則として、行政財産である建築物については、現在計画をしている事業による増加分を含む保有総量を上限として、それ以下に抑制することですとか、ライフサイクルコストを可能な限り最小化することという目標を掲げております。

この計画につきましては、今議会の総務委員会で御報告をさせていただいた後、パブリックコメントを実施し、議員の皆様、県民の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、3月末までに策定をさせていただきたいと考えております。

○14番（依光晃一郎君） ありがとうございます。

同じように、現在の市町村の公共施設等総合管理計画策定状況について総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（梶元伸君） 最新の総務省の調査基準日でございます昨年10月1日現在で、高知市、南国市、田野町、佐川町において策定が完了しております。また、3月末までには全ての市町村で策定が完了するとお聞きをしております。

○14番（依光晃一郎君） ありがとうございます。本年度内に県内全ての市町村で公共施設等総合管理計画が策定される見込みということですが、公共施設等のマネジメントという面ではスタートラインにようやく立った状況ではないかと思えます。

総合管理計画の中で、公共施設等の現状把握と、施設全体の管理の基本的方針は定めたとして、これから個別施設ごとに老朽化の度合いや利用の見込みを加味して、今後も維持するのか、統合や廃止をして壊すのかといった個別の検討が必要になります。壊すのか、維持するのかを考える際には、将来にわたって必要なのか、数年間は維持してその後壊すのかという決定をし

なければなりません。さらに、維持するとい
うのであれば大規模修繕するのか、建てかえるの
かを考える必要があります。

市町村の御苦勞には、技術的なことはもちろ
んです。それ以上に情動的な難しさもあるの
ではと思います。学校施設の場合、子供の数が
減っていく中であっても、学校の統合や休校と
いうのは住民の理解が得られにくく、現実を見
据えた将来像を示すということにはエネルギー
が要ります。

高知県内では、高知市、南国市、田野町、佐
川町で公共施設等総合管理計画が策定されてい
るとのことですが、市町トップのリーダーシッ
プによるところが大きいのではと感じます。公
共施設等総合管理計画策定には、どうしても規
模縮小が避けられないので、政治のリーダーシ
ップが重要となります。また、市町村議会の議員
が議論をリードして、住民を引っ張っていくよ
うなことができれば、行政側の負担も軽減され
るのではと思います。

国は、公共施設等総合管理計画策定について
の支援ソフトを提供しています。建築後50年たっ
た施設を建てかえが必要な建物として、施設の
面積に単位面積当たり建築費を掛けて、棒グラ
フであらわすというものです。具体的に言えば、
例えば、来年建築後50年の建物が香美市に1つ、
再来年には1つあります。現在の面積を維持し
て建てかえるならば、来年は〇億円、再来年は
〇億円予算が必要ですよというように、今ある施
設の数だけ、50年後までの建てかえ費用が明示
されるようになります。つまり、今ある公共施
設を今の規模で建てかえると、毎年どれだけの
建設費が必要かということが見える化できます。

公共施設等総合管理計画を見れば、公共施設
などへの投資に使える将来の年間予算というの
は、過去の実績に基づいて自治体ごとにわかる
ので、とてもじゃないけれど全ての公共施設を

同じ規模で建てかえることは不可能であるとい
うことが一目瞭然になります。

そこで、私は、この公共施設の規模縮小に向
かわざるを得ない難しい課題に対して、議論の
たたき台となる、各市町村の公共施設等総合管
理計画及び個別施設計画を県のホームページ上
で公表し、住民や各市町村議会議員の皆さんが
見ることができるようにすべきと考えますが、
総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（梶元伸君） 公共施設等総合管理計
画は、住民サービスの提供拠点であります公共
施設のマネジメントについて、その長期にわた
る方針を定めたものでございます。このため議
会はもちろん、広く住民に公開するということ
が適当と考えておりまして、各市町村に対して
は計画策定後に公表するように助言をさせてい
ただいております。

さらに、御指摘にありました県のホームペー
ジにおきましても、各市町村の公共施設等総合
管理計画を一覧の形式で閲覧できるようにさせ
ていただいております。公開準備の整った市
町村から順次掲載しております。今後、策定が
進む個別施設計画についても、県のホームペー
ジから各市町村の計画を見られるようにしたい
と考えております。

○14番（依光晃一郎君） 公共施設等総合管理計
画、全ての市町村で計画ができるということな
んですけど、私の感覚では、本来は、個別の
施設を統合するしないということが決まって、
初めて数値目標が出るんだと思うんです。これ
からの議論は、逆に数値が先にできています。
コンサルに結構丸投げもあるような話も聞きま
した。そのコンサルが出してきた数字に実態を
合わせないといけないというのは、多分おかし
い話だと思います。そういう意味でいくと、数
値目標ではなくて、住民本位の前で議員とか
が議論できるようにということで、なかなか今

までやったこともないところなので、そこら辺の議論をぜひとも、また県としても支援していただきたいと思います。

私は、公共施設等総合管理計画においては、議会のチェック機能が非常に重要であると思っています。しかし、現状は、議員定数の削減により、建築に精通した議員に関して心細い状況ではと思っています。そういった状況の中で、これくらいの建物はこれくらいの設計費用であるというような、建物の適正単価の推計額がわかるような仕組みがつかれないかと思っています。

さて、ここで香美市に起こった公共施設に関する出来事について御紹介をいたします。香美市土佐山田町にある鏡野中学校では、武道館とプールの建てかえを決めました。武道館は、現在グラウンドに単独の建物としてあり、プールは、中学校の敷地から歩いて数分の場所に屋外プールとして設置されています。特に、プールは道路に面しており、女子生徒さんが泳いでいるのが丸見えということが昔から指摘されておりました。

そこで、香美市教育委員会は、プールを屋内プールとして武道館と合築の方針を決定し、卓球場とあわせて整備することとしました。この建物の概算見積もりは5億6,414万8,000円、コンクリートの2階建てで、1階の床面積が1,620平方メートル、2階が1,267平方メートル、合計2,887平方メートル、坪単価に直すと、5億6,414万円を875坪で割って、坪約64万5,000円の建物です。この武道館、プール合築の建物が、詳細設計後に、昨年香美市9月市議会にて増額補正が組まれました。内容は、設計監理委託料が218万円の増額補正、また本体に至っては5億4,714万円の補正予算となりました。5億6,000万円建てようとした建物が、倍の11億1,129万円になったということになります。

香美市議会が通した予算ですし、私にとやかく

言う筋合いではないかもしれませんが、将来の財政負担をコントロールするという、さきの公共施設マネジメントの考え方からいえば、年間予算約150億円の香美市において、5億6,000万円余の追加費用は大きな負担ですし、屋内プールの維持管理費用も考えれば、将来にわたって負担が発生するという点でも非常に残念に思います。もし、坪単価への基本的な基準があれば、もう少しチェック機能が働いたのではと思います。

建物の坪単価というものは、県内事例、県外事例をあわせれば、施設ごとの平均的な額は簡単に調べることができます。香美市の事例で言えば、武道館とプールという機能が全く違うものをくっつけたために、かえて平均的な坪単価よりも高くなったのではと思います。敷地の制約や工事の際の進入路の問題など、建物本体の工事とは別に発生する費用は除いて、純粋な建物だけの建設費について県内事例を集めた、県内平均坪単価というのは記録できるのではと思いました。香美市の例をとれば、武道館とプール、卓球場を合築で建てるということにしましたが、例えば、それぞれを単独に建てた場合の坪単価と維持経費、また合築した場合に削減できる坪単価と維持経費というようにシミュレーションができたなら、建設費が当初見積もりの2倍になるというような極端な事例は回避できたのではないかと思います。

高知県の市町村にとって、公共施設を建てるという業務は頻繁にあるわけではなく、行政職員が経験を積むということは非常に難しいことだと思います。そういう意味では、県内にある公共施設の建設坪単価とメンテナンス費用がわかる情報一覧システムがあれば、住民、議員を入れた検討委員会を行う場合でも役に立ちますし、行政職員にとっても、今後の公共施設等総合管理計画をつくる際にも役立つと思います。

そこで、課題解決先進県である高知県が、国に先駆けて、類似公共施設の坪単価及び毎年かかるメンテナンス費用を公表する仕組みをつくるお考えはないか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（梶元伸君） 類似公共施設の面積当たりの単価につきましては、総務省が公開しております、先ほど議員の御指摘もありました更新費用試算ソフトの中で、例えば、市民文化系施設、スポーツレクリエーション系施設といった、公共施設等の大きな区分ごとに、建てかえ、大規模改修の1平方メートル当たりの単価、例えば市民文化系施設の建てかえですと、1平方メートル当たり40万円ということが示されておりますので、市町村の皆様にとって大まかな参考にできるのではないかと考えております。

一方で、御指摘いただいたメンテナンス費用については、国からの参考値はありません。このため県が作成する必要がありますけれども、仮に市町村の皆様からデータを提供していただいても、施設の事情に応じて同じ床面積でも大きく異なるということが想定されますので、なかなか標準的な費用を算出するための分析は難しいのではないかと考えております。必ずしも市町村の施設の標準ではないのかもしれませんが、県の施設を材料に、メンテナンス費用というのはこれぐらいかかるということ整理した上で市町村にお示しするというところについて、研究をさせていただきたいと考えております。

○14番（依光晃一郎君） 前向きな答弁、ありがとうございます。県の施設の大体の坪単価というのは非常に参考になると思います。

それで、自分も、先ほど御紹介があったソフトの坪単価を見ましたときに、スポーツレクリエーション系施設というのが36万円、これが解体費を含むとなっています。香美市が60万円を超えていたということで、この時点で高いんで

すけれど、可能性として例えば、東京であったりとかだと、大手ゼネコンがあったりとか、技術力であるとか、建築資材の輸送コストであるとか、また人件費であるとかは、多分違うと思うんです。この計画自体が、全国一律の総務省のソフトということですが、高知県が先駆けてということであれば、多分地域ごとに建設業の力の差もあると思いますので、その辺もあわせて、ぜひ研究していただきたいと思います。

次に、建築、電気に関する行政人材の不足についてお聞きをいたします。市町村が発注する公共施設の発注業務を行う際には、公共施設ごとの市町村担当部局の職員さんが、建築に関する部署の協力を得て計画づくり、発注業務を行います。一方で、高知県内の市町村においては、発注業務に精通した職員さんをきちんと確保しているという自治体は少ないのではないかと考えています。

まず前提として、行政技術職とか技術職員という際に、土木と建築、そして電気に関して明確に区別することは余りないと思います。これまでも、市町村の技術職の養成について、県議会でも議論がなされているところですが、この議論は、南海トラフ地震に備えたインフラ整備や建設業活性化の視点から、主に土木職に関する議論が多かったのだと思います。

一方で、私が今回取り上げさせていただきたいのは、建築、電気に関する技術職についてで、育成というよりは、技術職がない前提でも行政事務が行えるような支援についてです。さきの香美市の事例の問題点は、香美市に建築に精通した職員がいないということであり、議会も、専門性が高い設計に関する部分のチェックはできなかったということだと思います。また、一般的に、建築物にはデザインと機能という2つの評価があつて、このバランスをいかにとるか

という視点が重要となります。デザイン的にはすぐれていても、実際に使う場面では使いづらいということがよくあります。また、デザイン的な特徴ゆえに、建設費用が増大したり、将来的なメンテナンス費用がふえたりということもあります。デザイン性と、メンテナンス費用を含む機能性のバランスをどうとるかということに関しては、素人では判断が難しく、専門家からのアドバイスを得られる仕組みができないかと考えるところ です。

建築士さんに、個別の公共施設について意見を聞くと、少しの設計変更で建設費が大幅に下げられたこと、またメンテナンス費用を低く抑えられる工夫があったのというような話があります。例えば、窓ガラスを考えた場合、足場を組まないと掃除できないのか、安全に外から掃除できる手段があるか、またそもそも窓ガラスが汚れないような建築上の工夫があるかなどという視点です。

現在では、詳細設計の入札が終われば、その設計士が全ての責任を負い、完成までは誰も口を出すことができません。しかし、新しい公共施設が建設された後になって、使う住民からの不満が出るというのはよくあることです。構想の立案、基本設計、詳細設計、工事発注後の微調整と、段階に応じて、参考にするしないは受注業者が最終判断をすることにした上で、設計士さんが物申すことができる仕組みをつくることは、住民のためにも、将来の業界の発展にも有益ではと思います。

そこで、今回の香美市の事例のような概算見積もりの誤りを防ぐために、状況によっては、日本建築家協会四国支部高知地域会や高知県建設技術公社など、専門的な外部チェック機能を活用することが必要となる場合もあろうかと思いますが、その前に、体制が脆弱な市町村において、同じような失敗を繰り返さないようにす

るためにも、市町村の建築に関する発注業務に関して、まずは県から十分なサポートを受けることができるような環境づくりをすることが必要であると思いますが、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（福田敬大君） これまで、県におきまして相談窓口を設けて、市町村に対し、公共建築工事の積算基準や入札の不調、不落に関するアドバイス等を行ってきております。また、公共建築に関します市町村からの求めに応じて、調査の基本設計に関するプロポーザルの審査員や調査検討委員会のアドバイザー等も務めております。また、国におきましても、各地方整備局に公共建築相談窓口を設け、市町村等からの公共建築に関する相談に応じているところでございます。

今後は、これまでのこのような対応に加えまして、市町村の建築工事の発注に必要な情報収集を支援するために、営繕業務に関する県と市町村の担当者会議を開催したいと考えております。この担当者会議では、県からの、営繕業務に関する情報提供、事例の紹介のほか、担当者が自由に意見交換を行う場を設けるなど、失敗を未然に防止するための情報も含めて共有を図ってまいりたいと考えております。担当者会議を通じて、県と市町村の担当者の連携が深まり、市町村が県へ相談しやすい環境づくりも図ってまいりたいと考えます。

○14番（依光晃一郎君） 前向きな御答弁で、担当者会議というのは非常に重要だと思います。この香美市の事例で言いましたら、教育委員会が所管として発注したということですので、例えば教育委員会の担当者の方も、建築課というところの職員さんだけじゃなくて関連するところも、ぜひ行っていただきたいと思います。

この問題は、香美市で地元ということで自分なりに調べさせてもらったんですけど、結構

いろんなところであるんだと思います。例えば、国のオリンピック、国立競技場もすごいデザインで、結局、変更になったというようなことから、国においてでさえやっぱり起こり得ることなんです。大きい建物を建てて、それが後から負の遺産にならないようにということ言えば、やっぱり、自分は、ある意味、業界内の取り組みとして、高知の建築士さんはそんなことは全くないというようなサポート体制まで行けばいいなと思っています。なかなかチェックとかというと難しいことだとは思いますが、何か日々の情報交換とか、そういう発注を受けた前の段階とか、いろんなことで防いでいくしかないのかなと思いますので、またぜひとも担当者会議を成功させていただくように、よろしくお願いたします。

次に、公共インフラのメンテナンスについてお聞きをいたします。県や市町村は、道路や河川などの公共インフラについても今年度末までに公共施設等総合管理計画を策定し、各施設管理者が、管理計画に基づき、橋梁やトンネルなど個別施設の長寿命化計画を平成32年度末までに策定することとされています。長寿命化計画の策定後は、各施設管理者が、計画に基づき、予防保全の観点から橋梁などの施設を計画的に修繕し、トータルコストの縮減に取り組むこととしております。このように、今後公共インフラは整備からメンテナンスに移行し、長寿命化計画に基づく施設の修繕業務が多くなると考えられますが、これらの業務を行う市町村の技術職員は、橋梁などのメンテナンス業務の経験が少ないのが実情です。

修繕業務を適正かつ効率的に実施するためには、メンテナンスに関する知識や技術の習得が必要と考えますが、市町村支援の今後の取り組みについて土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 県内に、市町村が管

理をいたします橋梁は現在1万167橋、トンネルが84カ所ございます。これらの施設の長寿命化対策として、計画的な維持管理に努める必要があります。このため点検、診断、修繕を実施するメンテナンスサイクルをしっかりと回していくことが重要でございますが、議員御指摘のとおり、市町村において業務経験の少ない技術職員が多く、これを補うための専門知識や技術の習得が課題となっております。

これに対応するため、平成26年7月に国、県、市町村等で構成します高知県道路メンテナンス会議を設置いたしまして、長寿命化対策を実施するための課題の解決策等につきまして、関係者で情報を共有していく取り組みを行っております。このメンテナンス会議では、技術支援の一環といたしまして、市町村職員が橋梁の点検技術を習得できる研修会を開催し、これまでに28市町村から延べ約130人の方に受講していただいております。また、国や県それぞれが主体となりまして、この橋梁の修繕の工法を選定するための技術講習会も開催しておりまして、これにつきましては26市町村から延べ約350人の方々に受講していただいているところでございます。

今後は、トンネルなどの構造物につきましても、国が実施しますこの研修や県が行う点検・修繕業務に参加していただくなど、市町村職員が経験を積むことができる機会を積極的に設けて、メンテナンスに関する知識や技術の向上に努めてまいりたいと考えます。

○14番（依光晃一郎君） 踏み込んだ対応をやっていただいているということで、ありがとうございます。これからは、公共施設等総合管理計画との整合性というところも、またポイントになってくるかと思っておりますので、そういう点でもよろしくお願いたします。

次に、指定管理者制度についてお聞きをいたします。高知県は、公共施設の運営に関して、

行政コストの削減と利用者サービスの向上を目指した指定管理者制度について、改善の検討を進めていると聞いております。私も、指定管理者の公募について、現行の、管理者しか応募がないという事例が多くなっているというのは、民間の力を呼び込むための仕組みが弱くなっているのではと思います、危惧するところです。

県は、県内事業者と県外事業者がグループで応募できる仕組みづくりや、事業者が応募する際の事業計画の見込みが立てやすくなるように、現状の利用状況や管理状況、また収支状況を示し、あわせて施設運営に必要な人件費や管理費の参考となる管理代行料の上限額の積算根拠も掲載することなど、改善に向けた努力を行っております。また、応募者からの事業提案を受け入れ、すぐれた提案に関しては一定額を管理代行料に上乘せする仕組みも導入することを検討しているということで、私はこの一連の改革に期待をしております。

そこで、例えば、指定管理者を募集する際に、応募者から古くなった設備を新たに更新するなどの提案を受け付けることで、新たなお客さんを呼び込み、収益を上げて利用者の満足度も上げることができるのではないかと思います。県は、指定管理者募集の際に、応募者から、設備の更新も含め、より幅広く事業提案を受け入れるお考えはないか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（梶元伸君） 指定管理者の募集に当たりましては、できるだけ多くの事業者の皆様に応募をしていただきまして、さまざまな御提案を通じて県民サービスの向上につなげていくことが重要でありまして、今さまざまな見直し、改善に取り組んでいるところでございます。

一方、公の施設における施設や設備の更新については、設置者である県の役割でございます。県において、その必要性を判断し、管理代行料

とは別に予算措置を講じるべきものでございます。指定管理者には、一定の管理代行料の範囲の中で、利用者によりよいサービスを提供していただくという役割を担っていただいておりますので、指定管理者の選定に当たりましては、現在の施設の効用を最大限発揮できるような管理運営についての御提案をいただいた上で、指定管理者の候補を選定することにしております。このことは、今後も変わりはないと考えております。

しかしながら、応募に当たってはもちろんのこと、指定管理期間開始後も、利用者サービス向上のために、設備の更新を含めてさまざまな御提案をいただくことは、設置者である県にとって有益であると考えております。指定管理者の候補者選定の審査における加点の要素とはならないですけれども、応募に際して、設備の更新を含めて幅広く御提案をいただけるような工夫をしていきたいと考えております。

○14番（依光晃一郎君） 一連の工夫、改革によって利用者の便益が向上する、本当にいい施設が高知県にたくさんある状況をぜひとも知っていただきたいと思っております。

次に、市町村にある県、市町村の教育関係施設の有効活用についてお聞きをいたします。私は、これまでも集落をどう残すのかということで議論させていただいておりますが、その集落の中心にある学校の施設に関して、もう少し知恵を絞れないかと考えております。国は、少子化に伴う児童生徒数の減少により生じた空き教室に関して、積極的な有効活用を自治体に要請しています。また、その中で、放課後児童クラブや保育所、社会教育施設等への活用事例を紹介しています。高知県においても「高知県地域による教育支援活動 運用の手引き／モデル事例集」を作成して、高知県内の先進事例を紹介し、学校支援地域本部事業や放課後子ども教室、放

課後児童クラブなどの活動が活発化しております。

香美市においては、物部町の大柵保小中学校支援地域本部が紹介されており、平成29年度からは物部コミュニティ・スクールとしてさらにパワーアップをいたします。この学校と地域と家庭の3者を結ぶ取り組みは、昨年7月には知事にも、対話と実行行脚にて御視察いただいたところです。この頑張る大柵地域の保育園、小中学校の取り組みが地域の活性化につながればと願うところです。

一方で、昨年夏に、大柵中学校、小学校それぞれのPTA会長に大柵保育園の保護者会長、3名の連名によりまして、物部町・地域存続に関するアンケート調査が、保護者と地域住民それぞれを対象に行われました。そのアンケート用紙には、香美市人口ビジョンの推計結果を載せておりまして、2016年3月の物部町の人口2,016人が、2060年には367人になるという推計を示し、どうやって学校を残すかという問題意識を保護者が強く共有していることがわかります。そして、具体策として、高知市の土佐山学舎のような小中一貫校の設置や山村留学制度などについても聞いています。結果は、小中学校を必要とする保護者は72.6%、地域住民は67.14%ということで、若い世代のほうが残したいという意欲はありますが、地域住民に関してははや諦めている方も多いように感じました。

大柵小中学校存続に関しては、若い子育て世代にいかにも物部町に住んでいただくかが大事であり、大柵小中学校の生徒さんの学力の高さや成長ぶりを見ていただいて、ぜひとも物部町に住みたいというような方々を呼び込むことができないかと考えるところです。理想を言えば、空き教室をシェアオフィスにして、お父さんは仕事、子供は教室で勉強というような、親子で人を呼び込めるような一歩踏み込んだことがで

きないかと思えます。子育てに関心を持つお父さんプログラマーの、子供と同じ建物で仕事をしたいというニーズをかなえる生徒募集の方法です。

また、文部科学省はプログラミング教育についても検討を始めていますが、プログラミング教育について実証実験を検討している民間企業を大柵小中学校の余裕教室に誘致して、プログラミング教育の実践校として、学校の生き残りをかけた取り組みができないかと考えるところです。

県は余裕教室の民間企業の利用についてどう考えるか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 学校の余裕教室を活用するに当たりましては、児童生徒などの安全及び教育環境の配慮が十分に行われることなど、学校教育の円滑な実施に支障が生じないということが前提でございまして、加えて地域の皆様の理解が得られるということが重要だと考えております。そういったことから、現在では放課後児童クラブなどの利用が多いというふうに承知をしております。

お話のありましたように、その地域の振興とか、あるいは学校教育との連携も行うということで、企業の利用ということは積極的に考えることができるというふうに思っておりますけれども、その際には、やはり先ほど申しました地域の皆さんの御理解をいただくということと、加えまして、児童生徒と出入り口を分けるなど、行き来を制限するような条件整備といったようなことは特に求められてくるというふうに思っております。

○14番（依光晃一郎君） ハードルが高いということやと思えます。地域の理解であったりとか生徒の安全ということが一番重要なことであると思えます。本当に、議論としては自分も続けていきたいというところで、やっぱり学校を残

すために一步踏み込んだというところでいったら——大栃小中学校を私も本当に残したいと思っていますし——そのときにそういう学力の高さと、プログラミング教育の実証というようなことで、例えばサテライトの部屋を使えるとか、来年度から、県も産業創造課というのをつくって、IT教育、コンテンツ産業の育成、プログラミング教育、ぜひそういうところでも、例えば大栃の生徒さんがそこで学んで、そして都会で勉強して、また大栃に戻ってくるという流れもできるんだと思います。だから、そういう意味でいったら、例えばそこで人脈づくりにもなったりとか、そういうところまで踏み込まんとだめかなというふうに思っています。

それとまた、利益を追求する企業ですから、わざわざ大栃小中学校に来るといふ企業はそれなりの思いを持ってくるような気がします。また、PTAに絶対参加してもらふこととか、そういうことをやれば、例えば学校地域協働本部事業でかかわってくれる香美市内、物部町の企業はあるわけですので、学校に対してすごく協力的な企業がたまたま学校の教室を使っているということであれば、そんなに違和感はないのかなと思います。ちょっと自分も提案ということですけど、ハードルが高いこともよく承知していますが、またそういう思いで質問させていただきましたので、よろしくお願ひします。

先ほどは民間企業の学校への入居事例ということでしたが、総合型地域スポーツクラブの入居はどうでしょうか。高知県は、来年度から、スポーツ課を新設し、競技力の向上、生涯スポーツの推進を目指し、あわせてスポーツツーリズムによる交流人口の拡大も目指しています。

私は、スポーツの普及に関して、県内でも設置が進んでいる総合型地域スポーツクラブについて期待するところです。例えば、体育館に総合型地域スポーツクラブが入り、土日と夕方の

時間の体育館の利用についての管理や、学校が使っていない平日の時間帯に、高齢者の体操教室を空き教室や体育館で企画するなど、地域の方が気軽に学校に来れる体制をつくります。また、物部地域を例にすれば、塩の道という、赤岡までの山道を走るトレイルランニングやサイクリングイベントなど、地域のスポーツツーリズムを引っ張る存在になっていただきたいと思っています。そして、スポーツツーリズムの事務所機能が学校にあることを知った子育て世代が、学校の取り組みにも興味を持ち、大栃小中学校に入学してくれるなど、親御さんとの接点をつくることもできるのではと思います。地域のスポーツへの取り組みを総合型地域スポーツクラブに位置づけ、地域の拠点である学校に事務所を設置していくことは、意義があることと思います。

そこで、総合型地域スポーツクラブを通じた地域活性化に対する期待について教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 総合型地域スポーツクラブは、全ての年代を対象として、多様な種目や、志向に応じたスポーツ活動を実施するとともに、スポーツとスポーツ以外の活動を組み合わせるようなことなども含めまして、地域の事情に応じたさまざまな活動を行っております。こうした特徴を生かしまして、学校の施設を有効利用することができれば、中山間地域や過疎地域においても、交流人口の拡大につながるようなイベントや、生きがいつくりにつながるスポーツ教室など、地域の実情に応じた取り組みを実施することが可能であるというふうに思っております。

さらに、現在県が行っております、複数の市町村や総合型地域スポーツクラブが地域の枠を超えて連携をし、スポーツに関する課題を解決しようとする、スポーツを通じたエリアネット

ワーク事業などを通じて、総合型地域スポーツクラブの活動が広がり、地域の活性化につながるといったことも期待できるのではないかと、うふうに考えております。

○14番（依光晃一郎君） 済みません。確認ですが、このスポーツクラブが学校に事務所機能を置くということはできるのかできないのか、そこだけ端的にお願いします。

○教育長（田村壮児君） そのこと自体は可能だと思います。ただ、先ほど申しましたような形で、教育に支障がないという配慮が必要だというふうに思いますけれども。

○14番（依光晃一郎君） 入れるということで、民間企業ではないんで入れるのかなというところですが、自分、県外の事例とか見ていると、体育館の用具室を改造して、事務所機能があるというのを見ました。それができれば、よく学校と地域が一緒になってやるというところで、学校地域本部事業とかも見ますけれど、やっぱり何かがないといけないということで、学校側の先生とかが連絡をして、来てもらってというようなことで、逆に地域の住民の方も、呼ばれないとなかなか行けないというところもあると思います。

ただ、スポーツクラブであれば、いつ行ってもいいというか、入り口とかをどうするんかという安全面の配慮はあるかと思うんですけど、会員さんは入れるとか、顔見知りというか、そういう方が入る分には全然問題ないかと思えます。そういう意味でいくと、今教員の多忙化という話もあるかと思うんですけど、例えばサッカークラブの事務所がそこにあって、生徒さんに夏休みとかでも教えてくれるとか、もしくは部活を手伝ってくれるとか、何か広がりがあるような世界があると思います。それと、なかなか総合型スポーツクラブ自体が運営がうまくいっていないところもあって、香美市にもあっ

たんですけれどもなかなかうまくいわずに、何かちょっと活動が停滞しているようなところもあるので、ここを学校に入れる前提で考え直すと、いろんなことが解消できるような気がします。地場の大柄の話をしましたけれど、そういうところが何か学校の魅力になったりとか、あとは体を動かす体験だったりとか、いろいろ可能性はあるかと思えますので、この点はぜひ検討をお願いします。

次に、公立学校の廃校発生数についてお聞きをいたします。国は、公立学校の年度別廃校発生数をホームページに公表しておりまして、高知県においては平成14年度から平成27年度で、小学校が101校、中学校が18校、高校が5校となっております。

この計124校について、施設が現存している学校のうち、活用されているもの、いないもの、それぞれの数について教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 昨年5月1日現在で、124校のうち建物が残っているものは109校でございます。そのうち利用されているものが79校、利用されていないものが30校ということになっております。

○14番（依光晃一郎君） ありがとうございます。現存している学校のうちの30の学校については利用されていないということがわかりました。

活用されているものに関してはどういった施設に活用されているのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 代表的な例といたしましては、海洋堂ホビー館といったようなこともございますけれども、全体的に申しますと、体育館やグラウンドを活用した社会体育施設という活用が27校、それから公民館などの社会教育施設としての活用が18校、体験交流施設として

の活用が15校、シェアオフィスなど企業の活用が14校、あとデイサービスなど老人福祉施設の活用が5校、集落活動センターとしての活用が7校などでございます。

○14番（依光晃一郎君） 廃校になった学校の有効活用について、ホビー館というのは本当にすばらしい観光の施設になったということで、本当に地域の方も喜んでいるのではないかなと思います。そのほかにも、集落活動センターやシェアオフィスなどの新たなコミュニティスペースなど、高知県では有効活用が本当に進んでいることがわかりました。

一方で、こういった施設の有効活用については、市町村がリーダーシップをとらなければ有効な利用方法の議論が進まないのではと思います。香美市の例で言えば、大栃高校の校舎利用について、現在有効な跡地利用の議論は進んでいません。私は、今後も適切な投資と管理をすれば、地域の発展に貢献できる施設だと思いますし、現状では、歴史民俗資料館の資料。体育館もあるので、こういった資産を有効に活用できる知恵を、民間の力で呼び込めないかと考えるところです。

例えば他県の事例では、静岡県掛川市が、掛川城と周辺施設の指定管理を、ホテル経営を主体とする民間企業に委託し、指定管理料を最終的にはゼロにできる提案を受けたという事例があります。この事例は、ホテルを経営する民間事業者が、観光客の掛川市での滞在時間を延ばすための提案を行い、宿泊者の増によって利益を確保するというモデルです。

廃校になった学校施設にこのモデルをそのまま用いることは難しいと思いますが、民間を呼び込むということでは、田舎に事業所を移したいと考えている企業が、シェアオフィスを開設している全国の自治体を調べて移るのではなく、移りたい理想のシェアオフィスを設計し、行政

に整備してもらった上で自分の企業の事業所とするような新たな仕組みはできないでしょうか。企業は、自分の企業が理想とするシェアオフィスを造成して、自分の企業が入るということであり、自社所有の設備以外は、行政が建物の改修などの費用を負担する形なので、投資が少ないというメリットがあります。このアイデアは、施設を管理する県及び市町村にとっては、その施設の詳細な設備の状況や耐用年数などを開示すればよいだけであるので、提案がなければ現状維持ということで、本当に企業が来るのだろうかという不安も金銭的なリスクもありません。

使用目的を失った公共施設の有効活用を進めるための取り組みについてどうか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（梶元伸君） 使用目的を失った公共施設の有効活用というのは重要でございます。総合管理計画案でも、有効活用の推進方針について記載をしております。

御提案いただいた内容でございますけれども、あくまで公共施設の一般論として申し上げることになると思いますが、公募するとはいえ、特定の民間企業の御提案を踏まえて、県費で施設改修をするということになると思いますので、公共性や公益性という観点がある取り組みと言えるのか、あるいは改修に要した費用を当該企業からどの程度回収するのか、あるいは当該企業が撤退するリスクをどう考えるかなどの問題があるのではないかとということが、一般論としてはそういうことではないかと思えます。けれども、単に処分するという以外の有効活用について、民間から幅広いアイデアを募るということは大変有意義ではないかと考えております。

総合管理計画案においても、今後は使用目的を失った公共施設についての情報を積極的に公表するというを予定しておりまして、その際、有効活用の方法についての御提案をいただ

けるような工夫を考えたいと考えております。

○14番（依光晃一郎君） さっきも、30校がまだ使われていないということですが、これが宝の山になる可能性もあって、なかなか地元では、知恵を出すというのは本当に難しいことだと思います。そういう意味では、御答弁の中に、広くアイデアを募集するということがあって、やっぱり都会にいる方も、自分が理想とするところだったら移りたいというようなニーズもあるかと思うんです。だから、そういう意味でいったら、こういうところが理想ですよというようなところを教えてもらいながら、行政が勝手にこういうものだと思って改修して、来たいなと思ったけれど、何か違うなと思って変えるというのはもったいないと思うので、何かそういう工夫もあってもいいのかなと思います。

それと、大栃、大栃とずっと言っているんですけれど、大栃高校は平成18年9月定例会で廃校が決定しまして、平成21年7月より香美市主導の検討会議が設置され、3回の会議、その後県主導による検討会議でも3回検討して、平成23年1月に、産業施設か福祉施設として利活用する方針で、公募案を完成させたということでした。大栃高校の利活用については、1回公募まで検討が進んでいたという状況がありましたけれども、その当時の県教委から、歴史民俗資料館の資料の一時保管場所として利用したいということで、この活用自体が消えてしまった。さらに、県立図書館の図書であるとか公文書も、大栃高校のほうに今保管されています。住民にとってみると、公募をやるところまで行って、やるぞというところが、出ばながくじかれた形になり、さらに倉庫かよというようなこともあったんです。

ただ、それはもうしょうがない話なんですけれど、これから図書館もできて、公文書館の議論も進んでということになると、スペースがあ

いてくるんです。ですから、このスペースのあいたところに、しっかり自分もいろんな知恵を出して、またいろんなハードルがあるかもしれないですけど、やっぱりチャレンジしたいという思いがありますので、その点はぜひとも御協力いただきたいと思います。

きょうは自分、余り得意分野ではないんですけど、公共施設について議論させてもらったんですけど、やっぱり地方議員としてこれから絶対押さえておかんといかんというのが、市町村の総合戦略、そして人口ビジョン、それと公共施設等総合管理計画、この3つはある意味、地方議員が絶対踏まえておかんといかん三種の神器と自分は思っています。そういう意味で言うたら、政治も停滞しているんですけども、やっぱり人がおらんところだからこそ議論せんといかんという、まさに分野だと思います。

そういう意味では、何か議員をどんどん減らしていかんといかんということですが、やっぱり人が減っているところの議員を残していただくというようなことも、ぜひとも同僚議員、先輩議員の皆さんとも一緒にやっていきたいと思ひますし、そういう意味では、明るい未来をつくるためには、やっぱり議員の力が重要だということをきょうの締めにさせていただきます。私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、依光晃一郎君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（武石利彦君） これより議案の付託をいたします。

(議案付託表配付)

○議長(武石利彦君) ただいま議題となっている第1号から第63号まで及び議発第1号、以上64件の議案を、お手元にお配りいたしてあります。議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末474ページに掲載〕



○議長(武石利彦君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から16日までの9日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月17日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月17日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時45分散会

平成29年 3月17日（金曜日） 開議第8日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員
 職務代理者 坂田 和子 君
 監査委員
 局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
 事務局 次 長 弘 田 均 君
 議 事 課 長 横 田 聡 君
 政策調査課長 西 森 達 也 君
 議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
 主 幹 浜 田 百賀里 君



議 事 日 程 (第 8 号)

平成29年 3月17日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成29年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計予算

- 第 14 号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成28年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 33 号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金

	助成事業特別会計補正予算		社サービス事業の設備及び運営に関
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県債権管理条例議案	第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	追加	
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福	第 64 号	高知県監査委員の選任についての同

意見案

第2

議発第2号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案

追加

議発第3号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書議案

議発第4号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書議案

議発第5号 ニホンウナギ資源の適切な管理と持続的な利用に関する意見書議案

議発第6号 カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書議案

議発第7号 共謀罪の創設に反対する意見書議案

議発第8号 南スーダンPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書議案

第3 常任委員の選任

第4 議会運営委員の選任

追加

継続審査の件

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙

第5 議席の一部変更の件



午前10時開議

○議長(武石利彦君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

知事から、商工労働部長中澤一眞君が病気のため本日の会議を欠席するとの通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

(委員会審査結果一覧表 巻末500ページに掲載)



委員長報告

○議長(武石利彦君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第63号まで及び議発第1号、以上64件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長加藤漠君。

(危機管理文化厚生委員長加藤漠君登壇)

○危機管理文化厚生委員長(加藤漠君) 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案、第20号議案から第23号議案、第28号議案、第29号議案、第37号議案、第38号議案、第41号議案、第44号議案、第46号議案から第49号議案、第51号議案、第52号議案、以上19件については全会一致をもって、第40号議案、第50号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しま

した。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、石油基地等被害想定調査等委託料について、執行部から、浦戸湾沿岸部においては、南海トラフ地震の津波による瓦れきや車両、船舶の漂流とともに、石油施設等から流出した油による津波火災の発生が懸念されるため、瓦れきや石油等の漂流の様相のシミュレーションを行い、津波火災の発生リスクの高い箇所を想定するための経費であるとの説明がありました。

委員から、津波火災が沿岸部に立地する津波避難ビルなどに燃え移ることが懸念される。今回のシミュレーションの結果、燃え広がるおそれがある地域に津波避難ビルなどがあった場合は、高知市とも連携した対応が必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、燃え広がるおそれがある地域などを明確にするためにシミュレーションを行う。石油基地等地震・津波対策検討会には高知市も参加しており、長期浸水も含めた対策についてともに検討していきたいとの答弁がありました。

次に、物資配送計画作成協議会運営委託料について、執行部から、平成28年12月に学識経験者や国、市町村、民間事業者の参画を得て検討協議会を立ち上げ、今年度中に物資配送計画に関する基本方針を取りまとめることとしている。平成29年度はこの基本方針に基づき、市町村や民間事業者と連携して運営マニュアルを策定することとし、これに係るワーキンググループ会議の運営や資料の作成に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、東日本大震災や熊本地震の際には、被災地への物資の配送方法が問題になった。このことにしっかり対応するために検討協議会を

立ち上げたと思うが、被災地を訪問するなどして状況をよく把握した方が参画しているのかとの質疑がありました。執行部からは、基本方針の作成には、学識経験者や国、市町村に加えて、東日本大震災や熊本地震の際に実際に物資を配送した民間事業者等に参画していただいている。来年度は、当該メンバーを中心としたワーキンググループで各拠点からの配送についての運営マニュアルを作成していくとの答弁がありました。

次に、消防防災ヘリコプター運航管理費について、執行部から、整備士資格の取得のための研修や新しいヘリ基地の外構工事及び現状の事務所、格納庫の解体撤去工事などに要する経費である。また、4名のヘリ操縦士のうち1名が2月に早期退職し、再任用職員の1名も本年度末で退職することから、平成29年度は操縦士2名での運航体制となる。ヘリの運航については1機運航を基本としており、2名体制で直ちに困ることはないが、いざというときには2機同時の運航もあることや、今後の人材育成の面からも、早期に募集を行い4名体制にしていきたいとの説明がありました。

委員から、2名体制での運航は操縦士への負担が大きいと思うが、今後の対応はどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、新規採用をもちろん考えているが、運航できるまでには免許取得後3年程度は必要なことから、民間会社からの派遣も検討してみたいとの答弁がありました。

別の委員から、2名体制での運航による身体的な負荷によって、さらに厳しい状態になることも考えられる。早急に体制整備の課題を議論し、人材確保のために必要となる財政措置についても検討すべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、操縦士とは定期的に面談しているので、現場の声も聞きながら必要に応

じて総務部とも協議していききたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、歯科保健事業費について、執行部から、虫歯予防に効果があるフッ化物洗口の普及等に伴い、3歳児の1人平均虫歯数の減少が見られる一方で、実施率に地域間格差が生じるなどの課題がある。このため1人平均虫歯数の多い市町村への支援を強化するとともに、実施率が低い市町村を対象に、学校・保育関係者との調整を行うなど、きめ細やかな支援を実施するための経費であるとの説明がありました。

委員から、フッ化物洗口の実施率は高知市とそれ以外の地域との格差が大きい。県全体の子供たちの歯と口の健康づくりには高知市でのさらなる実施の促進が必要だと思うが、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、県教育委員会と連携した高知市教育委員会への働きかけとともに、さまざまな角度から導入に向けて取り組みを進めており、少しずつ実施校もふえてきている。また、市の保健所や歯科医師会の協力を得て保育所や幼稚園での実施に取り組んでおり、将来的にさらに多くの学校での導入につながるきっかけづくりをしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、医療機関連携情報システム構築事業費補助金について、執行部から、急性期医療機関から地元の医療機関への転院や退院調整の仕組みづくりの促進を図るため、空き病床の情報などがリアルタイムで検索できる医療機関連携情報システムの整備に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、今後人手が不足していく中、省力化という意味でも大変重要な取り組みになってくると思うが、このネットワークにはどれくらいの機関の参加を想定しているのかとの質疑が

ありました。執行部からは、一部の急性期病院だけではなく、回復期、慢性期の病院にも数多く参加していただく必要がある。まずはシステムの趣旨について高知大学とともに各医療機関に対して説明し、御意見を聞くなどしながらシステムをつくり込んでいききたいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、あつたかふれあいセンター事業費について、執行部から、地域福祉の中核を担う拠点としてあつたかふれあいセンターの整備、運営を支援する経費である。来年度からは、口腔ケアや高齢者の低栄養といった課題にも対応するために、歯科衛生士や栄養士も派遣職種の対象とするなどの機能強化にも取り組むとの説明がありました。

委員から、中山間地域での人材が不足していく中、派遣職種を拡充することのことだが、今後はそういった専門職の人材育成とともに、視野を広げ柔道整復師などの地域人材を活用し、地域住民の健康維持や機能回復を支えていく体制も必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、あつたかふれあいセンターでは徐々に専門的なサービスも求められるようになってきている。運営主体や市町村ともコミュニケーションを密にして地域のニーズを拾い上げ、さらなるサービスの質の向上や拡大を図っていききたい。また、地域人材の活用についても地域から求める声があれば検討していききたいとの答弁がありました。

次に、子どもの未来応援事業費について、執行部から、こども食堂の取り組みを県内全域へ広げるため、開設の検討、立ち上げの段階から、立ち上げ後の活動の継続、充実を図っていく段階まで支援を行うとともに、こども食堂支援事業費補助金を創設して、開設、運営に意欲のあ

る民間団体等に対して助成を行うなど、総合的な取り組みを進めるための経費であるとの説明がありました。

委員から、こども食堂を実施している団体などが交流を深める子どもの居場所づくりネットワーク会議については、当該事業の補助を受けていない団体等も参加することは可能かとの質疑がありました。執行部からは、補助の有無は会議への参加要件ではないので、さまざまな団体等に参加してもらい、つながりを広げていきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、文化芸術振興ビジョン推進事業委託料について、執行部から、文化芸術振興組織であるアーツカウンシルの機能を充実させるために県文化財団に専任職員1名を配置し、アドバイザーの助言も得ながら、観光イベントや文化施設における文化芸術の発表機会の創出などの文化芸術活動への支援や、地域での文化芸術活動を牽引する人材の育成、また県内文化芸術の情報発信などの取り組みに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、文化芸術活動に取り組んでいない方々への対応には、事業の企画、運営だけではなく、時間や金銭的余裕がない中でも文化芸術に接することができる工夫が必要だと思うがどうか、また文化芸術の情報発信をどのように充実していくのかとの質疑がありました。執行部からは、県も連携しながらアーツカウンシルが中心となって、人が集まる場所で文化芸術活動を発表する機会を創出していきたい。文化芸術情報については、文化芸術団体に近い立場の文化財団の体制を強化し、リアルタイムの情報を集めるとともに、例えば市町村で取り組んでいる団体やイベントの情報を一元化していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後文化芸術振興ビジョンの推進に当たり重要な柱となる文化芸術活動にかかわる人口の拡大に向けて、より具体的な施策についても検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、高知版ファミリー・サポート・センター運営費補助金について、執行部から、国の補助要件を満たさない会員数50人未満の小規模なセンターを県独自に支援する補助制度を創設し、昨年11月香南市に高知版の新たなセンターが開設されたが、市町村への意向調査の結果なども踏まえて、県内全域への今後の普及の加速化に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、意向調査の結果、17市町村から、ニーズがない、または不明と回答があったとのことだが、ニーズがないとは考えにくいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、ファミリー・サポート・センター自体の認知度が低いことから、地域住民からの開設の要望が市町村に上がっていないのではないかと考えている。来年度は、既存の3つのセンターの取り組み状況を映像化し、県内各地のイベントや子育て関連施設等での上映を通じて認知度向上に取り組む、各市町村におけるセンター開設に向けた機運の醸成を図りたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ファミリー・サポート・センターの提供会員になるには研修の受講が必要であるが、研修時間が長いことから負担が大きいと感じる方もいると聞いている。子供を預かる重要性を考えれば研修は必要と思うが、例えば研修を分割して1回の時間を短縮するなどの対応はできないかとの質疑がありました。執行部からは、県が実施する子育て支援員研修は6日間で30時間だが、ファミリー・サポート・センターを開所する市町村が行う研修は2日間で12時間となっている。研修の質は確保しなければならないので、実施方法については、受講

者の声も聞きながら市町村と協議していききたいとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第20号「平成29年度高知県電気事業会計予算」のうち、風力発電所更新可能性調査委託料について、執行部から、大豊と甫喜ヶ峰の風力発電所は運転開始から十数年が経過し、またFIT制度による売電がそれぞれ平成31年と平成36年に終了するため、今後の更新の可能性の検討が必要であるが、送電線の空き容量や風車の機種に課題がある。今後の風力発電事業の方向性を見きわめるための課題への対応や採算性などの調査を含め、事業継続の可能性の検討を行う経費であるとの説明がありました。

委員から、県内では送電線の空き容量が不足していることから、新たに再生可能エネルギーを利用した発電事業に参入したくてもできない状況にある。再生可能エネルギーの導入拡大のためにも、接続容量の確保に向けて四国電力に対して要請してもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 商工農林水産委員長明神健夫君。

(商工農林水産委員長明神健夫君登壇)

○商工農林水産委員長(明神健夫君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案から第16号議案、第23号議案、第30号議案から第33号議案、第53号議案、第59号議案、第60号議案、第61号議案及び議発第1号議案、以上18件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事

項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、IoT推進事業費について、執行部から、本年度第1次産業において課題の抽出を行っているIoT活用プロジェクトを対象に、課題解決につながるシステムを構築するための専門家の派遣や人材育成などを行う経費であるとの説明がありました。

委員から、第1次産業でIoTを活用していくための課題は具体的にどのようなものがあつたのかとの質疑がありました。執行部からは、農業については、今後の作業指示などにIoTを活用するために、これまでの作業状況などをデータ化する必要があることや、農林水産業全般を通して、長年の経験と勘に頼ってきたことがデータとしてほとんど蓄積されていないことがわかったとの答弁がありました。

別の委員から、県が進めるIoTの活用には、中山間地域の課題解決と、ビジネスとしてIoT産業の振興の両面があると思うが、どちらにウエートを置いているのかとの質疑がありました。執行部からは、本県が抱える少子高齢化、人口減少、また中山間地域の課題に対し、IoT技術を使い解決を図っていくことが県民の生活を守ることにつながり、さらにその結果としてIoT技術を活用したシステムがビジネスとして展開していくものと考えているとの答弁がありました。

次に、中山間地域等商業振興事業費補助金について、執行部から、中山間地域では商店の減少が進み、地域住民の利便性が確保されていない状況にあることから、地域で商業の活性化を進めるグループの新たな取り組みを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、中山間地域の商店街がますます困難に直面している中で、チャレンジショップな

どの支援事業とあわせて、地域の商店街全体を支えていくことが必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、地域のリーダーを発掘し、商店街の戦略を立て、取り組みを進めていくことが重要だと考えている。このため、空き店舗対策を初めチャレンジショップや店舗の魅力向上の事業など、戦略に沿った効果的な支援を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、薬用作物指導力強化促進事業費について、執行部から、中山間地域の有利品目として定着しているミシマサイコなどの薬用作物の安定生産と農家所得の向上を図るため、薬用作物の専門指導員を配置する経費であるとの説明がありました。

委員から、ミシマサイコの生産に当たってはこういった課題があるのかとの質疑がありました。執行部からは、ミシマサイコは冬場の厳寒期の収穫、水洗いの作業や夏場の除草作業があり、非常に労力がかかる。また、人を雇用して栽培面積を拡大するには、10アール当たり30キロ以上の生産量上げる必要があることから、規模拡大が困難な実態があり、現状は栽培面積が一時期の約30ヘクタールから26ヘクタールまで減っている。一方で、30キロ以上の生産量上げる農家の比率がふえてきているとの答弁がありました。

別の委員から、ミシマサイコ生産性が越知町以外の地域は低いという状況があるが、専門指導員の役割をどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、専門指導員には、県内の生産の状況や篤農家の技術などを勉強してより専門性を高めてもらい、県内を巡回指導することにより、県全体の収量増の牽引役となってもらおうことを考えているとの答弁がありました。

次に、防除技術普及事業費について、執行部から、害虫については、農薬のかわりに天敵昆虫を利用するIPM技術により省力的な防除が定着してきているが、病害防除については、殺菌剤の散布が必要なことから省力的な防除技術の開発が求められている。このため、公的機関である日本植物防疫協会に農薬の登録試験を委託する経費であるとの説明がありました。

委員から、ナスのすすかび病の発生面積が天敵昆虫導入前よりふえている要因は何か、また今回新たに日本植物防疫協会に委託することとなった経緯と、農薬の登録試験のスケジュールはどうかとの質疑がありました。執行部からは、殺虫剤とあわせて殺菌剤を使用していたが、天敵昆虫の使用により殺虫剤を散布しなくなったことから、殺菌剤の散布量も減ってきて、ナスのすすかび病などの病気が発生するようになったという背景がある。このため、殺菌剤についても省力的な病害防除技術と農薬の登録が必要である。こういった技術や農薬の開発は、従来農薬メーカーが多く時間と費用をかけて行っていることから、本県が日本で初めて、日本植物防疫協会に環境に優しく省力的に防除できる農薬の登録試験を委託しようとするもので、そのスケジュールは1年から3年と考えているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、CLT等輸出検討委託料について、執行部から、今後木材利用の拡大が期待できる東アジアにCLTを含む県産材の輸出を進めるため、現地のモデル建築における活用や展示会などを通じて建築流通に関する調査を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、CLTの輸出に関してどのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、台湾が日本と同じように地震の多

いところであり、建築物についての安心・安全の意識が高いことから、台湾での建築コスト、流通などの課題を探り、見つかった課題の解決を図りながら、輸出に向けて取り組みたいとの答弁がありました。

別の委員から、台湾は湿度が非常に高く、木材の害虫による被害が起きやすいという話を聞くので、防虫加工をしっかりとして輸出するようにとの意見がありました。

次に、牧野植物園磨き上げ整備事業費について、執行部から、平成30年度の秋のオープンに向けた施設整備や夜の植物園を定期開催するための照明設備に係る測量設計、また県外、国外からの誘客を強化するための事業戦略策定などに係る経費であるとの説明がありました。

委員から、施設整備に当たっては、障害者の方の視点に立ったものとなるのかとの質疑がありました。執行部からは、磨き上げ整備検討委員会のメンバーである子育てサークルや社会福祉団体などの委員の意見も伺った上で、障害者の方も利用しやすい施設となるよう整備したいとの答弁がありました。

別の委員から、障害の種別によって不自由だと感じるところが異なってくるので、さまざまな障害者の方の意見も聞いて、人に優しい施設となるようとの意見がありました。

次に、第59号「県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案」について、執行部から、高知県自然保護基金により取得した足摺宇和海国立公園内の土地について、土佐清水市が竜串野営場公園として整備、管理することにより、すぐれた自然の保護及び利用増進に効果があると認められることから、高知県自然保護基金条例第4条第2項の規定により、土佐清水市への無償譲渡について県議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、譲渡後の状況をどのように把握し

ていくのかとの質疑がありました。執行部から、譲渡契約の条項に、土佐清水市から毎年、利用客数や総経費の状況などの報告を求めることを盛り込むとの答弁がありました。

次に、議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」について、提出者より、全国有数の森林県として、県土を保全し、森林の自然的・経済的恩恵を後世に継承していくとともに、林業関係者や行政はもとより、県民が一体となって、県産木材の供給及び利用を促進するために、この条例議案を提案するとの説明がありました。

続いて、執行部から、この条例は、川上から川下までの総合的な取り組みを進めるものになっており、県が進める産業振興計画の林業分野での取り組みの方向性を導くとともに、今後の県の取り組みを推進する上でのよりどころとなるものであると考えている。また、県の責務や県民、木材産業事業者などの役割が明示されており、官民協働で木材産業の振興に取り組んでいこうとする動きが活発化していくものと思われることから、大変有意義な条例であると考えているとの意見がありました。

委員から、この条例に関して県民に対してどのように啓発をしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、関係団体への周知はもとより、県のホームページや広報誌を活用して県民、事業者等に広くお知らせをしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、全国でのこのような条例の制定状況はどうかとの質疑がありました。提出者及び執行部から、この条例のように、川上から川下までの総合的な取り組みを盛り込んでいるものはほとんど例がなく、また4県が木材の利用に重点を置いた条例を制定しているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、水産加工施設等整備事業費補助金について、執行部から、水産業クラスターの核となる水産加工施設を整備する民間企業を対象にした新たな支援制度を創設するものであるとの説明がありました。

委員から、支援制度の中の雇用に関する部分は、正規か非正規かについて明記されていないが、不安定な非正規雇用ではなく、正規雇用でできるだけ雇ってもらうことが必要であると考えたかどうかの質疑がありました。執行部からは、水産加工業者に対して、できるだけ多くの従業者を正規職員として雇用していただけるようお願いしていくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 産業振興土木委員長西内健君。

(産業振興土木委員長西内健君登壇)

○産業振興土木委員長(西内健君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案、第17号議案、第18号議案、第23号議案、第34号議案、第35号議案、第54号議案、第55号議案、第58号議案、第63号議案、以上12件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、起業支援業務委託料について、執行部から、こうち起業サロンの取り組みを中心とした起業等へのサポートを行う経費で、新たに起業コンシェルジュを配置し、起業サロンの常設化

とプログラムの一層の充実を図っていくとの説明がありました。

委員から、起業推進室の設置に伴う本年度の取り組みの総括について質疑がありました。執行部からは、起業・新事業展開に関する相談に積極的に対応したほか、起業等を希望される方と先輩起業家や支援機関などが集う、こうち起業サロンを開設し、現在162名が会員となっている。こうした方々をふやすとともに、各ステージに応じたきめ細かなサポートを行うため、来年度は起業サロンの機能を強化するとの答弁がありました。

別の委員から、起業コンシェルジュが起業支援の成否の鍵を握る部分が大きいと思われるが、その人選と相談等の体制をどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、起業コンシェルジュの仕事は、起業希望者の日々の相談に応じるほか、高度な相談の場合には専門家につなぎ、カルテもつくって進捗管理を行うため、起業の経験者が望ましいと考えている。週5日勤務を想定しているが、複数のコンシェルジュが組む形の常勤体制も考えられるとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域での起業も望まれるが、起業サロンの会員の地域的偏在はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、起業を志す会員のうち半数は高知市の方であり、中山間地域においては、移住支援団体とも連携して、起業サロンに連動する形で、相談・サポート体制を組むこととしている。そうした中山間地域のサテライトサロンに集う方々にも、高知市内で開催する起業サロンに参加いただき、いろいろな人と交流し、ネットワークを築いていただくこともあわせてやっていきたいとの答弁がありました。

次に、輸出促進企業支援事業委託料について、執行部から、高知県貿易協会に委託し県内企業

の貿易活動を支援する貿易促進コーディネーターを引き続き配置するとともに、新たに輸出に関して人脈や知見を持つ専門家を貿易推進統括アドバイザーとして委嘱する。また、海外で展示商談会への出展やフェアを開催するなど輸出拡大に向けた取り組みを行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、貿易推進統括アドバイザーはどこで勤務することになるのかとの質疑がありました。執行部からは、貿易推進統括アドバイザーには、県内企業を訪問してもらったり、県もアドバイスを受けるとともに、台湾を中心に海外へ同行してもらいセールス活動を行うなど、活動の場は台湾と高知県内がかなり多くなると想定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、水産物を輸出基幹品目としているが、水産加工品や鮮魚など、具体的にはどういう品目や形態を想定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、冷凍のブリやタイなど量が期待できるものを基幹的に輸出していく戦略を立てている。飲食店や商社への売り込みは県も一緒になって行っており、シンガポールや香港などに高知の鮮魚を大いにアピールしていきたいとの答弁がありました。

次に、中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、中山間地域生活支援総合補助金について、執行部から、過疎化、高齢化に伴う生活環境の悪化が大きな課題となっている中山間地域において、日用品や生活用水、移動手段的確保に向けた市町村の取り組みに対し助成するものであるとの説明がありました。

委員から、かねてからこの事業を続けてきているが、生活用水確保のために整備が必要な地域、集落はどれぐらい残っているのかとの質疑がありました。執行部からは、整備を要する箇

所を本年度調査した結果、172カ所で整備が必要となっている。市町村には、その全ての整備に向けた5カ年計画を策定してもらい、初年度となる来年度は46カ所分の要望を受け、予算計上している。早急な整備に向け、必要な予算は5カ年間しっかり確保していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業で整備した施設でも老朽化の問題が生じ始めているところもあるが、維持管理対策の要望はないのかとの質疑がありました。執行部からは、老朽化した施設の更新も補助対象としており、高齢化が進む中で、より簡単に維持管理できるものへの整備にも応える仕組みとしているとの答弁がありました。

次に、航空需要調査委託料について、執行部から、LCCなど新たな航空路線の誘致に当たり、課題となる県内及び就航先での潜在的な需要などを把握するため、インターネット調査を委託する経費であるとの説明がありました。

委員から、LCCを利用する方の多くはインターネットを使っており、非常に効果的な調査であると思う。多くの情報を収集して航空会社に提供すれば、本県への路線開設の意欲を高めてもらえるものと期待ができるが、改めて意気込みを聞きたいとの質疑がありました。執行部からは、新たな航空路線の誘致に当たり、行政支援や地元の熱意も重要なファクターであるが、航空会社からは、行政からの支援がなくなった後も路線を維持できるだけの需要の見込みが確認できれば、具体的な検討に入ることができるという旨を聞いており、今回の調査結果にあわせ、いろんなデータも提供しながら、新規路線の誘致に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、地域観光商品造成等委託料について、執行部から、観光事業者みずからが中心となって、

売れる旅行商品の造成や地域での周遊促進につながる地域観光クラスターの形成を進めるための土佐の観光創生塾の経費であり、来年度は受講生の商品造成力、販売力の強化と宿泊事業者や交通事業者を核としたクラスター形成に取り組むとの説明がありました。

委員から、受講者もふえてきているが、どういった方が参加しているかとの質疑がありました。執行部からは、ホテル等宿泊関係の事業者、交通事業者、道の駅の関係者、地域の観光協会の職員などが参加しており、年齢も幅広いとの答弁がありました。

別の委員から、本年度の成果として、どのような旅行商品が生まれているかとの質疑がありました。執行部からは、本年度の受講者数は82名で、72件の旅行商品の磨き上げを行い、旅行会社に売り込んだものが延べ52商品、その中で販売やパンフレットなどへの掲載に至ったものが26商品ある。内容はさまざまだが、西部地域において、観光施設での特典が受けられる鉄道の企画切符が新たにつくられるなど、事業者が連携した新しい商品が生まれているとの答弁がありました。

次に、おもてなし基盤整備事業費について、執行部から、客船受入等業務や通訳コールセンターの運営を委託するほか、外国人観光案内所の開設を促進する補助制度などにより、国内外からの観光客の満足度を高める環境整備を図るための経費であるとの説明がありました。

委員から、本年度に寄港した国内外のクルーズ客船では、どれくらいの方が県内観光をしているかとの質疑がありました。執行部からは、1月末時点の実績で、乗船客が約6万2,000人、うち外国人は約5万1,000人となっており、これら外国人観光客のうち、約4万2,000人が県内のオプションツアーに参加しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、1年前に高知大丸に設置された免税一括カウンターの利用状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、外国クルーズ客船の寄港時における免税一括カウンターの利用状況は、1月末時点で約600件程度となっているとの答弁がありました。

別の委員から、通訳コールセンターの機能について質疑がありました。執行部からは、登録した観光施設等が、言語の問題で外国人観光客とコミュニケーションが図れない場合に、通訳コールセンターに電話すれば3者通話が可能となるもので、簡単な翻訳サービスも行ってもらえる。現在、県内で265施設が登録しており利用率も高いとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、都市計画街路単独事業費及び都市計画街路事業費について、執行部から説明を受けました。

委員から、現在工事を中断している都市計画道路はりまや町一宮線の街路事業についてはどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、電車通りまでの残された区間について、来年度まちづくり協議会を立ち上げて、高知市からまちづくりの方向性を示してもらった上で新堀川の水辺を生かしたまちづくりの協議を行うこととしている。協議会としての検討結果を踏まえて、来年度中に県として最終的な判断をしたいとの答弁がありました。

別の委員から、いろんな議論があって今の状況に至っているが、まちづくり協議会においては、幅広い観点から議論がなされる委員の選定となるかとの質疑がありました。執行部からは、検討に当たって、地域の歴史資産的な価値や自然環境に配慮しなければならないことから、協議会には、地域にお住まいの方や学校関係者のほか環境保護活動をしている方や学識経験者な

ども加わっていただき、道路建設と自然環境の共存をどのように図っていくか議論していただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、建築物耐震対策緊急促進事業費について、執行部から、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられた建築物の耐震化に要する費用の一部を補助するための経費である。緊急輸送道路等の沿道建築物の補助経費としては、耐震診断30件、耐震設計5件、耐震改修1件分の予算を計上しているとの説明がありました。

委員から、緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震対策の対象となる建築物はどれぐらいあるのかとの質疑がありました。執行部からは、緊急輸送道路約930キロメートルの沿道にある一定の高さ以上の建築物が耐震診断義務化の対象となり、現在339棟あるとの答弁がありました。

さらに、委員から、来年度予算の計上額のペースでいけば10年以上かかる計算になるが、順調に進む見通しかとの質疑がありました。執行部からは、まずは耐震診断を受けてもらい、耐震性の有無を確認することが先決で、その結果、耐震性が十分でない場合には、市町村とも連携し、個別案件ごとに、所有者に充実した補助制度があることもお知らせしながら、耐震改修に向けて働きかけていくことを考えているとの答弁がありました。

次に、南海トラフ地震対策に係る港湾・海岸関係の整備事業について、執行部から説明を受けました。

委員から、堤防などの整備は、近くに住む方々の日常生活環境に影響を及ぼすが、長期にわたる事業を進めるに当たり、地元からの要望を聞く体制はとられているかとの質疑がありました。執行部からは、事前の説明はもとより、工事着手後においても、地元からの要望に沿って堤防に階段を設けるなどの対応をしている。今

後も、地域の方々の声をしっかり聞きながら事業を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、第54号「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、春野総合運動公園体育館に新たに冷暖房設備を設置したこと、また土佐西南大規模公園大方地区の運動広場を人工芝化したことに伴い、これら施設の利用率の設定及び改定をするものである。ことし5月に供用開始を予定している春野総合運動公園体育館の冷暖房設備の利用率は、使用に係るガス料金や電気料、保守費用に相当する金額から算出したもので、1平方メートル当たりの料金単価では県民体育館と同額になっているとの説明がありました。

委員から、春野総合運動公園体育館等のスポーツ施設においては、冷暖房設備は必須の設備だと思うが、それを利用した場合に、1時間当たり1万7,820円が付加される料金設定では、利用者にとって高過ぎて使われなくなることが懸念されるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、時間当たりの料金設定としていることから、朝や夕方には利用しない、あるいは天候により利用時間を柔軟に設定することができるとの答弁がありました。

別の委員から、このようなスポーツ施設で、冷暖房設備の利用率が高いため、余り使われないケースもあると聞いている。整備した設備を使ってもらおうという観点も踏まえて比較考量し、適切な料金水準が保たれるように検討を続けていってほしいとの要請がありました。

次に、報告事項についてであります。

観光振興部についてであります。

執行部から、先月取りまとめられた新足摺海洋館の基本設計の概要について報告がありました。

委員から、すばらしい施設ができるものと思うが、開館後に多くの集客を保ち続けるには中

期的に施設のリニューアルも必要になってくる。今回の設計では、ポンプの容量など主要な設備に関し、いずれ必要となる施設の改装、改修等を考慮したものになっているかとの質問がありました。執行部からは、そういった観点からも、海遊館の館長や水族館のアドバイザーなどに参加をいただいて協議を進めてきた。来年度に行う実施設計においても、必要に応じて専門家の助言を得ながら進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、竜串地域全体の魅力を高めるための地域や周辺施設等との連携に関して、開館までにはまだ3年あるが、関係者とは丁寧な協議を進めて協力体制の強化を図ってもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 総務委員長桑名龍吾君。

(総務委員長桑名龍吾君登壇)

○総務委員長(桑名龍吾君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第8号議案、第19号議案、第23号議案から第27号議案、第36号議案、第39号議案、第42号議案から第45号議案、第56号議案、第57号議案、第62号議案、以上23件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、公文書館整備事業費について、執行部から、県民共有の貴重な知的資源である公文書を後世に引き継ぐとともに、歴史的公文書を通じて郷土の歩みを幅広く知ってもらう場となる公

文書館を整備するための設計委託料であるとの説明がありました。

委員から、本県は公文書館の設置が後発となったが、これは市町村も同様で単独での公文書の保管場所の整備は財政的に厳しいと思われる。今後は、貴重な公文書の適切な管理の啓発とともに、複数の自治体による共同保管や公共施設の活用などを検討すべきと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、市町村と連携して、将来にわたる公文書管理の方法について検討が必要と考えている。今後、共同保管の方法や遊休施設の活用など研究して対応していきたいとの答弁がありました。

次に、第39号「高知県債権管理条例議案」について、執行部から、条例において対象となる債権の区分、管理、回収、債権放棄の要件及び議会への報告に関することなどを定め、今後の債権管理の一層の適正化を図るものであるとの説明がありました。

委員から、本年度6月の本会議において、総務部長から、県税の徴収事務に当たっては、納税者の生存権を脅かすものになってはいけないとの答弁があったが、本条例の施行に当たって、債権の管理、回収とともに、県民の生活保障をどう考えるかとの質疑がありました。執行部からは、条例の対象となる債権の回収と税の徴収とで対応に差をつけることはない。債権管理に当たっても、県民の生活を脅かさないよう配慮していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県の条例制定とあわせて県内自治体の債権管理条例の制定を支援してほしいがどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、県議会からの意見とともに県の債権管理条例制定を各市町村に周知したいとの答弁がありました。

次に、会計管理局についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」の

うち、総務事務委託料について、執行部から、総務事務センターの所管事務のうち、臨時・非常勤職員関係事務など4業務について、民間活力の活用と効率的な事務の推進を目的として外部委託するものであるとの説明がありました。

委員から、一貫した業務内容の一部の外部委託は偽装請負にならないか危惧するがどうかとの質疑がありました。執行部からは、委託先のスタッフは、委託先の管理責任者の指揮監督のもとで業務を行う。また、作業場所を明確に区切るなどにより偽装請負との指摘を受けることがないよう対応するとの答弁がありました。

さらに、委員から、会計管理局では、会計事務など県庁の重要な業務を担い、また職員の個人情報も取り扱うため、これまでどおり外部委託せず直接職員が行うべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、外部委託により職員をより適切に配置できると考え判断をしたとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、学力向上等調査研究事業委託料について、執行部から、児童生徒の学習の定着状況の把握や指導方法の改善に生かすことで、学習内容の定着を図るとともに、学力向上の検証改善サイクルを確立するものであるとの説明がありました。

委員から、全国学力・学習状況調査と県独自の学力調査が立て続けに行われ、対象となる児童生徒や教員には大変な負担になっており、調査のあり方を見直すべきではないか。県の調査は、学力向上にどう役立っているか。また、学校の意見にはどういったものがあるかとの質疑がありました。執行部からは、個々の児童生徒が1年間でどれだけ学力が身についたかを把握するとともに、確実な学習の定着に生かしている。また、調査結果から、教員は指導方法を振

り返ることができる。なお、学校からは、学習の定着状況が把握できると聞いているとの答弁がありました。

次に、豊かな心を育む教育推進費について、執行部から、道徳の教科化に向け、指定校による指導方法等の研究や、道徳推進リーダーによる実践研究を普及することで、各学校における道徳教育の充実及び児童生徒の道徳性の育成を図るものであるとの説明がありました。

委員から、家庭版道徳教育ハンドブック、高知の道徳はどう活用されているか。また、平成29年度の改訂内容はどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、各学校の道徳参観日で活用したり、家庭の中で道徳教育について話をするなど、全ての学校で活用されている。また、教科化に当たっては、児童生徒がみずから考え、議論する授業が求められており、高知の道徳では、児童生徒が主体的に判断し道徳的な価値を発見するような内容や、土佐や日本の偉人に関する内容を含める予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、20年ほど前には、軍国主義や修身につながるという理由から、高知市内の学校では道徳の授業がほとんど行われていなかったが、現在、道徳教育に対する同様の考えを持った教員はいるのかとの質疑がありました。執行部からは、現在は道徳教育を否定的に捉えている者はいないと受けとめている。また、高知市内において中四国の道徳の大会が予定されるなど、理解が徐々に進んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、ヨーロッパでは子供の気づきを促す教育が進んでいる。指導には幾つか方法があり、教員が指導方法をしっかり理解し、授業で実践しないと効果が出ないと思うがどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、道徳の教科化に向けて、指導方法の研究を

さらに進めていきたいとの答弁がありました。

次に、学校給食推進費について、執行部から、学校給食の普及、充実を図り、安全な給食の供給を徹底するための市町村に対する指導・助言や研修の実施、また栄養教諭等を中心に、児童生徒一人一人に応じた朝食指導を市町村教育委員会に委託する経費であるとの説明がありました。

委員から、中学校給食の実施率と展望はどうかとの質疑がありました。執行部からは、平成28年度末の給食実施率は75.2%であるが29年度末までには南国市、30年度末までには高知市で実施される予定であり、実施率は格段に上昇するとの答弁がありました。

委員から、中学校給食の実施や朝食摂取率の向上は、児童生徒の体力や健康、また貧困の連鎖を断ち切る上で非常に重要である。市町村とも連携し取り組みを推進してほしいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第23号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、庁舎等整備費について、執行部から、高知警察署庁舎新築工事において、用地取得後に判明した敷地の地盤改良や設計単価の誤りにより事業費が増加したため、実施設計を見直すこととし、そのことで、県民負担の増加とならないよう職員用食堂の規模を見直す等した上で、実施設計に係る既決予算に不足が生じるため増額補正するものであるとの説明がありました。

委員から、必要不可欠な機能である職員用食堂の縮小は、積算誤りに伴う設計費用の増加分を捻出するためとはいえ問題がある。当初の規模で整備するよう再検討すべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、さまざまな手法を検討したが、既決予算で県民サービスを損なわないため、職員用食堂を最低限の規模で整備すべきと判断したとの答弁がありま

した。

別の委員から、県民の生命を守る大変重要な職務を担う職員に不自由を強いる見直しは行うべきではない。縮小しないよう再検討しないかとの質疑がありました。執行部からは、職員に負担をかけないように、さらに検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、今後、積算誤りが生じないための対策をどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、それぞれの担当者が確認すべき項目を一覧にしたチェックシートを新たに作成し、確認漏れが生じないように運用する。あわせて、施設整備を担当する部署を増員することで、再発防止のための体制を強化したいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

高知県公共施設等総合管理計画案について、執行部から、今後、県の公共施設が大量に更新時期を迎える一方で、依存財源に頼らざるを得ない財政構造や人口減少等により、施設の利用需要の変化や目的の多様化が見込まれることから、管理について長期的な視点で計画を策定し、今後の財政負担の軽減、平準化や公共施設などの最適な配置や有効活用の実現を目指すものであるとの報告がありました。

委員から、公共施設は、住民福祉の向上のために必要であり、人口減少により不要になるものではなく、人口減少を理由に公共施設を減らす手法は認められない。整備目的を踏まえ、県民の意見を十分聞くべきと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、計画では、県民サービスを維持しつつ、現在計画している事業による増加分を加えた平成28年度末時点の公共施設の延べ床面積を上限に更新することを原則としている。個々の施設については、さまざまな意見を聞き、県民サービスが低下しない視

点で検討するとの答弁がありました。

別の委員から、橋梁などのインフラは先進技術を導入し長寿命化やメンテナンスの合理化を進めているが、計画の対象となる公共施設についてはどう考えるかとの質問がありました。執行部からは、先進技術による長寿命化は有意義な取り組みと思われる。建築課とも協議していきたいとの答弁がありました。

次に、高知県PPP/PFI導入検討規程案について、執行部から、国において、PPP/PFI手法の導入を検討するための指針が策定され、平成28年度内に、指針の趣旨に沿った検討規程を策定するよう、各省庁や地方公共団体に要請があった。こうしたことから、本県において、PPP/PFI導入を検討するためのルールを設けようとするものであるとの説明がありました。

委員から、参入する企業は、CSR——企業の社会的責任を意識した取り組みを行うことが重要であると考えようかとの質問がありました。執行部からは、重要な視点であり、今後のPFIの導入の際に反映したいとの答弁がありました。

別の委員から、公共施設は、住民福祉の向上が最大の目的であり、利益を生み出すためのものではない。利益を最優先する民間企業の参加を促そうとするPFI手法を導入することで、公共施設の目的が果たされるのか。また、PFI手法を導入しなくても、地元企業を守り、事業機会をふやすことはできるのではないかとの質問がありました。執行部からは、PFI手法の導入により、公共サービスに民間企業のアイデアがより活かされるとともに、地元企業の一層の事業機会の創出につながると考えているとの答弁がありました。

次に、会計管理局についてであります。

印刷物請負契約への最低制限価格の導入等に

ついて、執行部から、県発注印刷物について高知県印刷工業組合等から、公正な競争を阻害する低価格での受注の防止と発注の県外流出の防止を求める要望があり、受注実態等を調査した結果、今後も継続した成果品の品質を確保するため、電子調達案件について最低制限価格を導入するとともに、受注業者が県内外を問わず他の業者へ再委託する場合に、競争入札案件と同様に承認申請の提出を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、再委託を申請すれば、県外業者に委託できるようになっているが、県内で業務を完結する仕組みを検討すべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、少額の業務委託である電子調達案件においても、競争入札案件と同様に再委託の承認申請を求めるとして、安易な再委託はしないという意識づけにつながると考えている。なお、業務の丸投げはこれまでも認めておらず、再委託の承認申請があっても、合理的な理由がなければ再委託は認めないように考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、再委託を承認する判断にばらつきがないよう承認基準を明確にすべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、わかりやすい承認基準を設けて庁内に周知したいとの答弁がありました。

最後になりますが、この1年、知事部局、教育委員会、警察において、職員の不祥事に関する報告が相次ぎました。改めて、職員の一人一人が全体の奉仕者であることを再認識するとともに、一層の綱紀粛正を徹底するよう要請いたします。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第39号議案まで、第41号議案から第49号議案まで及び第51号議案から第63号議案まで、以上60件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、以上60件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第40号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告の

とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第64号）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末478ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第64号「高知県監査委員の選任についての同意議案」をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出

者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案の説明に先立ちまして、先月25日に御逝去されました代表監査委員田中克典氏に謹んで哀悼の意を申し上げます。

田中氏には、代表監査委員として県行政に多大な御貢献をいただきました。生前の御功績をたたえますとともに、今回の御訃報に接しまして心からお悔やみを申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第64号議案は、高知県監査委員の選任に関するものであります。この議案は、県議会議員のうちから選任されております三石文隆氏と坂本孝幸氏が今月31日をもって退職されるため、その後任に西内健氏と池脇純一氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第64号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

(11番西内健君退場)

○議長(武石利彦君) まず、西内健君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よっ

て、西内健君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(11番西内健君入場、23番池脇純一君退場)

○議長(武石利彦君) 次に、池脇純一君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、池脇純一君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(23番池脇純一君入場)



議案の上程、採決(議発第2号 条例議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末479ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) 日程第2、議発第2号「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ○:○:○:○:○ —————

議案の上程、採決(議発第3号—議発第6号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号から議発第6号 卷末481～487ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書議案」から議発第6号「カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書議案」から議発第6号「カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ○:○:○:○:○ —————

議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 卷末490ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「共謀罪の創設に反対する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議発第7号「共謀罪の創設に反対する意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

安倍政権が早期の国会提出を狙う、共謀罪の構成要件を改めたテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案、いわゆる共謀罪法案について、自民、公明の与党はこの21日に閣議決定することに合意したと報道されています。

そもそも刑法の大原則は、犯罪の結果を現実には引き起こした行為のみを罰し、犯罪の計画、合意があっても内心にとどまる限り処罰しないというものです。それを、277もの犯罪について、何もしていないのに合意だけで処罰するという共謀罪法案は、この大原則に背くもので許されるものではありません。

犯罪の結果からさかのぼり、予備行為のさらに手前の合意を処罰しようとするれば、人の内心の状態を監視、把握する捜査手段の拡大がもたらされます。国民が国家権力による日常的監視にさらされることとなります。内心の処罰と国家による日常的監視は、金田法務大臣が衆院法務委員会で、思想の自由、内心の自由、そうしたものを対象として憲法との関係を検討しているとあからさまに述べているとおり、日本国憲法第19条で保障する思想、良心の自由を侵害することにつながるものです。ゆえに、過去3回、今回と同様に、国際組織犯罪防止条約締結に向けた国内法整備のためと称して共謀罪を盛り込み、国会に提出された同法案は、国民の反対によっていずれも廃案となった経緯があるもので

す。

以下、今回創設されようとしている法案の問題点について述べます。

政府は、共謀罪という呼称を使わず、テロ等準備罪だから共謀罪とは違うと述べ、新たに組織的犯罪集団によることと準備行為を行ったことの2つを要件に加え、また対象とする犯罪を減らしたと主張しています。しかし、犯罪の共謀という合意を処罰対象にするという共謀罪の本質には何ら変更はありません。見かけのパッケージを変えて国民の批判をそらそうとする意図は、許されるものではありません。そして、今回は共謀という言葉は避け、犯罪の遂行を2人以上で計画した者という表現を使っていますが、法的には全く同じ意味で、共謀を処罰する性格は変わっていません。

また、犯罪の準備を行う点を入れた、組織的犯罪集団の行為に限って罰するとしたから、一般の人は巻き込まれないと言っているのもごまかしです。なぜならば、犯罪の準備として、資金、物品の手配、下見など、普通の人が犯罪とは無関係に行う行為が例示されており、その他の準備行為という規定とも相まって、どのような口実で犯人に仕立て上げられるかが全くわかりません。

また、組織的犯罪集団と限定したと言っています。しかし、組織的犯罪集団の特段の定義があるわけではなく、労働組合や市民団体であっても性格が一変すれば該当するんだと政府は認めています。つまり、正当な行動であっても、捜査当局が、性格が変わったと認定すれば捜査の対象になることは明らかです。

さらに、対象になる犯罪数を減らしたと言っていますが、取り締まる対象は法文上、テロの共謀に限定しておらず、277の該当犯罪全ての共謀ですから、憲法が保障する思想や内心の自由を脅かす危険は避けられません。

見かけをごまかす政府・与党の小細工ぶりは、テロ等準備罪と言いながら、そもそも政府案の本文にテロの文字が全くないではないかとの批判を受けると、慌てて組織的犯罪集団の形容詞として、テロの文言を入れようとしたことにも示されています。しかも、そのテロの定義については、宗教や政治団体が純粋な精神的な利益のみを目的として犯罪を行う場合として、2005年の政府答弁と異なる答弁を行うなど、全くあやふやなままです。

法案には、国連の国際組織犯罪防止条約、T O C条約を実施するためとの目的を新たに書き込むとしています。しかし、2月1日、137名の刑事法研究者の共同声明を初め法曹界の多くの団体が指摘しているように、この条約そのものは、テロ防止とは全く違い、国境を越えて行われるマフィアなどによる麻薬取引などにかかわる経済犯罪を防止するものです。そして、条約の締結のために、共謀罪を設けなければならないということはありません。既に日本は、2001年9月11日の同時多発テロ後に採択された条約への対応も含め、テロ対策の国際的枠組みとして、爆弾テロ防止条約やテロ資金供与防止条約を初めとする5つの国連条約及びその他8つの国際条約を採択し、57の重大犯罪について未遂より前の段階で処罰できる国内法も持っており、東京オリンピック・パラリンピック開催の前提のテロ対策だというのは全くの口実であることを指摘せざるを得ません。

憲法は個人の精神活動の自由を広く保障しています。その中で、第19条にある思想、良心の自由は精神的自由の母体とも呼ばれる重要な規定です。人の精神が外部に向かって表現されるときは憲法第21条の表現の自由となり、内面にとどまるときも宗教的方面に向かえば第20条の信教の自由、論理的・体系的知識方面では第23条の学問の自由となります。それら以外の主義

主張や価値観の形成などにかかわる人の広範な内心領域の自由の保障が、思想、良心の自由の内容です。憲法が、このように人の内心を広く確実に保障するのは、戦前の日本で政府が国民の内面を統制、支配した歴史や民主主義を敵視した治安維持法体制への厳しい反省に立っているからです。

目くばせだけ、目が合っただけでも成立する共謀、合意の処罰は、内心を侵す重大な違憲の疑いがあるのです。一般国民を広く日常的な監視に置き、盗聴や盗撮、内偵、密告の助長などによって会話や行動に関する情報を集め、その内心を探知、把握する国家の行為はどう見ても憲法違反です。

大分県警別府署違法盗撮事件のような国民監視の違法捜査が、現行法下でも行われています。とりわけ、通信傍受、盗聴の対象犯罪が大幅に拡大された現在、共謀罪が新設されれば両者が相まって、電子メールも含めた市民の日常的な通信がたやすく傍受されることが強く懸念されます。現に、金田法務大臣は、通信傍受を共謀罪の対象とすることは将来の検討課題だと認めています。

今回のテロ等準備罪は憲法に違反し、国民監視の暗闇社会を生み出す憲法違反、立憲主義破壊の法案であり、国民の強い反対で過去3度廃案となった共謀罪とその本質は同一です。今回も、世論調査でも国民の反対が上回っています。

よって、国におかれては共謀罪の創設をしないよう強く求め、本意見書議案に賛成の討論といたします。同僚議員の賛同をよろしく願います。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「共謀罪の創設に反対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末493ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「南スーダンPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議発第8号「南スーダンPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書議案」に賛成の立場から討論をいたします。

安倍政権は、南スーダンPKOに派兵をしている陸上自衛隊部隊を5月末をめどに撤収させることを決めました。深刻な内戦状態が続く南スーダンに派遣されている自衛隊員が、戦後初めて殺し殺されるという危険に置かれており、5月末と言わずに即座に撤収させるべきです。日本は、憲法に基づく平和主義に基づき、広がる飢餓、難民への支援、武器の輸出禁止、武器購入資金となっている紛争資源の輸出規制など、紛争解決への外交的努力、民生的支援に力を尽くすべきです。

安倍政権はこれまで、内戦状態が続き、戦闘が繰り返されている南スーダンの状況が、PKO法の参加5原則に反していることを隠し続けようとしてきました。その象徴が、南スーダン陸上自衛隊派兵部隊が作成した日報の隠蔽疑惑です。

防衛省、自衛隊が組織的に隠蔽しようとした疑惑のある日報などの報告文書は、公になった後も大部分が黒塗りにされています。それでも、昨年7月、南スーダンの首都ジュバでの政府軍と反政府軍との間で起きた大規模戦闘について、陸自宿営地近くでも戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘が繰り返されていたことが、生々しく明らかにされています。しかし、安倍政権は当時、散発的な発砲と偽り続けました。

南スーダンの反政府軍についても、国内に支配を確立した領域を持たないなどとし、紛争当事者でないとか、国家に準ずる組織ではないからといって、稲田朋美防衛大臣は7月の大規模戦闘も、法的な意味での戦闘行為ではない、こういう独善的な解釈を続けてきました。

それなのに一方では、南スーダンに昨年5月に派遣された自衛隊員の家族説明会の資料では、反政府派支配地域や戦闘発生箇所が地図で明示されています。さらに駆けつけ警護の新任務付与に関しても、昨年8月の家族説明資料では、南スーダンがPKOの活動に同意し受け入れている状況では、武力紛争に巻き込まれることはないと安全を強調しました。ところが、説明以前の7月の大規模戦闘時の日報は、ジュバ市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要と明記をしています。国連は、南スーダン政府軍がPKOに対しさまざまな任務妨害や要員への襲撃など敵対行為を繰り返していることを報告しています。

このように、この間の政府の説明は矛盾だらけです。こんなごまかしや隠蔽で、自衛隊員の命を危険にさらし、その家族と国民をだますことは到底許されません。

7月の大規模衝突以降も事態は深刻化をしています。9月19日の国連報告書は、7月のジュバでの戦闘を境に、南スーダン政府軍による人道支援の職員を標的にした攻撃の激しさと範囲がエスカレートしていると述べています。11月15日の国連報告書は、南スーダン政府と軍による持続的、組織的な地位協定への違反、いわゆる南スーダンPKOであるUNMISSへの敵対的行為が続いており、政府軍は恒常的にUNMISSの任務遂行を妨害していると述べています。

さらに、11月10日国連事務総長の報告は、8月12日から10月25日までの約2カ月間で、南スーダン政府と軍による地位協定違反であるUNMISSへの敵対的行為が46件あったことを明らかにした上で、継続的なUNMISS要員に対する逮捕、拘束、迫害、襲撃、脅迫などが行われたと述べ、南スーダンの政府と軍によってUNMISSへの敵対的行為が克明に述べられてい

ます。こうした状況だからこそ、国連は住民保護のために4,000名の先制攻撃を辞さない部隊の増派を決定したのです。

こうしたもつとで駆けつけ警護を行えば、自衛隊が南スーダン政府軍に対して武器を使用することになり、憲法が禁止する海外での武力行使となる危険性があることは明らかです。

この情勢の中、安倍政権は、昨年12月、大量虐殺を回避するために国連安全保障理事会に提出された、南スーダンに対する武器輸出を禁止する決議案に、中国、ロシアなどとともに棄権し廃案にしてしまいました。アメリカのパワー国連大使は、棄権した国々に対して、歴史は厳しい審判を下すだろうと批判をしました。大量虐殺の悲劇を抑え込むための国際社会の協力を妨害するとは、理不尽きわまりない態度と言わなければなりません。また、日本は欧米で始まっている紛争資源の規制にも全く取り組んでいません。

武装解除など紛争地で活躍された伊勢崎賢治さんは、PKOをめぐる国際情勢は、日本が初めて自衛隊をカンボジアに派遣した1992年とは大きく変わっている、かつてのPKOは中立を守るため停戦合意が破られればすぐに撤退しましたが、1994年にルワンダで住民虐殺が起きた際、PKO部隊が現地にいながら阻止できなかったことに対する国際社会の批判を背景に、これ以降PKOの最優先任務は住民保護になり、先制攻撃を含め交戦主体になることをためらいません、憲法上、交戦権のない自衛隊をその現場に送り続けたことに無理があると指摘をしています。

現在のPKOに、海外での武力行使を禁止した自衛隊を送る条件はありません。また、PKO部隊のリスクが高まったことに伴い、先進国主導の部隊編成から、紛争国周辺や発展途上国から参加を募る流れも加速をしています。日本

が初参加した1992年末、P K O派遣人数の上位10カ国のうち6カ国をイギリス、フランス、カナダなど欧米諸国が占めましたが、南スーダンでは60カ国以上が協力しているといえます。が、部隊を派遣している13カ国の内訳は、日本以外には、工兵部隊としてインド、韓国、中国、バングラデシュの4カ国で、残りの歩兵や航空部隊の主力は、アフリカやアジアの発展途上国です。先進国は、軍ではなく行政組織の構築や技術の支援など途上国ではできない分野で役割を發揮しています。現地でも活動するN G O日本ボランティアセンターの谷山氏は、日本はいいかげんP K O国際貢献イコール自衛隊派遣という凝り固まった考えを捨てるべきですと指摘をしています。

首相は今回の撤収方針について、自衛隊の活動に一定の区切りをつけることができると判断したなどと苦しい弁明をするよりも、派兵の誤りを認めるときです。2カ月半も先の5月末ではなく、直ちに南スーダンから自衛隊撤収を行うことを強く求め、本意見書議案に賛成の討論といたします。

同僚議員の賛同をどうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「南スーダンP K Oに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



常任委員の選任

○議長(武石利彦君) 日程第3、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第3条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案 巻末495ページに掲載〕



議会運営委員の選任

○議長(武石利彦君) 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条の2の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案 巻末496ページに〕

掲載



継続審査の件

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末497ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

（議長武石利彦君退場、副議長梶原大介君議長席に着席）



議長辞職の件

○副議長（梶原大介君） 御報告いたします。

議長武石利彦君から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

平成29年 3月17日

高知県議会議長 武石 利彦

高知県議会副議長 梶原 大介様

○副議長（梶原大介君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（梶原大介君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、武石利彦君の議長辞職の件を採決いたします。

武石利彦君の議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（梶原大介君） 全員起立であります。

よって、武石利彦君の議長辞職を許可することに決しました。

（17番武石利彦君入場）

○副議長（梶原大介君） 武石利彦君の御挨拶があります。

（17番武石利彦君登壇）

○17番（武石利彦君） ただいま辞職を許可いただきました武石利彦でございます。退任に当たりまして一言、お許しをいただきまして御挨拶をさせていただきたいと思っております。

昨年3月に皆様に御推挙いただきまして、この1年間議長職を務めてまいったところでございます。浅学非才な私を温厚で見識豊かな梶原副議長がしっかりと支えてくれまして、これまで何とかつつがなく務め終えることができました。

た。ありがとうございました。

そしてまた、同僚議員にもたくさんの御指導賜りましたし、知事を初めとします県職員の皆様、そして中島局長を初めとする議会事務局の皆様方にも、大変御指導賜りましたことに、ここで厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

この1年間、議長活動として、3期目に入りました産業振興計画の進捗状況、また尾崎知事が1期目のときから打ち出された5つの基本政策、こういったものの進捗状況について、微力でしたが懸命に調査をさせていただきました。5つの基本政策もバージョンアップをしながら、しっかりと県内に中山間地域の隅々まで根づき始めているなど、そういったことも感じましたし、産業振興計画も同様であります。幾ら県が音頭をとってもそれが津々浦々まで県民に浸透しないと、これは何もならないわけですが、しっかりと、時間はかかりながらも市町村や県民の皆様の腹に入ってきているなどということも感じた次第でございます。

さて、この1年間で最も私の心に残りましたことは、本県の先人の思い、御功績、こういったことを忘れてはならないということを実感させていただきました。

昨年9月には、南米に参りまして、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジルとそれぞれの県人会の皆さんとも交流を深めてまいりました。未開地を開墾するといった塗炭の苦勞に耐えながら、すばらしい農地を築き上げられ、それまで現地では習慣のなかった野菜を食するという新しい食文化もしっかりと南米各国に根づかせている。そういったことに対して、各国からは日本人すばらしいな、高知県人すばらしいという大変な尊敬を受けているということもつぶさに拝見をさせていただきました。

その中で気になりましたのは、世代交代とと

もに日本人のアイデンティティーがどうも南米では薄れていっているんじゃないかなというふうに思っております。ぜひこのあたりは県として、若い人たちの交流を南米各国と深めて、アイデンティティーが風化しないように、そういった取り組みをぜひとも進めていただきたいと思っております。

もう一つ風化させてはいけないと思っておりますのは、フィリピンに散華された御英霊の慰霊の旅に遺族会の皆様とことし1月に行つてまいりました。御遺族の方々も平均年齢は優に70歳を超えておられ、訪問団の最高齢は87歳のおじいさん、そして83歳のおばあさん、そういった御高齢の方々と合計で1,200キロのバスの旅でございました。5日間にわたつて、そのバスの中で弁当を食べながらフィリピンの奥地まで出向きまして、激戦地に建てられております慰霊の碑に対してそれぞれ御遺族が御自身の思いを述べられ、皆、涙涙の毎日でございました。

そこから感じましたのは、とうとい肉親を亡くされた御遺族の皆様の気持ち、そういったことも決して風化させてはならないというふうに思っております。

沖縄には、八重瀬町に土佐之塔という塔がございます。ここも沖縄の激戦地で亡くなられた土佐の御英霊を祭っておられますが、この土佐之塔は毎日毎日地元の住民の方々、また中学生や小学生が清掃をするなど心温まる手入れもいただいております。こういった御恩も我々は決して忘れてはならない、しっかりと心に刻まなくてはならないというふうに思っております。

「志国高知 幕末維新博」も開会いたしまして、大変なにぎわいを見せております。観光振興にも大いに役立つことだろうと思っておりますし、高知県で育つ子供たちには、土佐の偉人の存在を知ることが本当に有効な歴史の勉強にもなるんだろうと思っております。そうした維新の志士、偉人を

思う気持ちと同様に、先ほど申し上げた南米移住された県人の皆様、そして太平洋戦争で国や家族を思い、散華された皆様のお気持ち、そしてその御英霊を思う御遺族の気持ち、そういったことを決して明治維新の志士と同様に忘れてはならない。しっかりと胸に刻まなくてはならない事柄だというふうに思っております。

ぜひとも同僚議員の皆様、また尾崎知事を初めとする執行部の皆様、そういった高知県人のアイデンティティー、矜持をしっかりと後世につなぐようなお取り組みをしていただきたいというふうに思います。

さて、間もなく桜の花も満開になります。5つの基本政策や産業振興計画も間もなく満開を迎えるという手応えも持っております。これから、私も一議員としてそのような活動にしっかりと取り組んでまいりたい。特に、中山間対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、これからも御指導、御鞭撻を賜るようお願い申し上げます。皆様方に対する御礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)



議長の選挙

○副議長（梶原大介君） お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（梶原大介君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（梶原大介君） 議場における議員の現在数は、37人です。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番弘田兼一君及び29番上田周五君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（梶原大介君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に12番弘田兼一君及び29番上田周五君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（梶原大介君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○副議長（梶原大介君） 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

○副議長（梶原大介君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（梶原大介君） これより開票を行います。

12番弘田兼一君、29番上田周五君の立ち会いを願います。

（開票点検）

○副議長（梶原大介君） 選挙の結果を御報告い

たします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

浜田英宏君 33票

塚地佐智さん 4票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、浜田英宏君が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました浜田英宏君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

浜田英宏君の御挨拶があります。

(19番浜田英宏君登壇)

○19番(浜田英宏君) お許しを賜りましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、先輩・同僚議員の皆様の御推挙を賜りまして、第96代高知県議会議長に選任をいただきました。まことに身に余る光栄でございます。まずもって衷心より感謝、御礼を申し上げますとともに、改めて職責の重さを痛感しているところでございます。

尾崎知事は、平成29年度の取り組みについて、第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想なども2年目となり、新たに挑戦を始めた取り組みもいよいよ本格的な実行段階へ入ることから、それぞれの計画などで掲げた目標の達成の成否に大きくかかわってくる重要な1年であると、その決意を表明されました。

このような中、県民の皆様から負託を受けました県議会といたしましては、県民の皆様の声を直接お聞きし、それぞれの地域の実情と課題の把握に努めてまいりますとともに、行政の監視機能と政策提言能力を十分に発揮し、さらなる県勢の浮揚に向け、執行部を初め関係者の皆様とともに連携を図り、一丸となって取り組んでいくことが何よりも重要であると考えており

ます。

先輩・同僚議員の皆様の御指導、御鞭撻も賜りながら、公正かつ公平な議会運営と県勢浮揚・発展のために、誠心誠意努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、知事を初め執行部の皆様並びに報道関係の皆様におかれましても、一層の御協力、御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げます。就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(梶原大介君) それでは、新しい議長と交代いたします。

(副議長梶原大介君退場、議長浜田英宏君議長席に着席)



副議長辞職の件

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

副議長梶原大介君から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可願います

平成29年3月17日

高知県議会副議長 梶原 大介

高知県議会議長 浜田 英宏様

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めま

す。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、梶原大介君の副議長辞職の件を採決いたします。

梶原大介君の副議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、梶原大介君の副議長辞職を許可することに決しました。

(15番梶原大介君入場)

○議長(浜田英宏君) 梶原大介君の御挨拶があります。

(15番梶原大介君登壇)

○15番(梶原大介君) ただいま議員の皆様の許可をいただきまして、副議長を辞するに当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

昨年3月に、皆様方の温かい御推挙をいただき、副議長の要職に就任をさせていただきました。在任中は何かと至らない点多々あったと存じますが、今日までその職責を務めてまいることができましたのも、経験豊かで人格、そして識見ともに卓越をされております武石議長、そして先輩、同僚各議員の皆様のお指導、御鞭撻のたまものであり、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

また、知事初め執行部の皆様、議会事務局の皆様、そして報道関係の皆様、また多くの県民の皆様にも御協力と御支援を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

今後とも、一議員としまして、今県が一丸となって進めている産業振興や教育、医療や福祉のさらなる施策の充実や南海トラフ地震を初めとする大規模災害対策などの県政課題に対し、そして県勢浮揚に向けまして今後とも全力で臨んでまいります所存でございます。

どうか皆様方、これまで以上に、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げますとともに、これまで賜りました御厚情に対し重ねて厚く御礼を申し上げまして、退任に際しましての御挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。(拍手)



副議長の選挙

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(浜田英宏君) 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番弘田兼一君及び29番上田周五君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、立会人に12番弘田兼一君及び29番上田周五君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(浜田英宏君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記

無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(浜田英宏君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(浜田英宏君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(浜田英宏君) これより開票を行います。

12番弘田兼一君、29番上田周五君の立ち会いを願います。

(開票点検)

○議長(浜田英宏君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

明神健夫君 33票

米田稔君 4票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、明神健夫君が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました明神健夫君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

明神健夫君の御挨拶があります。

(13番明神健夫君登壇)

○13番(明神健夫君) お許しをいただきましたので、副議長就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、先輩・同僚議員の皆様方の御推挙によりまして、副議長の要職に選任を賜りました。この上なく光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。幸いにして、人格、識見ともにすぐれた浜田議長のもと、議長の補佐役といたしまして、公正かつ円滑な議会運営に、誠心誠意努力してまいり覚悟でございます。

本県では、地域資源を生かした産業を振興し、雇用の拡大や定住人口の増加、また中山間地域の活性化、さらには命の道の整備促進など、改革すべき多くの課題に直面しておりますが、関係者の皆様方の御協力もいただきながら、執行部ともどもこの難局を克服し、県民生活の向上と県勢浮揚に努めてまいりたいと考えております。

どうか、議員の皆様方の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

また、知事を初め執行部の皆様、報道関係の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)



前正副議長に対する謝辞

○議長(浜田英宏君) この際、議員中内桂郎君から、ただいま辞職されました武石前議長並びに梶原前副議長に対し、議員一同にかかわって謝辞を述べられます。

31番中内桂郎君。

(31番中内桂郎君登壇)

○31番(中内桂郎君) 僭越ではございますが、お許しをいただきまして、年長議員ということ

でございますので議員一同にかわり、辞任されました武石前議長、梶原前副議長に対しまして、尊敬の念を持って一言御礼を申し上げたいと思います。

お二人は、昨年の2月定例会におきまして、第95代議長、そして第100代副議長の要職に選任されました。

在任中は、3期目を迎えられました尾崎知事のもと、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策行動計画などの県計画が、新たな4年間の計画としてバージョンアップされ、それぞれの計画とその取り組みが始動する中、執行部や関係市町村ともども情報を共有しながら、県勢浮揚に向けて全力で取り組んでいただきました。

また、全国都道府県議会議長会や四国4県正副議長会などでは、地方創生を初めとする共通の政策課題についての情報や意見の交換はもとより、そうした活動を踏まえて国に対する積極的な政策提言にも取り組んでいただきました。

そして、公正かつ円滑な議会運営はもちろんのこと、県民の皆様にも身近に感じていただける県議会になるよう現場に足を運び、広く県民の皆様のご声を議会に反映させるとともに、議会の取り組みについても積極的に発信されるなど、より開かれた議会への取り組みも進めていただいたところでございます。

これらの御功績は、ひとえにお二人の高邁な人格と識見、県勢浮揚や地方創生、地方自治発展へのたゆまぬ情熱によるものでありまして、私ども議員一同心から敬意をあらわし、感謝を申し上げます。

お二人におかれましては、今後とも御自愛の上、さらなる県勢浮揚のため、この上とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますけれども、感謝の言葉といたします。

本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。(拍手)



議席の一部変更

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第5、議席の一部変更の件を議題といたします。

議員の所属会派の変更に伴い、この際、議席の一部を変更したいと存じます。

〔議席の一部変更（案） 巻末499ページに掲載〕

お諮りいたします。お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更案のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更案のとおり議席を変更することに決しました。

なお、決定後の議席への移動につきましては、4月以降の本会議からということで、御了承願います。



○議長（浜田英宏君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（浜田英宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月25日に、田中克典代表監査委員が急逝をされるという大変悲しい出来事がございました。代表監査委員として県行政に多大な御貢献をいただきました御功績をたたえ、ここに心

から哀悼の意をささげ、衷心より御冥福をお祈りいたします。

今議会には、平成29年度一般会計当初予算を初め、高知県債権管理条例議案など、また議員からは高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出をされました。

知事は、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる高知県の実現に向けてはまだまだ道半ばであり、真に県勢浮揚をなし遂げていくために、平成29年度は徹底的に成果にこだわって、さらなる進化を図ると述べられ、15カ月ベースで4,794億円の9年連続となる積極型予算を編成し、第3期産業振興計画の推進や第3期日本一の健康長寿県構想の推進、また南海トラフ地震対策の抜本強化、加速化への取り組みなどについて提案されました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に對しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましては、この間何かと御協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

間もなく桜も開花する爽やかな季節となつてまいりました。来月早々からは新たな体制による委員会の活動も始まります。どうか皆様におかれましては、御自愛の上、県勢発展のために御尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

また最後に、ことし定年退職をされます職員の皆様方におかれましては、長きにわたる奉職、本当に御苦労さまでございました。今後も県職

員OBとして高所大所の視点から、それぞれのお立場から御指導賜りますように心からお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成29年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成29年度一般会計当初予算を初め高知県債権管理条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、今月4日、多くの皆様に盛り上げていただき無事スタートを切ることができました「志国高知 幕末維新博」を初めとする観光振興など、本格的な実行段階に入つてまいりました第3期の産業振興計画、さらには日本一の健康長寿県構想や横断的な政策として新たに位置づけその取り組みを強化する文化芸術とスポーツの振興などに、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたとおり、平成29年度はそれぞれの計画などで掲げた目標の達成の成否に大きくかかわってくる重要な年となります。私自身、職員の先頭に立ち、より一層成果に徹底的にこだわり、さらなる進化を図つてまいりたいと考えております。

また、さらなる飛躍に向けた挑戦を続けていくためには、官民協働、市町村政との連携・協調がより一層重要となつてまいります。来年度も対話と実行の基本姿勢を貫き、多くの県民の皆様からのお知恵を賜りながら、改めて気持ち

を引き締め、全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまいります。議員の皆様方におかれましては、県民を代表するお立場から、さまざまな場面におきまして引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、ただいまは、武石前議長、梶原前副議長が退任をされ、新しく浜田議長、明神副議長が御就任になりました。武石前議長、梶原前副議長におかれましては、県政にとりまして大変重要な時期に、すぐれた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力され、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な貢献をされました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

また、新たに御就任されました浜田議長、明神副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（浜田英宏君） これをもちまして、平成29年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時38分閉会